アメリカ国務省

中国白書

——米国の対華関係——

朝日新聞社刊

UNITED STATES RELATIONS WITH CHINA

Department of State Publication 3573

August 1949



目次

傳達書……一
第一章　一世紀間の米対華政策　一八四四—一九四三年……一九
一、序言……一九
二、米国基本政策の発展……一九
商業上の機会均等……一九
門戸開放政策の宣言……二〇
門戸開放を維持する早期の努力……二一
ルート—高平協定　一九〇八年……二四
ノックスの「中立化」提案　一九〇九年……二四
三、第一次世界大戰と戰後措置……二五
中国における戰争行爲……二五

二十一ヵ條要求　一九一五年……二六
ランシング―石井協定　一九一七年十一月二日……二七
山東問題の解決……二八
九ヵ国條約　一九二二年二月六日……二九
四、中国内政問題への不干渉　ワシントン会議とその後……三〇
ケロッグ長官の声明　一九二七年一月二十七日……三一
国民政府の承認　一九二八年……三二
五、一九二五年の中ソ紛爭……三二
六、一九三一年以降の日本の対華進出……三三
スチムソン長官の不承認主義……三三
中国における米国條約権の防衛……三六
ハル長官の声明　一九三五年十二月五日……三八
七、日本の宣戰なき戰爭　一九三七年……三九
ルーズヴェルト大統領の「隔離演説」　一九三七年十月五日……四〇
門戸開放原則の擁護……四一
中国保全の擁護……四四
中国の抗戰に対する米国の支援……四六

一九四一年の日米非公式会談……四六
八、第二次世界大戰……四七
武器貸與計畫　一九四一―一九四三年……四八
軍事援助　一九四一―一九四三年……五〇
財政援助　一九三七―一九四三年……五三
中国における米治外法権の撤廢……五六
中国人除外法の廢止　一九四三年……五九
中国を大国として容認……六〇
第二章　国共関係概観　一九二一―四四年……六一
一、序　言……六一
二、基本的要因……六二
国民党の構想……六二
共産党の構想……六三
中国共産党の創立　一九二一年……六五
国民党の改組　一九二四年……六六
三、国共合作　一九二四―二七年……六七

四、内戰　一九二七―三六年……六八
五、国共妥協　一九三七―四四年……六九
妥協の背景……六九
国民党三中全会　一九三七年……七二
中国共産党宣言　一九三七年九月二十二日……七四
蔣介石声明　一九三七年九月二十三日……七五
協定の実行　一九三七―三八年……七五
国共関係悪化　一九三八―四一年……七六
国共折衝　一九四一―四四年……七七
ウォレス派遣　一九四四年……七九
結語……八一
第三章　ハーレイ大使時代　一九四四―四五年……八三
一、ハーレイ派遣の直接背景……八三
序言……八三
中国の結束と抗戰……八六
ガウスの悲観論……八八

軍事的要因……九〇
蔣介石に対するルーズヴェルトの書簡　一九四四年七―八月……九一
スティルウェルの報告……九三
ハーレイへの訓令……九七
ハーレイとモロトフとの会談……九七
二、調停の努力……九九
最後の手段……九九
五項目協約案　一九四四年十一月十日……一〇〇
三項目計画……一〇一
中国共産党の回答……一〇二
重慶会談……一〇五
国民政府提案……一〇六
共産党の反應……一〇六
蔣介石との会談……一〇七
国民党意見の概要……一〇九
会談の延期……一一〇
蔣介石声明　一九四五年三月一日……一一〇

共産党の回答　一九四五年三月九日……一一二
三、軍事援助の問題……一一五
米国の中共援助に反対するハーレイ大使の勧告……一一五
米国代理大使の勧告……一一六
四、中国とソ連……一二一
宋子文博士のモスクワ会談の議題……一二一
ハーレイ大使とスターリン元帥の会見　一九四五年四月十五日……一二四
ハーレイ大使報告の論評……一二六
ソ連—中共関係についてのハーレイ大使の見解……一二九
五、国共談判つづく……一三〇
国民党第六期全国代表大会　一九四五年五月……一三〇
七人委員会……一三二
ハーレイ大使の出発……一三六
重慶における交渉の継続……一三八
国共両軍の衝突……一四〇
政治協商会議の延期……一四一
六、ハーレイ大使の辞職……一四三

第四章　ヤルタ協定と一九四五年の中ソ條約……一四四
一、ヤルタ協定　一九四五年二月十一日……一四四
協定の條文……一四四
ヤルタでの討議……一四六
ヤルタ協定に対するソ連の見解……一四七
二、中ソ友好同盟條約　一九四五年八月十四日……一四八
條約締結の交渉……一四八
門戸開放の保証……一五〇
條約に対する中国側の反應……一五四
條約に対する米国側の反應……一五五
満州工業に対するソ連の態度……一五七
モスクワ外相会議における討議　一九四五年……一五八
大連に関する米国の抗議……一六〇
結語……一六〇
第五章　マーシャル将軍の派遣　一九四五—四七年……一六二

一、経済的・軍事的・政治的趨勢……一六二
序言……一六二
対日戰勝日直後における一般経済情勢……一六二
中国の財政的地位……一六四
好ましくない要因……一六六
ウェデマイヤー将軍の報告……一六六
マーシャル將軍の任命と指令……一六八
大統領の対華政策声明　一九四五年十二月十五日……一六八
マーシャル使節の任務開始……一六九
使節から見た中国の政治的背景の要約……一七〇
二、一九四六年一月及び二月の諸協定……一七二
一九四六年一月十日の停戰協定……一七二
政治協商會議……一七四
政協會議の決議……一七五
一九四六年二月廿五日の整軍協定……一七六
中国国民への反響……一七九
政協会議決議に対する国民党の動き……一八〇

協議のためマーシャル將軍を召還……一八一
三、満州の危機……一八一
軍事調処執行部停戰監視班（執行小組）の満州派遣……一八二
中共の長春占領……一八六
マーシャル將軍の情勢評價……一八七
マーシャル將軍調停から一時手を引く……一八九
妥協案の提示……一九〇
国府軍の長春占領……一九二
一九四六年五月二十四日の蔣介石提案……一九三
停戰協定……一九五
停戰期間中における折衝……一九七
満州における停戰……二〇〇
整軍協定の改訂とこれに関連する政治問題……二〇一
整軍に關するマーシャル將軍の協定草案……二〇五
停戰協定の崩潰……二〇九
四、スチュアートの駐華大使任命……二一二
五、国府委員会の組織……二一四

五人委員会設立の提案……二一四
一九四六年八月十日のマーシャル—スチュアート声明……二一五
蔣介石の立場……二一六
不一致の主な原因……二一七
六、一九四六年八月のトルーマン—蔣メッセージ……二一九
八月十日のトルーマン大統領メッセージ……二一九
八月二十八日の蔣介石の回答……二一九
八月三十一日のトルーマン大統領のメッセージ……二二〇
七、全面的闘争への事態の動き……二二〇
米国の対華援助に対する中共の非難……二二〇
五人委員会に関する諸問題……二二二
両者ともに相譲らず……二二五
国民政府の軍事活動……二二九
交渉さらに悪化す……二三〇
マーシャル将軍、調停から手を引くことを考慮す……二三二
張家口休戦案……二三五
一九四六年十月八日のマーシャル—スチュアート声明……二三六

中共の立場……二三七
一九四六年十月十日の蔣介石の声明……二三九
張家口の陥落と国民大会の召集……二三九
蔣介石のために用意された声明の草案……二四〇
蔣介石による八ヵ條提案　一九四六年十月十六日……二四二
中共の回答……二四三
戰火の拡大……二四四
第三党による調停の試み……二四四
一九四六年十一月八日の蔣介石の声明……二四八
国民政府の停戰命令……二五〇
国民大会の開幕　一九四六年十一月十五日……二五一
米国の調停の総結……二五三
中国の情勢に関するマーシャル将軍の見解……二五六
国民大会の成果……二六〇
中共の反応……二六一
八、マーシャル使節の打切り……二六三
マーシャル将軍、調停役の継続を拒絶……二六三

マーシャル將軍の召還と最終声明……二六四
一九四六年十二月十八日のトルーマン大統領声明……二六五
三人委員会ならびに軍事調処執行部からの米国の脱退……二六六
結　語……二六六
九、マーシャル使節派遣中における経済的発展……二六七
内　戰　の　影　響……二六七
中国における外国爲替ならびに貿易政策の発展……二六九
貿易ならびに航運制限の影響……二七〇
経済條約関係……二七一
一九四六年における外国援助……二七三
第六章　スチュアート大使時代　一九四七—四九年……二七九
一、政治・軍事情勢……二七九
調停努力の継続……二七九
中共政策の変貌……二八一
一九四七年三月十日のソ連提案……二八二
立法院と監察院の改造　一九四七年三月一日……二八三

情勢進展に関するスチュアート大使の概要報告……二八五
延　安　の　占　領……二八七
学　生　デ　モ……二八八
政府の地位ますます悪化……二九一
二、中国政府の改造計画に対する米国の努力……二九四
スチュアート大使の報告……二九四
行政院と国府委員会の改造　一九四七年四月十七日……二九六
滿州の政治情勢……二九九
改革への中国側の動き……三〇一
中共を公然の叛徒と宣言　一九四七年七月四日……三〇三
一九四七年七月六日付のマーシャル国務長官のメッセージ……三〇四
華北と滿州に関するスチュアート大使の見解……三〇五
三、ウェデマイヤー使節團……三〇八
序　言……三〇八
ウェデマイヤー中將に対する訓令……三〇九
ウェデマイヤー中將の任命に対する中国側の反響……三〇九
一九四七年八月二十二日、二十四日のウェデマイヤー中將の声明……三一〇

ウェデマイヤー声明に対する中国の反響……三一二
ウェデマイヤー報告の進言……三一四
四、中国の国内情勢の発展……三一六
国民党中央執行委員会の四中全会……三一六
一九四七年九月二十九日のスチュアート大使の報告……三一八
民主同盟の弾圧　一九四七年十月二十八日……三二〇
和平交渉再開の可能性……三二〇
国民大会の選挙……三二四
上海の騒擾……三二四
五、米国の政策の再確立……三二五
中國援助計画作成の基礎に横たわる考慮……三二五
マーシャル長官の新聞会見　一九四八年三月十日……三二七
トルーマン大統領の新聞会見　一九四八年三月十一日……三二九
六、中国政府の改造……三二九
蔣総統、李宗仁副総統の選挙……三二九
新行政院に対する検討……三三一
学生騒動……三三三

経済改革法　一九四八年八月十九日……三三五
七、米國の政策の岐路……三三六
マーシャル長官の政策指令　一九四八年八月十二日、十三日……三三六
一九四八年十月の政策再検討……三三七
中国側の軍事援助要請……三四五
八、一九四九年における中国情勢の発展……三四七
蔣総統の年頭の辞……三四七
孫科行政院長の年頭の辞……三四九
中国、外国の調停を要請……三四九
蔣総統の引退……三五一
李総統代理の地位と政策……三五二
九、追加的米国援助に関する新たな考慮……三六〇
天津からの進言……三六一
広東大使館事務所の註釈……三六一
李総統代理の直面せる諸困難……三六三
一〇、政府、南京から撤退……三六六

一九四九年四月十五日の中共要求……三六六
揚子江の渡河……三六八
二一、台湾……三七一

第七章　一九四五—四九年の軍事絵巻……三七四

一、軍事行動……三七四
一九四五年における行動……三七四
一九四六年における行動……三七六
一九四七年における行動……三七八
一九四八年及び四九年における行動……三八二
二、中国に対する米国の作戦的助言……三八八
顧問團活動に関するバー将軍への指令……三八八
バー将軍の報告……三八九
三、在華米顧問團……四〇五
法規と協定……四〇五
統合顧問團……四〇七
海軍顧問部……四〇七

空軍顧問部……四〇八
合同補給顧問部……四一一
陸軍顧問部……四一二
対華援助と対ギリシャ援助との比較……四一八
四、対日戦勝日以後中国政府に供せられた軍事上の物資ならびにサーヴィス……四二一
概要……四二一
一九四六年の輸出禁止に関するマーシャル国務長官の陳述……四二二
中共軍に捕獲された米国製武器……四二五
十分な中国政府の軍需補給……四二六

第八章　米国の経済援助計画　一九四七—四九年……四二八

一、一九四七年の経済情勢……四二八
国内の経済的諸要素……四二八
中国の米国援助要請……四二九
輸出入銀行借款についての考察……四三二
銀借款に対する諸提案……四三七
増大する中国の経済危機……四三九

二、中国援助計画に関する米国側の準備……四四〇
序　言……四四一
議会に対するマーシャル長官の進言……四四一
一九四七年十一月十七日付張群行政院長の要請……四四三
一九四七年十一月二十一日、二十四日付中国政府の要請……四四四
スチュアート大使の評釈……四四六
米国の対華援助に関する若干の根本的考察……四四八
ワシントンにおける中国代表との協議……四四九
一九四八年一月二十八日付の張群行政院長の声明……四五〇
議会に対する中国援助計画の提出……四五一
三、一九四八年の対華援助法……四六二
四、対華経済援助の履行……四六五
計画の具体化……四六五
中国政府の措置……四六六
経済の特別措置に関する対華勧告……四六九
経済援助計画の進捗……四七三
一九四九年四月三日以降における経済援助の継続……四八一

李総統代理の判断……四八六
米華関係に影響をもたらした主要事項の年表……四八八
あとがき……四九四



傳達書

一九四九年七月三十日
ワシントン・国務省にて

大統領足下、御所望に応じて私は、我国と中国との関係について一の記録を編纂し、特にその重點を最近五ヵ年におくこととした。この記録は公刊されることになつており、從つてそれは議會にも、また米国国民にも、役立ち得るものになるであろう。

編纂書は大部なものではあるが、当然それは米華関係の比較的小部分を扱うに止まらざるを得ない。第二次世界大戦の初めからこれらの諸関係は、多くの政府各省と出先機関とを捲込むに至つた。この時期に関する十分な歴史的記録の整備は未だ決して完全とはいえない。ただ中国の直面する諸問題に対して差迫る利害が大きいという理由から、私は国防総省や大蔵省や武器貸與局などの文庫、ホワイト・ハウスの綴込文献、その他多くの官辺資料によつて、完全な分析がなされるのを待たずにこの公刊を急いだのである。然しながら私は、この文書を編纂すべき責任者に命じて、この期間における我国の対華政策を決定し、かつはその政策の遂行を反映するような顕著な事実を明るみに出すに足る一つの記録を提供させることとした。これこそは、米国が長らく最も密接な友好の紐帯をもつて結ばれて來た一つの大国、すなわち中国の生涯における極めて複雑な、そして最も不幸な時期に関する一つの率直な記録なのである。苟くも後に起りそうな事項は、いかにそれが我々

の政策を批判し、或いはまた將來における批判の根據となるべき叙述を含んでいるからといつて、決してこれを省略しなかつた。我々の制度の傳統的な强味は、消息に通じた、そして批判的な世論に対して、政府が十分責任感をもつということである。全体主義的な政府は、それが右翼的なものたると、共産主義的のものたるとの何れであつても、決して耐えることができず、そして許しておかないものは、正しくこの消息通的で、批判的な世論に外ならない。

米国の国民と政府とが中国においてもつ利害は、我国史上、遠い昔に溯るものである。米華兩国を引離す距離とその背後に横たわる広大な相違とにもかかわらず、彼の国に対する我々の友好は、兩国民を結びつけて來た宗敎的、博愛的、文化的の紐帶によつてたえず强められて來たのであり、そしてまた長年にわたる数々の好意的活動、例えば中国学生敎育のための團匪賠償金使用、第二次世界大戰中における治外法權の撤廢、戰中戰後における我国の廣範囲な中国援助などを含む様々の行爲によつて立證せられて來たのである。米国が、対華外交政策の根本原則として、門戸開放主義、中国の行政的、領土的保全の尊重、外国による中国侵略の一切に対する反対などの諸點を一貫して保持して來たし、そしてまた今なおこれを持續するものであることを、この記錄はよく示している。この記錄の編纂にあたりいかに眞実を尊重するためとはいえ、中国の窮狀を明るみにさらけ出すような諸事実の叙述をどうしても公表せざるを得ないことは心苦しい次第である。とはいえ、私としては、それを理由としてこれの公刊を差控えるわけにはゆかなかつたのである。

記錄は、必ず事件の起つた当時における四囲の情勢に照し合せて読まれるべきものである。例えば、第二次世界戰爭の間を通じて、我国は獨伊を打破る鬪爭においてソ連と同盟したということ、また、我国の政策の主眼は、戰爭の完遂に本當に重要な場合において、ソ連をして対日鬪爭の渦中に加わらせるにあつたということなどは、決して忘れてはならない。この時期においては、軍事的考慮が、無論圧倒的に他の一切の考慮よりも大事であつた。極東における我々の最も緊急の目的は、共同の敵を打破し、そして我々自身の兵隊の生命を救うとともに、中国人を含む我々の戰友の生命をも救うにあつた。

もしも我々が何か他の途を選んでいたならば、きつと我々は、この我々の明白な義務を果し得なかつたであろう。

対日戰勝日以來の數年間というものは、あたかも眞珠灣以前の數年間におけると同様、我々の側についていえば、中國人を助けて、平和と繁榮と国内的安定を達成させようとする熱望に比べて、軍事的な考慮というものは、むしろ第二義的なものとなつている。これらの目的を促進しようとする我が政府の決意と行動とは、いきおい、その時々に利用できる情報に基づいてなされて來たものである。この悲劇時代を通して、十分に体驗せられたことは、米国からの物質的援助や、軍事的及び技術的な助力や、また好意やがいかに莫大なものであつても、それだけでは決して中国を自力で立たせるわけに行かなかつた點である。所詮、このことはただ中国自らの手によつてのみ爲され得るのである。

二つの要因が近代中国の運命を形成する上に大きな役割を演じた。

中國の人口が十八、十九兩世紀の間に倍加し、それによつて堪え難い圧力が土地の上に加わつた。歴代中国政府が直面しなければならなかつた第一の問題は、この人口を食わせて行くことであつた。その點、誰も成功しなかつた。國民黨は、澤山の土地改良法を現行法令全集に加えることによつてこの問題を解決しようと企てた。これらの法律の或るものは失敗し、他のものは無視せられた。國民政府が今日置かれている狀態は、少からず、それが中国に十分の食糧を用意することに失敗した結果によるものといえる。中国共産党の宣傳の大部分は、彼等が土地問題を解決するだろうという約束に外ならない。

現代中国の型を造り上げた第二の大きな要因は、西洋と西洋思想とから受けた衝撃である。三千年以上もの長い間、中国人は彼等自身の高い文化と文明とを発達させ、ほとんど外部の影響に觸れることはなかつた。武力の征服下に置かれていた時でさえ、中国人はいつも結局において侵略者を服従させ、そして同化して了うことに成功した。それ故に、彼等がいつしか自分達は世界の中心であり、文化的人類の最高表現であると思い込むに至つたのも当然である。ところが十九世紀の半に至り、それまで閉ざされていた中国の孤立の壁が西洋によつて打破られた。これらの外來者は、自分と一緒に、侵略主義と

無類に発達した西洋の技術と、同時にそれ以前の外国侵入には未だかつて附隨しなかつたような高級の文化とを中国に伴つて來た。部分的にはこれらのものの特質によつて、また部分的には滿州王朝の衰微によつて、西洋人達は中国人から同化せられる代りに、新思想を輸入したのであり、それが騒動と不安とを醸す上に重要な役割を演ずることになつたのである。

二十世紀の初め頃、過剰人口と新思想との結合した力が、いわゆる中国革命という一連の事変を発足させた。それこそは有史以來の最も驚くべき革命の一であり、そしてそれの成行と結果とは、なお刮目に値するものがある。この革命の渦中から、この革命の方向を定めようとして国民党が生れ出た。最初は孫逸仙博士に、そしてその後に至つて、蔣介石総統に指導せられたのである。国民党の指導は、一九二七年まで中国共産党に挑戦せられなかつた。中共は二十年代の初め、ロシア革命のイデオロギー的刺戟を受けて組織せられた。ソ連の主義と実踐とは、孫逸仙博士の考え方と実行との上に、かなりの效果を及ぼしたこと、特に経済の点と部分的には組織の点にこれを及ぼしたこと、それから国民党と中国共産党とは、第三インターナショナルが政府と軍隊との間に支配的な地位を要求した一九二七年までは相協力していたことなどは記憶せらるべきものである。この二つの群の間に決裂を早からしめたものもまたこの要求であつた。一九二七年から一九三七年までの時代史は、大部分、国民党と中国共産党との間の権力争鬪という風に記すことができると思うが、明らかにそれは後者の敗戰に終つたのであつた。この期間を通して国民党は国を統一し、国民の財政的と経済的の強さを築き上げようとする努力においてかなりの進歩を示した。けれどもこの十年間にいつしか国民党は、それを生み出した原動力であつた物力と革命的熱情とを失い始めていた。一方、中国共産党にあつてはこの熱情が狂信的になつて來た。

恐らく主としてこの進歩が中国で行われていたためであろうと思うが、日本人は一九三七年を中国本部征服への出発点に選び、そして中国国民の目標は野蛮な、憎むべき侵入者の驅逐ということになつた。日華戰争の初期における中国の対日抵抗は、世界中の自由愛好者をして無條件的讃美を余儀なくさせた。一九四〇年までこの抵抗は概ね外国の援助なしに行われ

た。この交戰数年間における悲劇は、大規模にわたる物的及び人的の荒廃が擡頭し來る中産階級を破壊したことであつたが、実はこの階級こそ歴史的に見れば、自由主義と民主々義との背景と心臓とをなし來つたものなのである。

それからまた中国の人民が対日戰争において一体となつていたのに反して、国民党と中国共産党との指導者の利害は分裂していた。四十年代初期において明白になつたのは、政府の指導者も、また共産党の指導者も全く同様に、対日戰争におけると劣らず、国内的権力争いにも夢中になつていたことである。一度び米国が戰争に参加するや、国民党は明白に日本の最後の敗戰を確信するようになり、そして、共産主義者との暗默の鬪争に対する国民党の立場を改良すべき一の機会が來たと見ていた。ところが共産主義者の方では、また勝手に、中国の混乱こそ、日華戰争前には彼等に拒まれていたこと、すなわち中国における全権を握るべき一の機会であると見ていた。この戰争末期における権力争いは、中国の抵抗力の部分的麻痺に甚だ與つて力があつた。

米国の対華政策の根本原則の二つ——すなわち内治不干渉、ならびに統一と領土保全との支持——が矛盾を來すようになつたのも、またその原則の一つが対日戰争における連合国の基本的利害と衝突するようになつたのも、正しくこの点から來ているのである。一九四三年、一九四四年頃には、中国人が彼等の国内的利害よりも対日統一戰線という、より大きな利害を重しとすることができなければ、中国の抵抗は全然無效となり、対日戰争の見透しが未だとても明瞭でなかつたその頃において、日本が連合国から中国における重要な基地や據点や兵力を奪い去ることの可能性は非常に多かつたのである。このような狀態において、そしてまた中国の利害が米国自身のそれとともに危機に瀕しているような、極めて苛烈な戰争遂行を必要とする形勢の中において、傳統的国策観が一つの珍しく、先例のない情勢に適用されなければならなかつたのである。

眞珠湾の後、我々はかねて一九四一年に武器貸與法の下に開始していた軍事的、経済的援助計画を拡張した。後に続く記錄の第一章に記述せられた計画は、我々の腹案として希望していた分量にはとても及ぶものではなかつた。これは偏に、こ

の全世界の戦争のあらゆる舞台から米国に莫大無比な要求が向けられていたからであり、そして、中国の港が全部敵の手に帰していてこれに近づくことが困難であつたからである。それにもかかわらず、我々の援助は実のあるものであつた。

戦争を遂行する上に中国人を助けるために派遣せられた我が政府の代表者達が、文武を問わず、直ぐに発見したのは、上にも指摘したように、長い間の闘争が中国政府を、軍事上、経済上のみならず、また政治上にも道徳的にも致命的に弱らしたということである。米国の軍人と外交官との報告は、一九四三年、一九四四年を通じて、政府と国民党とが、嘗て戦争初期に彼等がそれあるがために国民の忠誠をかち得ることのできた熱烈な精神を、明らかに失つているという確信を强めている旨を洩らしている。多くの観察者の意見によれば、彼等は腐敗し、地位と勢力との奪い合い、そして米国に頼つて戦争に勝ち自らの国内的優位を保つことのみを希つていたらしい。勿論、中国政府はいかなる場合にも、西洋の意味における民主主義的政府というよりは、寧ろ一党一派に外ならないようなものであつた。戦争の圧力と拘束とが、今や速かに政府側がもつていたような自由主義分子を弱め、そして昔の軍閥と選ぶところのない反動分子の支配を深めつつあるのだ。中国国民の大衆は次第々々に政府への信頼を失うようになつて來つつあつた。

我々に明白であつた点は、ただ若返りし、そして進歩的な中国政府のみが、国民の熱烈な忠誠を再びかち得て、有效な対日戦争を敢行することができもし、それを欲しもしたであろうということであつた。米国の官憲はこの情勢に関する彼等の懸念を幾度も蔣総統に伝えてその注意を喚起し、そして蔣総統もまた幾度か彼等に向つて事態は改められるであろうと確約した。それにもかかわらず、彼はこれを改めるための努力はほとんどしないか、または全然有效な努力を拂わず、そして気に喰わぬ助言をするような中国人官憲を遠ざける傾向があつた。中国の中央行政のこのような虚脱が戦争の遂行に及ぼすべき效果について懸念するのみならず、或る米国の観察者は——それらの人々の報告はこれに続く記録の中に引用せられている——かかる国民党の墮落がその政治上、または軍事上、中国共産党と交える終局的な闘争の上に及ぼすべき效果について

も重大な関心を拂つていたのである。これらの観察者は、既に一九四三年、一九四四年の頃に国民政府は余りに国民から孤立した結果、戦後の権力争いにおいて自己の権威を保ち得ないほど無力なことを暴露するのではないかを恐れていた。それでも我々は大義名分によつて、国民政府に対し、全力をあげて援助を続けて來た。

勿論これはナチ・ドイツに対する戦争の共同遂行ということが米ソ両国間に協力の一段階を作り出した時期に当つていた。ルーズヴェルト大統領は、戦火の裡に鍛えられた協働関係を戦後まで継続するため最善を盡す決心をした。戦争の放逸と恐怖と墮落とによつて心身ともに疲れ果てた世界の諸国民も、これと同じ希望を持つていた。戦後に至つて、この世界同盟における主要協働国の一つが、実際にはそうでないまでも、表面的にはもはやこの共同の目的を追求しないかのように見せかける傾きが残つていた。

パトリック・J・ハーレイ少将が、一九四四年ルーズヴェルトによつて重慶に派遣せられた時、彼は予想して行つた通りに、国民政府と中国共産党との双方で、彼等の相違を棚上げにしておいて共通の努力に協働することを喜ぶ傾向を発見した。既に彼等はこの結果を來すために散発的な企をなしつつあつた。

それ以前にもそれ以後にも、ハーレイ将軍は、ソ連が中国では蔣介石を首班とする国民政府以外のものを認める意思は毛頭ないということを、スターリン元帥によつて確約せられていた。過ぐる大戦の間、ならびに戦後でも暫くの間は、スターリン元帥がこの見解を米国の官憲に繰返し言つたということは、多分記憶せられているかと思う。彼とモロトフとは、中国がその援助の主要な可能性ある源泉として米国にまつべきものであるという意見を発表したことがある。スターリン元帥の表明した心持は、大部分一九四五年の中ソ條約の中に編み込まれていた。

ソ連との戦時における協働から、また高價な対日戦役からヤルタ協定が生れ出た。アメリカ政府と国民とは非常な心配を以て日本本土攻撃を待つていたが、日本征服前にアメリカの死傷が優に百万に値するかと気遣われていた。原子爆弾はその

頃まだ現実のものではなく、そして極東における戰爭は、この爆彈の攻撃によるのでなければ終らせられそうもないと思われていた。そこで米国政府の第一の関心事は、滿州にいる日本軍がいざ鎌倉という瞬間に本国へ引上げることを防ぐために、ソ連ができるだけ早く対日戰爭に加わつてほしいということであつた。ソ連が参戰するというのみでなく、それが米国の日本攻略――それは既に一九四五年秋に予定せられていた――より前に行われることが何より大事と考えられていた。

ヤルタでスターリン元帥は、対欧戰勝日の後二、三ヵ月以内に日本を攻撃することを同意したのみならず、彼の拂う犠牲の対價を滿州に限り、ソ連が、一九〇四年以前に、滿州で占有していたと実質的に同じ地位を與えればいいとした。そこで我々の方でも、この言質を果たすために、そして戰略を米国、中国及び他の連合国人の生命を総局的に救う形で終らせるために、ソ連の要求する対價を拂う用意をし、これを実行した。然しながらこれに関連して二つの事実を見落してはならない。第一に、ソ連は最後に対日戰爭に加わつた時、どのみち問題の領土全体を、米国の態度の如何をほとんど無視して奪い取ることができた点である。第二に、ソ連はヤルタ協定から派生した中ソ條約において中国国民政府に道徳的、物質的支持を與えることに贊成したのみならず、中国の内政不干渉の保証を正文化した点である。その後に至り日本が予期以上に早く崩潰したために、ヤルタ協定の條項の或るものは不必要に思われるようになつたとはいえ、その当時としては戰爭の予想せられた道程に照らして見て、それは正しかつたのみならず、明らかに有利なものと考えられていた。軍事上の必要に引摺られたものではあつたが、協定もこれに続く中ソ條約も、実際には、ソ連がどのみち採ることになるはずの行動に対して、一定の限界を設けていたのである。

軍事的保全のために、そしてただそれだけの理由から、米国にとつてはヤルタ協定に関して国民政府と相談したり、その條項を直ぐに重慶へ通信したりすることは余りに危險であると考えられた。その頃、我々は太平洋戰爭の眞只中にいた。この時にあたり国民党首府に伝えられた秘密情報は、ほとんどたちどころに日本人の利用するところとなる重大な危險がある

ように感ぜられていた。それ故に事情の如何を問わず、我々として保全が危險に陥ると見たのは無理もなかつたと思う。一九四五年六月十五日に至つて、やつとハーレィ将軍は蔣介石にヤルタ協定のことを報告する力を與えられたのであつた。

ソ連のヤルタにおける協定に基づいて、中国国民党との友好、及び同盟の條約を調印するために、中ソ両国間に交渉が始められたのは、一九四五年七月のことであつた。その交渉の進行中、米国は両当事国に向つて條約の目的とするところは、ヤルタ協定を補足するにあり、それ以上でもそれ以下でもないこと、及びソ連の提案の或るものは、その條項を逸脱していることを注意する義務があるように感じた。條約は一九四五年八月十四日に調印せられたが、国民党中国においても米国においても、ともに一般の滿足を以て迎えられた。ソ連が中国におけるその活動に明確に限界を認容し、そして中国共産党に與えた一切の援助を差控える言質を與えたものと考えられていた。然るに九月十日に至り、モスクワ駐在の我が大使は、條約の精神と文句との両者に関するソ連の見解に、不当な信任を與えるわけにゆかぬと警告するに至つた。その後におけるソ連政府の滿州において採つた行動は、この警告が十分もつともなものであることを立証した。

平和が來た時、米国は中国において選択すべき三つの岐れ路が可能であつた。(一)根こそぎに全部を引上げてしまうこともできた。(二)軍事上大規模な干渉をして国民党に共産党を破壊させることもできた。(三)国民党を助けて中国のできるだけ広い範囲にわたつて彼等の権威を確保させる一方において、両勢力の間に妥協を進めて内戰を避けさせる努力をすることもできた。

第一の路は、米国の世論がその頃そう感じたと信じられるが、我々の国際的責任の放棄であり、我々の中国に対する傳統的友好政策を進めて、援助を與えるという決然たる努力にまで行かずに放棄してしまう傾向を代表するものであつたろう。第二の路は、理論的にも過去の回顧としても魅力的に思われるが、実は全く実行不可能なものであつた。国民党は戰前十年間かかつても共産党を破壊することはできなかつた。今も戰後において国民党は右にも指摘した通り、弱くなり、墮落し、

不人気になつてしまつた。彼等は日本人から解放せられた地域における彼等の人望ある支持と威信とを、彼等の文官武官の素行によつて逸早く喪失していたのである。他方において共産党は未だ曾てないほど強力となり、華北の大部分を支配していた。国民党勢力の無効はやがて悲劇的に証明せられたが、そのことのために、共産党は恐らく米国の武器をかりるのでなければこれを撃退できなくなつたのである。米国国民が一九四五年においても其後においても我が軍隊をそれほど大仕掛に動かすことを裁可しようはずはなかつた。そんなわけから我々は第三の路に達したわけで、それによつて我々は事態の眞相に直面し、そして、内戦を改変させるような暫定條約を成立させるが、然しまた国民政府を保存するのみならず、むしろその勢力を増大する方向に援助を致そうと企てた。

本記錄が示すように、ハーレイ将軍の特派に先立ち、共産党と実行協定を結ぼうと企てたものは、実に中国国民政府自身であつた。一九四三年九月に早くも、国民党中央執行委員会への演說において、総統は「我々は明白に、共産党問題は純政治問題であり、政治的方法で解決できるはずのものだということを認めるべきだ。」と言つている。彼は数度の機会にこの意見を繰返した。政府と共産党との代表者間に、軍事的協力と内戦とを取扱う理解ある交渉が一九四四年五月、西安において開かれた。これらの交渉は、その後、ハーレイ大使が一九四四年八月から一九四五年九月の間に両派の招待を斡旋したのであつたが、一年有半にわたり断続的に継続せられ、何等最終的な結果も結ばず、そして一九四五年十月十一日、基本的な点で理解ある一連の協定に達したのが峠であつた。それはちようど、ハーレイ大使が中国を出発した後で、マーシャル将軍が到達する前に当つていた。ところがそのうちに、二つの党派の兵力間の軋轢が増しつつあり、そして協定の達成を危からしめていたのである。交渉が速かに成功した結末に達しない限り、広く拡がつた内戦の危険は間一髪に迫つていた。このような事情にあつた時、マーシャル将軍は一九四五年末、その使命を帯びて中国に向つた。

マーシャル将軍使節團とその後数年間の報告とが、下記の記錄の五章、六章に暴露している通り、その当時における我々

の政策は、二つの目的により鼓舞せられていた。すなわち、中国に安定政府と民主主義的路線に沿つた進歩とを許すような條件によつて平和を齎すこと、ならびに、国民党政府を助けて、中国のできるだけ広領域にわたりその権威を打建てさせること、の二つがそれであつた。事態が立証したように、第一の目的は、両党のどちらの側もそれに成功しようと欲しなかつたから実現し得なかつた。すなわち共産党は、残る力をまとめて、たえず彼等の目標たる全中国の共産主義化に進む自由を弱めるような條件を受け容れることを拒んだからである。また國民党は、我々の軍事代表が繰返しその勧告をしたにもかかわらず、彼等が武力で以て共産党を破壊できるとの幻想を胸に懐いていたからである。

それはともかく、第二の目的たる国民政府を援助することは、我々は一九四五年から一九四九年まで頑強に遂行した。国民政府は友好列国の公認した政府であつた。我々の友好と、国際法に基づく我々の権利とは均しく、この政府に対する援助を要求するのであつて、これを顚覆し廃止しようとする共産党を助けたくないのである。国民党中国に対する我々の援助の広さは、本記錄の第五、六、七、八章に詳しく載せられているから、ここには繰返さない。国民政府は一九四五年には、そして引続き一九四八年の初秋までは、人力と武備とにおいて、その競争者よりも遙かに優越性を保つていた。実際その期間、専ら我々が彼等の兵力を運搬し、装備し、給與することを助けたお蔭を以て、彼等は華北と満州の大部分に彼等の支配を拡げていつた。一九四七年の初めマーシャル将軍が中国を去つたころ、国民党は明らかに彼等の軍事的成功と領土的拡大の絶頂に立つていた。ところが続く一年半に、彼等の表面的な強さは幻のようなものであり、彼等の勝利は砂上に建てられたものであることが暴露せられた。

危機は、ソ日両国の帝国主義の傳統的焦点たる満州を囲つて発展した。スターリン元帥は数多くの機会に、彼は国民政府が満州の領有を引受けるものと期待する旨を無條件に声明した。一九四六年一月十日の停戦協定において中国共産党は、政府軍が満州地域に対する中国主権を回復する目的を以てこの地域に進出することに同意した。この了解に基づいて、米国は

かなり多くの政府軍を満州の入口に当る港へ運搬してやつた。これより先、ソ連軍は一九四五年十二月に満州を撤退したいという希望を表明した。然し中国政府の要請に依り、なお更に二、三ヵ月踏止つた。ソ軍が撤退を始めた時、国民政府は撤退された領域を引取るのに、広大な交通線と限られた車輛と不十分な兵力しかないのみか、時あたかも既に郷村を占領している中国共産軍の進入を防がねばならぬ状態にある自らを発見した。共産党は満州に進入した時、日本の関東軍から莫大な物資を獲得した。それはソ連人が都合よく「放棄してくれた」ものであつた。この状態に応ずるため、国民政府は一連の軍事行動に乗り出したが、それは彼等の保有地たる松花江までの線に拡がつていた。これらの野戦の終るころ、それはまた華北で軍事行動を始め、そして共産党により占拠せられた領域を圧縮することに成功した。

一九四六年の春、マーシャル将軍は平和を回復しようと企てた。この努力は数ヵ月続き、そしてその進行中に、一見終りそうもない提案と反提案との一連がなされたが、それは軍事行動の進行に対してほとんど効果を示さず、また政治的調停も一向実を結ばなかつた。この交渉の間、マーシャル将軍は、何度も何度も協定を成立させるために、無限の忍耐と策略と乗気とを示した。それにもかかわらず、彼は二つの分子の間の二十年にわたる断続的内戦、——しかもその間、指導的人物はいつも同じであつた——が、それほど深い人間的峻烈さと、それほど和解し難い相違を作り出した結果として、どんな協定も不可能であるという確信を次第に固めるに至つた。猜疑心と不信用とは救済の余地がなかつた。彼は両派ともただ時を稼ぎ軍事的情勢を欺き、そして一時的に彼等が米国の希望だと思う事柄にばつを合せているに過ぎないことを確信するに至つた。マーシャル将軍は、彼の使命の目的を達成する望みはないという結論に達した。

マーシャル将軍は一九四六年秋ころ、一切の実際的目的からいえば、既に内戦を平和的に和解させるために手助けをしようとする努力から手を引いたにもかかわらず、一九四七年一月まで中国に踏止まつた。政府と共産党との間の争いの最も大事な点の一は、中国のために新憲法を起草し、政治的後見と一党政府との時期に終止符を打つべき国民大会の召集ということであつた。共産党は、豫め軍事的和解が行われた上でなければ、国民大会に参加することを拒絶するというのであつた。総統は大会は開かるべきものとの肚を決めていた。そして計画は実施せられた。一九四六年の末期におけるマーシャル将軍の希望は、彼の中国滞在が非共産中国における自由主義的分子を激励し、彼等をして過去におけるよりも、ずつと強力に自らの権利を主張せしめること、ならびに反動派と軍国主義者とに握られている専制的支配に起死回生的影響を及ぼすことに向けられていた。マーシャル将軍は大会がその仕事を完了するまで中国に留まつていた。提案せられた政府の新しい骨組は満足すべきように見えたが、実際の証拠は、勢力均衡にほとんど変化がなかつたことを暗示していた。

その訣別の辞においてマーシャル将軍は、中国人を助けて国内平和を回復させようとする彼の努力の終結を告げた。彼は国民党と中国共産党との間に横たわる根深い相互の猜疑が和解を困難にする最大の障害であると述べた。中国の救済は中国人自身の手に横たわつていること、そして、新たに適用せられた憲法は民主主義中国のために骨組を用意したものではあるが両派当事者による契約履行の実際的方法こそ決定的な試煉をなすものであることなどを、彼は明らかにした。彼は政府の内外において、自由主義者が指導を引受けることが統一と平和とへの道であると訴えた。これらの最後の言葉を残して、彼は一九四七年の一月、ワシントンに帰り、国務長官としての新しい地位に就いた。

差迫る災厄の兆候が倍加した時、大統領は一九四七年七月、国務長官の進言を容れて、アルバート・C・ウェデマイヤー中将に命じて中国の舞台を調査し、進言をなさしめることとした。一九四七年九月十九日に述べたその報告において、同将軍は米国は国民党中国に援助を與える政策を継続し、そして拡張するよう進言した。それは次のような箇條に基づくものであつた。

一、中国は国際連合にその援助の要求を告げている。

二、中国は国際連合に、満州に休戦を齎らしてくれることを求め、そして、満州が五国の管理または信託統治の下に置か

れることを求めている。

三、中国は自分の資源を利用し、その財政、その政府、及びその軍隊を改良し、そして軍事上、及び経済上の分野において米国の助言を受諾する。

ウェデマイヤー将軍の報告は、共産党が中国全土を支配する危険を十分に認め、そして国民政府の問題に同情的であつたが、それにもかかわらず、数多くの改革案を列挙し、若し政府が自ら正常に復そうとするのであれば、これらの改革こそ根本條件をなすものと考えていることが知られたのである。

中国の一部を国民政府の支配から切り離し、そしてその部分をソ連を含めた国際統治下に置こうという示唆の公表は、その当時となつては役立たないだろうということは疑いの余地はなかつた。この記録の中では、ウェデマイヤー将軍の報告のうち中国を扱つた部分の全文が第六章の附録として出されている。

中国国民政府の失敗の理由は附属書の中にやや詳しく見えている。それは米国の援助の不十分というようなことから來ているのではない。現地にいた我が軍事観察者は、国民軍が、一九四八年の決定的な年を通じて、武器や弾薬の不足によつて戦闘に敗けたことは一度もない旨を報告した。事実は、我が観察者達の重慶において戦争の早期に看破していた腐敗が、国民党の抵抗力を致命的に崩していたということである。それの指導者達は彼等に直面する危機に対抗する力がないことを立証し、それの軍隊は戦意を喪失し、そしてそれの政府は一般人気の支持を失つていた。一方において、共産党は無慈悲な規律と狂信的な熱情とによつて、自らを民衆の擁護者であり、解放者であるとして売込まうと企てた。国民軍は打敗かされねばならぬはずはなかつた。彼等は自ら崩潰したのである。歴史が繰返し繰返し立証しているように、自分自身に対する信頼を失つた政権と、士気を失つた軍隊とは、とても戦闘の試煉に堪え得るものでない。

本記録が、これらの年間における中国共産党の内的な歴史と発達とを依怙贔屓なく詳細に叙述するわけに行かないのは自

明の理である。その主な理由は、我々が国民党政府と正規の外交関係をもち、そしてその領域にいる我が代表者達から数多くの報告を得る便宜をもつているのに反して、我々の共産党との直接の接触は、主としてハーレイ将軍とマーシャル将軍の調停の努力にのみ限られているという事情によるものである。

中国共産党の指導者は思想的にモスクワと連絡があることを十分に認めつつも、やはり我が政府は、中国における現在の勢力均衡の光に照して見て、平和というものは、或る條件が合致した時にのみ打建てられ得るものだという見解をとつた。国民党はそれ自らの家を整頓すべきであり、そして両派はお互いに譲り合つて、中国政府が名実ともに全中国の政府となるように、またすべての党派は政府の立憲制度の内部で機能を発揮するようになることが望ましい。国内的平和と立憲的発達とは、一党政府が大きな反対党を武装蜂起の形でもつているような状態から、速かに、中庸を得た非共産主義的分子を包括するすべての党派が、一の眞実の国民的政権の中に参加するという形に進歩して行くことを要請したのであつた。

これらの條件は一つも実現せられなかつた。国民党と共産党との双方の指導者相互間の不信が余りに深く根ざしていることが判つた結果、一時的な停戦と一見有望な交渉とが進められたにもかかわらず、終局の協定はできなかつた。それのみならず、国民党は一九四六年に、マーシャル将軍が無益な軍事行動は中国を経済上の混迷に投げ込み、結局、国民政府を破壊すると警告したのを無視して、超野心的な征戦に乗出した。マーシャル将軍は假令国民党軍が一時的には、共産党掌握下の都市を乗取ることはできたけれども、共産軍を破砕することはできなかつた点を指摘した。かくて国民軍が前進する毎に、その襲撃の通信が共産軍のゲリラによつて暴露せられ、そしてその軍隊は米国によつて整備せられた武装のまま退却したり降伏したりすることになつたであろう。軍事的地位はどんな事前の見通しによるよりも実際に現れた結果による方がずつと完全に確められるものである。

中国民衆に対する米国の友好と援助との歴史的政策は、それでも、和戦両時代を通して維持せられた。対日戦勝日以來、

米国政府は中国政府に対する援助として、総計およそ二十億ドルに近い金額を供与と貸付との形で公認した。その金額はその価値からいえば、中国政府の貨幣支出の五〇パーセントを越え、政府予算に対する比例から見ても、米国が戦後、西欧のいかなる国民に供与したものよりも大きな割合を占めるものである。これらの供与と貸付とに加えて、米国政府は中国政府に多量の軍事用及び民需用戦時余剰資産を売つたのであるが、処辨総額は十億ドル以上に達し、それに対して協定せられた米国への支拂は二億三千二百万ドルであつた。然しながら、対日戦勝日以後、米国によつて中国軍隊に給與せられた軍事的裝備の大部分は中国共産党の手に帰したが、それは全く国民党指導者の軍事的不手際、彼等の脱党と降参、彼等の軍隊の間における戦意の欠如などによるものである。

国民政府に対してほんの少しばかり余計な援助──軍事的及び経済的の──を與えさえすれば、それは中国における共産主義を破壊することができたであろうということが力説せられて來た。我々の政府が手にすることのできた最も信頼すべき軍事上、経済上、及び政治上の情報によれば、かかる見解は貫き得ないものであつた。

中国の過去と現在における狀態の現実的評価から導き出される結論は、米国に許される唯一の道は、それ自身の軍隊とそれ自身の人民の信用を失つてしまつている一政府のためにする全面的な干渉のみということである。そのような干渉は、それまでに無駄に費されて來たよりも遙かに大きな額の失費と、米国士官による国民軍の指揮と、そしてその結果として起る戰爭──陸海空の──に、米国の武装兵力ができるだけ参加することを要求したであろう。それほどの広さと大きさとをもつ干渉は、中国国民の大衆にはうるさがられたであろうし、我々の歴史的政策を眞正面から逆轉させたであろうし、そして米国国民によつて非とせられたであろう。

率直に認められねばならないのは、外国の武力または列强によつて抗戰されつつある領域において、中国国民を援助しようとする米国の政策が、今や最も重大な困難に直面しているということである。中国の心臓部は共産党の手に帰している。

共産党指導者は、彼等自らを中国の選民となすことを罵倒し、そして彼等が外国勢力、すなわちソ連に屈従することを公々然と明言している。このソ連は過去五十年にわたり、ツァーの治下でも共産党の治下でも同様に、その支配を極東に拡大する努力に最も精励して來た。やつと近年になつてから、中国国民にも、外国支配の企ては、外部からの侵略に外ならぬということが非常にはつきり判つて來た。そしてそんなわけから、抵抗が苛烈に、かつ長い眼で見れば成果を上げるように続けられたのである。我々の支援と激励とが彼等の抵抗を助けた。とはいえ、この場合に、外国支配は尨大な改革運動の仮面に被われて來たものだから、多くの中国人にとつては表面的にそれが全然自国流のものであり、国民的なものであるように思われていた。こんな風な情勢にあつたものだから、我々の支援は無駄であつた。

不幸であるが然し不可避の事実は、中国における内戰の忌わしい結果が米国政府の統制の範囲を超えていたことである。この国がその能力の合理的限界のうちでなし、またはなし得たところの事柄は、何一つかかる忌わしい結果を変更し得なかつた。またこの国が残した事柄も、何一つそれに貢献しなかつた。それは国内的な中国の武力の産物であり、この武力をこの国は左右しようと試みて失敗したのである。一の決定が、假令それがいわば欠席判決のようなものであつても、中国の内部で行われた。

そして今や明々白々なのは、我々が現に実在するような事態に直面しなければならぬということである。我々が希望的な考え方の上に我々の政策をおいて見たところで、中国人も、我々自身も、どちらも救われないのである。中国の最近の将來が如何に悲劇的なものであろうとも、またこの偉大な国民の大部分が、外国帝国主義の利益を守る一党派によつていかに冷酷に搾取せられようとも、最後には中国の深遠な文明と民主主義的な個性主義とが、必ず再び自らを主張し、そして中国は外国の桎梏を破棄するであろう。中国におけるすべての発展は、今も將來も、この目標に向つて進むのであるから、これを我々は激励すべきであると、私は考えるものである。

然しながら、最近の將來においては、中国に対する我々の友好政策は、目前の発展に深刻に影響せられざるを得ない。中国国民が、共産党政権は自分達の利益のためではなく、ソ連の利益のために御用を勤めるものであることを、どこまで認識しているかという程度と、それから彼等中国国民がこの事実に目覚めた上でこの外国支配に対抗してゆく態度との如何に、それは必然的に影響せられるであろう。然し我々の重点ははつきりしている。もしも中共政権がソ連帝国主義に身を任せ、そして中国の隣邦への攻撃に従事しようと企てるならば、我々ならびに他の国際連合加盟国は、国際連合憲章の原則が蹂躙せられ、そして国際平和及び安全の脅威せられる場合に直面させられることになるであろう。

それは兎も角として、我々の政策はこの憲章に対する我々自身の尊重や中国に対する我々の友好や、並に門戸開放に対する、また中国の独立と行政的、領土的保全に対する、我々の傳統的支援やの上に據つて立つことを続けるであろう。敬白。

ディーン・アチソン

第一章　一世紀間の米対華政策　一八四四―一九四三年

一、序　言

過去半世紀以上にわたつて米国の対華政策は二つの原則に基づいて來た。その第一の原則は商業上の機会均等であり、第二の原則は中国の領土保全、行政的保全及び政治的独立を維持するにあつた。時たま米国は中国と近隣諸国間の特殊関係を容認したが、同時に中国が一強国または列強によつて支配されることは、米華両国の利益に反するものと認め、かつ主張して來たのである。米国は中国の国内諸問題への不干渉政策を唱道して來た。中国人に対して、近代世界において彼等の諸要求に最適な政治制度を発展せしめるだけの時日を藉すべきだというのが米国の立場であつた。また米国は第三者の列強が、各国個別にせよ、共同にせよ、中国の内部混乱を利用して勢力拡大を計ることのないよう防止策を講じて來た。既に永年にわたつて米国は安定した中国政治機構が発展し得る諸條件を創設することに関心を拂つて來たのである。さらに対華関係において、国際法上一般に認められた諸法則に準拠し、紛争の平和的解決を計るという原則を支持したのである。

二、米国基本政策の發展

商業上の機会均等

十九世紀を通じて米国の対華政策は、中国内における通商権の均等を確保するために作られた條約、ならびに通常の外交手続によつて表明された。米国の対華関係を貫く根本原則――商業上の機会均等――は米華両国間の最初の條約である一八四四年七月三日調印の望厦條約中に最恵国條項の形で取入れられた。

この規定は通商、居住、宗教活動、関税、或いはその他商業上の諸規則に関し、他の列強が何らか條約上の権利を獲得した場合、米国も自動的にこれに均霑することを保証したものである。最恵国條項はその後十九世紀内に中国と締結された商業諸條約にも存置された。それらの條約とは一八五八年の天津條約及び一八六八年のバーリンゲイム條約であつた。（註＝天津條約は一八五八年六月十八日締結、一名リード條約と呼ばれる。バーリンゲイム條約は一八六八年七月二十八日締結、一名ワシントン協定と稱される。）新しい帝国主義的圧迫により、中国が他の列強間の権益範囲に分割される危険の生ずるに至つた一八九〇年代末期までは、商業上の機会均等の原則は順調に行われたのである。

門戸開放政策の宣言

この新情勢に応じ米国はその諸目的を達成するために、別種の方式を用いることによつて新しい手掛りを求めようとした。一八九九年九月から十一月までに諸列強に通達されたジョン・ヘイ国務長官の門戸開放通牒は機会均等の原則に具体的表明を附與したものであつた。ヘイは中国をめぐる競争に関係を有する列強諸国に対し、各国それぞれの「勢力範囲または権益範囲」内で、関税、鉄道料金、入港税に関し、他国国民の諸権利の平等を侵害せざるよう保証を與えることを求めた。これらの通牒に対する回答はやや曖昧なものか、或いは條件付きのものであつた。特にロシアの回答はなかんずく最も言を左右に托したものであつた。それにもかかわらず、諸回答は外交辞令を用いていたため、ヘイにとつては門戸開放政策が受諾され、それが中国における指導的政策であることを世界に向つて公表することを可能ならしめた。

團匪事件として通称される一九〇〇年の中国における排外騒擾は、米国に前年の門戸開放通牒からさらに一歩前進した政策を声明する機会を与えた。（北京で包囲された各国公使館員を救出するため派遣された連合遠征軍に、米国も他の列強とともに参加した。）一九〇〇年七月三日付の参加列強諸国に対する回章通牒で、ヘイは米国政府の政策は中国における諸困難の「解決策を求めるもの」であり、「中国の領土的、行政的実体を維持し」さらに「世界に対し、清朝との均等かつ公平なる通商の原則を擁護」せんとするにあることを宣言した。かくて中国の領土的、行政的実体を維持する原則は米国の政策となつたのである。團匪事件のさ中における財産の破壊と外国人生命の喪失から生じた中国と列強間の諸困難を解決するに当つて、この政策は大いに役立つた。同事件の和議條件は一九〇一年九月七日に調印された北京議定書に含まれているが、その内の一項は中国に対し、数年間にわたり三億三千三百万ドルに達する賠償金支払いを要求するものであつた。この内米国はわずかに二千五百万ドルを要求したに過ぎず、米国国民の損害を賠償するにはこれで十分過ぎることが明らかになつたのである。一九〇八年と一九二四年の議会の処置による諸取極めに基づき、米国は請求者に割当てた以外の團匪賠償金全額を送金した。総計して米国は約一千八百万ドルを中国政府に返還したこととなり、この金額は中国及び米国における中国青年の教育費に当てるため信託基金とされたのである。一九四三年一月十一日、米国は賠償支払に対するそれ以上の請求をすべて放棄した。

門戸開放を維持する早期の努力

新世紀を迎えて以來、米国は多くの機会に外交を以て、商業上の機会均等と中国の領土的、行政的保全との二原則を維持しようと努めた。同時に米国は門戸開放主義を拡大して、これを排他的な鉱業あるいは鉄道の特権ならびに商業的独占の禁止にも適用した。これらの拡大適用は本來主として口シアに備えて行われたものであり、当時ロシアは滿州を南下し、この

広大な領域における中国の支配を脅かしつつあつたのである。一九〇四—一九〇五年の日露戦争後はこれらの原則は、日本に対してさらに峻烈に適用されることとなつた。日本は満州南半において、ロシアに代つて中国の領土的、行政的保全を脅威する勢力となつたのである。

ロシアが満州において特権的地位を獲得するため、中国に圧迫を加えた時、米国は一九〇二年二月一日列強諸国に覚書を廻付し、この種の行動は門戸開放政策に反する旨を抗議した。米国の同覚書は次のごとく記されていた。

「米国政府は中国がいかなる公司、会社に対するにせよ、鉱山開発、鉄道建設あるいは満州の工業開発に関する他のいかなる場合においても排他的権利ならびに特権を与えるが如き協定を締結することを、重大関心をもつて注視せざるを得ない。これは独占を招き、中国と諸外国間に締結された諸條約の條項を明確に侵犯するものであり、それがために米国市民の諸権利に重大な影響を及ぼすものである。かかる協定は米国市民の正当なる通商を制限し、これを差別待遇、妨害あるいはその他の危険に直接曝すものである。かつまた満州における中国の主権を永久的に傷つけ、中国がその国際的義務を履行する能力を著しく阻害する傾きが濃厚である。それ以上に中国側のかかる譲歩は必ず中国の他の領域において、同種同等の排他的利権を他の列強から要求される事態を誘発するであろう。かくて中国全土における通商、航行、商業に関する各国絶対平等の待遇を行う政策は、全面的に崩壊を免れぬ結果を招くことは必至である。

「他方、一国家により、その国籍下の一商業団体のためにこの種の排他的特権が獲得されることは、米国政府が唱道し、かつ中国内に商業権益を有する條約締結国全部が受諾せる、中国における門戸開放政策を遵守する旨のロシア帝国政府外務省の意図として、再三本政府に伝達された保証に背反するものである。」

その後ロシアが満州に條約港と外国領事の駐在を禁止し、華北における中国公務からロシア人以外の全外国人を排除しようとする双務協約を締結すべく中国に圧迫を加えている事実を米国は聞知した。その結果米国は一九〇三年四月二十五日ロ

シアに対し、かかる行動が門戸開放政策に反し、かつ中国における米国の合法的権益を侵害するものである旨抗議した。一九〇三年十月八日に調印された米華商業條約は門戸開放主義を再確認し、それに伴い満州において奉天、安東が外国貿易に開かれ、これを閉鎖しようとしたロシアの企図を覆えすこととなつたのである。

主として中国国土で戦われた一九〇四—一九〇五年の日露戦争は、米国にその中国政策の基本原則を再び声明する機会を与えた。同戦争勃発に当り、一九〇四年二月十日ヘイは交戦国双方に対し、その軍事行動をできる限り拡大せぬよう、かつ中国の中立と「行政的実体」を尊敬するよう要請した。続いてヘイは中国の保全と東洋における門戸開放のために、一九〇五年一月十三日列強諸国に回章を発した。

「日露両国間の終局的講和交渉に際し、中国領土を中立諸国に割譲せしめようとする要求が、列強の一部から行われるやも知れぬ懸念が存することを我々は知るに至つた。大統領は、外來権益の導入が現下の極東における抗争に関する諸問題の解決を著しく妨げ、かつ遷延する結果となるものと信じ、かくては、熱望される極東平和の達成を一層空漠たるものとするが故に、この懸念に與することを欲しない。米国として再三その立場を明らかにしており、かつ商業上の機会均等を各国家が享受し得るために、中国の保全と東洋における『門戸開放』を維持しようとする広範な政策を強化し永続せしめようとする米国の努力に対して與えられた懇篤な歓迎に満足して來たのである。これらの見解に基づき、米国は清朝国内で領土的権益或いは支配を留保せんとする考えを否認する。そしてこの目的を率直に周知せしめるとともに、中国の太平洋通商に大きな役割を果し、かつ中国の入口に近い西太平洋に重要な領土を保有する米国の政策に関する限り、この点の懸念を取除くことが適当と考えられる。」（註＝本通牒はウィーン、ブラッセル、パリ、ベルリン、ローマ、リスボン駐在米國外交代表に送達された。）

セオドール・ルーズヴェルト大統領は日露両国間に講和交渉を開始すべく斡旋に乗出した。その結果一九〇五年九月五日

成立を見たポーツマス條約は両調印国が滿州を中国に返還すること及び滿州の商工業に関し、「各国平等に適用される」諸措置を遵守することを約せしめた。

ルート—高平協定　一九〇八年

二三年後国務長官とワシントン駐在日本大使との間の通牒交換で、日本は米国対華政策の二原則に賛意を表明した。一九〇八年十一月三十日調印のルート—高平協定により、日米は次の諸点につき意見の一致を見た。

一、太平洋において現状を維持し、同地域における双方の領土を尊重すること。

二、中国における門戸開放を支持すること。

三、平和的手段により「中国の独立と保全」を支援すること。

ノックスの「中立化」提案　一九〇九年

門戸開放原則を強化し、同時に日露両国による滿州通商、商業への浸透強化を阻止するため、米国は一九〇九年に滿州の鉄道を国際政治の分野から除外するよう示唆した。タフト大統領とノックス国務長官は滿州における中国の領土的保全と政治的独立が、日露両国に供與された鉄道特権により危殆に瀕しつつあることを觀取し、これが門戸開放の精神ならびに文言に反すると考えた。ノックスは一九〇九年十一月—十二月に列強諸国に次の回章を発した。

「滿州において中国があらゆる政治的権利を何等妨げらるることなく享受し続け、また門戸開放と商業上の機会均等政策の実施下に同地方の開発を促進するための、おそらく最効果的な方法は滿州の幹線道路、鉄道を或る計画に基づき経済的、科学的かつ公正なる管理下に置くことにある。この種の計画は鉄道所有権を中国に存せしめ、参加を欲する列強諸国

により、この目的のため醵出される資金によつて運営されるものである。」（訳註＝滿州鉄道中立化に関するノックス長官の覚書）

さらにノックスは同借款の期間中は参加諸国の国民が鉄道事業を監督すること、ならびに関係諸国政府は同期間中相互間に平等の原則に基づいて「当該国民と資材とに対する慣行の優先権を享受」することを提案した。英国、ドイツ、中国はこのノックス提案に原則的に賛成である旨を明らかにしたが、ロシアと日本とははなはだ乱暴にこれを拒否した。ノックスの中立化案は日露両国をして、滿州及び内蒙古における両国の権益擁護のため互いに接近せしめる結果となつた。表面では門戸開放と中国の領土保全なる字句を用いているが、日露両国は一九一〇年七月四日と一九一二年六月二十五日に條約を結び、それは事実上他国に門戸を閉鎖し、中国の保全を脅かすことを意図したものの如くであつた。

三、第一次世界大戰と戰後措置

中國における戰爭行爲

中国の対独宣戦（一九一七年八月十四日）に先立ち早くも中国は第一次世界大戦の影響を蒙つた。大戦勃発に当り中国は一九一四年八月三日米国に対し、諸交戦国が外国租界と租借地域を保有する中国国土に戦火が拡大することを防止するため援助を要請した。米国はこの要請を受諾し、一九一四年八月十一日英国政府に対し米国は「中国において現状を維持することを希望する」旨通達した。日本が対独参戦した際、ブライアン国務長官は一九一四年八月十九日付で日本政府に通牒を発し、米国は日本がドイツに対し膠州の全租借地域引渡しを要求するに当り、同地域を中国に復帰せしめる目的を以て行つた

こと、ならびに日本が中国において何ら領土拡張を求めない点を満足の念を以て注目する旨傳えた。ブライアンは日本が一九〇八年十一月三十日のルートー高平協定に含まれているごとく「中国の独立と保全ならびに中国における各国家の商工業上の機会均等原則」を支持する誓約を想起するよう念を押したのであつた。

二十一ヵ條要求　一九一五年

一九一五年の初め日本は中国に対し秘密裡に二十一ヵ條の要求を提出したが、これはもし全部受諾されたとすれば、中国は事実上日本の保護領と化し去るものであつた。日本政府は單に滿州、山東、内蒙古において経済的、政治的権益の拡大を要求したに止まらず、同時に揚子江流域における排他的な鉱工業権益を求め、かつ事実上中国の社会、政治制度に対し管理的支配を要求し、これには單に学校、教会のみでなく中国政府自体さえも含まれるものであつた。この二十一ヵ條要求を米国が聞知するに及び、米国はこれを機として傳統的対華政策の再確認を求めた。一九一五年三月十三日付ワシントン駐在日本大使宛の通牒で、ブライアンは一八九九年の門戸開放通牒以來の米国の政策を述べ、中国に関する各種の国際的約定につき注意を喚起した上、日本の要求は中国主権に関する從來の諸宣言に反する旨主張した。米国は「中国の独立、保全ならびに商業」に関する日本の「再三の保証」と、「これら保証の精神に反する」が如き「何らの措置」も日本が採らぬことを信頼して來た旨を同国務長官は述べたのである。また同長官は中国における米国人の活動が「政治的なものであつたことはなく、むしろ逆に中国政府の政策に影響を及ぼす如き後味を帶びぬ純商業的なものであつた」ことを指摘した。さらにブライアンは次の如く述べた。

「中国との一八四四年、一八五八年、一八六八年及び一九〇三年の各條約に從い、またその原則上、米国は山東、南滿州及び東蒙古に関する日本の「要求」に反対する根據を有するが、それにもかかわらず米国は領土的近接のため日本とこれ

ら諸地域間に特殊関係が生ずる点を率直に認めている。」

しかし同国務長官は一外国が政治的、軍事的あるいは経済的に中国を支配するとの仮定に米国は無関心たり得ない旨断言し、さらに日本が「中国に対し、もし受諾の曉には中国の経済的、工業的発展への平等参加から米国を除外し、かつ中国の政治的独立を制限することとなるが如き提案の受諾を強制することを見合せる」ことを以て、日本の利益に合致することを見出すよう希望した。同長官は米国の政策は「中国の独立、保全、商業的自由の維持ならびに同共和国内における合法的な米国の権利及び権益の保持を目標とするものである」旨の声明を以て通牒を結んだのである。（譯註＝當時の駐米日本大使は珍田伯であつた。）

表明されたこれらの米国の見解にも、また中国の抵抗にもかかわらず、日本は依然これに固執し、最初の要求が提出された際の極端な立場から一歩後退したことを示す修正要求を出し、最後通牒の圧力をもつてその受諾方を中国に強要した。ここにおいてブライアンは一九一五年五月十一日付の同文通牒で東京、北京の双方に対し、中国における米国及び米国市民の條約上の諸権利、中華民国の政治的、領土的保全、あるいは門戸開放政策として周知の中国に関する国際政策を侵害して日本と中国の両政府間に從來行われ、また今後行わるべきいかなる協定にせよ、約束にせよ米国として承認できぬ」旨通達した。

ランシング—石井協定　一九一七年十一月二日

第一次世界大戰に參加した結果、米国は日本と連合することとなつた。日米両国は、一九一七年八月十四日対独宣戰した中国に対し米国務長官と日本特命全権大使との通牒交換により共同政策を樹立しようと試みた。

一九一七年十一月二日のランシング—石井協定を以て、日米両国は門戸開放、中国の独立と領土保全の諸原則を尊重する

ことを再確認した。同協定の一部は次の如くである。

「米国及び日本の両政府は領土的近接が国家間に特殊関係を生ぜしめることを認める。従つて米国政府は日本が中国、特に日本の領土が隣接する地域において特殊権益を有することを認める。

「しかしながら中国の領土的主権は何等侵害されることなく、また米国政府は地理的地位により日本には上記の特殊権益を与えられてはいるが、他国家の通商に差別待遇を与え、あるいは從來他国との諸條約にもとづき中国により与えられた商業上の諸権利を無視するが如き意図を有しないとする日本帝国政府の再三の保証に深く信頼を寄せるものである。」

公表された通牒交換からは除かれたが、米国が同協定の不可分の一部と考えている祕密議定書により、日米両国は「他の友好諸国の臣民または市民の特殊権益あるいは特権を剝奪するおそれある特権を、現下の情勢を利用して中国内において求めない」ことに意見の一致を見た。ランシング―石井協定は、九ヵ国條約の実施に伴い、一九二三年四月十四日付の通牒交換によつて正式に廃棄された。

山東問題の解決

一九二一―一九二二年のワシントン会議で、米国は英国と提携して日華両国間の山東問題を解決に導くよう斡旋の労をとつた。第一次世界大戦の初期、日本は膠州湾のドイツ租借地域を占領し、ついでその支配権を全山東省に拡大した。日本は最後には山東省を中国主権下に復帰せしめることを約していた。しかし戦時中、日本は各種條約によつて山東省におけるその支配的地位を中国ならびに連合国に承認せしめようと振舞つた。一九一九年のパリ講和会議において中国は同省内のドイツ租借地及びドイツの経済的特権の返還を要求した。一方日本は山東省における鉄道を含む全ドイツ特権を日本が継承することを認めんとする條約條項を固執したのである。パリの米国代表は中国を支持し、譲渡に対して抗議し、さらに旧ドイツ

権益を連合国ならびに友好諸国の手に引渡し、その適正処分は後に行う旨の代案を提出した。ウィルソン大統領はこの日本の諸要求に反対して押通し得ず、ヴェルサイユ條約に一條項が挿入され、その條項によつて、ドイツは日本のために山東省内の諸権利を放棄した。そのため中国は同條約の調印を拒否したのである。この意見対立はその後ワシントン会議までの期間には解決を見なかつた。ワシントン会議で日華両国代表がこの問題を考慮するため米英両国のオブザーヴァーと相会した。これらの直接交渉の結果として、一九二二年二月四日、日華両国は條約に調印し、山東省を中国の安全主権下に復帰せしめること、及び青島―済南鉄道に抵当権を設定することにより保証せられた十五ヵ年借款の形で日本の銀行家から獲得した資金を以て中国が同鉄道を買収することを規定した。米国の援助によつて達成された山東省に対する中国主権の再確認は、日本の鉄道借款條件が同省内における日本の経済的優位を大して妨げなかつたとはいえ、中国にとつては相当の勝利であつたのである。

九ヵ國條約　一九二二年二月六日

第一次世界大戦の終了後、米国はその対華政策の二原則を條約に挿入することに成功した。ワシントン会議に参加した列強諸国は一九二二年二月六日、九ヵ国條約に調印したのである。中国以外のどの調印国も中国の主権、独立ならびに領土的、行政的保全を尊重すること及び門戸開放原則を支持することに同意した。さらに中国以外の列強諸国は「友好諸国の臣民または市民の権利を剝奪するおそれある特殊権益或いは特権を求めるために、中国内の諸情勢を利用すること及び友好諸国の安全にとつて有害な行動を是認することを愼む」点につき意見の一致を見た。

これに関連してワシントン会議において締結された海軍協定についても觸れるべきであろう。一九二二年二月五日調印された五ヵ国海軍條約は太平洋における米国海軍を含み海軍兵力の削減と限度を規定した。これは極東における米国領土の非

要塞化に関する條項と相俟つて、米国の極東における政策と目的とが単に防衛的なものであることを実証するものとなつた。

九ヵ国條約によつて米国の傳統的政策は広範な九ヵ国の基礎を與えられた。この條約はほぼ二十年にわたり中国と列強諸国との関係を律する一種の憲章となつたのである。この條約は一九三一年―一九三三年の日本の滿州占領後、対日係争における根本点の一つとなり、かつ日華両国間の宣戦なき戦争の勃発後、国際連盟の決議に基づき、一九三七年に招集されたブラッセル会議の議題ともなつた。ブラッセル会議は、米国の支持によつて一九三七年十一月二十四日一決議を採択した。この決議はまずワシントン会議以降の極東情勢発展の跡を辿つた後、世界平和ならびに国家的生活の秩序ある進歩的発展にとつて、不可欠なる基本原則の一つとして九ヵ国條約の諸原則を再確認したものである。ブラッセル会議は日華両国間の戦争行爲停止を勧告し、さらに後日会議を再開するようその希望を表明した。これは実現されずに終つた。

四、中国内政問題への不干渉　――ワシントン会議とその後

一九二二年二月六日の九ヵ国條約は、中国以外の調印諸国が同意した「中国自らが有力かつ安定せる政府を確立し維持するために、中国に全面的かつ最も煩わされることなき機会を提供する」との條項をも含んでいる。これは米国が久しく抱懐していた、中国には国家的発展の途を進むために時を藉すべきであるとの見解に合致するものであつた。米国は近代世界において、中国国民の要求に最も適する政治制度を達成しようとする中国国民の努力に同情を寄せ、また中国国内の諸発展については厳正中立政策を採つて來た。一九一一年十月滿州王朝が共和派の革命によつて脅かされた際、米国は初期の内戰に

中立を維持して、北京の既承認政府も、揚子江流域の共和派の革命家達をも、いずれも援助しなかつた。滿州の廢朝に続き、一九一二年二月十二日中華民国が成立し、一九一三年五月二日に至つて米国は同民国政府を正式に承認した。

ケロッグ長官の聲明　一九二七年一月二十七日

引続き一九二〇年代に、国民党の指導下に中国国民主義者が全中国統一を目指して、揚子江流域から北進しつつあつた時も、国務長官フランク・B・ケロッグは中国国民主義に対し米国は同情を寄せること、及び中国の国内問題につき米国は不干渉政策を採ることを再び言明した。同国務長官の声明は一九二七年一月二十七日に公表されたが、その一部は次の如くである。

「米国は終始中国国民の統一、独立ならびに繁栄を希望して來た。米華間の諸條約によつて規定された関税管理と治外法権を、でき得る限り速かに放棄することを米国は望んでいたのである。……

「米国政府は中国の国民の国民主義的覚醒を同情的関心を以て注視して來た。そして中国国民により、彼等の政府組織の再編成に向つて行われる前進をいずれも歓迎するものである。

「一九一二年新政権の樹立以後の困難期に、米国政府は中国支配のため相抗争する数党派の間にあつて、最も愼重かつ厳正な中立態度を維持すべく、あらゆる方法で努力した。……本政府は最も自由な精神で中国を遇することを望んでいる。米国は中国内に租借地を持たず、また中国に対して何ら帝国主義的態度を表明したことはなかつた。しかしながら米国は米国市民が中国内に居住し、その正当な職業を特権、独占あるいは特殊権益範囲、または勢力範囲なしに追求するに当り、他の列強諸市民と均等の機会を與えられることを希望する。」

一九二七年三月二十四日の南京「事件」では中国国民党軍の手により外国人が侮蔑を加えられ、西欧側の砲艦によつて救

出された。この事件後、米国はこの国内騒擾の結果生じた死傷者に対し、列強へ損害賠償を支拂わしめる方法によつて解決しようと努力したが、しかし中国国民に対する懲罰的措置は採用しなかつたのである。中国の外国人嫌いは、既に周知の例となつている一九〇〇年の團匪事件によつて示されていた。一九二〇年代の中国民族主義運動の期間を通じて、排外主義は中国各地で散発的に発生した。これら中国の外国人嫌いの示威にもかかわらず、米国は新政権を同情を以て遇し、新中央政府と和議を行い、最後にはこれを承認するに至つたのである。

国民政府の承認　一九二八年

蔣介石将軍の国民党による指導の下に中国が一應の統一を達成した後、米国は一九二八年七月二十五日、中華民国の国民政府を承認し、同政府と関税自主権を中国に復帰せしめる條約を締結した。米国はこれを行つた最初の国である。同條約の交渉に関連してケロッグ氏は次のごとく述べた。

「中国に対する米国の親善は、天下周知のことであり、米国政府と国民は、中国が統一、平和ならびに発展の方向へ進むことを歓迎している。我々は中国の国内問題に干渉しようとは考えない。我々が彼等に対して唯一つ望むところは、我々が友好関係を維持する各国から期待すると同様のものに過ぎず、特に米国市民、その財産、公正な権利の適正にして十分なる保護ならびに一般に他国の権益または国民に與えられる待遇に比較して、いかなる意味でも差別的でない待遇を希望するに過ぎない。」

五、一九二九年の中ソ紛争

中国の民族主義の潮が一九二八年と一九二九年に北方へ押寄せるとともに、満州におけるソ連の権益、特権と衝突するに至つた。一九二九年半には中ソ両国間に満州の中東鉄道をめぐる紛争が激化した。米国は時を移さず平和的解決を計ろべく牛耳をとつた。国務長官スチムソンの努力も満州国境における断続的武力衝突を阻止することができず、十一月中旬ソ連軍は武力をもつて満州に侵入した。

結局、直接交渉の後、中ソ両国は一九二九年十二月二十二日議定書に調印し、それにより旧状に復帰することを建前として、係争は解決された。ソ連は、元來一八九〇年代に帝政政府によつて獲得されたものであるが、後に一九二四年の中ソ條約により再び規定された中東鉄道地帯における特殊権益を保有した。

六、一九三一年以降の日本の対華進出

スチムソン長官の不承認主義

一九三一年九月日本が満州に武力拡張政策を開始した時、米国は加盟してはいなかつたが、国際連盟と協力して同係争の平和的解決を計つた。

日本がその征服方針に依然固執する決意を有することが明らかになるに及んで、スチムソン氏は一九三二年一月七日、日華両国へ通牒を発し、武力によつて生じた領土変更に関する不承認政策を声明した。同文通牒で同長官は両国に対し米国は「中華民国の主権、独立または領土的、行政的保全、あるいは一般に門戸開放政策として周知の中国に関する国際的政策に関するものを含み、中国における米国またはその市民の條約上の権利を侵害するが如き一切の『事実上の』状態の合法

性を容認し得ないこと、及び日華両政府あるいはその代理者の締結する一切の條約または協定にして前記権利を侵害するものは、これを承認する意思なきこと、ならびに中日両国及び米国が当事国である一九二八年八月二十七日のパリ條約の約定及び義務に違反する手段によつて成立せしめられる可能性ある一切の状態、條約または協定を承認する意思を有せぬ。」

ことを通告した。

戦火が上海に拡大し、満州の独立が宣せられるに及び、スチムソン氏は上院外交委員長のボラー上院議員あて、一九三二年二月二十三日付書簡をもつて、この立場に対する世界的支持を求め、同書簡はその翌日公表された。同時に同長官は中国国民主義に対する米国の同情と、中国国内問題への不干渉に関し前任者の政策を再確認した。今世紀に入つて以來の傳統的な米国の対華政策発展の跡を辿つた後、スチムソン氏は九ヵ国條約の基礎をなす諸原則につき次のごとく説明した。

「本條約（九ヵ国條約）は、このように愼重に発達し成熟した国際的政策であることを明示し、一方においてすべての締約国の中国における、または中国に関する諸権利を保証し、他方において中国国民に対し、何ら妨害されることなく、世界各国民間で維持できると考えられる近代的かつ文明的な標準に從つて、その主権と独立を発展せしめる全面的機会を保証しようと意図したものであつた。同條約が調印された当時、中国は最近の專制政府に対する革命の後、自治共和国の自由な制度を発達せしめる事業に力を注いでいたこと、この目的を達成するためには、多年にわたる経済的、政治的両面の努力が必要とされること、ならびにその進展は当然漸進的なものであろうということが、いずれも判つていた。かくて同條約は中国の発達を妨げるおそれある侵略政策は、いかなるものにせよ愼重に放棄することにづき、調印諸国間で自制することを約束したものであつた。このような過程により、このような協定の保護下においてのみ、中国のみならず中国と交渉を持つすべての国家の完全な利益が擁護されるものと考えられた。そして『門戸開放』政策の発展史はこの信念を具

現するものである。」

九ヵ国條約調印諸国が負う義務を強調して、スチムソン氏は同條約がワシントン会議で取極められた数個の「相互に関連し、相互に依存する」諸條約の一つに過ぎないことを指摘した。彼は曰く、

「米国政府が戦艦建造において当時占めつつあつた圧倒的優勢を放棄し、グァム及びフィリピンに今後要塞化を施すことなく放置することに同意したのは、何よりも先ず九ヵ国條約に規定された自制誓約に基づいたものなのであり、九ヵ国條約こそは單に調印諸国の東洋貿易に対し平等の機会を保証するのみでなく、中国の犠牲においていかなる列強も武力拡大を行い得ない保証なのである。」

さらにケロッグ－ブリアン條約及び九ヵ国條約に含まれた開明的な諸原則に注意を喚起しつつ、スチムソン長官はさらに続いて述べた。

「これらの誓約が忠実に遵守されていたならば、このような事態は回避されたであろうと我々は信ずる。しかも我々はこれ等の條約に対する当然の服從が、その調印国及びその国民の中国における合法的権益を十分に保護することを妨げたという如き証拠を見出し得ないのである。」

彼は他の世界各国が米国と歩調を揃えて不干渉原則を「中国におけるわが政府または市民の権益に影響を及ぼす、これら諸條約の誓約を侵犯して」日華両国間に「取極めたいかなる事態、條約または協定」にも適用するよう示唆した。もし他国政府がこれを実行したならば、かかる行動に対する警告となり、將來圧迫または條約違反によつて得ようとする権利の合法化を有効に阻止できると我々は考える。

同国務長官はその書簡を次の声明で結んだ。

「過去においてわが米国政府は、太平洋の主要列強中の一として、その政策の基調を中国国民の將來に対する不断の信用

と、彼等に対するフェア・プレイ、忍耐及び相互の親善を以てすることが終局の成功であるとの信念に置いて來た。我々は、中国の開発及びその政府の発達を期せんとする中国政治家の目前に横たわつている事業が、誠に大事業であることを知つている。中国の進歩が遅々として、かつ責任ある政府を樹立しようとする中国の企てがすこぶる不安定の狀態にあることは、過去においてヘイ、ヒューズ両氏その他同時代人により既に予見されていた。そして門戸開放政策の樹立は実にこの事態の障害に対応するため企図されたものであつた。ワシントン会議に列席した列国の代表者は、中国にその進歩を達成せしめるには、必要な時間を藉さねばならぬ旨決定したが、我等は全くこれら各国政治家と同一意見であり、我々は將來においても右の趣旨を以て我々の政策としようとするものである。」

スチムソン長官によつて宣言され、国際連盟でも容認された不承認原則は米国政策の基礎として存続し、その後最初の宣言から日本の眞珠湾攻撃に伴う米国の第二次世界大戦参加に至るまでの期間において、多くの機会に再確認されて來た。

中国における米国條約權の防衛

米国はその後の数年間、日本の活動が拡大されるに伴い、中国における米国の條約權を引續き主張した。一九三四年四月十七日、日本外務省スポークスマン（天羽英二氏）が声明を発して、(一)日本の「東亞における特殊責任」(二)日本の中国に対する政治的保護につき宣言するとともに、中国における日本權益を侵害する財政的、政治的または商業的企図に対し列强に警告を発したので、米国は速かにこれに答えた。一九三四年四月二十九日、東京で手交された愼重な通牒で、米国はその條約權を再び主張したのである。ハル長官は米国の対華政策を次の如く繰返し述べた。

「米国の対華関係は、米国の対日関係及び米国のその他諸国との関係におけると同様、一般に受諾された国際法及び米国の参加する諸條約の規定に從つて律せらるべきものである。国際法、簡明なる正義及び諸條約の規定により、米国は中国

に関し或る種の權利と義務を有する。さらにまた米国は、極東における權利と義務とに関する多辺的條約によつて、また実際に世界すべての国家が締約せる一大多辺的條約によつて、中国或いは日本またはこの両者、ならびに他の諸国家と提携したのである。

「二国間及び数国間の関係を調整するために、協定で結ばれているが故に、諸條約を合法的に修正、或いは廃棄することは可能であるが、これは締結各国により規定され、或いは承認、或いは同意された手続によつてのみ行うことができるのである。

「米国の国際的結合及び関係にかんがみ、米国政府は他国の權利、義務及び合法的權益を十分に考慮しようとするものであり、かつ他国もまた米国の權利、義務及び合法的權益に正当な考慮を拂うことを期待している。

「米国民及び米国政府の意見によれば、いかなる国といえども、関係諸国の同意を得ることなくしては、他の独立国の權利、義務及び合法的權益が関連せる情況の下において、自国の意思を決定的なものとして正当化することを得ない。」

この間満州における傀儡政權は、同地方における石油製品供給のため、満州石油会社なる官営專賣機関を設置しようと企てた。米国は一九三四年七月七日日本政府に抗議し、日本政府が「その影響を用いて満州官憲をして、満州官憲がその尊重に同意せる門戸開放原則、ならびに各種條約の規定に違反する傾きある措置を採ることを断念せしめるよう」要求した。同問題に関し数回にわたり通牒が交換されたが、日本は遂に満州官吏の行動に対して責任をとることを拒否し、一方米国はあくまで門戸開放原則を固執し続けたのである。最後に及んで米国は一九三五年四月十五日付の日本政府に対する通牒で、この係争における米国の立場を次のごとく要約して述べた。

「米国政府は日本政府が満州の現政權との密接にして特異な関係を通じて有する影響力を用いて、日本政府と満州官憲の双方が、数次にわたりその遵守を声明した門戸開放原則の実施及び條約義務の遂行を保証し得ないことを非常に遺憾とす

る。

「米国政府は、満州における石油独占の設定と運営から生ずる米国権益の侵害に対する最終的責任は日本政府に存するとの結論を表明するの止むなきに至つた。」

ハル長官の聲明　一九三五年十二月五日

日本は依然として中国内部への侵入を思い止まらなかつた。一九三五年末、河北、察哈爾、綏遠、山西、山東の華北五省を自治地域と化そうとする日本の企図は、何ら米国の態度を変更せしめるものでなかつた。一九三五年十二月五日の新聞に対する声明で、ハル氏は米国の立場を次のごとく繰返した。

「中国のいかなる地域においても異常な発展があれば、単に中国政府とその国民のみならず中国に関心を有する列強すべての正当にして当然の関心事となる。中国との、また中国内における関係に照し、「條約締結国」の條約上の権利と義務とは全般的に同一であるからである。米国もこれらの條約締結国の一員である。

「この地域における米国の権益は他の列強のそれと同様である。同地域には多数の米国民、若干の米国財産ならびに相当の商業的、文化的事業が存しており、米国の権利、義務が結びついている。従つて、米国政府は情勢の推移を厳重に注視している。

「政治的混乱と強圧とは不安と疑惑を高め、経済的、社会的変調を招き易い。このような変調は條約権の享受や條約義務の履行を困難ならしめる。

「対華関係のみに限らず、全世界との関係におけるこの種の問題に関する米国政府の見解は周知のところである。私が多くの機会に言明したように、この世界的な政治的不安と経済的不安定の時期においては、政府と国民とが諸原則と諸誓約

に忠実であることが最も大切であると、米国政府は考えている。国際関係においては、秩序ある生活と進歩にとつて不可欠な自信と安定と安全感とを存せしめるために、協定と協定に対する尊重の念とがなければならぬ。米国は傳統的政策の根本原則に永久に忠実である。米国政府は米国が当事国である諸條約の條項を遵守し、かつ相互ならびに全般の利益のために二締約国間ならびに数締約国と友好関係を促進し、規定する目的で厳粛に参加した諸條約の條項を、すべての国家が尊重することを予め約束する。」

七、日本の宣戰なき戰争　一九三七年

一九三七年七月七日、北平郊外蘆溝橋における日華両部隊の衝突に端を発した、中国における日本の宣戰なき戰争が開始されるや、ハル氏は日本政府に対し自制政策を要請した。一九三七年七月十六日同長官は日華紛争にも適用され得る、国際関係において米国が唱道する勧告を含む国際政策の根本原則に関し声明を発した。ハル氏の声明は以下の諸原則を以て平和を維持するものとして列挙した。すなわち、これらは国家間の関係において実力行使を抑制すること、他国の内政への干渉を抑制すること、国際関係における諸問題は平和的な交渉と協定の手続により調整すること、国際協定を忠実に遵守すること、條約規定の修正は相互扶助と和解の精神で遂行される秩序立つた手続を以て行うこと、すべての国家が他国の権利を尊重し、既定の義務を履行すること、全世界を通じて経済的安全保証と安定を促進すること、効果的な商業上の機会均等と平等待遇の原則を適用すること等であつた。これらの諸原則は後に一九三七年八月二十三日国務省から発せられた声明で再確認されたが、同声明では米国がこれら諸原則を太平洋地域にも適用し得ると考えていることが明かにされた。

上記の第一次、第二次両声明が発せられた中間期間に、米国は中日両国間に和解をもたらすべく手段方法を見出そうとし

た。両紛争当事国に平和的解決を見出すように勧告すると同時に、米国は一九三七年八月十日紛争解決に努めるべく、日本に対し非公式に斡旋の労をとる旨申出た。この申出は中日両国代表が相会して交渉できる如き中立地点を設け、かつ交渉中に生ずることあるべき諸困難の調整に力を藉すことを企図したものであつた。この申出に対し日本が應じなかつたため、米国政府は中国政府に同様の話を進めても何等効果はないと感じた。

ルーズヴェルト大統領の「隔離」演説　一九三七年十月五日

中国における日本の軍事行動が激化するに伴い、日本が実力を以て紛争を解決しようと意図していることが明らかとなつた。一九三七年十月五日シカゴで行われた演説でルーズヴェルト大統領は、どの国と明記しなかつたが、日本が中国に対し宣戦なき戦争に訴えたことを非難した。同大統領は「世界的不法行爲の傳染病」が流行しつつあることを指摘し、肉体の傳染病が流行する時には、その共同社会では疾病の蔓延を防ごうとして患者を「隔離」するため共同するという例を擧げた。さらに大統領は戦争が「宣戦の有無にかかわらず傳染病」であり、戦争発生地点から隔る国家や国民をも巻込むことができると述べた。それに続き、国務省は声明を発して中国に対する米国の同情を強調したのである。その中には次の如き一節があつた。

「極東において拡大しつつある発展にかんがみ、米国政府は中国における日本の行動が国際関係を律する諸原則にもとと り、かつ中国に関する諸問題において従うべき諸原則、政策に関する一九二二年二月六日の九ヵ国條約ならびに一九二八年八月二十七日のケロッグ―ブリアン條約の各規定に反するものと結論するの余儀なきに至つた。」（訳註＝一九三七年十月六日ハル国務長官の新聞発表）

門戸開放原則の擁護

宣戦なき戦争の期間を通じ、米国は数多の機会に日本による中国内の條約権侵犯に対し抗議した。「條約権」の字句に米国は米国人宣教師ならびにその財産の保護及び商業に従事する米国人の保護を包含した。その戦闘中において日本軍は、しばしば占領目的のための不法占據あるいは砲爆撃によつて米国人宣教師の財産を犯したのである。米国人宣教師の財産を日本軍が犯したのは、米国人宣教師がその宗教的、教育的、医療的事業をもつて、中国の西洋への開国以來西洋的な思考方法の弘布、ならびに米華両国間の密接な文化的連帯の促進に非常に大きな役割を演じて來ただけに、中国における米国の文化的影響を根絶しようとする深慮の一部であると考えられた。多くの場合奥地に存する傳道本部は、その大部分が目立つように米国旗を掲げていたにもかかわらず、日本軍は常にかかる標識を無視したのである。米国はこれらの米国在華財産の侵犯に抗議したが、商業権益の侵犯に対する抗議への回答と同様、満足すべき同答に接しなかつた。

一九三八年十月六日付の対日通牒で、米国は中国において門戸開放は存続されるとの日本政府による「原則的保証」につき注意を喚起した。同通牒は中国において日本の諸機関の行動がこれらの保証を破り、中国における米国の條約権を阻害した数多の事件を擧げて述べた。同通牒は最後に日本に対し、次の実効措置を講ずることによつて、「日本が門戸開放の存続と米国権利への不干渉に関し先に與えた保証」を履行するよう要求を掲げた。

「一、直接、間接を問わず、米国の通商と企業に対して加えられる中国内の日本支配下にある地域において課される差別的爲替統制はじめ其の他の措置の中止

二、米国民より中国内において合法的な通商または産業を行う権利を剝奪するが如き独占あるいは特惠制の中止、さらに中国のいかなる地域においても商業上、経済上の発展に関し、日本の権益に有利となる全般的優越権を設定することを

意味するが如きあらゆる取極めの中止

三、中国における日本官憲により米国人の財産その他諸権利に加えられる干渉の中止、この種の干渉には米国人の郵便、電信の検閲、米国人の居住、旅行ならびに米国の通商、海運に加えられる諸制限を含む」（訳註＝グルー駐日米大使より近衛日本首相兼外相への通牒）

一九三八年十一月十八日の回答で、日本は、中国における日本の行動が米国の條約権を犯し、或いは米国の在華権益に対し差別待遇を加えているとする米国の論点を否定した。駐日米国大使宛の日本外務大臣の通牒は、門戸開放原則を、米国が説明した通りに解釈していなかつた。一九三八年十一月十八日付の日本外務大臣の回答は次の如く結論している。

「目下日本は東亜において眞の国際正義に基づく新秩序の建設に全力を挙げて邁進しつつある次第であるが、これが達成は日本の存立に欠くべからざるものであるのみでなく、東亜永遠の安定の礎石たるべきものである。

「今や東亜の天地において新なる情勢の展開しつつある秋に当り、事変前の事態に適用された観念ないし原則をもつて、その儘現在及び今後の事態を律しようとすることは何ら当面の問題の解決をもたらすものでないことを確信する次第である。

「しかれども貴国その他の列国において叙上の趣旨を了解せられ、以て企業、貿易の諸分野にわたつて東亜再建の大業に参加せらるることに対しては、帝国として何等これに反対するの意向なきのみならず、目下中国において成長中なる政権としてもこれを歓迎するの用意あるものと信ぜられる。」（訳註＝有田日本外相よりグルー駐日米大使あての通牒）

東京駐在大使により日本外務大臣に手交された一九三八年十二月三十日付の米国の通牒は、門戸開放原則についての日本の解釈を攻撃し、さらに一九三八年十月六日付前回の交換文書に記載された見解を再確認した。再び米国は日本が條約義務を遵守するよう要求したのである。米国は中国にある米国の條約権が日本の一方的行動によつて廃棄され得るとなすことな

拒否し、さらに締約国間で交渉ならびに協定の合法的手続を以て條約の修正を討議することは、何時たりとも喜んで応ずる旨を強調した。一九三八年十二月三十日の通牒では次の如く述べている。

「周知の権利である中国における無差別待遇を米国国民が享受することが、今後米国政府によつて、日本官憲の東亜における『新事態』ならびに『新秩序』という概念の有効性を、米国が承認するか否かにかかつているとの説は著しく矛盾に満ちている……。

「極東においていかなる事態が発生したにせよ、現在の事態がいかなるものにせよ、米国政府にとつては、過去において存した事態以上に興味と関心を喚起しない事柄である。そして『新事態』ならびに『新秩序』を創作した如き変化が今後生ずるにせよ、米国政府にとつては同程度の関心を示すに過ぎず、今後も同様であろう。米国政府は事態が変化したことは十分に承知している。同時にこれら変化の多くが日本の行動によつてもたらされたことも知悉している。しかしながら米国政府はその主権下に存せず、しかもこれに関する権力の貯蔵庫でもなく、運命の代理店でもない地域における『新秩序』の條件が、いかなるものであるかを規定する責任を、どの一国といえども引受ける必要、ないし正当な理由があるとは認めない……。

「その国際関係から米国は国際法ならびに條約諸規定に基づく権利、義務から生ずる権利と義務を有している。條約規定に基づくこれら権利義務のうち、中国に関する米国の権利と義務は米華間の諸條約規定にその一部が基づき、他の一部は米国と中国及び日本を含む数ヵ国との條約規定に基づいている。これら諸條約は決して一調印国の権益のみでなく全調印国の権益を擁護し、これを伸長せしめる目的をもつて友好的に締結されたものである。米国国民と政府はいかなる他国の官憲、或いはその代理者の専断的行動によつても米国の権利と義務が廃棄されることを承認し得ない。

「しかしながら米国政府は全当事諸国間、或いは同諸国による自由交渉ならびに新公約の手続をもつて、直接当事国すべ

ての権利、義務を正当に考慮するが如き方法で諸問題の解決を計ろうとする正義と理性に基づく提案に対しては、いかなる提案にせよ正当かつ十分の考慮を從來も終始拂い、今後も拂う用意を有する。日本政府にとつてかゝる提案を行う機会は過去においても存したし、現在においても引続き存している。米国政府は、日華両国を含み、その権利と権益が関係している他の諸列強の各代表とともに、もしかゝる提案が提出された場合は、全部の賛成がある場合、いかなる時期、いかなる場所においても、かゝる提案を討議することを從來同様、今後においても欣然受諾するものである。

「同時に米国政府は米国の既存権利のすべてを留保するとともに、これらの諸権利の侵害に対しては、いかなるものにせよ同意を与えるものではない。」

中国における米国の條約権侵犯に関する右記、ならびにその後の抗議はいずれも積極的成果を収めなかつた。

日本の宣戰なき戰争開始の当初から、米国人は中国に同情した。この事実にもかかわらず、また日本による中国における米国の條約権侵犯にもかかわらず、米国は中日間の戰争開始より二年半にわたり、傳統的な通商自由主義ならびに当時なお存していた中立主義及び公海自由主義に基づき、日本に軍需資材を引続き売却していた。それにも増して、これら期間中に米国は極東における戰争に米国が巻込まれぬような針路を採ることに腐心したのであつた。

中国保全の擁護

現在の諸取極めによる中国の行政的保全を維持しようとする米国の関心は、宣戰なき戰争の全期間を通じて何等低下することなく続いた。一九三七年初秋、米国は日本が中国海関及び中国塩務局の保全維持を怠つたことに関し再三抗議を申入れた。この両機関からの収入は外国借款に役立たしめるよう誓約されていたものであり、この外国借款中には米国の借款も含まれている。（訳註＝一九二八年米国は中国に関税自主権を返還した最初の国であつた。）

この抗議も何等日本の進路を再考せしめるものとならず、日本は日本陸軍の占領下にある中国各地に種々の「自治」政権を樹立したのであつた。

一九三九年末、米国は日本が汪精衛を首班として南京に中国中央政権を樹立しようと考えていることを聞知した。この種の政権は広範な中国人の全般的支持を有せぬ、單なる人工的作り物に過ぎず、これは主として日本の特殊目的に役立つよう計画されたものであり、その結果として米国民と米国政府ならびに第三国国民とその政府から、その合法的に所有する、從來から確立された中国における機会均等権と公正待遇権を剝奪することとなるとの立場を米国は採つたのである。一九四〇年三月新政権が樹立された際、米国は当時その首都を重慶に置く中華民国の国民政府をひき続き承認する旨を声明した。一九四〇年三月三十日の强硬な公式声明で、ハル氏は日本の保護下に新中国政権を樹立するに当り、実力を行使したことを次のごとく攻撃した。

「一九三一年以來、中国各地方で発生したところにかんがみれば、南京新政権の樹立は一国が武力をもつてその意思を隣国に押しつけ、さらに世界の広大な地域を世界の残余の地域との政治的、經濟的正常関係から遮断しようとする計画にさらに一歩踏み出した觀がある。同地における諸発展を見るに、一外部列強の庇護下に樹立され、かつその運営に当りその一外部列強の権益を特別好遇し、米国民ならびに他の第三国国民が既存の合法的に彼等に属する平等、公正なる待遇権を享受することを拒否する他の政権及び制度を手本としつつあるものと見られるのである。

「米国政府はその外部列強の高官達が述べた諸声明を注目したが、これら諸声明では彼等の国が他国の政治的独立と自由を尊重する意図あること、東亜における事態の推移に伴い、この意図が明示されるであろうということが述べられていたのである。米国政府にとつては、軍事的にも外交的にも、南京新政権の樹立に至るまでの諸情勢はかかる意図に合致するものとは考えられない。

「国策の手段として武装軍を使用することに対する米国の態度は既に周知のものである。極東における事態の各局面に関する米国の態度と立場はその都度、数多の機会に当つて明らかにされて來た。その態度と立場は現在も何等変更を見ていない。
「米国政府は再び国際法、ならびに現存諸條約、協定に基づく米国の諸権利を全面的に留保する。」

中国の抗戰に對する米國の支援

日本の宣戰なき戰争に対する中国の抗戰に当り、精神的、物質的支援を與えるべく、米国は一九三九年七月二十六日、日本に対し一九一一年二月二十一日調印の日米通商航海條約の廃棄を通達した。この行動の結果として、一九四〇年一月二十六日以降、米国は日本に対し相ついで経済的措置を講じ得る地位にあつた。通商條約の廃棄後、米国は石油、屑鉄、鉄、機械、工作機械その他軍需資材の対日供給を大幅に制限した。(飛行機、同部分品ならびに附属品、爆弾の対日積出しに関する道義的禁輸は既に一九三八年半から実施されていた。)ルーズヴェルト大統領は在米日本資産を凍結する大統領令を公布し、ここに対日通商は事実上全面的に停止されることとなつた。
米国はまた中国の対日抗戰につき、積極的方法で中国を支援した。第一線勤務の米国飛行士は予備役に入つて、中国軍に参加することを許可された。軍事使節団が中国に派遣され、かつ一九四一年五月六日には中国も武器貸與法による援助を受けることとなつた。それに加え本章中に後述される各種の経済的措置が講ぜられた。

一九四一年の日米非公式会談

一九四一年の春以來、日米両国は極東の各種政治経済問題の包括的かつ平和的解決を求めるため非公式予備会談を開始し

た。一九四一年十二月七日まで続いたこれら諸会談を通じ、太平洋地域における平和維持を目的とする諸原則を含む協定を起草すべく努力が拂われた。米国はこの種協定には両国によつて支持さるべき以下の諸原則が含まれるべきだとの信念を依然堅持した。
一、一国ならびにあらゆる国家の領土的保全と主権の不可侵原則
二、他国国内問題への不干渉原則
三、商業上の機会と待遇の平等を含む平等原則
四、紛争防止と平和的解決のため、ならびに平和的手段と手続による国際情勢改善のため、国際的協調と和解に信頼する原則(訳註＝一九四一年十一月二十六日、ハル長官より野村駐米大使あて手交文書)
米国は、日本の駐華全兵力が撤退されること及び中国内の他のいかなる政権にも対抗して中華民国の国民政府が——軍事的、政治的ならびに経済的に——支持さるべきことを提唱した。米国は正常な対日通商関係を再開し、かつ両国間の経済関係を改善することを喜んで行うつもりであつた。他方日本は極東における日本の指導権を米国に承認せしめようと試みた。就中、日本は重慶にあつて日本の猛襲に対抗していた国民党政権に対する援助供與を、米国が打切ることを望んでいた。米国が対華援助の中止を拒否したこと、ならびに中国主権の原則につき妥協を肯じなかつたことが、一九四一年十二月七日日本の眞珠湾攻撃の直接動機に含まれていたのである。この日本の侵略は無謀にも両国間の非公式会談を打切つた。

八、第二次世界大戰

眞珠湾急襲に続いて米国と中国とは相並んで対日戰争を共にした。米国は既に、侵略に抵抗する国民への支援を拡大する

という米国の政策に従つて中国へ支援を与えつつあつた。しかし今やその支援は速度を早め、そして範囲を増大した。それは武器貸与と、軍事的及び財政的援助を含んでいた。

武器貸与計画　一九四一―一九四三年

一九四一年三月十五日武器貸与法通過の四日後、ルーズヴェルト大統領は演説を行い、その中で次の如く述べた「中国もまた、その祖国の分割を阻止しようとする数百万の一般人民の強固な決意を表明している。蒋介石主席を通じて中国は我々の助力を求めた。米国は中国が我々の助力を得べきであると述べたのである。」

中国の緊急必要を満すための武器貸与計画が、中米両国官憲間のその後の協議へと発展するに伴い、一九四一年五月六日大統領は同法の規定に従い、中国防衛が米国の防衛にとつて緊要である旨を声明した。しかし中国との武器貸与主協定は一九四二年六月二日までは調印を見なかつた。

中国に対する武器貸与援助は一九四一年に開始され、特に中国非占領地域への唯一の物資輸送路であつたビルマ公路（滇緬路）からの輸送改善に重点が置かれた。最初の貸与物質の発送品は主としてトラック、部分品、発動機燃料、潤滑油などビルマ公路に使用されるもの、及び同公路を改良するための資材であつた。蒋介石の要請により、ビルマ公路を調査し、その輸送量拡充のための勧告を行う目的で、米国の輸送専門家が一九四一年六月中国へ派遣された。それらの勧告に基づき中国政府は同公路の管理を改善するための一連の手段を講じた。部分品及び修理用具が武器貸与により中国へ追加供給され、自動車輸送の米人専門家若干名が米国で徴募され、武器貸与の費用で中国へ派遣された。また米国はビルマ公路の路面舗装につき中国を援助するため、武器貸与法により道路建設機械とアスファルトを供給した。これらの努力と米国製トラックの大量到着の結果、一九四一年十一月には、ビルマ公路の輸送トン数は同年初期のそれに比しほとんど四倍に達した。資材輸送

量は一九四一年初期の月四千トンから、同年十一月には一万五千トンに増加したのである。

ビルマ公路の輸送量が拡充されつつあつた時、これと平行して、武器貸与で中国への第二のルートを開設する計画に援助が供与されていた。一九四一年中に一千五百万ドルに達する武器貸与資金が、ビルマ、中国間の鉄道建設費として中国へ割当てられた。この鉄道は既に一九三八年に中国政府によつて着手されたもので、ビルマのラングーン港から中国へ輸送される資材量を著増できるものであつた。しかし日本軍のビルマ作戦成功によつてこの計画は完成されずに終つた。

一九四二年初期、ビルマの敗退と日本軍によるビルマ公路南部の占領によつて、中国へ物資を供給する唯一の有効手段は空中輸送だけとなつた。特に一九四三年には中国向け空中輸送ルートが非常な進歩を遂げ、例えば一九四三年十二月だけで、一九四二年の年額（五千二百五十八米トン）に比し約二倍の貨物（一万三千四百五十米トン）が中国へ空輸されたのであつた。一九四四年一月には中国向け空輸貨物トン数は、一九四三年一月に比し、千九百二十三米トンから一万四千四百七十二米トンへと七倍に増加し、月当りトン数はその後も増加を続けた。しかし同期間における対華空輸物資の大部分は、当時中国に駐在した米国軍の使用に当てられるものであつたことを指摘しておく必要がある。これらの空輸の一部は中国航空公司の使用機によつて行われ、その使用する貨物輸送機の一部は、武器貸与によつて中国へ供給された。しかしインドから中国へ空輸された大量の供給品は、一九四二年四月から十二月までは米国第十航空隊によつて輸送され、その後は米国空輸本部によつて行われ、一九四二年十二月以降、同本部はインドのアッサム州から雲南高原まで、聳立するヒマラヤの「らくだの瘤」を越える五百マイルにわたる連絡便を運行していた。これは今次大戦を通じて最も困難な補給作業であつたのである。

これと並行して武器貸与計画により中国への新しい陸上ルート建設の努力が拂われた。一九四三年末には、インドのアッサム州からビルマ北部を横断して中国に達するレド公路が米国技術家達によつて建設されていた。（同公路はスティルウェ

ル公路と改名され、一九四五年初ようやく開通した。）インドはビルはからの日本軍撃退と中国への補給のため、ビルマを通過する陸上輸送再開を目的とする作戦の一大補給基地と化した。新輸送ルートが開通すると同時に発送されるよう、インドに貯蔵された対華物資は一九四三年末までに次第に増加した。

一九四三年十二月三十一日までに中国に引渡された貸与物資の総額は二億一百万ドルに達し、その内一億七千五百六十万ドルは物資、二千五百四十万ドルは供与されたサーヴィスの費用であつた。この上一億九千百七十万ドルに相当する物資が、中国へ引渡しのため印緬華戦域の米軍総司令官に托された。（註＝武器貸与ならびに武器貸与協定の詳細については第五、第七両章参照）

軍事援助 一九四一—一九四三年

米国は既に米国が第二次世界大戦の交戦国となるに先立ち、中国に対し軍事援助の供与を開始した。ビルマ公路の開設から一九四三年末に至る期間、中国に供与された貸与物資は、この種の援助を著しく増大せしめる上で効果があつた。一九四一年の初め米華両国は、武器貸与法にも基づき多数の中国軍に装備と訓練を与える計画を促進した。その後米国政府は同計画に関連して供給された資材の使用につき、中国当局に助言を行うため、近代戦の各局面に通暁した技術専門家で編成された軍事使節團を組織した。一九四一年十一月中国に到着した同使節團は武器貸与資金によつて賄われたのである。

不幸にして本計画によつて中国陸軍に向けられた装備は、僅かしか所定の目的地に到着しなかつた。しかし米国は空路による対華援助ではるかに成功を収めた。一九四一年初め米国政府は米国人の義勇飛行士によつて操縦され、米国人の地上勤務員によつて整備される米国戦闘機が、中国軍に加つて対日戦に参加することを許可した。クレーア・L・シェンノート少将の指揮下にあつた米国義勇隊（「空飛ぶ虎」）は、元來一九四一年八月一日蔣介石大元帥によつて発せられた命令に基づいて中国軍の一部隊を構成するものであつた。この米国義勇隊の存続中、同義勇隊は中国西南部の効果的な空中防衛を遂行し、かつビルマにおいて強壓下に悩んでいた中国軍はじめ他の軍隊に測り知れぬ援助を与えたのであつた。米国義勇隊は一九四二年に解散され、その所属人員は一九四二年はじめ、印緬華戦域で編成された米国第十航空隊に吸収された。ますますその役割が重要となつたことを認め、在華米航空部隊は一九四三年三月十日に正式に米国第十四航空隊に改編され、一層活溌化する態勢をとつた。同航空隊は中国非占領地域の制空権を握り、日本軍に対する作戦行動を拡大し、かつ中国内にある空輸ルートの終点基地を保護するという緊要任務を立派に果したのである。同航空隊の活動は、戦時中を通じて中国の軍事的地位と士気を維持するに役立つた。

中国に戦闘機と操縦士を提供した上、さらに米国は強力かつ優秀な装備をもつ中国空軍を編成する計画を実施することに着手した。一九四一年五月クラゲット将軍を團長とする航空使節團が、実情調査のため中国へ派遣された。同使節團の報告は何をおいても、中国人操縦士の訓練計画を促進すべきことを勧告した。当時中国は日本軍の空襲に対抗して、中国を防衛するに必要な操縦士と整備員を十分に持つていなかつたのである。

中国内で航空訓練基地を建設しようとした試みは、色々の困難に遭遇したため、この勧告を履行するために、武器貸与資金をもつて米国内で中国人飛行士を訓練する計画が進んだ。一九四一年十月、最初の五十名の練習生がアリゾナ州サンダーバード・フィールドで、米国航空隊の正規操縦士訓練課程を修めるために渡米した。他の中国人操縦士の一團は戦時中に到着した。さらに米国陸軍は中国航空要員をインドで訓練した。

この中国航空要員の訓練計画は対日作戦上重要な意義を持つものであつた。一九四三年十一月に、中国空軍の米華混成部隊が編成された旨公表された。米華両国の飛行士と整備員によつて編成され、戦闘機と爆撃装で装備されたこの部隊は、強力な中国空軍の中核をなすものであつた。その後中国人要員が経驗を積むに従つて、米国人は漸次引揚げられた。

参戦直後、米国は中国政府の正式要請に接して、ジョセフ・スティルウェル中将を中国へ派遣した。（註＝同要請はスチムソン―宋子文間の書簡交換によつて行われた。）スチルウェル将軍は印緬華戦域の米軍総司令官であり、かつ蒋介石大元帥が同将軍に指名したと思われる同戦域の中国軍総司令官でもあつたが、その上に将軍は蒋大元帥が提案した合同参謀部の参謀総長にも就任することとなつた。同参謀部は米国、英国、中国、オランダを代表する将校によつて構成される連合参謀部である。但しその後、中国政府の態度が変更されたため、同参謀部に連合国側の代表は遂に指名されなかつた。にもかかわらずスチィルウェル将軍は、従來からの総長としての地位から中国軍事制度の中にあつて、その公式権限を行使した。かくてスティルウェル将軍は中国陸軍参謀総長の何應欽将軍と協力して、蒋大元帥に対する二参謀総長の一人としてその職責を果したのである。スチルウェル将軍の許で、中国陸上兵力の装備と訓練を行おうとする大規模な計画がインド内で実施され、さらにこの種の計画を中国内で行うことに、中国政府が熱意を示さなかつた点を克服する試みが行われた。

インドにあるこれらの訓練基地では、多数の中国陸上兵力が武器貸與によつて最新式の米国製武器で装備された。米陸軍将校の手で訓練された同人員の一部は、一九四三年初め北部ビルマにおける作戦行動で、その戦闘能力を誇示したのであつた。この計画は單に一人前の戦術部隊を作り上げるばかりでなく、中国本国の山波の彼方で中国師團の訓練用に幹部を養成した。

また一九四三年四月から、それぞれ近代戦各局面の専門家である米陸軍将校が、中国内の中国人将校訓練本部で働き始めた。一例挙をげれば、野砲訓練本部は同年末までに五千名の将校を、歩兵訓練本部は三千名以上の将校をそれぞれ卒業させたのである。さらに米人将校は中国陸軍部隊とともに野戦に赴いて、指導、助言、觀察に当つた。また米国の兵器将校は中国人機械工の助手を得て、損耗した中国兵器の修理作業に従事した。さらに中国及び北部ビルマへ、中国軍援助のために派遣された米国野戦病院部隊についても、また通信と航空基地施設の改善を助けるため、中国へ派遣された米陸軍技術家ならびに各専門家についても一言觸れておく必要があろう。米国陸軍はまた、当時工事進行中のスティルウェル公路を日本軍の攻撃から保護するために中国軍に協力した。

一九四三年末までの米国の軍事援助は第二次世界大戦後半の段階において、アジア大陸での米華共同作戦を空陸ともに一層効果的ならしめることを可能にしたのであつた。（註＝その後の軍事援助については第七章参照）

財政援助　一九三七―一九四三年

米国の対華財政援助は、武器貸與やその他の軍援助と同様に日本の眞珠灣攻撃に先んじて行われた。財務長官は米国の安定基金を用いて、米華両国政府の通貨と、財政上の協力ならびに米ドルと中国法幣の爲替レート安定化を促進するため、一九三七、一九四一両年に通貨安定協定を結んだ。一九三七年七月十四日の中国中央銀行との協定で、財務長官は五千万ドル相当額まで法幣を買上げることに同意し、條件としてこれらを買上げ法幣全額が金による十分の見返りを行われねばならぬこととした。一九三八年二月までに、四千八百万米ドル相当額の法幣が買上げられた。同金額の買戻しは一九四二年十月までに完了した。

一九四一年四月一日、財務長官は中国政府ならびに中国中央銀行と第二次協定を結び、中国法幣を五千万米ドル相当額まで買上げることとした。本協定には買上額に対する見返りについては規定しなかつた。この際さらに通貨安定本部を設置し、これに中国政府諸銀行は二千万ドルを醵出するよう協定された。本協定による法幣買上げは一千万ドルに達し、一九四三年四月に買戻しを終つた。

これとほぼ時を同じくして中国は英国とも協定を結び、これに基づき英国は中国に対し同安定本部によつて管理される通貨安定借款（五百万ポンド）を供與した。米華、中英両安定協定は技術的には相違点があるにせよ、いずれもすべての安定

操作は、中国人三名、米英両国人各一名ずつの五名をもつて構成される單一の本部によつて運営されることに同意するものであつた。

安定本部設立後二、三ヵ月しかたたぬ一九四一年七月二十六日、米大統領は凍結令を公布し、同令の規定に基づき日華両国の在米資産は米財務省の監督下に置かれることとなつた。この中国資産の凍結は蔣介石主席の特別要請で行われた。中国資産に関する管理行政は、安定本部の操作を容易ならしめるとともに、中国政府の外国貿易と外国爲替の地位を強化しようとする目的で行われたものである。

中国の通貨安定活動を援助した上、米国はさらに輸出入銀行の手で中国へ借款を供與した。要するにこれは商品借款で、米国の各種農工業品とサーヴィスの買付けに用いらるべきものであつた。一九三六、七両年度に、総額一千八百九十万ドルの借款が支出権限を賦與された。一九三八年十二月十三日から一九四〇年十一月三十日までの期間に、輸出入銀行から四つの借款が供與され、その総額は一億二千万ドルに達した。これらの四借款に関する協定に基づき、その返済は大部分が桐油、錫、タングステン、ウルフラム鉄鉱及びアンチモニーなどの中国物産を米国へ賣却する方法によつた。同借款の返済は急速に進み、一九四九年六月三十日までには、ほぼ全額が返済されるに至つた。

米国の参戦直後、ルーズヴェルト大統領は蔣主席の要請により、対華財政援助をさらに追加供與するよう議会に計つた。一九四二年一月三十一日付の議会宛書簡で大統領は次のごとく言明した。

「米華両国政府の責任ある官吏は、中国に対し経済的、財政的援助を即時供與すべき緊急の必要状態に直面していることにつき私の関心を求めた。今回の援助は議会によつて承認された從來の援助に比し、金額においても大きく、形式も異つている。私はかかる追加援助によつて中国の国内経済とともに、我々の共同勢力において、中国が偉大な軍事的効果をもつて活動し得る全般的能力をも強化するに役立つものと信ずる。」

大統領は上下両院合同決議の案文を、書簡に同封して議会通過を要請したが、これは大統領の承認を得て財務長官に「総計五億ドルを超過せざる金額内で、中国に対し借款、クレジットまたは他の財政援助を供與する」権限を賦與するものであつた。議会はこの共同決議を急速に可決し、一九四二年二月七日大統領の署名を了した。（公法律第四四二號）（註＝同公法律第四四二號の成立と同時に、ルーズヴェルト大統領は蔣主席に対しメッセージを添付した。）その後一週間足らずにして、同決議を遂行する費用が割当てられた。米華両国はこの金額を、中国政府名義でクレジットとして設定する協定に、一九四二年三月二十一日調印した。

本クレジットが供與された当時、太平洋及び東南アジアにおける日本軍の攻勢は最高潮に達し、中国との陸上連絡は切断された。中国が強化され、対日戦を継続するよう鼓舞されることが米国にとつて大切であつた。中国に比して容易に到達できる連合諸国に與えられていたような効果的な物的援助を、中国に與える機会が多く恵まれなかつたので、財務長官は「貸與する軍需資材の財政的見返り」として五千万ドルの借款を賦與した。

一九四二年三月二十一日の協定に基づき與えられた資金は、中国政府によつて主としてインフレ対策として中国内で賣るための金を購入するのに当てられるとともに、米ドル額面の中国政府の貯蓄公債と勝利公債発行の裏付けに用いられた。合計二億二千万ドルが主として一九四五年中に金で引出され、その大部分は中国内で流通通貨量を減じ、金價格を引下げることにより、インフレ抑制を計るために賣却すべく中国へ向け発送された。

合計二億ドルが米ドルで発行された中国政府証券の償却用に積立てられ、そのうちの一億ドルは中国の米ドル貯蓄公債の支拂いに、残余の一億ドルは米ドル勝利公債の支拂い用にイヤマークされた。このイヤマークは一九四六年に廃止され、中国内で所持された外貨公債の支拂に関しては、中国通貨で償還することを規定した法令の公布とともに、同資金は輸入及びその他の対外支拂に利用できることとなつた。ただし中国外にある記名公債所有者には、外国通貨で支拂うことが規定され

たのである。

本借款の残高八千万ドルのうち、五千五百万ドルは米国内で銀行手形の購入に、二千五百万ドルは繊維製品の中国向け輸入に使用された。

本クレジットの使用については、すべて中国政府独自の発案と自由裁量に基づいて行われた。この協定中に、借款の使途に関し諮問を求める條項を加えるべく勉めたが、この点に関し中国側が强硬に反対したため米国はこれに應じた。中国官吏は諮問を行うことを非公式に約したけれども、この点に関して米国の助言を求める機会を彼等はほとんど利用せず、與えられた助言も無視したのであつた。

本クレジットの由來、及び使途、ならびにその他の戰時下の米華財政関係に関する詳細は、本書の附属書類として、收錄した。（訳註＝本訳書には省略した。）

本財政援助供與の基礎條件の最終決定は、一九四二年三月二十一日付協定に基づき、戰後まで延期された。

中国における米治外法權の撤廢

日米両国間に戰争勃発以來、米国政府は中国を主要列强の一員として平等に取扱い、中国国民の强化に寄與しようとの希望と意図を明示する一連の重要措置を講じた。

一九四二年十月九日、米国は中国における米国治外法權の撤廢と、これに関連する諸問題の解決を計るため、條約締結の交渉を行いたい旨発議し、これを中国側に傳えた。かかる行動に関する法的基礎は、一九〇三年十月八日の中米商業條約第十五條に次の如く規定されていたのである。

「中国政府はその司法制度を改正し、かつこれを西洋諸国の同制度と一致せしめることにつき强固な要望を表明し來つた

ので、米国はこの種の改革にあらゆる援助を與えることに同意し、かつ中国諸法律の狀態、司法行政機構の整備、及びその他の諸考慮がその実行を保証する場合、治外法權を撤廢する用意を有する。」

その時以來、中国における米国の治外法權撤廢へ進むことが米国の既定政策であつた。しかし二十世紀第一四半期においては、この種の行動を保証する如き情勢ではなかつた。

條約締結諸国によつて、中国における治外法權を全面的に撤廢しようとする問題は、一九二一―一九二二年のワシントン会議に持出された。同会議では治外法權撤廢に関し各国政府へ勧告を行うため「中国における治外法權の運営狀況、中国の法律、及び司法制度ならびに司法行政機構の方式等につき調査する」委員会の設立を用意する決議を採択した。

この治外法權委員会は一九二六年中国で会議を開催した。治外法權の運営狀況、中国法律、司法制度の調査に基づく実情報告を行うとともに、中国の法律、司法、刑務所等の諸制度を改善するよう勧告した。同委員会委員等は「これらの諸勧告が適度に受諾される場合には、列强諸国は各国の治外法權撤廢につき保証されることとなろう」という意見を表明した。これに続き中国政府は同委員会の勧告に合致せしめるため、中国司法制度と刑務所に関する改良計画を採用した。

米華両国は中国における米国の治外法權撤廢を目指し、一九三〇年に実際交渉を開始した。一九三二年及び一九三五年に、日本が長城以南の中国で破壞的行動をとるに先立ち、滿州を軍事占領した結果、一九三一年には同交渉は中止の止むなきに至つたが、米華両国の間の討議は当時非常な進展を見ていたのである。日本が初め華北、続いて華中、華南に侵入して宣戰なき戰争を開始した一九三七年には、米国は治外法權撤廢問題につき再び好意的考慮を拂つた。

一九三七年七月日本の対華侵略以來、一九四一年十二月の日米戰争勃発まで、米国、中国その他の諸国に利益となるよう運営された治外法權制度は、日本の努力が独占的に蹂躙した既存條約權を保護することにより、日本の侵略行動に対抗したのであつた。治外法權撤廢へ積極的に進むには情勢が不利であつたが、実行可能となれば即座にかかる措置を講ずべきだと

する米国の政策は確固不動のものであつた。

この政策は米国政府官吏によつて種々の機会に再確認された。一九四〇年七月十九日、国務長官代理サムナー・ウェルブは新聞への声明で次の如く述べた。

「治外法権撤廃ならびに国際諸協定の効力によつて、他国同様に米国が有する、その他すべてのいわゆる在華『特権』の撤廃を目指し、事態が許すに到れば、何時たりとも、中国政府と秩序ある交渉の協定の手続によつて急速に進むことは、米国政府の傳統的、公然たる政策であり、かつ希望するところである。」

中国外交部長郭泰祺博士の書簡に答えて、一九四一年五月三十一日ハル長官は次の如く述べた。

「既に御承知の如く、米国政府及び国民は中国の福祉と発展については、久しきにわたつて甚大なる関心を抱いて來た。米国政府が中国の国際関係における変則を調整せんとする要望に応ずべく、既に着手し始めた措置を継續して、平和再來の際は速かに中国政府との秩序ある交渉と協定により、米国が治外法権及びこれに関連する実施を定めた諸協定の効力にも基づき、他国とともに中国内で永年保持せる特殊な権益の最後の一つの撤廃へ進むことを期していることは再言を要せざるところである。」

中国における治外法権撤廃問題は、一九四一年に行われた日米両国間の数次にわたる非公式会談で取上げられた。両国間の協定の基礎として提案された概要は、一九四一年十一月二十六日国務長官から日本大使に手交されたが、それには次の規定が含まれていた。

「五、両国政府は中国におけるあらゆる治外法権を放棄する。これには共同租界及び居留地内における、またそれらに関連する諸権利権益、ならびに一九〇一年の團匪議定書に基づく諸権利を含む。

両国政府は中国における治外法権の放棄につき英国及び他国政府の同意を得るため努力する。これには共同租界及び居

留地における諸権利、ならびに一九〇一年の團匪議定書に基く諸権利を含む」

一九四一年十二月日米戰爭勃発の直後には、戰爭遂行に全努力が傾注された。極東において連合国が軍事的に重大な逆境に追込まれている際、中国における治外法権撤廃を云々することは、一般に弱味を示すものと受取られるだろうと考えられた。しかしながら、太平洋における戰勢が連合国にとつて有利に転ずる前でさえ、米国は一九四二年春、中国における治外法権を戰爭終結前に撤廃する問題を積極的に考慮し始めたのである。

中部および西南太平洋への日本の進出が阻止され、太平洋、中国両戰域で連合国軍が攻勢に転じた後、米国の発議により一九四二年十月九日中国に対し、中国における治外法権およびその他の権利を米国が撤廃することを定める條約の締結方を示唆した。同條約の起草案文は、一九四二年十月二十四日国務長官からワシントン駐在中国大使へ手交された。その後両国政府間の交渉で、同條約は一九四三年一月十一日調印され、一九四三年五月二日の批准書交換をもつて発効を見た。中国首脳部は同時に交渉された同種の中英條約とともに本條約を歓迎した。

中国人除外法の廃止　一九四三年

さらに米国の政策を明示するものとして、大統領は一九四三年十二月十七日、永年にわたる中国人に対する法律的差別待遇を阻止する法律に署名した。同法は圧倒的多数を以て上下両院を通過した。同法は中国人除外法を廃止し、中国移民の年間入国割当を定め、かつ中国人の米国帰化を正式に許可した。本法の制定は特に大統領によつて「歴史的過誤を正し」かつ「我々が中国を單に戰爭遂行上の仲間としてばかりでなく、平和時の仲間として取扱うべきことを示す今一つの実証」を與えるために勧告されたものであつた。

中国を大国として容認

米国が中国の地位を大国中の一つとして認めたことは一九四三年秋、二つの機会において明示された。米国は一九四三年十月三十日モスクワで調印された一般安全保証に関する四ヵ国宣言に、英国、ソ連、米国と並んで、中国を調印国に加えることを主張した。同宣言は戦争の遂行、平和の機構ならびに戦後の国際協力機関の設立に他の諸大国と共同して参加すべき中国の権利と責任とを認めたものである。

（註）その後中国は、大国として一九四四年夏と秋のダンバートン・オークス會談に参加し、また一九四五年サンフランシスコで開催され、国際連合憲章を制定した、国際機構に關する連合国會議の提唱国の一つでもあつた。国際連合憲章は中国に安全保証理事會の常任理事国たる地位を與えた。

ルーズヴェルト大統領、チャーチル首相、蔣介石大元帥によつて、一九四三年十一月末のエジプト国カイロにおける三首脳会談の後一九四三年十二月一日発せられたカイロ宣言は「滿州、台湾及び澎湖島は中華民国に返還さるべし」とする三首脳の「目的」を宣言した。カイロ会談から帰国して、ルーズヴェルト大統領はそのクリスマス前夜、国民へのメッセージで次の言葉を述べたのであつた。

「今日我々と中華民国とは、従來かつて見られなかつた程の厚い友情と共通の目的で相結ばれているのである。」

第二章　國共関係概観　一九二一―四四年

一、序　言

中国革命の途上に起り、或いは革命のコースに影響を与えた、中国のもろもろの内的な要因が、米国の対華政策の生長と発展にあたつて大きな役割を果した。アジアにおける民族主義の擡頭、西欧の重圧、腐敗せる清朝が中国人のいわゆる「天命」を失つたこと、その結果としての権力承継への闘争。それらはすべて、米国が、第一章に概説したような傳統的政策に従つて、対華関係をすすめてゆく際、不可避的に、その行動を修正し規定する要因となつたのである。

かような要因の全部について、ここで分析することはできない。しかし、一九四四年このかた米国が中国でとつた行動の筋道と目的を理解するためには、ここでしばらく立止り、長くそして嶮しい国共関係の輪廓だけでも、振返つて見る必要がある。権力を獲得し保持するためのこの闘争は、過去四半世紀の間、中国の国内情勢において大きな位置を占めて來た。ために抗日戦遂行にまでひびいたほどである。主要列強は、この闘争に便乗して、自国の目的遂行と競争者の駆逐をはかり、これがまた逆に列強に影響を及ぼしたのであつた。かように、この闘争が中国と列強との関係を律する重要な要因となつて來たのである。最近数年間の相つぐ事件と、戦後調整の困難さの中にあつては、国共両者の覇権争奪戦の由來と発展は忘られがちになるものであるが、対日勝利後の米国の政策を理解し、正しい見透しのもとにそのコースをつけるためには、これ

を振返つて見なければならない。この覇権争奪の闘いこそ、米国の行動と態度に大きな影響をもたらして來たのである。

二、基本的要因

國民党の構想

国民党のイデオロギー的な基礎は、孫逸仙博士によつて、滿清政権打倒陰謀時代につくりあげられ、一九一一年革命後における各種の著作によつて仕上げをかけられたものである。孫博士は、特に中国に適した解決方式をうちたて、中国の傳統にとつて價値ありと認められるものを保持しつつ、西欧思想をとり入れようとした。孫博士の構想は、今にいたるまで国民党の政治思想の理論的基礎となつている。

孫博士は、中国革命ははつきりした三段階になつて起るものと考えた。それは㈠軍事的統一（軍政）㈡政治的訓育（訓政）㈢立憲主義（憲政）の三段階である。第一段階は軍事的独裁の時期である。秩序回復と同時に、第二段階が始まり、ここでは民衆は、政治的権利の行使について、国民党から訓練を受ける。最後に、立憲政府という第三段階に達し、ここに革命の過程は完了する。

孫博士が中国において実行に移そうとした長期的な構想は、彼の数多くの著作に詳しく述べられているが、中でも「三民主義」が一番よく知られている。簡單にいうと、彼の三民主義とは、㈠「民族主義」それによつて中国は国家の保全と文化的統一をとりもどす。㈡「民権主義」それによつて民衆が「四つの政治的権利」（選挙権、罷免権、創制権、複決権）を行使し、この行使によつて政府を支配する。そのかわり政府は「五つの統治権」（立法、司法、行政、考試、監察）を行使す

る。㈢「民生主義」それは社会主義の一形式であつて、土地所有の均等化、資本の統制、階級闘争の排除ということを含んでいる。

孫博士は、一九一七年におけるボルシェヴィキの成功に感銘し、第三インターナショナルからの戰術的援助と忠言を受入れたけれども、階級闘争といつたような共産主義の考え方に承服したことは一度もなかつた。彼は実に、階級闘争は中国において避けることができるし、また避けねばならぬことを、くりかえし強調したのである。孫博士は、ソ連、第三インターナショナル及び中国共産党の援助と協力を求め、これを受入れたが、それは「共産主義的秩序や、或いはソヴエト体制すらも実際に中国に導入することはできない」こと（註一）、及び「国民党に參加するにあたつては、第三インターナショナルの共産党員は国民党の規律に従うべき」（註二）ことを、はつきり諒解づけた時のみであつた。

（註一）孫逸仙とソ連代表アドルフ・ヨッフェとの共同声明。一九二三年一月、上海にて。

（註二）中共最高指導者の一人、李大剣の声明。

共産党の構想

中国革命に対する中国共産党の構想は、帝国主義、及び半植民地における革命に関するレーニン主義の理論に基礎を置いている。この理論は、中国共産党中央委員会主席毛沢東のような人々の手によつて變えられたとはいえ、基本的にはレーニン、スターリンの正統派理論に沿うものである。中共の理論家によつてもたらされた新しい理論は、革命の時間表のこまかい部分に関するものであつて、革命の基本原理についてではない。長い眼で見た中共の目標は、マルクス正統派の社会主義的目標であり、究極的には階級なき共産主義社会をつくるにある。

レーニン主義の理論によると、いずれの国においても「ブルジョア民主主義革命」は一定の限界内で「進歩的」と考えら

れ、究極における社会主義革命への前提條件であるとさえ考えられている。植民地・半植民地国家における革命の第一目標は、共産主義者のいわゆる帝国主義と封建主義からの解放である。この期間には、資本主義の発展すら「進歩的」であるが、「ブルジョア民主主義革命」の進行とともに、内在する階級対立が表面化し、ブルジョアジーは、帝国主義と封建主義と相結んで、労働階級に対立するようになる。この段階にいたれば、レーニンによれば、ブルジョアジーと労働階級との協力に終止符をうたねばならぬ。しばしば引用される言葉だが、レーニンはこういつている。

「共産主義インターナショナルは、植民地や後進国のブルジョア民主主義と一時的了解或いは同盟すらも形成すべきである。しかし、プロレタリア運動の独立性は、それがいかに萌芽的な形にあるにせよ、無條件的にこれを確保するの要があり、ブルジョア民主主義と合同してしまつてはならない。……我々は共産主義者として、植民地国家におけるブルジョア的解放運動を支持せねばならず、そして支持するであろうが、但しそれは、これらの運動が眞に革命的であり、彼等の代表者が、農民及び被搾取大衆に対する我々の革命的精神による教育、組織活動にむかつて、妨害を加えて來ることなき場合に限つてである。」

中国革命の初期の段階における中共の民主主義鼓吹は、レーニン主義の方式に從つて毛沢東が提示した「新民主主義」の理論によつて、これを考究すべきである。中共は「ブルジョア民主主義」の段階においてもなお果すべき役割を持つているとして、毛沢東はこう書いている。

「植民地・半植民地諸国における革命の第一段階――これは社会的性格から言えば基本的にはなおブルジョア民主主義革命であり、資本主義的発展への道をひらくことがその根本の要請なのであるが――にもかかわらずこの革命はもはや資本主義社会の建設とブルジョア独裁型の国家建設をめざす旧式な、全面的にブルジョアジーによつて指導される革命ではない。それは新しい型の革命であり、全面的に或いは部分的にプロレタリアートによつて指導され、その第一段階では、新

民主主義社会の建設、全階級による連合独裁の新国家建設を目標とする。この革命の基本的性格は、社会主義革命が來るまで變ることはない。ただ、その過程に起るべき敵味方の態度の變化に応じ、若干の小さな段階を経てゆくことはあるかも知れない。」（毛沢東「新民主主義論」一九四〇年）

革命初期の段階において中共がとるべき戰術は、「ブルジョア民主主義革命」の性格分析の仕方から、これをうかがうことができる。中共は理論的には、封建主義と帝国主義に対する革命を促進するために、「進歩的」と目される各派團体階級と同盟を結ぶであろう。しかし、中共の大きな不安は、革命における彼等の主導性や指導権が民族主義者や改良主義者、或いは社会民主主義に奪われはせぬかということである。中共の戰術は「右翼的日和見主義」と「左翼的偏向」という二つの危險の間のあぶなつかしいコースを、うまく舵をとつて來た。前者は、革命の主導権を失つてしまうという危險であり、後者は、彼等の考えによると、未だ機が熟さない間に「ブルジョア民主主義革命」を社会主義革命に転化しようと試み、その結果「ブルジョア」革命における彼等の影響力を失つてしまい、社会主義革命を遂行し、成功するどころの話ではなくなるという危險である。

中國共産党の創立　一九二一年

中国における最初の共産主義團体は、北京において一九一九年と二〇年、陳独秀と種々の学生によつて結成された。その中には毛沢東も入つていた。一九二〇年バクーにおいて、コミンテルンは「東洋民族会議」を開き、中国も代表を送つた。一九二一年五月、中国共産党創立大会が陳独秀と李大釗によつて上海に招集され、それに続く数ヵ月間、諸省、諸都市における中国共産党の結成となつた。佛・独・露・日に留学中の中国人学生の間にも、共産主義團体が結成された。一九二三年中共は広東で第三回大会を開き、それに先立つて行われたコミンテルンの決定に從い、国民党への加入と北方軍閥に対する

「共同戦線」結成を決定した。

この間、孫逸仙博士の外国に対する援助要請は、ロシア以外からは手応えなく、また南方軍閥と結んで中国を統一しようとする企てにも失敗して、広東から上海へ逃亡せざるを得ぬ羽目に陥つたのであるが、博士はロシア代表アドルフ・ヨッフェとの討議を続けていた。一九二三年一月、孫・ヨッフェ共同声明となり、ロシアと共産主義インターナショナルが今後中国革命に援助を与えるについての諸原則が明らかにされた。

國民党の改組　一九二四年

「孫逸仙博士は、共産主義的秩序、あるいはソヴェト体制すら、現実にこれを中国に導入することはできないとの見解をとる。それは、共産主義或いはソヴェト主義の樹立を成功せしむべき條件が中国には存在しないからである。この見解はヨッフェ氏の全面的に同意するところであるが、同氏はさらに進んで、中国の最高かつ焦眉の問題は国家的統一の達成と国家としての完全独立の獲得である、との考えを持つており、この任務に関連して同氏は孫逸仙博士に対し、ロシア民衆は中国に最大の同情を持つていること、その支持を期待してよいことを確言した。」

孫逸仙博士に対する援助の約束を実行する一部として、一九二三年九月、ミカエル・ボローディンが広東へ派遣された。ボローディンはすぐ国民党の重要顧問となつた。その指導のもとに国民党は、一九二四年一月の第一次全国代表大会において、ロシア共産党の線に沿い、中央指導部から最小の末端にいたるまで中央集権的に統制する組織に改組された。国民党は今や初めて、規律と能率をもつて動き得るような組織となつたのである。この大会の決定により、国民党権力への服従を誓い国民党の諸原則を受入れた共産主義者は、個人として国民党に入党を許されることになつたのである。これに関連して李大釗は次のように述べた。

「国民党に加入するにあたつて、第三インターナショナルの共産主義者は、国民党の規律に服し、国民革命運動に従事すべきである。共産主義者は、国民党を共産党に変えてしまおうなどとは、少しも考えていない。国民党に加入する共産主義者は、個人として加入しているのであつて、党としての基盤において加入しているのではないのである。」

国共合作の目的は、封建主義（当時では北方軍閥政権）を絶滅し、国家を統一し、それによつて中国が列強と対等の基盤に立つことを可能ならしめることであつた。

三、國共合作　一九二四—二七年

共産主義者及びコミンテルンから派遣された顧問連との提携の結果、国民党はそれまでの陰謀戦術から革命戦術への転換をなしとげることができた。中国における民族主義の蔓延によつて解き放たれた新勢力の上に立ち、国民党はこれらの指導権を握つた。農民と労働大衆の間における宣傳は、国民党軍事活動を民衆蜂起にまで発展させることができた。国民党の軍隊は、新設の黄埔軍官学校でソ連式訓練を受けた將校が指導権をとり、近代中国でかつて見ないほどの能率を発揮した。

一九二五年孫逸仙博士の死後、黄埔軍官学校校長蔣石介將軍が、国民党における指導的人物となつた。一九二六年彼は、北方軍閥の権力を打倒して、中国の統一をはかるべき「北伐」の指揮をとり、革命軍は宣傳隊を先にして急速に進撃し、同年末には国民党の首府を漢口にうちたてた。しかし、漢口にある党左派と、蔣介石指導下の党右派との対立は、次第にはつきりして來た。党右派は、中流階級、特に上海の商業界や銀行界の支持を得んことを熱望し、一方共産主義者は、民族革命を社会革命の線に切換えようとしていたのである。一九二七年四月、蔣介石は南京に政府を樹立、ここに漢口の覇権を握る国民党左派と対抗することになつた。既に一九二七年三月の上海占領後、彼は上海の共産主義者に対して粛清を加えたので

あつたが、その後しばらくして広東でも同様の行動をとつた。この粛清は数十万の命を奪つた。記憶すべきことは、左右両翼の指導的人物が二十年を経た後もなお同様の立場にあり、それが不可避的に他の要素に対しても非常に個人的な悪感情をつけ加え、その後の交渉を紛糾させたことである。

一方、漢口のボローディンを始めとする共産派の立場も、困難を加えつつあつた。スターリン対トロツキイの内紛当時のこととはいえ、モスクワ指令の混乱と誤謬は、共産派の立場を不利ならしめた。共産派がクレムリンの指令により、国民党における過半数の支配権と、別個の農工軍組織を要求するにいたつて、危機は拍車をかけられた。ボローディンは、かような要求は出さぬ方がよいことを知つていたが、第三インターナショナルの番犬である印度人ロイは、ボローディンの意見をきかなかつた。七月までに、共産主義者の立場は崩潰してしまい、ボローディンは中国から退去を命ぜられ、一方、漢口では共産派が粛清されるということになつていた。

四、内戰　一九二七—三六年

共産派が国民党の左右両翼から追放されたにかかわらず、国民党内部の統一は回復されず、一九二八年二月になつてやつと国民党は改組され、蔣介石将軍の統制下にたつことになつた。一九二八年六月、国民軍は北京を攻略、北方軍閥の権力を打倒し、ここに中国の正式統一を完了した。一九二七年以後、中国における安定への主たる障害は、共産地区と紅軍の存在であり、それが国民政府に公然と反抗して來たことである。

都市から追放され、プロレタリアートの地盤を失うにいたつて、共産主義者の指導権は華南の広大な地区の中でただ一つ残つた江西省南部の狭い地域に注がれることになつた。この地域は農業一本の経済である関係上、彼等は戦術を転換し、農

民の貧窮を利用する方へ向つた。これがその後における中共の発展と成功の先驅となつたのである。それは、李立三の都市的方式に反対し農村に重點を置く毛沢東派の勝利でもあつた。モスクワに去つた李立三が樞要の地位に復活したのは、一九四五年赤軍が彼を満州につれて來てからのことである。

一九三〇年十二月から一九三五年にいたる五回の大きな匪賊「討伐戰」で、蔣介石は中国における紅軍を絶滅しようと企てた。この軍事行動は㈠一九三〇年十二月魯滌平　㈡一九三一年五月何応欽　㈢一九三一年六月蔣介石　㈣一九三三年四月陳誠　㈤一九三三年十月蔣介石、それぞれの指揮のもとに行われた。

第四次と、とくに第五次の討伐は、ドイツ人軍事顧問フォン・ゼークト、ついでフォン・ファルケンハウゼンの援助を得て計画された。数十万の軍隊が国民党によつて動員された。紅軍絶滅という点でこそ、これらの討伐は不成功だつたが、彼等を華南の根拠地から放逐し、一九三四—三五年の「大行進」を余儀なくさせ、西北の新根拠地に向つて逃走せしめることができた。討伐の附随的な効果としては、それまで或る程度の地方的自治権を保持していた諸省の多くに対し、国民党の政治的支配力を强化し得たことである。

五、國共妥協　一九三七—四四年

妥協の背景

国民政府が共産主義彈圧の問題に沒頭している間に、日本は、一九三一年の満州占領に始まり一九三七年七月七日の盧溝橋事件に至る一連の対華蚕食を開始した。

日本の行動は、中国世論の大部分を奮起させた。この侵略の結果は、日本がかつて二十一ヵ條の要求をした當時、また日本が山東半島におけるドイツ権益の譲渡をパリ平和会議で固執した当時と、多くの点で似通つている。今度もまた民族主義の昂揚があり、一九三五年、華北諸省を失う危険にさらされるにいたつてから後は、特に激しかつた。政治的自覚ある中国の大部分——軍閥から学生にいたる各種分子の間に、愛国主義が復活して來た。日本の侵略に抵抗せよということは、抗日会に結集されているような左翼知識層ばかりでなく、これに対立する軍閥によつても、好んで利用されるスローガンとなつた。

中国共産党は、既に早く一九三二年、その主力がまだ江西省に集結していた当時、すなわち一番近い日本軍からでも何百マイルも隔たつていた時に、抗日「戦争」を宣言した。「統一戦線」への要求は、彼等の宣傳の一要素とされてはいたが、中国共産党としては最初の間、眞の「統一戦線」を可能ならしむべきなんらの譲歩をも他の諸派に対して行わず、いかなる抗日連携についても自分達が完全な支配権を保持することを固執していた。しかるに一九三五年のコミンテルン第七回世界大会は、「統一戦線」の新政策を公然と宣言し、ファシズムと闘わんとする他の諸派に対して各国共産党が協力を與えることを明らかにしたのである。中国共産党はこの大会において、それが「未だ眞にガッチリと、かつ誤りなく、この(統一戦線の)戦術を遂行し得ていない」という点、さらに、その「統一戦線」の考えに十分の幅がないという点を指摘して批判された。中国共産党が特に非難されたのは、一九三三年福建省で南京政府に叛乱を起した各種の反日軍閥と手を結び得なかつたという点である。(註)この大会後初めて、国民党に向つて「統一戦線」の眞剣な提言がなされた。一九三六年一月、中国共産党は蒋介石に対し、抗日戦に立上つてくれるようにと、「友情の手」を正式にさしのべた。さらに同年八月二十六日、中国共産党は国民党にあてて、次のような宣言を送つた。

「我々は諸君とともに強力なる革命的統一戦線を……一九二五—二七年の偉大なる中国革命当時におけるごとく……結成

する用意がある。これが今日わが国を救う唯一の正しい道である。」

(註) 王昭「植民地諸國家における革命運動」(一九三五年八月七日、コミンテルン第七回世界大会における報告)

あたかも日本の侵略に対する愛国的憤激が高まりつつあつた時ではあり、中国共産党によつて促進された「統一戦線」への要求は、有力な宣傳の武器となつた。それは、国民党の命令によつて西北「掃匪」の任務に向けられていた軍隊に対しても使用された。一九三六年十二月、第六次「掃匪」を準備すべく、蒋介石は幕僚とともに陝西省西安に赴いた。張学良は、共産軍攻撃を再開せよという国民党の命令を実行しないで、かえつて蒋介石「逮捕」を決意した。張学良は、西北軍の司令官楊虎城及び部下の諸将、さらに彼自身の指揮下にある東北(滿州)軍の諸将と腹をあわせて、この擧に出たのである。

事件の当日、東北軍と西北軍の諸将は通電を発し、八項目からなる救国「要求」を明らかにした。すなわち、南京政府を改組して各党各派を容れ、共同救国の責任を負うこと。一切の内戦を停止し、対日抗戦すること。上海で逮捕された愛国領袖の釈放。全国の一切の政治犯人の釈放。集会の自由の保証。愛国的組織と政治的自由に関する民衆の権利の確保。孫総理遺囑の確実なる実行。救国会議の招集。

これらの諸点は大体、十二月初めの通電において中国共産党があげた「救国」綱領と一致するものであつた。それはまた一九三六年五月三十一日「救国連合会」の発表にかかる宣言とも似ていた。

西安事件の詳細はぼやかされている。というのは、我々が手に入れることのできる説にはいろんな個人的考慮が入つて來ているからである。一説によると、張学良とそれにつながる若干のものは、蒋介石を彼等の指導者と目し、ただ日本による侵略の危険に目覚めさせようとしていただけだが、東北軍のより過激な諸将は彼の処刑論に賛成していたという。監禁直後、中国共産党は西安に代表者を送るよう求められた。同党は初め処刑論に賛成していたにもかかわらず、明らかにモスクワからの指令で、助命へと政策を転換した。彼等はモスクワの指示によつて、抗日のため蒋介石及び国民政府との統一戦

線を促進するという考え方になり、これが助命に相当の役割を果したようである。それはともかく、一九三六年十二月二十五日、蔣介石は、彼の監禁者であり、現在は悔悟の情をしめしている張学良を伴つて、南京に帰着した。彼が中共や東北軍将領となんらの協約にも署名しなかつたというのは事実らしい。しかし同時に、関係者各派の間になんらかの了解ができたというのも事実のようである。西安事件後、国共妥協は急速に進んでいつた。

　戦時中における国共妥協は一度も正式文書による同盟の形をとつたことはないけれども、両党が発表した一連の断片的な文書に、その基礎を置いている。すなわち国民党としては、共産主義に対する武力弾圧から政治的解決へと国民政府の政策を転換することを宣言し、これに応じて中国共産党は、武力叛乱とソヴェト化政策を放棄すること、及び国民政府に協力して日本の侵略と戦うことを宣言した。これに関する文書としては次のごときものがある。㈠ 中国共産党から国民党中央執行委員会第三次全体会議あて一九三七年二月十日付電報、㈡ 国民党中央執行委員会第三次全体会議の一九三七年二月二十一日決議、㈢ 中国共産党中央委員会の一九三七年九月二十二日宣言、㈣ その翌日、共産党声明を批評せる蔣介石の声明。

國民党三中全会　一九三七年

　蔣介石が西安から帰つて間もなく、国民党第五期中央執行委員会第三次全体会議が南京で開かれた。開会の五日前、一九三七年二月十日、中国共産党中央委員会は大会にあてて電報を送つた。それは内戰停止と、外敵の侵略に対する国力の結集、人権の保証、「救国」会議の招集、武力抵抗の準備、民衆生活の改善を含む一つの構想を提唱したものである。これらの諸点が容れられるならば、中国共産党の側では、従來その活動を特徴づけていた政策を若干変更する用意があるというのであつた。㈠ 南京の国民政府打倒のため全国的に武装叛乱を起す計画はこれを中止する。㈡ 中国ソヴェト政府を改めて中華民国特別区政府とする。また紅軍を国民革命軍に改め、これを南京の軍事委員会の直接指導下に置く。㈢ 特別区政府管下の地域では、普通選擧の民主的制度を実行する。㈣ 地主の土地没収政策を止め、抗日統一戦線の共同綱領を実現する。

　共産主義者との和解問題は、三中全会によつて、一九三七年二月二十一日の決議の中で大きく取り上げられた。この決議は、孫逸仙が初め寛大にも一九二四年に共産主義者の国民党入党を許したことと彼等がその後の三中全会に至るまで「背信的かつ裏切り的な活動」をなしたこと、そして遂に「共産匪賊は西北の狭小な地域に追いこまれ、今や降伏の意を示し始めた」ことを概説し、彼等に対し「改心」の機会を與えるべき條件として次の四点をあげた。㈠ 紅軍を解消し、これを国民政府軍の統一指揮下に編入すること。㈡ いわゆる「中華ソヴェト共和国」そのほか同様の組織を解散し、政権を国民政府の手に統一すること。㈢ 共産主義的宣傳を完全に止め、三民主義を受入れること。㈣ 階級闘争を中止すること。

　右の諸点は、中国共産党がその政策変更の用意あることを明らかにしたところと、密接に相應ずるものであつた。三中全会は、共産主義者に対してその「更生」を許すべき條件を示した後、閉会の宣言において、一九二七年以來における彼等の暴力的行爲を非難し「侵略者への抵抗に用い得たであろうところの国力が、ために損われるにいたつた。」と述べた。また国民党の基本政策は共産主義的な圧制を根絶してしまうことだと宣言された。しかし、平和的な方法による統一の達成ということは、指導原則たるべきであつて、ただ中国の民衆としては、階級闘争の理論によつて誤まられることなきよう、注意すべきであるとされた。

　これらの文書は、国共妥協の基本條件をつくりあげた。その後何月も両党の交渉が続いた。中国の夏季の首府である牯嶺（訳註＝廬山にある）で周恩來は、蔣介石その他の国民党幹部と討議した。そのほかの会談は、中共地区で行われた。

　安協條件の多くは、交渉の過程において実行に移された。内戰は終つた。共産党の土地沒収政策は中止され、その宣傳は統一戦線へと民衆を訓練しつつあつた。国民党は、一九三七年十一月の憲法制定国民大会の召集を初めとして、より一層の民主化を目ざして活溌に活動しつつあつた。（註）国民党によつて逮捕された政治犯の全部ではないがその多くは釋放された。

（註）戦争と度々の延期で、憲法制定國民大会は、一九四六年十一月まで開かれなかつた。

中國共産党宣言　一九三七年九月二十二日

國共妥協は、初めの豫定では、中国共産党が国民党に宣言を手交し、抗日目的のために中国の統一が回復されたと述べた一九三七年七月中頃に公表することになつていたようである。この宣言の発表は一九三七年九月二十二日まで延期された。一九三七年七月七日の蘆溝橋事件によつて対日戦争が勃発したからである。

中国共産党中央委員会の、一九三七年九月二十二日発表の宣言によれば、共産党は「平和、民族的統一、及び外敵の侵入に対する共同抵抗という基盤に立ち、国民党と了解に到達した。」と述べ、次のような綱領を提示した。

「(一) 即時かつ急速に民族革命抗戦を準備し、もつて中華民族の独立と自由と解放のため戦う。……(二) 民衆の権利を基礎とする民主政治を実現し、国民大会を開き、もつて憲法を制定し、救国方針を決定する。……(三) 民生を改善し、中国民衆の生活を豊かならしめる……。」

宣言は、以上の諸目標達成には幾多の障害、特に日本帝国主義からの障害と直面するであろうが、全国民がこれを支持するであろうことを信じ、さらに次のように述べた。

「(一) 孫逸仙博士によつて宣明された三民主義は、中国が今日最も必要とするものである。わが党はその実現のため奮闘することを願う。(二) わが党は暴力とソヴェト化運動によつて国民党政権を打倒する政策を放棄し、地主から土地を強制沒収する政策を停止する。(三) わが党は現在のソヴェト政府を解消し、民権に基礎を置く民主主義を実現し、もつて全国政権統一を期する。(四) わが党は紅軍を解消して国民革命軍に改編し、国民政府軍事委員会の直接統轄を受け、出動命令をまち前線における抗戦の職責を担任する。」

蔣介石声明　一九三七年九月二十三日

共産党宣言発表の翌日、一九三七年九月二十三日、蔣介石は共産党の政策転換を歓迎して、次のような公式声明を発した。

「今回中国共産党が発表した宣言は、民族意識が他の一切の考慮にうち勝つた顕著な実例である。宣言中にあげている諸決定、例えば暴動政策の放棄と赤化運動の停止、中国ソヴェト政府の解消と紅軍の解散は、すべてこれわが国力を動員し、もつて外敵の脅威と闘い、国家の存立を保証するための基本條件である。

「これらの諸決定は、国民党三中全会の採択した宣言及び決議の精神と相合している。中国共産党の宣言は、彼等が三民主義実行のため闘う意思を明らかにした。これは、中国の戦争努力の目標が今日ただ一つしかないことの十分な証據である。」

協定の実行　一九三七―三八年

一九三七、八年の間、合作を実行に移し、対日共同抗戦を推進するため、いくつかの具体的手段がとられた。国民政府の命令によつて紅軍は八路軍に改編され、後には第十八集団軍となり、紅軍の将官である朱德と彭德懐がそれぞれ總司令及び副總司令、さらに林彪、賀龍、劉伯承が各師長となつた。八路軍はそれまでの中共地区である陝西・甘肅・寧夏（陝甘寧）辺区に駐屯を命ぜられた。それから間もなく、ゲリラ戦における奮闘の結果その支配地域を拡大しつつあつた中共は、国民政府のもとに山西・察哈爾・河北（晋察冀）辺区政府を樹立した。晋察冀辺区政府は、一九三八年一月、国民政府から承認されたが、中共支配下の地方政府としては、これはかような正式承認を得た唯一のものである。合作の最初の三年間、共産

系の軍隊は国民政府から財政的補助と、そして少量の軍需品割当を受けた。

国民政府は、戦時状況のため憲法制定国民大会を開かなかつたけれども、民権と民主化に関連して、いくつかの手段を実行した。共産党は漢口で機関紙「新華日報」発行を許された。周恩來は一九三八年三月、国民党臨時全国代表大会の十七名の議長団の一員となつた。また国民党軍事委員会政治訓練部の副主任に任命され、一九四〇年までその職にあつた。

この期間中、民主主義推進と言論の自由のために国民党がとつた手段のうち、より重要なものとしては、一九三八年三月国民党臨時全国代表大会によつて創設された国民参政会がある。それは政府の一切の処置について討議し質問する権限と、政府に建議する権限を持つものであつた。国民参政会は純粋に諮問機関的なものであつたけれども、構成員の名声と討議範囲の広さは、これを有意義な機関たらしめた。

この時期における最も重要な政策は「抗戦建国」の中に具現されている。それは一九三八年四月一日の国民党臨時全国代表大会で採択され、後に国民参政会によつても承認されたものである。この「綱領」は、国共両党ともにこれを戦時合作の原則的な線として従うべきものと認め、三民主義につぐ基本的なものとされた。それは中国が世界問題において正しい役割を果すべきことを誓い、軍事活動の活溌化を促し、政府の改造、経済の増強と民衆の組織化を求めるものであつた。

国民政府が漢口にあつた時期は、国共合作の頂点であつた。中国軍の相つぐ対日敗北にもかかわらず、中国民衆の結束は楽観的な気魄というものを形づくつた。蔣介石は、民族的統一と終局における勝利の象徴として、たち現われていた。

國共關係惡化　一九三八—四一年

一九三八年後半になつて、国共関係は悪化し始めた。八月末、武漢防衛司令部は、共産系の三つの大衆団体に対し禁止命令を出した。これらが国民党地区における影響の獲得に利用されるかも知れぬことを恐れたからである。

一九三八年十月の漢口陥落後、関係は悪化の一途を辿つた。共産系団体への弾圧は拡つて行つた。共産党は、陝西省において彼等が支配していた地域を国民政府に移譲することをせず、国民政府が前線で共産系軍隊を直接指揮したり、これを直接訓練することを許さないというので、非難された。

その後何年間も、両党の関係は緊張したままであり、一九三七年の協定不履行に対する攻撃と、これに対する反撃とはさらに烈しさを加え、しばしば両者の地方的武力衝突事件をひき起した。両党に共通する唯一の政策は対日抗戦ということであつたが、これすら、互に相手を出し抜こうとしあつている間に、忘れがちになつた。しかし公然たる大規模の武力衝突は回避された。一九三九年中、当時重慶にあつた国民政府は、共産地区の厳重な武力封鎖を実行し始め、彼等の国民党中国への滲透を防ごうとした。共産系の軍隊が、国民政府指定の防衛地域外へのびてゆく結果、両者の間に事件が起り、小衝突は絶え間がなかつた。国共両軍の境界に関する対立と衝突は一九四一年一月の「新四軍事件」にいたつて頂点に達した。それは戦時中における国共両軍の最も重大な衝突であり、眞に内戦の始まりだつたのである。この武力衝突は、世界の注目をひくほどの規模のものであつた。政府側の言分によると、共産系と新四軍に対し、揚子江の北部を進撃し黄河地域にある日本軍に戦うよう命令を下したにかかわらず、共産派は南部における足がかりを拡張しようとして、この命令を無視した。ために軍規上の理由から、これを武装解除する必要があつた、というのである。中共側の主張では、政府は中共地区の制限を企図し、同時に新四軍を軍事的に絶望的な立場に追いこもうとしていたのだ、といつている。

國共折衝　一九四一—四四年

国共両軍しばしばの武力衝突にもかかわらず、国民政府の政策は依然として共産派との政治的解決をもとめるにあつた。国共間の問題解決をはかる主たる場となつていた国民参政会の席上、一九四一年三月六日、蔣介石は「新四軍事件」にから

んで、こう演説した。

「……政府の唯一の関心事は、対日抗戦と叛逆者の絶滅であり、『共産派弾圧』のため武力行使する考えは毛頭ない……統一が保持され徹底抗戦する限り、政府としては諸君（国民参政会）の指示に従い、現在のすべての問題を解決する用意がある。」

けれども、国民党と中国共産党とは、なんらの解決点にも至らず、両軍の関係は緊迫したままであり、定期的に衝突が起つた。一方、国民参政会の諸会合においては、小会派の一団が調停の試みを続けていた。これら小会派は一九三九年末、国共協力関係の維持を主目的として「中国民主救国連盟」（数回改組の後「民主同盟」となる）を結成した。その後一九四四年ルーズヴェルト米大統領の個人的代理としてパトリック・J・ハーレイ少將が調停に乘出すまでは、これら小会派は国共折衝において、不成功であつたにせよ重要な役割を果したのである。

国共関係調整への試みは、国民参政会の席上における討論や声明に限られていたわけではない。何回か国共幹部の直接交渉が行われた。その第一回は一九四〇年初、国民政府軍政部長何応欽と、中国共産党中央執行委員会の一員たる秦邦憲との会談である。

一九四三年九月、蔣介石は、国民党第五期中央執行委員会第十一次全体会議に、中共問題は平和的手段によつて処置すべきだという、はつきりした指示を與えた。

「中国共産党問題に関する秘書処の報告と、中央執行委員会の各員の意見を聞いた後、私は、共産党問題は純政治的問題であり、政治的手段によつて解決すべきことを、すべてのものがはつきり認識する必要があると考える。これが、この問題を解決しようとするにあたつて、全体会議のとるべき指導原則でなければならぬ。」

第十一次全体会議後、共産党の林彪將軍は、一九四三年十一月中、重慶において共産系軍隊の改組を交渉した。

国共両党代表による、より大がかりな討議は、一九四四年五月四日西安で開始された。この会談における政府側代表は、軍事委員会の張治中と情報部長王世杰、共産党側代表は同党中央委員会の有力一員たる林祖涵である。張・王・林は一九四四年五月、重慶に帰着、覚書交換によつて交渉を続けた。その結果九月、交渉の経緯は張治中と林祖涵によつて詳細に国民参政会に報告された。

この折衝中とりあげられた主要点は、次のごとくである。(一) 共産系軍隊の配置、人員、指揮系統、訓練。(二) 共産黨の組織した辺区政府と国民政府との関係。(三) 民権に関連する問題、特に共産黨の法的承認と国民黨地域におけるその活動。右の諸点に附随して、いくつかの問題が起つて來た。それは、国共妥協時代における両党の誓約を実行にうつすということに関連するものである。これらの討議中、立憲政府の問題が起り「連合政府」が初めて提案された。

かような折衝を基礎としては、なんらの解決点にも達し得なかつたけれども、一九四四年五月から九月まで、国民政府も中国共産党も、政治的交渉によつて紛争を平和的に解決しようとしていたことは明らかである。

ウォーレス派遣　一九四四年

一九四四年春ルーズヴェルト大統領は、副大統領ヘンリー・A・ウォーレスに、中国の対日抗戦強化のため、何かなし得べきことがあるかどうかを検討するため、中国に赴くことを命じた。ウォーレスはこの機会にソ連領中央アジアを訪問、農業の発達状況を簡単に調査した後、六月後半に重慶へ着いた。この訪問中ウォーレスは、蔣介石と共通の関心事について数回長時間の協議を遂げた。これら協議に関する控えによると、話題は広範囲にわたり、その大部分は本書にとりあげた事件や問題とは無関係なものである。

蔣介石との六月二十一日の会談で、ウォーレスは、もし国共が結んでゆけないなら「友人を頼んで來る」ことにしてはど

うかという大統領の意向を傳えた。大統領は、自分がその友人になつてもよいという態度を示していたのである。翌朝の会談の時、ジョン・カーター・ヴィンセント（当時米国務省中国部長、ウォーレスとともに中国訪問）から、スターリンはモスクワ駐在ハリマン米国大使と同意見で、戦争遂行中は蔣介石支持が望ましいと考えていること、そして、イデオロギー的な考慮よりも対日抗戰のより効果的な遂行という現実的観点にも基づき、国共関係解決にスターリンが強い関心を示したこと、さらにスターリンが附言して、米国は極東で指導的立場をとるべきだと思うと述べたことを傳えた。

六月二十二日午後の会談中、蔣介石は長々と共産派に対する不満を述べはじめた。彼等の行動は中国人の士気に悪影響をもたらした、というのである。第三インターナショナルが名目的に解散してもなお、彼等は中国人たるよりも、むしろ国際主義者である、中国人は共産派に対してそう考えている、と蔣介石は附言した。彼はさらに、共産派は中国抗戰の崩潰を望んでいる、その方が彼等の地位の强化になるからで、中国の抗戰がなくても日本は必ず敗北するものと思いこんでいる関係上、抗戰が崩潰しようと共産派は平気なのだ、といつた。蔣介石は、共産派が、自分達は農村的民主主義者以上の何ものでもないという意味の宣傳をしていることをこぼし、彼等はロシア人以上に共産主義的だ、ともいつた。彼の言によると、共産派との解決は、彼等が国民政府支持に同意し、国家の運営にあたつて、平和的かつ政治的役割を承知してくれさえすれば、簡單にできる。彼の希望は、米国が共産派に対して「われ関せず」の態度を持することであり、そうすれば彼等も国民党との妥結にもつと乗気になつて來るだろう、と述べた。この会談に立会つていた外交部長がここで口をはさみ、国民政府として共産派に対しその権限下に入つて來ることを求める以上、地方行政に干渉したり、或いは協力者的たることを示した役人や將校などを更迭する意思は持つていない、と述べた。結論として蔣介石は、ルーズヴェルト大統領の政策を了解したと言い、共産党問題の政治的解決を願つている旨を大統領に傳えてくれるよう、求めた。

蔣介石が突如、それまで米国人の共産地区立入を禁止していた態度を変え、米国軍事視察團の通行に許可を與えたのは翌六月二十三日の朝の会談の時である。ウォーレスは、対ソ紛争にいたる恐れあるような事態は、中国では絶対にひき起してはならぬことを强調した。蔣介石はこれに賛成し、さらに、かような紛争を避けるためには、中国の主権をそこなわない範囲でどんなことでもやる、と答えた。ウォーレスが再び、米国が交渉に参加することを期待してはいけない、といつたのに対し、蔣介石は同意を示し、中国は早い機会に対ソ折衝したい、と述べた。その日の後の会談では、蔣介石は、次のメッセージを大統領に傳えるよう頼んだ。「もし米国の好意ある援助によつて、中ソ親善関係の增進と中ソ代表者の会合をもたらすことができるならば、蔣介石はこれを厚く歓迎するであろう。」

（註）この見解は、第四章と関連させて考える必要がある。

六月二十四日、飛行場への車中、蔣介石はウォーレスに対し、ルーズヴェルトの代表として中ソ関係の改善に力をかしてくれればありがたいのだが、ということを二回述べた。また彼は、共産党問題は国内問題ではあるが、その解決に大統領の援助を歓迎する、ともいつた。さらにまた、共産派は信用のおけない連中だが、もし大統領がやつてみようという気持であるならば、自分としては喜んでその援助を受け、それを内政干渉とはみなさない、との見解を表明した。

結語

一九四四年九月、ルーズヴェルト大統領の個人的代表としてハーレイ少將が、蔣介石とスティルウェルの関係調整と、軍需品供給に関する若干の他の責務をもつて到着するとともに、折衝は新段階に入つた。それから僅か数ヵ月がたつて最初の使命が終つた後、国共の相剋は、対日戰遂行の必要から米国が舞台に登場するに及んで、一九二七年ロシア人使節放逐以來初めて国際的な相貌を呈するにいたつた。この間十七年にわたる烈しい内戰、その後の外部からの脅威下におけるやむを得ざる協力、これらの結果として、両者の間には根强い憎しみと疑いが生れ、また径路と目的地の双方における対立となり、

どうしても過去を忘れがたくしてしまつたのである。それは、当時考えられていたよりももつと深刻に、外部から与えられる援助の効果というものを減殺したのである。

第三章　ハーレイ大使時代　一九四四—四五年

一、ハーレイ派遣の直接の背景

序言

パトリック・J・ハーレイ少将は、一九四四年八月十八日、大統領の個人的代表として中国駐在を命ぜられ、九月六日重慶に着いた。クラレンス・E・ガウス駐華大使は、一九四四年十一月一日に辞職、同三十日ハーレイが後任に任ぜられ、一九四五年一月八日、信任状を捧呈した。

ハーレイを中国に派遣した理由を了解するには、一九四三—四四年の中国国内情勢を考慮にいれる必要がある。上述の如く、日本の侵略に対する中国抗戦の記録は目ざましく、うらやましいほどのものがあり、侵略と戦いつつあつた世界すべての人々の嘆賞と同情をかち得たのであつた。しかし、一九四三年にもなると、抗戦六年の疲れが感じられだした。この傾向は、一九四四年には、驚くべき程度にまでなつて来た。

永年の戦争は、重大な経済的打撃をもたらしつつあつた。中国で最も生産力の高い地域は、大部分、日本軍の占領するところであつた。インフレーションが根をおろし始め、国民党自由主義の脊骨をなしていた中国の新中産階級は、貧困化の一

途を辿つていた。こういう情勢にあつて、国民党極右と反動的分子の権力と権威は加わりつつあつた。重慶大使館の正規かつ定期的な政治報告は、経済情勢が次第に悪化し、国民政府内部の指導的機関がいよいよ麻痺しつつあることを示していた。国民党第五期中央執行委員会第十二次全体会議が一九四四年五月に開かれながら、明らかに僅かの成果しかあげ得ず、党の自由主義的分子の後退という結果になつた事実を、大使館から報告して來たのが、その兆候的な現われである。また、大使館の報告によると、国民党の自由主義的分子は、この傾向に失望しながらも、党首脳部破綻せりという彼等の論点が、情勢の推移によつて證明されるのを希望していた。第二章で概観した長期にわたる情勢発展の背景は、ハーレイ少將がその任務にとりかかつた当時における国共関係の特別の状態をもたらした原因となつていた。既に指摘したように、一九三六年末の西安事件後、中国国民政府と中国共産党とは、日本の侵略に対しては統一戦線を形成すること、そして国共間の対立は政治的手段で解決することという意思を示していた。国共の折衝は、ハーレイの中国派遣に先立つ七年間にわたつて続けられていた。一九四三年九月に開かれた国民党第五期中央執行委員会第十一次全体会議への指示において、蔣介石は「中国共産党の問題は純粋に政治問題であり、政治的手段によつて解決せねばならぬことを、我々はまずはつきり認識する必要がある。」と述べたのであつた。それは暴力によるのではなく、交渉によるということである。だからこそ一九四四年春、国民政府は王世杰を代表とし、中国共産党は林祖涵を代表として、活溌な交渉を行つたのである。

国民政府、中国共産党のいずれもが、政治的解決すなわち交渉による解決の意図を明らかにしていたにかかわらず、そして事実、交渉は最後まで活溌に行われたにかかわらず、中国の対日抗戦が内部相剋の障害を受けることは、一層ひどくなつて行つた。

七月三日、大使館の一員と話したところによると、立法院長孫科は、この情勢について、蔣介石と率直に討議しあつたということである。孫科は、中国軍を能率化するためには、これを元にかえさねばならぬ、と強いた。彼はまた、抗戦を効果

的に遂行する上の主たる障害の一つは、約三十万の国府軍の精鋭が、中共監視のために固定されており、これと同じ理由から、抗日に善戦し今後も善戦し得べき中共軍の大部隊もまた、固定化されている点にある、ということを指摘した。孫科の話では、彼は蔣介石に、中共は中国の共産化や制圧を欲しているのではない、そんなことはいかに欲してみても不可能であり、彼等はただ対日抗戦において国民政府と協力し得るような解決を求めているのだ、という意見を述べたそうである。さらに彼は大使館員に、蔣介石はいつも自分自身が決定し、他人の忠告を聞かない人だが、孫科が表明した意見はいくらか効果があつたようで、現に、その意見のあるものについて蔣介石は、なんとかしてこれをもう一度方向づけるべく心の中で努力しているように感じられる、とのことであつた。この過程において米国側の意見が述べられるならば、それが蔣介石に圧迫を加えるような形をとらぬ限り、有益なものたり得るであろう、というのが孫科の感想であつた。

内部的崩潰と中国の対日戦争努力の膠着によつて、他の諸分子がどんなに元気を失おうが、こういう様子は、少しも蔣介石の言動には現われなかつた。一九四四年双十節の演説で、彼は、徹底抗戦の決意とともに、中国統一への闘争における指導権確保の決意を、くりかえし強調した。彼はまた、国内情勢に対する外国の批判に敏感さを示し、そして、やや不吉な予言をするような調子で、列強は中国の国内問題、特に国共問題には干渉せぬ方が賢明であることをほのめかした。

ガウス米国大使によつて一九四四年に行われた諸報告の中には、事態の進行に先行する配慮が、くりかえし反映されていた。彼がしばしば強調したように、これら国共問題にからんだ諸要素は、中国の対日抗戦に破滅的な影響を与えていた。彼の意見や観測は、福建・桂林・昆明・成都・西安・蘭州といつた広く様々な地域にある米国領事官吏からの規則的な報告によつて、基礎づけられていた。

中国にある他の米国人で事態を注視しつつあつた人達は、国民政府も中共も対日抗戦に主力を注いでいないという事態に対し、一層懸念を増していた。マンスフィールド下院議員は、中国への使命を終えて帰国後、一九四五年一月、議会への報

告書で、この意見を要約して次のように書いている。

「私が入手し得た情報によると、共産党も国民党も、現在及び過去二年間、対日抗戦よりも各自の党の保衞の方に、もつと関心を拂つているように思われる。双方とも、勝利は米国が保証してくれるものと感じており、それで、いずれも自党の立場に、より関心があるのである。」

中國の結束と抗戰

ガウス大使は、一九四四年八月三十日、蔣介石との会談の際、右の観点を強調した。その報告によると、蔣介石の方から大使を招致し、一時間半にわたつて中共問題を討議したのであつたが、蔣介石は、米国政府は問題を理解していない、これを了解させるのが大使の役目である、といつた。蔣介石は、共産派の背信と裏切りを非難した後、共産派との疎隔解消を促すという米国政府の態度は、ただ彼等の反抗を強化する効果しかない。共産派の要求は、外国勢力の影響下にあることかくれなき一個の政党に対し無條件降伏せよというに等しい、ともいつた。蔣介石はさらに、米国政府は共産派に向つて争点を解決し国民政府に服するようにいつてやるべきだ、と附言した。これに対しガウスは、面とむかつて率直に話してよいということなので強調するのだが、米国政府としては共産派の論点に対しては関心をもつていないこと、だが、日本軍にたち向つて戦うよりは、中国の軍隊が相互にたち向いあうようなことにさせた中国国内問題の解決を計ることに対しては関心を持つていること、かかる国内問題こそ戦争の決定的な時期においては特に重要なのだということを強調したい、と述べた。さらにガウスは、中共問題解決にあたつて、蔣介石が直面している困難に十分の同情を表しつつ、次のようにつけ加えた。

「我々は中国政府が共産党の要求に屈伏することを勧めたのではない。我々の唯一の関心事は、中国の統一と現在の危險事態の解消である。この問題に対し、中国人自身が平和的解決策を発見せんことを希望する。」

ガウスの報告によれば、彼は個人的意見として、蔣介石側では中共は信用ならないといつているけれども、中共側でもまた国民政府は信用できないといつていることを、大使館ではずつと前から聞いていたのだが、この相互の不信を解く努力が必要と思う、と述べた。彼の個人的意見としては、各党各派の最も有能な代表者を政府に参加させ、その責任を分担させるなんらかの方法の中に、一つの解決策が見出されるかも知れない。現在のところ一党政府以外にはあり得ないという国民党の主張は、もとより承知してはいるが、この困難を打破るべく努力したい、といつた。広い基盤の上に立つて、小会派代表にも政府への参加権を与えること、假令そこまで行くことはできなくても、おそらく或る範囲の解決策は発見できるであろう。この解決策に沿つて、政党や特殊團体から有能な代表者を出してもらう。これらの人物が参加して、なんらかの形の責任ある軍事委員会のようなものを作り、中国今日の重大な軍事的危機に対処する計画の立案を実行にあたる。以上の結論としてガウスは、かような責任分担により、おそらく中国統一への協力という気持を発展させることができるかも知れぬ、と述べた。蔣介石は、この提案は少くとも研究の價値はある、と言つた。

この会談に関するガウスの報告に答えて、ハル国務長官は、大統領とともにこの報告に愼重なる考慮を加えた結果、「中国における政府情勢及びこれにからむ軍事情勢の問題について、この際積極的、率直かつ腹藏なく、蔣介石に働きかける必要がある」との意見に一致したことを告げた。

国務長官の見解では、米国政府から中共へ、国民政府との争点を解決するようにいつてほしいという蔣介石の申出は、先にウォーレスに申出たところと同様のものであつて、蔣介石自身が中共との妥結に到達したいとの希望をはつきりさせているにかかわらず、中共地区外においてはこれと矛盾するような情勢が発展しつつある点を考慮すると、ガウスに向つて述べたごとき蔣介石の一般論は、その考え方において、ガッカリさせるほど些かも進歩の跡を示していない。そこで国務長官からガウスに提案したのは、もし蔣介石が中共重慶代表とガウスとの会見の手筈を整えてくれるなら、彼やウォーレスが蔣介石

に話しておつたと同じ基本線に沿つて、次のようなことを中共代表に話す用意がある旨を傳えたらどうかということであつた。すなわち、抗戰遂行と和平準備のためには中国の結束が焦眉の急務であること、かかる結束をかち得るには寛容と善意、互惠互讓の精神が必要であること、勝利のためという大目的を心に刻みこんでいる限り対立の解消は可能であることを、中共代表に指摘するというのである。ガウスは蔣介石に対し、こう告げることを命ぜられた。㈠大統領と国務長官は合同委員会に関するガウス案は愼重なる考慮に値いするものと認めること。㈡大統領と国務長官は対中共問題の未解決という点ばかりでなく、中共地区外における非共産主義中国人の間に不滿と対立があるという情報についても、関心を抱いていること。㈢中共その他の対立分子そのものは関心事ではないが、大統領と国務長官は、中国の民衆が、彼等を代表しかつ包容力ある強力な政府の指導下に、その持つ物質的・精神的資源を発展させ、これを利用し、もつて抗戰を続け、恒久的・民主的平和を確立せんことを熱望すること。

ガウスの悲観論

ガウス大使はこのメッセージを蔣介石に傳達はしたけれども、相手が必要な手続をとる意思があるのか、またとることができるのかということについてさえ、疑問を持つていた。中共との折衝の見透しについても、国共相互間の疑惑の深さや現実直視の能力欠如にかんがみ、彼は悲観的であつた。中国人は本当に抗日に積極協力する意思があるのかという点についてすら、彼は疑問を持つていたのである。十月中と十一月初、大使館からの報告は、事態悪化の暗い情勢を傳えている。その暗さを特徴づけたものは、内紛と無神経ということである。

ガウスの暗い結論は、大使館や領事館以外の筋によつて裏書きされた。数名の海外駐在官、それは全部極東問題の專門家だつたが、米国陸軍の要求によつて、連絡事務のため、中国・ビルマ・印度（後には中国）方面総司令官の幕僚部附となつ

た米華軍当局と、ともに旅行し相接触することによつて、彼等は実情を観察し、その反應を報告するという類い稀れな機会をもつた。これら報告は米国の関係当局に提出された。彼等の覚書は広範囲の問題について書かれており、その期間は、まだ対日戰争の終末が迫つているとは考えられなかつた、一九四三年初から一九四五年初にいたる二年間以上にわたつている。覚書では、次のごとき問題が浮び出ている。

一、極東（中国を含めて）に対するソ連の企図は攻勢的である。

二、中共の背景はソ連への忠誠ということであるが、新しい力――主として民族意識――が働きだし、それが彼等の今後への見透しを修正しつつある。

三、中共は中国における最も動的な力となり、国民党の支配権に挑戰している。

四、国民党と国民政府は解体しつつある。

五、国共両勢力の相剋は内戰にまで発展する恐れがある。そうなると(イ)対日戰争遂行に支障を与える。(ロ)中共をソ連の手中へ追い返すことになる。(ハ)究極においては米ソの介入と衝突を招來するかも知れぬ。

六、中共の勝利は不可避であろう。なんとなれば、国民政府援助の側に立つであろう米国その他の列強が、国民政府の構造的な弱さを補うに足る十分な補給をするのは、容易なことではないからである。

七、これは不幸なディレンマであるが、米国は、中国における権力の構成を平和的手続によつて調整し、それによつて内戰の破局を防止するよう努力せねばならない。この目的のため望ましい方法は、国民党の改造と若返りを推進し、連合政権における重要勢力としての生存を可能ならしめることである。これが失敗すれば、米国は国民党とのかかわりあいを限られた範囲にとどめ、中国の支配者たるべく予定されている中共となんらかの協力を開始し、これが独立の場合、米国に友好的な立場をとるよう働きかけねばならない。時は我々に不利に作用している。なんとなれば、以上いずれかが成功しない前に

ソ連が対日参戦し中国に侵入するならば、中共はソ連のものになり、その衛星国となつてしまうからである。

八、上述の政策は――それは対日戦を考慮する場合、決定的なものであるが――我々の戦争努力に相当の助けとなるであろう。

軍事的要因

一九四四年末における情勢の全面的悪化をもたらした他の諸要因も重大ではあつたが、最も重大、かつ米国当局の頭の最大部分を占めていたのは、戦局の深刻化と、その結果としての中国における戦争努力の全面的崩潰の恐れであつた。この軍事的要因こそ米国当局者の最も直接的な関心事であつた。戦局深刻化の兆は春に現われ、夏に大きく拡がり、秋には破局的なものにまでなつた。四月十七日、日本軍は黄河を渡り、南進を始めたが、これは北平―漢口鉄道打通作戦の口火であつた。五月十八日、黄河地区の洛陽が落ち、湯恩伯の残存部隊は地方民からの攻撃を受けるところとなつた。開封の陥落とともに、全河南戦線は崩潰した。

五月二十七日、日本軍は揚子江を渡河、漢口―広東鉄道沿いに、湖南省に攻め入つた。六月六日沅江をとり、要衝長沙の西側面を攻撃した。六月十八日、長沙陥落。その十日後に衡陽が包囲(八月八日まで陥落しなかつたが)された。その結果、日本軍は重要空軍基地桂林を攻撃し得る態勢となつた。八月半ば、日本軍は海岸の浙江省に新攻撃を開始、八月二十八日、溧水をとつた。九月半ば、日本軍は湖南省を横切つて広西省に入つた。

その後の幾週間、日本軍は北と東南から桂林を攻め、十一月十二日これを陥れた。これとともに東部中国全戦線は崩潰するにいたつた。日本軍が重慶及び重要米軍基地昆明を攻撃しようと思つても、その力がなかつたであろうということは、信ずべき理由に乏しい。戦局をさらに紛糾させたのは、ビルマのサルウィーン戦線における敗北である。ますますはつきりして来たのは、中国人の抗戦が大部分、もはや中国における効果的な要因たり得なくなつたこと、そして彼等の抗戦意思が危険な程度にまで消滅して来たことである。中国軍が目ざましい軍事的貢献をなしつつあつたのは、それがスティルウェル将軍の直接指揮下に置かれていたビルマ戦線においてのみであつた。

蒋介石に対するルーズヴェルトの書簡　一九四四年七―八月

ルーズヴェルト大統領を最も憂慮させたのは、東部中国におけるかくの如き急速な戦況の悪化であつた。打開の第一歩は中国軍指揮のため米国将官を任命することだと考えた彼は、一九四四年七月七日、次の書簡を蒋介石に送つた。

「私の意見では、現危局は、中共軍はじめ中国における連合国の軍事的資源の一切を統轄する権力を、一個の人物に附託することを要請している。私はスティルウェルを大将に昇格させようとしているが、貴下に大至急考慮してもらいたいことは、彼をビルマから呼び返し、貴下の直接下で中米全軍の指揮をとる地位に置くこと、そして、敵軍の攻勢阻止に必要な作戦を統轄し命令する一切の責任と権限を附与することである。私の感じでは、中国の情勢は絶望的であり、今にして徹底的かつ迅速な対策を講ずるのでなければ、我々共同の目標は破滅的な打撃を受けるであろう。」

蒋介石は原則的にはこの提案に賛成したが、事前措置として、軍事問題のみならず政治問題にも通じ、大統領の全幅的信頼ある米国高官を重慶に派遣し、この問題を討議してはどうかと提案した。六月十五日、大統領は次のごとく返事した。

「スティルウェル大将を貴下の下で、なんらの制肘をも受けることなく、中国指揮の絶対権ある地位につける案に対し、貴下が原則的に賛成であることを知つて喜ばしい……。私は、私の個人的代表として貴下と協力すべき、広い視野と政治的能力を持つ人物を物色している……。その間、スティルウェル大将ができるだけ早い機会に指揮をとれるよう、万端の

準備を整えることを重ねてお願いする。」

これに追いかけて八月十日、大統領はもう一通の書簡を送つた。

「これは私の提案であるが、パトリック・J・ハーレイ少將を私の個人的代表に任命して貴方のもとに送りたい。貴下とスティルウェルとの關係を調整するのに、彼は非常に役立つだろうと思う。」

大統領はまた、軍需品貸與その他の經済問題の担当者として、ドナルド・ネルソンをハーレイに隨行させることを提案、蔣介石の承諾を得た。

八月二十三日、大統領は再び、スティルウェルを全中国軍の指揮官に任命することを要請して、次の書簡を送つた。

「我々のために重要な仕事を果すべきものとして、ハーレイとネルソンを承諾してくれたことは喜ばしい。貴下のところに送る私の個人的代表が決まつた以上、我々は速かに、戦局が要請する積極的な措置に向つて進むべきだと思う。大至急スティルウェルを貴下の下で中国軍の指揮をとる地位に置くよう、必要な措置を講ずることを要請する……。貴下が直面する政治的諸問題に對する十分な理解が、ハーレイとスティルウェルの間にできるだろうことは間違いない。スティルウェル任命の件については、私は非常に強く行動を要請する。これ以上延引すれば時期を失し、中国にとつても、日本の急速打倒という連合国の計画にとつても悲劇的な、軍事的破局が不可避になるかも知れないからである……。スティルウェルの指揮下に入るべき軍隊については、中国の防衛と對日戦争に使用可能なものである限り、これを制限すべきではないと考える。敵のために我々が破滅に追いやられる可能性がある時、誰の援助であろうと、日本人を殺し得るものの援助を断ることは適当でない……。スティルウェルによる指揮権行使と、これにからむ政治的諸問題に関する彼の理解とを助けるよう、関係を好転させていく上において、ハーレイが非常に役にたつことは間違いない……。」

初め原則的に承知していたにもかかわらず、蔣介石はなおスティルウェルを指揮の地位に置くことをせず、両者の関係は

ますます悪くなつて行つた。九月には戦局があまりにも暗くなつて來たので、大統領は蔣介石へもう一通書簡を送らざるを得ぬ氣持になつた。

「中国情勢に関する最近の報告を読んだ結果、貴下は近い將來、私が恐れて來た破局に直面することを、私も幕僚達も確信するようになつた……。私は、最近数ヵ月くりかえし、中国と貴下に近づきつつある破局に對処するため思いきつた行動をとることを要請して來た。貴下はなお、スティルウェルを中国における全軍指揮の地位に置いていないが、我々は今や、あるいは破局的な諸結果をもたらすべき、東部中国における致命的な地域の喪失に直面するにいたつた。」

スティルウェルの報告

九月二十二日、スティルウェル大將は、蔣介石の行動に関する次のような判断を、ワシントンの參謀総長に報告した。

「蔣介石はいつもの手を使つている。最初彼は指揮問題について簡單に同意し、さらに共産軍を私の指揮下に使用することにも同意したようなふうをした。それから引延しを始め、今だにそれを続けている。事前に片をつけておくべき多くの困難な問題があり、それに時間がかかるのだと抗辯しているが、実際には、彼としてこれ以上努力しなくともよいほどに、太平洋における我々の進撃は急速且つ效果的であろうことを信じており、それで共産主義者を承認したり、外国人を軍の指揮官に据えるというような、苦い丸薬は呑みたがらないのである……。」

九月二十六日、スティルウェルは再び參謀総長に次のごとく報告した。

「蔣介石はこれ以上戦争遂行に努力する意思はない。彼にそういう行動を押しつけるものは、邪魔され、除かれてしまう……。彼は、もし自分を支持しなければ辞めてしまうぞという、古いおどかしによつて、米国から金と武器を引出し続けることが可能だと信じている。彼はまた、太平洋における戦争は殆んど終つており、引延し戦術によつて全負担を我々に

おつかぶせることができると思つている。彼には、本当に民主的な制度をうちたてるとか、共産主義者と共同戰線を張るとかいう意思はない。中国の統一と眞の抗日への協力に対する主たる障害物は、実に彼自身である……。今や私は以上の理由によつて、彼が権力の地位にある限り、米国は中国から眞の協力は得られないと確信している。私の見るところでは、彼は、借款や戰後援助をむしりとりつつ、その引延し戰術を続けて行くのみであろう。その目的はほかでもない、彼の現実の地位は、一党政府・反動政策という基礎、ないしは彼の祕密警察の積極的な援助による民主的思想の彈圧という基礎の上に立つているが、こういう彼の現在の地位を維持することがそれである。」

スティルウェルは中国出発の直前、彼自身をも含む危機について、參謀総長にもう一度彼の判断を報告した。

「私を追い出すか、それとも蔣介石と、おそらくは中国をも失うか、その選択の問題ではない。もし蔣介石が現在罷免を行い得るとすれば、それは中国がなし得べき戰争努力を失つてしまうという問題である。私の考えでは、問題の解決は、我々の提案受諾を固執すること、それと同時に、受諾したことによつてその面子が損われたり、国民党の精神が傷つけられたりするようなことがないよう、蔣介石の名声を高めることである。」

どんな第三者が調停に出たところで、既に受けた傷口をなおすことの不可能な点にまで、蔣介石とスティルウェルの関係が行つており、スティルウェル罷免以外には途がないこと、そして、米国人の新最高司令官が任命されるまでは、他の重要諸問題についてもなんらの進行もあり得ないことが、この頃にはハーレイにはつきり判つて來た。大統領はこの観点を受入れ、スティルウェルの後任にウェデマイヤー少將をもつて來た。その後ウェデマイヤーを全中国軍の指揮官に指名させようとする努力らしい努力はなされなかつたようである。これに関連して記憶すべきは、日本軍には重慶攻略のため桂林からさらに進撃する意圖をもつていないことが年末にはつきりして來たこと、さらに、夏の初めに重大化したビルマ戰況が相当緩和して來たことである。

陸軍省への最終報告の中でスティルウェルは、彼自身が主役であつた紛争を判断して次のごとく述べた。

「指揮権の段階が高くなるにつれて、国の政策や政略が入つて來るために誠意と協力が損われて來る。スティルウェルの直接指揮下の印度派遣中国軍の場合を唯一の例外として、米国人は中国軍に対して指揮の機能を発揮したことはない。他の場所では、方面軍司令官は『命令権』をもつていなかつたのである。その結果全部の統轄ができないため、彼は戰略をたてることも、戰術を指揮することもできなかつた。一般に全く顧問的な役割を守りながら、米国人達はしばしば疑惑の眼で見られた。或る場合には、正直な努力と公正な行動によつて、我々の動議が利己的なものでないことが証明され、若干の前線指揮官の信頼と尊敬を博したこともある。しかし重慶の政府となると、我々の行動によつては、このようないい反響があるというようなことは、かならずしもあてはまらなかつた。上の方では、我々は一般に、贈物をばらまいている狡猾なもぐりの商人で、ただその贈物が実を結ばないだけのことだと考えられていた。

『対華援助』は、一旦計画された以上は、精力的に行わねばならない。中国の官吏の腐敗、その経濟的混乱、その軍事的弱さについて十分な知識を持ち、これによつて武装されていたならば、我々は援助を提供する前に、一つの計画に関する協約文書に署名し、中国が米国の監督と物質的援助下に精力的に戰争を遂行することを誓約させるようにすべきであつた。

「ますますはつきりして來たことは、もつと率直かつ強力な外交政策がとられたならば、中国の心底からの協力をかちとり、そして、中国側の断乎たる行動がなければ我々の協力は得られないことを認識させるのに役立つたであろうということである。わが政府の親切な、親身になつての戒告も、国民政府の首長を動かして彼の政敵を——米国はこれらを承認することは戰争遂行上必要と考えているのであるが、その米国に対する譲歩という意味においてすら——承認させることができなかつたのである。若干の要因が現われて來、政治的和解や、守られない約束や、また公金を無駄な輸血に流しこ

む、動揺常なき政策を支持することの誤りを明らかにすることになつた。

「日本の侵略は各種分子の上に一時的な結束をもたらした。これら分子は、中国は民主的な線を進むか、それとも全体主義的な線を進むかを決定する闘争の最中だつたのである。これらの中で蔣介石は最強分子であつたので、彼は世論によつて、国家統一意思の象徴たらざるを得なくなつた。

「中国の解体と崩潰をねらう日本軍の攻撃に直面するにおよんで、彼は国家の結束を捨てた。そして、統一し指導するよりも、制圧する道を選び、これを辿ろうとしたのである。彼は、眞の民主主義の意味するところのものに何らの價値も見出さなかつたので、制圧の道を求めたのであつた。

「彼が指導者である国民党は、かつては純粋な民族感情の表現であつたが、今やそれは廢頽的にして相互に内輪もめしつつある諸派の不安定な均衡であり、動的な原理も民衆の基盤をもつていない。彼は如才のない政治的感覚をもつて、これらの諸機能を操作することによつて支配しているのである。彼の立場は安定していない。軍事力拡張に対する気乗薄、対内的覇権確保への執心、周囲にあるものすべてに対する疑ぐり、ますます激しくなつてゆく感情的な安定の乱れ、こういつたものがそれの実現を不可能ならしめているのである。彼は自ら操る諸勢力の人質となつてしまつた。

「戦争とは政治の連続であり、ただ手段を異にするだけだというクラウゼヴィッツの定言が、中国・ビルマ・印度におけるほどの迫力をもつてあてはまる場合は他にない。戦争のこの局面に存在していたような不安定なる事態を処理するにあたつて、米国人は蔣介石とのつぴきならぬ関係に陥ることを避け、中国そのものに対しても、もつと現実的な態度をとることができたかも知れぬ。蔣政権の態度を支持することによつて、ほとんど得るところはなかつた。蔣介石に圧力を加え、協力と民族的統一へと動かすことによつて、そして、もし彼にこれができなければ、その実行を約束する分子に支持を與えることによつて、多くを獲得し得たであろう。」

元來ハーレイが中国に派遣されたのは、最後に現実に起つて來たところのものを避けようがためであつた。ウェデマイヤーの任命によつてこの危機が一旦解決されたので、ハーレイはその他の問題について調停の労をとることになつた。

ハーレイへの訓令

国務省に対するハーレイの報告によれば、ホワイトハウスからの八月十八日附の訓令は、㈠大統領の個人的代表として蔣介石に奉仕すること ㈡蔣介石とスティルウェルの関係を調整すること ㈢軍需品供給に関する若干の附随的な仕事をすること ㈣ガウス大使と密接な接觸を維持することであつた。数ヵ月たつて大使に任命された後、ハーレイは自己の使命と米国の対華政策を大体左のごとく了解している旨を書いた。㈠国民政府の崩潰を防ぐこと。㈡蔣介石を中華民国の主席かつ大元帥として支持すること。㈢蔣介石と米国人司令官との関係を調整すること。㈣中国における軍需品生産を促進し、経済的崩潰を防止すること。㈤日本打倒のため中国の全軍事力を結集すること。

ハーレイとモロトフとの会談

戦時生産局長、ルーズヴェルト大統領特別使節ドナルド・ネルソンとともに、ハーレイはモスクワ経由、空路重慶に赴いたが、モスクワでは中国問題についてモロトフ外相と討議した。この会談に関するネルソンの報告によると、彼は中国における任務は主として経済問題であり、ハーレイのは政治問題であること、戦争における中国の協力は「決定的に重要」であること、この目的達成のため米国政府は、蔣介石を支持して中国の完全なる統一をはからねばならぬことを説明した。この点についてソ連の意見をも求めたに対し、モロトフは、中国情勢をワシントンやモスクワから判断することは難かしいが、記録にとどめないということで考えを話してみよう、といつた。報告によると、モロトフの言葉は次のごとく要約されてい

る。

「モロトフはそれから、一九三六年における蔣介石の西安監禁について語り、中ソ関係は当時緊張していた、といつた。しかしソ連政府は、張学良と汪精衞によつて指導される中国の革命勢力に対し背中を向けた、と述べた。それらの中には多くの共産党員があり、彼等はソ連に対し同情と援助を求め、そして日本の挑発が、西安における叛乱その他中国における諸事件の原因だという意味の声明を発していた。ソ連政府の政治的・道義的支持によつて、蔣介石は彼の政府の椅子へ帰ることができ、革命派の指導者（張学良）は逮捕された。ソ連政府は、この行動の結果、中ソ関係が好転するであろうことを希望していたが、中国人は中ソ関係の強化には関心が薄く、近年には反対に悪化していた。

「近年中国における種々の事件について、ソ連政府は不当にその責任を負わされているが、モロトフは、ソ連政府としては中国の国内事件や発展について、なんらの責任をも負うものでないことを強調した。モロトフはさらに中国における民衆のひどい窮乏状態について語り、彼等の中には共産党員と自称するものも若干いるが、それはいかなる意味においても共産主義とはなんら関係はない、といつた。それは単に、彼等の経済状態の悪化に対する不満を表明する一つの方法にすぎず、彼等の経済状態が良くなりさえすれば、かかる政治的傾向を忘れてしまうであろう。ソ連当局は、このような『共産主義分子』と関係を持つてはならないし、従つてソ連当局に対し現情勢に対する責任をかぶせることもできない。現情勢の解決は、中国政府をして共同の利益のため働き、それに課せられた任務を果し、中国人の生活をもつと正常なものにすることである。そして結論として、中国人が自分の国を統一し、軍事的・経済的情勢を改善し、この任務のため最もすぐれた人物を選ぶについて、米国が彼等を援助するなれば、それはソ連としても喜ばしいことである、と述べた……。相談を受けて、モロトフが満足していることは、はつきり窺われた。彼は新しい情報は殆んど与えなかつたが、ソ連政府は、米国が中国の問題について経済的・政治的・軍事的に指導権をとることを歓迎するという前言を再確認した。またモロトフ

は、蔣介石がその政策を変え、中ソ関係を改善しようと試みるようになるまで、ソ連政府は中国における政府の問題については、かかわりをもつ意思なきことを明かにした。

この会談の重要性は、その後におけるハーレィの報告の中で、ソ連の対華政策に関してモロトフが表明したことにしばしば言及している点から見ても明らかである。

二、調停の努力

最初の手段

九月に重慶に到着してから、ハーレィ将軍の到達した結論は、「日本を打破る目的のために中国の全軍隊を一致團結させる」という彼の使命の成功は、既に進行中であつた中国軍隊統一交渉の成否如何にかかつているということであつた。それで到着すると間もなく、中国国民政府と中国共産党を積極的に調停する手段をとつた。

一九四四年十二月、ハーレィ将軍は、調停における彼の初期の努力について次の如く述べた。

「私がここに來た時、蔣介石は中国における共産党は、ソ連政府の手先であると信じていた。しかし、今や彼は、ソ連政府は中国共産党を共産主義者として、いささかも認めていないということ、そして㈠ソ連は中国における共産党を支持していない　㈡ソ連は中国における紛争或いは内戦を欲しない。㈢ソ連は中国と、もつと調和のとれた関係を欲する、ということを知るに至つた。

これらの事実は、中国共産党が、ソ連政府の手先でないということを蔣介石に十分に確信させた。彼は今、外国との紛

紛を起さずに、中国政党としての共産党との妥協に到達し得ることを感じている。私が最初に到着した時には、現在行われている戦争の終了後、或いは多分それよりも以前に、内戦は避くべからざるものと考えられた。蒋介石は今、中国共産党との協約を結ぶことによつて、㈠日本に抵抗するため中国の軍隊を統一し、㈡中国における国内闘争を避けることができると信じている。」

ハーレィ将軍は彼が採つた具体的手段に関して、一九四四年十二月、次のように報告した。すなわち彼は、蒋大元帥と内閣閣僚の承諾、助言、指令を得た上で、そしてまた共産党指導者を招待して、既に共産党ならびに共産軍指導者との討議を開始したというのである。そして、その目的は日本を打倒するために中国軍隊を再編し、整合し、そして統一するため一つの協約を得ることであつた。「日本を打破ることは勿論本来の目的である。しかし、我々は、すべて、もし中国の二大軍隊の間に協定が成立しないならば、内戦の勃発は必至であることを了解せねばならぬ。」このようにハーレィ将軍は報告した。

五項目協約案　一九四四年十一月十日

重慶における中国政府と中国共産党代表者との討議に引続き、ハーレィ将軍は一九四四年十一月七日、中国共産党中央執行委員会主席毛沢東との二日間の会議のために延安に飛んだ。共産党指導者達は、ハーレィ将軍がこの飛行をみずから発議したという事実に感銘していた。そのため、両者の間に親しみ易い関係が直ちに生れた。これらの討議の結果として延安において「中国国民政府、中国国民党と中国共産党間における協約」と題する五項目草案ができ上つた。それは、一九四四年十一月十日、中国共産党中央執行委員会主席毛沢東によつて署名され、證人として、ハーレィ将軍によつて署名された。この重要な協約は次の通りである。

一、中国政府、中国国民党と中国共産党は日本を即時打破るために中国の全軍隊の統一と中国の再建のために協力する。

26747

二、現在の国民政府は、すべての抗日政党及び無党無派の代表達を含む連合政府に改組さるべきこと。軍事・政治・経済及び文化事業の改善を規定する新しい民主政策が公布され、効力を発生せねばならぬ。同時に全国軍事委員会は、すべての抗日軍隊の代表を以て構成される統一された全国軍事会議に改組されねばならぬ。

三、連合政府は、孫逸仙の原則を支持して人民の、人民のための、人民による政府を中国に設立する。連合政府は、進歩と民主主義を推進し、正義、信仰の自由、出版の自由、言論の自由、集会結社の自由、困苦救済のため政府に請願する権利、人身保護の権利、及び居住の権利を確立するための政策を行う。連合政府はまた、恐怖からの自由、欠乏からの自由として定義される二つの権利を有効ならしめる政策を行う。

四、全抗日勢力は、連合政府とその統一全国軍事会議の命令を遵守し、実行し、かつその成果は政府と軍事会議によつて確認せられる。外国から得た貸與武器は公平に分配される。

五、連合政府は中国国民党と中国共産党と全抗日團体の合法性を認める。

三項目計画

ハーレィ将軍は、この五項目協約草案を直ちに国民政府に提出したが、彼はこの草案が、共産党問題を解決する実際的計画であると感じていた。しかし、国民政府の指導者達は、共産党の計画は受諾し得ないといつた。国民政府は次の三項目協約を対案として提出した。

一、国民政府は急速に日本打倒を達成するために、中国における全軍隊の有効なる統一、集中を望んでいる。また戦後の中国再建を期待して、中国共産軍をその改組後、国軍のうちに統合編入することに同意する。この場合、共産軍の給與、手当、軍需品、その他の供給は他の部隊と同等の待遇を受ける。また合法的團体として中国共産党に承認を與える。

二、共産党は抗戦遂行のために、また、戦後の再建をなすにあたつても、国民政府に全幅の支持を与えること。また、全国軍事委員会を通じ、彼等の軍隊の支配権を国民政府に引渡すこと。国民政府は軍事委員会の委員として共産軍の中から若干の高級将校を指名すること。

三、共産党が承諾するところの国民政府の目的は、孫逸仙博士の三民主義を実行することであり、それは中国において、人民の、人民のための、人民による政府を樹立し、かつ、民主政治の進歩の発展を推進するために立案された政策を行うことである。

抗戦建国綱領（訳註＝国民政府の発表せるもの）の條項に従えば、言論の自由、出版の自由、集会結社の自由、及び他の市民の自由は、ここに保證されるが、ただ抗日戦争の効果的遂行のためにする治安維持の特別な要求には従わねばならない。

中國共産党の回答

この提案は十一月二十二日重慶における共産党代表の周恩來将軍に手交され、十二月早々彼によつて延安に持ち帰られた。延安に到着後、周将軍はハーレィ将軍に書簡を送つたが、これについて将軍は次のように報告した。

「我々の最小限度の五項目提案に対する蒋主席ならびに国民政府の拒絶は、連合政府と統一軍事委員会に対する我々の提案に明らかに反対を示すものであつて、また三項目対案の提出は今後の交渉のため私が重慶に歸る可能性を妨げるものである。我々は、こんどの新しい提案では如何なる基本的・一般的基礎をも見出すことは不可能と思う。我々は五項目提案を一般に知らせて政府の態度を変えるため、その公表が必要と感じている。

「蒋介石主席が我々の間の軍事合作の問題を制限したので、たやすい解決は望み得られないが、それにもかかわらず、我

我は将來の軍事合作の具体的問題を、貴下ならびにウェデマイヤー将軍（註）と引続き討議すること、及び延安の米国随軍觀察班との最も緊密なる接触を続けることを熱望している。毛沢東主席は特に中国の統一のために拂われたる貴下の熱心なる努力と同情とに対して深き感謝と感激とを表するように私に依頼した。」

（註）十一月スチルウェル将軍に代つて、ウェデマイヤー将軍が中國戰域における米軍指揮官になつていた。

ハーレィ将軍は、次のように報告して來た。すなわち、彼は連日蒋介石主席及び閣僚と会談して「政府側の対案を寛大にするため努力し、或る程度これに成功した。蒋介石は中国共産党と国民政府の軍隊が中国から侵略者を駆逐するために統一されることを切望するといつている。共産党の指導者達も、これが彼等の目的であると言明している。私は蒋介石を説得した——中国の軍事勢力を統一し、内戦を防止するために、彼のためにも、国民党、国民政府のためにも必要なことは、共産党に対して寛大な政策的譲歩をなし、国民政府内における十分な代表権を彼等に与えることであると。」

ハーレィ将軍の報告では、延安との間の彼のすべての連絡は例外なく、国民政府の要人の確認と承諾を得て送られているが、彼は周恩來に手紙を書いた中に、共産党の提出した解決のための五項目提案は討論の基礎を形づくるべきものであつて、「受取るか捨てるか」の提案ではないと思うと述べた。また彼の報告によると、共産党は、国民政府の修正意見を考慮する意向をもつており、また、共産党の提案に対する国民政府の三項目対案も決して最終的なものではないというのであつた。彼は五項目提案と三項目対案とを交渉に必要な段階として考えた。そして彼は、五項目共産党提案の公表は、協約が未解決のうちは差控えられるのだということを了解していた。彼は、周恩來がそう希望しない限りは、交渉が決裂してしまつたとは信じなかつたし、また国民政府が中国を統一するために、あらゆる努力を傾けるつもりだということを知つていた。ハーレィ将軍は、この危急の場合に、今後の討議の道が杜絶えるようなら、それこそ大きな悲劇であると感じた。

周恩來将軍は一九四四年十二月十六日、ハーレィ将軍に回答して次のように述べた。共産党の五項目提案に対する国民党

の予期せざる冷淡な拒絶は協約を行悩みにし、自分が重慶に帰ることを無意味にしたが、しかし、そういつたからとて、このことは米国に対する共産党の不満表明と解さるべきではない、また五項目提案を公表せよというハーレィ将軍の忠告には同意するけれども、それは適当な時期が來た時に公表した方がよいと思う、と。つまり、周将軍としては、このような交渉における根本的な困難は、国民党が一党支配を放棄し「民主的連合政府」の提案を受諾することを喜ばぬところにあると感じていたのだ。

ハーレィ将軍は一九四四年十二月二十一日電報を以て周恩來に回答した。それには、共産党提案の一般路線に沿う成功の機会は「もしも彼が再び重慶に來るならば、以前よりももつと輝かしく」なるであろうという彼の所信が述べられていた。十二月二十四日に、毛沢東はハーレィ将軍に打電し、周恩來は「重大会議の準備」で忙しく延安を去ることの困難なことを傳えて來た。毛沢東は、国民政府が五項目提案の基礎交渉の継続を保証する十分な誠意を示さなかつたことを述べ、延安で会議を開くことを提案した。

十二月二十八日周将軍は、ハーレィ将軍に書簡を送り、共産党は「民主的連合政府」樹立のための彼等の提案を受入れるという問題について、徒らに抽象的論議を続けることは希望しないと述べた。彼はその代りに、次の追加四項目を提示し、同大使がこれを中国政府要路者に傳達し「国民政府が民主主義と全国統一を実現しようとする決心があるのか、どうかを見る」ことを大使に要請した。すなわち(一)すべての政治犯の釈放、(二)辺区を包囲中の国民党軍の撤退、新四軍を攻撃中の国民党軍の撤退、及び華南反共軍の撤退、(三)人民の自由を拘束するところのすべての彈圧的取締の廃止、(四)すべての特務活動の中止。

ハーレィ大使は一九四五年七月七日付書簡を以て、毛沢東、周恩來に次のように答えた。すなわち十二月二十八日付の周恩來の書簡に概括された追加四項目は「具体的細目を討議する前に、まず一般的原則について意見を一致させるという、我我が最初に同意した方針」から外れている。また、国民政府は解決を可能ならしめような若干の譲歩をすることを誠意を以

て希望しているが、これらの事項は電報や書簡で討議するわけには行かないというのである。彼は国民政府の賛同を得た後、宋子文博士、王世杰博士、張治中将軍を伴つて延安に短時日の旅行を試み、自らこれらの事項を討議しようと提案した。そして、もし延安における討議の結果として、原則的な協定が成立したならば、毛沢東、周恩來は前述の人々と共に重慶に帰來してほしいと提示した。

重慶会談

この提案に対する回答の中で、一月十一日毛沢東は、延安において「国共両党の会談を行うという提案は厚く感謝するがそれによつては、いかなる成果をも達成し得られないように感ずる」と述べた。彼は内政会議を召集する目的をもつて、重慶において予備会談が開かるべきであると提議した。そして予備会談は国民党、共産党と民主同盟の代表者を含み、会談の議事は公表されること、「代表者達は旅行に際して平等の地位と自由を持つこと」等を提議した。彼は、もし国民政府がこれらの提案の受諾をするならば、周恩來が討議のために重慶に赴くであろうということをつけ加えた。一月二十日大使は蔣介石の了解と承認を得た上で、国民政府が考慮しつつあつた共産党に対する方策の変更について、大要を毛沢東に書き送つた。ハーレィ将軍はつけ加えた。「この方策は、国民政府によつて既に提出された他の対案とともに、中国共産党に十分な満足を与えないかも知れない。しかし、かくも思慮遠大な政府の提案が、それにふさわしいだけの考慮を拂われずに拒絶されるとするならば、非常に遺憾なことであると私は思う。私は中国の友人として、貴下が周恩來将軍か或いは他の選抜された代表を短期間重慶に派遣し、国民政府と、この問題について語り会うことを勧める。それはひまのかかることではない。もし彼が忙しければ二日か三日で十分である。」と。七月二十三日大使は、周恩來が国民政府と会談のために重慶に派遣されることを毛沢東からの回答で知つた。

國民政府提案

一月二十四日、周將軍の重慶到着に次いで一連の会議が開かれた。会議には行政院長代理兼外交部長宋子文博士、宣傳部長王世杰博士、国府委員会（訳註＝軍事委員会か）政治訓練部主任張治中將軍が国民政府を、周將軍が中国共産党をそれぞれ代表し、また、ハーレイ將軍は国共両党の招待でこれに出席した。王世杰博士は、中国政府は先の三項目提案に加えて次の方策を採るように準備したことを述べた。

一、国民政府は行政院の中に、その性質からいつて戰時内閣に類似するところの、七人乃至九人の委員から構成される一機関を設け、行政院の政策立案機関として活動させること。この機関に中国共産党と他の政党は代表権を與えられる。

二、全国軍事委員会委員長は二人の中国陸軍將校（その中の一人は中国共産軍の將校であること）と、一人の米国人將校を任命し、中国共産軍の改組、裝備及び給與に関して、全国軍事委員会委員長に進言を提出させる。

三、全国軍事委員会委員長は、抗日戰の存続期間中、中国共産軍の直接指揮官として一人の米国陸軍將校を任命する。中国共産軍の上述の直接指揮官は全国軍事委員会委員長に対して責任を負うべきである。彼はその所管地区における軍事的或いは非軍事的政府命令の遵守と励行を保証せねばならない。

共産党の反應

ハーレイ大使は、国民党の提案中に述べられた米国陸軍將校参加の件については、これに同意する權限を米国政府から與えられていないと述べた。周將軍は王博士が共産党の根本的目的をいまだ十分認識していないことを非難した。すなわち蔣介石はその年頭演説において速に憲法を採用することの必要、政府の支配を人民に返還することの必要について話したにも

かかわらず、周將軍の見るところによれば、王博士の提案は單に国民党によつてなされたる讓歩を表明しただけで、国民党の政府支配はそのまま保持されることになるというのである。周將軍は、五項目協約案を協議した時に、彼と毛沢東とがハーレイ將軍に表明したところの立場をくり返した。すなわち、共産党はたといその軍隊の指揮權を国民政府に委讓する用意ありとはいつても、国民党の一党支配が廃止され、各党を代表する連合政府が再組織されない限り、国民党にその軍隊の指揮權を委ねないであろうというのである。また彼が指摘したような條件がととのつた時には、中国軍隊を改編するために、軍事委員会を設置することに贊成するが、このような委員会に共産軍だけを改編させることは、彼の承服し得ないところだというのである。全中国軍隊が改編されねばならぬ、そしてそのような委員会に米国が貢献してくれることを希望する——これが周將軍の立場であつた。

蔣介石との会談

この共産党の立場は、ハーレイ大使、宋子文博士、王世杰博士の出席した会談において、蔣介石に傳えられた。ハーレイ大使の報告によると、蔣介石は、孫逸仙博士の遺囑を行うために、五月四日に一つの会議を召集する手筈を既にきめており、この会議で国民政府の支配を人民に戻し、国民党の一党支配を廃止するため、憲法起草の準備をすることになつていると指摘した。蔣介石は決定的な発言を行つた。すなわち、彼の意見によると、中国のすべての政治的党派は、彼自身のものも含めて中国人民の二パーセント以下で構成されている。それ故、彼の信ずるところでは政府の支配をいかなる政治團体、或いは政治團体の連合に返還することも中国のため最上の利益にはならないのである。組織された政治的少数のみでなく、中国の全人民が参加するところの会議で採用された民主主義的憲法を中国のために持つことが彼の義務である、と蔣介石は感じた。彼は中国共産党は事実上の民主主義政党ではなく、国民政府の行政支配を獲得しようとする目的のためにのみ、民

主主義を装つているのであるとの彼の信念を表示した。大使は蔣介石に、彼が貴重な時間を逸しつつあることを注意し、政治的譲歩を行うことによつて共産軍の支配権を獲得するための過渡期を短縮することができるはずであると告げた。ハーレイ大使は、蔣介石の当面する最も重大な目標は、国民政府軍と共産軍との統合でなければならぬと述べた。これは中国の主要諸目的を達成するための第一歩であり、それら諸目的とは、㈠日本打倒のため全軍隊を一致團結させること、㈡外国勢力が中国をその意に反して分割することを防止するため中国を統一すること、㈢中国の內戰防止、㈣中国人民の会議によつて採用された民主憲法下の統一された自由な民主的中国の建設を意味したのであつた。長い討議の後に、王世杰博士、周恩來將軍は「活動を可能ならしめる」提案を起案するために一つの委員会を設けるよう任命された。二月三日王世杰博士は次のような草案を大使に提示した。

「敵に対して我々の軍事的努力を強化し、我々の全国統一を力づけるために、国民政府は一つの諮問会議に国民党と他の各政党、ならびに無党派の指導者達を招請することに意見一致した。この会議は政治協商会議と命名さるべく、その人員は——人以上を超えざること。

「この会議の職能は次の各項について考慮することである。一、訓政時期を終結させ立憲政府を樹立するためにとらるべき手段。二、將來採用さるべき一般政治的プログラムと武装軍隊の統一。三、国民党以外の政党の人員を国民政府に参加させる場合の形態。

「もしも前述の政治協商会議が全員一致の決議に成功するならば、その決議は審議と実施を求むるため国民政府に提出される。政治協商会議の期間中はすべての政党は、相互間の非難攻撃を禁ぜられる。」

周恩來將軍は草案の內容を延安に打電中であると大使に報告し、合作の基礎が達成しつつあることを彼は初めて感じたと附言した。ハーレイ將軍は、二月四日蔣介石と草案を討議したことを報告した。この討議の報告において大使は、蔣介石はこの提案に同意するといつたが、彼は共産黨が終始得たいと努力していたものを遂に得たのだと感じていると述べた。ハーレイ大使は、これまで共産黨と行動をともにし得た唯一の手段は五項目協約であつた。さらにまた、もしもその協約が提出された当時に、蔣介石がそれを修正したならば共産黨は合理的な修正を多分受入れたであろうこと、そして五項目協約は今までのところ、共産黨がその武装軍隊の支配権を国民政府に委ねることを署名同意した唯一の公文書である旨を「極めて率直に」蔣介石に告げた。

國民党意見の概要

一九四五年二月中旬、大使は、これらの討議において示された中国政府の代表達の意見を要約した。彼の報告によれば、政府の代表等は、中国共産黨の眞の目的は、国民黨による一党支配の廃止ではなく、むしろ中共によつてなされたすべての策動によりすでに示されたように、国民党支配を顚覆し、中国共産党による中国の一党支配を獲得することである、といつている。国民党は民主主義的憲法が採用されることを希望し、人民に政府を返還することを望んでいる。しかし国民党は現在のように不安定な時期には、いわゆる連合政府內の他の諸政党の連中にその権威を譲り渡そうとはしないだろう。政策立案をゆだねる各党連合戰時內閣を任命するが、支配権が民主的憲法の下に、人民に返還されるまでは、国民党の統治権は保留されるであろう。蔣介石は、国民政府の最近の提案を共産党が受諾することを、彼が望んでいること、またこの提案は共産党の武装軍隊が解体もされず、また差別待遇もされないようにすべて誠実に保証されていると述べた。彼は、中国共産党の目的は国民政府の支配権を取上げるところのクーデターを行うことであり、そしてソ連と同じ共産党一党政府に転ずることであるといつた。中国共産党がその成功に対して希望を持つているのは、もしアジアにおいてソ連が戰爭に参加するならば、ソ連は国民政府を助けず中国共産党を支持すると信じている事実にもとづく、と自分は感じている。以上のような事実

にもかかわらず、政府は戦争最中に人民に政権返還という大胆な手段をとることを決定した。また政府は、訓政期の完結と民主主義的立憲政府確立のプログラムを作成し、全国統一を促進し、敵に対する努力を強化するために、旅行の完全自由を持たせ、平等の資格を与えて共産党とその他の政党の代表達を会議に招いたのである。このように蒋介石は指摘したのであつた。

会談の延期

これらの交渉に関する彼の報告の結論として、ハーレィ将軍は次のように述べた。我々の政府が中国国民政府と蒋介石の指導権を支持することを決定したことは正しかつたと思う。私は国民政府と蒋介石の指導力を殺ぐような如何なる原則にも同意せず、或いはまたそのような方法を支持しなかつた。私はしかし、蒋介石と宋子文とに、再三に亙つて次のような忠告を与えた。すなわち、中国はみずからの指導者を持たねばならぬこと、中国のことは、中国自身が決定し、国内的及び国際的政策にみずから責任を取るべきである、と。

周恩來将軍は二月十六日重慶を発つて延安に向つた。彼は出発に先立つて大使に、中国共産党は中国政府の提案した政治協商会議に多分同意するであろうと語つた。彼はしかし、彼の意見として、一政党支配は直ちに終結さるべきこと、人民会議によつて採用される民主主義憲法を基礎とした民主主義政府を作ることにより、中国を指導する連合政府が設立されるべきであると述べた。ハーレィ将軍は一九四五年二月十九日ワシントンにおける打合せのために重慶を去つた。

蒋介石声明　一九四五年三月一日

蒋介石主席は、一九四五年三月一日憲政促進委員会で公開演説を試み、共産党問題の解決は政治的手段で行われるべきで

あるという彼の信念を再確認するとともに、そのような解決をめざして政府のとつた手段を概説した。彼は次のように述べた。

「私は共産党問題の解決は政治的手段で行わるべきであるという信念を前から持つていた。政府はその解決を政治的のものにしようと努力して來た。一般の者は共産党との解決を達成せんとする我々の最近の努力についてあまりよく知らされていなかつたので、私にとつては事情を明らかにすべき時が來たのである。

「周知のごとく共産党との交渉は長年にわたる永続的な問題であつた。それは一つの要求が容れられるや直ぐにまた新しい要求がもり上つて來るというような同じ経験の連続であつた。共産党最近の要求は、政府は直ちに国民党政権を解消し、各種政党の連合政府に全権力を引渡すべしということである。政府の態度は、その政府に共産党ならびに無党派をも含む他の参加を許容する用意あることである。しかし国民大会の召集までは、国民党は最後決定と最終責任の権力を放棄するものではない。我々は外国で「戦時内閣」として知られている線に沿つて設定されようとしている一つの機関に共産党を含ませようと提案さえしている。これより以上のことをすること、また、共産党の要求に服従することは、政府をして孫逸仙博士の政治プログラムに公然と違反させるばかりでなく、また国家のためにも乗り越え難き実際的困難を造り出すであろう。

「政府は共産党によつて明らさまに提出された問題に応ずることに躊躇しなかつた。共産党代表の周恩來は、彼の最近の訪問中、政府は戦時政治会議として知られている政策立案機関を行政院内に置く用意ありということを告げられた。それには共産党を含む他の政党が代表権を持つことができる。彼はそれに加えて、政府は国家軍隊の中に共産軍を合同させるために、計画を立てる三人の将校の委員を任命する用意ありということをも告げられた。それは一人は政府軍将校、一人は共産軍将校、いま一人は、もしも米国政府が米国将校の奉仕することに同意すれば米国将校を加えて組成される。米国

政府が用意しない場合にも、共産軍の安全を保証し、彼等の取扱いを無差別にする何らかの手段が疑いもなく講ぜられる。

「中国四億五千万人民の将來を案じ、歴史の関頭に我々が立つていることを自覚している者のうち、一人として国家を内戦に投げ込もうと望む者はあるまい。政府は共産党と実際的継続的解決をもたらすために、その用意を示し、またいつでも協議に応ずる用意をしている。

「私は共産党問題における政府の態度を詳細に説明した。なぜならば、これこそ統一と立憲政治に対する今日の主要な問題であるから。

「私は今、立憲政治を実現するために政府が提議しようとしている具体的手段に話を転じて、簡單に説明したい。

一、立憲政治を実現するための国民大会は五月開会予定の国民党全国代表大会の承認によつて、今年十一月十二日（孫逸仙博士の第八十回誕生日）に召集されよう。

二、立憲政治の実施とともに、すべての政党は、法的地位を持ち、平等を享有する。（政府は共産党がその軍隊と地方政権を国民政府の中に統合させる否や、共産党に法律的承認を與えることを提議していた。この提案はなお有効である。）

三、国民参政会の次の会議は、一層多くの会員と、一層拡張された権力を以て、間もなく開かれよう。政府は国民大会の召集、ならびにすべての関連事項について、国民参政会とその方策を熟議するであろう。」

共産党の回答　一九四五年三月九日

一九四五年三月十二日重慶の米国大使は、周将軍から当時ワシントンに滞在中のハーレイ将軍に宛てた三月九日附書簡（註）の傳達を要請された。

「二月二十日の貴下の御親切なるメッセージは受領した。

「わが党の中央委員会と毛沢東主席からの訓令によつて、私は三月九日国民政府代表の王世杰博士に書簡を送つた。それは特に私が貴下に報告したい次の二項目を含んでいる。

「一、審議を容易ならしめるために、政治協商会議を開きたいという王世杰博士の提案に対する回答として、我党の中央委員会は我々の提案を起草するために、初めから計画を立てていた。それだけにかえつて、蔣介石主席の三月一日の公開声明は豫期しないものであつた。その声明において蔣主席は、一党支配の廃止、各政党会議の召集、さらに、また、連合政府設定などに反対し、一政党専政の国民党政府の代りとして、一党支配であり、偽瞞に満ちた、中国を分裂させるところの、いわゆる国民大会を今年十一月十二日に召集する準備をしていることを公表したのである。しかもこの国民大会は、人民が自由を持たず、各政党は法的地位を持たず、また国内の大地域は失われて大多数の人民は参加することができないという條件の上に立つているのである。

「これは明らかに、国民党政府が頑固に自分だけの我流を押し通そうとしていることを証明する。このようにして彼等は、一方では民主主義改革を行いたいとの誠意を少しも示さず、他方においては、かかる環境の下に、共産党ならびに他の民主主義政党と、国民党政府との間の交渉の基礎を棄て去つて顧みないのである。我党の中央委員会は、もはや王世杰への回答として提案を起草する必要はないと考える。

「二、わが党の中央委員会と毛沢東主席は決定的に次のような意見を持つている。もしも四月のサンフランシスコ会議で、中国代表達が中国全人民の一般意志を代表すべきものならば、この代表團は中国国民党、中国共産党及び中国民主同盟等の代表達から構成されねばならない。そして明らかに国民政府代表のみが会議に出席すべきではない。米国と英国の両国は彼等の代表はすべての重要なる政党からの代表で構成されることを公表し、同時に貴下の尊敬すべき大統領も、米

国代表は民主党と共和党の両方からの同数の人員をもつて構成されることを公表している。しかし、中国の情勢が統一を缺いでいるからといつても、国民党が代表を完全に独占しようとすることは、ただに不公平であり、不合理であるばかりでなく、彼等の立場が中国の分裂を欲していることを示すものである。我々は既に公式に、国民政府に上記の要求を提出し、周恩來、董必武、秦邦憲ら、わが中央委員会の三人のメンバーを中国代表に加えることを提議した。もしこれが国民党政府に受諾されないならば、わが党は断乎として国民党の分裂政策に反対し、そして米国サンフランシスコ国際会議における国民党政府独占代表のあらゆる意見と行動について、発言の権利を留保するであろう。

「どうか上記の二提案をできるだけ早く尊敬する大統領に報告願いたい。そしてまた中国の統一についての彼の関心について私の深甚なる感謝を披瀝したい。私の深き尊敬を貴下に捧ぐ。」

中国共産党の態度がこのように急変したために、中国の統一を計るべき共産党と国民政府間の活潑なる交渉はこの時において決裂し、來るべき夏まで回復しなかつた。これらの交渉を説明して、ハーレイ大使は次のように述べた。

「この暗い論争の章で、私は浮び出てきた二つの根本的事実を凝視する。㈠共産党は実は共産主義者ではなく、彼等は民主主義的原則を懸命に追求している。㈡国民党の一党一個人の政府は事実上においてはファシストではなく、民主主義的な原則を懸命に追求している。共産党も国民党も行く道は遠い。しかし、もし我々が道を知り、清らかな心、寛容・忍耐を持つならば、我々は役に立つことができるであろう。しかし中国の統一された軍隊が我々の戦争努力に死もの狂いに要求される時こそ、忍耐するに最も困難な時である。」

(註) 周恩來将軍からハーレイ将軍に宛てたこの通信と、前の二月十八日の通信はサンフランシスコ会議中國代表に関する中國共產党の参加問題に関係している。

三、軍事援助の問題

米國の中共援助に反対するハーレイ大使の勧告

一方大使がワシントンへ向う直前、別な問題が生じた。これは国民政府以外の他の中国党派へ米国の武器と装備を供給するという問題であつた。大使は「すべてこのような要求は、いかに尤もらしくとも、国民政府と米国政府の裁可があるまでは、あるいは裁可なき限りは、一般に拒否さるべきである」と勧告した。「中国が眞に統一軍隊、または統一政府を有するまでは、多くの軍閥、武装徒党、及び中国共産党軍は例外なく、国民政府の統制に服すべきだという不動の立場」を彼は採つたのである。大使がこの政策を採つたのは一九四五年一月、朱德将軍から次の要請があつたからである。それは中国の傀儡政府の将兵を武器ぐるみ寝返りさせ、これを日本軍の戦線後方で攪乱工作の強化に使用するための買収費として米国陸軍は二千万米ドルを共産軍に供與して貰いたいとの要請だつたのである。朱德将軍はウェデマイヤー将軍に、共産軍は対日戦勝日後にこの借款返済に全責任を持つと述べ、さらに彼の要請を裏付けるため共産軍が一九四四年に小銃二万八百五十挺をはじめ、銃剣、臼砲、野砲などを有する三万四千百六十六名の中国傀儡軍を撃破したと称する文書を提出した。同文書によれば米国の財政援助を得れば、一九四五年中に傀儡軍の寝返りは九万名を増加すると推定されていた。この提案に対し大使は次の見解を述べた。

「朱德将軍の要求する如き財政援助は、米国から抗日戦用に同じ分量の武器弾薬を輸入するよりは結局安上りかも知れぬが、私はこの種の援助は武装共産党に武器、弾薬を供給することとなり、有害な先例を残す結果となると確信する。共産

党の計画を受諾し、あるいは朱徳将軍の要求する武器貸與と財的援助を供與するならば、国民政府の崩潰を防ぐとともに、蔣介石を政府主席及び軍の大元帥として支援する米国の既定政策は崩潰することとなろう。」

米國代理大使の勧告

ハーレイ将軍が打合せのためワシントンに帰着して間もなく、重慶駐在の米国代理大使ジョージ・アチソンは、国務省あての通信で、共産軍への武器、軍需装備の供給問題を後述のごとき要旨で提起した。同代理大使は二月二十六日の通信で、共産党との交渉終了後、同地観察者の間では、蔣主席は種々の理由で共産党に対する態度を硬化するとともに、依然解決の余地があるとする一部自由主義者の希望に対しても、耳を藉さなくなつたとの印象が強まつている旨述べたのである。

「中国の情勢は将來の統一と平和のためにも役立たず、また戦争の効果的遂行にも寄與せぬ方向へ発展しているものと見られる。

「この問題を処理するには外交的な、また説得的な方法をもつて、中国諸党派間の妥協を促進しようとする我々の最近の努力が必要な第一歩であつた。統一は中国をして最効果的に戦争を遂行せしめる中核であるに止まらず、統一され、民主的で、強力な中国を迅速、平和裡に実現するための中核でもあつた。

「ところが、蔣介石軍の再建計画を米国陸軍が急速に発展せしめていること、戦時生産局が追加援助を増加したこと、日本軍の攻勢が停止したこと、中央政府がサンフランシスコで重大決定に参加するという期待、我々が中央政府だけを確実に支援、強化し、かつその他諸派の援助を中央一本にまとめることを決意したという確信、これらの諸事情が全部一緒になつて蔣介石を著しく強気にさせたのである。その結果蔣介石側ではなんら妥協を行う意思を持たなくなり、徒らに樂観視するに至つたのである。

就中この態度は次の二点によく現れていた。その一つは、まだ当時においては政府部内で何らの地位も権限もない諸問的な各党委員会を設けた以外には、何ら共産党問題を解決することなしに、ソ連との間で速かに解決を求めようと希望した点である。第二は、前憲兵司令官賀國光将軍を台湾主席に、戴笠の部下である海軍提督陳策を広東市長に任命した如く、戦略地域に激しい反共派を据え、政府高官に反動派を起用するといつた最近の人事である。

共産党の側では、米国が蔣介石のみを支持することをはつきり約したこと、米国は共産党を援助し、または協力するよう蔣介石に強要しなくなるだろうという結論に達したのであつた。従つて彼等のいわゆる自己保衛として、共産党は昨夏党指導者が依然無視される場合に行うと言明した如き行動を採用して、その兵力を積極的に増強し、国民党の名目的支配を無視して南方へ地域を拡大し、中国東南部へ達しようとした。我々はこの行動拡大と中央政府との間に既に発生しつつある衝突とに関して国務省へ既に報告済みである。

共産主義者達の意図するところは日本軍による漢口—広東鉄道占領による中国東部の孤立化を利用して、目下雲南で編成されている蔣介石の新軍の準備完了前に、共産党の地位を不動のものとするとともに、もし米国軍が中国沿岸のいずれの地点にしろ上陸を試みる場合には共産党の援助を求めるか、それともこれを拒否するかのディレンマに陥らせるため、この機会を逃すまいとするにあるのである。現在指導者側近の共産主義者によつて、ソ連の援助を求めることの必要が論ぜられている。

共産党自身によつて散在する各種ゲリラ政府の統一会議を創設しようと、積極的な工作が行われており、共産党は同党と非国民党諸派から代表をサンフランシスコへ派遣すべしと放送している。

中央政府以外のいかなる党派をも援助せず、これらと交渉しないとする我々の行動が外交的に正しく、また我々の意図も善かつたにかかわらず、結論としてはもしこの事態が続き、もし我々の情勢判断が正しければ、悲惨な内戦が勃発する

可能性は強まり、中国の混乱は避け得られぬことが明らかである。

我々が戦略的地位を占め、かつ巨大な攻勢的軍隊や共産地区の組織大衆と協力することを妨げられ、かつ東南の李済深蔡廷鍇派などの勢力とも協力できないような事態は、眼前の問題に限つて見ても、軍事的見地から窮屈かつ不満足なものであることは明白である。長い眼で見ても、この事態はやはり米国の権益にとつて危険である。

もし事態を食いとめないならば、中国と極東全域の戦争のテンポが早まるにつれ、この事態は加速度的に発展し、中国内戦の不可避的な決意はさらに避け難いものとなる。問題を成行きに委ねることは危険である。時は短い。

米国軍事当局が共産党及び対日抗戦に参加することを望み、かつ抗戦できる地位にある各派と協力することが望ましく、または必要であると考える場合には、軍事的必要に関する至上かつ即刻の考慮が今後の米国の政策にとつて基礎となるべきだと我々は信じている。ウェデマイヤー将軍とハーレイ将軍が現在ワシントンにあることは本問題の検討に絶好の機会となろう。

軍事的必要が存するとの仮定の下に、我々が提議する第一の手段は、大統領が蔣介石に対し、我々は軍事的必要から共産党、及び対日戦に助力し得る他の適当な各派と協力し、これに補給せねばならぬこと、この目的を達成するには、我々は、直接手段を採らねばならぬことをはつきり通達することである。現下の情勢では四川軍閥の如く、実際に敵を攻撃する地位に立つていない勢力は含まれない。一方蔣介石には、我々が中央政府への援助を削減しようとしているのでないことを保証する。輸送困難のため、共産党または他の各派に与える我々の援助は、最初は小規模なものに違いない。それは多分中国向け供給量の自然増よりもさらに少いだろう。この種の援助の型と限度についての情報を中央政府に与えるような声明書を考慮した方がよいだろう。さらに我々は蔣介石に対して、共産党への我々の協力と補給を以て、共産党を現在の地域に限定し、彼等の攻勢的な独自の行動を制限する挺子として利用することも可能である旨を知らせることができよう。また共産党がソ連の直接、間接の援助または干渉を求めるかわりに、米国の援助を受けている方が有利だということも指摘できよう。

この声明を蔣介石に対して行う場合、もし適当と認められれば次の点を傳えた方がよいと考える。すなわち各党派に統一の急務を説いた我々の努力は失敗に帰したが、最効果的な戦争遂行手段を延引することはできないので、我々の全党派に対する軍事援助は、軍司令部の整合に基づくとともに、統一に基づいて考慮されることが望しまいと考えること、なお統一については我々は可能なところ、何時でも必要な時、斡旋の労をとる用意があること、但し、我々は、その提議は蔣介石から出されるべきであると考えるが、次の諸点を支持したいと考える。

一、戦時内閣あるいは最高戦時会議の線に沿う如きものを組織し、共産党やその他各派を適切に代表せしめ、かつ戦争方針を共同で作成、実施する責任を分担する。

二、共産党と中央政府軍に編入された各軍との名目上の合体、後者はウェデマイヤー将軍の助言に従つて任命された米人将校の作戦指揮下に置かれ、各軍はそれぞれ現駐地域内或いは特に拡大された地域内でのみ行動することとした各派間の協定に基づき編入されたものである。

しかしながら、戦時活動に役立つ諸派と協力しようとする我々の決意は、かかる中国の国内的措置の完了を待つことによつて延引さるべきではないことを、はつきり述べておかねばならない。

我々はこの種の方法が、最後の完全統一問題を根本的に解決する第一着手であり、かつ中国における現下の行詰りを打開するに役立つと信じている。最近の交渉の一結果として、主要かつ放棄された問題が明らかとなつた。当面蔣介石は面子、個人的勢力または名声を失墜するような方策を進んで採用しないだろう。共産党は彼等が信頼するに足る保証がなければ、その兵力の分散及び除外を含むような方策を採用しないだろう。彼等の軍隊は現在の党の力の基礎であり、將來の

政治的存立もこれにかかつているのである。この行詰りを打開するに必要な力は、我々の提起した方策によつて両党に與えられるだろう。上記二提案に示された方策は強固な軍事的協力とその結果としての政治的協力を招來し、かつ必然的に將來における統一機運増大の基礎を與えることとなろう。

もし採用されるなら、政府及び軍事会議と並列して、その機能を発揮できる政治協商会議案は、上記の提案によつて排斥されるものではない。むしろ事実上同会議は大いに強化されるものと予想すべきだろう。

勿論蔣主席への声明は非公開のものであるべきだが、彼がその受諾を拒否した場合には、チャーチルがユーゴスラヴィアに関して行つたように、政策を公表するという、当然、かつより思い切つた措置を講ずる必要があり得ることを考慮に入れておくべきであろう。

しかしながら共産党及び他の勢力を我々が援助するという事実は、假令公表せずとも、遠からず全中国に知れわたるであろう。この結果甚大かつ有望な政治的影響が中国内に生ずるものと我々は信ずる。中国内には、共産党との妥協及び現在抑圧されている自由主義各派側に発言を與える機会とに基づく統一への強い国内的要望が存している。国民党内部においてすら、孫科派の如き自由主義各派は、彼等が合作して統一戦線を作ろうとしている共産党からは無視されていないにせよ、国民党からは最近の交渉に除外されたのである。そして彼等は、米国が国民党の現反動指導層への援助を約したものと考えて失望している。我々は、前記提案による方策をもつて、かかる約束をしていないことを明らかにし、これら自由主義諸派の名声と士気を大いに回復せねばならぬ。しかしてこれら諸派をして蔣介石に統一のために譲歩せしめ、かつ国民党内部の粛清を行わしめるよう強要させることによつて、我々の強い影響力を発揮できるであろう。

このような政策は国民党を支配する少数の反動分子は別として、中国の大多数国民に大歓迎を受け、米国の名声は大いに発揚されるであろう。孫科自身が責任の地位にある米国人に語つたところでは、もし蔣介石が共産党及びゲリラ部隊に

対する米国の援助について尋ねられるのでなく、告げられた場合には、他のどんな行動にも増して、蔣介石を彼等との妥協へ持つて行くことになるというのである。中国国内問題の解決には相互の譲歩よりも、国民党自体の改革が第一だとは中国国民の大多数が信じていることである。孫科はまた、米国が中国で不干渉でいることは、現在の保守指導層に有利な干渉を行う結果とならざるを得ないと、根拠を挙げて述べている。

その上、我々が現実的に中国の眞相を理解したと信ずる上記の政策により、我々は次の点を期待することができよう。すなわち、その一つは戦時中、中国全勢力の協力が確保できること、その二は共産党をソ連の手中に投ずるかわりに、我我の陣営につなぎとめること、これはソ連が対日参戦した場合、この措置を講じなければ不可避なものである。第三に国民党の内戦計画は望ましくない旨を国民党に自覚させること、第四は即時完全とはいかぬまでも、或る程度の統一化をもたらし、將來における完全な民主主義へ、平和的に発展せしめる基盤を與えることが期待されるのである。

ハーレイ将軍は以上の具申された行動方針に対しては強く反対した。その結果、既承認の中国国民政府に対してのみ軍事物資と財政援助を供與することが、依然米国の政策として継続されることとなつたのである。（註＝対華援助の詳細は第一章および第五、第八章の軍事援助と財政援助を参照のこと）

四、中國とソ連

宋子文博士のモスクワ会談の議題

ハーレイ大使はワシントンへ向う直前、中国国民政府とソ連政府との間の交渉問題を持出した。二月四日同大使は国務省

あての報告で、中国政府が宋子文博士を蔣主席の特使として会談のため、モスクワへ派遣することを考慮中だと傳えたのである。また大使は中国政府が準備した会議の暫定議題を打電し、さらに中国政府が議題の変更または示唆をして貰いたいといつている旨傳えた。その電文の結論は次の如くである。

「この情勢に関連して銘記すべきことは、昨年九月の初めハリマン大使、ネルソン氏ならびに私自身が、ソ連の中国における共産党に対する態度につきモロトフ氏と会談したことである。これを理解することが国共対立の解決にとつて大切だと考える。モロトフ氏の言明は大体次の如くであつた。

一、いわゆる中国共産党員は実際は共産党員でも何でもない。

二、ソ連政府は中共を援助していない。

三、ソ連は中国の対立または内戰を希望しない。

四、ソ連は在華ソ連市民に対する中国の取扱いを非難していたが、中国とより密接かつ調和のとれた関係を公然と希望している……。中国側はソヴエトの態度が、昨年九月モロトフが述べたような線に沿つて行くものかどうか確めようと懸命になつている。これについて私は何も知らぬという單純な理由で、はつきり請合うことはできない。」

この報告に答えて国務長官代理ジョセフ・C・グルーは、二月六日次の通り述べた。

「貴下の電報の趣旨につき、貴下も我々と同意だと信ずる。それは常に我々は中国政府を援助しようと努めてはいるが、我々が中ソ関係で『助言者』としての責任を引受けようとしているかの如き印象を、中国政府が持つことは默過できないという点である。ウォーレス前副大統領は大統領の承認を得て、蔣介石の提案に答え、昨夏蔣介石に対し、米国に中ソ間の『調停者』を演ぜしめることを期待できぬ旨を明示したのであつた。さらに大統領は一九四四年七月、大使館を通じて蔣主席に通達されたメッセージで、もし中国政府が事前に中国共産党との間に対日戰遂行につき、実行の取極めをまとめ

ておけば、中ソ会談に大いに役立つであろうと述べた。一九四四年九月重慶駐在大使館あてのメッセージで大統領と国務長官は、ガウス大使から蔣介石に傳達させるべく、この種『実行取極め』を結ぶことの重要性につき見解を表明したのであつた。

「会談への提出議題に関しては、我々は中国がソ連と何を協議するかしないかは、自らが決定すべきものであると考え、また何らかの特殊問題を協議してはならぬとか、協議せよとかいうことを、我々が云々すべきではないと考えている……。貴報告の最後の部分については貴下が挙げられた四点に反対するだけの纒つた情報を我々は有していない。従つて本件に関する貴下の報告を受けたく、かつ情勢発展につき、我々が常に熟知していられるよう、貴下の配慮を希望する。勿論、貴下は中国側と本問題に関し討議するに当り、如何にすれば彼等を助け、かつわが立場を害さないような方法で対処し得るかを熟知されているであろう。」

これに対しハーレイ大使は、二月十八日付電報で次のように答えた。

「私は貴下のメッセージに対する返事を用意していたが、送付しなかつた。貴下のメッセージによると、貴下はこれらの交渉に当り、私の役割を單に指示するだけで、何ら示唆を実行しない立場に引下げられた如く思われる。これは、ガウス大使が昨年九月九日に大統領と国務長官のメッセージを傳達した際に採つた方法である。御承知の通り、同メッセージは何ら強い実行力を備えていなかつたために、全然成果を上げなかつた。だが私は貴下にお目にかかり、情勢を十分に檢討したいと希望していたので打電を差控えた。假令指示を強く実行できないためにわが立場が弱化し、成果が延引すると考えられる場合においても国務省からの指示については、常にこれに服することは私の衷心から希望するところである。おそらく、この交渉延期と私の国務省訪問によつて、中国軍の統一と、日本打倒に自発的または強制的に中国軍を統一し、抗日活動を調整することによつて、戰争努力をどこまで私が促進できるかということは、おそらく今回の交渉延期と私の国

務省訪問を機会として私自身に判ることと思う。

ハーレイ大使とスターリン元帥の会見　一九四五年四月十五日

ワシントンで協議の後、ハーレイ大使は一九四五年四月三日重慶に向つて、大使は米国の対華政策につき、米ソ両国の指導者と討議するため、ロンドン、モスクワを経由した。大使は一九四五年四月十五日の夜、スターリン元帥、モロトフ外相と会談を行い、ハリマン大使も参加した旨国務省へ報告した。同会談に関し、ハーレイ大使はモロトフ外相の面前で、スターリン元帥に中国共産党及び国民政府に対するソ連の態度を述べた、モロトフ外相の先の声明につき、大使自身の解釈を述べた旨報告した。四月十七日付のその報告には、次の如く述べられている。

「私の解釈の要旨は次の如くであつた。『モロトフは前回の会議で中国共産党員は、実際は全然共産主義者ではないと言つた。彼等の目的は中国で必要とし、正しい改革を行おうとするにあること、ソ連は中国共産党を援助していないこと、ソ連は中国内の内部的分裂も内戦も欲しないこと、ソ連政府は中国とのより密接で調和のとれた関係を希望すること、ソ連は新疆省及び他の地域で発生している事件に強い関心を拂つており、中国政府がソ連国民に対する差別待遇を防止するよう主張することが述べられていた。』以上の私の解釈に対してモロトフは同意した。そこで私は、現在の国共関係をスターリンとモロトフに概説した。私は率直に、私が国共両者間の会談と交渉を開始するのを助けた旨話し、簡単に交渉の概略と経過及び現在の地位を説明した。私はスターリンに、国共双方ともに中国において人民の、人民による、人民のための政府を樹立すべく、孫文の原則を遵守する旨言明していることを告げた。さらに続けて国共双方がともに強い反日意識を持ち、日本を中国から駆逐することを目的としていること、いうまでもなく国共間には問題が存するが、双方とも日本打倒と中国における自由にして民主的な統一政府の樹立という同一目的を追求していること、従来の抗争のため、両党間

には細目に関して多くの差異が存することを語つた。私は中国が自主的に行動し、自己の判断に従い、自己の政策に責任を持つことを米国が要求している旨を明らかにした。この立場から米国は、自由な統一政府を樹立しようとする中国の熱望を助け、かつ中国軍の統一について全面的に努力して來たのである。私はルーズヴェルト大統領が本問題につき、チャーチル首相と討議する権限を私に与えたこと、チャーチル首相もイーデン外相も、中国自らが統一、自由、民主的政府と日本打倒のため、中国全軍の統一とを達成しようとする中国の熱意を支援する政策に全面的に同意したことをスターリンに語つた。以上の計画を促進するため、蔣介石の指導下に中国国民政府を支持することに決定した。スターリンは率直にソ連がこの政策を支持する旨言明するとともに、ソ連は米英両国と協力して中国全軍の統一達成に喜んで協力すると附言した。スターリンは蔣介石に好意を寄せ、假令国民政府部内に腐敗分子があるとしても、蔣介石は『無私』であり『愛国者』であること、かつてソ連は彼を助けたことがあることを知つていた。そこで私はスターリンとモロトフに、中国共産党がサンフランシスコ会議に代表を出席させたいと要求していることを傳えた。そして私の中国出発前、中国共産党に対し、私がサンフランシスコ会議は政府間の会議であつて、政党間の会議ではないと忠告したこと、また同会議への代表派遣は、中華民国国民政府を通じて要求すべきであると助言したことを話した。この決定はルーズヴェルト大統領に承認され、大統領は蔣介石に対して、サンフランシスコ会議の中国国民政府代表に中国共産党の参加を許すことは、得策であろうと助言した旨をスターリンに傳えた。蔣介石が中国共産党にサンフランシスコ会議代表の一席を与え、その任命が受諾されたのは非常に有望な兆候であること、中国共産党の一有力者が同会議の中国政府代表となることは、非常に有望だと思う旨を話したのである。スターリンもこの発展が大切であることに同意し、承諾した。私はルーズヴェルト大統領とチャーチル首相が、上述の政策を承諾した旨語つたところ、スターリン元帥は喜び、同意を表明し、全般情勢にかんがみ、蔣介石の指導下に中国政府を全面的に承認するとともに、中国軍を統一するための当面の行動に関し、彼は我々を完全に

支持することを知つて貰いたいと希望した。要するにスターリンは、会談中略述されたような米国の対華政策に無條件に同意したのであつた。」

ハーレイ大使報告の論評

ハリマン氏は、前記の通信で報告されていたごとくこの会談に出席していたが、この通信が送付される以前に、協議のためワシントンへ向つていたのであつた。モスクワのジョージ・ケナン代理大使は、ハリマン氏あての四月二十三日付私信で次の要旨を述べたのである。

「貴下は本問題について熟知しておられるし、国務省へ貴下の見解を述べる機会を現在持つておられるので、当然私はハーレイ大使報告に関する私自身の論評を国務省へは通達しないし、貴下の見解を伺つていないのでハーレイ大使にも話さぬつもりである。しかし本報告が進行することについては、私として関心を抱かざるを得ない旨貴下に通じておきたいと考える。特に私は、スターリンが行つたという次の趣旨の声明について言及する。(一)スターリンはハーレイ大使が彼に略述した米国の対華政策に無條件に同意した。(二)本政策はソ連政府によつて支持されるだろう。(三)特に蔣介石の指導下に、中国政府を全面的に承認するとともに、中国軍を統一するための当面の行動に関し、我々は彼の完全な支持を得るだろう……。

「勿論、ハーレイ大使がスターリンに語つた内容には、スターリンが正直に同意できないようなものはなかつた。だがロシア人にとつては、言葉と行動とは別なものを意味していることが知られている。勿論、スターリンは中国軍の統一という原則を是認しようとしているが、統一は中国共産党が受諾し得る條件に限るという、実際的意味でのみ行い得ることをスターリンは承知しているのである……。

「実際上、私はソ連の対華政策は将來も最近來行われて來た政策を踏襲するものと思われている。すなわち、ソ連国境に接するアジア大陸地域で、最少の責任で、最大の権力を樹立しようとする円転滑脱な政策を続けるだろう。この政策には、ソ連にとつての戦略的重要性と国境への近接度に応じて、各方面へ圧迫を加えることが含まれよう。この政策の枠内で、モスクワは必ず特に次の諸点を目指すに違いない。

一、帝政ロシアがアジア本土で所有していた外交上、領土上の全資産を形式的にではなく実質的に再獲得しようとすること。

二、ソ連国境に近接する中央アジアの中国諸省の支配。この行動は、ソ連の工業中心地の防衛深度を増すという戦略的必要から行われる。

三、他の外国が再び日本の侵略の二の舞を演じないよう、現在日本の支配下にある華北全域に十分な支配権を獲得すること。ソ連の意図では、これは同地域への米英両国を含む外部勢力の滲透を、できる限り排除することを意味する。

「スターリンの言葉遣いは、人おのおのに都合よく解される万人向きのものだし、その上愛想がよい。現下の急場に際して、ソ連の支持を得ようと我々が切望するあまり、これらの言葉や愛想を一緒にしてソ連の援助に信頼しすぎたり、或いはソ連の中国における長期目標の達成に、ソ連が默つて手を束ねているなどと思いすぎたりすることがあれば、とり返しのつかぬ悲劇となろう。」

一九四五年四月十九日、ハリマン大使はハーレイ報告について国務省極東局のE・F・スタントンと討議した。

この会談の覚書によると、ハリマンはハーレイ報告が事実に間違いはないとしても、「スターリン元帥の態度について楽観的にすぎる印象」を傳えていることを指摘している。ハリマンは、スターリン元帥が蔣介石と何時までも協力しようとはしていないこと、ソ連が極東で参戦した場合には、スターリンが中国共産党を最大限度に利用し、かつこれを援助して満州

に傀儡政権を樹立することさえ辞さぬかも知れず、その時なお国共対立が解決を見ていなければ、華北にも同様な手を打つかも知れぬことを明らかにした。またハリマンは、スターリンが中国における米国の活動を是認するという言明が、必ずしもソ連が自国の利益に最適な行動に決して出ないということを意味しないという事実をハーレイ将軍に呑み込ませたことを述べたのである。ハーレイ大使が蔣介石に、「スターリンとの会談の楽観的にすぎる話」を聞かせはしないかとハリマンは憂慮し、ハーレイ将軍に対し、「徒らな期待を生ぜしめぬよう」注意するよう訓令した方がよいだろうと考えた。四月二十三日ステチニアス国務長官は、ハーレイ大使に次の訓令を与えた。

「私は蔣介石主席の下に、中国の政治的・軍事的統一を促進しようと米国が計画しつつあるこの際、スターリン元帥がこれを是認したことを重要視する。しかし同時に私は、おそらく貴下も同意見と信ずるが、スターリン元帥の言明は現在の情勢について与えられたものであり、長い先の事態についてのものではないと考える。現在ソ連の関心は欧州へ集中されており、戦後アジアにおけるその地位に対する基礎は、国共問題によつてもまだ評価し得る段階まで達していない。このような情勢にかんがみ、私はソ連にとつても受諾せぬわけに行かない中国の軍事的・政治的統一に関する米国の指導権を認め、米国の活動を援助しようとするスターリン元帥の目先の利いた論理には敬服せざるを得ない。もしソ連が極東戦域に積極的に参加し、その時まだ中国の国内統一が達成されておらず、将來のアジアにおけるソ連の立場上、双方のいずれと協力した方が相対的利益であるかが、実際関心事となつた場合においては、ソ連がその最上の利益に従い政策を再検討し、これを修正するものと予想することも同様に論理的だと私は考える。従つて私は、スターリン元帥の言明を蔣介石主席に傳える場合、主席に事態の緊迫を十分認識せしめるため、前述の一般的考え方を傳達するべく特別の配慮をされたい。軍事的・政治的統一を急ぐことが、單に対日戦を成功裡に終らせしめるばかりでなく、中ソ関係を、相互の尊敬と永久の友誼に基づくものたらしめる基礎を築くことにもなることを、蔣介石主席に対して印象づけて戴きたい。」

ソ連―中共関係についてのハーレイ大使の見解

重慶に帰つてからハーレイ将軍は、中国政府と中国共産党の交渉を検討した報告のうちに、一九四五年七月初め次のように述べた。

「我々はソ連の影響力が、中国共産党の行動を左右することを確信する。蔣介石指導下の中国国民政府をスターリンが支援することに同意したとか、或いは同意するだろうということを中国共産党は信じない。中国共産党は、ソ連が国民政府に対抗する中国共産党を支援することを依然として全幅的に期待している。ソ連の公式の誓約でもなければ、この件に関する中国共産党の意見を変更させるものはないだろう……。ヤルタ会議の前に、私はルーズヴェルト大統領に一つの案を提出して、国民政府にもつと自由な政治的譲歩をさせ、中国共産党との解決を可能ならしめようとした。大統領はその案を承認しなかつた。

「私は中国共産党に対するソ連の態度は、昨年九月私が大統領に書き、またその後何度も報告した通りであると信ずる。これはまたホプキンズとハリマンにしたスターリンの話で確められている。それにもかかわらず、中国共産党は彼等がソ連に支援されるだろうとやはり思い込んでいる。ソ連は国民政府を支援するものなり、という條約がソ連・中国の間に署名されるまでは、何ごともこの問題に関する彼等の意見を変えないだろう。中国共産党が、ソ連は彼等を支援していないということを信ずるに至つた時、もし国民政府に寛大な政治的な解決をするだけの現実性があるなら、彼等は国民政府と和解するだろう。国民政府と共産党との談判は、モスクワ会議（訳註＝この会議で中ソ友好同盟條約が締結された――一九四五・八・一四）の結果が判明するまでは徒らに足踏みしている。

『共産党の指導層は知識分子である。壁に物が書いてあれば、彼等はそれを読み得るだろう。どんなに長々と議論をして

も、彼等は立場を変えないだろう。彼等の態度を変え得るものは、事実という論理のみである。中国共産党の軍隊の力は誇大にいわれて來た。共産党に支配されている地域の広さは誇張されて來た。中国共産党を支持している中国国民の数は誇張されて來た。国務省や国防總省の役人、新聞やラジオの公表は、中国共産党の軍事、政治力量について、大部分共産党指導者のいうことを鵜呑みにして來た。それにもかかわらず、ソ連の支援をもつて中国共産党は、中国に內戰をもたらすことができた。ソ連の支援がなければ、中国共産党は結局一つの政党として国民政府に参加するだろう。」

五、國共談判つづく

國民党第六期全國代表大会　一九四五年五月

国民党第六期全国代表大会は、一九四五年五月重慶で開かれた。蔣主席の開会の辭について解説するにあたつて、大使は明らかに共産主義に対し、いかなる扉も閉めることはしなかつたとはいえ、主席が共産党の計画に直接には觸れなかつたことに注目した。主席は中国抗日軍隊の統一問題について、最近大使と二度会談していたが、その時彼は、情勢は希望するほど速かには動いていないが、共産党との関係は進行していると、言つていた。

一九四五年五月十七日に、国民党の大会は中国共産党問題に関する一つの決議案を通過した。この決議は、国民党全国統一と戰爭の遂行を通じて、中国の自由と平等を獲得すべく、斷乎として奮闘して來たに対し、中国共産党は、一九三七年の約束にもかかわらず「武裝反抗を固持」して來たと述べた。この決議は、国民大会開催の目安がついたので、立憲政府の樹立は「遠からざる將來に」可能となるであろうことを指摘した。また決議は共産党が国家の当面する困難を正しく評價して

くれること、そして友誼的解決に到達することを希望した。

一九四五年五月十六日に採択されたもう一つの決議の中で、国民党全国代表大会は次のごとく述べた。すなわち、中国は領土的野心を抱いていない。領土と行政権の保全、及びすべての華僑に対する公明、平等の待遇、これが中国の求むる全部である。五大强国（訳註＝英、米、ソ、佛、中）の合作が、戰後も継続して行われることを希望する。ソ連と中国との友誼合作は特に必要である。中国はサンフランシスコ会議の成功を保証するために、なし得る全力を盡す。全国統一と立憲政府樹立は、国民党が堅持し努力するところの目的である。

一九四五年六月初め、国務省に送つた報告でハーレイ大使は述べた。

「中国政府の見るところでは、最近終了した第六期国民党全国代表大会の主な成果は次の通りである。

一、軍隊内のすべての国民党党部は三ヵ月内に解消される。同様の措置が学校においてもとられる。

二、六ヵ月以内に地方代表会議が普通選擧のもとに自由中国（訳註＝日本軍の非占領地方）のすべての省、縣に設置される。

三、各政党に法律的地位を與える一つの法律が公布されよう。そして政府は中国共産党がこの法律に基づいてその資格を具備せんことを望む。この事に関連して、政府は交渉によつて共産党の問題の解決を求めるつもりであると繰り返し述べた。

四、貧農の地位改善、地代の引下げ、土地所有権と土地税の問題などを改善するための政策が決定された。

五、国民大会を開催する決定は確認された。そしてそれは一九四五年十一月十二日に開会を計画されている。

国民大会の議員資格の問題は国民参政会議に委託されよう。その会議ではすべての政党が参加するようになろうと予想されている。」（註）

（註）ハーレイ將軍のその後の報告によると第四期國民参政会の第一次全体会議は、一九四五年七月重慶で開かれ、会員二九〇人のうち二一八人が出席した。八人の共産党会員は出席せず、民主同盟の会員十二人のうち少数が出席した。さらに彼の報告によると、参政会は、七月十九日次の決議を採択した。（中央通訊社発表による）㈠國民大会の召集期日は政府の自由決定に任せる。㈡大会の議員資格は、問題の法律上、実際上の情況を十分考慮し、かつ参政会会員の意見に従つて、國民の全階級をできるだけ全面的に代表し得るようにすること。㈢憲法が採決された時に、立憲政治が実施さるべきこと。㈣大会の召集に先立つて、政府はひき続き、全國統一と團結を獲得するため、あらゆる可能な政治的手段を改善し、言論、出版、集会及び政治結社の自由を保証すること。また、政府は人身保護法を実行し、各政党の法的地位を認め、かつ地方自治の固い基礎を築くため、自由中國の全地方に國民代表機関を設立せねばならぬ。

七人委員会

六月末の大使の報告によると、第六期全国代表大会の採決した諸措置を実行すべく、国民政府は共産党と交渉するため、国民党、民主同盟、無党無派を含む七人より成る委員会を任命した。それで、政府は中国共産党主席毛沢東、副主席周恩來に書簡を送り、日本打倒という目的のため中国の武装軍隊を統一すべく、この委員会をして中国共産党代表と交渉せしめることを申し出た。政府は中国共産党を中国における一政党として正式に承認することに同意したが、武装した交戦団体または叛乱團体として承認することは避けた。共産党はすぐには回答しないで相当な宣傳を開始したが、中でも六月二十日には、他のことにも触れた中で、中国共産党は七月七日から重慶で開かれる国民参政会にも、また十一月の国民大会にも出席しないという、やや挑戦的な放送を行つた。大使の報告によると、政府は今ちようど政府との交渉を再開したいとの、毛沢東と周恩來から回答を受取つたばかりだとのことで、大使は次のように追加した。

「中国共産党が最近共産軍と政府軍との衝突を起させようとして來たことは疑いない。（そして若干の衝突を引起すことに成功した。その重要性は或る方では誇張されていたが、）しかし現在は政党としての彼等の最善の利益は、国民政府の破

壊を企てるよりも、それと和合することにあるのかも知れないことを、事実という論理によつて納得させられようとしているかに見える。交渉を再開するとの決定は、紛争が解決されたことを意味しない。紛争終結の見通しはまだつかぬが、しかし情勢は決定的に改善されたようである。」

前述の委員会の委員達は、一九四五年六月二十七日大使を訪問して、委員会は中国の統一問題を討議するため成立したと彼に傳え、さらに無党無派の三人は国民参政会で任命され、その他は自らその仕事を買つて出たと述べた。彼等が大使を訪問したのは、彼の援助と助言を求むるためであるといつた。大使は、お手傳いはしたいが、「中国人が自分自身で決定すべきことについて、外国人にその決定を頼んではいけない」と答えた。この会合について、彼は次のように報告した。

「私は、委員会が過去約六ヵ月間に、国民党と共産党の行つた提案と反対提案を精密に観察し、そしてそれらから双方が受諾できるような法式を引き出すよう努力すべきである、と勧告した。私はこう信じた。共産党の五項目提案、或いは国民党の三項目提案の是非曲直について、米国大使としての意見を発表することは適当ではないと……。委員会の重慶における検討が終つたならば、彼等が共産党と審議するため延安に行く飛行機を準備して差上げよう。そして、延安での会議中、共産党とその他の者が双方とも私の参加を求めるなら、よろこんで加わろうと述べた。私はまた討論、審議に参加する中国人は誰もが、国民党とか、民主同盟とか、共産党或いは他のいかなる党派のメンバーとして参加するのではなく、自由、統一、民主的中国の建設に熱烈に努力する愛国的中国人として参加すべきであると勧告した。」

一九四五年六月二十八日、当時重慶駐在の中国共産党幹部王若飛が大使館を訪問した。その会談に同席していた大使館参事官は、彼等の会談を次のように要約した。大使は王若飛に対し、サンフランシスコ会議の中国政府代表団に、共産党代表を含ませるにあたつて橋渡しをしたこと、また、毛沢東と会談するために延安に旅行し、共産党が国民政府との談判によつて問題を解決するため、周恩來その他の者を二度重慶に同伴して、国民政府との交渉の解決をはかつたことについて、記憶

を喚起した。大使は、共産党と政府の間に正しい解決をつけるためには、誰にも劣らぬ努力を拂つたといつた。彼は、中国の共産党新聞その他において反中共として扱われている、といつた。かような悪評の大部分は、中国国民政府に反対し、国民党と共産党の軍隊が統一されることを願わぬ連中から出ているということを知つているといつた。すべてこれらの不正かつ無実の非難にもかかわらず、彼は重慶でも中国共産党の最もよき友であるといつた。

大使は、共産党が五項目提案を起草するにあたつて、これを援助したことについて記憶を喚起した。彼がその提案を大元帥に提出したのであつた。彼に対する新聞その他の攻撃は、共産党と国民党とを離間したままにしておこうとする一つの企図にほかならず、それは、自分勝手な理由のために、自由、統一、民主、強力中国の創設を阻止しようとする連中によつて行われていると彼は語つた。王将軍は率直に、現在の條件下では中国における眞の共産主義は不可能である、しかし党はいま民主主義の原則を支持しているとはいえ、それはただ将來における共産主義国への飛び石としてであると語つた。

大使は、七月一日七人委員会と王将軍を延安に連れて行くため一台の飛行機を既に用意したこと、委員会は大使に、交渉に参加して援助してほしいと要請したが、彼は共産党からの要請を受けるのでなければ、それはできないと語つた。大使は、共産党は過渡期中（十一月十二日に開かれる国民大会で憲法の採択とともに終了するはずの「訓政期」の残部）政府に対する助言機関としての指導委員会に参加する意思があるか否かを質問し、また政府を改善する方法を暗示した。王将軍は、これは委員会が実際の権力を持つているか否かによるもので、もし実際権威のない委員会にすぎなければ受諾されまいと答えた。

大使は共産党の五項目提案を重慶に運んでやつたのだが、重慶ではさる政府要人から彼は共産党に「荷爲替を賣りつけられた」のだといわれたことを回想し、しかし自分は、この提案が概して合理的であることを蔣介石に納得させるのに成功しつつあるように思うと述べた。

周恩來は、一九四四年十二月彼の提案にかかる四ヵ條は、大使を通じて国民政府が提出した五項目について共産党が同意

を與える前提條件として、まずこれを国民政府が容れんことを要請していた。大使は、国民政府が既に約六万の軍隊を華北から引揚げたこと、相当な言論、出版の自由があること（共産党の新聞は重慶で発行を許されていた）、秘密警察は戰時には、米国の連邦調査局や英国のスコットランド・ヤードのように、重要な保安事項を取扱う機関として必要なことなどをあげた。そして、もし五項目提案が同意されれば、共産党は政府の一部分となるから、一九四四年十二月二十八日、周恩來がハーレイ将軍に送つた四項の提案を含む各問題の解決には、共産党自身で手がつけられると語つた。王将軍は、五項目提案に多少の修正を加えれば共産党としてもこれを交渉の基礎として受諾し得べきものと思うが、しかしこの五項目に同意する前に四項目を受諾してもらいたいと述べた。大使は王将軍に対して、共産党の五項目提案と国民政府の三項目提案は、そのものの中に、両党協約の十分な基礎が含まれていると告げた。

王将軍は、延安で七人委員会が共産党と会談している間に、大使が蔣介石を説得して、今後の交渉の前提條件として四項目提案を受諾させるよう努力してもらいたいと要請した。大使はこれに答えて、今までに述べたような理由でそれはできないと言つた。四項目に関する行動は、国民政府と武装共産党との協定成立後に來るべきであつて、その前になさるべきではない。大使は、もし蔣介石が協定成立に先立つて四項目を承認すれば、共産党は結局どんな協定にも入つて來ないだろうことは、情勢をよく知つている殆んど皆の意見であると述べた。

前述の委員会は、一九四五年六月一日空路延安に行き、六月五日共産党の新提案を含む書類をもつて帰つた。当時中国政府の宣傳部長だつた王世杰博士の言うところでは、提案は主として次の二要点わたつていた。㈠国民政府は、一九四五年十一月十二日に予定されている国民大会を中止する。㈡政府は、平等の原則のもとに、三人の国民党委員、三人の中国共産党委員、三人の民主同盟委員、そのほかに無党無派から選ばれた三人の委員をもつて構成される政治会議を召集する。

ハーレイ将軍の意見では、これはモスクワにおける宋子文会議の結果まで、時をかせぐ共産党の手段であつた。

ハーレイ大使の出発

共産党と国民政府代表の交渉は、八月中続けられた。毛沢東は、彼を連れ出すために延安に行つていたハーレイ将軍に伴われて、一九四五年八月二十八日重慶に到着、約一ヵ月滞在した。毛沢東の重慶訪問受諾は思いがけないことであつたが、それはソ連が国民政府を中国の唯一の政府として援助を誓つた一九四五年八月十四日の中ソ條約の発表によつて、一部分は促進されたのであつた。大使は米国で打合せをするため、一九四五年九月二十二日重慶を出発し、数日後にワシントンに着いた。彼は出発の直前に、国民政府と共産党代表が当時重慶で行いつつあつた交渉について、つぎのように報告した。

「一、彼等は、中国の再建と内戰の防止のため、中国に一個の民主的な政府を建設すべく互いに協力することに同意した。

二、双方は共和国の元首として蔣介石の指導権を支持することに同意した。

三、彼等はさらに、両党は孫逸仙の教義を支持し、強力な民主政府の中国を建設するため協力することに同意した。

四、共産党は、国民党を現に政府を支配しつつある優勢な政党として認め、かつ現在の政府形態から民主統治に移る過渡期中は、その党に協力することに同意した。

五、政治犯人の釈放、人身、言論、出版、信仰、集会、及び結社などの自由を含むその他の多くの問題が同意、成立した。

「両党はできるだけ協約に達しようと譲歩をしているが、なお意見の一致しない二つの重要点がある。一つは、共産党が一定の省においては共産党員の省長、市長などの任命、選挙、選抜の権利ありと主張していることである。政府は、憲法が採用され、民主政府が樹立されるまでは、行政長官と官吏の任命大権は共和国元首に附與されていると主張している‥‥。政府では、現在の政府から立憲政府への転換期が來るまでは、この事は決して変更してならぬと考えている。過渡期間中における協力という点では、両党は一致している。次の点は、両党が一つの協約には達したが、まだ最後的に一致し

ていない問題であつて、それはどれだけの数の中共軍を国家の常備軍として編入すべきかということである。共産党は初めには四十八コ師団の中共軍を保持しようと主張した。政府は、現在の計画は常備軍は八〇ないし一〇〇コ師団で編成しようとしている。しかるに国民党が少数派と認めるところの共産党が権利として要求しているのは、その常備軍のほとんど二分の一に達していることを指摘した‥‥。これは国民党が同意を拒絶することであるが、しかし彼等は共産党に二〇コ師団すなわち常備軍計画の約五分の一を提案した。毛沢東主席は、その勧告を拒絶はしなかつたが、なお考慮したいと言つた。

「内戰は、中国を分裂という中国自身にとつて不利な狀態にとどめておこうとする政策を支持する、ほとんど大部分から豫言されて來たのであるが、かかる時期に共産党と国民党をして平和時代の合作について引続き語らせたところに、この会談の包括的な意義があつたのである。会談はなお続いて行われるだろう。毛沢東は重慶に留まつている。蔣介石は自分の人格にかけて毛沢東一行の安全を保証した。そして彼等が会議を打切りたい時には、何時でも毛沢東と彼の一行に延安まで輸送の便を與えることに同意した。

「私は昨晩共産党と政府の交渉担当者達に、彼等があまりに多くの細部問題を決めようとしていると、私の意見を告げた‥‥。もし彼等が基礎的、総括的な原則に同意するならば、細部はその原則に従つて仕上げられるのである。

「交渉担当者間の精神は良好である。中国の二つの指導的な政党の和解は、進行しているように見える。そして内戰に関する議論と誹謗は、会議が続くので次第に減退している。」

重慶の大使館からは、大使がその出発を九月十八日から二十二日まで延期したことを知らせて來た。それは中国共産党代表と中国政府の交渉担当者の熱心な要請があつたので「協定に達するよう助力するため」さらに四日間滞在するからであつた。さらに大使館が国務省の参考のためにといつて報告して來たのは、「両党は大使の協力と援助に対し深甚なる謝意を表

した。彼等は、大使が会談の開催、そして交渉中には仲介者として全面的な援助を提供することによつて、中国に偉大な貢献をなしたことを感謝し、このことを最後の解決文の中に一項目挿入することに同意した。」ということである。一九四五年九月十七日付で、蔣主席がトルーマン大統領に宛てた書簡には、「ハーレイ将軍の賢明なる政治性と人間性は、中国国民の尊敬と親愛をかち得た。中国人は彼の中にフェア・プレイと正義の米国外交政策の象徴を見るのである。私はハーレイ将軍と詳細かつ率直に各種の問題に関する私の政府の政策について語つた。そして私は、極東平和と秩序のための米華の密接なる協力の継続と実行ということに関係してくるいろんな問題について、彼が貴大統領に、十分に知らせるよう請うた。」

重慶における交渉の継続

大使の重慶出発後も、中国共産党と国民政府の交渉は継続した。八月初め情報部長の呉国楨博士は、重慶の大使館に次の通信をハーレイ将軍に傳えるよう要請した。

「中国共産党は、彼等が国軍の中で二十ヶ師団を割当てられるという、国民政府の提案を受諾することに同意した。軍事委員会は、どれだけ早く中国共産軍が二十ヶ師團に編成され得るかを決定するだろう。この委員会に中国共産党を代表するものは、参謀長葉剣英将軍と彼の指名するその他の将校である。国民政府代表は国防部次長林蔚文、参謀本部次長劉斐将軍である。

「さらに、立憲政府の樹立に先立つて、国民政府は三七名の政治会議を組織する、ということに意見の一致をみた。この会議は無党無派及びすべての党を代表しよう。会議は次の件について考慮し、勧告を行う。(一) 国民大会に提出される憲法草案。(二) 国民大会は計画されている十一月十二日に召集するか、あるいはもつと後に延期するか。(三) 和平建設計画。

「中国共産党は会議が『絶対拒否方式』を採用することを提議した。国民政府の代表は、すべての提議が有効になるため

に、満場一致の承認を受けねばならぬような、この条件にはまだ同意しなかつた。

「政治会議の討論は一般に公開され、秘密ではない。この会議で採決された決定は最後的確定となる。また採決された決議案は、正当な法的手続を踏んで国民政府によつて実施される。」

毛沢東は一九四五年十月十一日、空路延安に帰つた。彼の出発直前に、周恩來は交渉の進行について、米国大使館の高級官吏と談論した。この会談から察するに、政府―共産党の共同声明が用意されており、恐らく毛沢東が延安に出発する日に公表されそうであつた。協約の要点は、十月十一日発表の公式声明によつて明らかにされた。周恩來のいつたところによると、まだ意見の一致を見ないままになつている唯一の重要点は、当時共産党の支配下にあつた解放区、特に河北、山東、察哈爾などの地方政府の問題であつた。中国共産党は、解放地区の行政官は、縣や村から選挙される委員会によつて任命されることを望んでいた。周のいうところでは、国民政府は縣や村における選挙には同意したが、省長は直接中央政府によつて任命さるべきことを主張した、ということである。大使館の意見では、現在中国共産軍支配下の解放区における政治支配の根本問題に関して、双方の意見が一致するには、まだ遙かに距離があつた。十月十一日政府は共産党との協約原文を公表した。この協約の大切な要点は、同意された一般原則を履行するために、政治協商会議の召集を規定していることであつた。後日にいたつて、マーシャル将軍がこの仕事を援助することになつた。

一九四五年十月中旬、重慶大使館の報告によると、王若飛が延安から帰つて來たこと、四川省主席張群が数日内に重慶に到着し、その上で彼はその時の外交部長王世杰博士、国民参政会秘書長邵力子とともに政府の代表となつて、共産党の周恩來、王若飛との会談を再開するという通知を受けた。会談は次の問題について行われるはずであつた。一、政治協商会議、二、解放地区、三、国民大会。会談は約十日間続くことが予期され、会談終結の上で周恩來が共産党当局の決定を受けるため、その提案を延安に持ち帰ることになつていた。その上で中国共産党当局は、重慶派遣代表を任命する、そして十一月

早々には政治協商会議開会という予定であつた。第十八集團軍参謀長葉劍英將軍は共産党代表とともに、恐らく彼自身代表の一人として、かつまた三名よりなる軍事問題小委員会において、共産党代表として働くために、重慶に派遣されることが決定していた。重慶の大使館では、究極における国共妥結の可能性については、共産党代表が従前よりも断然樂天的であるように感じ、ハーレイ大使が間もなく中国に帰るとの新聞発表に非常な滿足を表明した。

情報部長呉国楨博士は十月二十七日声明を発して、政府、共産党会談は、「和やかな雰囲気の中で進行しつつ」ある、と述べたのであるが、重慶の共産党代表王平南は、最近の会談は進行していない、と大使館に知らせた。彼の意見では、政府が中共軍によつて解放された地域に対する軍事的支配権を確保しつつ、時をかせぐつもりであることは明瞭だとした。そして、彼のいわゆる「米国の介入」について共産党側の不滿を示し、米国は華北の各地に軍隊を上陸させ、政府軍の到着までこれをおさえておこうとしている。しかもその政府軍の大部分は米国空軍によつて北に運ばれたものだと述べた。大使館の報告によると、彼は最初、滿州の情勢に関する質問をごまかしていたのだが、後に、その地域には少数の八路軍の人間がいるが、大部分は一般人民の蜂起だと言つた。彼はまた、ソ連は、米国が国民党に積極的援助を与えない限り、中国人をして彼等自身の問題を解決させるという途をとり、中国の国内紛争に介入しないであろう。しかし米国が国民党を積極的に援助する場合は、ソ連も何らかの行動をとらねばならぬことになるだろうとの見解を述べた。

国共両軍の衝突

十一月四日重慶の大使館は、陸軍武官の見解として、中国における広汎なる内戰の脅威が増しつつあると報じた。大使館はまた、軍事停戰に関して、国民政府、共産党間における軍事問題についての審議を先にするために、重慶における新しく組織された政治協商会議の召集が延期されたことによつて、情勢の嚴重さが証明されると指摘した。

共産党の勢力地域を中央政府が占領するのを防止しようとするにあたつて共産党が用いる重要なる武器は、これらの地域の鉄道に対する共産軍の攻撃の有効さということであつた。国民政府が華北向けの軍隊移動を中止することを約束した時にのみ、共産軍は輸送線の攻撃を中止する旨申出ていることを大使館は知つた。政府がこれをピシャリと拒絶して以來、大使館では、情勢は「ほとんど絶望な」ものと感じていた。

政治協商会議の延期

一九四五年十一月十日、呉国楨博士は重慶の米国大使館に、十月三十日政府が共産党に文書を以て次の六項目提案をなしたことを報じた。

「㈠双方は、その軍隊に対し現在あるところに止り、かつ相手方を攻撃せざるよう命令を出すこと。㈡共産党はそれが攻撃しつつあつた鉄道の沿線地区より撤退すること、政府はこれらの地区との軍隊の輸送を企図せざること、そしてこれらの区域は全部鉄道警察によつて守備されるべきこと。㈢国民参政会によつて交通監督委員会を組織しその委員としては、国民参政会の委員、及び問題の諸地域から直接利害関係者以外の代表を出し、これらをして鉄道線を監督し情況報告を行わしめる。㈣政府が北平—綏遠鉄道、大同—蒲州鉄道、青島—済南鉄道、平漢鉄道の北段、隴海鉄道の東段、及び天津—浦口鉄道の北段に沿つて軍隊を移動する必要ある時は、政府はまず共産党と相談し、その了解を得る。㈤双方は一ヵ月以内に、共産軍の改編と、その駐屯すべき地区の割当につき、基本的取極めをなすために熱心に努力すべきこと。㈥提案済みの政治協商会議は直ちに召集さるべきこと。」

最後の項目に関連して、呉博士のいうところでは、共産党を除いては、既に政治協商会議に代表を指名しており、それは政府八人、共産党七人、第三党十三人、無党無派九人で構成されることになつていた。

呉博士は、共産党は十一月八日までは回答しなかつたが、彼等の回答は反対提案の形式を取つており、その反対提案は国民政府が非常に不満とする内容のものであると述べた。

十一月二十日に開会予定の政治協商会議は開会することができず、その結果として重慶では、今後の交渉について悲観論が増大して來た。十一月二十五日、周恩來は重慶を出発して延安に向い、その翌日王平南も彼の後に続いた。十一月二十七日、政治協商会議代表の暫定的名簿が、やつとのことで新聞発表の運びになつた。

十二月一日王平南は重慶に帰つた。十二月三日彼は重慶の米国大使館を訪れ、中国共産党指導部は、政治協商会議への参加を明確に決し、七人の共産党代表のうち五人の人選を終えたこと、そして残りの二人の人選も行われるはずで一行は空路多分十二月十日に開催予定の会議に出席のため重慶に來るであろうと言つた。彼は会談の結果については、あえて意見を言おうとはしなかつたが、この会議が中国の將來に対して非常な重要性をもつことを認めた。しかし、これに関連して彼は、將來における中国情勢の発展は、米国の対華政策により多く依存しているとさえいえるのであつて、その故に共産党は熱心にマーシャル將軍の到着と、米国の立場の宣明を期待しているのだと述べた。(註)重慶からの大使館報告では、この会談中、王平南は「ソ連の政策とは別に中共は独自の政策をもつており、ソ連の政策からは全く独立している」ことを特に指摘した。明らかに中国政府機関紙の最近の攻撃に対する一つの反撃として、彼は、中国共産党が戦後米国の援助を受けねばならないことを認識して、米国とは友好関係を持続することを特別に欲している旨を強調した。しかし、政治協商会議の共産党代表は、十二月十七日まで重慶に到着せず、その結果会議の開会が遅れることとなつた。

(註)一九四五年十一月二十七日、トルーマン大統領はマーシャル將軍を中國における彼の特使に任命したことを発表した。マーシャル將軍の使命については第五章を参照のこと。

六、ハーレイ大使の辞職

この間ハーレイ大使は、十一月二十六日付の文書を以て大統領に辞表を提出していた。そして彼の辞表は翌日文書を以て大統領に受諾された。大使の椅子は一九四六年七月十一日、スチュアート大使の任命まで空席のままであつた。

第四章　ヤルタ協定と一九四五年の中ソ條約

一、ヤルタ協定　一九四五年二月十一日

協定の條文

一九四五年二月十一日に、ルーズヴェルト、チャーチル、スターリンはそれぞれ米国、英国ならびにソ連を代表して、ソ連の日本に対する開戰條件を含む一つの協定をヤルタで調印した。（註1）この協定は次の如くである。

「三大国、すなわちソ連、米国、英国の指導者は、ドイツが降伏し、かつ欧州における戰争が終結した後、二ヵ月または三ヵ月以内に、ソ連が次の條件により連合国に與して、日本に対する戰争に参加すべきことを協定した。

一、外蒙古（蒙古人民共和国）の現状は維持される。（註2）

二、一九〇四年の日本の背信的攻撃により侵害されたロシアの旧権利は次の如く回復される。

（a）樺太の南部及びこれに隣接する一切の島嶼はソ連に返還される。

（b）大連商港は国際化さるべく、かつ該港におけるソ連の優先的利益は擁護される。（註3）またソ連の海軍基地として旅順港の租借権が回復される。（註4）

（c）中東鉄道及び大連への出路たる南満州鉄道は、中ソ合辦会社の設立により共同運営さるべく、ソ連の優先的利益は保証され、（註5）また中国は満州における完全な主権を保有する。

三、千島列島はソ連に引渡される

外蒙古及び港湾ならびに鉄道に関する協定は、蒋介石主席の同意を要するものとする。大統領はスターリン元師よりの通知により、右同意を得るための措置をとるものとする。

三大国首班は、これらソ連の要求が日本の敗北した後において確実に満足せしめらるべきことを協定した。

ソ連は中国を日本の束縛から解放する目的をもつて、自己の軍隊により、これに援助を與うるため、ソ連と中国との間に友好同盟條約を中国国民政府と締結する用意あることを表明する。」

（註1）ヤルタ協定の背景としては、カイロ宣言についてしるした第一章、ならびに一九四四年六月に重慶で行われた副大統領ヘンリイ・A・ウォーレスと蒋介石との会談に関する第二章の記述を参照されたい。この会談において蒋介石は、中ソ関係の改善をもたらすためアメリカの援助を求めたのであつた。テヘラン会議の第一回正式会議でスターリン元師は、ソ連は「ドイツが完全に敗北したならば直ちに」日本に対して開戰するであろうと言明した。大連を「國際的保証のもとに自由港」にするという問題、ならびに満州の諸鉄道をソ連が使用することについては、テヘラン会議で非公式に討議された。

（註2）ソ連は「蒙古人民共和國」という名がこの協定に挿入された故を以て、この條項が外蒙の独立を意味するものであると後になつて主張した。中國側の立場は、外蒙の主権が中國に属することを確認した一九二四年の中ソ條約に立脚している。この点についての討論がどういう結果になつたかは一五〇頁を参照。

（註3）この用語をめぐつて後に論争が生じたが、この用語の根拠は今日なお明確を欠いている。モスクワ駐在米大使ハリマンは、その討議に参加した一人であるが、彼がその後語つたところは次の如くである。

「討議はヤルタ協定の検討にまで立ち至つたが、その結果として得られた判断からすれば、『ソ連の優先的利益』の擁護の意味するところが、ソ連への、及びソ連からの輸出入の自由な通過によつて、ソ連が受ける諸利益の範囲を越えてよいとみなすべきいかなる理由

もないのである。

（註4）　ハリマンはこの條項について、次のように説明した。「私の信ずるところでは、ルーズヴェルト大統領は、海軍基地としての旅順港租借を、米國が二友好國間の相互安全保証のために、諸外國と協定して得た各種の特権と同様の性質をもつ取極めだとみなしたのである」

（註5）　この規定についてもハリマンは、ルーズヴェルト大統領の意中にあつたのは運輸交通だけで、滿州におけるソ連のいかなる一般的利益でもなかつたことを確信していると述べた。

ヤルタでの討議

現在判明している限りでの証拠によれば、ヤルタ協定が締結された主要な動機が軍事的なものであつたことが明らかである。この見方は、当時の国務長官ステチニアスがルーズヴェルト大統領から、この協定はほとんど全く軍事的事項に属しているから、大統領自身とハリマンとが、その取極めに当ることになろうとの通告を受けたのによつても明白である。ハリマンは、キング提督がここに計画された取極めの内容を詳知しており、それらをヤルタ会議の最も重要な成果だと考えてい事実を後になつて述べた。

ヤルタ会議で、ルーズヴェルト大統領とスターリン元帥との間に交された極東問題に関する会談の中で、スターリン元帥はソ連の対日開戰條件を持出した。会談が進むうちに、スターリン元帥は開戰條件はソ連を滿足させるものでなければならぬ、なぜならば太平洋戰争へのソ連の参加は「ソ連の『世論』に合致したものでなければならぬ」からであると指摘した。

全般的にいつて、ソ連の提示した開戰條件が受け入れられた。この当時においては、原子爆彈の製造は、それが可能であることが確実であつただけで、実物はまだ存在していなかつたことを記憶せねばならぬ。滿州における日本関東軍の潜在戰力は大きなものと見られた。しかも、日本本土への島づたい作戰でアメリカが支拂う人命の損失は、恐ろしいばかりに増加

する形勢を示していた。オリンピック作戰（九州攻撃）は概ね一九四五年十一月一日と予定されていたが、それが開始される前に、ソ連を参戰させて滿州の日本軍を滿州にとじこめ、日本本土への移動を防止することは、どうみても作戰上必須のことであつた。

ヤルタ協定におけるような特殊な條項は、歴史的にも先例があつたし、またこれに続いて締結された一九四五年の中ソ條約及び附属協定によつて、適当な法的保証が與えられたことも事実である。しかしながら、中国があらかじめ相談を受けなかつたことは不幸であつた。但し、ルーズヴェルト大統領とスターリン元帥とが、かかる默秘を敢てしたのは、戰争による衰弱と腐敗とによつて、中国内部から日本側へ秘密が「漏洩」する危険が今までも既にあつたし、当時の情勢ではその危險がいよいよ大きいと見られたからである。この場合にも、軍事的緊急が主たる關心事だつたわけである。ルーズヴェルト大統領は中国の重大権益を危くするものとは夢にも考えていなかつた。

ヤルタ協定に対するソ連の見解

一九四五年五月末に、ハリイ・ホプキンスは、トルーマン大統領の要請によつてモスクワを訪問した。極東情勢も討議題目の一つであつた。この討議でスターリン元帥は、次のように述べた。中国の再建は大部分アメリカに依存することになろう、なぜならばソ連は自国の復興再建で手一杯だからである。滿州についても、乃至は中国のどの部分——新疆であろうと、どこであろうと——についても、その主権の変更を提議はしない。蒙古にはソヴエト体制は存在していない。蔣介石は中国の統一を完成する資格をもつ唯一の中国の指導者である。これにくらべて、中国共產党の指導者達は、中国統一をなし得るだけの立派な資質をもつていない。滿州の行政的接收には中国の文官の参加を歓迎する、と。

トルーマン大統領は六月十四日に、上記スターリン元帥の語つたところを、当時の中国の行政院長兼外交部長宋子文博士

にそのまま傳え、博士はこれに滿足の意を表明した。宋博士は次のことを指摘した。すなわち、ヤルタ協定は一九〇四年の日露戰爭で喪われたロシアの權益の回復についてしるしているが、ソ連は一九二四年五月卅一日の中ソ條約ならびに附屬議定書により、また當時の滿州軍閥張作霖との一九二四年九月廿日の協定によつて、治外法權を含む特殊權益を既に放棄している。それ故、これらの点が明確にされねばならないだろうと宋博士は述べたのである。

一九四五年六月十五日に、ハーレイ駐華大使は一九四五年六月九日附の大統領からの指令に基づき、蔣介石にヤルタ協定の諸條項を通告した。同時に大使は、滿州における中国主權に關するスターリン元帥の絶對的保証と、中国の門戸開放原則に對する元帥の口頭による同意とを蔣介石に通達した。これら二つとも、一九四五年五月—六月モスクワへ特別使節として派遣されていたハリイ・ホプキンスを通じて、スターリンから大統領に與えられていたものであつた。その時蔣介石の示した態度から判斷して、ソ連が既にヤルタ協定の內容を蔣介石に通知していたことが明らかであつた。

二、中ソ友好同盟條約　一九四五年八月十四日

條約締結の交渉

一九四五年七月の第一週にモスクワで中ソ交渉が宋子文博士、スターリン元帥、モロトフ外相の間に開始された。ベルリン会議のため一時中絶した交渉は、宋子文博士に代つて主席全權となつた中国の新外交部長王世杰博士との間に八月になつて再開された。しかし宋博士は八月交渉では王博士を補佐した。交渉が開始されるに當つて、米国はそのヤルタにおいて果した役割から見て、中ソ間にいかなる協定が成立するにせよ、調印の事前に、米国の了解が求めらるべきことを期待する旨、

両當事国に通告した。米国の立場は、中ソ間の取極めがヤルタ協定に合致するものでなければならぬというのであり、それ以上でもそれ以下でもなかつた。

ヤルタ協定の各條項の解釈について、交渉の當初からいくつかの難題を生じた。ソ連は協定を自国の目的に適うようにのみ解釈しようとしたのである。ヤルタ協定に對するソ連の解釈がいよいよその意図を明らかにするばかりだつたので、米国は遂に両當事国に對して、ソ連の提案中には、ヤルタ協定の條項を逸脱するものがある旨を通告するの余儀なきに至つた。交渉開始にあたつてソ連は次の要求をした。（一）中東鉄道及び南滿州鉄道に對するソ連の經營參加權（二）大連及び旅順港租借地の境界線は、一九〇四年の日露戰爭以前における關東州半島の境界線たるべきこと（三）外蒙古の獨立承認。中国側はこれらの提案がヤルタ協定の條項を逸脱していると信じたし、米国も中国の考えに同意した。バーンズ国務長官は、大統領の承認を得た上で、ヤルタ協定の條項を越えるようないかなる讓歩にも反對するよう中国政府に忠告した。一九四五年八月十日に、ハリマンは本国政府の指示に基づき、宋子文博士に文書を以て次のように通告した。すなわち、米国政府は中国代表が既に行つた提案によつてヤルタ協定は滿足せしめられたものと考えること、ならびに、これ以上のいかなる讓歩も、それが他の目的のためにソ連の援助を受けるに役立つとの評価のもとに、中国政府によつて行われたものと了解するであろうということである。ハリマンは、宋子文博士が「完全にこの趣旨を了解し、かつまたこの立場の正しさを受けいれた」と報告して來た。

中ソ友好同盟條約は一九四五年八月十四日に調印された。同時に覺書が交換され、また各種の個別的及び關連事項について附屬協定が調印された。この條約は両国主權の相互尊重と、両国の內政問題に對する相互不干渉とを確約した。交換された覺書でソ連は精神的支持と軍事的援助とを「中国の中央政府たる国民政府」に對してのみ與えることを約束し、かつ滿州における中国の主權を確認した。中国は、日本敗北の後に行わるべき人民投票において、外蒙古の獨立が外蒙人民の希望す

るところであることが確認されたならば、外蒙古の独立を承認することに同意した。（註6）大連に関する協定において、中国は大連が「すべての国々の通商貿易に開放された」自由港たることを宣言し、かつ中国側の港湾行政について規定した。但し、この規定は港湾施設の半分を、無償でソ連に貸與することを認めているので、ヤルタ協定を逸脱したものとなつた。ソ連ならびに中国共産党のとつている態度のために、国民党側の軍人と文官とが関東州半島で活動を阻止されているので、この協定はまだ実施されていない。旅順港に関する協定は、中ソ両国によつてこの地域が海軍基地として共同使用される旨を定めており、かつこの地域の境界線を米国が予期していたよりも拡大した。（もつとも日露戦争以前の境界線にまで拡張されはしなかつたが）ソ連の望むところは日露戦争以前の境界線であつたようだ。鉄道協定は、中東鉄道と南満州鉄道の共同所有、共同の運営について規定した。友好同盟條約及び大連、旅順ならびに鉄道に関する諸協定の有効期限は卅年と定められた。（註7）

（註6） 交渉において宋博士が抱いていた重要な關心事の一つは、外蒙古における中国の主權をソ連に確認させることであつた。もつとも、この主權は實際上喪失されてから、既に多年を経過していたのである。一九二四年の中ソ條約（本章、註2參照）があるにもかかわらず、一九二〇年代の中葉以來は、ソ連が事實上の支配勢力であつた。宋博士は明らかに外蒙古の中国主權確認と交換に、他の顯著かつ重要な譲歩に同意するつもりだつたのである。そして、ハリマンが形式を棄てて實質をとるように宋博士を説きふせるのには、若干の困難を伴つたのである。

（註7） 一九四五年八月十日頃、宋博士はすべての主要な點について、中ソの意見一致が得られたとハリマンに語つた。ハリマンの報告によれば宋博士は「米國の支持を深く感謝しており、もし米國がこの中ソ交渉に積極的態度をとらなかつたとすれば、宋博士はスターリンの要求をすべて受け入れる外なかつたであろう所以を知るに至つている。」

門戸開放の保証

ハリマンは七月二十八日にベルリンからバーンズ国務長官あてに送つたメモランダムで、次のことを指摘した。すなわち、米国政府は率先して、中国がソ連と相互の利害関係について討議するよう勧誘したのであるから、満州における門戸開放原則の確認を得るとともに、やがて成立すべき中ソ間の諸協定において、ソ連が満州との貿易上、断じて米国ならびに他の外国に対して特別な優先関係を獲得しないよう、或いはまた中国のこの地域から外国貿易を締め出すことのないようにするのが、米国の当然の任務であるというのである。この理由に基づきハリマンは、米国はソ連に対して、門戸開放政策支持の文書による保証を要求すべきであると勧告した。この提議は一九四五年八月五日、国務省によつて承認された。しかし、八月十四日にハリマンは次のように報告して來た。すなわち、モロトフのいうところによれば、スターリン元帥は、門戸開放について、公式の声明書を出す必要ありとはさし当り信じておらず、「特に元帥が門戸開放政策は維持さるべしとの保証を既に與えたのであるから問題はないはずである」と。

国務省は八月廿二日にモスクワ駐在大使に次の訓令を発した。

「一、貴下ができるだけ早い機会にスターリンまたは、もしこれが実際的でないならば、モロトフと会見し、宋―スターリン協定に関連して門戸開放政策尊重の声明を発する件に関し、下記の如きわが方の見解を提出することを大統領は希望している。

二、スターリンによつて與えられた口頭の保証は、貴下がモロトフに指摘したように、大統領にとつては満足すべきものである。しかしながら、貴下は世論の国である米国の特殊狀況を明確に、かつ力強く説明すべきである。すなわち、米国にとつて重要な関係をもつ問題に対する世論と民衆の動向とが、米国の政治を動かす大きな力であること、従つてまたこの国の利害に影響するような外交問題については、できるだけ十分な知識を與えられることを国民は期待しているし、また国民は、かかる知識を取得する権利を持つているということである。それ故、スターリンによる口頭の保証は、米国

のこの特殊状況を満すに足りないのである。貴下はまた米国民が極東問題に対して抱いている重大關心、なかんずく満州をも含めての中国について、事態の発展がどうなりつつあるかに關する米国民の重大關心を强調してほしい。外国貿易に対するいかなる制限をも課さぬことが協定において明らかにされるだろう、とのモロトフの主張に対しては、もしそれらの協定が機会の完全な均等と、いかなる形での差別待遇をも認めないという二点の実現に失敗するならば、我々としては、それら協定を不満足なものと認めるほかないことを貴下は説明されたい。門戸開放に關する声明の如きは、ヤルタにおいてはいささかも予想されていなかつたというモロトフの指摘に対しては、かかる保証の望ましいことが單にヤルタにおいて論議に上らなかつたからの故を以て、我々がこれら保証を要求する資格がないと断定するのは、不合理であると考える旨を、貴下は開陳すべきであろう。

三、スターリンの保証に、どのようにして公的形式を付與するかについて、我々が考え、また望むところは次の如くである。それは、中ソ間の諸協定が公表されるのと同時に、ソ連、中国の両政府が、門戸開放政策、機会均等ならびに鉄道及び大連自由港の経営、運用に關する無差別待遇を積極的に支持する旨の声明を発することである。声明の字句的表現については、貴下からスターリンに傳達した試案をそのまま固執するものではないが、我々が要求し、かつスターリンが承諾した保証が、明確でかつ率直な言葉でしるされることが必要である。

四、我々の了解するところによれば、中国側には、かかる声明を公表する用意がある。ソ連政府が同様の声明を公表することが望ましいことを、スターリンに説得するのが貴下の任務である。」

ハリマンは八月二十七日に、この訓令をスターリンに傳達し、スターリンは満州を含む中国における門戸開放政策、貿易、商業の機会均等、すべての自由諸国に対する無差別待遇の支持を表明する公式声明をソ連が発表することに同意した。スターリンは中ソ共同声明よりも、両国がそれぞれ別個に声明する方が好ましいと述べたので、ハリマンは中国政府もまた

同様の声明を出すことに賛成である旨をスターリンに保証した。この会見において、スターリンは、国民政府がその軍隊を近い將來に満州に派遣し、ソ連軍と交代することを期待していると述べた。またさらにつけ加えて、ソ連軍はまだ満州における中国共産主義者のゲリラ部隊に接触していないこと、また国民政府と中国共産主義者は、それが双方にとつて利益なのであるから、結局は妥協するものと信じている旨を語つた。

米国大使館の首席参事官は、八月三十一日にソ連外務省米国部長と会見して、前記声明の件について討議した。後者は米国の意図が、あたかも中国全般に關する声明書にあるのだという印象をもつているように見受けられた。しかしながら、米国は満州に関心を持つているのだということを首席参事官は强調した。というのは、この声明はもともと満州におけるソ連の地位についての、中ソ両国の協定に関連せしめらるべき性質のものであつたからである。

駐華大使ハーレイ将軍は九月六日国務省に対し、前記声明書を発表すべき旨の示唆は、国民政府に対するソ連の態度がまだ公式に表明されていなかつた当時に行われたものであることを注意した。ハーレイ大使の信ずるところによれば、中ソ友好同盟條約ならびにこれに関連する諸協定の公表によつて、事態に変化を生じたのである。すなわち、「これら文書の公表は、ソ連政府が国民政府を支持し、かつまた中ソ両国政府が満州問題に関して意見一致を見たことを決定的に証明した」というのである。

九月の中旬に、ハリマンはこれより数日前に行われたモスクワ駐在中国大使とソ連外務次官アンドレイ・ヴィシンスキイとの会談について報告して來た。この会談において、ヴィシンスキイは、中国政府側の声明書草案の提示を求めたのであつた。中国大使がさらにハリマンに語つたところによれば、宋子文博士は声明書発表に最も乗気であるが、大使がヴィシンスキイの要求を重慶に傳えたところ、この問題は、当時第一回外相会議出席のためロンドンに滞在していた外交部長王世杰博士に移牒済みであるとの回答を得たとのことである。しかしながら結局、中国政府は中ソ條約は十分な保証を具備したもの

であるとの立場をとつたものと見られ、声明書問題は再び提起されるに至らなかつた。初めから気乗薄であつたソ連もまた、この問題を立消えになるがままに任せたと見られる。

條約に対する中國側の反應

一九四五年八月十六日、蔣介石はハーレイ大使にソ連との交渉が成立したこと、ならびに蔣介石が「全般的にいつてこの條約に満足しているとの旨を通告した。この時の会談内容の報告の中で、ハーレイ大使は次のように附加えている。すなわち大使がこれまで本国に送つた諸報告は「蔣介石が、中国共産主義者に対する関係について常に疑つていた事実を明らかにしていた。昨日も彼は、ソ連との妥協について私が彼を助けて設定した基礎條件を感謝していた。彼は中ソ友好同盟條約が次の諸点を明らかにしていることを認めた。(一)中国における軍隊の再編統一実現を援助すべくソ連としては考えていること。(二)同じく、強力な統一された、かつ民主的な政府をつくるための中国人の努力を支持する意向。(三)中国国民政府を支持する意向。」結論としてハーレイ少将は言つている。「蔣介石は、今や現実的な純粋な指導を発揮する機会を持つであろう。彼は戦時においてのように、平和の時期においても、中国人民の指導者たり得る資格を示す機会を持つであろう。私はしばしば彼と会見している。私が常に彼に強調しているのは、中国人民は彼等自身の政策に責任を持たねばならぬこと、中国人民は彼等自身の指導者を選ぶべきこと、中国のことは中国が決定せよということである。」

重慶に帰任した外交部長王世杰博士は、ハーレイ大使との八月二十一日の会談で「中ソ交渉の結果について満足の意を表明し、中ソ両国政府間に交換された條約ならびに覚書の批准手続が、直ちに開始されるだろうと述べた。」

八月二十九日に、当時滞米中であつた蔣介石夫人宋美齢は大統領を訪問した。夫人は中ソ交渉の成果について語り、これら諸協定を纏めあげるについて、米国政府が中国全権に与えた助力を感謝した。大統領は、自分がベルリンに行つた主要目

的の一つはこの件についてであつたこと、ルーズヴェルト大統領によつて発議された中ソ間の協定を纏めあげるに当つて、中国が米国の助力を受くべきは当然であると強く感じていた旨を語つた。

一九四五年八月十四日に公表された中ソ交渉の成果については各種の批評が行われたにもかかわらず、中国政府がこれら交渉の成果に与えている評價を暗示するものとしては、これよりかなり後になつて、一九四七年九月十四日の王世杰博士と、当時の国務長官マーシャル元帥との会談があるのみである。すなわち、この会談において、王世杰博士は対日講和條約締結に適用される拒否権問題に関連して、拒否権適用除外に反対意見を開陳し、その理由としてソ連が「これをソ連に便利なように解釈し、事実上、中ソ友好同盟條約を廢棄するに至る」おそれがあると述べたのである。王外交部長は、このことが中国の情勢にもたらす影響を憂慮していたのであつた。

中ソ友好同盟條約ならびにこれに関連する諸協定が公表された当時においては、国民党の支配する地域においても、中国共産党の勢力区域においても、新聞の論調はすべてこの條約に賛同していた。

條約に対する米國側の反應

中ソ條約及び附属諸協定が公表された当時、米国はこの取極めを支持した。一九四五年八月二十七日の声明で、バーンズ国務長官は、この條約及び附属諸協定が「中ソ両国の関係の重要な進展」を意味するものと信ずる旨を述べた。国務長官はさらにつけ加えて、米国はこの進展を「国際連合加盟国の平時、戦時を通じての行動の特徴たるべき不断の協力と相互的助力の一つの実例として」歓迎するものであるといつた。

にもかかわらず、モスクワの米国大使館は九月の初めに、中ソ交渉の成果の諸意義ならびに、それらが持つロシア帝国主義の歴史的コースへの関連性について、一つの警戒記録を残している。すなわち一九四五年九月十日付の国務省宛電報にお

いて、モスクワ米国大使館は、極東におけるソ連の意図について、次のようにその見解を要約した。

「一、赤軍により現在獲得されている直接目的の達成のためには條約は必要でない。條約の有無にかかわらず、これらの諸目的は、満州及び遼東半島の軍事占領をも含めて、すべて達成されることが可能であろうし、また達成されてしまうだろう。

二、満州に関する諸協定の効果について幻想を抱いてはならぬ。ソ連がその軍隊の撤收を考え、かつまた中国人に民政を委ねる意図を示していることは、スターリンならびに彼のモスクワの助言者達の円熟した政治的手腕を反映するものである。占領軍としてのソ連の先制的地位は赤軍が満州に極めて隣接して存在していること、それにもまして赤軍の訓練が優秀であることなどと考え合せて、ソ連軍隊の撤收後においても、ソ連をして容易に支配的勢力たらしめるであろう。満州における中国官憲が概ねソ連の影響力に左右され易い立場にあることは、モスクワ交渉の両当事国にとつて暗默裡に了解されていた。最近の放送によれば、中共軍は満州に進入し、ソ連軍と協力して日本降伏後の占領任務を担当するよう命令された。ソ連側官憲とその同情者達が、赤軍撤收後の満州行政に中共軍を利用すべくつとめることは、理の当然といつてよかろう。なおまたソ連の出先官憲が、隣接国の内政については、常に必ずしもクレムリンが示すような控え目の態度をとらない点に注意せねばならぬ。

三、外蒙古の国内的政権は、独立によつてなんらの変化をも受けないだろう。唯一の効果は中国側の失地回復運動の根を将來に亙つて断ち切ること、ならびにソ連將來の膨脹政策の道具としての有用性を増すことであろう。

四、国民政府の支持と中国内政への不干渉をソ連が保証したことは、これまでともかく存在していた事実の再確認に外ならない。クレムリンの中国共産主義者に対する支配は、政府を通じてでなく共産党権関を通じて行われていたと見てよかろう。この状況から判断すれば、將來は共産党を通じての支配確立ということになりそうである。中国共産主義者の国

民政府に対する政治的取引條件は、今まではソ連の中共に対する軍事援助を予想しての基礎に立つていたのだが、ソ連が国民政府を支持する旨を保証したので、中共の立場が弱められたことは疑いない。しかしながら他方において、ソ連の前記保証は（a）ソ連の中国進出の槍先たる中国共産主義者に対して、米華十字軍を組織するためのいかなる口実をも取り除いてしまつた（b）中国におけるソ連の意図についての一般的疑惑を、かなりの程度まで消滅させ、かくて中国におけるソ連の役割に対する世人の批判を骨抜きにした（c）中国におけるソ連の政策を、高い、公平な道義的水準に置いた。ここしばらくロシア共産党は、中国共産党のプログラムである「民主化」運動の支持を続け、国民政府をこれに妥協させるよう政治的圧力を加えることができる。

五、單純に満州に対するソ連の表面的な穩和政策の故を以て、日本や朝鮮に対するソ連の意図を誤り解してはならぬ。朝鮮のソ連占領区域では、共産主義の訓練を受けた朝鮮人が、既に民政に対する責任を負わされている。ソ連式の規律に従い、かつそのイデオロギーを学びとるように訓練された人々を使つて、隣接地域に最大限の内政的影響を与えようとするのが、ロシア人にとつての自然の傾向であり、或いはむしろ彼等の十分に計画された政策でもある。」

満州工業に対するソ連の態度

あたかもこの時期に、米国は満州における事態の推移に心を悩ますようになつた。日本の敗北とともに、ソ連は満州、南樺太、千島列島の日本軍を降伏せしめた。ソ連軍が満州に在る間に、ソ連政府は日本人が所有していたかなりの量の工業施設を取り外して持ち帰つた。これらの財産は、日本の戦争能力を支持するために使用されていたのだから、「戦時沒收品」と見做すというのがその理由であつた。米国はこれら工業施設の移轉にしばしば抗議した。これら工業を、戦時沒收品と見做す考えに反対しただけでなく、ソ連政府が、日本の工業施設を満州から取り外すという一方的行爲にも反対した。満州にお

ける日本人財産の処分は、他の諸国にある日本の在外資産に対すると同じ規準で、連合国賠償委員会によつて決定さるべきだというのが、米国のとつた立場であつた。

一九四六年初頭、ソ連が中国に対して、滿州における日本工業の支配権は、中ソ両国の協定によつて共有しようではないかと提議した時、米国は中ソ両国に対して、かかる排他的相互支配の確立は門戸開放の原則と矛盾し、滿州工業の開発に参加を希望するかも知れぬ米国人に対し、明らかに差別待遇を課することになると通告した。

モスクワ外相会議における討議 一九四五年

一九四五年十二月に行われた英、米、ソ三国外相のモスクワ会議で、米国は滿州の支配権を中国国民政府に移管する件を、会議の議題に含ませることを提議した。ソ連外相モロトフ氏は、この問題を議題に加えるのに同意する気配を見せなかつた。ソ連が滿州に関して中国と特別な協定を結んでいる以上は、この問題は不必要であり、かつまた中ソ両国間になんら意見の相違がないというのがモロトフ氏の説明であつた。南滿州からのソ連軍撤收は既に完了したし、北滿からの撤收は、もし中国政府が一ヵ月の延期を求めなかつたならば完了していたはずであると彼は述べた。しかしモロトフ氏は、米国軍隊の華北駐屯問題を討議することをしきりに要求した。バーンズ国務長官は、華北における日本軍の武装解除に関連して、この問題を討議することに同意した。

この問題が討議された数次の会議で、バーンズ氏は中国に駐在する米国軍隊の任務は、單に日本軍隊の武装解除と、その移送を援助するためのものであることを明らかにした。この任務は、華北における平和維持に対する責任感から引受けられたもので、マーシャル將軍を特別使節として中国に派遣することになつた動機の一つも、この責任感からであることを、バーンズ氏は指摘した。モロトフ氏は、ソ連軍の滿州撤收は、一九四六年二月一日までに完了すべきこと、かつ中国人の偏え

に望むところは、他の国もまたこれにならうことであると述べた。彼は、いまだに武装解除の終了していない日本軍隊が残存することは、容認しがたいことだと附言した。モロトフ氏は、「ソ連以外の外国軍隊」が中国に在る日本軍隊の武装解除に助力することに異議を表明した十二月廿一日付ソ連覚書に対する注意を喚起し、一九四六年一月中旬よりも遅からざる期日に、中国から各自の軍隊を同時に撤收することにつき、米国の同意を要求した。この覚書で、ソ連政府は中国内政への不干渉政策を堅持する旨を明らかにし、「他の国々」もまたこれに倣うべきであると指摘している。バーンズ氏は、米国は單にその責任を果しつつあるのみであると繰返し、米国が中国内政に干渉していることを否定した。米国の望むところは、統一されかつ団結した中国であることをバーンズ氏は强調し、この目的に向つてのソ連の協力を要請した。スターリン元帥も、まもなく行われたバーンズ国務長官との会見で、中国に在る日本軍の武装解除に米国軍隊を使用することについて異議を唱えた。

モスクワ会議の終了に際して発表されたコンミュニケには、中国に関する下記の声明が含まれていた。

「三国外務大臣は中国の狀況について意見を交換し、国民政府の下における統一された民主的中国、国民政府の各部門への民主的分子の広範な参加、及び国内闘争の終結の必要に関し意見が一致した。三国外相は、中国内政不干渉政策の堅持を再確認した。

「モロトフ氏とバーンズ氏とは、中国に駐在するソ米両国軍隊について数次にわたり会談した。

「モロトフ氏は、ソ連軍は滿州における日本軍の武装を解除し、これを移送したが、ソ連軍の撤收は中国政府の要請により、二月一日まで延期されたと述べた。

「バーンズ氏は、米国軍隊は中国政府の要請に基づいて華北に駐在している旨を指摘し、また日本軍の武装解除と移送に関し、降伏條件の正確な実施が米国の主たる責任にかかつている点に言及した。この責任が解除され次第、または中国政

府が米国軍隊の援助なしにこの責任を果し得るようになり次第、米国軍隊は撤收されるであろうとバーンズ氏は述べた。

「米ソ両国外相は、両国の義務と責任とを果すに支障のない限りで、最も早い機会に、米ソ軍隊を中国から撤收するのが望ましいことにつき完全に意見が一致した。」

大連に関する米國の抗議

日本の降伏後、何ヵ月もの間大連が商船のために開放されなかつたので、米国は一九四七年、再度にわたりソ連政府に抗議した。その理由は、大連港が交通のため開放されていないので、米国の商業活動が阻害されたというにあつた。ソ連は、一九四五年八月十四日の大連に関する中ソ協定の條項を引用してこれに答えた。この條項によれば、日本との戦争の場合、大連は旅順港海軍基地の管轄に入り、軍政下に置かれるのである。ソ連の主張によれば、まだ平和條約が締結されていない以上、日本との戰争は、終結したのではないから、大連は旅順港海軍基地の行政下にあるのだというのである。ソ連政府はまた次のように述べた。諸外国との通商交通を閉鎖している大連の「行政に変更を加えるいかなる根據をも見出し得ない」と。かくて米国の抗議は無効であつた。

結語

中ソ友好同盟條約と附属諸協定が締結された当時、それらは一般的に最も好意ある見方で受け容れられた。これによつて中ソ両国の間に、平和的、協調的関係の固い基礎が築かれたというように考えられた。いうまでもなく、ヤルタ協定は軍事的必要によつて生み出されたものであり、また一九四五年秋と予定された連合軍の日本本土上陸に先立つて、ソ連を極東の

戰に参加させる確約を得ることが絶対に必要であつたことから生み出された。日本の抵抗の予期せざる早期崩潰のために、ヤルタ協定の條項の或る部分は、後になつて不必要とみなされるようになつたとはいえ、ヤルタ協定とこれに続く中ソ條約は、ロシアがいかなる場合にもとり得る行動に、事実上、法的制限を加えることになつたのである。ヤルタにおいて、スターリン元帥は対欧戰勝日から、二乃至三ヵ月以内に日本に宣戦することに同意したばかりでなく、満州に関するその「対價」を、実質的にロシアが一九〇四年以前に占めていた地位の範囲内に限つたのであつた。さらに中ソ友好同盟條約においては、ソ連は中国国民政府に精神的、物質的援助を与えることに同意し、これに加えるに中国内政不干渉を公式に保証したのである。対日敵対行爲が終結して以來の世界情勢の動向から見て、このような取極めが無かつたならば、ロシアの傳統的な遠大な目標を目指すソ連の動きを制止し得たかどうか疑わしい。假令ソ連が、その調印した諸協定を実際において尊重するつもりがなかつたにせよ、かかる協定の存在は、国民政府みずからが認めたように、道義的・法的利益を国民政府に與えたのである。

第五章　マーシャル將軍の派遣　一九四五年―一九四七年

一、經済的・軍事的・政治的趨勢

序言

対日戦争が成功の裡に終結を告げ、ハーレイ少將が重慶を引揚げた頃の状況には、中国における和平再建の見透しがかなり有望であるとの議論を一応是認せしめるようないくつかの要因があつた。国民政府と中国共産党との協商は、一般原則では妥結の段階に達し、ハーレイ少將自身も、細目協定とその実施が決して不可能ではないと感じていた。交渉の両当事者も、政治的妥協を希望する意向を引続き表明していたし、また中国民衆の圧倒的要求が和平にあつたことはいささかの疑問もあり得ない。

対日戦勝日の直後における、恐らく最も重要な要因は経済的情勢であつた。それは、八年に亙る戦争の無残な荒廃的影響にもかかわらず、驚くほど良好であり、多くの楽観的要因を含んでいた。

対日戦勝日直後における一般経済情勢

中国本土では、経済の特定部門に戦時における深刻な崩潰があつたにもかかわらず、日本からとり戻した大部分の地域における農業、鉱工業の潜在生産力は、実質的にいつて一九三七年度と大差なかつた。滿州及び台湾から日本人を駆逐したことによつて、中国の工場規模は数倍に増加し、また食糧の自給自足の達成も有望となつた。一九四五年の夏の終り頃に予想することができたような経済問題は、生産設備の再建よりも、生産組織ならびに当時既に利用可能であつた施設による物資分配に、より多く関連していた。

一九四四年から四五年にかけて活潑な作戦の行われた華中、華南の一部諸地域を除いて、食糧生産はほとんど戦前水準に達したが、農業生産は、棉花のような換價作物から、地方消費用の食糧生産へと顯著に重点が移つていた。戦争中に、内河及び沿岸の船舶輸送は手ひどい打撃を受け、北平から広東に至る鉄道や華南地区の諸鉄道も重大損害を蒙つた。しかし、大部分の鉄道施設の運行能率にはさしたる影響がなかつた。動いている自動車の数は、戦争中に幾分増加したという実情であつた。石炭生産は、日本人の経営下に約廿五パーセントを増加した。他方、中国本土における電力の供給は、戦前の発電能力の四分の一以上が失われたので著しく減退した。

鉄鋼業と綿業とを除いては、戦時中における工業生産力の変化は大したものではなかつた。退却する中国軍の手によつて漢口の製鉄施設が破壊されたにもかかわらず、銑鉄の総生産能力は、占領期間中に、戦前にくらべて約五〇パーセント方増加した。しかしながら、紡績生産能力は急角度に減少した。日本の降伏後、満一年たつた時、運転されていたのは、戦前の総据付錘数である約五百万錘の半分強にすぎなかつた。このほか百四十万錘は修繕すれば使用できる状態にあつたが、翌年中に生産開始にまでこぎつける見込は立たなかつた。八年間に亙る戦争と侵略が与えた主たる経済的影響は、富の破壊や生産の転換よりも、むしろ工業化行程の中断と法幣制度の崩潰にあつたと思われる。

回復された満州において、中国は日本人によつて建設された広大な工業組織網と、大きな輸出余力をもつ豊饒な農業地帯とを引き継ぐことになる。中国総面積の約四分の一と、総人口の九分の一をもつ滿州は、中国本土の四倍を越える工業と、

同じく三倍近い発電能力とを保有するに至つていた。滿州の鉄道網の密度は、中国本土のそれの四倍以上も大きかつた。

五十年振りで台湾の行政権を回復したことによつて、中国が得た経済的利益は、対日戦勝日に、滿州について想見し得たものよりは小さかつたが、その性質においては同様であつた。台湾も傳統的に農産物の大きな輸出余力を持つていた。台湾において日本が達成した工業建設は、滿州におけるほど印象的なものではなかつたが、戦争景気で、台湾には旧來の砂糖その他の食糧工業のほかに、アルミニウム、石油、電力などにかなり大きな生産能力が附加されていた。しかし台湾の農・工業は戦争中に甚大な被害を受けた。灌漑工事も作物の収穫も、一九四四年と一九四五年に颱風のため大きな損害を蒙つたし、食糧生産は肥料の欠乏のため減退していた。工業、送配電設備、港湾施設は、対日戦勝日直前の数ヵ月の爆撃によつて跛行的にされた。

中国の財政的地位

対日戦終結の当時における中国の外国爲替保有高は、この国の史上、最大の額に達していた。中国政府が戦争末期に所有していた主たる国庫財産は、金塊ならびに米国ドル爲替の未曾有の積立であり、その額は一九四五年十二月三十一日現在で、九億米ドル以上と見積られていた。この蓄積は一九四二年の米国からの借款五億ドルの大部分が支拂われずに残つていたことと、米国軍のために中国政府が前拂した法幣ならびに諸費用に対する約四億ドルの米国政府戦費支拂のお蔭でできたのである。これらの政府財産に加えて、私人の保有する外国爲替も相当の額に達し、その大部分は中国政府が輸入用に使用することができた。金、銀、外国爲替の民間保有高の完全な資料は得られないが、控え目に見ても、対日戦勝日における保有高は数億米ドルを下らなかつたと推定されていた。

極めて有望な中国の外国爲替保有状況にも基づいて立てられた楽観論は、経済の或る部門における再建事業の規模の大き

なことを考え合せることにより、また食糧や工業原料の大量輸入が緊急であることなどからみて、適当に修正された。国内商業がまだ通常状態に回復していなかつたので、工業生産の維持や、消費者の福祉保護は、棉花や穀物のような必需品を、相当多量に外国から輸入することによつてのみ確保できた。交通部門の再建が何よりも急務であつた。戦後の再建復興にともなう異常な輸入必要量をまかなう主な援助は、アンラ（国際連合救済復興機関）から受ける手筈になつていた。しかしながら、中国政府の国際的経済地位を、究極的に健全ならしめ得るか否かは、輸出産業と華僑からの本国送金が戦前の水準をとり戻す速度如何にかかつていた。

中国政府はまた、大部分国内的性質をもつ財政問題に直面していた。国土の最も豊饒な部分の喪失、通常な商業活動の崩潰、公共行政の解体という状況の中で、日本に対する抵抗を維持継続する唯一の手段として戦争中、財政インフレーションが採用された。戦時インフレーションを停止することが、戦後の復興には絶対に必要であつたが、これは歳入の増加と軍事費の切下げとが、どの程度まで可能かにかかつていた。戦後、中国政府は本土における最大の歳入源地域の支配をとり戻したし、滿州、台湾の経済を豊かな歳入源とみなしたことはいうまでもない。日本人から沒収した広大な工業資産は、インフレーションによらない新らしい財源を国民政府に提供するものと見られた。これら沒收資産の正確な評価は不明であるが、滿州及び台湾で政府の手に帰した主要な資産に加えて、中国紡績業の殆んど半分を占める中国本土の日本人経営紡績工場二百万錘が、その他雑多な日本人所有の工業施設と共に、中国政府の継承するところとなつたのである。

大観するに、対日戦勝日における中国政府の財政的地位はかなり明るいものであつた。国内的に、国際的に、政府が当面した相互関連的な問題はかなり大きなものではあつたが、同時に、その解決に役立たせ得ると思われるだけの財産を、国民政府は所有していたのである。

好ましくない要因

中ソ交渉や経済的情勢における好ましい要因にもかかわらず、中国の和平と安定との前途が、重大危機にさらされているという危惧は、一九四五年の秋を通じて、免かれがたいことであつた。中国共産主義者は、日本軍及びその手先の傀儡軍隊の降伏受理に関する国民政府の命令を拒否し、降伏受理、敵の資材捕獲、敵地の占領を、自分達の能力の許す限り押し進めて行つた。その結果、政府軍と中共武装軍隊との衝突は、いよいよその度を加えかつ拡大した。これらの衝突は他の地域にも大きく拡がつて行つたので、事情に精通した観察者たちは、和平の可能性を深く疑うようになつた。

ウェデマイヤー将軍の報告

一九四五年十一月十四日、中国地域の米国軍総司令官アルバート・C・ウェデマイヤー中将は、中国政府は共産主義者の抵抗を押し切つて満州を占領するだけの準備をなんら整えていない旨をワシントンに報告した。彼はまた、長城以南、揚子江以北の地区を統一し、この地区の陸上交通線を満州進入以前に確保することが急務である旨を、蔣介石に勧告したと報告して來た。

一九四五年十一月廿日、彼は再び次のように報告した。

「私は蔣介石に、華北の支配確立に全力を注ぐべきこと、政治的・行政的改革を急速に実施し官吏腐敗の弊風を除去すべきこと、ならびに禁止的課税の撤廃を勧告した。」

ウェデマイヤー中将はまた、すくなくとも現在の過渡期において、外国人行政官と技術家とを利用すべきであると勧告した後、次のように附け加えている。

「中国共産主義者によつて組織されたゲリラ部隊と破壊部隊とは、彼等の現在の活動状況が眞実を傳えているものとすれば、国民軍の移動を阻止、妨害することができるし、おそらく阻止するだろう。そしてその結果は、高価な広範な戦闘になるであろう。……国民軍への兵站補給と満州中央部における国民軍の保全問題の重要性は、蔣大元帥またはその参謀部によつて十分に認識されていない。これらの事実に加えて適当な兵力ならびに輸送力の欠如がある。それ故、私は蔣介石に対して、華北の回復に全力を傾注し、満州占領の企図に先んじて、華北の軍事的、政治的地位を堅固にすべきであると忠告した。私が受けた印象では、彼はこの考えに同意したように思われた。」

当時におけるウェデマイヤー中将の結論中には、次の項目が含まれていた。

「一、蔣大元帥は、もし彼が外国人行政官と技術家の援助を承諾し、正直で有能な文官による政治・経済・社会的改革を遂行するものとすれば、華南を安定し得るであろう。

二、華北の安定は、中国共産主義者との間に満足な妥協が達成され、前項にしるしたような行動が現実的な方法で熱心に追求されないならば、数ヵ月またはおそらく数年にわたつて不可能であろう。

三、満足すべき協定がソ連ならびに中国共産主義者を相手として達成されないならば、蔣大元帥は満州を今後多年に亘り占領し得ないであろう。

四、ソ連は華北及び満州において、中国共産主義者の目的と、おそらくはまたソ連自身の計画とを実現するために都合のよい條件を、実際上、つくりあげつつある。

五、中国共産主義者と国民政府との間に、満足な了解が成立するのは、前途遼遠のことのように思われる。」

ウェデマイヤー中将の最後の勧告は、国民政府が、満州を完全に支配する責任をとり得るだけ十分に強く、かつ安定した政府になるまで、満州を米、英、ソ三国の信託統治のもとに置くことであつた。ウェデマイヤー中将をして、かかる結論に

到達せしめた主要な理由の一つは、次の如き彼の確信であつた。すなわち、国民政府のおかした権力濫用と不正とは、日本人から取り戻した地域の地方住民の間に、既に深刻な不満をよび起し、抗日戰争が終結してから間もないのに、国民政府に対する同情の大半を離反させるに至つたというのである。

このような複雑な背景を対照にして、マーシャル将軍の特別使命についての考察が行われねばならない。

マーシャル将軍の任命と指令

一九四五年十一月廿七日、トルーマン大統領はハーレイ駐華大使の辞表受理を発表し、同時にジョージ・C・マーシャル将軍を大使の資格で中国における大統領の特別代表に任命する旨を公表した。大統領は、十二月十五日付でマーシャル将軍に宛てた指令のなかで、「平和的・民主的な方法による中国の統一」ができるだけ早急に達成されるように米国の影響力を及ぼすべきこと、あわせて中国の内戰、なかんずく華北における内戰を停止せしめるよう努力することを要求した。この使命の達成助力のため、マーシャル将軍は蔣介石主席及び中国の他の指導者たちに「最も大膽率直に」語ることを権限づけられたし、また「内戰により分裂している中国」は、借款または技術的援助の形での米国の経濟的援助にとつても、乃至は米国の軍事的援助にとつても、決して適当な国でない旨を説明する権限を与えられた。

大統領の対華政策声明　一九四五年十二月十五日

マーシャル将軍への指令の一部は、米国の対華政策に関する大統領の声明の形式で、十二月十五日に、十六日付の新聞発表のために公表された。「強力な、統一された、民主的中国」が世界平和のために最も重要であることを述べつつ、大統領は次のように宣言した。曰く「平和的な協商により国内の意見対立を速やかに調整する機会を中国人民は見逃してはならぬ。これこそ米国およびすべて国際連合加盟諸国にとつて緊急最大の関心事である。」大統領は中国における内戰の停止を要求したが、この内戰に影響を与えるような米国の軍事的干渉は一切行わないことを誓約し、華北に米国軍隊が駐在しているのは、中国領土になお残存している日本降伏軍隊の武装解除と本国送還の必要からであると釈明した。

トルーマン大統領はさらに進んで、中国問題の解決をはかるため、重要な政治的党派の代表者を以てする全国会議を召集し、これによつて国内闘争を終熄させるばかりでなく、各党各派の主要人物を公平かつ効果的に中国政府に参加せしめる條件で和平統一を実現すべきであると強調した。このことは明らかに、国民党の「政治的後見」制度（訓政）による一党専政を修正し、政府の基盤を拡大することを意味する。中国の政治的統一に必要な細目の手段は、中国人みずからが考え出すべきであり、これにつき干渉する意図はないことを大統領は指摘した。しかしながら、世界の安定と平和への脅威である内戰を終熄せしめることが国際連合諸国に対する中国及び中国各党各派の明確な責任であることを大統領は明らかにした。

結論として大統領は、中国の和平統一が進むにつれて、戰後復興、農工業経濟の改善、「平和と秩序維持に対する中国の国内的・国際的責任を果し得るような」軍事組織の確立に対する米国の援助が与えられることを約束した。

マーシャル使節の任務開始

これらの指令を意に体しつつ、マーシャル将軍は重慶に到着すると即刻その任務を開始した。中国の複雑した問題は、その大部分が三つの項目――政治的、軍事的、経濟的――に帰着するが、多くの場合それらはからみ合つていて、分離して討議するわけには行かないのである。このことは特に政治問題、軍事問題についてあてはまる。なぜならば、マーシャル将軍が参加した商議の当事者は中国政府と中国共産党の二者であり、彼等は政治的妥協のかけひきに軍事行動の進退を利用したり、或いは逆に、軍事的妥協のかけひきに政治行動の進退を利用することを、必須の手段としていたからである。

大統領特別使節は、蔣介石主席と中国共産党代表との間の居中調停者として、また中国問題解決のために組織された特定諸団体あるいは諸委員会のメンバーに対する助言者として活動した。彼はまた、状況の進展につれてこれを調査分析して、その結果を両当事者に公平に、かつ外部に洩れるぬよう供給したり、交渉の進行に役立つと彼が考えたような各種の声明や協定の草案を起草する労を進んでとつた。

マーシャル将軍は、その任務の遂行にあたり、大統領と国務省に、たえず詳細に協商の進行状況、これらの協商に関連しての彼の活動、中国情勢に対する彼の観測などを報告した。彼の活動と決定とは、大統領と国務省とにより無條件の支持、承認を與えられた。

協商自体は最も困難かつ複雑なものであつた。マーシャル将軍が、或る條件で協商を完全に成功させるようにこぎつけると、その一歩手前で情勢が急変して、失敗に終つたことがしばしばであり、彼の考えるところによれば、これは多くの場合、国共両当事者が互いに相手を疑つていたからで、次には新らしい情勢にもとづいた新提案を試みて、それが討議の基礎になつたのであつた。それ故、本章の記述は、マーシャル将軍が中国に到着した当時に、彼が見出した政治、軍事情勢からはじめて、その後たえず移りかわる情勢、提案、対案、討議をその主な内容とするものである。しかしながら、米華の経済問題に関する記述は、できるだけこれを他の問題から切り離して章末にまとめておいた。

使節から見た中国の政治的背景の要約

孫逸仙博士の建国大綱は、中国に立憲政府を建設するのに必要な準備として、国民党の「政治的後見」のもとに一定の訓政期間を設けることを想見していた。かくて国民党は、一党専政に終止符をうち、憲法制定と新政府を組織するための国民大会召集を付託されていたわけである。そして、事実、一九三六年五月五日には憲法草案が国民政府によつて公表された。

国民大会は憲法制定のため一九三七年十一月に召集される予定になつていたが、日本との戦争が始まつたので、この国民大会は延期の余儀なきに至つた。しかし、対日戦争の間にも、国民大会召集の準備は続けられ、一九四三年九月の国民党中央執行委員会において、蔣介石主席は、国民代表大会の設立とともに国民党は一切の特権を失い、諸党諸派は、すべて同等の権利と自由とを得るであろうと指摘した。蔣介石はまた、一九四三年九月十三日に次のように述べた。

「…中国共産党の問題は純粋な政治問題であり、政治的方法で解決さるべきであるということを、何よりもまず明確に認識せねばならぬというのが、私の意見である。」

これに基づき、中央執行委員会は、国民政府は、戦争終結後一ヵ年以内に国民大会を召集し、憲法の採択ならびに発布を行うべしとの決議を可決した。その後まもなく、蔣介石は立憲政府樹立の基礎準備として、五十三名からなる委員会を任命したが、そのなかには二名の共産党代表が含まれていた。一九四四年五月、共産党代表一名は二名の国民政府高級代表と西安で予備会談を行つた後、重慶に赴き、国共両党の対立的意見を調整するためさらに討議を重ねた。

対日戦勝日の暫く後に、重慶で引き続き行われた国共両党の討議で立憲政府再建のためにとらるべき段階的措置についての協定が成立した。その方式の詳細は、一九四五年十月十一日に重慶で発表された双十節会談紀要に展開されている。

この発表正文は、会談で解決するに至らなかつた問題は「政治協商会議」に回付さるべき旨を規定していた。

一九四五年十二月十五日のトルーマン大統領声明が、共産党問題の平和的解決に関する中国政府ならびに蔣主席の公約、及び立憲政府設立の手段を討議するため「政治協商会議」召集を定めた一九四五年十月の政府、中国共産党間の協定に合致していることを注意すべきである。この協商会議への出席予定代表の人名簿が十一月廿七日に重慶で公表された。一九四五年十二月卅一日、中国政府は、蔣主席が政治協商会議の召集期日を一九四六年一月十日とし、開催地を重慶とする旨決定したと発表した。

二、一九四六年一月及び二月の諸協定

一九四六年一月十日の停戰協定

政治協商会議の召集に先立ち、国民政府は中国共産党に対して、敵対行為の停止を提案した。この提案において、国民政府は、政府および中国共産党の代表各一名より構成され、マーシャル將軍を議長とする委員会を設けて、敵対行為の停止ならびにその関連事項を討議すべきことを示唆した。中国共産党はこの提案に同意し、張群將軍が国民政府代表に、周恩來將軍が中共代表にそれぞれ任命された。この委員会は三人委員会と称され、その第一回正式会議を一九四六年一月七日に開催した。

マーシャル將軍は重慶において、既に何回か国共代表者たちと会談していたが、両者間の相互不信は顯著なものがあつた。国民政府、はソ連が一九四五年八月の中ソ條約の規定にもかかわらず国民政府の滿州回復の努力を妨害しており、中国共産主義者はソ連の手先であると信じていた。中国共産党は、国民党を疑い、その意図するところは中国共産党の破壞にあると信じていた。政府の指導者たちは、共産主義者がその武裝兵力を棄てないうちは、政府に共産主義者を参加させたくない意向であり、他方、共産主義者は法的な政治的地位の保証なしに兵力を棄てることは自分達の破滅になると信じていた。

米、英、ソ三国は、中国政府と締結した各種の協定により、滿州をふくむ全中国領土を中国人の支配に還付せしむべき旨確約を行つたことが米国の対華政策声明に指摘されていたが、この見地に沿つてマーシャル將軍は、これら諸協定と合致

し、かつこれらの地域を統一された中国の支配下に持ち來たすような解決策をひたすら考えていた。

このような目的を念頭に置きつつ、將軍は一月四日、周恩來將軍に対して、米国政府は国民軍を滿州に移動させねばならぬ立場に置かれていると通告した。周將軍は、停戰協定に、国府軍の滿州移動を認めるという除外例を挿入することに同意し、かつかかる軍隊移動は米国の政策とも、一九四五年八月の中ソ條約とも合致していると付言した。

三人委員会は、一月十日に停戰協定を成立させた。この協定に從つて、蔣主席と中国共産党主席毛沢東は、それぞれの軍隊に対し、敵対行爲の停止と一切の兵力移動の停止とを命令した。但し戰鬪停止命令に関する約定中には、兵力移動停止について若干の除外例を含んでおり、これは新聞に公表された。これらの約定は、中国主權の回復を目的とする国府軍の滿州への移動および滿州内における移動と、政府の軍隊再編計画に関連しての、国府軍の揚子江以南における移動について規定していた。戰鬪停止命令は、野戰軍各司令官への命令傳達に必要な時間を見込んで、一月十三日夜半を以て効力を発生することにされた。戰鬪停止命令はさらに、一切の交通連絡線の破壞ならびに干渉の停止と、かかる妨害、干渉の除去について規定していた。

停戰協定はまた、協定実施機関として北平に「軍事調処執行部」を設立する旨規定した。一月十四日にその公的機能を開始した執行部は、国民政府、中国共産党、及び米国をそれぞれ代表する三名の軍事委員によつて構成されることとなつた。国民政府と中国共産党とは、軍事調処執行部の作戰部ならびに、戰鬪停止命令と執行部の諸命令とを現地で実施するために戰場に派遣される現地委員に、それぞれ同数の代表者を出すことになつた。軍事三人委員会により全員一致で決定された必要な指示ならびに命令は、中華民国主席の名において発せられることになつた。軍事調処執行部に米国が参加したのは、ひとえに、中国側委員をたすけて、停戰命令の実施をはかる目的のためである点が明らかにされた。

政治協商会議

停戰協定の成立は、政治協商会議（略称――政協会議）を平和的雰囲気のうちに召集することを可能ならしめた。政協会議は、一九四六年一月十日から三十一日まで重慶で開催され、国民党、中国共産党、民主同盟、青年党、無党無派の代表から構成されていた。それは諮問機関であり、その決議を強制するなんらの法的権限をも持たなかつた。道義的には、ここに代表されたすべての團体は決議を受諾することを義務づけられたが、法的には、政協会議の決議は、各党の中央委員会または執行部の承認を必要としたのである。

政協会議の開会式で、蔣介石主席は、政府が特定の基本的、民主主義的権利を即刻許容することに決定したと声明した。その中には、言論、集会、結社の自由、一切の政党に対する平等な法的地位、普通選擧権、政治犯の釈放がふくまれていた。最終会議は一月卅一日に行われ、採択された諸決議の正文が公表された。これらの決議は、次の五大項目に分けられている。（一）政府組織（二）和平建国問題（三）軍事問題（四）国民会議に関する決定（五）一九三六年の憲法草案

政協会議閉会式の演説で、蔣主席は、政協会議決議に関し次のように述べた。

「私は政府を代表して、これらの決議が十分に尊重され、予め定められた諸般の手続が完了次第、できるだけ速やかに実施されるであろうことを、先ず第一に宣言したい。私は同時に、私がこの綱領を忠実に守り、また軍・文両官のすべてを厳重にこれに服従させるよう励行するつもりであることを誓約する。今日以後、私は、政府部内にその位置を占めている時と然らざる時とを問わず、一個の市民として当然なすべきこととして、この会議の一切の決議を忠実にかつ断乎として遵守するであろう。」

しかしながら、蔣介石のこの声明とは正に対照的に、政協会議決議に対する強力な反対が、国民党内の有力な反動グル

ープの中に存在する兆候が見えた。政協会議決議に対する少数派の態度は、中国共産党、民主同盟、青年党が発した決議実行絶対支持の声明にあらわれていた。

マーシャル將軍は、政治協商会議の討議においては、調停者または參加者の立場をとらなかつた。しかし彼は、蔣介石の要請に從つて、国民政府によつて公布さることあるべき一つの法律の草案を用意した。この法律草案には、人権宣言、五月の国民大会に提出さるべき憲法起草に関する規定、立憲政府が成立するまでの中間的連合政府樹立に関する規定が含まれていた。この連合政府においては、蔣介石が全中国總統としての支配権を持つことになつていた。この法律草案は、一月廿三日に蔣介石宛親展文書として提出された。

政協会議の決議

政協会議決議は、一九四六年五月五日に国民大会を召集することを規定した。国民大会の目的は、憲法の採択、政協会議で決定した原則ならびに中国における立憲制度促進のために設立された各種団体の勧告にもとづき、一九三六年憲法草案の改訂案細目を起草する憲法起草委員会の設立であつた。この改訂案は、その採択を求めるため、国民大会に提出された政協会議決議はまた、国民大会が召集されるまでの処置として、国民党が国民政府組織法を改正し、国府委員会を以て国事担当の責任をもつ政府の最高機関とすべきことを規定した。国府委員会は四十名の委員により構成され、国民党員および非党員から主席の指命により選任されることになつていた。国府委員会委員の半数は国民党員に、残り半数は他の政党および無党無派にそれぞれ割当てられる。この残り半数の具体的割当は、政協会議終了後に、別に討議されることとなつた。国府委員に関する政協会議決議は、国府委員会の決議に対する大統領の拒否権をみとめており、この拒否権は国府委員会委員総数の五分の三投票によつてのみ覆すことができることになつている。一般決議は出席委員の過半数の投票で成立するが行政政

策の変更を含む決議は、出席委員三分の二の賛同を必要とする。但し、或る決議が行政政策の変更を含むや否やの決定は、出席委員過半数の投票で十分である。国府委員会の構成メンバーに関する政協会議決議と拒否権問題とは、やがて中国政府と中国共産党の商議で、重要なる中心問題となつた。拒否権問題は、国府委員会構成メンバーについての討議にからんで表面化した。中国共産党は、党員および友誼團体からの被指名者を合せて少くとも十四の議席をあらかじめ要求した。これだけの数があれば、中国共産党は、政協会議決議の変更を拒否するに足りる十分な投票力をもつことになる。

政協会議が決議した和平建国綱領においては、一切の政党の平等性と合法性とが確認され、また一切の政党は蒋介石主席の指導権を確認することを誓約せしめられた。建国綱領は、その他なかんずく、解放諸地域の現状維持を規定していた。これらの地域においては、地方政府の地位は不明確であり、將來、国民政府によつて改組の手が打たれねばならなかつたのであるが、これは後に、国共交渉のかなり重要な論争点となつたのである。

軍事問題に関する政協会議決議においては、軍隊の再編縮小ならびに、政党によつてその政治活動の具に供せられぬような、国家に属する国民軍の創設について規定されていた。また「三人軍事委員会」が中国共産軍再編の実際的方法を早期に協議決定すべきことを定めていた。さらにまた、政府軍の再編が完了した暁には、それら一切の軍隊は、改めて五十乃至六十コ師團に編成さるべきことが規定されていた。

一九四六年二月廿五日の整軍協定

一月十日に国民政府は、中国軍の整編ならびに再配置の方法を策定するため、軍事委員会を設立することを提案した。このような委員会は、既に一九四五年十月の会談で、国民政府と中国共産党との間に、その設置について意見一致を見ていたのであつた。中国共産党はこの提案を受諾し、また国、共ともにマーシャル将軍がこの委員会に顧問として参加することに

賛同した。この委員会は軍事小組（軍事小委員会）として知られ、その構成は国民政府代表張治中將軍、中国共産党代表周恩來將軍、顧問マーシャル將軍であつた。

軍事小委員会は、その第一回の会合を一九四六年二月十四日に開き、同廿五日に「軍隊整編ならびに中共軍の国民軍統合に関する基本案」と題する協定が成立した。この協定の新聞発表にあたり、協定の目的は次のように説明された。すなわち中国の経済的復興を容易ならしめ、同時に国家の安全を保証するに足りる有力な軍隊養成の基礎を提供し、あわせて人民の権利が軍事的干渉により阻害されぬようにするためである。また、北平軍事調処執行部は本協定の実施に必要な命令の執行を監督する責任を課せらるべきこと、協定條件実行のために軍事小委員会によつて決定さるべき各種の措置は、今後十八ヵ月間に亙つて実施されることが明らかにされた。

協定條件は、十二ヵ月以内に国民政府軍を九十コ師團に、同じく共産軍を十八コ師團に縮小することを目途としていた。次の六ヵ月間にはさらに政府軍は五十コ師團、共産軍は十コ師團、合計六十コ師團に縮小され、一コ師團の兵員は一万四千名を越えないこととし、全師團は二十コ軍に編成されることになつていた。国共両軍の統合は第七ヵ月目に開始されることとなつていた。国民政府と中国共産党とは、協定にもとづき、それぞれ復員人員の給與、移動、雇用に対する準備を要求され、またできるだけ早い期間に、国民政府が、一切の復員者に対する責任をとることになつていた。統合及び配備の目的のため、中国は次のように五大地区に分たれた。すなち東北、西北、華北、華中、華南（台湾を含む）の五地区で、十二ヵ月目の終りと、十八ヵ月目の終りに、それぞれ特定数の軍隊が各地区に配置されるよう規定された。十八ヵ月目の終りには、東北地区（滿州）に国府軍十四コ師團と中共軍一コ師團、西北地区に国府軍九コ師團、華北に国府軍十一コ師團と中共軍七コ師團、華中に国府軍十コ師團と中共軍二コ師團、華南に国府軍六コ師團という計画であつた。

マーシャル將軍が、この協定の成立に至るまでの討議で力の限り强調したことは、国民的、非党派的な軍隊を西洋の傳統に

ならつて中国に創建することの必要であり、この軍隊はあくまで民主的軍隊として使用され、権力者の武器となつてはならないということであつた。成立した協定は、軍事と政治とを分離するという一般原則にもとづいており、この思想は協定のうちに直接に表現されてはいなかつたが、各種の條項がこの一般原則に則つていた。この原則は中国においては最大の重要性をもつていた。なぜならば、この国では政治権力は窮極において軍事力の所有に依存しており、軍人が常に民政に干與し、または民政を支配する地位を軍人が法的にも占めていたからである。この協定が調印される時に行つた短い演説で、マーシャル将軍は次のように述べた。「この協定は、中国の大きな希望を表明していると私は考える。少数の非協力者がその利己的目的のために、平和と繁栄に対する中国民衆の圧倒的な熱望をふみにじつて、この協定を汚してしまうことがないよう私はひたすら信じたい。」

協定によれば、協定公布後三週間以内に、国民政府は保留すべき九十コ師團の師團名と、最初二ヵ月間の復員順序とを作成して、これを軍事小委員会に提出することになつていた。このリストは三月廿六日に提出された。同様に、協定は中国共産党が三週間以内に、その部隊兵力の完全なリストと、保留すべき十八コ師團の師團名、最初二ヵ月間の復員順序とを委員会に提出すべきことを規定していた。この規定を共産党は遂に守らなかつた。さらに協定が公布されてから六週間以内に、国民政府と中国共産党とは、復員により解散さるべき部隊のリストを委員会に提出するよう定められていた。

一九四六年二月廿七日に、軍事調処執行部に対する軍隊整編、中共軍の国民軍への統合実施に関する指令が、軍事小委員会において可決された。この指令は、一九四六年三月十六日に署名を了り、軍事調処執行部を、整軍基礎計画の実施機関に指定し、また整軍計画実施を統制監督するために、執行部内に国民政府、中国共産党および米国人から構成される一つのグループを置くことを定めた。指令はまた、日本の手先となつた中国の傀儡軍隊を三ヵ月以内に完全に解散すべきこと、保留さるべき国、共各師團の十二週間基礎訓練プログラムを規定した。指令は、復員兵対策委員会の設立を勧告した。この委員

会は政府、共産党、民間機関、救済機関および軍事調処執行部との協力を要請された。

整軍協定の締結は、中国に和平をもたらし、その統一の基礎を確立する上で、第三の主要階程であつた。すなわち、停戦協定は、政治的・軍事的協商が平和的雰囲気の中で行われるように、戦闘の停止を実現するのがその目的であつた。政協会議決議は政府の改組と立憲政府の確立問題に関する協定であつた。同様に、整軍基本方案は、中共軍の国民軍への統合ならびに中国における一切の軍隊の民主的再編に関する協定の成立を意味したのである。

政治的・軍事的協定が、国民政府における国民党の地位の優勢を確認したことは注目さるべきである。国民大会によつて立憲政府が確立されるまで、中間的機能を果す国府委員会において、国民党は四十の議席のうち二十を割当てられた。総統は国府委員会のいかなる決議に対しても拒否権を與えられ、この拒否権は委員五分の三の投票によつてのみ覆し得る。整軍計画においては、国民政府の優勢は、国府軍の中共軍に対する保有比率が五対一と規定されていることにより確認されている。これによつて十八ヵ月に亙る再編及び統合期間の期末には、中共軍十コ師團に対して、国府軍五十コ師團を以て国民軍が構成されることになるはずである。

中国国民への反響

内戦停止と政協会議決議とが中国国民に與えた反響は、熱烈といつてよいほどの賛同であつた。但しこれら決議の実現如何は、敵対する両党の誠意を測る試験台になるだろうという冷静な見解がこれに附随したのである。国民党内の有力グループの政協会議に対する強い反感や、国府軍将領の有力グループによる、自己の地位喪失を懸念しての軍隊再編反対は、決議の圓滑な実施に対する国民党の側における障害であると見られた。各種の不穩事態、例えば、重慶で開催された政協会議成功慶賀の民衆大会に対する国民党便衣隊らしきものの襲撃、政協会議の少数派代表に対する官憲の干渉、重慶における共産

党系新聞社屋の襲撃など、すべて国民党内の和協反対分子による政協会議反対の根強さを思わせた。

政協会議決議に対する国民党の動き

一月三十一日の政協会議決議に関連して、次にとらるべき措置は、これら決議承認のために国民政府が法的手続を完了することであつた。国民党中央執行委員会は、重慶において三月一日から十七日まで開催され、政協会議決議を審議した。これと時を同じくして、重慶で政協会議運営委員会と政協会議憲法審議委員会とが開かれ、国民党中央執行委員会が改訂を希望していると傳えられた諸点につき討議が行われた。会議終了にあたり、中央執行委員会は、政協会議決議を全般的に承認したと発表したにもかかわらず、この承認はいくつかの留保によつて骨抜きにされ、また国民党内の和協反対分子は政協会議の計画をできるだけ妨げているという形勢が看取された。傳えられるところによれば、彼等の努力は、憲法草案改訂の基礎として政協会議が承認した原則を変更しようという方向にむけられ、また国民党が政協会議で当初から固執していた一九三六年五月の憲法草案を、できるだけそのまま押し通そうという方向にむけられていた。

国民党中央執行委員会が三月十七日に討議を打切つた後も、政協会議運営委員会は政協会議決議について協議を重ねていた。この会議において共産党、民主同盟代表は終始次のような一般的立場を固守した。すなわち、政協会議決議は、各党の正当に信認された代表によつて採択されたのであるから、この決議にいかなる重要な変更を加えることにも反対するというのである。そこで、共産党と民主同盟とは、国民党が政協会議決議の修正点をすべて公表し、かつ修正された政協会議プログラムの実行を国民党が明確に公約するまでは、改組政府のもとにおける国府委員会への参加を拒否する態度に出た。かくするうち、共産党は政協会議決議を審議するために、当初三月三十一日に予定されていた中央委員会の開催を延期してしまつた。このような情勢のもとに、政協会議憲法審議委員会は国民大会に提出すべき改正憲法草案の作成作業を中止するの余

儀なきに至つた。国民大会は五月五日に予定されたままであつたが、やがて延期されて、召集されたのは十一月になつてからであつた。

協議のためマーシャル将軍を召還

軍隊整編協定が調印されたのち、マーシャル将軍はトルーマン大統領に対して、ワシントンへの短期召還を申請した。彼は、中国の情勢を大統領に直接報告すべきであると考えたのである。特に彼は中国に対する米国の余剰物資ならびに船舶の譲渡と借款供與の問題をとりあげたいと切望していた。彼はまた中国における国際連合救済復興機関（アンラ）の活動と饑饉の状況に関して、彼の個人的見解を披瀝したいと望んでいた。中国援助の財政的経済的、便宜を獲得するためワシントンに短期帰還し、用件をすませたならば逸早く中国に戻つて、成立した諸協定中の主要問題をめぐつて必ずや惹起されるにきまつている意見対立の調整に当らねばならぬ――これがマーシャル将軍の意見であつた。増大する経済的危機に対処するため中国および中国民衆に援助の手をうち、中国の和平建国と統一された国防軍創設への努力を容易ならしめねばならぬと彼は考えた。マーシャル将軍は、中国の政治的・軍事的統一は、この国の復興ならびに経済状況の永久的、全面的な改善によつてのみ、可能でもあるし、またこれを将來にわたつて維持することができると感じたのである。トルーマン大統領はこの進言を承認し、将軍を正式にワシントンに召還した。かくて、一九四六年三月十一日に将軍はワシントンに向けて出発した。

三、満州の危機

軍事調処執行部停戰監視班（執行小組）の満州派遣

一九四六年一月十日の停戰協定には、軍隊の移動に関する事柄を除いては、中国のいかなる部分も協定諸事項の適用から除外されるということはいわれていなかつた。また三人委員会の諸会合においても、満州が停戰命令の範囲に含まれないということを暗示、または明示するような事柄は一つもなかつた。マーシャル將軍は、ソ連軍が満州から撤退した場合、中国の二つの対立する軍隊の間に將來起り得べき衝突や困難を避けるため、軍事調処執行部の満州における権限を主張しておく必要を強く感じていた。ソ連軍の撤退が引続き遅れていたため、事は面倒になつた。すなわち国民政府は満州におけるソ連の意図と目的とについて疑いを抱くにいたり、同政府は満州を管理下に入れることができなかつた。

マーシャル將軍は、このような情勢を考慮し、かつ南満州の港市営口で戰闘が行われているという情報を得た結果、一九四六年一月二十四日、次のような提案を行つた。すなわち、軍事調処執行部の小組を直ちに営口に派遣すべきこと、また將來この種の事件が起つた場合には同様な措置がとらるべきこと、という提案である。国民政府はこの提案に同意することをしなかつたが、中共はこれに賛成した。マーシャ將軍は二月二十日再び執行小組の満州派遣を提案したが、今度も成功しなかつた。この時には將軍は、執行小組が、なお発生する惧れのある紛争を防止するためにも、また整軍計画に基いて軍隊の復員を行う基礎を打立てるためにも必要であると力説したのであつた。中共はなんとか承知したが、国民政府は、満州の情勢が悪化してゆくにもかかわらず、あくまで首を横に振り続けた。この時の国民政府は、満州における行動の自由を束縛されることには反対の決意を固め、満州を完全に軍事占領し、もし中共軍と衝突したらこれを撃滅するという方針をとつていたようだ。しかし、国民政府は、こういう目的を達成し得るだけの軍事能力はなかつた。

蔣介石が軍事調処執行部の小組を満州へ入れることに遂に同意したのは、三月十一日、マーシャル將軍がワシントンへ向

けて出発する当日であつた。しかも、それに多くの條件をつけたので、執行小組を満州へ派遣する指令についての協定が成立したのは、三月二十七日のことであつた。しかし、この指令は執行小組に、停戰を実施せしめるに十分な権限を与えていなかつた。しかもその間、戰闘は発展して国民政府軍の地位は危くなりつつあつたのである。

このような困難に加えて、中共側は次のようなもつともな苦情を申し立てていた。それは、広東の国府軍司令官が、自分の指揮している地域内における軍事調処執行部の権限を認めることを拒否して、停戰の條項に違反したという点、および南京の国府軍総司令部は国府軍のあらゆる行動を北平の軍事調処執行部に報告するという停戰命令の一條項を遂行しない、という事実であつた。勿論、両軍の下級指揮官たちによる停戰命令の小さな違反事件はいくらでもあつた。湖北省北部と河南省南部にまたがる地域では、六万の中共軍が国府軍に包囲されて食糧補給に困難を感じているという面倒な問題があつた。

満州への執行小組派遣は、最初はそれに国民政府が反対したため、次いで国共双方の代表が小組に対して与えるべき適当な指令について協定に達することができなかつたため、非常に遅れたのであるが、そのため、事態はすでに重大化していた。満州の中共は着々とその勢力範囲を拡大しつつあつた。ソ連の満州撤退は、最初は一九四五年十二月三日に完了する予定であつたのだが、中ソ両国政府の協定によつて、一九四六年二月一日まで延期されていた。そして、三月の初めに中国政府はソ連軍の満州撤退を正式に要求した。この要求によつて、ソ連政府は、四月六日から二十九日までの間に漸増的に撤兵を完了することを約束した。ソ連軍がほんとに北方へ撤退したとき、国民政府の手には長い交通線とその割合に少い鉄道車輛とが残された。国民政府は、三月半ばまでには約十三万七千の兵力を満州と、これに隣接する熱河省とに入れていたが、これだけではソ連軍が撤退した全地域に適時進入して、中共軍がこれらの地域を占領するを防止するのには不十分であつた。中共軍はソ連軍が撤退した地域にも、また、交通幹線の中間にある奥地で占領軍のいなかつた地域にも進入しつつあつた。

国民政府軍が中国の主権を回復する目的で、満州へ進入し、また満州内部で移動することは、停戦協定中で規定された事項であつた。しかし、国府軍の満州進入は、ソ連が大連を国府軍兵力の揚陸に使用することを拒否したため、重大な阻害を受けた。そして、満州へ入つた国府軍はソ連の撤退が遅れているため、その後の前進を阻止されていた。ソ連軍の撤退が遅れたことは、また、中共軍に満州における兵力を整備する暇を与えた。中共の在諸兵力は察哈爾、熱河両省方面で急速に組織され、或いは増強された軍隊の移動によつて補強されたのである。こういう移動は一九四五年八、九月から始まつていたのであるが、一九四六年一月十三日以後にも非公認ながら続けられていた証拠がある。ソ連の撤退が遅れたことは中共の政治的滲透にも便宜を与えた。その上、中共は日本の降伏当時日本軍が所有していた兵器、軍需品の蓄積をソ連から直接ないし間接に入手して、自己の軍隊のために使用することができた。

交通幹線から離れた田舎では、国府軍と中共軍が接触しており、手続を緩和し、ないし統制する軍事調処の執行小組はいないので、在満の国府司令官はこういう地域に軍事的支配を打ち立てようと企図して行動した。そのため、事態はますますこじれ、国民政府と中共との間のと不信は増大した。国府軍の在満司令官は、右のような戦術をとつたため、奥地の中共軍と猛烈な戦闘状態に陥つた。中共側では、国府軍在満司令官の目的は満州における中国主権の回復にあるのでなく中共軍の撃滅にあるのだと非難した。

こういう状態のため、政治的な行詰り状態の打開はおそろしく困難になつた。というのは、中国人の間にはソ連に対する中共の関係について疑いを抱く者が相当でてきたし、また国民党内の非妥協分子の地位が強化されたからである。この一派は政治協商会議の提示する解決案にはどんな場合でも反対したであろうことは事実だが、満州における当時の情勢は、彼等に、こういう有様では国民党の権力にいかなる制限を加えることも反対だと主張するのに好都合な口実を与えたのである。一方、中共側も憤慨し、疑惑の念を高めた。それは、国民政府が国民党内の最も強硬な反共分子を満州における新たな行政

的部署に任命することによつて、満州を軍事的・政治的に完全に自分の手に握ろうとする意図が明らかであつたからである。

一般的な情勢は悪化しつつあつたが、政治協商会議運営委員会は四月一日、国民大会に関して協定に到達した。しかし、この協定成立に引続いて行われた政治協商会議運営委員会の諸会合はいずれも実質上行詰りに終り、満州の情勢が険悪化するにつれて、中国の政治や憲法に関する問題については、苟くも満州の問題が未解決のままである限り、眞の解決は見出し得ないことが明らかとなつた。従つて最初五月五日開催と予定された国民大会は無期限に延期される情勢となつて來た。その上、中共は二月二十五日の整軍協定に従つて中共軍團の完全なリストを提出することを依然として拒否していたため、事態は一層こじれて來た。

軍事調処執行部派遣の小組に満州へ入る権限を與える協定が成立したにもかかわらず、国民政府は小組の仕事ができないように妨害を行つた。まず国府軍在満司令官が小組の満州入りを拒否し、次いで小組中の国民政府代表達が、自分等は何の権限も持つていないといつて、どんな行動をとることをも拒絶したのである。四月八日になつて、ようやくこれらの小組は満州の戦闘地域へ入つた。これらの地域ではソ連軍の撤退と関連した事件の諸発展によつて事態は面倒になつていた。例えば、ソ連軍は彼等が瀋陽から撤退したのち、国民政府が北方長春へ通ずる鉄道線路を国府軍輸送のために使用することを承知しなかつた。それは、一九四五年八月の中ソ協定の條項によつて禁ぜられている、と彼等は主張したのである。また中国政府はソ連軍が撤收中の地区については、国府軍が到着してその地区の主権を引きつぐまではソ連の小警備部隊を残置してほしいと要求したが、ソ連側はこの要請を拒否したとも傳えられた。

満州における情勢のいま一つの面は、国府軍部隊が米国側の諸便宜提供によつて輸送されたということである。これは中共が盛んに宣傳攻撃の的にした事柄であつた。三月三十一日には中共は米国の船舶によつて国府軍をこれ以上満州へ輸送す

ることは止めてほしいと抗議して來た。その理由として、彼等は、二月二十五日の整軍協定によつて在滿国府軍の兵力は五コ軍團に限定されている点を挙げた。周恩來將軍に対しては、整軍協定で規定された国府軍在滿兵力の制限は、十二ヵ月経過した後でなければ効力を発生しないこと、国府軍隊の滿州進入は一月十日の停戰命令によつて正式に認められていることが指摘された。

中共の長春占領

一九四六年四月十五日、ソ連軍が長春を撤退した翌日、中共軍は長春を攻撃し、四月十八日に同市を占領した。この行動は停戰命令の鉄面皮な侵犯であり、重大な結果を生ずべき行爲であつた。勝ち誇つた在滿の中共將領たちは過度に自信をつけて、ますます非妥協的となつた。だがもつと悪かつたのは、それが国民政府に與えた影響であつた。この中共の行動は政府部内の極端な反動派の立場を大いに強化する結果となつた。すなわち今や彼等は、共産党は協定を守る気は全然ないことを自から明らかにしたのだ、といい得る立場に置かれたのであつた。

四月十八日にマーシャル將軍が中国へ戻つた時には、事態は完全に行詰つていた。尤も、中共は、もし戰闘が停止されれば、將來における軍隊の配備と地方行政機構の改編とについて協議する用意があると申出ていた。国民政府は、しかしこの妥協案を拒否した。拒否の理由は、停戰命令によつて国府軍は主権確立に必要である限り、滿州のどこへでも進入する権利を明白に與えられているということにあり、さらに国民政府は、政治問題に関する協議は一九四五年八月の中ソ協定において言及された鉄道線路に沿つて主権が確立されて後、初めて考慮されるであろうと述べた。しかし国民政府は、このような要求を実行するに十分な軍事力を持つてはいなかつた。マーシャル將軍は一つの提案を蒋介石に示した。国民政府はこれ以上北方へ前進する力もないし、そうする気もない、というのが蒋介石の見解だろうとマーシャル將軍は考え、その線に沿つた案

を出したのだが、そこで、將軍は蒋介石が長春占領のために兵力を使用し、同地の中共軍を打ち負かそうという肚であることを発見したのである。

五月の初めになつて蒋介石は滿州問題の解決のため、約六週間前、すなわち中共の長春占領以前に、中共が提出したのと同じような條件の提案をするに至つた、中共が長春を撤退して、これを国府軍の手に渡せという要求もその提案には含まれていた。そして、長春を占領したら、軍隊の配備と政治的な改組とについて協議を始めようとの提議がなされていた。

しかし、勝利を得た長春地区の中共軍指揮官達は、日本軍の武器や貯蔵品を獲得して、いよいよ強化されていた。手に入れたもののうちには中口徑の大砲や戰車も含まれていた。他方、国民政府の軍事的地位は、国府軍が前進すればするほど弱化した。というのは部隊の北方へ前進せねばならぬ距離がおそろしく長くなつたからである。こういう状態であつたから、中共当局は国民政府の提案を受入れなかつた。周恩來將軍はマーシャル將軍に対して、国民政府軍に船舶を使用させることを止めるように要望し、これによつて蒋介石を窮地に陥れようとした。蒋介石の側近は、実行する能力もないのに武力政策を主張していた。アメリカが兵站線を支持してくれても、またアメリカの陸戰隊が青島、天津の華北諸港、及び揚子江下流の工業地帯に必要な石炭を積出す秦皇島へ通ずる鉄道線路上に駐屯していても、なおかつ国民政府側には武力政策実施の力はなかつたのである。

マーシャル將軍の情勢評價

マーシャル將軍は国民政府の指導者達と会談するに当つて、事態の深刻さを強調するように努力した。將軍は次のような諸点を指摘した。現在の諸困難の多くは、もつと以前であつたならば、国民政府によつて避け得られたであろうが、今では形勢が逆転したこと。国共双方に信頼感が全くなく、あるのは不信の念ばかりなので、どちら側も、相手が何か提案をす

れば、裏に何か陰険な動機があるのだろうと疑うこと。国民政府は執行小組の滿州派遣を阻止したが、これらの小組こそ、事態を收拾し得たものであつたかも知れないこと。中共側は一月十日の停戰命令が中国全土に適用さるべきだと主張したのに、国民政府はそれを滿州へ適用することを承知しようとしなかつたこと。国府軍が滿洲へ進入した時、彼等は奥地にある中共軍を撃滅しようとしたこと。蔣介石の軍事顧問達の判断は甚だ劣悪であつたこと。さらにマーシャル將軍は国民政府当局が中共に対し、国府の不信を詰じるいくつかの好機を提供していることを指摘した。それは次のようなものであつた。(一)漢口北方で中共軍が国府軍の大兵力集中によつて包囲されている狀態。(二)熱河省では、重慶にある国民政府軍総司令部が停戰命令に違反した命令を出したため、国府軍部隊が赤峯に向つて移動を行つた事實。(三)広東地方の国府軍司令官が同地方における中共軍の存在を承認することを拒絶し、軍事調処執行部と在重慶国民政府とが命令を発して、執行部においてこの地域の実情を調査することとなつたが、この命令にも従おうとしなかつたこと。(四)国民政府軍総司令部は、停戰命令中に明白に要求されていたにもかかわらず、揚子江以南にある国府軍の日々の移動について報告を提出しなかつたこと。(五)北平において中共に属する人々の家庭を捜索し、中共系の新聞社を閉鎖しこたと。(六)国民政府空軍が延安飛行場を脅威して飛び廻つたこと。(七)瀋陽飛行場で執行小組中の中共代表を留置したこと。マーシャルに將軍はこれらの行動がなんら国民政府を益するところのない馬鹿げたことで、中共に彈薬を與えるようなものであり、さらになお悪いことには、中共が政府の意図に疑いを抱く刺激剤になるものだ、と力説した。將軍は、国民党が滿州で和平をはかろうと思えば機会はあつたのにその機会を利用しなかつたことを指摘し、中共は今や現在の情勢を利用して日々に強くなつており、そのため、国府側はますますその軍隊を遠く広く分散させなければならない危険な軍事的情勢に置かれている、と結論した。

中共側の反応は、滿州における兵力比率を変更しようという彼等の要請のうちに現われて來た。周恩來はマーシャル將軍に、整軍協定によつて規定されている十八ヵ月後の兵力比率、中共軍の一コ師対国府十軍四コ師を、中共側は変更したい希

望であると通告し、国府軍部隊がそれ以上滿州へ入ることには絶対反対の態度を示した。マーシャル將軍は次のように事情を説明した。米国は国民政府の七コ軍團を滿州へ輸送する任務を持つているが、この輸送が完了した時、米国の手で輸送された国府兵力総数は二十二万八千となる。ところが、整軍協定では十二ヵ月後に国民政府は滿州において約二十四万の兵力を持つことを認められているのである。

マーシャル將軍調停から一時手を引く

ここに至つて、マーシャル將軍は滿州問題解決のため両者間に正式調停者として立つことを止めた。しかし、將軍は相変らず双方の代表者と別々には会合を続け、両者間の意思傳達機関としての役割を演じた。軍事調処執行部の執行小組が次第に役立たなくなつて來たことが、この当時特に問題となつていた。この時期の軍事調処執行部報告を見ると、執行部の実務担当者、ないし執行小組中の中共側代表は、小組がとるべきいかなる常識的な行動にも頭から反対していたことが判る。米軍の將校は最初のうちは、中共側が非常によく協力するので感心していたが、やがて中共側の行動阻止戰術にぶつかつて、中共側の誠意に対する信頼は低下せざるを得なかつた。こういう諸困難を見て三人委員会は協議の結果五月十四日に、停戰命令違反事件の報告があつた場合、それをもつと敏速に調査する手筈を定めた書類を一致して作りあげた。

マーシャル將軍は国民政府の指導者と討議するに際して、時間の要素が重大であることを繰返し指摘した。華北における情勢は二つの大きな刺激的問題――鉄道守備施設の破壊という未解決の懸案と、国民政府軍がその日常の部隊移動を調処執行部に報告しないという事実――のために悪化しつつあつた。華北の情勢は、勿論、滿州問題の結末如何に左右されるものであつた。滿州問題の解決が依然として見出されないならば、軍事調処執行部は全然無力になりそうであつた。蔣介石はマーシャル將軍との討議に当つて、中共軍が長春を撤退し国府側が同市を占領する取極めの含まれていない如何なる協定にも

調印せず同意しない、また滿州における国府の完全主權という主張は一歩も讓れない、とあくまで言い張つた。これが解決を見出すことを一そう困難にした。こういう情勢下に置かれて、マーシャル將軍は調停者という資格でもう一度折衝を開くことは賢明でないと考えた。中共側を同意させ得るような基礎條件は全然なかつたので、行詰るに決つているのを避ける力を持たないのに、話の中へ飛込んで行こうとは思わなかつたのである。

妥協案の提示

蔣介石に意見を求められて、マーシャル將軍は滿州問題解決のための一つの妥協案を示した。それは中共軍は長春を撤退し、長春には、折衝に入るに先立つて、戰鬪停止の基礎として、軍事調処執行部の出先機関を設けるという案であつた。そしてこの案では、国府軍が最大限六ヵ月以内に、できればもつと早く、長春を占領する予定であつた。蔣介石に傳えられたマーシャル將軍の結論は次のようなものであつた。

滿州においては国府軍の軍事的地位は弱く、中共は戰略的に有利な地歩を占めている。国民政府が和を講ずるために妥協した場合、その心理的影響如何といえば、政府の威信を傷つけるようなことはない。むしろ蔣介石が平和を促進するためにはあらゆる努力を拂つているのだということがよく分るであろう。長春の軍事調処執行部出先機関を利用しようという提案は、蔣介石が平和のために努力しているという信念を裏付けるものであろう。最後に、できるだけ早く何等かの協定に到達することが必要である。さもなければ、中国は軍事的、財政的、経済的に混乱狀態に直面させられるだろう。

マーシャル將軍はこの同じ全般的な解決策を五月十三日に周恩來將軍にも提示した。周將軍はこの提案を延安に傳達すると述べた。マーシャル將軍は、軍事及び政治の諸問題における中共の立場をかなり確実に知つた上でなければ、調停の労を再びとることは不可能である、また好結果が生ずるという一応の見通しがなければ、重大な基本的相違に関する折衝につい

ての規定を含む協定を作るために、もう一度一役買つて出ることはできないことを強調した。この提案に対する中共側の回答を見ると、中共は国民政府が一たん長春を占領したら、次にはハルビンその他の都市についても国府側から要求が出るのではないか、という点を心配していた。また中共側は、整軍協定で認められた在滿兵力一コ師の代りに、五コ師を保有したいとの希望を表明していた。

この頃、蔣介石とマーシャル將軍との間には、軍事的な解決についての細目が每日討議されていた。それは停戰命令を発する前提としての部隊の配備変更、長春及び同市以北の地域に関する本格的な問題解決に先立つて、まず中共軍が長春から自発的に撤退し、軍事調処執行部の出先機関が同市を管理するための暫定的取極めに関するものであつた。五月二十二日に蔣介石はマーシャル將軍に対し、在滿国府軍の指揮官達が既に三日間にわたつて報告を送つて來ないと傳え、在滿国府軍部隊は五月十九日の四平街占領（一ヵ月余に及んだ戰鬪の後）に引續き、長春に向つて前進しているのではないかと心配していると述べた。マーシャル將軍は、中共側との協定の基礎はほとんどできあがつている時に、長春を占領するということは策を得たものではないとの見解を示したが、蔣介石はこれに同意して、事態を統制するため五月二十四日に瀋陽へ向つて出発する予定だと述べた。マーシャル將軍は手遅れになつては危險であると指摘し、同時に折衝を完了に導くため、できるだけ早く歸來することを望むと語つた。蔣介石は五月二十三日に瀋陽に向けて出発した。彼がこの十一日間の旅行に出発したのを皮切りとして、事態を殆んど完全に絶望に追い込んだ一連の事件が持上つたのである。彼がマーシャル將軍の公用機使用を要請し、それに乘つてこの旅行に出かけた事実は、マーシャル將軍がこの旅行に密接な連絡関係があるとの一般の印象を強めることに役立つたが、また厄介な事情の上塗りをすることにも役立ち、それがその後さらに発展する結果となつたのである。

五月二十三日にマーシャル將軍は周恩來將軍に対し、蔣介石が出発に先立つて、一般的協定の前提條件として提示した三

点を傳達した。すなわち、㈠中共は交通の回復にあらゆる努力を拂わねばならない。㈡滿州問題について如何なる協定を結ぶ場合にも、軍隊の復員と改編の計画を特定期日中に実行するという條項がなくてはならない。㈢執行小組ないし高級参謀團の仕事が行詰つた時には、最後の決定はアメリカ側代表に委任されるという了解事項がなかつたら、大元帥は協定を進める意思はないこと。マーシャル將軍はまた周恩來に、中共軍の長春撤退、軍事調処執行部出先機関の同市における設置、国府軍のこれ以上の前進停止という提案に同意するかどうかを尋ねた。

周恩來は、マーシャル將軍が示した三ヵ條の提案には同意するが、蔣介石の三條件というのは新しいものだと述べた。周恩來は、交通問題については、国民政府側代表とともに解決に努力する、第二の條件にも異存はない、だが米国代表が決定權を握るという点については、同僚と討議する必要があると付け加えた。

國府軍の長春占領

五月二十三日に中共軍は長春を撤退し、国府軍が同市に入つた。五月十九日に国府軍が四平街を占領して以來、彼等は中共軍の抵抗を殆んど、もしくは、全然受けなかつたのである。この最も重大な時に、蔣介石が南京におらず、マーシャル將軍が彼と連絡することも困難であつたため、まことに思わしからざる情勢ができあがつた。長春占領の時に蔣介石が瀋陽にいたため、彼の旅行は、予定されていた軍事的勝利に間に合わせるように仕組まれたものだつたとの印象を與え、さらに瀋陽で彼の出した布告がまたこの印象を强めたのであつた。マーシャル將軍は攻撃的行動を停止するようラジオを通じて要請したが、蔣介石は、以前には長春の明渡しと、同市の国府軍による占領を新たな折衝と停戰命令発布との前提條件として主張し続けていたにもかかわらず、この目的達成のため行動をとろうとはしなかつた。さらに事態を悪化させたのはその後の国府軍部隊の行動である。彼等は長春占領後、鉄道線路に沿つて、北方ハルビンと、東方吉林とに向つて前進を続けた。その結果、中共側は国民政府の約束に対する疑いと不信の念を増大し、マーシャル將軍が公平な立場で調停者となり得る可能性も、中共に関する限り、疑わしいものになつてしまつたのである。今や事態は逆転した。さきには、中共軍が停戰命令を公然と無視して長春を攻撃し、その結果在滿の中共軍將領の鼻息が荒くなつたため、事態は難しくなつたのだが、今度は国府軍の在滿部隊指揮官が情勢の主導權を握る形となつた。彼等はもう武力で問題を解決し得ると感じ、從つて中共と妥協しようという氣がなくなつて來ていた。

一九四六年五月二十四日の蔣介石提案

五月二十四日に蔣介石は瀋陽からマーシャル將軍あて、平和回復の正式條件を傳えて來た。彼は一月十日の停戰協定の実行を要求した。それは特に南京政府が滿州において主權を引きつぐための行動の自由と同時に二月二十五日の整軍協定の自由とに関連するものであつた。蔣介石は、中共側が国民政府機関による華北の交通回復を認めることにより、まず誠意を示すことが肝要だと主張し、軍事調処執行部とその執行小組においては、最後の決定權を米国側に委ねるべきであると繰返し述べていた。彼はまたマーシャル將軍に対し、協定遂行に当つて中共側の誠意を保証するかどうかを尋ねていた。軍隊の行動を停止する命令を出すこと、ないし長春に軍事調処執行部の出先機関を設ける協定を行うことについては、蔣介石はそういう意図があるとも、その希望をもつているとも、なんとも言つていなかつた。この二項は蔣介石が瀋陽へ出発するに際してマーシャル元帥が提案したところであり、蔣介石が瀋陽滯在中に、これについて決定を下し、マーシャル將軍にそれを通報してくれれば好都合であるという話になつていたのである。

そこでマーシャル將軍は瀋陽にいる蔣介石に至急の通告を発して、彼の一般的な申出の綱目を説明するように要請し、軍事調処執行部の一部を長春に直ちに派遣することを提議し、かつ休戰についての細目打合中、攻撃、追撃乃至前進を中止せ

よとの指令を直ちに発するよう促した。またマーシャル将軍は彼に対し、不必要な小競合を避けるため、執行小組を派遣する許可を与えることなく満州に進入するという以前の失敗が原因となつて起つた悪結果、また更に最近長春の中共軍将領の態度によつて起つた不幸な結果をくり返すことを避けるよう勧告した。マーシャル将軍はまた、自己の役割に関連して蔣介石が使つた「保証」という言葉の意味の説明を要求した。

五月二十八日に蔣介石はまたマーシャル将軍に書簡を送つて來た。その中で先に提出した諸條件を相変らずくり返していたが、軍事調処執行部と執行小組とにおける米国代表の決定権については、マーシャル将軍の提示した定義に同意を與えた。蔣介石は満州における主権回復の方法については、中国政府はいかなる地域の行政権確保をも放棄することはできない、しかし軍事的前進が一段落した後は、当該地方の治安と交通の維持に絶対必要な行政官、軍隊、警察だけを送ることには同意してもよいと述べた。彼は、「保証」という言葉を使つたのはマーシャル将軍が将軍自身の署名したあらゆる協定について、それを実施させるのに期限を設け、中共側がかかる諸協定を厳格に守るよう監督する責任を負う、という意味だと説明した。

この第二の書簡を蔣介石から受けないうちに、マーシャル将軍は五月二十九日に瀋陽の蔣介石へさらに書簡を発した。その中で将軍は蔣介石に対し、蔣介石が瀋陽からの最初の書簡中で示した諸條件以外の戰闘停止のためのなんらかの行動をとることなく、在満国府軍がさらに前進を続ければ、マーシャル将軍が調停者として役に立ち得る可能性は非常に薄くなり、或いは全然消え失せてしまうかも知れないと通告した。この書簡に対する返事は得られなかつたので、(註)マーシャル将軍は五月三十一日に、丁度その日北平へ戻つた蔣介石に対し、さらにもう一度書簡を送つた。その中で、将軍は先に送つた書簡の内容の要旨を繰返し、自分の立場の公正さが既に相当深刻に疑われるような事態に立ち至つていると述べて、蔣介石に対し、前進、攻撃乃至追撃を停止せよとの命令を直ちに発し、軍事調処執行部の出先機関が直ちに出発することを認める

よう要請した。

(註)その後、次の事情が判明した。マーシャル将軍の五月二十九日付の書簡は奉天で蔣介石の手に渡らず、それが届けられたのは長い時日を経過してのちのことであつた。

蔣介石は六月一日に北平からマーシャル将軍に書簡を寄せ、自分はあらゆる決定を行うにあたつてマーシャル将軍の地位の困難さは常に念頭に置いており、将軍の仕事の成功を促進し、確実ならしめるためには、自分はあらゆる努力を拂つている、と傳えて來た。彼は自分が国府軍部隊に対し前進を停止せよとの命令を直ちに出せない場合には、軍事調処執行部の出先機関を長春に派遣する提案に同意する用意があると述べた。

この期間中マーシャル将軍は周恩來、国民政府の指導者達、小会派の代表等との会合を継続していた。小会派代表等も満州問題解決のための提案をいくつか行つたが、国民政府も中共もそれらに賛成しなかつた。

停戦協定

六月三日に蔣介石は南京に戻つた。マーシャル将軍と事態について話し合つた結果、マーシャル将軍の書簡の誤訳がもとで蔣介石が誤解をした点があり、そのため軍事調処執行部の出先機関を長春に即時設立する手はずがとられなかつたという事情が判つた。そこでマーシャル将軍はその設立を直ちに指令した。蔣介石は在満国府軍部隊に対し、十日間前進、攻撃もしくは追撃——いいかえれば侵略的な行動——を停止せよとの命令を発することに同意した。この十日という期間は、その間に中共が国民政府側と次の諸点についての折衝を完了し、その誠意を示す機会を持ち得るように、という意味で定められたものである。(一)満州における敵対行動を完全に停止するよう統制をとるための細目協定。(二)華北における交通を完全に回復するための、期限を切つた明確な細目協定。(三)二月二十五日の整軍協定をこれ以上の遅滞なく遂行するための基礎と

なるべき事項。

蔣介石は最初一週間内に折衝を完了するという腹案であつたが、結局十日間ということに賛成した。彼はマーシャル将軍に、これが中共と商議しようとする自分の最後の努力であると述べ、交通は阻害され、石炭の供給は不十分であり、都市は飢餓にさらされている不安定な現狀は、経済的にも、その他の観点からも耐えがたい。それよりは全面的な戰争の方がまだましだと語つた。

蔣介石の提示した諸條件がマーシャル将軍によつて周恩來将軍に傳えられると、周将軍は直ちに、十日の期間を一ヵ月に延長するように要求したが、結局十五日というところまで折れた。延期の理由は、協定に達しなければならぬ複雑な懸案が数多くあり、彼自身少くとも一回は延安へ飛行機で帰つて、中共の指導者達と会議を開かねばならぬというのであつた。

六月六日に蔣介石と中共とは各々布告を発して、各自の在満部隊に対し、六月七日正午から十五日間、前進、攻撃乃至追撃を停止せよと命令した。蔣介石と中共側とはまた、この期間中に満州における敵対行爲の完全停止、中国本土における交通の完全回復、二月二十五日の整軍協定の即時実行に関し、協定を成立せしむべきことを声明した。

右の命令が発せられた後は、折衝が引き続き行われた。周恩來将軍は延安の中共指導者達と相談し、次いで討議のため南京へもどつた。交通の回復に関する協定は、細目にわたつた討議の後にできあがつた。満州における敵対行動の正式停止についての細目協定を作りあげることにも殆んど面倒は予想されなかつた。最大の困難は、復員と改編、及び特に部隊の配備変更、それも特に満州と山東省における配備変更にあつた。この期間におけるマーシャル将軍の仕事は、各地で、特に華北で散発的に起る、しかし激烈な戰闘とも関連していた。これらの戰闘は指令を発したからといつてすぐ止む性質のものではなかつた。こういう行動の多くは、明らかに一週間ないしそれ以上も前から計画され、命令されていたものであつたからである。

中共側では米国に対しかなり悪意のある宣傳攻撃を展開し、マーシャル将軍は現在の戰闘において国民政府を支持していると主張していたが、これは ㈠ 米国が中国で軍事的に動くことに対し、米国国内に反対論を呼び起す。㈡ 意見不一致の際には、米軍の将校たちに決定権を與えるという蔣介石の提案の効力を米国内で引つくり返す、という二点をねらつた努力の継続であつた。協定がまさに成立しようとしていた時に、蔣介石がかなりの期間にわたつて瀋陽、北平方面に出かけてしまい、国府軍は長春南方で軍事行動の成功に乗じて自分達に都合のよい振舞をしていたという事実は、蔣介石の誠意に対する大きな疑いの念を呼び起し、また特にマーシャル将軍の態度の公平さに対する大きな疑いの念を呼び起した。というのは、マーシャル将軍はその時、中共に対しては長春撤退を提議し、国府軍部隊に対してはそれ以上の前進を停止するように提案して、中共側だけが将軍の提案に應じた結果となつたからである。

停戰期間中における折衝

停戰期間中の折衝は一向はかばかしく進まなかつた。それは、どちら側も整軍、特に部隊の配備変更について、自分の方の腹案を先に示すことを澁つていたからである。停戰期間の初めに当つて、中共側の攻勢によつて山東省で戰闘が起り、約一週間続いたが、これが折衝の大きな邪魔になり、感情の対立は増加するし、譲歩したくないという空気を募らせた。

政治協商会議の構成員中の或る人々はマーシャル将軍に対し、三人委員会が軍事問題を処理している間に、政治協商会議運営委員会を招集して、平行的に政治問題を審議させるように提案することを要請した。マーシャル将軍は彼等に対し、それは自分の権限内の事柄ではないと答えた。蔣介石は、満州を占領するまでは政治問題を討議する気はないということを以前に度々述べていた。しかし彼はその後、国民政府の長春占領後ならば、政治、軍事両問題を討議する用意があると述べた。周恩來は政治問題の討議は除外し、各地における現狀維持を認めた方がよいという意向をもらした。彼はマーシャル将

軍に対し、将軍は三人委員会に行政問題を解決する権限を與えよという蔣介石の提案を受けいれることを拒つたが、自分はこの問題をもう少し考えてみるべきだと思うと述べた。彼はさらに、マーシャル将軍は政治的な諸決定に関して引つぱり出されることを望んでいないが、こういう問題は改組された政府の手で解決すればよい、と付け加えた。

六月十七日に蔣介石は、マーシャル将軍に自分の要求の内容を通告し、これを周恩來に傳達するように依頼した。国民政府の提案は次の諸事項を要求していた。中共軍は一九四六年九月一日以前に熱河、察哈爾両省から撤退すべきこと。山東省のチーフーと威海衛は国府軍が占領すること。青島に駐屯している米国陸戦隊の撤退を可能ならしめるため、国府軍一ヶ師を同市に増強すること。中共軍は一九四六年六月七日以後、山東省内で中共部隊が武力で占拠したあらゆる地域から、一九四六年七月一日以前に撤兵すること。これらの地域は国府軍の警備部隊が直ちに占領すること。天津地域へ国府軍一ヶ師を増強すること。これは一九四六年九月一日から開始し、それによつて同地域に駐屯する米国海兵隊の撤退を可能ならしめるものとする。満州については、国民政府は当時中共軍が保持していた諸都市、ハルビン、安東、通化、牡丹江、白城などを国府軍が占領すべきものとしていた。

周恩來は、これらの提案を一應檢討したのち、マーシャル将軍に対し、国府案は要求ばかり強すぎて、中共側としては承認する余地がないとの意向を傳えて來た。彼は、山東省において六月七日以前の現状に復するという項目を除いては、考慮の余地ある項目はないと述べ、六月七日という日付は満州にのみ適用さるべきである。それは、国共双方が満州にある部隊に対し、六月七日をもつて、前進、攻撃ないし追撃を停止すべしとの命令を発したことによるものである。中国本土における原状復帰は、一月十日の停戦命令に従つて、一月十三日を基準とすべきであると指摘した。マーシャル将軍は蔣介石と事態を討議し、彼に対して、相当な修正が加えられない限り、中共が彼の提案を受けいれる可能性はないと告げた。マーシャル将軍は周恩來に対し、延安に飛行して党指導者達と相談するように勧めた。しかし、周将軍は国府側の人々と会談を行つ

た後、その会談の結果からは、延安へ行く價値があると思われるようなことは一つも出てこなかつた、といつた。

国民政府側の提案で一番大きな障害になつたものは、満州に関する調整ではなかつたようだ。中共側は華北における国民政府側の要求、すなわち同地方で現在中共軍が占領している省市を明け渡し、そこへ国府軍が入り込むという條項の方に、より多く憤慨していた。

討議はまたもや暗礁に乗りあげ、休戰期終了の二三日前までそのままの状態を続けた。情勢は非常に重大であつた。国民政府の軍人や政治家の一部には、武力政策だけがこの事態を解決し得るものであり、中共は速かに叩き潰すことができるという信念を勝手に述べる連中もいたが、それは事態の改善に何の役にも立たなかつた。マーシャル将軍は、こういつた見解は情勢を恐ろしく甘く見すぎたものであり、武断政策に出れば、長期の激烈な闘争は避けられないと見ていたので、この問題についての彼の見方を蔣介石に傳えた。

蔣介石はマーシャル将軍の提案に従つて、休戰期間を六月三十日正午迄延期することに同意した。その目的は、彼が十五日間の停戦命令を最初に発した時言及した種々な事柄の討議のため、さらに時間を得るにあつた。それと同時に蔣介石は次の二つの追加條件を提出した。㈠ 中共は膠済鉄路から一九四六年八月一日以前に撤退すべきこと。㈡ 三人委員会及び軍事調処執行部における全員一致採決という議事手続は一九四六年六月三十日以前に改訂せらるべきこと。

休戰延長期間における折衝は三人委員会の正式会合によつて行われ、多少の成功をみた。これらの会合でマーシャル将軍が正式な調停者として折衝の中に再び入つて來た。中共は停戰の手続、協定諸事項の解釈、及びその実施についての決定権を、軍事調処執行部及び執行小組中の米国代表に委ねるという譲歩を行つた。但しこれは、三人委員会には適用されないこととなつた。というのは、マーシャル将軍が、協定の諸事項の解釈以上の重要事項について自分のとる行動によつて、米国政府が重い責任を背負いこんではならぬ、と考えたからであつた。

散発的に激戦は起ろし、国民政府要人中に武力で事を解決したいと軽卒に口走る者がある、困つた宣傳が行われる、互いに疑いと不信を抱きあつているという狀態なので、折衝がどの位進行し、結局どういう結果を生むかを豫測することは困難であつた。

六月二十四日に三人委員会は、「長春及び北平における執行小組、及び軍事調処執行部間における若干の不一致の解決に関する規定」という名稱の文書について協定に到達した。この協定によつて、執行小組及び軍事調処執行部の米軍將校に若干の権限が與えられ、それによつて將來交戰地域における事態の收拾は、大いに促進されることが期待された。最も困難なのは滿州、華北、華中における部隊の配備変更と縮小の問題であつた。その時には、なかでは滿州の情勢が一番扱い易いように見えた。

滿州における停戰

六月二十六日には三人委員会で滿州における敵対行爲の停止についての協定が、「滿州における停戰指令」という名称でできあがつていた。この指令は次の諸事項を規定していた。一月十日の停戰協定を滿州に適用すること、但し、本規定において修正されている事項、ないし三人委員会によつて將來修正されることあるべき事項は例外とする。近接しておるか、或いは戰鬪的接触狀態にある諸部隊を引き離すこと。あらゆる戰術的行動を停止すること。一九四六年六月七日に存在したと考えられる情勢を基礎として諸部隊の再調整を行うこと。本指令の條項を実行しなかつた指揮官を処罰すること。国共双方は、本指令発効の日より十五日以内に、滿州におけるあらゆる部隊、その兵力、位置の一覽表を軍事調処執行部出先機関に提出すること。この文書について協定が成立したので、十五日の休戰期間——それは今や六月三十日までに延期されていた——中に決定さるべき三つの重要事項中二つが片付いたわけである。だが個々の事項についての協定は蔣介石の提出した條

件に從つて、主要諸事項全部についての協定ができあがるまでは発効しないものという了解がついていた。

整軍協定の改訂とこれに関連する政治問題

討議の結果、二月二十五日の基本的な整軍協定の改訂についての協定は、休戰延期期間中には成立しそうもないことが明らかになつたので、折衝は主要事項のみを含む暫定協定に集中され、正式改訂については、暫定協定に関する書類ができあがつてから討議するという了解がなされた。

部隊配備の問題は、華北では復員がほとんど行われなかつたという事実によつて複雜になつた。国民政府の行つた復員は華中、華南地区に限られていた。從つて、今後の復員は主として華北及び滿州に限られるわけであつた。この国府軍の復員は、十分な兵力を持たぬ師團に縮小し、師團司令部の將校と司令部関係の部隊とを復員させることによつて行われていた。ほんとの問題は、現在国民政府が提示した案によれば、一九四六年七月一日から一九四七年一月一日までの間に、国共双方とも非常に大量の復員を行うことになる点にあつた。

六月二十一日に周恩來將軍は中共側の提案として次の諸事項を提示した。㈠三人委員会は滿州及び中国本土における戰鬪を直ちに停止せしむべきこと。敵対行爲を停止せしめるための新しい命令を発すべきこと。その命令には、執行小組の米国代表が命令遂行の権限を持ち、かつ小組の調査実施についての決定権を持つことを付記すべきこと。㈡戰鬪停止後、三人委員会は交通回復のための計画を作成すること、中共は鉄道修理を最優先的に処理することを保証する。㈢敵対行動停止後、三人委員会は滿州を含む全中国における軍隊の改編と復員についての協定を作成すること。国共双方の參謀團は米国側の參謀團指導の下に、三人委員会の承認を得るような案を作成すること。㈣三人委員会の第二会期を招集し、政府の改組、人民の権利の擁護、人民の生活問題の解決のため討議を行うこと。地方政府を改組し、選挙を執行すべきこと。周將軍は、蔣

介石が軍隊の改編、統合、訓練の問題に最大の関心を持つていると信ぜられると述べ、これらの問題に関連して蔣介石が提出した諸要求に対し中共は懸念を有する、というのは、中共がこれらの諸要求を容認しても、それで、まだ討議されていない他の多くの問題について、何の保証も得られるわけではないからだ、という点を指摘した。周将軍はこれが問題の核心であると考えていた。従つて彼は、整軍期間中、中共軍部隊の改編は中共地区で、国府軍部隊の改編は国府地区で、それぞれ行わるべきこと、訓練は国共双方が信頼している――と彼はいつた――米軍将校によつて実施さるべきこと。国共両軍の統合はこの過渡的期間終了後に実施すべきことという案を示していた。

マーシャル将軍は周恩來に対し、蔣介石が、その六月六日に発した停戰期間布告で、中国軍隊の復員、改編、統合に関する二月二十五日の協定がこれ以上遅れることなく実施さるべき基礎を確立すべしと明確に述べていることを指摘し、蔣介石が彼の提案を出した時、蔣介石はこの点を考えていたのであると説明した。マーシャル将軍は、華北所在の部隊の配備変更に関する中共の要求については、明確な了解がなければならぬこと、そして、これは三月、四月に中共側が所属部隊の復員一覧表を提出すべきであつた当時、決定されておるべきものであつたことを強調した。マーシャル将軍は、国民政府は復員一覧表を提出したが、中共側は提出しなかつたことを指摘した。それがないため、参謀團は華北における部隊の配備変更計画を立案することができなかつたのである。

休戰期間を延期するという蔣介石の決定を知つたのち、周恩來は、華北及び華中における部隊の配備変更の問題を議題に加えることに同意した。というのは、この問題が両者間に最大の食違いのあるところであつたからである。この問題に関する会談中、マーシャル将軍は、貴下が滿州における国民政府将領の態度に言及される際は、中共軍が長春を占領した時の中共軍将領に関する自分の言葉を思い起してもらいたいと述べ、さらに、国民政府が現在の新提案を行うに当つて「情勢が変化した」という表現を用いていると同じように、貴下自身も種々な提案を理由づけるに当つて、この表現をしばしば用いら

れたことを思い起してもらいたいといつた。

六月二十六日にマーシャル将軍は周将軍に対し、国民政府が中共の要求を容れて、滿州における兵力量の改変に同意する意思があること、但し、それは国府軍十五コ師に対し中共軍三コ師とし、中共軍五コ師という要求には応じ得ない意図であると傳達した。

周将軍は、中共側の困るのは、軍事問題で既に協定に入りながら、政治問題に対する国民政府の將來の態度がどうなるかが分らないことであると述べた。次いで彼は中共の見解を次のように説明した。

軍隊は行政と関係を持たないものとする。中央政府及び地方政府の改組後は、中共軍は中共管理地域に、国府軍は国府管理地域に集結するものとする。軍隊は、地方自治政府の設立と選挙とを通じて、行政から切り離される。国民政府は、特定地域を管理している部隊と睨み合わせて行政を調整すべきであるとの見解をとつているが、これは軍隊を行政に従属せしめるという原則を侵すものである。多くの場合において国府軍部隊が中共地区に進駐し、その行政組織を変更することとなる。動員解除の目的をもつて国府軍が中共地区に進入することは、中共地区を、武力による代りに、討議によつて占領しようとするものである。こういうやり方は、この問題に関する政治協商会議の決議にも、また一般的な諸協定にも合致しない。中共は国民政府の恐れている中共の脅威を消滅させるため、或る地域においては撤退する意図を持つている。しかし、これらの地域には警備兵力を入れずにおくべきである。熱河、山東両省は主として中共管理下にあるから、この地域においては中共の撤退を要求するより、国民政府が撤退した方が話の筋が通る。

六月二十七日に蔣介石はマーシャル将軍に対し、衝突を避けるための軍事的再調整が実施されない限り、現在、政治的調整を行うことは不可能ではないまでも、困難であると述べ、かかる再調整のために次のような具体案を提出した。中共は十日以内に江西省北部、膠済鉄路、承徳、古北口、安東省、ハルビンから撤退し、国府軍がこれらの地域を一ヵ月以内に占領

すべきこと。中共はその他の撤退すべき地域を一ヵ月以内に明け渡すこと。国府軍の進駐は二、三ヵ月間遅れるであろうこと。妥協策として、滿州における新黒龍江、新安、嫩江の諸省、及び察哈爾省の中共官吏は、仮協定によつて国府側がこれを認めることとする。但しこの仮協定は政治的な改組の際に検討を受ける。

周恩來は蔣介石の提出した條件を批評して、次のような見解を表明した。警備部隊はその駐屯地域の地方行政に干渉してはならない。中共はハルビンに関する再調整、及び特定諸地域に国府軍及び中共軍の諸部隊を駐屯せしめることに関する具体的諸問題を考察する意図は持つているが、膠済鉄路、承德、古北口その他の地域における国民政府の要求を受諾する地位にはない。但し、国民政府が江蘇省北部および山東省の鉄道沿線にある中共兵力が政府の脅威となると感ずるならば、中共は右地域における兵力を減少し、乃至全面的に撤収する用意がある。しかし、国府軍が中共地区へ入つてはならない。中共は江蘇省の警備については、二月二十五日の整軍協定で定められた部隊数より少い兵力でこれを行う用意がある。中共は国民政府が済南、濰縣、青島だけを警備することに同意するならば、膠済鉄路から撤兵する。中共軍は棗荘炭鉱地帯から全面的に撤退する。同地帯には警備隊も全然殘さず、炭鉱地帯と連絡する鉄路の運営を開放する。炭鉱は特に設けられる委員会の管理とする。但しこれらの撤退によつて、これらの地域に設立されている中共側の地方行政組織に何等の損害も與えられないこと。

さらに部隊の配備変更の問題を話し合つてゆくと、国民政府は承徳からの中共軍の撤退、東滿の延吉における中共軍の駐屯という要求は堅持する意向であること、ハルビンには相当兵力の国府軍警備隊をどこまでも置こうとしていることが判つた。中共の方はまた、整軍期間中に中共の撤兵する地区を国府軍が占領してはならないという主張をあくまで曲げなかつた。

整軍に関するマーシャル将軍の協定草案

これらの討論の後、マーシャル将軍は国共両者の討議の基礎となるように「一九四六年二月二十五日の整軍協定の修正および実施のための暫定協定」という名前の協定草案を作りあげた。マーシャル将軍は、最終的な書類を基礎として、六月三十日正午の停戦期限満了以前に、協定が成立することを希望したのである。この書類は、その中で述べられている通り、国共両者が必要な正式書類を作りあげ、これを承認する手続を促進するため、また敵対行為の最終的停止に関する指令を直ちに発するために、或る程度の了解に達するようにとの目的で、いくつかの條件を舉げたものである。

この書類の要点は次のとほりである。

一、滿州及び中国本土にある国共両軍部隊の、特定諸地域における具体的な配備変更に関する規定。

二、五対一という兵力量の比率は変更しないこと。

三、諸部隊を具体的に各地域に割り当てるに要する期間は、従前は十二ヵ月と定められていたが、これを六ヵ月に変更すること。

四、軍事調処執行部は、一九四六年一月十三日以降、中国本土において国府軍及び中共軍によつて占領された地域を直ちに指定すること。指定地域の部隊は、別命なき限りその地域から二十日以内に撤退すること。

五、軍事調処執行部は、一九四六年六月七日正午以降、滿州において国府軍及び中共軍に占領された地域を直ちに指定すること。指定地域の部隊は、別命なき限りその地域から十日以内に撤退すること。

六、中共は国民政府がハルビンに兵力五千の警備隊を置くことに同意すること。

七、中共はその所属部隊を特定地域に集結すること。国府軍部隊は中国本土においては撤退地域へ進入しないこと。現存

の地方諸政府及び地方治安維持のための保安隊は存続させること。

この書類の附属文書には中共所属部隊が駐屯乃至集結すべからざる地域を明示してあつたが、かかる地域から中共諸部隊が撤退すべき期限は討議の上決定するようになつていた。

蔣介石は、この協定草案を批評するに当つて、第五條を滿州のみに限定することは同意しがたいと述べた。ハルビン問題を取扱つた第六條については、彼は文官の市長を置き、その人選も中共側の受容れ得る人物とすることに同意した。第七條については、彼は最初全面的にこれを否認し、彼の最後的な態度は結局明示されなかつた。彼は中共側の地方政府を認めたが、江蘇についてはこの協定に同意することはできないと述べた。その理由は彼のいうところでは、多くの避難民が現存地方政府によつて誤つた取扱を受けるであろうとの点にあつた。彼は縣單位の地方治安維持部隊とほぼ同様の兵力を持つ保安隊という考えには賛成した。蔣介石は國府が江蘇省北部を部分的に占領するという案は受けいれなかつた。彼は、中共軍が六週間以内に遠く北方淮安まで撤退し、三ないし六ヵ月後には隴海鉄路以北に撤退すべしと主張した。彼はまた、中共軍は膠済鉄路から撤兵するばかりでなく、沿線の諸炭鉱、特に博山炭鉱（張店から南に延びている山脈中にある）からも撤兵すべきだと述べた。彼は承徳からの中共軍の撤退については一歩も退かなかつた。彼は、中共は熱河省で承徳以南の線においては一ヵ月以内、承徳自体からは三ヵ月以内に撤退せよと主張した。彼は安東省からの撤退は一ヵ月以内に行うべきであると述べた。そして、本協定草案には二月二十五日の整軍協定の修正完了は、十日以内に行わるべきことという條項を付加せよと主張した。二月二十五日の協定の修正についての付属文書として、國民政府の承認を得て、六月十七日に周恩來に提示された滿州関係付属書については、蔣介石は、滿州における復員と統合の全計画は一九四六年十一月一日までに完了すべきであると述べた。元の文書では、これは一九四七年一月一日と規定されていたものである。

六月二十九日に周恩來將軍はこの協定草案及びそれに関する蔣介石の留保條項について、マーシャル將軍に対し、次のような批評を行つた。中共は江蘇省北部を例外とするという蔣介石の希望に同意することはできない。但し、同地域の兵力を最少限に止める用意はある。また中共は蔣介石が要望している期限をも受容れることができない。その理由は、問題の諸地域において中共所属部隊の集結を実施するのに必要な時間を知るには、実情についての情報を握つていなければならぬが、その情報入手が不十分だからである。從つて、中共は一ないし三ヵ月という期間を提議する。実際、或る場合には最少限の期間で済むであろうとし、他の場合にはもつとかかるであろう。山東省はほとんど完全に中共の占領下にあるから、もし中共が膠済沿線から完全に撤兵するならば、中共は津浦鉄路上の若干の都市を保有すべきである。中共は膠済沿線の諸炭鉱に部隊を駐屯させる意志はないが、中共がこれらの諸炭鉱をすべて放棄すべきであるとする條項は原則的に容認し得ない。承徳についてはこれ以上の譲歩は不可能である。中共は國民政府側に対し、何等の要求も付加せずに多くの譲歩を行つた。一つの例外は、滿州において数コ師團を増加するという提案であつたが、この提案も、自分は現在延安に対して撤回するよう要請中である。國民政府の安東についての要求は、前には安東省でなく、安東市の意味に解釈していたので、この問題に対する回答を発する前に、在滿の同僚と相談する必要がある。

さらに議論を交わしたのち、周將軍は、江西省北部からの中共軍撤退と、國府の同地域占領との問題を含む行政事項を除外すれば、いかなる問題についても解決方式を考慮する用意があると述べ、さらにこの書類の主要部分は、一、二の小さな点を除けば、中共としてはほとんど全部容認し得ると語つた。

かくして、当時まだ意見の一致を見なかつた主要問題はただ一つ、中共軍が撤退すべき地域における地方政府の地位という問題だけであつた。この問題が解決されれば、整軍計画の修正に関する暫定的文書についての協定は成立したも同然であつたろう。そうなれば、六月の停戦期間中に討議されたあらゆる文書が調印される運びとなつたであろう。というのは、蔣介石が協定を要するあらゆる書類の調印は、同時に行うべきであるという條件を出していたからである。

翌日になつて蔣介石は承徳問題では若干妥協の用意があるという意思表示を行つた。しかし彼は、中共軍が江蘇省で隴海鉄路以北に撤退する期日は一ヵ月以内でなければならぬと主張し続けた。マーシャル将軍は一ヵ月以内に隴海鉄路以北へ撤退することは輸送関係から見て不可能であると指摘し、最も重大な要素は中共が地方政府と保安隊の存続を主張していることであると注意した。次いで彼は、地方政府は存続させることとし、同時に、地方政府の一部改変と保安隊に関する事項について協定に到達するため、特に一群の人々を選抜して、この仕事に当らせることにしたら、妥協的な解決案となるだろうとの示唆を行つた。

マーシャル将軍は蔣介石に対し、国府軍将領の発している諸声明を見ると、国民政府は一切の民主的手続を放棄して、軍事による独裁政治を行おうとしていることが判ると指摘した。彼はさらに蔣介石に対し、日本を破壊に導いた軍部独裁と中国の将領達の現在のやり方が、どうしても自然に比較の対象となつてしまうと告げた。マーシャル将軍は蔣介石に対し、自分の意見では、現在のような部分的休戦の形式を引延ばしたら、激しい軍事的な決裂が起るだろうと思うと述べ、その理由として、次の諸点をあげた。情勢が緊迫し、爆発的な様相を帯びていること。現地指揮官達の間に存在する感情対立。国府軍将領達が武力で事態を解決しようとの強い欲求を持つている事実。そのための国府の準備は完了しており、しかもそれは中共にかなり良く知られている事実。

最後に蔣介石は、攻撃的行動に出てはならぬという国府所属部隊に対する自分の命令を、さらに続けて守るようにとの指示をすでに発していると言明した。六月三十日に国民政府の情報部長は、停戦期限は同日正午で満了し、しかも両者間に満足すべき協定はまだ成立していないが、国民政府は平和的協定に達する目的をもつて、マーシャル将軍に調停の継続を要請した。国民政府は中共軍に対して何等の攻撃をも開始しないのみならず、所属部隊に対し、守備態勢を続け、懸案の解決を待つよう命令する意向である、と公式に声明した。

七月一日に、蔣介石は国府所属部隊の攻撃的行動禁止を継続する命令を発した、との声明がなされた。これに続いて、周恩來はマーシャル将軍に対し、中共指導者が七月一日に発した同様の命令の写しを手交した。

停戦協定の崩潰

事態はさらに複雑化した。それは次の二つの因子による。国民政府の指導者中の或る人々が事態を武力で解決したいとの希望を公然と表明したこと、及び上海において反米感情をあふるように綿密に計画された大衆集会が行われたことである。これは特に当時米国議会で審議中であつた武器貸与問題と関連していた。

中共当局者は、対華援助の方法やワシントン官辺の声明を見ていると、中国政府に対する経済的、軍事的援助は、国民政府が軍事政治問題について、中共に公正かつ合理的な解決の基礎を提供しようとしまいと、おかまいなく続けられるであろうという自分達の主張が正しいことが証據だてられると述べた。中共側では、当時米国議会で審議中であつた新対華援助法案（註）は、国民政府が中共との折衝を武力で片付けようとする傾向を強め、従つて、事態が全面的内戦に発展することを助けるものであると主張した。同時に、国民政府内部の一部反動分子は、蔣介石に対し、対中共撃滅戦を遂行するように迫るのに際し、米国の援助という事実を利用しつつあつた。しかし、これらの人々及びその他の国民党極端分子は、反米煽動にも加担していたようだ。その理由は、米国の経済的圧迫によつて、米国の輸入品が流れこんで来るため、中国の生産品はみだしてしまい、中国産業は破産し、中国の復興は妨害を受けている、というにあつた。国民党内のこのようなグループは、マーシャル将軍とその助手達が国民政府の反共軍事行動について設けた諸制限にも反対しており、国民政府が米国の妨害を受けずに自由に激越な反共行動をとれるようにするという、彼等の目的を追求するためには、共産党の路線をさえ利用して、米国の干渉に反対していた。種々な分派の活動の結果たる煽動、宣傳は、大衆デモ、新聞紙面を通ずる闘争、暴民

の行動などに現われていた。このような事件の一つに上海和平使節の問題があつた。この使節團は教育家、実業家、学生、労働代表、婦女組織の代表から成つており、政府に対し、内戰回避を請願するという目的をはつきり述べて、六月二十四日に南京へ行つたのである。この和平使節團は停車場で国民党秘密警察の一團にくい止められ、場外に出られないようにされ、一室に監禁されて、数時間続いたゴタゴタの間に、袋だたきにされ、ひどくなぐられたものだから、病院に入れられた。政府の憲兵は事件が起つた当初、その場に居合わせたが、暴行を阻止し得ず、間もなく姿を消したので、使節團員は何時間も救いだされずにいた。

（註）トルーマン大統領は、彼の持つ戰時特別権限に基づいて、中国に小さな軍事顧問団を設置するよう指示を出していた。問題の法案はこの顧問団を立法的に正式承認しようとしたものであり、新法案によれば、軍事援助は一九四六年二月二十五日の整軍協定に従つて実施されるはずであつた。第七章参照。

七月中に、戰闘行為が中国本土各地に拡がつて行つたため、軍事情勢は次第に悪化しはじめた。（註）軍事調処執行部の委員たちは情勢を何とか収めようとして、七月五日にすべての執行小組と長春の執行部出先機関に通告を発し、国民政府と中共とが、さらに会談を続けてその結果が出るまでは、中国全土を通じて休戰を継続すると声明した旨を傳えた。委員たちはすべての司令官に対し、前進、攻撃、追撃などの侵略的行動をさし控えるよう指令した。しかし、この命令の効果は長続きしなかつた。さらに別の諸事件が発生し、情勢が軍事的にも政治的にもいよいよ悪化したことを思わせた。

（註）七月初めに国民政府と中共代表の分科委員が幾回か会合して地方政府の問題を討議したが、なんらの協定にも到達することができなかつた。

七月七日に中共は宣言を発し、その中でアメリカの対華政策を攻撃し、アメリカの国民政府に対する軍事財政援助が国民党の内戰政策を助長したのだ、との抗議を放つた。マーシャル将軍は最初はこのような宣傳攻撃に対しては批評を避けてい

たが、色々な事件が丁度ぶつかり合つた結果、周恩來将軍に対し、モスクワから放たれている類似の宣傳と平行的に行われているこのような宣傳攻撃は交渉に大きな打撃を與える、という通告を発する立場となつた。同時に、彼はこのような宣傳攻撃が続いている間は、自分が調停者として、また戰闘行為の絶滅のために役に立つ可能性はない、と通告した。

事態がこういう段階にあつた時、蔣介石は七月十四日に南京から牯嶺へ向けて出発したが、これは事態解決の助けにはならなかつた。それどころか、彼の不在中は交渉は大いに不便になつたわけである。戰闘が各地に拡がるにつれ、軍事的観点から事態の重大さを物語る兆候が増加して來た。どちら側も、相手方を、攻撃的行為と部隊の行動とについて責任がある、と非難し合つた。軍事情勢の悪化に伴つて、国民政府当局者の一部には、政府に対する公然たる批判を抑圧する傾きが生じて來た。民主同盟の著名な成員である二人の中国人――そのうち一人は有名な大学教授であつた（訳註＝李公樸と聞一多、後者が西南聯大教授）――は正体不明の人物に暗殺された。（後になつて、暗殺者たちは昆明警備司令部の秘密警察に属する人々であつたことが判明した。）またその他の地方でも、国民党の秘密警察が民主同盟の幹部や、自由主義的な中国人を脅迫しつつある証拠が見られた。

この期間における中共の活動は、米国の対華政策に対する延安の宣傳攻撃の線に沿つて、中国に駐屯している米国陸戰隊に対して集中され始めた。そして七月の半ばに、中共と米国陸戰隊との間に最初の重大な事件が発生した。七人の陸戰隊員が河北省東部で中共に誘拐され、監禁されて、数日後ようやく釈放されたのである。次いで月末には、陸戰隊に護衛されて天津から北平へ向つていた米国の自動車隊が中共の計画的な襲撃に遇い、米国側は死者三人、負傷十二人を出した。

（註）七月二十九日に中共軍が北平付近で米国陸戰隊の護衛する自動車隊を待伏して襲撃した後、蔣介石と周恩來との個人的要請に基いて、軍事調処執行部から人員を選抜して実情調査小組が設けられ、責任の所在を明らかにし、事件に関する報告を提出することになつた。マーシャル将軍はこの小組の結成を、米国陸戰隊の事件に関する調査が完了し、中共側がかかる小組を要請するまで延期した。

というのは、調査小組中の国民政府側委員は必ず米国側委員と同じ立場をとるだろう、という中共側の非難が予想されたからである。マーシャル将軍はこの理由を周恩來に説明した。

軍事調処執行部派遣の実清調査小組の仕事は、予期されていたことでけあつたが、大きな困難にぶつかつた。中共は延引戦術をとり、悪質な宣伝を放つた。マーシャル将軍はついに周恩來に対し、これ以上の遅滞と事実の歪曲は許せないと語つた。彼は本事件の調査に関する中共の戦術の性格を強い言葉で責め、もしこれ以上引延しを計るなら、彼は調査小組からアメリカ側委員を召還し、調査事実を公表すると語つた。しかし、マーシャル将軍はなるべくならそういう手段はとりたくなかつたのである。何故ならば、そういう行動に出れば、戦闘を停止させようとしている彼の努力を阻止しつつある国民党中の少数グループに利用されるであろうし、また軍事調処執行部が実質上役に立たぬものになつてしまうおそれがあり、全面的な軍事的爆発を引き起すかも知れなかつたからである。周が、中共代表から受けた報告は米国側からのものとは全く違うと述べた時、マーシャル将軍は、米国の陸軍、海軍ないし陸戦隊がこのような調査において意識的に事実を誤り伝えることは有り得ない、と彼に強調した。マーシャル将軍はさらに、米国側の調査委員は事実を隠したり、自己に有利に曲げたりしようとは試みないし、第一そんなことをする気はないと述べ、遅滞なく卒直な行動に出ることが重要であることを強調したいと語つた。国共両者の証言は全然くい違つていたので、マーシャル将軍は遂に調査小組の米国代表を召還し、彼等に独自の報告を提出するよう訓令した。その報告の要旨は次のようなものであつた。中共軍の一部隊が、陸戦隊に護衛された軍事調処執行部およびアンラ物資輸送の自動車を待伏せて襲撃し、三人の陸戦隊員を殺し、十二人を負傷させた。この事件には国府軍け登場しておらず、また何等の関連も持たない。

四、スチュアートの駐華大使任命

中国における情勢はいよいよ悪化し、蔣介石の周囲の政治的軍事的反動グループの影響力は決定的であるように思われたので、マーシャル将軍は、人格高潔で非の打ちどころがなく、しかも中国に長い経験を持つ米国人が、調停の仕事を援助し

てくれることが望ましいと考えた。こういう考えを心に抱いて、マーシャル将軍は燕京大学校長J・レイトン・スチュアート博士を米国の駐華大使に推薦した。トルーマン大統領はこの推薦を採用し、一九四六年七月十一日、米国上院はスチュアート博士の駐華大使任命を承認した。

スチュアート博士が南京に到着してから間もなく、七月二十六日に周恩來は次の提案を行つた。無條件停戦の命令を直ちに出すこと、同時に六月の交渉において作りあげられた種々の協定を直ちに実行に移すこと。彼はさらに次の提案を行つた。国民政府と中共の代表はスチュアート博士と会つて、政府及び地方政府の改組についての予備的討議を行うこと。政府の改組はあらゆる党派の承認を要するものであるから、できた協定は政治協商会議運営委員会に提出すること。

この時、マーシャル将軍は南京政府の一高官と腹蔵なく話し合つた機会に、事態の重大性を相手に強く認識させるように努めた。彼はその高官に、自分の考えでは一番大きな損失は蔣介石の権威が失墜することである、しかもこれは、蔣介石が現在の中国においておそらく最大の宝ともいうべき人物であるから、特に悲劇的である、と語つた。蔣介石の助言者達は、事態が絶望的であるといつたような、狭い、偏見にみちた助言を与えており、蔣介石の側近者は、公けにはできないような批評を、密かに蔣介石に語つている、と述べた。彼は中国の財政経済機構が弱体で、この点から見ても内戦はまことに望ましからぬことであると指摘し、しかし、蔣介石が交渉において現在の態度を持続すれば内戦は避けられないと述べた。マーシャル将軍は、蔣介石はこの交渉の中休みの間に軍事情勢が有利に動くと思つているが、実際は蔣介石の思う通りには発展しないかも知れないと指摘した。彼は蔣介石の周囲の軍事指導者達は、蔣介石を収拾のつかないような情勢のなかに引きずりこもうとしている。そういう情勢が現実に到來したら、彼等は米国人に援助を要請しようというのだ。しかし、そういう援助は与えられないだろう、と語つた。マーシャル将軍は米国が中国の内戦を援助するわけがないと強調した。

マーシャル将軍は、その後、この同じ高官と話し合つた時、国民政府の戦術は、共産主義を防止しようとしていながら、

却つて共産主義政府に有利な條件を作りだしつつあるのだと强調した。彼はその一例として現在の財政經濟狀態を擧け、軍事行動が続けば、これはもつと悪化する、そして、内戰と經済的混乱とが併発すれば、共產主義の絶好の温床ができあがるのだと述べた。

五、國府委員会の組織

五人委員会設立の提案

スチュアート博士は八月一日に牯嶺において蔣介石と長時間の会見を行い、國府委員会を即時組織するための協定に達する目的をもつて、スチュアート博士を議長とし、国共双方の代表者が出席する特別委員会を作ることを提案した。マーシャル將軍とスチュアート博士とは、停戰命令を出すことに蔣介石が同意しそうもなかつたので、問題を別の角度から処理してゆく方が賢明だと考えたのである。この委員会によつて、なんらかの進展がもたらされたら、蔣介石も停戰に同意するだろうというのが、二人の考えであつた。當時戰闘狀態は全華北に拡がりつつあり、滿州にまで拡がつてゆきそうであつた。蔣介石は中共軍が米国陸戰隊に護衛された自動車隊を襲撃した事件を口実に決定を遅らせていたが、この問題を考慮することに同意した。マーシャル將軍とスチュアート博士は、国府委員会を至急作りあける必要がある、これができれば、政府を管理し導いてゆく眞の立法的な行動に一つの枠を與えることができると見ていたのである。

八月五日に蔣介石は、国府委員会の組織のための協定に達する目的をもつて、スチュアート博士を議長とし、国共両者代表から成る非公式の五人委員会を設定することに同意した。翌日彼は、前提條件として、中共が受諾し、一ヵ月ないし六週

間以内に実施すべき事項を次のように要求した。㈠中共軍は隴海鉄路以北に撤退すべきこと。㈡中共軍は膠済鉄路から撤兵すべきこと。㈢中共軍は承德、及び、熱河省内における同市以南の地域から撤退すべきこと。㈣中共は滿州においては二つ半の省（新黑龍江、嫩江、新安）の中に撤退すべきこと。㈤中共軍は六月七日以降において山西、山東両省で占領した地域から撤退すること。これらの條項の要求は六月末に交渉が暗礁に乗りあけた當時の要求よりも厳しいものであつた。

中共は次のように回答した。国民政府は地方政府について言及していない。中共は先に中共撤退地域の地方行政を国民政府が接收するという国民政府の要求を拒絶し、これがため六月末の交渉行詰りが生じたが、国民政府の要求は政治協商会議の決議（註）に背反するものである。中共は政治、軍事に関する討議を同時に行うことには賛成するが、政治問題討議の前提として同意しなければならぬという国民政府提示の五條件は受諾しないと。

（註）政治協商会議の付属文書第一「和平建國綱領」には次のような規定がある。『回復された地域において地方政府に関し紛議が生じた時には、取りあえず現状を維持することとし、後に、改組後の國民政府が本綱領中の政治問題に関する第三章第六、七、八項の定めるところに従つて解決をつける。』

一九四六年八月十日のマーシャル—スチュアート聲明

交渉のこの段階で、マーシャル將軍とスチュアート大使は、交渉の両当事者及び中国の一般公衆に対し、問題の實態を直視させ、停戰をめざす世論の圧力を喚起する目的で、共同声明書を公表した。この声明書は、戰闘狀態が今や收拾しがたくなろうとしており、經済狀態は重大危機にあることを指摘し、国共双方の指導者達は停戰を希望しているが、まだ、いくつかの問題について協定ができていない、と述べていた。軍隊の配備変更の問題にも觸れてはいたが、マーシャル將軍とスチュアート大使とは中国の公衆に対し、もつとも根本的な問題は、配備変更に伴つて地方政府の性格をどうするかという問題で

ある、と告げたのであつた。

この時マーシャル将軍は蔣介石とほんとに腹蔵なく話し合い、自分の情勢判断を次のように述べた。貴下が七月に牯嶺に出発する前、最後に会つた時以來数週間の事件の推移は、自分があの会見当時予言した通りに大体動いていると。蔣介石はこれに対し、自分は満州の情勢を收拾することはできる、華北の戰闘は局地的なものであろう、マーシャル将軍がじつと待つていてくれれば、中共は解決を要請してくる、そして解決に必要な妥協をしてくるだろう、と述べた。しかし、華北の戰闘狀態はその後の様子では間もなく完全に收拾がつかなくなりそうになつていた。そうなれば事態は破局的になる。というのは、それが共産主義の膨張と、ソ連の公然ないし隠然たる中共支持とに絶好の機会を與えるであろうからだ。この戰闘から国民政府の得るところは少く、失うところは大きかつた。国民政府も中国の経済も崩潰する結果になるかも知れなかつたのだ。蔣介石は長い交通線と廣大な地域が中共のゲリラ戰術に有利であることを思うべきであつた。マーシャル将軍の目標は、中国の統一と復興という線を踏み越えて——中共に指導権を握らせる——蔣介石の助言者達の一部はそう考えていたようだが——というようなものではなかつた。彼が蔣介石とその側近の助言者達の政策に反対したのは、国民政府のやり方ではかえつて中共が中国の指導権を握つてしまう、そうなれば、そこから起る混乱狀態は、国民党を弱体化させるばかりでなく、国民政府の足もとを掘り崩す絶好の機会を共産主義者達に與える、とこう考えたからであつた。マーシャル将軍が廣範囲に集めた情報から判断すると、国民党の権威は著しく低下しつつあり、国民党の政治に対する批判は日増に増えて行きつつあつた。このような情勢から生ずる最も重大な結果は、おそらく中国の最大の宝である蔣介石の権威がひどく傷つけられることとであつた。

蔣介石の立場

蔣介石は度重なつた会見の後、五人委員会を通じて国府委員会を組織するため、中共と協定に達するよう努力する意向を示したが、戰闘の停止については、彼の提出した五條件が充たされるまでは同意しないと述べた。蔣介石はマーシャル将軍に対し、これだけの譲歩でも国民政府としては大きなものであり、それには軍事的な危険が伴つているのであると語つた。マーシャル将軍はこの見解には賛成せず、戰闘を継続する危険の方がずつと大きいと考えた。

八月十三日に蔣介石は公式声明を発表して彼の態度を明らかにした。それは、交渉決裂と中国の経済的困窮の罪はすべて中共側にあり、という趣旨のものであつた。彼は国民政府の政策を次のように列挙した。㈠ 訓政期を終了して、立憲政府を樹立する。㈡ 政治協商会議の決議を守る。㈢ 政治協商会議で決定された和平建国綱領を実施するため、各党各派、無党無派の諸人士を包含して政府の基礎を拡大する。㈣ 中共軍が「平和を脅威し交通を妨害している」地域から撤退するという條件付で、一月十日の停戰協定を守る。㈤ 政治問題の解決には政治的な方法を用いる。但し、中共が今までにできた諸協定を実行するという保証と証拠とを與えることを條件とする。㈥ 人民の生命財産を保護し、平和の脅威を除去する。

不一致の主な原因

八月二十二日に周恩來将軍は五人委員会の会合に参加して、国府委員会の設立について討議する意思があると述べた。この問題には次の二つの係争点があつた。㈠ 各政党及び無党無派人士間における委員会の議席数の割当。㈡ 政治協商会議において決定され、同会議決議の一部を成している和平建国綱領を改組された政府が実行する際における委員会の拒否権。

軍事情勢は日毎に悪化しつつあつた。この時、北平の東北方、熱河省内では今にも戰闘が始まりそうな険悪な空気であつた。中共は総動員令を下した。国民政府は武力で問題を解決することを企図しているから、これに対する防衛措置であるというのが彼等の言い分であつた。実情は、国共いずれの側もマーシャル将軍に対し、相手方が戰闘を引き起している、協定

を実行すると信用できるような相手ではない、との態度をとつてみせたのである。マーシャル将軍とスチュアート大使とは国府委員会設立のために努力していたが、これは、より高い観点から、行詰りを打破し、停戦を可能ならしめようとしている動きであつた。

八月末に蒋介石は、国府委員会設立への道を開くため、五人委員会の創設に正式に同意し、また、この委員会の出す結論を政治協商会議運営委員会に提出し、政治協商会議の決議に照らして承認を求めることに同意した。それから間もなく彼は五人委員会の国府側委員二名を任命した。同時に彼は、停戦を実施するために中共が充たすべき五條件についての主張は何等変更がないことを明らかにした。この五條件にかんがみて、周恩來将軍は、国府委員会設立の提案に疑惑を表明し、蒋介石が先に提出した五條件を緩和して停戦を促進する気がない限り、折角の提案も一般公衆に誤つた希望を與えるに過ぎないと主張した。

こういう状況下にあつて、マーシャル将軍とスチュアート大使とは国府委員会設立に全力を盡していた。というのは、これができれば、政府改組に向つて、少くとも一歩を決定的に進めたこととなり、その結果、停戦を実施する土台となるような好影響が十分現われて來るかも知れないと考えられたからである。蒋介石はマーシャル将軍に対し、必要なのは中共が戦闘を止めて、一月十日の停戦命令を守ることだけだと語つた。しかし、質問されると、彼は例の五條件を緩和する意向を持たぬことを明らかにした。

その間に国民政府軍は江蘇省北部で攻勢を続け、膠済鉄路から中共軍を駆逐し、八月二十九日に熱河省の首都承徳を占領した。これらが例の五條件で要求されているすべてであつた。中共軍は徐州、鄭州間の隴海鉄路沿線で攻撃を起し、八月初めに大同の攻囲を始めた。

六、一九四六年八月のトルーマン―蒋メッセージ

八月十日のトルーマン大統領メッセージ

そうしている間に一九四六年八月十日のこと、トルーマン大統領は蒋介石に対して個人的メッセージを送り、中国情勢の悪化と、国民党にも中共にも同じよう見受けられる極端な分子達の利己的行動を深く心配していることを表明した。このメッセージの中で大統領は、大きな社会的係争問題を民主的な方法で解決しようとせず、武力に訴えることによつて解決しようとする一の企てがなされているとの確信をますます強めるに至つていることを述べている。中国が眞に民主的な政府の下に、永続的平和と、安定した経済とを達成するように助けるてやることを、米国の政府と米国民とは今なお強く希望していること、しかし中国の国内問題の平和的解決という方向に眞の進歩が行われているという強い証拠が現われない限り、大統領は米国の立場を米国民に向つて、改めてハッキリ説明しなければならなくなるであろうこと、などの諸点を強調した。

八月二十八日の蒋介石の回答

これに対して蒋介石は八月二十八日、回答を発した。その回答は、内戦の責任は中共にありと非難し、そして中共の政策は軍隊の使用による政権獲得、政府の顚覆、全体主義政権確立等を目的としていることを責めた。彼は一部国民政府役員のうちに不正を犯した者があるけれども、それは中共が犯した陋劣なる違反に比べれば、その規模において比較的小さいもの

であり、国民政府は違反者を厳重に戒めていることを述べた。蔣介石はあらゆる政党人及び無党無派を包含することによつて、国民政府の基礎を拡大しようとする彼の政策を宣明し、そしてこれが成功するか否かは、国民政府の訴えに対して、中共がいかなる誠意をもつて答えるかにかかつていると言つた。

八月三十一日のトルーマン大統領のメッセージ

トルーマン大統領の個人的メッセージに対する八月二十八日付の右の蔣介石の回答は、一般的に不満足なものであり、また交渉はその後も暗礁に乗り上げていたので、大統領は改めて別のメッセージを蔣介石にあてて送つた。大統領はその中で、政治的統一の確保によつて、中国内戦の危機を速かに終了せしめることができるならば、中国の工業及び農業経済の復興を援助しようとする米国の計画を、米国は推進し得るであろうという点を強調した。

七、全面的闘争への事態の動き

米國の対華援助に対する中共の非難

太平洋諸島に在つた米国政府の、余剰資産の賣渡しに関する協定が、一九四六年八月三十日、米華両国間に調印された。この機をとらえて中国共産党は、上海で米国政府が国民政府に一層大規模な軍事援助を行おうとしているとの声明を発表した。既にこの協定の交渉に先立ち、マーシャル将軍は周恩來に対し、この交渉が調印にこぎ付けるに至つた背後の事情を説明し、問題になつている余剰資産は戦闘資材ではなく、機械類、自動車類、通信設備、軍用行糧、醫療資材その他で、中国

経済復興の上に相当の價値をもつものであることを説明した。国民政府、中共間の永年にわたる国内的対立が解決されるまで、この売渡しを中止しておくことはできない。そうすれば中国と中国国民は、その復興にとつて有益な資材を手に入れることができなくなるのである。

一九四六年八月三十日の余剰資産協定に対して、中共が引続き攻撃的宣傳を行つたので、マーシャル将軍は中共代表に対し、極めて詳細に今回の売渡し協定の事情を説明した。この売渡し協定は一九四六年初頭以來交渉中であつたこと、三月マーシャル将軍が米国に出発した時、交渉はもうほとんど纏りかけていたことをマーシャル将軍は指摘した。マーシャル将軍は米国に帰つている間に、この交渉にまつわる各種の困難の大部分を解決した。そしてこの売渡し協定について、二月に協定に達することができなかつたのは、中国側が條件の割をよくしようとしたためであつた。この余剰資産の売渡しについて、中国と協定を結ばないとすれば、これを極東の他の国々に対して直ちに処分するか、またはこれを大海に捨てるほかなく、そうすれば中国の経済再建にとつてかなり重要な資材が中国の手に入らないことになろう。マーシャル将軍は続けて言つた。中共の宣傳は今回の売渡し協定に対して、考えられる限りの悪口を加えており、このため非常に不利な事態がもたらされていると。結論として彼は、中共の宣傳を、仮りにやむを得ないものとして甘受するとしても、かかる宣傳の結果として非公式五人委員会開催案というような提案が葬り去られようとしていることは不安であることを説明した。しかし中共代表はトラック、通信設備、軍用行糧、軍服などが内戦に利用され、その他の物資は市場に売り出され、その代金は軍事目的に使用されるであろうとして、余剰資産協定に対する非難を継続した。

米国の軍事援助計画（註＝第七章參照）についてマーシャル将軍は、一方において、国民政府と中共との間を調停しつつあるのに、他方では米国政府が、その両者の一たる国民政府だけに武器弾薬の供給を継続しているという筋の通らない立場に置かれていた。このために八月に入つて対華軍事援助のうち、中国内戦の続行に関係があると見られる一部援助を取止める

措置がとられた。軍事資材のうち、戦闘用品目の中国向け輸出に対する許可が与えられず、そして九月下旬に至り、太平洋地域から戦闘用品目を中国に積出すことが一時中止された。（一九四六年十月二十二日、禁止は一部解除され、中国空軍に非軍事的品目の引渡しが許可された。）この禁止が課された時、丁度国民政府は軍事行動の速度を漸次早めようとしており、手持ち軍需品も豊富だつた。国民政府が戦闘停止を命じたのは、国民政府の軍事的地歩が絶頂に達した十一月以前ではなかつたから、この禁止令は大した影響力をもたなかつた。すなわちこの十一月までに、国民政府は、六月及びその後の交渉で中共に対して要求していた地域の大部分の占領を終り、対日戦勝日後における最高の軍事的地歩を獲得していたのであつた。

五人委員会に関する諸問題

九月三日までに、国民政府と中共とは、両方とも非公式五人委員会に出席すべき代表の指名を完了していた。しかし委員会の構成についての協定は、保証を意味するわけではなかつた。委員会で協定ができ上つたならば、国民政府は停戦命令を発するとの保証を受取りたいと、中共は主張し続けた。

非公式五人委員会について、マーシャル将軍は次の点を中共代表に指摘した。それはマーシャル将軍がこの案を蔣介石に提出した際に、蔣介石は中共はすぐ別の問題を持ち出して討議を甚しく混乱させ、何の進歩も得られなくするであろうから、この案は有効な方法ではなかろうと。マーシャル将軍は蔣介石に対して、スチュアート博士は、ただこの委員会が国府委員会の問題を討議する間だけ議長をつとめるが、ほかの問題を討議する時は、これに加わらないであろうと告げた。マーシャル将軍はさらに共産党の代表に向つて、現下の行詰りを打開し、戦闘停止をもたらすため、あらゆる努力とあらゆる論議とを盡したこと、また自分に対し個人的に加えられた攻撃、即ち共産党から公然と加えられたもの、及びマーシャル将軍の成し遂げようと試みるほとんどすべてのことに反対している国民政府部内の個人々々によつて加えられた攻撃を無視した

ことにつき説明した。

非公式五人委員会案に対する中共の態度は、もし停戦の取極めが行われるであろうとの保証が与えられ、また、もし政府がこの委員会で政府改組の方式に到達した後に、そのもつ五ヵ條の條件を取下げるであろうとの保証が与えられるなら、中共は委員会の討議に参加してもよいというのであつた。中共代表はまた、戦闘継続中は自党員を国府委員会に指名しない、なぜなら国民政府は明かに国府委員会をして停戦協定を取り極めさせようとしているからであると言明した。そして、もし事態が国府委員会にゆだねられれば、国民党は青年党とは一緒に投票の過半数を占め、停戦協定の取極めは国民党の有利なものになるであろうとも指摘した。中共は、三人委員会がこのような取極めを扱うことを希望した。もし協定の基礎について意見の一致を見、停戦命令が発出されるなら、中共は五人委員会の討議に参加しよう、というのが要するに中共の立場であつた。無條件停戦命令を発出するか、またはこの問題を討議するための三人委員会を即時開催することを中共は希望した。

蔣介石とマーシャル将軍とは牯嶺で数日間の協議をとげた後、前者は或る條件は彼にも受入れ得ることを指示した。すなわち彼は、六月に三人委員会が討議した諸問題について、三人委員会をして何らかの措置をとらせることに中共が同意するなら、停戦の軍事的條件の取極めは、国府委員会にでなく、三人委員会にやらせることに同意した。六月に三人委員会が討議した諸問題というのは、通信の回復、停戦の條件、在満部隊の配置轉換、武装軍の軍事的改組――これは中共軍の駐屯地を取極めるものである――などの諸問題を指す。蔣介石はまた地方政府の問題は、国府委員会の設置後、国府委員会にゆだねてもよいと言つた。これは一つの重要な譲歩である。彼はまた、五人委員会が意見の一致に到達し、その結論を政治協商会議の運営委員会が承認すれば、憲法審査委員会の活動を再開することにも賛成すると述べた。ただし停戦命令を発する前に、中共が国民大会に対する代表を指名する必要があると言明した。マーシャル将軍は、これらの蔣介石の言明から察し

て、国民政府軍が最近占領した諸地点は、国民政府が軍事的占領を継続するとの彼の主張によつて、実際上、その五つの條件によつて被われる五つのポイントは、自動的に配慮されるだろうと、蔣介石が考えているような印象を受けた。国民大会開催後に行政院の改組が行われるのではないかという印象をも、マーシャル将軍は受け取つた。

これらの條件が傳えられると、周恩來は次のような意見を述べた。それは五人委員会が国府委員会の改組を審議するという案を除けば、蔣介石の構想する政治的考慮と関連するすべてのやり方は、政治協商会議の決議に反するというにあつた。それ故に、中共は、停戰命令発出の拠りどころを見出すため、即時三人委員会を開くべきであると要請した。

マーシャル将軍はこの中共の提案は、六月末の行詰り当時の狀態に立返ることを意味すると考えた。なぜならスチュアート博士とマーシャル将軍とは、国府委員会の改組の提案によつて、この行詰りを切り抜けようと色々努力していたのであつた。三人委員会の開催に先立つて、もしくはこれと並行して、国府委員会を改組しようとする努力が拂われない限り、事態はただまたもとの行詰りに戻るだけであることをマーシャル将軍は指摘した。政府は恐らく軍事作戦を行うために、できる限り多くの時間を欲しがつたであろうし、そして時間は政府の利益になるのだから、中共の主張は事態の改善には有害であつたというのがマーシャル将軍の見解であつた。

この時期の間、中共代表は、相変らず次の二点を主張し続けた。㈠政治協商会議の決定の何等かの修正を拒否するのに十分な投票権を、国府委員会の中において中共が持ち得る保証を政府が与えること。㈡停戰命令を早く発すること。

当時、蔣介石は、五人委員会が開催され、国府委員会の組織についての協定に達すべしとの指示を与えるまで、自分は三人委員会の開催に同意したくないし、また中共が国民大会についてなすべき必要のあつたのは、彼等の代表のリストを提出することであるということを指摘した。蔣介石はまた、五人委員会の正式会合に先立つて、同委員会中の政府代表が、国府委員会の論点を非公式に討議するのには賛成できないが、しかし国府委員会における椅子数の振り当てと拒否権という

二つの問題こそ、五人委員会が討議し、解決すべき主題であるということだけなら、自分は特に同意してもいいと言つていた。

九月十六日、周恩來将軍は南京から、上海に向け出発した。出発に先立ち、周将軍はマーシャル将軍にあてて三つの覚書を提出した。第一の覚書は米国の対華援助の概略を述べ、それは内戰を助長するものであると記し、米国政府が余剰資産を中国政府に賣渡したことに抗議し、そして中国における和平と統一との回復、ならびに連立政府の樹立などを未解決にしている、余剰資産協定に基づく一切の補給と積出しとを米国政府が凍結すべきことを要求した。第二の覚書は、三人委員会を開催し、停戰命令の発出を討議するよう要請したものである。第三の覚書は、周将軍の上海行きを告げ、三人委員会の会合が始まれば、周将軍はすぐに南京に帰るつもりであると述べたものである。

こういう情勢を知つた蔣介石は、五人委員会が開かれ、意見の一致に到達し得る旨何らかの意思表示がなされるまで、三人委員会に国府が参加することには同意できないと言明した。しかし彼は、国府委員会の椅子数の割り当てに関するマーシャル将軍の妥協案には同意した。この妥協案というのは、自主独立に投票しそうに思われる、自由主義思想の無党派委員を最低一名任命し、しかる上で、政治協商会議決議の修正を阻止するための一票の拒否権を、委員会出席の中共代表に与えようとするものである。

両者ともに相譲らず

この交渉期間を通じ、中共の態度には余り変化がなかつた。国府委員会の組織を目指す五人委員会の討議に、中共が参加するためには、まず停戰問題解決が先決であると、中共は相変らず主張していた。もつとも停戰問題討議のため、これと同時に三人委員会が開催されるなら、中共は五人委員会の討議に参加してもよいと、最後に中共は同意することは同意した。

そして五人委員会で国府委員会問題の基礎が発見されたら、蔣介石の五ヵ條の條件は引込めてもらいたいと、中共は要求した。中共は、假令停戰の実施までに、国府委員会の方式について意見が一致しても、国府委員会へ中共代表を指名することはできないという態度を明かにした。そして政治協商会議の運営委員会で行政院の改組を討議したいとの希望を表明した。この時期における中共の最大の関心事は、停戰することと、政治協商会議決議案が修正されないという保証を得ることであつた。この政治協商会議決議案の修正を防止することについては、中共は、明かに、政治協商会議の決定事項を維持することによつて、中共の安全を期し得られると考えていたらしかつた。そして中共は、政治協商会議決議案の不変更を確保し得るような或る種の方式による拒否権を与えられることを主張した。

この時期の政府の立場は、比較的固定していなかつた。政府は最初、戰端を切つつたのは中共であると非難し、それゆえ政府側から停戰命令を発出する必要はないと主張した。政府はまた、蔣介石の五ヵ條の要求を放棄する意思はないと、九月初めに至り言明した。そして政府スポークスマンは、各地における停戰とその取極めは、すべて国府委員会で討議すべきであると主張した。しかし蔣介石は、三人委員会の開催を考慮することを、初めは拒否していたが、そのうち、六月に協定が到達した暫定案の一部を、もし中共が実行するなら、三人委員会に停戰問題を取扱わせてもよいと折れるに至つた。かくて江蘇省地方政府の問題の解決を、国府委員会の手にまかすことを許すことに同意し、これによつて事実上五ヵ條の條件を放棄してしまつた。ともかく政府の軍事的進出は、これら五ヵ條の條件を多少なりとも既成事実たらしめてしまつていたのだ。蔣介石はまた、五人委員会が協定に到達したら、そしてもしこの協定が政協運営委員会によつて確認されたら、すぐさま憲法審査委員会を開催してもよいと同意した。これによつて政協会議方式の線に沿つて事を進めるという、一応の保証を中共に与えようとしたのだ。しかし蔣介石は、中共が政協決議案に合致していないと主張する国民大会に、中共が代表を指名するまでは停戰には同意しないと言明し、新しい條件を持出した。そして政協会議の決議案は、国民大会以前に行政院の

改組を実施すると述べているが、国民大会開催まで行政院の改組は行わない旨の意思を表示した。蔣介石はまた、国府軍が軍事的に占領した各地点に対して、国府軍が引つづき占領を継続する意図のあることをも明かにした。この時の交渉が終りに近づいた頃、蔣介石は、もし五人委員会が国府委員会問題で何らかの協定に達したとの証拠を示すなら、三人委員会を開催してもよろしいと言つて來た。しかし五人委員会の正式開催以前に、三人委員会を非公式に開催することには同意できないというのであつた。

両派の立場には、このように相変らず妥協し難いものがあつた。マーシャル将軍とスチュアート大使とは、停戰に到るまでの第一段階として五人委員会案を提案し、これによつて行詰りを打開しようと努めて來たのである。両人は蔣介石のこの案に賛成するよう強く働きかけたが、中共はこの委員会の会合に参加することを拒否した。両人の努力が失敗したのには、いつものように宣傳戰の悪影響もあつた。宣傳戰は事態を混乱させ、誤解を引起した。この宣傳中、最も辛辣を極めたのは、米国政府と余剰剰産賣渡しとに対する中共の攻撃だつた。中共は相手を信頼せず、眞意をゆがめ、かつ無視する習慣を持つている。それで中共は、この余剰資産賣渡しは、中国の内戰を引延すという、悪質の目的を持つものだと言いふらした。しかしこれは全く事実に反している。蔣介石は、国民大会に対する代表を中共に指名せしめる上の自分の最後の切札は、停戰協定の締結であると率直にマーシャル将軍に語つた。中共はこの国民大会代表指名要求は以前に発表された五ヵ條の條件に新たに追加された六番目の條件であると考えた。それで中共は、戰闘の停止という彼等のいわゆるより緊急な問題を解決しようと、焦つていた。

九月十九日、南京の中共代表の口頭の要求に答えて、マーシャル将軍は、三人委員会の開催という周恩來将軍の要求に対し、国府がとつている態度を上海の周将軍に傳えた。周恩來将軍は再び上海から覚書を寄せ、三人委員会の開催という要求を改めてくり返した上、もし三人委員会を開催しないなら、六月休戰期間以後の、交渉における重要文書を公開せざるを得

ないとの意向を言明した。そこでマーシャル将軍は、南京の中共代表に対し、次のような見解をはっきりと述べた。中共は、マーシャル将軍の人格と目的の誠実さに対して攻撃が向けられ、悪意ある宣傳を続けていること、のみならず一方では中共はマーシャル将軍が調停努力を継続するよう幾度も親しく要求して來ていること、このようなやり方はマーシャル将軍にとつて、もはや耐えられないことであること、もし中共がマーシャル将軍を調停者として不公平であると考えるなら、その旨を言明してもらいたいこと、そうすればマーシャル将軍は何時でも交渉から手を引くつもりであること、これらのことをマーシャル将軍は中共代表に説明した。

当時マーシャル将軍は、国府を代表する色々な高官と懇談し、問題の微妙なこと、情勢がこのまま悪化すれば、中共はソ連のような外国に援助を求め、これに依存するに至るかも知れないこと、そうすれば平和的解決はますます困難となるであろうことを彼等に強調した。

蔣介石は七月半ば以來、牯嶺にいたが、近く南京に帰ることが予想されたので、マーシャル将軍とスチュアート博士とは、上海の周恩來に連名の手紙を寄せ、将軍が南京に帰つて、平和的取極めを達成するための、一層の努力を盡してもらいたいと要請した。周はこの手紙に答え、自分は三人委員会の開催を待ちたいと思つていると、これまでの立場をくり返して述べた。

蔣介石は南京に帰還した。そして公式声明を発表したいが、これについてのマーシャル将軍の意見を聞きたい、と申入れて來たので、マーシャル将軍は九月二十七日、次のような條件の下に国府から五人委員会と三人委員会の開催を提議してはどうかと示唆した。その條件とは、六月に暫定的に意見の一致を見た協定を実施し、三人委員会は整軍協定を決定し、政治協商会議の運営委員会は、五人委員会の出す結論を何によらず確認し、地方政府問題はすべて国府委員会が解決に当り、戦闘停止と同時に中共は国民大会に対する代表を指名する、こういうことを了解事項とすることである。マーシャル将軍は、

上記のことを織込んだ声明草案を作成し、これを使つてはどうかと、参考的に蔣介石に提出した。マーシャル将軍は、以上の取極めと同時に、政府は即時停戦を確保するための措置をとらなければならないと申し添えた。

マーシャル将軍の見解は、もし中共が一般條件と大体の方針に賛意を表したら、戦闘停止命令が直ちに発せらるべきであり、五人委員会と三人委員会を直ちに開催すべきであるというにあつた。これに対して蔣介石は、自分がマーシャル将軍の案を検討したところ、その中に述べられている数個の点は、戦闘停止前に完了せらるべきである――言いかえれば、戦闘停止命令発出前に三人委員会は軍隊の復員処置と軍の統合について意見の一致を見なければならず、五人委員会もまた或る種の協定に到達しなければならないという結論に達したと、マーシャル将軍に告げた。その後、蔣介石から公式声明の発表はいま行わないことにした、との報告がマーシャル将軍にもたらされた。

国民政府の軍事活動

この間、国民政府は張家口に向けて進撃を開始した。張家口は北平西北方の中共の重要基地である。国民政府は、中共が大同（山西省北部）を脅威しているので、政府軍は張家口を攻撃しているのだと、中共を非難していた。それで大同を包囲していた中共軍は、この非難の根拠を無くさせるため、大同包囲の解除を正式に発表した。九月三十日、国民党機関の中央通訊は、国民政府軍が張家口包囲のための行動を開始したと報じた。同じ日、中共は、或る種の政治協商会議方式が守られない限り、国民大会に対する代表の指名を拒否すると、公式に声明した。

このような情勢を背景として、周恩來は九月三十日、マーシャル将軍に一通の覚書を寄せ、国府軍が中国の政治的軍事的中心地の一つたる張家口を攻撃していることを指摘し、国民政府が張家口に対する軍事作戦を中止しない限り、中共としては、国府は「国家の全面的分裂」を一般に公告し平和的解決を放棄したものと考えざるを得ない、と述べた。中共の代表達

は、張家口に対する政府軍の進撃を政府が中止することが、これと同時に開催さるべき五人委員会と三人委員会に中共が参加するための前提である、と口頭で説明した。

交渉さらに悪化す

一九四六年十月一日、マーシャル將軍は南京で中共代表と協議し、次のように述べた。自分は中共のやり方にも、また国民政府のやり方にも同意しない。現在の情勢では、自分はもうほとんど調停者の立場を續ける意欲を失っている。現在のやり方は、片方で一つの非難を加えると、他方でさらにこれを反駁し、一つの提案が出されると、すぐこれに対する対案が提出されるという情況で、こういう状態がくり返されている現在では、自分はもはや調停を續けることはできない。自分としては、自分の代表している米国政府の立場を第一に考慮しなければならない。中共にも受容れられ得る望みのある提案を獲得しようと、国民政府と自分が一所懸命交渉している最中に、中共は国民大会に対する代表の指名拒否を發表している。協定の基礎に到達しようと、自分が一所懸命に中共と交渉していると、国民政府は張家口に対する攻撃を發表する。こういうやり方が毎日々々、毎月々々續いている。中共のやり方は必然的に大きな遲延をもたらすもので、この遲延の間にも軍事作戰が續行していることを、自分は強調したい。しかし自分としては、九月三十日の周將軍の覚書について国民政府と討議し、平和的解決の可能性を増大するような措置をとるよう、最善を盡して国民政府に働きかけてみたい。これが自分の結論である。このようにマーシャル將軍は中共代表に説明した。

マーシャル將軍は今後もはや、口頭のメッセージを中共に傳えることはせず、国民政府からの文書による書簡のみを中共に傳達しようと、この時決意したのである。

マーシャル將軍は次のように考えた。国民政府は二ヵ月にわたつてその「地方作戰」を續行しているが、こういうやり方

に対して、米国政府が第三者的立場を續けることは、もうできない。国民政府の張家口に対する作戰は、武力政策の基礎の上に立つているとしか思えない。軍事作戰が續行されているうちは、自分は調停者の位置に身を置くことはできない。成功の可能性のある妥協の合理的な基礎が存在するという積極的な証拠を、国民政府から獲得しなければならない。マーシャル將軍はこのように考えた。

マーシャル將軍、調停から手を引くことを考慮す

現状を勘考してマーシャル將軍は十月一日、蔣介石に一通の覚書を送り、その中で自分は国民政府または中共の現在のやり方には同意できないと述べた後で、次のように表明した。

「私は單に次のことだけを言明したいと思う。すなはち、これ以上両者の提案と反提案を遲らせることなく戰闘を停止し得る協定の基礎が發見されない限り、私の本国召還と、米国政府の調停努力中止を私は大統領に進言するつもりである。」

この覚書の前半で、マーシャル將軍は次のような意味のことを述べた。自分は現在の交渉と軍事作戰に含まれるすべての要因を綿密に検討した。そして政治協商会議の方式が守られなければ、国民大会に対する代表の指名を拒否するという中共の声明とか、張家口に対して国民政府が作戰しているという国民党機関中央通訊の發表とか、宋子文博士が提案した或る種の非公式提案とか、九月三十日の周恩來將軍の覚書とか、これら極めて最近の事態をも、また自分の考慮に入れた。そうマーシャル將軍は述べた。

翌日、蔣介石はこのマーシャル將軍の覚書に答えると期待せられた回答の内容を、口頭でスチュアート博士に説明した。すなわち、彼は現状においてマーシャル將軍が、困惑していることに氣付いていること、及び彼はいつも自分の問題を氣にかけていることを指摘した。しかし、彼は国民政府が張家口を手に入れることは、国民の福祉にとつて絶対に必要であ

り、国民政府が同市を占領すれば、今後における中共の軍事的行動を予防する上に、大いに寄与するであろうと感じていた。この蔣介石の言明によつてマーシャル将軍は、蔣介石が交渉遅延の口実の下に、明らかな武力政策を遂行しつつあることが確実である以上、自分が中国から召還さるべき時期がいよいよ來たとの確信をほとんど完全に抱くに至つた。蔣介石は、対日戦勝日直後に中共が占領した張家口を、將來中共が保持することを、去る六月には認めたにかかわらず、いまや完全にその立場を覆したのだ。

十月二日、蔣介石はマーシャル将軍の覚書に対する回答を寄せた。この中でマーシャル将軍の覚書に関連して、蔣介石は次のように述べている。

「ここに政府は極めて率直に、現在の問題を解決するための最大限の譲歩を表明するものである。」

ここにいう「最大限の譲歩」とは次のようなものを指していた。㈠初め国民政府は、国府委員会の椅子を中共に八、民主同盟に四だけ割当てることに同意したが、今や中共が推薦し、国民政府が同意する無党無派に一の椅子を提供する。こうすれば中共側にとつて満足な委員の椅子数は、合計十三となる。そして中共は国府委員会の委員と国民大会に対する代表の名簿を即時提出すべきである。㈡軍事的改組を実施した場合における中共軍駐屯地を即時決めることとし、中共軍は協定せられた日取りに従つて、その駐屯地に入るものとする。これらのことは三人委員会で決定し、軍事調処執行部の監督の下に実施することとするというのであつた。蔣介石の回答文は結論として、もし中共がこの二つの案に同意すれば、「協定のでき次第、両者において戦闘停止命令を發出するものとする」と述べている。

蔣介石のこの回答文の中には、政府の張家口攻撃が終了するに至るまでの手順が長々と述べられてあり、しかも国民政府軍の處置については何ら觸れられていなかつた。しかるにこの点は、二月二十五日の整軍協定が明記しているのである。マーシャル将軍は、米国政府の誠意を疑われるような方法をとることはできないし、このことをハッキリ中国政府に知らせ

るべきであると思つた。

十月四日の長時間にわたる会談において、蔣介石はマーシャル将軍に次のように言つた。すなわちマーシャル将軍の中国出発は考えられないということ、そして中国における危機は世界で最も重要な問題であり、マーシャル将軍の努力は大きな歴史的意義を持つものである以上、マーシャル将軍としても調停の努力を中止することはできないであろうと。これに対してマーシャル将軍は説明して、彼自身の行動と立場、ならびに彼が代表している米国政府の行動と立場が、現状においては問題なのであると言つた。彼は現に武力による作戦が進行しており、交渉はこの作戦を隠すための口実ともいうべきものであると確信している。――こういう現状では、彼はもはや交渉に参加できないと述べた。今よりも国民政府の軍事的地歩がはるかに弱かつた去る六月においては、国民政府は張家口を中共の手に帰すことに同意した。しかるに今や国民政府軍は承徳を占領し、河北、熱河両省の大半をも占領し、また政府軍は北平を越えて張家口に進撃している。そして政府軍は重要な戦略地点たる赤峰と多倫をも占領しようとしている。現在のやり方は明らかに武力による作戦であつて、交渉による解決ではない、とマーシャル将軍は言つた。六月下旬に蔣介石が、明らかに意見の一致を見た協定を受容れる傾向を見せ、そして中国本土には今後單に地方的戦闘が行われるのみであろうし、満州では戦闘は起らないであろうと言つた当時、将軍は來るべき七、八両月の事態を見込んでする、そういうやり方に全面的に反対した。彼はさらに続けて、そういう考え方に不賛成であるばかりでなく、そういうことをすれば必ずや、国民政府の手にも中共の手にも負えない、全面的内戦が今後長期にわたつて発展するのではないかと言つた。この会談は、蔣介石の方から張家口攻撃を中止するとの意思表示がないままに終つた。会談を終るに当つて、マーシャル将軍は、遺憾ながら本日の会談では自分の見解を変えるべき何らの理由をも発見できなかつた、と蔣介石に告げた。事実今や、米国政府はその行動について誠意を疑われ得る立場におり、それゆえに、自己の本国召還をトルーマン大統領に進言しなければならぬ、とますますマーシャル将軍は確信したのである。

翌日、マーシャル将軍は、自己の本国召還を進言するメッセージをワシントンに送つた。その中の召還問題と関連する部分では、次のように述べられている。

「現在中共が、誤解と激しい攻撃に満ちた悪意ある宣傳を行つているにもかかわらず、また中共が愚かにも、スチュアート博士を議長とする五人委員会案に同意しなかつたにもかかわらず、我々の考えでは、中共自身の拒否によつて生ずる遅延を恐れる餘りに、米国政府が世界の目の前で、私を調停者として引つづき今後も行動させておくことは不可能であり、米国政府はこのことを内密に蔣介石に通告すべきであるという気になつたのだと私は考えている。国府の軍事作戦を中止せしめるための、また、一方で武力による作戦を遂行しつつ、他方米国をたぶらかすことができると考えている国民政府将領等の信念を覆すための、これは唯一の手段であると私は信じている。次のようなメッセージを大統領から蔣主席に送るよう、御賛同を得たい。

「『マーシャル将軍は、その任務の打切りと本国召還とを進言して來ている。彼は、現在のような広範な侵略的軍事作戦が行われている時に、調停を続けることは、彼が代表している米国政府の行動の誠意について重大な誤解を招く恐れがあると考えているが、このことは彼から貴下に説明したはずである。私は、中国に平和をもたらそうとする同将軍の努力が成功しなかつたことを深く残念とする。しかし米国政府の意図と高遠な目的を代表する同将軍の立場、ならびに行動については、誠意を誤解されるような余地を残せしめてはならない。よつて私は残念ながら、将軍を即時召還せしめることにきめた。』」

このマーシャル将軍の採つた措置の説明が、スチュアート大使を通じて蔣介石に傳達されたところ、彼は、もし米国の調停者達がそう主張するのなら、張家口に対する軍事的進撃を五日間、またはそれ以上の期間にわたつて中止してもよい、という意向を表明した。但しそれには、中共が五人委員会と三人委員会の会合に直ちに参加し、張家口問題を最初に討議しな

ければならない、という條件が附いていた。彼はまた、マーシャル将軍とスチュアート大使は、翌朝自分とこの問題を協議されたいと要請した。この蔣介石からのメッセージを受け取つたマーシャル将軍は、国務省に対して、自分の本国召還を求めた進言書は、追つて指示を受けるまで大統領には傳達しないよう、国務省に要請した。

張家口休戦案

マーシャル将軍は、蔣介石と張家口休戦案を討議し、その際次のことを明らかにした。それは短期間の休戦では交渉を成功させる時間の余裕がないこと、特に侵略的軍事行動が再開されそうな脅威の下にあつてはなおさらであること、現地軍司令官達は複雑な問題に直面しており、かつ侵略的態度に出ているから、余りに長期間の休戦はかえつて事をむつかしくするであろうこと、などの諸点であつた。マーシャル将軍は九月二十七日、将軍から蔣介石に提出した案を考慮されたいと申出た。それは中共側が同意次第、直ちに戦闘停止令を出すという案がある。これに対し蔣介石は、この提案されたやり方には同意できないと言い、そして戦闘を停止するかしないかは、一々三人委員会と五人委員会がうまく完了するか否かにかかつていると言い張つた。しかし彼は、その十月二日覚書に記された三人委員会と五人委員会案に中共が同意するならば、五日間の停戦を命令する意思があると言つた。しばらく議論が続いた後、蔣介石は休戦期間を十日間に延長することに同意し、もし休戦期間の終りが近づいた時に、中共が交渉する気持を示すならば、期間を延長してもよいと言明した。また彼は、この休戦は国民政府の提案ではなく、マーシャル将軍とスチュアート大使の案として発表したいと要請した。マーシャル将軍とスチュアート大使は、休戦は自分達の案ではなかつたけれども——単にそれは両人が獲得できた最善の案というにすぎなかつたけれども——この要請に同意した。

マーシャル将軍は、蔣介石の同意を得た休戦條約の輪廓を記した覚書を用意し、これをスチュアート博士に送つた。同博

士は口頭でこれを中共代表に傳え、翌日さらに写しを中共代表に一通、別の写しを上海の周恩來に一通それぞれ送つた。休戰條件は次の通りである。㈠ 休戰の目的は、蔣介石が十月二日のマーシャル将軍への通信に記したところの「蔣大元帥の二提案を実行すること」にある。㈡ 休戰期間中、軍事調処執行部の現地派遣員が休戰命令の実施を監視する。㈢ 休戰の公けの発表は国民政府、中共のいずれの側からも行わないで、スチュアート博士とマーシャル将軍とによつて行われる。

これと同時にマーシャル将軍は国務省に対し、以上の経過と将軍の本国召還進言を取下げる決意とを、トルーマン大統領に報告するよう要求した。

中共はこの休戰案を次のような理由で拒否した。すなわち休戰期間に時間の制限を設けるべきでなく、また三人委員会と五人委員会の討議事項を、単に十月二日の蔣介石の覚書中にある提案にのみ限定すべきではない。なぜなら、この問題を休戰中に討議することは、軍事的圧迫下に交渉することにほかならないと考えられるからである。

一九四六年十月八日のマーシャル―スチュアート聲明

中共が停戰案を拒否したため、マーシャル将軍は、先に将軍が政府の侵略的軍事行動の継続に反対していた頃とは全く正反対の立場に置かれた。今や国民政府が少くとも一時的な戰鬪中止を提案したのであり、中共がこれを拒否したのである。かくてこの問題についてマーシャル将軍とスチュアート大使は、十月八日公式の共同声明を発表した。この声明はまず、張家口に対する国民政府の軍事行動に關する九月三十日付の周恩來の覚書と、中共の態度を説明している。そして張家口に対する政府軍の攻撃中止を求めた周将軍の覚書を受取つた日から、十日間の休戰案を中共が拒否した時に至るまでの交渉の経過を説明している。

中共の立場

中共代表はマーシャル将軍とスチュアート博士とともに討議した際、中共の見解を次のように述べた。中共は張家口に対する攻撃が確実に中止されることを欲する。国民政府がその誠意を示す唯一の方法は、その軍隊を原位置に撤退せしめることである。国民政府がさながら敗者に対する勝者の役割を僣していることを、マーシャル将軍とスチアート大使が国民政府に理解させてやること、ならびに両人が国民政府の戰争政策を変更せしめ得ることを、中共は希望していたのであるが、今や希望は失われた。マーシャル将軍とスチュアート博士の努力は非常に多とするけれども、中国は今や内戰の最中にある。中共としてはマーシャル将軍とスチュアート博士とが、一方、米国政府援助を中止せしめ、他方、「両者ともに受諾し得べき公正な調停方法をとる」ことを希望した、と。これに対してマーシャル将軍は答えて、米国政府に関する只今の言明は、これを容れることはできないこと、また只今の言明中の第二点の推論も、これを好まないことを告げた。結論として彼は、交渉に関する彼の努力が終つてしまつたのではないかということを非常に心配していると言つた。

この会談が不満なものであつたためと、この危機に際してあらゆる可能な手段を盡したいという考えから、マーシャル将軍は周恩來将軍と会見するため、上海に赴いた。そして周将軍と懇談してみると、休戰案中の用語から若干の誤解が生じたため、蔣介石の二提案に中共が考慮を拂うべきであるというのか、あるいはそのような提案を「実行」すべきものであるというのか、どちらか不確だつたということが判つたのである。周将軍は、蔣介石の二提案が、中共の見解をもつてすれば、受諾できない條件であつたことを指摘した。彼は言つた。提案の一つは、中共として、政治協商会議決議案の修正を阻止するための拒否権を行使することができないことを意味し、他の一つは、中共軍の駐屯地だけを固定して、政府軍の移動は自由にしておくということを意味したものであると。永続的休戰のみが、政府として中国の「全面的分裂」を希望してい

ない唯一の証左になると中共は考えていると、周将軍は結んだ。彼はそれから、マーシャル将軍に三ヵ條の軍事的提案と八ヵ條の政治的提案を申出たが、この案は軍事的及び政治的問題に対する中共の立場を代表するものである、と言つた。中共の軍事的提案は次のようなものである。軍隊はすべて中国本土においては一月十三日現在の、また満州においては七月七日現在の地点に、それぞれ復帰すること。軍の改組の時期まで全軍隊の駐屯地を固定すること。一月十三日以後、移動した政府軍は本來の位置に復帰することなどであつた。また政治的提案の方は、五人委員会と政治協商会議運営委員会の討議事項を詳細に述べたもので、すべて政協会議の決議案と関連するものばかりであつた。

マーシャル将軍は、蔣介石が、軍隊と軍需品移動のための時をかせぐ目的で休戰を計画したわけではないことを強調し、そして、周将軍の見解を聞いたところ、自分の調停の努力は無効であり、自分としては、これ以上行動する実際的基盤がなかつたと結論した。マーシャル将軍は、かねて、もし中共が調停者としての自分の公正さを信頼しないならば、ただそのことを申出るべきであり、自分は直ちに手を引くであろうと注意した。これに対して周将軍は、自分は文書による回答を蔣介石にあてて送りたい、そして自分はスチュアート大使とマーシャル将軍とが発表した共同声明を歓迎しなかつたけれども、調停の全期間を通じてのマーシャル将軍の行動に対しては、いささかの疑惑をも抱いたことがないことを、自分は明確にしておきたいと言つた。

十月二日の蔣介石の覚書ならびにマーシャル将軍あて覚書中の張家口休戰案に対して、周恩來将軍は十月九日、回答した。この覚書の結語は大体、次のようなものである。すなわち政府は張家江に対する攻擊を中止すべきである。そしてもし政府がかかる攻擊を永久に中止するならば、中共は三人委員会及び五人委員会、もしくは政治協商会議運営委員会の会議に喜んで參加し、(一)戰鬪停止(二)政治協商会議決議案の実施、という二つの問題を同時的に討議したいということであつた。覚書はこのほかに、周将軍が上海でマーシャル将軍に提案した軍事的及び政治的提案を含んでいた。

一九四六年十月十日の蔣介石の聲明

一九四六年十月十日の双十節に際し、蔣介石は一場の演説を行い、その中で国共交渉にふれ、大要左のように述べた。

「政府は中共に対し、武力をもつて局地支配と国家の分裂を達成せんとする陰謀を放棄し、他の全政党とともに、国民政府及び国民大会に參加することを要求した。政府の希望したのは、各種の政党ならびに團体が、国府委員会に対する候補者と国民大会に対する代表の名を記載した名簿を提出することであつた。政府は戰鬪の全面的ならびに永久的停止を望んでいる。しかるに中共は過去三ヵ月にわたり、大元帥の提案のすべてを拒否し、かつまたマーシャル将軍とスチュアート大使が申出た提案をも拒否した。しかし政府は、平和的解決の政策を捨てようとした訳ではない。政府は今後もなお、調停と協議による解決を希望し、そして努力しようとするものである。」

張家口の陥落と国民大会の召集

このころ民主同盟と中国青年党の代表の一群が、周恩來将軍の南京帰還を要請する目的で、上海に赴いた。その努力が成功しそうに見えた丁度その時、一連の事件が派生したために、中共の悪感情を喚起した。そしてこの一連の事件のうちの一つは、小数派政党の強い反政府的空気をまき起した。十月十日に政府軍は、中共の抵抗をほとんど、もしくは全然受けることなしに張家口を占領し、そして同日、熱河省における中共の最後の據点たる赤峰をも占領した。この頃、政府軍はまた、中共が保持していた江蘇省北部の、他の諸都市をも占領しようとしていると報ぜられた。同じ日に政府は、一九四五年八月の日本の降伏に伴つて中止していた全国的徵兵を再開する旨、発表した。こういう事件があつて後もなお、周恩來将軍は南京に帰還する用意があると立法院長孫科博士から傳えられた。しかし十月十一日、政府が国民大会を十一月十二日に開催す

るとの命令を発するに至り、周将軍は南京帰還計画を中止した。この発表は他の少数派政党からも強い非難を受けるに至つた。彼等はこれを政府の一方的な独裁的措置であると考えた。当初五月五日に予定せられた国民大会を延期することについては、四月二十四日における各党代表と蔣介石との懇談で意見の一致を見ており、国民大会開催の日取りは全政党の話合いで定めるとの了解が成立しているはずである旨、これらの政党は主張した。これに対し国民政府は、国民大会はその召集一ヵ月以前に開催の日取りの正式な通告と確認を要するという、国民党の党則に基づいて今回の措置が採られたものである、と説明した。こういう一連の事件のため、周将軍と少数派政党代表の南京帰還計画は中止された。

蔣介石のために用意された聲明の草案

十月十三日、蔣介石は、マーシャル将軍とスチュアート大使に対し、先に九月二十七日にマーシャル将軍から提案されたような声明を――最近の情勢の変化に応じて手を加えて発表したいと思うが、これについて考慮を乞うという意味を示唆して來た。よつてマーシャル将軍は、情勢の変化を指摘して次のように言明した。戦闘の停止が重要な問題である。そしてよしんば中共が政府の軍事行動の圧迫によつて、各種の協定に屈伏したところで、そういう政治的交渉や政府の改組から健康な結果が生れることはあり得ない。なぜならそれによつて培われる悪感情は余りに深く、復仇の精神と不信の念とは余りに大きいであろうからであると。これに対し、蔣介石は、政府改組のための何らかの有利な事柄が得られるという証左が国民と政府指導者に與えられない限り、無條件の戦闘停止には応じられないと答えた。彼は、例えば中共が国民大會に対する代表の名簿を内示することなどを言つたのである。

マーシャル将軍は蔣介石に対し、彼が去る七月上旬、中共とは最初は强硬に交渉する必要があり、後日――二、三ヵ月後――寛大な態度を採用する必要があると語つたことを想起させた。政府があらゆる重要戦略地点を占領して以來、今はもう

三ヵ月以上も経つている。蔣介石のいわゆる寛大な態度をとるべき時が來たのではないかと思われる。このようにマーシャル将軍が指摘したのに対し、蔣介石は自分もそう思うと答えたが、戦闘を中止する前に何らかの有利な事柄を獲得する必要があるという、彼の前の言明をくり返した。

この蔣介石の提案を受けて、マーシャル将軍とスチュアート博士とは、蔣介石の手で発表されるべき声明の草案を作成して、これを蔣介石に提出した。この中には国民大會に対する中共代表の名簿を提出せよとの蔣介石の要求が含まれていた。この声明草案は、先に去る九月二十七日、マーシャル将軍が蔣介石に提出した草案を基礎として作成されたもので、左のような諸点を内容としている。

左の事項を了解して、五人委員會と三人委員會を即時開催する。

去る六月の交渉において、三人委員會が暫定的に意見の一致を見た各種の協定を実施し、また同じ時に暫定的に意見の一致を見た在滿部隊の処置を確認する。

三人委員會が軍隊の再配置、改組、復員について意見の一致を見るに至るまで、揚子江以北の政府軍は、現在管理中の諸地点の占領を継続する。

政治協商會議運営委員会は、五人委員会の意見一致を見た了解事項を、遲滞なく確認する。

地方政治問題は、新たに組織せらるべき国府委員会の手で解決する。

憲法審査委員会を即時開催し、意見の一致を見た憲法草案を、討議の基礎とするため、国民大会に提出する。

上記の手続きに対し中共が同意を示せば、直ちに戦闘停止を実施し、これと同時に中共は、国民大会に対する中共代表の名簿を公表する。

蔣介石による八ヵ條提案　一九四六年十月十六日

十月十六日、蔣介石は公式声明を発表し、その中で政府の見解を述べ、八ヵ條の提案を持出した。これを中共側が呑めば、国民政府は直ちに戰闘の停止を取極める用意があるというのである。先に十月十日、蔣介石はその公式声明で「政府は、わが国の国内問題を政治的に解決しようと常に求めている。政府はいかなる事情の下でも、平和的な解決の方針を放棄するものではない」と言明したが、今回の声明では、右の政府声明に言及し、さらに続けて、最近中共は政府提案を拒否したけれども、なお政府は「平和的解決」の方針を放棄せず、調停と話合いによる解決に努めるであろうと言明した。この蔣介石の八ヵ條提案は、マーシャル将軍とスチュアート博士が作成した提案とよく似ているが、主な相違は ㈠ 近接して相対立している国府、中共両軍を分離せしめることは、去る六月に暫定的に協定されていたが、これを取止める。㈡ 国府委員会が地方政治問題を解決するという提案から滿州を例外として除外する、の二点にあつた。このほか八ヵ條提案の一つは、在滿部隊の再配置に関する暫定協定を、一定の方式に從い遲滯なく実施しなければならないとしているが、先の声明草案では、この点は、單に暫定協定の確認を求めているにすぎなかつた。この蔣介石の提案は、中共代表に傳達のため、十月十七日、マーシャル将軍の手もとにも提出された。

この蔣介石の八ヵ條の提案と、去る九月二十七日にマーシャル将軍が蔣介石に提出した声明草案とはよく似ているが、その間に時間が経過していることと、張家口の占領、及びこの八ヵ條提案の発表当時、政府軍が安東とチーフーに対する攻擊を開始したことなど、軍事的な諸事件が続いて発生したので、この八ヵ條提案から好結果が生れそうな見込はほとんどなかつた。

中共の回答

周恩來将軍が上海で小数党指導者の一群に言明したことや、延安からの中共放送を聞いて察する限り、蔣介石の八ヵ條提案に対する、中共側の最初の反響はあまり香しくなかつた。第三党（少数党指導者達）は、周将軍を南京に帰還させようと說得に努めていた。三人の国府要人もまた、周将軍と懇談するため上海に出かけていつた。マーシャル将軍は、米国の調停者達は今度は傍観者の立場に立つべきであり、第三党が仲介者の位置にいるから、これら中国人の努力を励まして、解決に到達させてやるべきであると考えていた。十月二十日、周恩來将軍と第三党は、次の日に南京に帰ることを決定した。これは何も両者の間に、新しい了解が成立したわけではないことは明らかだつたが、上海で両者ともに相当の誠意を見せて懇談したので、ともかく交渉を継続し得る見込が出て來たのである。

先に十月初旬、蔣介石はマーシャル将軍に向つて、十月二十日に短期間台湾訪問を行いたいと通知して來ていた。しかし周恩來将軍と第三党が南京帰還を決めたことが分つたので、一行の到着まで蔣介石は南京に残り、一行と短時間の会談を遂げてから、同じ日に台湾に出発した。出発に先立ち蔣介石は、自分が留守にするのは二、三日にすぎず、交渉の上で自分が南京にいることが必要となつたら、何時でも南京に帰つて來るつもりだと、マーシャル将軍に傳えて來た。

この頃、滿州の戰闘は小規模な行動に止まり、せいぜい中共軍が交通線を遮断している程度で、一般に比較的靜穩だつたが、華北の各地では引続き戰闘が行われていた。平漢線沿線の中共の行動は、平漢線が横断している南部河北省地区の戰闘と混り会つていたが、大体において鉄道線路の破壞に集中されていると伝えられた。またこの頃他には、北滿のハルビンとチチハルで共産党の組織した大衆デモが行われ、米軍の中国撤退を要求し、米国の中国内政干涉を非難したことが目立つた。南京の中共代表の要請で米国が提供した軍用機によつて、中国共産党員は南京や上海や重慶から延安へと漸次引揚げて

行つたが、これで見ても情勢の悪化が察せられた。

しかし周恩來は遂に南京に帰り、第三党は活潑に調停に乗出したので、現状のうちにもなお希望の基礎が残つていた。第三党は国民大会に参加するか否かの問題を主要な武器として、国府と中共を相手に討議していた。こういう情勢なので、米国の調停者達は背後に引込んでいることができた。

戦火の拡大

この間、戦況に退化の兆はなかつた。政府軍は済南—青島鉄道の最後に残る主要駅を占領した。そして政府軍は河北省南部で京漢線に沿つて北進していた。滿州の安東に対する政府軍の進撃開始は、最も重大なものであつた。そして今や蔣介石は、停戦命令発出後十五日以内に同地の中共軍は撤退せよと主張していた。米軍の即時撤退と、米国の国民政府支持の即時中止を要求する中共の反米宣傳も続いていた。さらにまた北平の軍事調処執行部における中国共産党員がひどく減員され、同地の中共支部は活動できないまでになつたことに見ても、事態の悪化は予想された。中共はまた、中国本土の政府軍占領地域における野戰工作隊を、四地点を除いて全部引揚げさせていた。

第三党による調停の試み

周恩來将軍は十月二十六日、マーシャル将軍とともに情勢を検討し、もし政府軍の軍事的前進が継続されるなら、交渉続行の必要もなくなるであろうから、三人委員会はこの問題について何らかの措置を講ずべきであると言明した。色々質疑を続けてみると、周将軍は三人委員会の開催には反対ではないが、三人委員会の開催そのものを問題としているのではないことが判明した。話合つているうちに、周将軍が国民政府側の提案の一つ一つに深い疑惑を持つていることが判つた。国民政府の八ヵ條提案中のあるものは中共が当初希望していたもので、国民政府側は以前は同意しなかつたものであることを、マーシャル将軍は指摘したが、それでも周将軍の疑惑は解けなかつた。マーシャル将軍は、国府側も中共側もともに不信の念が極めて強く、それだけに両者ともに戰闘の停止を同意し得る何らかの方法を見出すことがますます必要である、と周将軍に指摘した。

マーシャル将軍は、両名のいずれにとつても重要でない細かい点をすべて取除かない限り、協定ができ上る見込は現状ではほとんどないものと思われると言明し、第三党の手で、協定の何らかの基礎が発見できれば、これは中国問題を中国人自身の手で解決することになるのだから、米人が介入して調停の労をとるよりはるかにまさつていると思う、とその希望を述べた。

周将軍は、自分としては、第三党が健全な基礎を持つた妥協案を考え出すならば、一緒に討議に参加したいと思うが、軍事的情勢と各地における政府軍の攻撃を考慮に入れると、情勢がこのまま続く限り、交渉の基礎はないのではないかと考えると言明した。そしてその場合には、自分が南京にいることも無益であろうとも述べた。

マーシャル将軍は、次のように指摘した。彼とスチュアート博士とは、戰闘停止のためのあらゆる手段を試みたが、いずれも成功しなかつた。例えば、彼等は五人委員会案を提案したが、これには政府側は結局折れて同意したが、周将軍がこれは中共の屈伏に等しいと言つて反対した。そして今、また似た情勢になつている。今度は第三党の努力によつて戰闘が停止され得ることが望ましいと。

蔣介石が南京を留守にしていること、及び国府軍が滿州で軍事作戰を公然と再開したことは、全般の情勢に弊害をもたらした。第三党も意気沮喪しつつあつた。これは両者の見解の相違を解消せしめるための、彼等の三ヵ條の提案が蔣介石によつて拒否されたためである。彼は、自分の十月十六日の八ヵ條の提案をこそ採用すべきであるといつて、彼等の案を拒否し

た。周恩來將軍は、非公式に提案のすべてを事実上受容れたのであるが、政府軍が安東を占領したとの報道を聞いたため、延安からの指令を待たねばならないと言い出した。そこで第三党は、国府、中共、第三党の各代表による非公式の討議を行つてはどうかと勧告した。蔣介石はこれに同意したが、自分の八ヵ條提案を討議の日程とするよう主張した。周恩來將軍は同意した。そして十一月四日に命令することになつた。

十月二十八日、マーシャル將軍は、蔣介石と情勢を検討し、中共が蔣介石と国民党指導者の意向に深い不信の念を持つていること、さらにまた中共が米国の調停者に対しても不信の念をもつていることを説明した。マーシャル將軍はさらにまた中共は降伏の意図を持たない。中共は色々な都市を失つたが、軍隊は失つてはいないし、將來も軍隊を失うだろうとは思えない。これは中共がどんな場所においてでも、最後まで抵抗して戰い抜くことをしないからである。蔣介石はハルピンを奪取できるかも知れないが、政府はこのため果しない厄介な事件に巻込まれるだろうというようなことを指摘した。

蔣介石はこれに対して、戰鬪を停止すべき時は來たと思うが、しかしこのことを第三党には知らせたくないと思う、と答えた。そこでマーシャル將軍は、現狀では第三党が殘された唯一の希望であり、蔣介石は彼等のためにあらゆる考慮を拂つてやらねばならない、と言明した。次にマーシャル將軍は、第三党の人々は努力が失敗したために元気を失つており、交渉から手を引いて上海に帰りたいと言つていることを、指摘した。

十月三十日、蔣介石はスチュアート大使に、改めて次の二つの讓歩を行いたいと、傳えて來た。

(一) 停戰命令は中国本土はもとより、滿州にも適用する。軍隊の再配置は六月の取極めに従い、地方行政は中国全体に單一的に処理する。

(二) 長春鉄道沿線の都市と縣とは、既に政府軍占領下にあるものを除き、政府の改組前に引渡しを行わないこと。

この時の中共側の主張には一貫性がなかつた。中共はこれまで、政府の軍事的指導者が武力によつて問題の解決を決意し

ていると主張していたが、しかも中共は明かにあえて戰鬪を継続し拡大しようとしていた。中共としては、政府が国民大会に対する中共代表の名簿を獲得するため、何らかの讓歩を行うのではないか、との希望のもとにそうしたのである。しかも国府委員会と地方政治の問題は、今のこの段階では、六月におけるほど解決困難なものではなく、特に目立つ主要な問題は行政院の改組であるように見えた。中共と民主同盟とは、この問題を国民大会開催の前提として非常に重要視した。第三党が元気をなくしたので、これらの人々に軍事問題の解決は政治問題によつて大きな影響を受けること、第三党の人達は共同動作をとるべきこと、第三党を分裂させようとする政府側と中共側の圧迫に耐えるべきこと、などの事実を自覚させなければならなかつた。政府側は、国民大会に対する中共代表の名簿が提出されないうちは停戰に同意できないという態度を変えず、また中共は、政府改組後でなければそのような名簿の提出はできないといつていた。これは行政院の改組後でなければという意味である。これに対して蔣介石は、国民大会の開催後でなければ行政院の改組は行わないつもりである、と言明した。

この頃交渉に影響する幾つかの新しい事態が起つた。周恩來は、政治協商会議決議案を厳守した政府改組が行われないうちは、国民大会に対する中共代表の名簿を提出しないという中共の立場に第三党が味方した場合にのみ、自分は上海から南京に帰つてもよい、との意思を表明した。これは第三党にとつては極めて厄介な問題である。第三党はマーシャル將軍とスチュアート博士に、もう一度交渉を指導してはどうかと勧めた。しかし米国調停者達は、中国の中立派の人が政治問題だけでも調停する(もしできれば)ということは非常に重要であるといつて、この勧告を断つた。

国民政府は、中共や第三党と一緒に、色々な問題を非公式に討議することは賛成であるといつていたが、十一月四日の会合には政府代表は出席せず、席上では第三党が中共の要求を声明するよう、周將軍に依頼したに止つた。周將軍はすべての問題にわたる極めて完全な声明を行つた。

十一月五日、蔣介石は、政府が予め開催に同意したこの会合に政府役員が出席しなかつたのは、中共が米国の調停を排除したいと希望しているらしいことが色々なことから推察されたためである、とマーシャル将軍とスチュアート大使に知らせて來た。マーシャル将軍は、そういう理由で国府側が右の会合に出席しなかつたのは残念であると述べ、さらに中共としては、米国の調停を受諾するかしないか——すなわち米国調停者を信頼するかしないか——のどちらにしても、政府側の措置によつて、こういう問題を無理に決めることはできないと言明した。すると蔣介石は、戦闘を停止すべき時機が來たようであり、自分としては戦闘を無條件に中止する用意があると述べた。蔣介石はまた、戦闘停止の声明についてマーシャル将軍とスチュアート大使の意見を乞い、国民大会の開催についても意見を求めた。この国民大会には少数派諸團体も出席することを蔣介石は希望していた。

一九四六年十一月八日の蔣介石の聲明

よつてマーシャル将軍とスチュアート大使とは、声明草案を用意した。これは停戦に関する蔣介石の見解を述べ、国民大会が開催され憲法を採用する方法について、少数派諸團体から必ず提出されることが予想される諸問題について説明したものである。(マーシャル将軍は蔣介石に要請されて、これまでの交渉中にもしばしば声明や、討議の題目になりそうな提案の草案を用意して蔣介石の参考に供したり、その使用に委ねたりした。こうすることによつて、マーシャル将軍は蔣介石の見解を表明する文書を作成する上で、蔣介石の参謀のような役割をしていた。)そうこうしているうちに、二人は蔣介石の手で作つた声明の草案を受取つた。これは非常に挑発的な、長文の、かつ議論が多くて難解のものだつたので、二人はこれは事態をますます複雑にするだろうと考えた。しかもこれには、将來武力を行使するかも知れぬという以上のことをほのめかしていた。だから、この声明が停戦をもたらすことはあるまいと思われた。

十一月七日、蔣介石の要求により、マーシャル将軍とスチュアート博士は蔣介石と会見し、二人が作成した声明草案の中国語飜訳文を渡した。二人は、蔣介石の声明草案は、單に中国の情勢を悪化させるだけであろう、との意見を表明した。これに対し蔣介石は、自分は草案を作成するに当つて、次のような多くの重要な点を考慮に入れなければならなかつたのであると、説明した。

㈠ 中共対策について、政府部内には以前は意見が分れていたのであるが、今度は武力政策が唯一の途であるということに意見が一致している。

㈡ 自分としては国民大会の組織において、一九三六年に合法的に選挙され、いま南京に集合している代表達に対して愼重な考慮を拂わなければならず、また一九三六年の憲法草案と対照して、政治協商会議決議案の壓倒的重要性を强調するわけにはゆかなかつた。

㈢ 政府軍が最近蒙つた損害を考えて、もし彼等が無條件停戦の通知——それは事実上国民政府の立場と明文との無條件降伏にも等しいが——に接したとすれば、それが軍隊の士気に及ぼす影響に対しても、自分として愼重な考慮を拂わなければならなかつた。

蔣介石は続けて、自分は国府の軍事的及び政治的指導者達の目の前で、マーシャル将軍やスチュアート博士が用意した声明草案の中の、無條件停戦に関する部分に賛成することはできないと言明し、平和交渉と戦闘停止とによつて問題が解決されると信じているのは、事実上自分一人くらいのものであると説明した。蔣介石はさらに続けて、自分の今言つたことに基づいて二人が草案を考え直し、それによつて自分に助言してほしいとマーシャル将軍とスチュアート博士に依頼した。マーシャル将軍はこれに答えて、蔣介石の発表した意見の諸点は、マーシャル自身の見解とも、また米国政府の見解とも反対であると思うので、蔣介石の示した意見の諸点に調子を合せて一つの草案を用意するという仕事に、米国政府代表としての自

分が参加すべきかどうかということには、重大な関心を拂つているのであつて、自分としてはスチュアート博士と一緒に蔣介石の見解を検討する機会を必要とすると思つていると言明した。

十一月八日、マーシャル將軍は声明草案を書き直して、蔣介石に手交し、この書き直した草案は米国政府代表としての自分が承認を與えたものではないことを、はつきり了解してもらいたい、と述べた。そしてさらに彼は続けて、自分はただ蔣介石の見解を最も挑発的でない調子で書きあげるために、いわば参謀將校と同じ立場から蔣介石を助けようとしたのであるが、自分の意見は国府の軍事指導者達の態度とはほとんど完全に異つているのであるから、この書き直した草案は自分の認可を経ていないものである、と説明した。

蔣介石が十一月八日に発表した声明は改修されたが、しかし停戰の方法として提案されているものは不得要領で、実際には、政治的解決を強制するために、新たな戰闘の脅威をも辞さない、という態度が維持されていた。マーシャル將軍とスチュアート博士が用意した最終草案は、国府委員会の改組に際しては、政治協商会議決議案に基づいて政府を改組するためにその機能を発揮させるようにしなければならない、と述べているが、実際の声明の方では国府委員会が改組されることを望む、という希望が表明されている。政府の改組には行政院の改組も含まれているはずだが、蔣介石の声明の方では国民大会の開催前にそのような改組は行わないといつているのみで、政治協商会議決議案には一言も触れていない。周恩來は第三党と協議した結果、十一月八日付でマーシャル將軍に一通の書簡を送つて來たが、それは実際には蔣介石の八ヵ條提案に対する回答になつていた。この書簡は別に公約的なことを言わず、断片的に八ヵ條に触れているにすぎなかつたが、交渉の継続と和平に対する門戸は開放してあつた。マーシャル將軍は同日、この書簡の写しを国民政府に傳達した。

國民政府の停戰命令

蔣介石から政府軍へ停戰命令の発出が告げられるまでの時期には、軍事的情勢に何ら好転の模様はなかつた。華北に戰闘は継続し、満州の政府軍は通化を占領した。これは蔣介石が台湾に出かけていた留守中、政府側が中共軍の撤退を要求していた都市の一つである。この情勢の中でもう一つ相当重要視される要因は、中共の米国に対する悪意的な攻撃と反米デモ、ならびに中共地区で行われた色々の宣傳活動のため軍事調処執行部の機能が減少したことである。

しかし蔣介石が停戰命令を発出したことは、和平を背景とする国民大会開催の舞台装置をしたものであつた。しかし国民大会に対する政府の態度は政治協商会議決議案に十分に沿つたものではなく、全代表が参集した暁に国民党が圧倒的多数をとり、單純過半数の投票によつて、政協会議で意見の一致を見た基本的保証には大して考慮も拂わずに憲法の性格を決定できるようにする、というものであつた。政府は、マーシャル將軍とスチュアート博士によつて提案されたような、国民大会の正式召集後に一時的に休会するという案には、絶対同意しようとしなかつた。そして戰闘停止案を宥和的態度で検討する絶好の機会を逸してしまつた。

国民大会の開幕　一九四六年十一月十五日

十一月十日、国民政府は三人委員会の開催を要求した。この委員会が国民大会について何らの協定にも到達し得なかつたので、周恩來將軍は委員会出席を躊躇したが、十一月十一日に開かれた非公式の委員会に出席することに結局同意した。

周恩來將軍は、政府が政治協商会議決議案に反して国民大会を開くという一方的措置をとつていることは、中国における決定的な「分裂」を示すものであるが、それにもかかわらず停戰の取極めを進めることは、無益のように思われると言明した。政府側代表がその提案を詳細に説明した後で、周將軍はこの提案を延安に傳達し、至急に回答を求めることに結局同意した。そして彼は事柄を検討し、そして現在の政治的難関がどうあろうとも、彼は正式の停戰協定を立案する仕事に参加し

てゆくという基礎に立つて事を進めたいと思うという意見を表示したのであつた。

この間に政治協商会議の非公式会合が四月二十四日以來、初めて催された。その席上、中共は国民大会を十一月末まで延期することを要求した。この要求は、第三党のさる有名な無党派人によつて蔣介石に傳達された。

政治協商会議の運営委員会もまた、国府委員会の構成について、事実上意見の一致に到達した。そして運営委員会は、行政院の改組を国民大会以前に立案すること、しかし大会の休会後までそれを発表しないこと、などの点についても意見が一致したように見えた。ここまで來た時、政府は委員会の会合を中止した。しかし非公式の会合が十一月十二日に催された。これは国民大会開催を三日間遅らせるという、十一月十一日の蔣介石の決定と何か関係があつたかも知れない。蔣介石はスチュアート博士に対し、自分は無党派代表の緊急の要望に答えてこの延期に同意したもので、これら代表達はもしそのような延期が認められるなら、第三党は名簿を提出するであろうし、中共もまた恐らく同じようにするであろうと約束したのだといつた。しかし中共は十一月十二日、政府が国民大会を一方的に開催し、一方的に延期している以上、中共は同大会に参加もしないし、同大会を承認もしないであろうと政府に通告した。

国民大会は、非国民党團体からは極めて少数の代表者が出席して十一月十五日、正式に開会した。無党派と中国青年党からの追加代表の名前が十一月十五日に提出されたが、中共と民主同盟は代表を出さなかつた。五日間開会を延期した結果として、第三党の一部が出席を約束するに至つた。しかしそれは第三党の行動の統一を破る効果を持つた。そして第三党は、二大政党の間の均衡的立場に立つその影響力を、致命的とはいわないまでも、極めて重大でなく、永久にこれを弱化させることになつた。

大会の開会式における蔣介石の演説は、穏かな調子のもので、主として国民政府の業績と目的とを述べたものだつた。しかし周恩來は十一月十六日、国民大会に対する声明を新聞に発表し、その中で国民党に強い非難を加え、大会を開催した政

府の措置は、政治協商会議諸決議案に反するものである、と攻撃するとともに、中共は大会を承認しない旨を明らかにした。彼はまた、交渉の扉は国民党当局によつて「ぴしやんと閉じられた」のであると言明した。

米国の調停の終結

周恩來将軍は十一月十六日、マーシャル将軍を訪問し、彼自身と他の中共代表を、次の週のうちに延安に運んでくれるよう依頼した。彼は、何人かの中共代表は南京に残しておくつもりであり、彼自身は延安で中共指導者達と事態を研究しようと思つていると述べた。彼はまた、軍事調処執行部は今のところ余り活動の余地はないが、もうしばらく現状のまま存続して置きたいと希望した。彼はさらに、国民政府は延安に対して攻勢的作戦をとろうとしているのではないかと言い、もしそんなことになれば、それは和平交渉のすべての希望を断ち切ることを意味するものだと言明した。彼はまた、北平、長春、南京、上海の軍事調処執行部にいる中国共産党員を、安全な場所に退去せしめたいから、そのための輸送をお願いしたいと述べた。マーシャル将軍は、周将軍が依頼した目的のために米国機を用意するであろうと答え、さらに国民政府の延安攻撃計画については、彼は少しも情報をもつていないが、彼としては、そのような行動を非難し、強く反対するであろうと付加した。マーシャル将軍はまた、そのような行動がとられたら、それは彼の使命を終止せしめるものと見做すであろうとも言明した。

終りに臨みマーシャル将軍は、周恩來将軍が中共の指導者達とともに、マーシャル将軍の続けて來た調停の問題を討議してもらいたいと要請した。マーシャル将軍は、もし公平たらんとする彼の努力が信頼されないなら彼が調停に努力することは無意義であり、彼が中国に留ることもそのような状況においては無益であろうと言明した。さらにマーシャル将軍は、延安の中共指導者達は、彼が調停の役割を継続することを果して望んでいるかいないかハッキリ確かめて欲しいと語り、彼自

身は「面子」にはこだわらないから、この問題を中国的な「面子」を考慮することなしに、義務の面から明らさまに考えて欲しいと要請した。彼はまた、自分は調停することによつて、何か中国の役に立ち得るかどうかということを唯一の関心事としていると説明した。これに対して周将軍は、自分はマーシャル将軍の要請に同情するから、この問題を延安の適当な中共当局者に計つてみることであろう、と述べた。

周恩來将軍は十一月十九日、米陸軍機で延安に向け出発した。彼の出発によつて、一九四六年一月に始まつた国共間の長期交渉と討議は終結することになつた。どちらの側でも、これ以上の交渉を継続する扉を閉ざしたわけではないが、両党派の間に改めて了解をもたらす何等かの可能性があるようにするには、その前に何か清新な出発点が設けられねばならないように見えた。中共と民主同盟の態度から察すると、政治協商会議の決議案は既に完全に破壊され、そして一月に開催されたものと同様の、全党派によるもう一つの会議を開くことが必要となろう、と彼等が考えているらしいことが分つた。

マーシャル将軍の目から見ると、政府の軍事指導者達は勝ち誇つている様子を示し、中共はどんな協定ができても、決してこれを履行しないであろう、と全的に確信しているように思えた。国民党内の強力な政治家の一派は、中共はどんな政府に参加してもこれを単に分裂させようとするだけだろう、と固く確信していた。この二つの勢力が合流したこと、それとマーシャル将軍とスチュアート博士とが政府を説得して何か交渉のキッカケを作らせると、中共が片端からこれを拒否したこと、この二つの事情からこのような悲劇的な情勢が生じて來たのだ。マーシャル将軍は、政府は主として自己の目的のために、交渉を今まで利用して來たのだと考えた。六月の交渉停頓後、政府は中共に戦争を仕掛け、ますますその規模を拡大し、このため莫大な政府資金を消費していた。一方で中国政府が巨額の借款を米国政府に要請しつつある間に、軍事費は政府の全予算の七〇パーセントに食いこみ、インフレをますます昂進させた。

通貨膨脹のため商品の投機が助長され、囤積はいよいよ大規模になり、卸売物価は一年に約七倍に騰貴した。流通前に通

貨を吸収してインフレを抑圧しようとした政府は、準備金の一部を大量に売りに出したが、これも失敗した。しかもアンラその他の外国からの援助を通じて相当の輸入が行われたにかかわらず、輸出不振と海外からの送金が低調なので、輸入代金の支拂いができず、輸入を賄うために政府の外国為替準備金がどんどん引出された。一九四六年末、公式の中国準備金及び米ドルは約四億五千万ドル、すなわち約五〇パーセント減少していた。

一面、これはマーシャル将軍の意見によれば、中共は問題解決の可能性が多い方法を拒否し、自身の疑心暗鬼によつて、自分を窮地に追いこんでいた。スチュアート大使を議長とする五人委員会案を中共が拒否したことなどは、特にその観があつた。この五人委員会案を中共が受諾すれば、あるいは国府委員会を組織することも、また政治協商会議の他の協定を実施することもできたかも知れない。それはまた、中共が横柄ともいうべき態度で張家口休戦案を拒否したことにも当てはまつた。中共はマーシャル将軍とスチュアート博士とが用意したあらゆる交渉の手がかりを誤解し、米国の意図と行為に対する中共自身の誤れる宣傳によつて、自己の誤れる確信をますます深めていることが明かだつた。中共はまた政府の行為を討議し、非難するに際して、協定違反たる自己の軍事的その他の行為を無視しようとする途を選んだ。

この頃、政府の或る高官が、重大な経済的情勢に対処するため、米国の財政的援助の必要をマーシャル将軍に強請していた。マーシャル将軍はこの人物に対して、左の点を強調した。すなわち政府の軍事指導者達が、武力によつて問題を解決しようとしているために作り出された空虚を充そうとして、米国政府が金を注ぎ込むだろうなどと予想することは無益であり、また行政権を独占しようとしている完全に反動的な一派によつて支配されている政府に、米国政府が金を注ぎ込むだろうなどと予想することもまた無益である、と強調したのである。

もう一人の政府高官もこの頃、マーシャル将軍に接近して來た。マーシャル将軍は国務省に対し、粤漢線と河南省北部の黄河架橋のための借款を設定することを勧告し、その承認を得たが、輸出入銀行はこれを拒否して來た。高官の接近はこの

輸出入銀行の措置に関してであつた。マーシャル将軍は、輸出入銀行は借款を正当化するには、償還の見通しが十分でないとしてこの措置を採つたのであると説明した。するとこの政府高官は、借款が政府の軍事作戦と何ら関連していない以上、この借款が拒否されたことは不可解である、と言つた。マーシャル将軍は、誰の目にも明らかな政府の腐敗とその軍事的方針とが考慮に入れられたのであると指摘した。

中国の情勢に関するマーシャル将軍の見解

十二月一日、マーシャル将軍は蔣介石と長時間の会談を遂げた。その結果、中国における平和的解決に到達するためにどんな方法を採るべきかという点について、二人の見解がひどく距つていることが判明した。マーシャル将軍はまず、過ぐる春においては、中共の良き意図に対して国民政府が完全な不信の念を持つていたが、今では政府が問題解決のために出した提案の良き意図に対して、中共が完全な不信の念を持つているようであると指摘した。最近の交渉を通じて、政府の良き意図、もしくは米国調停者達の行動の誠実ささえも、中共に納得させることが不可能であることが、マーシャル将軍やスチュアート大使に判つた。マーシャル将軍の見解によれば、国民政府の最も寛大な提案さえも、別して十月十六日の蔣介石の八ヵ條提案なども、一方における軍事的行動——取り分けこの提案の発表時における政府軍の安東とチーフーに対する攻撃——によつて、その提案の効果が無になつたのであつた。経済情勢については、マーシャル将軍は、軍事費が国民政府予算の七〇パーセントを消費し、このため政府は一方で米国政府に対して各種の借款を求めざるを得ない立場にありながら、他方において広範な軍事作戦を賄うため、政府資産に大きな空白をつくりつつあることを指摘した。彼はまた蔣介石に対し、もし財政が崩潰すれば、国民党の立場は極めて危険となり、共産主義拡大の良き地盤が生れるであろう、と言明した。これに対し蔣介石は、国民政府の野戦軍司令官達は財政的拘束を考慮する習慣を全然持つていないと述べた。彼はまた、中共は

迫り来る危険に気づいており、我々の計画には、このことが計算されているのであると言明した。この経済問題に直接に反対したのは国民政府軍事指導者の意見であつて、問題は武力で解決し得ると考えていた。マーシャル将軍は、自分はそういう軍事指導者達の考え方に軍事的見地から同意できないばかりでなく、そのような意見の正当さが証明されないうちに、完全な経済的崩潰が起るであろうとも考えていると言明した。マーシャル将軍はまた、九月の米陸戦隊の引揚げ以來、今だに天津—秦皇島間の鉄道を開通できないでいるのはその一例であり、さらに国民政府軍が占領していると思われる河北省の各所に、なお中共の本部を持つた地域が点在しているのは他の一例であると指摘した。結論としてマーシャル将軍は、軍事的にも非軍事的にも、中共は無視するには余りに大きな勢力であり、假りに武力に依る対中共攻撃対策に必然的に伴う野蛮性を無視するとしても、恐らく軍事作戦によつて中共を掃討することは不可能であろうと述べた。それ故、中共を政府部内に引入れるよう努力することが是非とも必要で、交渉の進行を軍事作戦で中断することを避けるため最大の注意を拂わなければならないと信じていた。

蔣介石は、中共には政府と協力する意思がなく、ソ連の影響下に行動しているのだから、その目的は政府破壊にあると言明した。彼の考えは、中共の軍事力を破壊しなければならず、もしこれができれば中共問題の処置には何の困難もない、というにあつた。彼はさらに続けて、今度の作戦は、軍隊を自由に移動できるような道路が使える点で、対中共戦初期の頃と事情が違うのである、ともいつた。それ故彼は、中共軍を八ヵ月か十ヵ月以内に掃滅できると信じていた。経済状態について彼は、都市ではやや重大だが、元來中国経済は主として農業人口を基礎としているから、経済崩潰の危険は差当つてないと思う、と語つた。

(註)本章第九節参照

この点に対してマーシャル将軍は、簡單に、しかし自信を持つてその見解を述べ、中共というこの共産党の大きな団体は

無視できるものではないこと、国民政府が中共を掃滅できないうちに、中国は完全な経済崩潰に直面するであろう、ということを語つた。マーシャル將軍は、將軍の最大関心事には言及しなかつた。その関心事というのは、国民党の崩潰する可能性と、国民党が中国各地で実施している地方政治（というか悪政治というか）の性質について、明らかに不滿が增大しつつあるという事実であつた。

十二月四日付で、南京の中共代表はマーシャル將軍に対して、延安の周恩來將軍からのメッセージを提出したが、それは蔣介石に傳達されることを目的として、交渉再開のための中共側の條件を並べたものであつた。㈠国民大会の解散。㈡停戰協定に基づき、部隊を一月十三日現在の位置に復帰させる。マーシャル將軍はこのメッセージの寫しを意見を付加せずに国民政府に提出した。周恩來將軍のメッセージは、マーシャル將軍が先に、彼の調停努力に対する中共の態度を明確にするよう周將軍に要請していた点については、少しも返答せず、しかも国民政府がとても受諾することは予想できない條件を加えて來たのだ。これは事実上、中共が米国の調停を拒否しているように見えた。

蔣介石は十二月初旬、マーシャル將軍を顧問として任用したいという国民政府の希望を申入れて來ていた。マーシャル將軍は、自分は米国政府に完全に後楯された調停者として、中国政府に何らの影響も與えることができなかつたのに、自分が国民政府の顧問になつたところで、政府部内の有益な反應を大して呼び起すことはできないであろうと考えたから、この申出を拒絶した。マーシャル將軍は二つの問題と取り組んでいた。一つは政府部内における反動派の勢力であり、もう一つは国民政府に大きな不信の念をもつている中共と話合う困難さである。彼の意見によれば、共産主義を阻止する最善の方法は、中国政府が国民の支持を得るような改革を実施することだつた。彼は、政府部内の反動派の破壞的影響力に大きな関心を持つていた。そして蔣介石自身のこれら反動派に対する好感には根深いものがあり、反動派とのつながりも随分長い間のものであるから、彼と反動派とを切離すことはほとんど不可能であろうと、考えていた。彼はこれを解決するには、蔣介石

の下に自由主義的勢力を培い、同時に反動派の勢力を奪い去らねばならないと考えた。蔣介石が米国の忠言を欲しがつている事実に照し、マーシャル將軍は、米国の忠告は色々な点で有益かも知れないが、政府部内の腐敗は忠告によつては除去できず、むしろ一つの有力な反対党の存在によつて可能かも知れないと感じていた。

それゆえマーシャル將軍は、国民政府の指導者達と懇談する際、国民大会が政治協商会議の決議案に基づく憲法を採用することの重要さと必要さとを强調するように努めた。それは少くとも中国における代議制政府の樹立に向う第一歩になるであろう。マーシャル將軍の考えは、もしこの種の憲法が採用され、国府委員会を改組せられ、中共と民主同盟のために椅子が空けられてあるならば、またもし行政院の改組がこれと同時に始められるならば、その時こそ中共を相手にその国民大会参加を討議し得る可能性が生れようというのであつた。

中国の自由主義勢力を統合し、これを大きな勢力に仕立てようと努めるという考え方を押し進めるため、マーシャル將軍は少数派や無党派中国人と懇談する際、あらゆる機会を利用して、少数派政党を統合して、二大政党間の均衡勢力となり得るような、自由主義者の団体を組織することの必要さを强調した。彼は、自由主義的中国人はよろしく結束して、單一の自由主義的愛国的組織を創り、少数派指導者の利已的利益のためでなく、国民の福祉のために盡すべきであると指摘した。その時こそ、これらの人達は政治問題に対して影響力を、それも彼等が威信を得れば得るほど增大するであろう影響力を持つことができるのである。このような団体は国民党と中共の中間に立つことができ、そして両者はいずれも自由主義政党の支持を得なければ通常何事も決定できない。しかし今までの少数派は、自分を分裂するにまかせた。従つて、時局に影響力を及ぼしたり、政府の武力行使や中共による経済崩潰の促進を阻止することができなかつた。中国人民は苦境のさ中に、獨り悲劇のあらゆる重荷を背負つて立つていたのである。

丁度この頃、マーシャル將軍は蔣介石と会談し、蔣介石の言葉には明らかに首尾不統一があることを認めた。蔣介石は、

自分は平和的交渉によつて、中共を政府部内に引入れるよう全力を盡すであろう、と言つたが、しかし、話が華北における二つの主要鉄道再開問題に及んだ時には、この問題で中共を相手に交渉を試みることは無益であり、武力によつて事態を解決しなければならないと言つた。彼はまた、鉄道を武力で奪取してしまえば、中共は否應なく讓歩して來るであろうと言つた。彼は六月に、「時間さえあれば、熟した林檎は我々の前垂れの中に落ちて來るだろう。」と語り、これと同じような矛盾した態度をとつたことがあり、そしてまた八月にも「戰闘が停止されれば、国民大会出席を中共に強制し得る道はなくなるであろう。」と語つて、同じく矛盾した態度を示したことがある。

国民大会の成果

周恩來の延安出発と交渉の終結に伴い、一般の注目は主として国民大会と、国民大会がいかなる種類の憲法を採用すべきかという問題に集中した。国民党の反動派達は、政治協商会議決議案の線に沿う憲法の採用には反対しているらしく、一九三六年五月五日の憲法を、実質的に何ら手を加えることなく承認させようと努めているらしい気配が、早くから見えていた。こういう情勢からして、もし蔣介石が、大体において政治協商会議決議案の線に沿う憲法を採用しようとすれば、強硬な立場をとらなければならなかつた。

蔣介石は、大会内におけるほとんどすべての他の諸團体や個人の支持の下に、確固たる個人的指導力を示して極右派を押えた。大会は十二月二十五日休会した。蔣介石は、政治協商会議決議案と大体において一致した民主的性格の憲法の採用を確保した。そしてこの措置によつて、国民党反動派を圧倒し得るその能力を誇示し、その威信を回復した。彼は今や情勢を意のままに指導し得る立場に立つた。

新憲法は、表面上は民主的文書であつたけれども、マーシャル将軍はその実施の度合と方法とについて懸念を持つてい

た。憲法の通過は單に事の始まり、政府の誠実な改組に対する唯一の保証にすぎず、憲法の眞の実施は中国における眞に自由主義的團体が、將來いかに大きく成長するかにかかつていた。マーシャル将軍は、もし相変らず個人的動機でのみ、少数派と無党派自由主義諸團体が動くようなら、政府の改組はお座なりなものとなろうと心配した。それゆえ彼は、中国の自由主義者達を有力な勢力に組織することの重要性を強調し続けたが、この自由主義者達とは、何でもすべて良き政治と思われるものの支持をその目的としているものを指すのであつた。

中共の反応

中国共産党は頑強に国民大会と新憲法の承認を拒否し、さらに交渉を続けるための必要條件として二つの條件を受容れるよう要求した。この間に共産党の米国に対する宣傳攻撃は次第に強化し、共産党スポークスマンの言明から察すると、中共は国民党の弱点を利用して不断のイヤがらせ策をとり、連絡線再開を阻止するとともに、経済情勢悪化によつて政府が弱化するまで交渉継続を拒否するという、共産党一流の戰術を用いるかも知れないように思われた。中共はマーシャル将軍の調停役割についてどう思うかという、彼の質問に対して、まだ回答していなかつた。

交渉再開の見込は余りなかつたけれども、マーシャル将軍とスチュアート大使とは蔣介石の求めに迫られて、ハッキリした提案を秘密裡に中共に提議すべきであると述べた。両人は、既に健全な憲法が採用されたことだから、もし政府が国府委員会設置の手筈を進め、行政院の眞の改組に着手するなら、蔣介石は二、三名の有力な自由主義的立場に立つ代表を延安に送り、停戰交渉の再開、政府改組への中共の参加などの問題を、中共を相手に討議させてはどうかと示唆した。しかし政治協商会議決議案の線に沿う憲法の採用によつて、政府のよき信用が、少くとも部分的にでも一般に打ち建てられる前に、政府の意図についての報道なるものが、早くも傳えられるようになつていた。中共の反応は思わしくなく、中共との協議を行

う前に、中共側が、国府委員会と行政院の改組を憤慨しようとしている気配が判つた。中共としては、国府委員会と行政院の改組は、これに対する中共の責任ある参加の可能性に門戸を閉ざすことになると感じていたらしかつたのである。

十二月二十七日、マーシャル将軍は蔣介石から現在の情勢に対する見解の表明を求められたのに答えて、次のような見解を明らかにした。

中共は政府が、武力によつて中共を掃滅する意図を持つているのではないかと、強く疑つている。従つて中共は、今のところ何か協定を作ろうという態度を見せないであろう。政府の軍事指導者達が中共圧迫の可能性を楽観しすぎたのは、大変な誤りであつた。彼等は去る六月に、江蘇省の中共軍を二ヵ月以内に掃討すると言明したが、同省の掃討は今なお完了していない。同時に彼等は、軍事的見地から三ヵ月以内に中共を降伏させ得ると言明した。これは六ヵ月たつても実現していない。国民大会に中共を強制的に参加せしめるため、政府は停戦を拒否したが、この政府の措置は目的を達成できなかつた。假令、中共が交渉再開の意思を持つていなくても、政府は改組の手筈を進め、中共と民主同盟の参加の道を開いておくべきである。蔣介石は国民大会で、自ら先頭に立つて反動派に反対し、合理的な健全な憲法の採用を確保した。これは大きな道義的勝利であり、蔣介石の威信に新しい何かを付加したとはいわないまでも、これを回復したのであつた。それゆえ、彼は今こそ新憲法が単なる言葉の寄せ集めでなく、彼が民主的政治を行う意思を持つ事実を、国民の前に宣明することが極めて重要である。彼は、彼自身の間接的指導によつて、少数を統合し、一つの自由主義的政党を結成させるべきである。なぜなら、そのように纒つた少数派が存在せぬかぎり、国民大会で健全な憲法を確保しようとした彼の努力も、一党政治を推進するための単なるカムフラージュと見なされるであろうからである。各種の少数派團体は、ひとりでに融合することはできないのであつて、それには彼の活発な援助を必要とする。彼はまた従來の習慣のように、反対派の指導者に魅力的な地位を賄賂的に提供することによつて、これを懐柔しようとすることをせず、少数派の指導者に呼びかけて色々な官職に適する人物

を指名させるべきであつたろう。もし彼がこのような措置をとらなければ、眞の二大政党による政治はあり得ず、彼の誠実さと立場はきびしい非難に曝されるであろう。少数派諸政党が、大きな自由主義的政党に組織されることによつて、彼の仕事は大いにやり易くなるであろうし、彼は今までのように、単に国民党一党政治の指導者に止まるだけでなく、中国の父ともいうべき地位を占め得るであろう。以上がマーシャル将軍がこの時答えた見解である。

八、マーシャル使節の打切り

マーシャル将軍、調停役の継続を拒絶

マーシャル将軍は、この期間中自分の影響力を行使して、眞に民主的な憲法を採用させることができるかも知れないとの希望を抱いて中国にとどまつていた。将軍は過去においてしばしば国民政府は、軍事作戦の楯として米国の調停を希望しているが、同時に中共は米国のこれ以上の調停を望まず、そうかと言つて、もし正式にこのような調停を拒否すれば、不利な立場に置かれはしないかと怖れていたことを感じていた。かくして、将軍はどちらからも利用されることを望まず、また戦場における審判者の役を果す意志も持つていなかつた。将軍は調停者としての役を引続き果すことは、中共が最近政府側の提案を全面的に拒否したことによつて事実上失敗に終つたと感じた。そして、中共の拒否は常に彼に反対していた政府内反動分子に直接利用されることになつたのである。

マーシャル将軍は、もしや中共が交渉の再開を拒み、政府側の提案に反撥するならば、軍事調処執行部を解散すべきであるとの意見であつた。将軍はまた現地情勢を大統領に報告するために本国に召還さるべきであると信じていた。本国召還の

際には、極めて率直な声明を発表することによつて、将軍が反動分子の勢力を弱め善良なる分子の地位と勢力を強めることができるかも知れないというのが将軍の希望であり、そして、将軍はかねがね中国側に望んでいたことを、中国人自らの手で実行すべき時がやつて來たものと信じていた。従つて、将軍は中国共産党の米国に対する不実と悪意ある宣傳について率直な声明を発することによつて、中国及び米国の眞相を知らない人々に、或る種の了解を与えることができるかも知れないと期待していた。

マーシャル将軍の召還と最終聲明

一九四七年一月六日、大統領はマーシャル将軍が親しく中国情勢を報告するために、同将軍のワシントン帰還を命じたことを発表した。マーシャル将軍は一月八日中国を出発して米国に向つたが、その出発直後に国務省は先に言及した将軍自身の率直な声明の全文を発表した。その中で、将軍は中国における和平の最大の障害は、国民党と中共が相互に抱いている、ほとんど圧倒的とも言うべき猜疑心であることを明らかにした。交渉を決裂に導いた、その他重要な要素として将軍が非難しているものの中には、国民党内の有力なる反動分子の反対、政府の転覆または崩潰を容易ならしめるような経済情勢をかもし出そうとする、過激共産主義者の努力と、中国における軍人の圧倒的勢力があげられていた。「この情勢を救うためには、政府と小会派の自由主義者が指導権を握ることが必要であり、彼等が蔣介石の指導下に立派に活動すれば、良き政府を通じて統一が達成されるであろう。」と将軍は報告した。

マーシャル将軍はその結論において、自分が極めて率直な眞相を傳えようとするのは、米国民に複雑なる問題の一端さえも了解させることが不可能であるからであり、自分の意見を公表するのは、当然の義務として、情勢とその発展性に関する自分の判断を米国民に傳えたいがためであると述べた。

マーシャル将軍は中国を去るに先立ち、数人の中国政府高官と会談して、政府の機構から支配的な軍閥と反動分子を取除くことの必要を力説した。将軍は、自分が発表する予定の率直なる声明は、特に過激分子と反動分子と非妥協派を怒らせることになるであろうと説明した。将軍は、中国の善良なる分子を上位につけるためにあらゆる努力を拂つたことを述べて、自分の声明が、蔣介石の間接的な支持の下に、愛国的な自由主義者の團体を組織する上に役立つであろうとの希望を表明した。さらに将軍は、このような措置は蔣介石の立場からしても絶対に必要であると考えていること、なぜなら蔣介石が中国に民主的な政体を作ろうとする誠意を世界に示すには、立派な反対党の存在が必要であるからだと説明した。マーシャル将軍はこのような反対党は進歩のための強力な力となるものであり、蔣介石はその力を借りて、政府と国民党内における汚職と腐敗と無能力を一掃することができること、この反対党が現在の軍指導者による独裁に対して有効な抑えとなるものであることを指摘した。

一九四六年十二月十八日のトルーマン大統領聲明

トルーマン大統領は、マーシャル将軍をワシントンに召還する少し前の一九四六年十二月八日、大統領の駐華特使と十分に打合せた後に、中国に関する詳細なる声明を発表した。大統領は米国の政策が、一九四五年十二月十五日の大統領声明と少しも変らないことを再確認するとともに、この政策に関連して、その後に起きた中国情勢の発表を説明した。大統領は「統一された民主中国」が、世界平和のために最も重要であること、中国民衆の意思を代表するように中国政府の基盤を拡大することが、中国をその目的に向つて推進させるものであることを改めて述べた。大統領は、中国がいまだに平和な手段によつて統一を達成することができないでいることに深き遺憾の意を表明したが、しかし中国政府が何時かそれを解決するであろうとの希望を述べた。大統領は一九四六年初期に意見の一致を見たまま、それがいまだに完全に実施されていない政治的

統一と、軍の再編に関する計画については、それが依然として有効であることを力説した。大統領は、建設的な中国援助用として提供されるべき財源に関しては、米国が愼重にして同情的な考慮を拂うであろうことを告げるとともに、中国の内戦に捲込まれることを避けて、「平和と経済復興を中国にもたらすために中国民衆を援助する」政策を推進するという、一貫した政策を採ることを明らかにした。

この声明に対しては、国民党の新聞は一般にそれが国民政府の政策と地位を認めたものであると解釈したが、一方共産党のラジオ放送は、それが「本年三月以來の米国の反動的な対華政策に対する辯解に盡きるものだ」としてこれを攻撃したのである。

三人委員会ならびに軍事調処執行部からの米国の脱退

一九四七年一月七日トルーマン大統領は、マーシャル将軍を国務長官に任命したことを発表した。マーシャル長官が新任務についてから間もなく、米国と三人委員会との関係を絶ち、軍事調処執行部から米代表を引揚げることが決定された。この措置によつて、米陸戦隊全部の華北からの引揚げが可能となつた。もつとも、中国海軍の訓練にあたつている米海軍訓練部隊の所在地青島の防衛部隊だけは、この引揚げから除外された。国民政府は軍事調処執行部の廃止に関する声明を発表し、米国が中国の和平と統一の達成のために拂つた努力を感謝した。

結語

米国による調停の打切りは、米国の中国に対する傳統的な態度を変えるものでなかつた。米国の努力にもかかわらず、中国に和平と統一をもたらすことはできなかつた。米国の調停が乗切ることのできない一線があつたのである。これを要する

に、中国の和平と安定は、中国人自らの努力によつて達成すべきものである。米国はこれらの目的を達成するために努力したが、その過程において、中国と海外における多くの團体からの猛烈な攻撃を甘受しなければならなかつた。そして、その攻撃は、米国政府の意図と目的とを故意に或いは軽率に曲解するものであつた。この問題の決着は、まさに中国人自らによつて決められるものであつた。マーシャル軍は、中国における自由なる反対党の存在をまつて、はじめて健全な政府と安定への前進が保証されるという意向であつた。中国民衆に平和と安定をもたらすことができたかどうかの問題は、今後における中国人自身の努力がそれを決定するであろう。米国は中国人が直面している問題に対して、今後も同情的に眺めるべきであり、中国の内政に干渉することなく、中国民衆の希望と願望であり、また米国の希望と願望でもあるこれらの目的を達成する上に、中国に役立つような措置を講ずべきである、というのがマーシャル将軍の信念であつた。

九、マーシャル使節派遣中における経済的発展

内戦の影響

一九四六年の経済情勢は、決定的ではないにしても事態の発展に影響した。それは將來に極めて複雑な問題を残すものでありながら、国民政府はこれに対処する能力を少しも示さなかつた。一九四六年において、政治的軍事的解決への前進が少しも見られなかつたのに並行して、国民政府の経済情勢もぐんぐん悪化した。対日戦勝日に見られた比較的明るい情勢に反して、それから十六ヵ月後の中国はインフレの昂進に悩まされて、手持ちの外国爲替は減少し、しかも国内復興と経済的発展の本格的な仕事は全然着手されていなかつた。むしろ国共間の大規模な戦闘が発生したために、鉱山、輸送設備は全般的

に打撃を蒙り、鉱産物と農産物は漸次消費と輸出の中心地から孤立させられるに至つた。中国内戦の性質からして、中国共産党は破壊と経済的麻痺を狙う戦術によつて、その地位の立直りを計ることができたが、これに反し、国民政府は危険に曝された長い距離の交通線で結ばれた戦線と、経済を広大な地域にわたつて維持しなければならないという仕事に直面した。マーシャル将軍が国民政府に本格的な内戦の結果がいかなるものであるかを警告したのは、こうした事情を考慮に入れていたからである。

しかしながら、国民政府の経済的見通しに重大な打撃を与えたものの中で、中国側のやり方や、或いはもつと直接的な内戦の発生にその責を帰することができないものが一つある。日本の降伏後、ソ連占領軍は満州の工業複合地帯の重要工場からその施設と部品を組織的に持去つた。その結果、中国が満州で得たものは、機能を持つた産業組織ではなくして、むしろバラバラの部分的には再建不能となつた重工業であつた。満州が最初の内戦の主戦場となつた時、輸送破壊の問題は長期的な問題となつた。満州で国民軍が押えていた地域で、僅かに動いていた鉄路は、車輛の不足と中共軍による破壊的反撃のために能率が著しく阻害された。都市は日頃その食料補給と燃料を仰いでいた地域から分離された。満州は国民政府にとつて大きな経済的負担となつたのである。

中国全体を通じて、戦後の中心的な経済問題は間断なきインフレの進行であつた。対日戦の期間中、国民政府はその支出の大半を紙幣発行によつて賄つた。このため物価は間断なき昂騰を続け、それがまた中国中産階級の貯蓄と経済状態を破壊するに至つた。インフレの進行は一九四六年において抑止されるどころか、さらに速力を早めた。この年のうちに、上海の卸売物価は七倍以上も値上りした。法幣と米ドルとの公定爲替レートは、二、〇二〇元対一米ドルから、三、三五〇元対一米ドルに引上げられた。十二月までに自由市場における対ドル相場は、六、五〇〇元対一米ドルにはね上つた。

国民政府が行つた財政政策は、インフレを促進した重要な要因であつた。戦後における全政府支出のうち、租税とその他

の財源で賄い得たものは二五パーセントにも達しなかつた。他の一〇パーセントは政府保有の金及びドルと、旧敵産の食潰しによつて賄われた。そして、予算総額の約六五パーセントに上る赤字は紙幣増発によつて補われた。インフレの進行は、さらに政府と貨幣単位に対する民衆の不信が深まるにつれて悪化した。このため一般に法幣を持ちたがらなくなつたため、生産と商品の移動が阻害され、投機と買溜めが大々的に行われるようになつた。そして、これらすべてが、既に直接軍事行動によつて生じていた商品の不足に拍車をかけたのである。

長らく敵の支配下にあつた地域の接収をも含めた戦時から平時への切替えを、国民政府がインフレの手段によらずに行うことを予想するのが無理であろう。内戦の発生とそれに伴う尨大な軍事支出のために、インフレの昂進はほとんど不可避のことであつた。しかしながら、国民政府の予算と財政の運営ぶりは、インフレの進行を促進するような性質のものであつた。政府支出の大半が何らの統制なくして行われた。財源は無能の軍指揮者と、余りに多くの全く非生産的な守備兵を抱えたことによつて盡きてしまつた。名目的には政府の手に収めらるべき税収が、全行政機構にまたがつた腐敗行爲のために、その大半が国庫に納められずにしまつた。

中國における外國爲替ならびに貿易政策の発展

国内のインフレが進むにつれて、政府手持の外国爲替は日増しに減つて行つた。国内のインフレは輸出品を避けて、物価値上りに対応できる輸入品に対する欲求を強めるような効果を与えた。日本の降伏に引続く数ヵ月の間、政府は輸入品に対する異常な需要に何らの制約を加えなかつた。一九四六年三月、或る種の贅沢品に対して輸入を禁止し、多くの輸入品目に対しては許可制をとることになつた。十一月には、禁止品目を増し、重要輸入品目には割当制を適用し、その他の輸入品目にはすべて許可制をひろめることによつて輸入統制を強化した。

しかしそれと同時に、非実際的な爲替レートがそのまま維持されていたために輸入を促進し、輸出を不利にするような効果を與えた。さらに、內国貿易に対する地方税の增額、その他人爲的に加えられた障害のために、中国の沿岸大都市への商品流入が大巾に減少する傾きがあつた。かくして、中国都会地の海外輸入に対する依存度は非常に高まるとともに、一方外国爲替の受取分は減少した。この外、輸入超過の狀態と資本の海外流出をもたらした原因のなかには、大がかりな密輸出、申告ずみ輸出品に対する不当評価、闇ルートを通じての輸入送金などがある。

中国の輸出入の狀態に壓迫を加えているさまざまな影響と、中国政府がインフレ防止策として採用した、自由市場における金賣却政策とから生れた綜合的な結果は、米ドル爲替と金の政府保有高が対日戰勝日における九億ドル水準から、一九四六年末に推定四億五千万ドルに減少したことであつた。しかも、この政府資産は、不幸にして生産的な工場及び施設を海外から中国のために買付けたり、または現存工場の修理、更新用の部品を十分に輸入することによつて全般的な拡張を計るようには使われなかつた。

貿易ならびに航運制限の影響

中国の外国貿易ならびに外国爲替に関する規則は、規則そのものの性格と、その管理の仕方、ならびにその規則による直接的な制限のために中国の外国貿易を阻害した。これらの規則は極めて手が込んでおり、その適用の仕方も中国各地の港々で見るようにかなり違つていて、それが発表と同時に効力を発生して、輸入業者を困らせることがしばしばであつた。中国人が、手持の外国爲替を節約しなければならない立場に置かれていたことは判つていた。しかし、外国の貿易業者は一般に中国の貿易ならびに爲替規則の実施を担当している管理機構は、余りに繁雜で独断的であると思つていた。腐敗と中国特殊商社に対する情実が公然と、或いはこつそりと行われているということに対して、中国政府にしばしば非難が浴びせられた。

外国の民間商社が唱える不平のなかには、大なり小なり一切の商業活動に影響を與えていた、外国爲替情勢の悪化による貿易の減退や、外国による治外法権撤廃の結果として、当然中国の外国貿易に対する割合を中国商社が多く引受けるという傾向のために起きたものもあつたであろう。これらの特殊な事情に対しては然るべき考慮を拂う必要があるが、しかし、情実と非能率に対する非難の多くには、それ相応の理由があつたように思われる。

航運の領域においては、中国政府は極めて国家主義的な立場を採り、外国旗を掲げた船舶は、一般の国際的慣行に反して海港と指定されていない港へ外国貨物を運搬することが認められなかつた。このため、外国旗を掲げた船舶は、上海から先は揚子江を遡ることができず、揚子江上流の港、例えば主要商業中心地の漢口と諸外国との間を運ぼうとする一切の貨物は、上海地区で一旦積替えなければならなかつた。この結果、中国水路によるとこの種貨物の輸送は必要以上に費用がかさみ、上海地区における積替のために、中国奥地で最も必要としている商品にとつて、上海港は一種の隘路となつたのである。

経済條約関係

中国政府の外国貿易に対する統制が漸次きびしさを增し、この統制に絡んだ腐敗行爲が現われたにもかかわらず、この期間中に中国対外経済関係を結ぶための枠の設定に盡力した。中国の対米通商協定ならびに航空協定に関する交渉、及び一般関税・貿易協定への中国の参加はこの意味で重要な前進であつた。一九四六年、近代的な巾の広い友好・通商・航行條約に関する交渉が行われたが、それは、從來の米華両国間の治外法権取極めに基づく一九〇三年の旧條約とその他の條約に代るものであつた。同條約は、一九四八年十一月三十日、批准書の交換によつて効力を発生した。この條約は、互惠と無差別の原則に基づくものであつた。同條約の一般規定によると、米華各国政府は若干の例外を除いて、それが各国の一般法に從うこ

とを前提として、相手国の国民に対しては自国民と同じ権利を認め、同じ扱いをすることを保証するとともに、また米華何れの国民も、その相手国の領土において、第三国人に与えらるべき権利または特権を認められることになつていた。両国相互間の貿易と商取引に対しても、また最恵国待遇と同じ権利が保障された。かくして、この條約は互惠的なものであり、中国にいる米国人に対して認められない権利或いは特権は、同じく米国にいる中国人に対しても認められないことになつていた。

一九四六年にはまた、中国との互惠通商協定に関する予備交渉が行われた。この協定は、一九四七年米国が中国とその他二十一ヵ国との間に多角互惠通商協定（一般関税・貿易協定）の交渉を行つた時に最後的に完成した。この多角互惠通商協定は貿易関係に関する色々な一般規定を含めた最惠国待遇の原則を再確認し、関税の譲歩によつて関係国が一定の関税項目に関して相互的に関税を引下げるか、または相互的な義務を規定していた。この協定は中国に関する限り、一九四八年五月二十二日に効力を発生した。

米華両国間の双務航空協定は、一九四六年十二月二十日南京で調印された。この協定は、一九四六年のシカゴ国際民間航空会議で起草された基準條項に基づき、米英両国間の双務航空協定に含まれている、いわゆるバーミューダ原則を採り入れていた。ここに附言しなければならないことは、一九四六年二月に締結されたこの後者の協定が、その後米国が若干の修正を施して、交渉に当つた航空協定の原型を打樹てたということである。これらの航空協定の原型となつたものの中には、原則として次のような項目が含まれていた。――航空路、（一国の航空機が第二国の航空圏を飛ぶ場合の）特権、運賃、航空回数と航空機の性能。各締約国の航空機が通過する指定空路を別とすれば、同協定の他の部分はどちらかというと原則を示すにとどまり、各調印国に対しては完全なる互惠主義が認められている。米国が交渉に応じた双務航空協定は、商業上の航空権の相互交換を目的とする純粋に商業上の航空協定である。米華航空協定の中には、相手国の領土内における他の一国の

基地使用権に関する條項は含まれていない。この協定によると、米華の航空会社に対して三つの航空路を使用し、相手国へ空輸のサーヴィスを行う権利を認めている。米国は、この協定の締結後、同国に認められた上海向け空路のうちの二つを利用しており、中国は、その航空路の特権を行使して、サンフランシスコ向け中部太平洋ルートの作業を利用している。

一九四六年における外國援助

一九四五年と一九四六年を通じ、中国に甚だ莫大な経済援助を与えようとする一連の措置が外国政府によつて採られた。これらの各種措置によつてもたらされた商品とサーヴィスは、日本降伏後中国が求めていた食糧、被服、薬品、原料に対する異常な要求を満す上に貢献し、中国農業と或る種の重要工業ならびに輸送設備の復興と再建の開始に必要な資本設備を提供した。

この期間中における外国援助の中で最も大がかりのものは、アンラ（国際連合救済復興機構）による中国計画であり、それはアンラが一国に対して行つた計画のうちでの最大のものであつた。アンラの中国に対する物資供給は、一九四五年十一月に開始され、同年末までに約三十万トン補給物資を供給した。アンラの中国計画は、一九四六年と一九四七年を通じて継続し、その後も若干の引渡しが行われた。アンラの計画によつて、中国に引渡された物資の総額は、輸送費と保険費を含めて推定六億五千八百四十万トンに達している。世界的規模を持つアンラ基金に対する米国の出資割合は約七二パーセントであつた。従つて、アンラの中国計画に対する米国の出資は、六億五千八百四十万ドルの七二パーセントに相当する四億七千四百万ドルに上つたと見てさしつかえないであろう。アンラの中国計画は、主として食糧と被服とならびに中国農工業の復興に必要な各種の生産財と資材とから成つていた。アンラはこの外、多数の技師と監督を中国に派遣し、これらの人々は中国人と協定して消費の分配と生産財の設置に当つた。

一九四五年後半に、中国政府は各種の復興資材を補充するために、輸出入銀行に対してクレジットの増額を申入れた。しかし、この要請に対しては何らの措置も採られなかつた。そして、一九四六年一月に全国諮問会議はマーシャル将軍の勧告に基づき、中国に対する大規模の財政援助計画は、中国の政治、経済が満足な発展を見るまで待つべきであるとの決定を下した。従つて、マーシャル将軍は、米国による経済援助の可能性を彼の政治的目的を達成する上での掛引きに利用することができたわけである。一九四六年初期までに、国民政府と中共との間に行われていた交渉の進展から見て、中国経済の漸進的な安定と復興の前提となるような、平和的解決が得られるかも知れないと見られた。従つて、輸出入銀行はマーシャル将軍と国務省の勧告に基づき、中国の一部の申入れに好意的な考慮を拂つて、総額六千六百八十万ドルを中国政府へのクレジットとして承認した。これらのクレジットは、主として貨物船、鉄道修理資材、発電設備と棉花用のものであり、二年内に償還することになつている棉花借款を除けば、すべて長期クレジットであつた。それより前、永利化学工業会社に与えられた千六百万ドルのクレジットは、中国政府の保証によつて一九四七年までに清算が済んでいなかつた。従つて、これを含めると、対日戦勝日から輸出入銀行が中国に与えたクレジット総額は、事実上、八千二百八十万ドルに上つた。

この同じ期間に、米国政府は中国の再建のための要求が莫大であること、さらに正常な状態の下における経済発展の可能性が大きいことを認めて、相当額の対華援助基金をこの仕事のために別に定めておくことを考えていた。一九四六年四月、輸出入銀行はマーシャル将軍の勧告と全国諮問会議の承認があつた後に、中国政府と中国民間会社に対する個別的クレジットを増額する場合に備えて、銀行基金の五億ドルを一九四七年六月三十日まで指定しておくことを承認した。そして、これらのクレジットは特殊計画に限定し、同銀行の一般貸付規準に従うものと考えられていた。しかるに、銀行と中国政府代表との間には、なんらの実施協定も結ばれなかつた。

一九四六年の後半、マーシャル将軍と国務省は中国の或る種の事業計画に対して、輸出入銀行が好意ある考慮を拂うよう

勧告した。当時、輸出入銀行は中国のクレジット申入れに応ずることを拒んだが、それは主として一九四六年半ばに中共軍と国府軍との間に大規模の戦闘が始まり、それが中国経済の前途に及ぼす關係がはつきりしていたからである。このような情勢の下において、輸出入銀行は同行が法的義務を帯びるものに対して、十分なる償還の保証を得ることができなかつたのである。

一九四六年二月、カナダ政府は中国政府に六千万ドルの長期クレジットを与えた。このクレジット金額のうち二千五百万ドルは、次のようなものの買上げに使われることになつていた。

(A)中国が以前に相互援助としてカナダに要求し、対日戦勝日までに引渡しが済んでいなかつた補給物資と装備。

(B)一九四五年九月一日現在、カナダで生産し、国内需要に比し過剰となつているその他の商品。

(C)或る種の使用せられた工業設備。

(D)これには、かかる設備の再轉換と加工のための費用を含む。

クレジットの残りの三千五百万ドルは、中国政府の再建用その他の戦後の目的に必要なる設備、物資ならびにサーヴィスに対して使われることになつていた。

米国は一九四六年六月十四日の協定によつて、右にあげたカナダのクレジットと大体同じようなクレジットを中国政府に与えたが、それは一般に武器貸与「補給」借款協定と呼ばれているものである。この協定は、長期クレジットの基礎において武器貸与法第三(C)項に従い、戦時中の対華武器貸与計画で既に契約は成立したが、対日戦勝日までに引渡しが済んでいなかつた民間用装備と補給物資の引渡しを規定していた。従つて、この協定に基づく契約によつて、五千百七十万ドルの装備と補給物資を供給することが決定した。

推定買上げ価格が九億ドルに上る米国の民間用戦時余剰物資の中国への売渡しについては、一九四六年八月三十日両国

政府間に締結された協定（註＝この協定に対する中共側の反響については二三〇頁参照）によつて承認された。この財貨は、インドと中国と太平洋上の十七の諸島に置かれていて、その大半はあらゆる種類の車輌、建設用資材と空軍用の補給物資と装備とから成つていた。そして、その他は通信器具、工具、修理用器具、工業用機械、電気器具、医療設備と備品と薬品というように雑多であつた。この余剰物資に対して米国に支拂うことに協定ができた金額は一億七千五百万ドルであつた。このうち、五千五百万ドルは長期クレジットの形で法幣で償還することになつており、そのうちの二千万ドルは、米政府が中国における文化・教育活動費として使用することになつていた。そして、このクレジットの残額である三千五百万ドルは、米政府が大使館、領事館用として中国にある不動産を買入れたり、その他米政府の中国における経費として法幣で償還してよいことになつていた。このようなクレジットの外に、米国は中国政府が米陸軍の費用を立替えていたことに伴う中国に対する戦時負債に対して、一億五千万ドルを返済することに協定ができた。これらをひつくるめると、全部で二億五百万ドルに達するが、一方米国は協定の一部として三千万ドルの基金を設定し、物資の引渡しに伴う輸送と技術的サーヴィスに対して、この基金を中国に使わせることになつていたから、この三千万ドルの基金を差引くと、米国の正味の現金支出は上記の一億七千五百万ドルとなつたのである。

一九四五年十月、中国政府は米国に対して農・林業における技術的協力を申入れて來た。そして、その後に続く協議で、中米合同農業使節団を設置して、中国の農業改善の問題を詳細に検討し、特に米華貿易に大きな役割を占めるような農産物に力を注ぐことに意見の一致を見た。中国の元首は、米国大統領にあてた書簡のなかで、使節団の使命と技術的協力全般が持つ重要性を次のように強調した。

「我々は数世紀に亙つて主として一つの農業国であつた。農民は傳統的に好意と尊敬をもつて見られていた。しかるに、不幸にして最近新しき科学的方法を採用することが遅れたために、わが国の農業技術は後退した。私は中国農業の近代化

が行われない限り、中国工業は発展することができないことを痛感している。工業が発展しない限り、わが国の経済全体が大いに改まることはできない。この理由により、私は、我々両国間の経済発展のための協力計画のなかに農業を含めるべきであることについて、心から貴下の意見に同意するものである。」

米国政府は、この使節団のために十名の農業専門家を中国に派遣し、中国政府は十三名の農業専門家を任命して、一九四六年六月二十七日から仕事を開始した。政府の役人、実業家、農業専門家から成る会議が上海と南京で開かれ、十四省と台湾に現地視察が行われた。このうちの一団は、使節団の担当した教育、研究、農村経済ならびに社会問題という広範な問題に重点を置き、その他の班は、桐油、絹、茶、毛氈用羊毛、及び魚類の生産と販売の問題を研究した。

使節団は、一九四六年末に両国政府に共同の報告書を提出し、米国政府はその勧告案を公平な技術専門家による結論として受取つた。この報告は、中国政府が中国の農業改善のために採用すべき広範な長期計画についてかなり詳しく述べていた。使節団の勧告案には次の諸点が含まれていた。

一、肥料生産、灌漑の発展、動植物の改良、森林の開発、食生活改善のための果実、野菜、家畜の生産に重点を置くこと
二、為替レートの修正、輸送と融資に対する費用の削減、重要農産物の生産と輸出を促進するための規格統一と品質の改良
三、農業融資の潤沢化、小作條件の改善、土地調査、登記、鑑定の実施、地租に關する一九四六年土地法の施行
四、一般教育、公衆衛生、輸送、河川保護、洪水対策などに關する計画の推進
五、綜合システムによる農業教育、調査、講習の必要
六、農業融資のための單一国立銀行の設置
七、人口の急激なる増加に対する防衛策の検討

トルーマン大統領は、一九四六年十二月十八日の声明の中で、使節団の勧告案をできるだけ実行に移すために米国の援助を与えることを改めて述べた。

米国政府は中国側の活動を促すために絶えず努力をしていたが、それにもかかわらず農業改善の領域で、中国政府は殆んど見るべき建設的措置を採らなかつた。しかし合同使節団の勧告案の一部は、後に一九四八年対華援助法（註＝第八章参照）づの條項に基づいて設置された中国農業再建合同委員会の計画の中に具体化された。

第六章　スチュアート大使時代　一九四七—四九年

一、政治・軍事情勢

調停努力の継続

第三章と第四章で述べた米国の調停努力は終つたが、しかし中国政府は、政治的交渉の再開方法を発見するための努力を直ちに捨てはしなかつた。一九四七年一月十五日、蔣介石は交渉再開の方法を決定するために、ここ数日有力な政府高官と会見していることをスチュアート大使に通告した。これらの協議の結果、中国政府側は四つの点で意見の一致に到達し、その内容を大使に知らせた。その四点とは次のようなものであつた。

一、国民政府は交渉を継續するために代表を延安に延遣することを希望している。しかし場合によつては、中共側に代表を南京に派遣することを要請するか、さもなければ、双方が受諾できる場所で円卓会議を開くことに同意するであろう。

二、政府と中共は、即時停戦命令を発し、その実施について協議すべきである。

三、政府は三人委員会の原則に基づき、整軍と交通の復旧に関する実際的な計画について協議の再開を希望する。

四、政府は、係争地域の政治的支配の問題で、中共側と即時協定に達したい希望を表明する。

蔣介石は大使に対して、まだ南京に残留している中共側の主席代表王平南氏に連絡して、中共側が政府の和平代表を延安

に招請する意思があるかどうかを確めてもらいたいと要請した。スチュアート博士には特に先にあげた四点を明らかにしないことを要求したが、もし彼が質問を受けた場合には、新疆省主席張治中が目下のところ政府の代表に選ばれるであろうことを博士は告げてもよいことになつていた。そして、スチュアート博士はまた尋ねられた場合に、政府側は和平交渉に際して何らの條件も付けていないことを告げてもよいことになつていた。何らの條件も付けないで交渉に當つた方が、從來の交渉よりも多くの成果を期待することができるし、政治協商会議の協定事項の本來の精神を復活させることができるかも知れないというのが、蔣介石の心からの希望であつた。

一月十六日、大使は王平南と会見したが、王平南は予期した通りの質問を行い、前もつて蔣介石の承認を得ている回答を受取つた。大使は自分がただ仲介者として行動していること、直接の関係者として行動しているのではないことを明らかにするのに大した努力を要しなかつた。中共側は、その場でもし政府側が前に指摘しておいた二つの條件（すなわち、憲法の廢棄と停戦協定の發効日である一九四六年一月十三日の狀態に軍事情勢を戻すこと）に同意するならば交渉を南京で再開してもよい、もしそうでなければ、代表を延安に派遣しても無駄であるという意味のはつきりした回答を行つた。しかし中共代表はこの回答は交渉の打切りを意味するものではなく、今後の交渉に道を開くものであることを主張した。大使は一月二十三日国務省にあて、中共側がこの点を主張したのは、思うに中共側が軍事的に自信を持つていて、今後数ヵ月後に、政府側は中共の條件で交渉再開に應ぜざるを得ないように考えているからだと報告した。

一月二十日、宣傳部は国民政府の名において、対中共交渉の経過を説明した長文の声明を発表した。それは特に次のように述べていた。

「抵抗戦を始めた頃から、政府は国民の努力を一点に集中する目的で、一切の政党と無所屬の代表から成る国民參政会を招集した。

「政府は対中共問題を徹頭徹尾政治問題として扱つていた。国民党は一九四二年の第十次中央委員会全体会議と翌年の第十一回全体会議で、政治的手段による早期解決を勧告した。

「一九四四年五月以降、政府は平和的解決を達成するとの希望を絶えず抱いて中共側と交渉を續けて來た。」

宣傳部はこの声明の結論において、中国政府は改めて交渉継續を中共側に要請するであろうと述べ、先に中共代表に通告済みの四つの提案を指摘した。中共側は、一月二十九日回答を公表して、政府側の四つの提案は、和平交渉の眞の前提を拒否するに等しい欺瞞以外の何ものでもないと非難した。中共側は彼等が前から首唱していた憲法の廢棄と軍事情勢を、一九四六年一月十三日の狀態に戻すという二つの條件が容れられるまでは、国民党側の提案に應ずることはできぬといつた。その翌日、国民党宣傳部は、先の提案をくり返し述べたが、さらに中共側が要求する二つの條件は、中華民国を破壊するようなものであると附言した。従つて、政府側は政治的民主化のための独自の計画を推進する以外に道はないと感じ、各団体と各派に対して中国の再建と復興の仕事に參加するよう呼びかけた。それに次いで、蔣介石もまた一九四七年二月十六日、自ら十項目にわたる経済復興計画を国民政府に誓うとともに、全中国市民の協力を要請した。二月十一日、政府は南京にある中共代表に対し、これ以上政府地域にとどまることは望ましくないと通告した。

中共政策の変貌

中共側の態度についての手掛りは、一九四七年初期に発表された声明の中に見ることができた。最初にそれを示したのは周恩來の声明であり、それは他の文書とともに中共の公式態度が大きく変化したこと、一九四五年の第七回党大会で、中央執行委員長の毛澤東が新民主主義と題する報告の中に示した從來の政策がはつきりと変化したことを告げていた。第二の文書は、中共宣傳部長で中央執行委員を兼ねている陸定一の声明であり、彼はこの声明の中で、外交政策の上で中共をソ連に

同調させるとともに、米国を日独ファッシストの後継者であると非難した。二月一日、中央委員会は国民政府に対する強硬な攻撃文を発表し、国民政府が中国を外国の財閥に売渡していると非難するとともに、中共は一九四六年一月十日以後に国民政府との間に成立したいかなる協定、いかなる了解事項も承認することはできないと発表した。

一九四七年三月十日のソ連提案

三月十日、モロトフソ連外相はモスクワ外相会議の席上、中国の内戦処理に関する諸問題を外相会議の議題として採上げることを提案した。米政府はこのソ連提案に同意しなかつた。この見解は、中国政府がただちにこの提案に反対したことによつて強まつた。三月十一日、中国外交部長王世杰博士は、中国は中国の国内問題をモスクワ会議の議題に採上げることにはあくまでも反対であることをマーシャル将軍に通告した。それと同時に、中国外交部はこれと同一の声明を新聞に発表した。中共側はモスクワに倣つて、中国問題をモスクワ会議の議題として採上げることに賛成の声明を発表したが、但し、このような問題の討議には、いかなる場合にも中共代表を出席さすべきであると主張した。ソ連の提案は反対を受けて撤回された。

王博士はまた、米国大使に対してソ連大使が、三月八日次の二つの要求を申し入れて來たことを通告した。

一、中国は大連、旅順の管理を引受けること。

二、大連から瀋陽を経て長春に至る鉄道はソ華共同で運営すること。

この申し入れによつて、中国政府使節はソ連の厳重なる監視の下に、状況視察のため大連に赴いた。交渉は武装警察隊の問題と、中国部隊の大連地域への進出許可をめぐつて行詰り、その後再開されなかつた。

立法院と監察院の改造　一九四七年三月一日

一方、国民政府の機能は、機構改革が遅れたために、かなりの麻痺状態に陥つていた。中国の新憲法は、採択の日から一年後に発効するとの條件付で、一九四六年十二月二十五日国民大会によつて採択された。新憲法実施までの間は中間政府を設けて、中国に立憲政府を樹立する手筈を整えさせ、訓政期間を定めて一党政治を廃止し、他の團体が国民の政治生活に参加するための準備を行わせることになつていた。この新政府の樹立は、予期した以上に困難であつた。

この困難は、主として五院と国府委員会における重要地位の配分問題に関する交渉で、国民党と第三党との間に意見が纒らなかつたために起きた。ここで序でに述べておきたいことは、これらの交渉を通じ、中共が参加の場合を予想して、中共に割当てるべき椅子を保留しておいたということである。しかし、いかなる場合にも、中共が参加の意思を持つているとの兆候は全然見られなかつたし、また実際中共側の公式声明は、彼等の言う「非合法の憲法」の下で参加することは不可能であることを強調していた。

さらに交渉の初期において、第三党として最大の民主同盟も、その立場が中共側に余りに接近しているために参加しないであろうことが明らかになつた。従つて、交渉に残された問題は、国民党内部の取扱いが最も重要な段階に達していたことを別とすれば、一方における国民党が他方における青年党と民主社会党との間に、どのような地位の配分を行うかということであつた。この二つの小会派はごく僅かの党員しか持つていなかつたから、それを政府に参加させようとする努力は、名目的に一党支配を終らせるという象徴的な意味においてのみ、重要性を持つものであるに過ぎぬと見られていた。

三月一日の眞夜中に、政府は立法委員五十名を新たに任命した旨発表したが、その内訳は国民党十七、青年党十三、民主社会党十二、無所属八であつた。それと同時に監察委員二十五名も新たに指名されたが、その内訳は国民党九、青年党六、

民主社会党七、無所属三であつた。国民参政会の新メンバーには五十四名が追加されたが、その内訳は国民党十一、青年党十一、民主社会党十一、無所属十一であつた。これらの第三党は、旧メンバーの外に新たにこのようなメンバーを加えたために、少数党を代表することになつたが、それにしても、それは実際の政治勢力以上のものを代表するものであつた。

その翌日、宋子文博士は蔣主席と忌憚なき意見の交換を行つた後、行政院長の職を辞した。スチュアート大使は三月三日その辞職の経緯とその背後の事情について、国務省に次のような言葉で説明した。

「宋子文はこの日の午後、蔣主席と長時間にわたつて会談した後に、その夕刻辞表を提出した。それはともかく、後の方の会見はぶつきら棒なものではなかつた。そして、蔣主席は宋子文に対して全国最高経済会議議長の地位にとどまることを勧めたが、行政院長の辞表はすぐにこれを受理し、その後で全国最高経済会議議長の辞表をも大したこともなく受理した。私の手許に達した情報から推測するに、蔣主席は最初の会談の時に内戦の激化に備えるための彼自身の軍事計画を宋子文に提示したが、それはわけても最近の物価の値上りに照して、近き將來、兵隊の給料と軍需物資の割当の増額を要求するものではなかつたかと思われる。一方においては内戦に伴う尨大なる要求があり、他方においては自分の人気が次第に落ちて行くことによつて、漸次行動の自由を失いつつあることを身にしみて感じていた宋子文は、先方から求められて名を汚すよりも、こちらから投げ出すことによつて、自分の面子ならずとも名声だけは保つことができると思つたに違いない。

「私の考えでは、蔣主席は中国の全国土をできるだけ中共の支配下から自由にするために、本格的な軍事作戦を徹底的にやり抜いて、約三ヵ月後には（現在中共が傲慢を極めている場所で）中共を叩きつけ、これを極く狭い地域に追込むことを決意したようである。私の推測では、假令蔣主席はモスクワ会議の成行にいらいらした気持でいるとはいえ、中共について彼が考えているように、米ソ関係が長続きするような形で好轉する見込はないからといつて、米国がやがて何らかの

形で、政府側に或る程度の援助を與えることになるであろうとの希望までを棄てているわけではない。疑いもなく、彼は現在の財政悪化の程度と、戦闘を長びかせることによつて、大きな破壊を導き出そうとする中共の能力に非常な関心を拂つている。しかし蔣主席は、常に彼を訪問する中国人に向つて、中国は米国の援助なしで自立し、將來に直面しなければならないことを語つている。私の感じでは、この点CC系（註）は蔣主席の地位が国内的に弱まり、米国から然るべき援助が得られなければ、彼が二つの世界から一番ひどい目にあうであろう、という風に蔣主席に働きかけているようである。彼の精神状態が緊迫した激しいものであることは、今日の彼の演説に照して明らかである。私の見るところでは、これからの四、五日は改造計画にとつて重要である。――この独断専行の気分が、国府委員会と行政院の任命と権限の中に反映してはならぬという意味で重要である。」

（註）CC系は国民党内の極右派で、長い間蔣介石と密接な関係ある陳立夫、陳果夫の兄弟によつて完全に支配されている。蔣介石は国民党の一般党員を訓練する上でこの二人に依存している。

情勢進展に関するスチュアート大使の概要報告

三月十二日スチュアート大使は、二月下旬と三月上旬における情勢進展のあらましを次のような解釈を加えて説明した。この説明は、將來の発展に重要な影響を持つと思われる国民党中央執行委員会第三次全体会議の開催が切迫していた時機に行われたものだけに特に重要である。

「ここ十日の間に、中国の事態は急激に進展した。そして、その中には極めて複雑な要素が含まれているので、この時機に前電を綜合しながら、事態の全般的な概要を傳えることは有益であろうと思われる。いうまでもなく二つの主要な面は軍事的なものと政治的―経済的なものであるが、前者は政治的修正を絶対に必要としている。というのは内戦の継続が国

民経済を次第に圧迫して、正常な経済発展の方向に前進する試みを揶揄しているからである。

「現在の軍事作戦は、その規模において、ここ数ヵ月の間に見られたいかなるものにも勝つていた。政府側は明らかに山東における軍事的勝利を望み、しかもそれを絶対に必要としていた。しかるに、政府側はこれを手に収めることができなかつた。中共側は満州で機先を制し、長春の門前に何とかして迫ろうとしていた。今や中共軍は国民党軍の増援部隊によつて反撃されたが、もし中共側の目的が想像される通りに、モスクワ会議でソ連が中共のために使おうとしている切札を有利にするための地域的勝利であつたとするならば、それは中共の敗北を意味していた。しかし、一方これに反してもしもその主な目的が国民党軍の勢力を弱めることにあつたとするならば、それは中共側にとつての勝利であつた。死傷者数に関する大使館付陸軍武官の情報判断に依ると、満州では政府軍が一万、中共軍が二万、山東を主とする他の地域では政府軍が四万、中共軍が二万であつた。

「徐州に総司令部を設置したことは、政府側の見解からすれば、作戦指揮に恰好の場所を得たという意味で、かねてから望んでいた好ましい進展であつたと見られる。大使館付陸軍武官は、また国共双方ともに戦意が鈍つている兆候が見えるが、特に政府軍にそれが甚しいと語つている。高級将校でさえも、同武官に対し日本を敵に廻していた頃は、果しなき戦の中にも何か力の入れ甲斐があつたけれども、中国人を敵とする戦闘ではどうも食慾が起きて來ないと語つている。この士気の低下は内戦のいかなるものであるかを十分に理解せず、中共側の降伏勧告にややもすれば應じ易い軍隊の間に反映しているようである。蔣介石が士気を鼓舞するために兵士の給料を増額することを主張したことが、宋子文の辞職の一原因になつていた。」

「このような容赦なき状態を背景として、ここ十日の間に起きた政治的変化は、今日までのところ決定的なものとなつていない。国府委員会と行政院の改造問題は、まだ交渉の域を出ていない。その障害となつているものは民主社会党がどん

な條件で参加するかどうかの問題である……。

「他の事件の興奮のなかで、政府が国民党と第三党と無所属とから立法院、監察院、政協会議ならびに憲法施行常置委員会の新メンバーを補充したことは、ほんの小さなさざなみを引起した程度にすぎなかつた。この措置が一党支配解消への重要な第一歩であるとする政府の立場は余り関心を呼んでいないし、また国府委員会と行政院の改造が片づくまでは大した関心を引かないであろう。

「警察の弾圧行為が中国全土にわたつて、特に共産党が最も活動している地域で、日増しに激化していることは広く報道されているが、それは解説者の政治的立場によつて色々に解釈されている。このようなやり方に対して、無所属と左翼の方面では猛烈に非難している。しかし、それと同時に政府が今生きるか死ぬかの闘いをやつている限り、政府がその統制の手を緩めることはほとんど考えられないというのが一般の態度である。そして、また一般には中共代表が全部中共地区に引揚げたために、和平交渉と平和的解決の可能性を無期限に延期されたし、経済悪化をくい止める見通しもいよいよ暗くなつたという考えである。」

延安の占領

蔣介石は、二月十六日の声明の中で、政府が現在の地位を固める意思であることを明らかにして次のように述べた。

「政府としては国民の経済生活に極めて重要な交通線を護り、それを復旧することに軍事的努力の重点を置くつもりである。そして、われわれは今後も中共問題の政治的解決に努力を惜まないであろう。」

その当時、宋子文博士は、彼と蔣介石とは延安を攻撃すべきではないことについて全く同じ意見であることを、米国大使にはつきりと言明した。その後、大使館付武官もまた、国防部第二廳から同じような情報を受け取つた。従つて、政府側が

三月中旬を選んで延安攻撃を開始したこと、そして既に大半の撤収を終えていた中共の首都を占領したことは意義がないわけではなかつた。その後、政府側の大勝利の報道は誇大に過ぎていたことが判明したが、重大なこの時機に、それが非中共地区の中国に與えた心理的効果は重要なものであつた。厳密に長期の軍事的な立場から見た場合、延安占領は、主として政府側の戦線が伸び切つたために、国民経済を圧迫するような逆効果を持つていた。この点、大使は次のような註解を加えている。

「政府側は十万以上の中共軍を敗走させたといつているが、しかし中共側の調停使節の引揚げに同行した米国人観察者は、延安は既に事実上の撤収を終えていたと報告しているから、この政府側の報道は余りに誇大に過ぎていたように思われる。中共側がこのような万一の場合に備えていたこと、そして延安防衛の犠牲が大きい場合には、それを放棄する意思であつたことは前から明らかであつた。それよりもむしろ敵の圧力を受けた場合には、一定の地点から退いて敵を袋小路に追込み、しかる後に徐々にゲリラ戦で敵の戦力を挫くという中共傳來の戦術にそれは合致していたのである。その上、政府軍の戦線はあらゆる面で、敵の攻撃にぶつかることを考えに入れなければならないような地域にまで恐ろしく拡大したのであつた。」

政府側が武力による解決に自信を持つていたことは、その当時参謀総長が今後六ヵ月内に中共軍を打破するであろうことを公言したことで明らかである。蒋介石もこれと同じ頃、八月末か九月上旬までに中共軍を全滅するか、或いは中共軍を辺境の奥地に追い拂うであろうことをスチュアート大使に言明した。

学生デモ

五月と六月に、対日戦の終了以來最も重大な学生のデモと暴力行爲が発生したことは、大衆の不満の増大した兆候であつ

た。中国の主だつた学問の中心地では、どこの大学生も多くの場合教授團の同情の下に、内戦の終結と国民の経済狀態改善のための政府の効果的措置と、さらに自分達の日増しに悪化し行く経済狀態の救済を要求してストライキに入つた。これらのデモから多数の死者が出たが、騒動がそれ以上に拡らなかつたのは、主として上海、北平のような重要都市で、数人の有力者が巧みに事態を收拾したことと、その時期がちようど学年末にあたつていたために、政府が夏の間大学の閉鎖を命ずることができたためであつた。政府は疑いもなく、大衆の不満の現れであるようなこれらの不穏行爲の成行に関心を拂つていた。この狀態をさらに複雑なものにしたのは、まだ新年度の取入れが終らず、しかも前年度の手持が急激に涸渇して行つた時分に、規模は比較的小さいながら、潜在的に危機をはらんだ米騒動が起きたことであつた。

大使は五月二十九日次のように報告している。

「相変らず経済、軍事情勢に主として支配されている全般的な政治情勢は、加速度的な速さをもつて悪化している。ここ数週間のうちに、主として軍需と買溜めによつて引起された現在の劣悪な米穀事情のために、民心の動揺が一層ひどくなつて來た。五月十八日、政府は学生のデモ禁止に関する指令を発したが、大都会地では直ちに反対を受けて、政府の威信をさらに失墜する結果に終つた。現在、学生達は六月二日を期して全国的なゼネストを起すようあふつているが、今日までのところ、この学生運動の特色はかなり煮え切らないところがあり、或る特殊の團体または政党の指導下に置かれてはいいない。しかし、学生運動が拡大して、しまいには共産党でなくても、特に民主社会党のような反政府派の指導下にはいる見通しは強いのである。

「全般的な不安と幻滅が大きくなるにつれて中共側の威信は高まつているが、それは主として最近の華北と満州における軍事的成功によるものである。完全に信頼のおける情報はまだ入手していないが、満州で中共政府が長春鉄道に沿うて敗北したこと、そして少くとも満州における政府軍の一部の撤退が必要となつて來ることは明らかである。最近満州におけ

ろ中共の軍事活動は、主として杜聿明将軍の軍事作戦の大失敗に助けられた、華北と熱河の鉄道に対する大規模な襲撃と歩調を合せていた。華北情勢の重要な一面は、開灤炭坑から海に出る交通線を中共軍が切断する力を十分に持つていることであり、これは特に上海に対する石炭補給に絶えず圧迫を加えることになるだろう。

「内戦に対する反対の空気は、主として学生、教授團、実業家の間に高まつているが、しかしそれがまだ政府に、決定的な影響を与えるまでに到つていないことは、今週における蔣介石の二つの声明が持つている性格に照して明らかである。蔣介石自身が声明を発するように要請せられたと思つている事実が、雄弁にそれを物語つている。政府のなかの自由主義的な国民党員の間に和平交渉を要求する声が高まつていることは、最近約二十名の立法委員が孫科博士の暗默の承認を得たといわれる和平会談の再開を要求した決議案を立法院に提出したことによつて明らかである。五月二十七日、政治協商会議は、和平会談の再開を中共に要請した決議案を採択したが、それは主として最近における軍事的敗北と、高まり行く内戦反対の空気に対処することを目的とし、そして、内戦継続の主要責任を中共側に押しつけるために打たれた国民党の術策であつたと解することができる。中共はその軍事的成功にかんがみ、政府側が現在応ずる意志のある條件以上に有利な條件でなければ、和平会談に参加する用意は恐らく持つていないであろう。

「さらにまた中共側に時が味方していないとか、或いは中共が現在正当にして実際的な提案に喜んで応ずるだろうと信ずることのできる根拠はないのである。

「もし十分なる糧食を補給することのできない政府に対する不満が国民軍の間に起きて來るとすれば、近き將來政府側にとつての最大の危険はこうした空気が生れることにあるであろう。政府軍の戦意は特に東北において日増しに衰えているが、しかし、ここしばらくの間、政府は最善の訓練と整備を施した部隊の忠誠心に頼ることができると思われる。政府が民間の不穏行為は武力で阻止するか、または鎮圧することができると期待して、ただこれらの軍隊にだけ十分な補給を與

えることに全力を集中するであろうことは、今から予期してもよいであろう。」

政府の地位ますます悪化

大使は六月七日さらに次のように報告した。

「政府側が満州において軍事的大敗北を蒙る公算のあることは明らかである。政府軍は既にこれまで支配していたかなり広大な地域から撤収した。今日までに杜聿明将軍が示した不手際と無能力から判断すると、恐らく政府側の敗北はもつと大きなものとなるであろう。中共軍が満州の政府軍に今後も出血を與えるか、それとも政府軍をしてさらに撤退を余儀なくさせるかは、一に中共側の出方にかかつているように思われる。」

さらに、民衆の不安と混乱の兆候を示したものは、対日戦の頃には、世論を傳えるマイクのような重要な役割を演じていた国民参政会が、五月二十六日解消前の最後の会議で、内戦終結の手段について協議するため、中共代表を南京に招請する決議案を絶対多数で可決したことであつた。大使はこの決議案は中国知識階級の政府に対する不満が高まつていること、平和的解決への要求が強まつていることを示すものだと指摘した。しかし、国民参政会はこの同じ会議で、中共に対する懲罰行為を今後も続けるべきであるとする決議案を可決しているのである。

国民参政会の招請に対して、中共側はこれもまた政府の不誠意を示すものだとして、にべもなく拒絶した。大使は、六月十八日今後の成行に関する一般の推測を傳えて、次のように報告した。

「蔣主席は、共産党が六月二日を期して、大規模な混乱を起そうとする陰謀をたくらんでいたことは確実だと信じているが、一方それに劣らず、この陰謀が事前の措置によつて失敗に終つたものと思い込んでいる。疑いもなく、彼は最近の学生デモに対する共産党の影響を過大に評価していたのであり、今では彼自らこの誤りを悟つているように思われる。重要

都市に発生した事件に対する考えはまちまちであつた。武漢大学で三名の学生が悲劇的な死をとげ、他に三名の重傷者と数名の軽傷者を出したことは、ともに漢口守備隊司令官の命によつたものであり、この司令官は即座にその職を免ぜられたのである。

「国民参政会の決議案は、常置委員会の手を経て国府委員会に提出され、国府委員会はそれを原則的に承認したが、国府委員会の次の会議でこれを最後的に決定するため、この決議案をもつと具体的に作製するよう要請した……。

「蔣主席は他の大半の政府高官とは異り、冷静な自制力とやや落付きはらつた自信とを持ち続けている。他の者は一般に失望の色を見せているが、それは主として彼等の全部が知つている通りの客観的事実によるものであり、中共に対するいらいらした不安によつて、それがさらに強められているからである……。

「何らかの予測をすることは非常な勇気を要するが、現在の重大情勢から間もなく何かが起るとすればそれは、次の三つのうち何れかであろう。

一、蔣主席は交渉再開の同意を中共側から得るか、または中共は事実上の武装反乱であり、その限りにおいて国民の福祉に反するものであることを天下に示すことによつて、率先中共問題の解決に乗出すだろう。私はかねがね彼が中国民衆の想像力に訴えるような、劇的にして革命的な手段でこれを達成することを望んでいた。この期待は恐らく彼を買被るものであるかも知れないが、しかし彼は従來の偏見を捨てて、進歩的な考えを抱くまでに至つており、私はこの考えをさらに押進めさせるように、彼に働きかけることができると信じている。この仕事は恐らくもつと特殊な方法よりも手間がかかり、それほど満足すべきものではないかも知れないが、ともかくそれが最も有望な解決策ではないかと思われる。

二、恐るべき破局が近づくにつれて、国民党内の自由主義分子を引きつけるような聡明な独立派幹部の中核組織ができ

上り、それが政治的に目覚めた人々の支持を受け、中共側と話をつけることは十分ありそうなことである。その場合、蔣主席は第一線から身を引き、行政院長の張群か宋子文か、その他のすぐれた人々が指導権を握り、連合政府が臨時に創られることになるであろう。この際不利な点は、新しい團体の無経験とゆるい組織が、有効に活動することができないということであろう。ゆるい組織が有効に動かないということは、特に中国人の場合に顕著な事柄である。

三、中共がその地域を支配し、この地域をできるだけ拡大しようとすれば、現在の中央政府は完全に解体するであろう。各地区には最も有力な人物または團体の下に地方政権が樹立されて、極めて混乱した不安定の状態からあらゆる弊害が生じて来るであろう。」

一般情勢が次第に悪化し、政府とその内戦のやり方に対する民衆の不満が高まつていることは、上海、南京、北平のような、よく知られた都市を見なくとも、中国の各地にわたつて、それが明らかであつた。大使館に達した報告の中で、おそらく最も穏当でなかつたものは、六月の最後の週に瀋陽の総領事から達した報告であつた。彼は、政府側の旗色が次第に悪くなつていること、軍司令官同士の間に個人的ないさかいが行われていること、中共軍が次第に機先を制じて政府軍を混乱させ、受身の立場に追込んでいること、経済情勢が緊迫化し、民衆の気持がゆるんで、現地の民衆は何らかの形で安定をもたらすような変化を次第に求めていることを報じていた。これが重大なる苦難に直面していた時の、政府側の腐敗と無能力と目標を失つた姿であつた。

一九四七年における中国の経済、財政状態の悪化については、第八章でさらに詳しく述べられているが、第八章ではまた米国の援助の強化についての問題も論じられている。米国政府が援助強化の問題を、中国政府の改造問題と切離して考えることはできない相談であつた。なぜなら、このような改造をまたなければ、いかなる財政援助も救済となることができなかつたからである。

二、中国政府の改造計画に対する米国の努力

対日戦の間、米国は中国政府が政府の地位を強化する上に役立ち、共通の敵に対する闘いに貢献するとともに、戦後における復興と発展の基礎を作るような各種の改造計画を実行に移すよう勧めて來た。米国政府は、中国政府の要請に応じて、米国人の顧問と技術専門家を中国に派遣し、土地の管理、公衆衛生、協同組合、家畜農法、工業生産ならびに医学のような色々な分野で中国政府を援助させた。

スチュアート大使の報告

マーシャル特使が中国に派遣されている間、同特使とスチュアート大使は、政府の行政と能率を改善し、民衆の支持と信頼を受けて、米国の援助を効果的に利用する上に役立つような改造措置を立案し、それを実行に移すことが望ましくもあり、必要でもあることを中国政府の指導者達にくり返し強調した。

マーシャル特使が中国を去つてから、特使の努力を引継いだスチュアート大使は、中国政府指導者達との会談の時にあらゆる機会をとらえて自由主義分子が指導的地位につくこと、反動分子の勢力を弱めて、基本的な改造措置を実行に移すことの必要を強調した。このような措置を採つてはじめて、政府は中共の挑戦に立派に応ずることができ、中国資源の浪費を防止し、米国の援助を効果的に利用することができると思われたのである。

このような考えに照して、政府改造のための努力と計画がどんな結果を來すかということは極めて重大であつた。第三回国民党中央執行委員会全体会議は三月に開かれたが、この会議に現われたものは、党内の保守派と自由主義分子との勢力争

いであつた。ここで興味のある二点は㈠国民党内の或る一派が政府改造を妨害しようとしたこと。㈡反動的なCC系とゆるく結びついた政学会派との間に勢力と地位の争いが起きたことであつた。第一の点については、蔣介石は自由主義分子の協力を得て改造を中止しようとする工作を阻止することに成功した。各派間の争いでは、蔣介石は從來よりももつと強力な立場に立つことができたけれども、一方CC系は相変らず党の全機構を押えていた。

この党内の個人的な勢力争いは、政府の威信と地位が失墜していた時に、しかもそれが明らかに政府と目的の統一に與える影響をも無視して行われた。大使は三月十二日、次のように論評した。

「CC系が財界方面へ手を伸ばすことが明らかであれば、金融界と実業界は政府を信頼しなくなるであろう。――このことは、国家の財政を或る一派の独占的支配にまかせてはならないとする蔣介石の戰術を証明するものでもある。」

大使は四月五日、政府改造の努力と蔣介石のこれに対する役割に関して、若干の困難が伴つていることを次のように指摘した。

「蔣主席は自分でそれに気がついていないかも知れないが、彼の地位の悲劇的矛盾は、彼が現情勢の下では、CC系が持出す條件を受入れなければならなくなつているということである。それと同時に、このCC系はその有利な地位を利用して、党と国家に対する支配力をもつと強力なものにしようとしている。從つて、蔣介石は彼等を追放したり、或いは共産運動の興隆と拡大に主として役立つているような社会情勢をさらに悪化させる以外につくすところのない彼等の活動を制限したりすることは、今後次第にできなくなるかも知れない。」

大使はまた次のように論評した。

「外交部長は過ぐる日、皮肉な情勢について語つたが、それは、蔣介石が政治的解決を命じ得る自分の能力を意識しているがために、人を鞭打つ戰術を使うことを嫌つていながら、無意識のうちに少しずつ政治的な譲歩を行つているために、

彼の自由主義的な顧問達が勧めている改造が遅れているということである。」

大使はまた、CC系が大衆の前に自分達こそ、党内の眞に自由主義的な革命分子であることを示そうと努めていること、CC系が一九四七年十二月二十五日憲法の発効前に行われる選挙の準備に努力を集中していること、そして、訓政期を終らせるための準備が進んでいることを報じていた。

国民党中央執行委員会は、その全体会議の終了に先立つ三月二十四日宣言を発表したが、それは政府の基礎の拡大、国家統一に対する障害物の除去、国民経済の安定、世界平和への努力、国家再建のための国家潜在力の造成に関する一般的な声明を主としていて、それ以上に事態を明確にするようなものは殆んど含んでいなかつた。

行政院と国府委員会の改選　一九四七年四月十七日

四月十七日、行政院と国府委員会の改造が発表され、行政院長すちわち首相に張群将軍が就任した。それと同時に、中華民国の建設者を父に持つ孫科博士が副主席に選ばれた。主席が指名した他の四院の長官は従來のままであつた。改造の完了に伴い、一連の公式声明が発表された。蔣主席は四月十八日の声明の中で、この改造は訓政期を終らせるための新たなる前進であるとして、これを称讃するとともに、再び中共側に対し、暴力行爲による政権獲得の政策を放棄することを條件として政府に参加するよう叫びかけた。それと同時に、国民政府の政綱が発表されたが、それは大部分先にあげた国民党中央執行委員会の宣言とほぼ同じものであり、ただ人権保証に関する條項が新たに加わつていた。四月二十三日、宣傳部長は週間記者会見の席上、政府を代表して、今や訓政期は終つた、と同じような声明を発表した。その日の夕刻、新首相の張群将軍は、政府が数日前に正式に引受けた義務を完全に果す旨、彼とその政府に誓つた。

政府の改造について、大使は次のように述べた。

「国府委員会の改造の終局的な効果を正しく評価することは時期が早すぎる。いかなる評価も過去における中国政府の一連の改造に照して愼重に行わなければならない。過去における中国政府の改造は、假令、国民党員の大部分が進歩的な近代的中国人であつたとはいえ、主として対外的な効果を狙つたもので、中国の国内問題に大した影響を与えるものではなかつた。」

大使はさらに次のように述べた。

「要するに、国府委員会の構成は、国民党と無所属に関する限り、現在の事情のものとでは予期通りの好成績である。国府委員の南京到着をまつて、四月二十三日成立するはずの国府委員会が中国に本格的な社会的・経済的改革をもたらすことになるかどうかは、依然として多くの要素に左右される問題ではあるが、少くともその一つの要素は蔣介石の国府委員会に対する態度と、今なお中国における支配的な政党である国民党に対する彼の統制力である。」

大使は、この時機にCC系の指導者陳立夫を書記長とする国民党政治委員会が別個に作られたことにかなりの関心をよせ、恐らくこの委員会は国民党の政治機構を支配し、党の政策を決定する上に重要な役割を持つであろうと指摘した。大使は、最後にこう述べている。

「要するに、最も予測のつきかねることは、蔣介石が個人的に彼に忠節を盡している反動的な追随者の言に従わないで、自由にして進歩的な官吏の忠告を彼が求め、彼がそれに従うことができるかどうかということである。」

政府の改造は正しき方向への前進であり、改造への希望を或る程度與えはしたが、しかし一方、権力をめぐる舞台裏の政治的策略は、政府そのものの地位をも無視して相変らず進行し、このために行政の改善への努力が阻まれた。政府が重大な情勢に直面しているにもかかわらず、このような不統一と政治的陰謀が起きていたことは、五月に大規模な形で発生した学生デモを取巻く情勢にそれが反映していた。このデモに関する大使の次のような論評がそれを明らかにしている。

「デモを指導し誘導する者がたしかに完全に変つたという兆候が見えている。最も権威ある観測者の見るところでは、CC系の分子が一連の混乱を引き起そうとしてデモを操つている模様である。それは一連の混乱が起れば、やがて政学会派が支配している現政府は、秩序維持の無能力を示すことによつて民衆の信頼を失い、遂には強力な右翼政府がクーデターによるか、或いは今秋行われる選挙に大勝利を収めることによつて政権につくことが正当視されるであろうという考えに出ているのであろう。」

いうまでもなく、このような活動が反共分子に利用されていることは、大使が次に述べている通りである。

「共産主義者がこれに関係していること、そして、現在積極的に動いていなくとも、必要となればこの情勢を利用しようとしていることは考えられることであろう。」

五月二十九日、大使館は次のような情勢報告を国務省に寄せた。

「張群の下にある改造後の行政院は、以前の宋子文内閣よりも基礎が鞏固である。しかし、CC系の政略と経済的、軍事的情勢の進展のために、政府は現在動きがとれなくなつている。さらに国民党以外の政府参加者は、現在の問題に直面して今までのところ、指導権を発揮することができないでいる。しかし、今後数ヵ月の見通しについては、当大使館の見解では、政府が特に崩潰するというよりも、政府の権威と統制力が次第に弱まる方向に進むものと見られる。ともかくも、政府が一般に抱いている感情は、米国の援助を経済的・軍事的情勢の悪化を食いとめるための手段として相変らず求めていることであろう。」

さらに中国政府が国民の信頼を回復するために積極的な措置を構ずる必要があることについては、六月十八日における情勢に関する大使の次のような論評が示している。

「知識分子は学生に対して採られた余りにも苛酷な措置により、また無智な大衆は生計費の高騰によつて政府に対する不

満が増大し、政府に対する敵意さえも見せている。これを一言で盡せば不満は自由と食糧とに集中している。」

大使はさらに次のように説明した。

「蒋主席は目下の情勢については現実の重大性を認めざるを得ないために、それを極めて眞面目に考えており、彼に與えられる忠告をも極めて眞面目に考えているが、私の推測ではこの忠告は全くどうでもいいようである。要するにこうである。和平を求める声は広く一貫している。そして、政府は戰闘行爲を中止し、和平交渉を再開するように中共側を説伏せるか、あるいは内戰継続の責任を中共側に押しつけるかのどちらかを決めなければならない。さらに政府は政府の問題と意図について、国民に今までよりもつとはつきり分らせるような公式声明を発表して、国民の信頼を取戻さなければならない。私は蒋主席との会見で、許す限り率直に意見を述べているが、最近の会見で特に私を喜ばせたことは、彼の態度に原則的な同意以上のものが見られたことであつた。」

大使はまたこうもいつている。

「実際のところ、中共軍の明らかな優勢は、主として国民党の驚くべき無能力と腐敗、そして、政府に対する国民の不信に基づくものである。政府が立派なステーツマンシップと精神革命の決意とを持つていることが十分に証明できれば、知識分子と一般大衆に対する統制力を回復することがたしかにできるであろう。」

満州の政治情勢

国民政府を阻んでいたと同じ勢力争いと内輪もめが満州における政府の位置に致命的影響を與えていた。六月後半に瀋陽総領事は次のように報告した。

「蒋介石特派使節の熊式輝将軍と満州軍司令官杜聿明将軍との間の（敵意でなくとも）対立は、公然と取沙汰されている

が、それは軍事と経済の綜合的計画が缺けているためである。」

総領事はまた、満州における特派使節の態度と、それが統治方式に與えている影響について次のように述べている。

「南から來た国民党軍と行政官は、満州でまるで征服者の振舞をしていて、同国人のように振舞つていない。そして、彼等はその統治地区に無制限の搾取という『旅行カバン』の政治を強いている。」

総領事はさらに続けて「このような結果、現地の農民は外來者に対して非常な敵意を抱いているため、それが非満州部隊の士気に影響するとともに、南から來た將校と行政官に復讐心を引起させるまでになつている。」と述べている。総領事は瀋陽の食糧事情について次のように述べた。

「物価統制と買溜め防止のために児戯に等しい努力がなされた。一般的に見て、これらの努力の結果は、やむなく銃劍をつきつけて統制価格で穀物を徴発せざるを得ないことになり、その上、強慾な將校と官吏は徴発した穀物を闇に流して私腹を肥やしているのである。」

かくして、総領事が報告する通り、次のことは不可避であつた。

「満州の民衆が統治方式の変更に期待をかけているばかりか、それを切望していることは日に日に明らかになつている。しかし、いかなる変更をであるか？多くの人々は盛んに現在の生活と事態の傾向について不平をならべているけれども、何をなすべきかについてはまだ決しかねている。確言できることは、国民の圧倒的多数が現在の国民政府の統治方式に不満を持ち、それを嫌つていて、それから解放されることを歓迎するであろうということである。」

六月十九日蔣介石は大使の來訪を求め、満州情勢の重大性について自分の意見を述べてから、大使のこれに対する見解を求めた。そこで、大使は次のような回答を與えた。

「私は彼に答えて言つた。貴下に協力させるために、小さいながらも厳選されたグループを組織するという非常措置を講ずる。（これらの人々は誰からも尊敬され、自ら責任を感じ、互いに協力できる人々であること。）少くとも非常時に必要でない措置は一切これを中止して経費を節約する。もし共産党が最近の和平提案を最後的に拒否するならば、国民はその責任を中共側にとらせるべきであるとの声明を全国民に発する。貴下がこうしたことを断行すべき時が來たのではないかと思う。もし国民が近く憲政の下に行われようとしている民主的な生活方式を保持しようと思うならば、危機の脅威から国家を救うために協力すべきである。このために、各人は共通の目的に向つて力を盡し、サーヴィスまたは富のどちらかを提供しなければならない。政府は市民の諸権利を尊敬しつつ、危機を乗切るために、必要な勇気と公正な態度とをもつて一番手近な改革を実行に移し、かくして国民の信頼をとり戻すか、それができなければその任務から解放されなければならない。私はかねがねこのような革命的な計画が知識分子、特に学生と左翼の人々をひきつけるであろうことを信じていた。貴下はできるだけ官僚主義を排除して（特に軍事関係において）、責任の分担をはかり、彼自ら全国各地を遊説し、新しい運動のために国民を結集すべきである。国民の支持さえ得られれば、貴下は中共の軍事力やその他の活動を恐れる必要はなく、今後とも和平交渉再開のために門戸を広く開いておくべきである。国民のために何かやろうと思つている人々も、絶望と敗北主義のために活動ができなくなつているが、しかし、このような人々も断乎とした進歩的な指導が得られれば、新しい希望が湧き努力する気持になるであろう、と、このように述べ、最後に、私はこのような計画は必ずや米国をはじめ全世界の人々から心からなる同情を受けることを期待していると結んだ。会談の終りに当つて、彼は自分も大体同じような考えであると言明した。」

改革への中国側の動き

有力な国民党中央執行委員会常置委員会は、最も思切つた明敏な行動を必要としているような情勢に直面して、六月三十

日、突如緊急会議を招集して党の一般的政策を協議した。五時間にわたる協議の後、同委員会は次の三つの決議案を採択した。

一、「中共に対する懲罰行為」を今後も続け、さらにそれを強化する。

二、三民主義青年団の国民党編入に関する計画を樹立し、それを実行に移す。

三、秋期選挙の準備を開始する。

この重大な時に際会してこのように不十分な措置しかとれないということは、内戦を首尾よく終らせようとする推進力も決意もないという事情の下では、それが悲劇でなければ笑うべき仕草であつたといえよう。

しかし、国民政府の側で断乎とした行動をとることの必要を痛感していたことは、七月四日国府委員会を通過した国民総動員に関する決議に明らかである。それは特に次のように述べていた。

「国府委員会が国民総動員を命じ、国民をしてそれを実行せしむるよう提案する。経済再建の促進、地方政府の改革、労力と資源の動員、食糧と徴兵行政の改善、社会秩序の維持、民衆の困難の緩和、基本的人権の保護、節約の励行、農業、工業生産の増大、将兵の待遇の改善に関する諸計画については、政府当局が慎重に起草して、法律に従つてこれを実行すべきである。政府当局はまた、これらの計画を実行するに当つて、これを濫用しないように指示を受けなければならない。」

この時機に蔣主席と張群行政院長が発した声明にも、断乎たる行動をとることの必要を痛感していることが現われていた。七月六日、蔣介石は国民に向つて次のように演説した。

「同時に我々はあらゆる努力を尽して、国家の改革と改善を実行に移さなければならない。我々が軍事的手段によつて、共匪を抑圧している間、国民はこれに歩調を合せて国内の改革を実施しなければならない。」

ここで蔣介石は次のように認めた。

「政府自体も完全ではないが、共匪のためにいよいよ弱化している中国社会の体内にも多くの弱点がある。しかしながら国家の目標を達成することが、いかに困難であつても、改革と改善はぜひとも行わなければならない。」

政府の中央通訊社は、張群将軍が七月五日これと同じ問題で記者団に発表した声明をこう説明している「『国民総動員の期間中、政府はあらゆる命令が忠実に、しかも即座に実行されることを期待している』と行政院長は述べた。張将軍はまた『政府の官吏は国民の信頼と協力を得なければならず、各省間の調整をもつと強化しなければならない。そして、政府官吏と軍人の間の腐敗と怠慢は一掃しなければならない』ことを強調した。」

蔣介石はまた日華事変勃発十周年の七月七日に行つたラジオ放送でも、改革の必要を痛感して次のように述べた。

「思い切つた改革を行わない限り、中国は国際社会の一員として生存することができないかも知れない。従つて実施すべき政治、教育、経済、社会上の諸改革は戡乱の戦いが終るのを待たないで、直ぐに始めなければならないであろう。国民総動員令を発したのは、全面的な改革を実施し、国家再建上の障害物を取除くことに我々の全力を集中せんがためであつた。」

中共を公然の叛徒と宣告　一九四七年七月四日

七月四日国府委員会が採択した国民総動員に関する決議はまた、中共を国民政府に敵対する公然たる叛徒と宣告して、国家の全資源をあげてこれが鎮圧に当ることを要求した。決議のこの部分は、その直後に蔣主席と張群行政院長が発した声明の中でさらに強められ、政府は国民総動員を実施し、共匪を鎮圧する決意であることが強調された。ここで注目してよいことは、蔣介石が次のようにいつたことである。「我々は理論または思想としての共産主義をかつて攻撃したことはなかつた……。政府は彼等の意見を十分に尊重するつもりではあるが、いかなる和平会議もまた、いかなる調停も共産主義者が叛乱

を上演することから思い止まらせることはできなかつた。」

かくして、一九三七年に始まり、交渉と軍事的衝突を繰返して來た国共関係の長い一章が終つた。中国政府は今や政治的手段によつて、中共問題の解決をはかろうとする從來から闡明していた政策を放棄し、中共を政府の権威に刃向う叛徒と呼んでこれを軍事力で鎮圧すべきであることを宣言したのである。

七月十九日、中央通訊社は「戡乱動員憲法実施大綱」の全文を公表したが、それは七月十八日国府委員会によつて採択され、直ちに効力を発生することになつていた。その第十八章の内容は全般的にわたつていたが、もし政府がうまくこれを運行すれば、その土台として十分に役立つものであつた。

一九四七年七月六日付のマーシャル国務長官のメッセージ

七月六日、スチュアート大使は、マーシャル国務長官からの次のようなメッセージを蔣介石に傳達した。

「我々は、中国の情勢をたえず注目しており、戦闘行為の拡大から生じた経済悪化に驚いている。我々は、中国の困難をよく知つているし、蔣主席は、私の考えの大体の性質をよく知つているはずである。私は、私の立場からして満州の特殊な情勢をいかに扱うべきかについて蔣主席に忠言を与えることはできない。正直のところ、私は現在の重大な困難の大半について、彼が前もつて警告を受けていたこと、その予防措置について忠告を受けていたことを指摘しなければならない。

「結局のところ、中国問題を解決する根本的な恒久策は、中国人自らの手でこれを計らなければならない。米国が率先してこの問題の解決に乗出すことはできない。米国ができることは、或る程度有益な結果を生むような條件が熟した時に援助を与えることである。私が中国の情勢にたえず個人的な深い関心を拂つていること、私が役に立つ方法を何とかして見

つけようとしていることをどうか蔣主席に確言していただきたい。」

このメッセージを蔣介石に傳えるに当り、スチュアート大使は米国は中国を自由な国家として援助し、強化することを願つているとの自己の確信を強調したが、どんな種類の援助と仕方が効果的であるかを決めることは、最も困難な仕事であることを指摘した。大使はさらに、軍事援助だけでは、米国が中国自体の利益に必要だと考えているような事態を作り出すことはできないであろうと言明した。蔣介石はこのメッセージの持つ意味を十分に理解していること、これらの諸点については、マーシャル将軍が中国にいた時に、将軍から聞かされていること、今日改めてそれを述べられたことについて感謝していることをスチュアート大使に知らせた。

蔣介石がこのメッセージを大使がどう解しているかと質ねた時、スチュアート博士はこれに答えて次のように述べた。

「私はこれまでにしばしば、米国の積極的な政策と援助を期待する上での前提と考えられるような改革の方式について、貴下にそのあらましを説明している。私の考えている改革の方式とは、憲法の制定による政府機構内部の根本的な改革を中心とするもので、それにはもつと大きな権限の委譲、市民的権利の設定と確保と保護、政府と国民との関係の親密化が含まれている。国府委員会の国民総動員に関する決議は、米国政府が切望していた改革に対する若干の考えを含んでいるが、この新たな命令が今までに出された多くの命令以上のものを意味しているとの保障は得られない。」

大使は全面的な改革を思ひ切つて行うことの必要を再び強調した。これに対し、蔣介石は、大使の言われることは分つた、できるだけこの趣旨に沿うてやつて見ようと回答した。

華北と満州に関するスチュアート大使の見解

大使は七月十五日短時日の北平訪問を終えてから、蔣介石の求めに応じて華北と満州の見た通りの状態を蔣介石に説明し

た。大使が蔣介石にあてた観測報告は次の通りである。

「独立公正なる中國人と米国人が満州から送つた報告によると、軍事的な見地からばかりでなく、現住民が中共と中央政府の双方に敵意を抱いているために、情勢は極めて重大であるという点で一致している。中央政府のあらゆる階級の将校は民衆を搾取し、私腹を肥しているので、ぼつぼつ分離主義者の感情が出て來ている。私は信頼のおける現地の指導者に大幅の自治を與えて誰に頼ることが政府側の地位を強め、中共側がこれと同じ方法で収めている成功を帳消しにするものであるかを固く信じていると蔣介石に述べた。私は満州における政府軍の一時的な成功によつて直接の脅威が取除かれたために、華北の民衆はややホッとしているけれども、民衆の間の不満は満州に劣らず激しくなつていることが分つたと蔣介石に語つた。このような不満は全国的に拡つていて、日増にそれが烈しくなつて行くように見えた。」

「蔣介石はこの原因は主として経済狀態によるものであると述べたが、これに対し私は、財政と経済の悪化はむしろその兆候であつて、特に満州で軍人の不正行爲が著しくなつているのは、來るべき災厄に対する全般的な絶望感のためであると回答した。要するに、軍事活動が痲痺しているのは、戰爭にあきあきしているのと前途がますます暗くなつていることによるものである。私は蔣介石が最近の声明の中で、新しき革命についての私の言葉を引用しながら、私が改革と憲法による自由の保障を強調した点には全然ふれず、專らその声明を中共との戰いに限定したことについて笑いながら彼を責めた。蔣介石はいつもよりも心から私の言つた言葉に同意し、他の人の方が自分よりも事態をはつきり観察することができることを認めて、私に特別な提案を出してもらいたいと頼んだ。この最後の点については、ここしばらく私は何の措置も採つていない。」

八月十一日、スチュアート大使は再び蔣介石に対して急進的な改革を断行するよう要請した。大使は八月十九日の情勢報告の中で、中国人は自力更生の措置を採つて国内を整理すべきであるという呼びかけに対して、それを理論的には認めながら、改革を実行する力のある人々に見られる保守主義と封建思想と私慾と偏見とその他の同じような制約のために、どうにもできないと感じている人々が、政府の內外に漸次增えて來ていることを告げていた。大使はまた、進歩的な改革をやる意志と能力を示すような兆候はまだひどく不足しているけれども、そのような兆候が少しは見えていると語つた。

短時日の北平訪問を終えた後で、大使は九月八日華北の情勢についての印象を国務省に次のように報告した。

「特に学生が世論の傾向を或る程度示すバロメーターとして考えられる場合には、学生の支配的な態度はそれを実によく示すものである。清華、燕京の両大学では、反共的な学生の比率はたしかに九〇パーセント、あるいはもつと多く九五パーセントと言われているが、反国民党政府の比率はちようど九〇パーセントであると傳えられている。北京大学の政府支持者は、現政府に対する反対者の比率はもつと低いと言つている。私の推測では、これらの数字は全国の一般に目覚めている学生の公平な手引であろうと思われる。これから得られる明白な結論は、一般国民は——比較的急進的な青くさい連中でさえも——本能的に共産主義に反対していて、国民政府の眞の改革が行われれば、それがこれらの人々の支持を容易に得られるであろうということである。国民党統治のシンボルとしての蔣介石は、学生達の間では、威信を大いに失墜している。学生の大部分にとつて、彼の生命は既に終つている。

「私が得たもう一つの印象は、ソヴエト思想を盛込んだ文献が広く学生達に読まれていて、学生達が例えば米国のことについて語られた全く根も葉もない言説を軽々しく信じ、それを引用しているということである。もし我々が積極的な対華援助計画を採上げるつもりなら、私は愼重に計画された宣傳準備をこれに伴わせることを心から希望する。

「中共地区の狀態については、私は次のように説明されている。教育のある地方の人々は、実際不満や困窮のなかに住んでいるというより、むしろいつどんなことになるかも知れないという不安のなかで生活している。その他の人々は、かなりの経済的不安定と彼等の上に課せられた制約にいやいやながら甘んじている。子供達は、現在の政体に多少の熱意を示

して成長しており、国民政府と米国がすべて悪いのだというように敎え込まれている。情勢はまだ動いているが、時とともに固まるであろう。中共側が戻つて來た場合にも、報復の危險が全然ないことを完全に保証するような、もつと立派な地方政府が生れるならば、それが国民政府を歓迎する結果をもたらすであろうことは一般に認められている。到るところ、経済的に困つているが、食糧はみんな持つている。

「華北では陳誠将軍が滿州方面最高司令官に任命され、熊式輝が辞めさせられたことに非常に滿足している。陸軍將校の肅清とその他の改革が、現地の新聞に傳えられたことは好ましい印象を與えている。

「李宗仁將軍は民衆の信頼を高めている。彼が国民政府に不滿を持つているとの噂は信ずるに足らないようだ。河北省主席孫連仲は、例によつて河北の中共軍と戰うには、自分が持つている兵力では足らないとこぼしている。市長は來るべき選擧に対する關心を呼び起そうとして熱心に動いており、大学教授やその他の人々を市の各選擧区に派遣して選擧に關する講演をやらせている。しかし、彼は有権者の登録数が少いのでがつかりしている。この冷淡な態度の幾割が恐怖によるものであり、幾割が無關心あるいは無智によるものであるかは明らかでない。」

三、ウェデマイヤー使節団

序言

情勢は悪化の一途を辿り、政府に対する人民の不滿と批判は增大したが、中国政府は直面する重大な問題に対処して適切な措置をとる能力もなければ意思もないように見えた。むしろそこにあつたのは無感覚、敗北主義、精神的破産の感情であ

つたようであり、このために中国の問題を解決する唯一の手段として専ら外からの援助に頼ろうとする心理が生れ、中国自身の努力と自力更生の手段こそ重要な根本的に必要なことだという現実の事態を殆んど顧みない結果に導いた。

ウェデマイヤー中將に対する訓令

こういう情勢にかんがみ、大統領は一九四七年七月九日、国務長官の進言に従つて、アルバート・ウェデマイヤー中將に対し、直ちに中国、朝鮮の実情調査に向うよう訓令を発した。このことは七月十一日発表された。

大統領はウェデマイヤー中將に対して次のように訓令した。

「現在及び將來の政治的、経済的、心理的、軍事的情勢の評価を行うという任務を帶びて直ちに中国に向うべし。視察中は現地の米国外交、軍事の出先官吏と連絡をとるようにする。責任ある地位にいる中国の官吏や指導者と討議する際には、貴下は実情調査に來ているのだということ、また米国政府の中国復興援助は、中国政府が中国の回復を目ざす有効な措置をとつている十分な証據を示し、米国が與える援助を米国政府の代表の監督下に置くという條件があつて初めて考慮し得るということを明言せられたい。

「情勢の評価に当つては、米国の健全な中国政策に合致しないような中国政府側の計画を支持し、促進せねばならないというような義務感に全然とらわれることなしに行うことを望む。視察の結果を報告するに当つては、貴下の勧告する援助の性格、範囲、それが生み出すと思われる結果について、またその援助が與えられない場合に生ずると思われる結果について、貴下の判断をできる限り簡潔に述べるよう努力されたい。」

ウェデマイヤー中將の任命に対する中国側の反響

中国の反響はまちまちであつた。外交部長王世杰博士は中国政府の見解を次のように表明した。

「中国政府及び蔣介石主席は、ウェデマイヤー中將が、米国大統領の特使として中国と朝鮮の実情調査を命ぜられたことを歓迎する。同中將は古くからの操守ある中国の友である。大戰の後期に中国戰域に勤務したころ同中將の米華協力に対する貢献と、中国戰域の強化にあげた功績は広く認められている。

「ウェデマイヤー中將の來訪は米国国民の中国情勢に対する理解を完全にするのを大いに助け、米華の友好と協力をさらに強化し極東情勢の全般的安定に導くものと私は確信する。」

中国政府はウェデマイヤー使節團の來訪は直ちに相当量の經済、軍事援助を生み出すものと信じた。まさにこれと同じ理由によつて自由主義分子や政府反対派は、援助は内戰を長びかせるだけだと考え、この使節團に対して疑惑を抱いていた。そして中国共産党の反響は烈しい敵意に充ちたものであつた。

一九四七年八月二十二日、二十四日のウェデマイヤー中將の声明

ウェデマイヤー中將とその使節團は中国滯在中に中国の要地を訪問し、あらゆる種類の意見を代表する政府内外の多数の人々、米国人その他中国人以外の実業家や官吏と会談した。八月二十二日、ウェデマイヤー中將は蔣介石主席の勧めに従つて、国府委員と国民政府全閣僚の合同会議に出席して演説を行つた。この会議には蔣介石夫妻、米国大使も出席した。ウェデマイヤー中將はこの演説で、中国政府の軍事的努力と、政府下部に見られる腐敗と非能率を強く批判した。中將の演説の趣旨は、国民政府は力によつて中国共産党を打ち負かすことはできない。中国国民の忠誠な、熱心な、現実的支持を得るには、政治・経済情勢を直ちに改良する以外には道はないというのであつた。中將はこれらの改良が、どれだけ有効にまた時宜に適して行われるかが、国民政府の存亡を決定するだろうと強調した。

ウェデマイヤー中將は、この演説の初めと終りにおいて、中国に対する正純な友好の念を表明したけれども、スチュアート大使はこの会合に集つた人々（それは古い学者階級が主であつた）は、この演説を無礼なものとして受取つたと報告している。蔣介石も明らかに腹を立てた模様で、ウェデマイヤー中將に別れを告げるに当つて、中將が、訪問した諸都市で或る種の重要な人々に会うのを断つたことを非難した。これに対しウェデマイヤー中將は、自分は日程の許す限りできるだけ多くの違つた型の人々に会いたいと思つたのだと反駁した。蔣介石はまた同中將に対して、外国に大きな財産を持つている中国人のリストを提供してもらいたいという要請を重ねて行つたが、中將はその名前は極祕として聞かされたものだから、これを明かすことはできないと答えた。

ウェデマイヤー中將は八月二十四日中国を去るに当り、南京で彼の見解を補足するために次のような声明を発表した。

「現在中国では各方面に無感覚と無気力が見られる。直面している問題の解決を求めようとはしないで、外部からの影響を非難し、外部からの援助を求めることに時と努力が費されている。

「本來能力もあれば愛国心もあり、希望と決意にみちみちていて然るべき多くの中国人が、見下げはてた敗北主義に陷つているのを見るのは情ないことである。

「中国は多年の戰争と革命で弱められ、ばらばらになつているとはいえ、今なお自国の復興に必要な物的資源の大部分を持つている。復興は靈感的指導と道徳的・精神的再生を待つのであるが、これは中国内部以外からは生れ得ないものである……。

「……現在の中央政府は、現在政府内の多くの責任ある地位に坐している無能で腐敗している人々を追い出すことによつてのみ、中国国民大衆の統一的な、熱心な支持を獲得し、保持することができる。これは国民政府の中央についていえるばかりでなく、省や市の役所についても一層當てはまる。

「高い能率と職務に対する献身を示し、おかしいくらいの俸給と財産の範囲内で生きて行くことに努力している立派な官吏もいる。高い商業道徳の規律を守ろうとする良心的な実業家もいる。しかし悪名高い貪慾と無能、或いはこの両者を兼ね備えている人が多いことを、私が強調していることを何人も誤解しないでほしい。

「国民の信頼を回復し、維持するためには中央政府は思いきつた広範な政治・経済の改革を直ちに行わねばならない。口約束だけではもうだめである。実行が絶対に必要である。軍事力だけでは共産主義を除去できないことを認めねばならない。」

ウェデマイヤー声明に対する中国の反響

八月十四日のウェデマイヤー中将の声明に対する中国の反響は、自由主義的な反対派グループを除いては概して不評であつた。この反響の典型的なものは、行政院長がU・P通信との会見で述べた言葉であり、行政院長は「ウェデマイヤー中将は中国の情勢を理解していないし、公平な態度で情報を集めようとしなかつた。」と非難した。ウェデマイヤー使節団派遣の発表は、中国にすぐに援助が与えられるとの期待を生んだが、国府委員会におけるウェデマイヤー中将の演説と同中将の中国を去るに当つての声明は、相当規模の援助に対する希望を吹き飛ばすのに役立ち、そのかわりに憤慨を呼び起した。明らかに米国の援助を恐れていた中共も同じく辛辣であり、八月二十八日の放送でウェデマイヤー中将をはげしい言葉で攻撃した。

スチュアート大使の報告によると、大使の秘書フィリップ・フューは、八月二十五日蒋介石からウェデマイヤー使節団の背景について質問され、なぜ使節団派遣が必要と考えられたのか、これは米国が蒋介石の引退ないし辞任を強要しようと思つているものと解してよいかなどという質問を受けた。これはウェデマイヤー中将が中国における「霊感的指導」の必要に

言及したことによるものであろう。スチュアート大使は報告の結語で、ウェデマイヤー中将の演説は「中国政府にとつては手痛い衝撃」であつたけれども、「政治意識を持つた無党派及び自由主義的中国人は、大体使節団の述べたことを是認していることは間違ない」と思うと述べていた。

ウェデマイヤー中将は、中将が最後に新聞に発表した声明及び国府委員会で行つた演説に対する反響に大きな関心を払つた。中将が八月三十日にスチュアート大使にあてて書いた手紙は、これらの反響に中将が驚いたことを示している。

「本使節団員と私は、われわれの最後の新聞声明に対する中国と米国の反響を注意深く精読した。あの声明の目的が蒋介石の改革遂行を助け、政府を改造して経済的・政治的安定をもたらすのを助けることにあつたことは貴下の御承知の通りであり、蒋主席も知つているはずである。貴下は蒋主席に対し本使節団の全員が中国に対して友好的であることを重ねて確言して下さつてよろしい。

「国府委員と閣僚の合同会議で私が行つた演説に関する限り、この演説を私に勧め、ざつくばらんにやつてくれといつたのは蒋主席であつた。彼の秘書からも、彼は私の観察の率直な表明を欲していると重ねて要望があつた。貴下自らも我々が演説を終つて帰る途中、私の率直な評価はなによりも必要なことであり、快く受け容れられたと思うという私の考えを裏書してくれた。貴下はさらに私の言葉は丁寧であつたし、会合に出席していた高官達の感情にも適切な注意を払つたものであつたと述べた。

「本使節団員は貴下及び貴大使館員から助力と知遇を与えられたことに重ねて感謝の意を表わすものである。」

ウェデマイヤー中将は九月八日国務長官にあてた手紙の中でこの反響に対する関心を再び述べている。

「蒋主席、国府委員及び閣僚を含む中国の官吏の集会で行つた私の演説を、スチュアート大使が要約した内容について一言したい。蒋主席は強く、またくり返し私に演説をするよう勧め、スチュアート大使もこれに賛成した。最後に大使は私

の使節團が外にはなんの役にもたたないにしても、この演説の価値によつて、使節團の中国訪問の意義は十分あることになろうといつた。私は色々の材料を鄭重な態度で提出して、集りに出席していた高官貴紳の感情を傷つけないように特に注意を拂つた。私は蔣主席にはすぐに予め所見を述べてはいるが、蔣主席の再三の要請によつてこの演説をするのだということを力説した。私は十分に意を拂つて私の結論や將來の勧告内容をほのめかすようなことには全然ふれなかつた。これは目に見えて中国の役人達を怒らせ失望させた。私は演説を行うに先立つて、中国の官吏の集りに出席するのは大統領特使としてではなく、友人としてであると述べた。私の行動には辯護も辯解も不要である。しかし、この問題に関するスチュアート大使の報告や中国における好悪両様の反響にかんがみて、上記の報告を送つて置くことを適切だと考える。」

ウェデマイヤー中將の中国出発に先立つて、中国政府はウェデマイヤー中將に覚書を提出して、一九三〇年代における国民党の業績を述べ、政府の立場を辯護し、内戰を最後まで戰い拔いて最後の勝利を収めるという政府の決意を重ねて表明した。中国政府はこの覚書で米国から勧告された内政改革の大部分に着手していると主張した。

ウェデマイヤー報告の進言

ウェデマイヤー中將は短期間朝鮮を訪問した後、ワシントンに帰り、九月十九日大統領に秘密報告を提出した。

この報告をめぐる米国における論爭は、主として米国政府がこれを公表しなかつたことから起つた。本來大統領はこの中国情勢についての評価を大統領自身と国務長官の指針として求めたのであつて、公共の用に供するためではなかつた。中国情勢に関するウェデマイヤー中將の分析は、中国の米国大使館や領事館員及びマーシャル元帥が国務省に提出していた数々の報告と大体において似通つたものであつた。ただウェデマイヤー報告の進言の中には国際連合が直ちに滿州を、ソ連を含む五大国の保護のもとに、あるいは国連の信託統治のもとに置くことという一項があつた。大統領と国務長官は、もし当時

こういう進言を公表したら、中国の主権の侵害として中国人の感情を強く傷つけ、中国政府を中国の領土を統治できないものと評価することになるだろうと信じた。またこれは或る意味では、中国の領土の一部をソ連を含む国家群に割譲するものとして、中国政府から拒絶されるに違いないと思われた。いずれにしても、かかる進言を実行する責任を国際連合に負わせることは、当時既に他の重要な緊急の問題に直面していた国際連合機構の將來を著しく危くするものと大統領及び国務長官は信じた。国務長官は蔣介石に対してこの進言がウェデマイヤー報告の公表の障害になつていることを極祕で傳え、なんにも論評を加えないようにと要請した。

ウェデマイヤー報告は概括的にいえば、米国が議会の承認を要する援助計画のもとに少くとも五ヵ年にわたつて中国に軍事経済援助を与えることを進言していた。この報告はまた中国の再建計画のためと、究極的には通貨の安定のために、金融援助を与えるように述べていたが、同時に「現在の財政状態は、新通貨の導入ないし安定のための中間的措置の採用にとつて適当ではない」ことを認めていた。

この報告は、米国の援助による経済情勢の改善が將來さらに輸出入銀行、国際銀行、通貨基金、中国及び外国の民間資本からの一層の建設的支援への道を開くものでなければならないという意見を述べていた。軍事の面についてはこの報告は、軍事的助言と監督の範囲を拡大して、地上軍、訓練所、特に兵站機関をなくすようにすべきだと勧告していたが、内戰に米国が直接まき込まれることは避ける方が望ましいと考えていた。それは「上記の助言は間接的には戰術部隊にも與えられるものではあるが、米国の人員が兄弟が殺し合う戰爭に積極的に参加しているという批判を防ぐために、作戰地域外で助言を行う必要がある。」という一節にうかがわれる。

国際連合のとるべき措置に関する條項のことは先にふれたが、この報告は米国の援助に先行する條件として次のようなことを進言していた。

「中国は経済復興計画の下に自己の資源を有効に活用し、豫算の赤字を削減するような健全な財政政策を採用すること。

「中国は緊急の要務とされている政治。軍事の改革を行つている證據をたえず示すこと。

「中国は米国の援助をその目的通りに利用することを助けるために、特定の軍事、経済の分野で米国の顧問を米政府の責任ある代表として容認すること。」

四、中国の国内情勢の発展

国民党中央執行委員会の四中全会

国民党中央執行委員会四中全会は一九四七年九月九日南京で開催され、その目的は三民主義青年團の国民党との合体にあると発表された。しかし、この四中全会はもつと重大な任務があるのではないかと色々の推測が行われた。信頼すべき情報によると、蔣介石は開会の辞で（大部分は同年六月の常任委員会で述べた言葉のくり返しであつた。）自分は過去二十年間孫文の原理の実行につとめて來たがこれに失敗した、しかし今後も引続きこれに努力する決意であると述べた。蔣介石は、国民党が中国の問題を解決し得なかつたことを痛烈に非難し、自分には何の責任もないと断言した。続いて彼は、国民党員もまた失敗した、共産党員の方がはるかに有能で献身的であると述べ、改革と若返りをしないならば国民党は消滅の運命にあると述べ、中国は二度と米国の援助には依存しないであろうと主張し、中国の対日政策については、ソ連の政策と同調するものであり、中国は傳統的な友好関係を維持すると同時に、ソ連との関係を強化せねばならないと述べた。この四中全会では、概括的なものではあるが入念な改革計画が提案され、それの採択が予期されていたということは注目に値する。ところが蔣介石は最終に近い会議の席で、この改革計画を取り下げ、その代りに、国民党は過去二年間に行つた約束でまだ実行していないものの遂行に努力するようにすべきだと要求した。四中全会の最終的宣言は九月十三日に発表されたが、この会合の具体的な成果らしいものはなに一つ示していなかつた。

米大統領は九月二十日四中全会についての評価を国務省に報告して來た。傳えられた改革は、ウェデマイヤー使節團に、また援助のための米国側の要求に応じたいという中国側の希望に関連していると思われた。しかし、青年團の合体は青年分子を党に引入れ、国民党と青年團との間の増大する対立を除去することを狙つたものであつた。四中全会がやりとげた合体はあまり成功ではなかつたといわれており、中央執行委員会も殆んどなんの成果も収めなかつた。四中全会では椅子の取合いが起り、これは追出し工作にも発展する可能性をもつている。CC系は青年團を支配しており、内外の情勢を利用する能力を持つているために從來よりもその立場を強化した。ウェデマイヤー使節團の結果が思わしくなかつたことは、この四中全会で重要な役割を演じた。というのは、それは使節團から相当の援助を、少くともはつきりした約束を期待していた政府の期待を裏切つたからだ。

大使館は九月二十日付の一般情勢に関する別の報告で、経済の分野その他における中国情勢の最も悲しむべき特徴は、当面の重要問題の解決を公然と米国の援助に頼ろうとしていることであり、それだけ問題に自力であたろうとする態度の不足していることだと指摘している。中央政府の政治的・軍事的・経済的地位は日に日に悪くなつており、ウェデマイヤー使節團から期待した援助が実現しなかつたことは、中共の軍事的活動の再開と相まつて破局への傾向を強めている。中国政府の高官からは、蔣介石がソ連に言及した言葉を支持して、中国はソ連の援助を求めねばなるまい。中国駐在のソ連大使に内戰調停を頼んではどうかという意見が、見えすいた面被に包んだ形で放送されて來た。

こういう言方は第一には米国に対する効果を狙つたもの、第二には中国の指導者の間の絶望感の反映と思われた。また米

国は極東政策の重点を中国から日本に移そうとしているのではないか、という中国の不安が増大していることもあつた。安徽及び河南南部に対する劉伯承軍の大規模な進撃は大きな心配の種であり、山東の軍事情勢は悪化していた。満州の軍事情勢は静穏といわれているが、中共軍の第六次攻勢は間近に迫つたと考えられている。予想される中共軍の攻勢は恐らく華北における攻勢と同時に開始されるだろう。中共のラジオ放送は揚子江以北の中国を「解放」する攻勢は開始されたと述べているが、この目標が「予見し得る將來」に達成されるとは考えられない。中国の対外収支の赤字は、なんらかの形で米国が引き受けてくれるだろうという推定は一つの例だが、中国人が米国の援助という万能薬に頼つているのにはがつかりさせられる。

九月二十七日の上海駐在米総領事からの報告によれば、上海のCC系は勢力を増大し、來るべき選擧における当選者は「よりぬきの党支持者と、体裁を整える上でいれた方が好都合と思われる少数の政界乞食を加えたもの」にしようとする国民党の準備工作の采配をふるつていた。これに関連して総領事はさらに、宋子文がCC系と取引をして、宋子文の広東省主席任命が行われ、孔祥熙もこの取引に関与しているようだと報告していた。上海からの報告はまた、中国政府の当時の反米感情は国民党右翼がそそのかしたもので、右翼はこれを政学会系グループを弱めるのに恰好の方法と考えたのだと述べていた。

一九四七年九月二十九日のスチュアート大使の報告

その二日後、スチュアート博士は国務省に次のような報告を寄せた。

「政界の不正に対処する問題はまだ成功の証左なく、経済状態の悪化に伴つて不正はますます拡がつている。しかし蔣介石は少くともこの問題と取組もうとする努力はしている。監察院はこの問題についての訓令を受けるとともに、相当大き

な権限を与えられた。裁判所に引き出されたものの噂を不断に耳にするようになつた。その一例は蔣介石の古くからの親友の息子で、郵政総局長の地位にあるものが極悪の投機をやつたというのでとがめられている例であり、蔣介石はほかのことは全然考えないで法に從つて処罰するように命令した。これは中国の官吏たるものにとつてはきびしい試煉であろうと思われる。

「地方警察の権力も、軍事警察と秘密警察の活動を排除、少くとも制限するために増大されている。

「政府内には我々と同様の不満を持ち、中国に対して我々が表明したのと同様の希望を持つている勤勉な、公共心ある進歩分子が少からず存在している。しかし、彼等の困難は極めて大きい。沢山ある困難のただ一つだけをあげてみれば、政府の基礎を拡大するために、二つの少数党のメンバーが政府に引き入れられたが、彼等は国民党員の多くよりもさらに官職と役得に対しては貪欲であり、行政能率にはなんの改善ももたらしていないのである。政府の外にいるこれらの進歩分子とその多くの共鳴者は、我々が彼等を援助する意向をいくらかでも示せば非常に元気づけられるであろうし、中国に対する我々の目標を達成し、世界のこの地方に安定せる平和を達成する上の中核となるものと私は考えている。しかし彼等は、我々からの援助がなければあまり希望はないと考えており、我々の政策の権威ある表明をすることは非常に有益だと思われる。」

十月十一日、当時中国を訪問していた米下院軍事委員会の委員が蔣介石を訪問した。委員達の質問に答えて蔣介石は、中国共産党員はモスクワと共謀し、モスクワから指令を受けている正眞正銘の共産主義者であり、彼等は不断にソ連から物資の補給を受けているという考えを述べた。彼は米国の援助を増大してもらいたいという要請をくり返した後、「満州の苦戦は米国の責任である」といつた。そして最後に、国民政府が結局負けてしまうとしたら、それはソ連や中共のためでなく、米国が絶対に必要な時期に約束の援助を与えなかつたことによるものだといつた。

スチュアート大使は十月二十九日の国務省への報告で、従来の評価を変更する理由はどこにも見出されないと述べた。

民主同盟の弾圧　一九四七年十月二十八日

群小政党をめぐつて事態はさらに進展した。一つには政府の圧迫の結果、また一つには一般党員内の分裂の現われとして、張君勱の民主社会党は八月、九月にかけて分裂がはげしくなり、結局はつきり二派に分れてしまい、その影響力は減少した。それ以後はこの党に関しては、政府と結んで国民党のめくら判になつてしまつた分派のこと以外は耳にしなくなつた。

九月、十月、共産党に追従しているという理由で政府が民主同盟に対する処置を計画しているとの報道が日ましに高くなつた。そしてついに十月二十八日、民主同盟を非合法とし、七月四日の国民総動員令の規定に服すべきものとする正式の布告が発せられた。

この党の主だつた指導者は逮捕されず、民主同盟と政府の間で交渉を行つた結果、同盟は十一月六日正式に解散することを発表した。しかし政府の布告は廃止されず、蔣介石が民主同盟を社会的活動から除外する決意であることは明らかだつた。

和平交渉再開の可能性

一九四七年から四八年にかけての冬、中国共産党との和平交渉説が再び行われ始めた。今度の和平説にはソ連の調停の可能性が入つていた。マーシャル将軍の中国滞在中の和平交渉で指導的役割を演じた張治中将軍は、一九四七年十二月二十日米大使に、最近蔣介石と情勢の検討を行つたことを告げた。張治中は蔣介石に対して、解決策は政協会議の決議を再び実行

する以外にないと述べ、蔣介石は、張治中が慎重にさぐりをいれるのには反対しないが自分がイニシャチーブをとるわけにはいかないと答えた。張治中はまたこの蔣介石との会談に先立つて、南京のソ連大使館に和平交渉再開を中共に説得する上で、助力を得られないかどうかをあたつてみたことをスチュアート大使に告げた。彼はソ連に対して、中国を米国の意思に反してソ連側に引きつけることは絶対に不可能だと警告し、米国の対中国援助にはソ連に対する裏の動機などはないと主張したというのである。張氏はソ連側は感銘深く聞いている様子だつた、「どうしたらいいか」とソ連側からきかれたので、中共に戦闘を中止するよう忠告してもらいたいと答えたそうである。

他方十二月二十五日には、中国共産党中央委員会主席毛沢東の声明が発表された。この声明は勝利と自信にみちたものであり、世界の大なる敵、中国内戦を継続させている責任者として米国をはげしく攻撃したものであつた。

その後蔣介石の私設秘書は米大使館に対し、ソ連が中国情勢に調停を申し出たことを確認して来た。しかし秘書は、蔣介石は張治中将軍の活動に承認を与えているのではなく、中国政府は現在中共と和解することが望ましいとも可能だとも考えていないと強調した。だが一九四八年一月になると、中国政府に政治的解決を望む分子がいることが段々明らかになつた。米大使館は一月二十三日国務省に、政府の立場がますます不利になつており、中共は戦闘を華中、華南にまで進める決意をはつきり持つているところから、和平交渉を支持するこの動きからは、なにが出て来るかもしれないという所見を報告した。中国政府の責任ある官吏がこの後者の可能性に関心を拂つていることも明らかだつた。

二月六日米大使は中国の外交部長が満州の軍事情勢を非常に苦慮していることを知つた。外交部長は中共軍の瀋陽攻撃の再開は中国側がソ連の調停申入れを拒絶したことから起つたに違いないと思うと述べた。彼が大使に語つたところによると、ソ連代理大使は訓令に基づいて満州にいるソ連市民の保護を要請した。代理大使がソ連は中国に疑惑を抱かせるようなことをしたことはないと述べると、中国の外交部長は、一九四五年八月満州に入つた後のソ連軍の行動を想起してもらいた

いと答えた。

三月八日南京の米大使館はこれらの事態及びこれに関連のある問題について次のように論評した。

「現在中国政府首脳部は内戦継続の意思を公言しているけれども、官吏や軍人、一般の世論、特に知識人の間のこの政策に対する反対が間もなく強大になつて、現首脳部にこの政策を捨てて和平交渉の道を選ばせ、或いは追放の脅威に直面させるのにいたるのではないかと見るべき兆候は次第に増大している。現在この反対の範囲ないしその力を正確に測定するのはむずかしいが、それが存在し、或いは増大している事実はもはや否定し得ないことである。過去数年間にわたつて中国政府の活動のあらゆる側面を特徴づけて來た崩潰と腐敗は依然として続いており、最近数週間は一層拍車をかけられている。政府が軍事的に手を拡げすぎ、その結果経済情勢の悪化を防ぐことができず、全面的な政治支配が危險に瀕するに至つていることはますます明らかになつている。

「政府は現在滿州では僅かにその一パーセント、黄河以北の中国本土では一〇ないし一五パーセントの地域に、ごく表面的な支配権を行使しているにすぎない。黄河と揚子江の間の地域には強力な共産主義分子が存在し、揚子江以南まで浸透している。政府軍は殆んどすべての戦線で強圧を受け、守勢に立つている。士気はますます低下し、政府の崩潰は不可避だという宿命観が存在し、地方割拠主義への傾向が決定的である。各地方指導者は南京に頼れなくなつた場合、中共に対していかにして自衛の道を講ずるかを探し求めている。

「情勢はかくの如くであり、精神的指導が必要であるが、それはまだ生れ出ていない。政府を支配している人々には殆んど気違いのように解決策を求めているが、必要なイニシヤチーブがとれないでいるようだ。断を下さねばならないのは蔣介石だという兆候が濃くなつているが、彼はなお過去にとらわれた囚人であり、思い切つた措置が必要であるのに、これを行うことができない。彼は最悪の場合には、広東に下ることができるという考えで頑強に戦闘を続けるのではないかと

予想され、広東では宋子文が根拠地の建設につとめており、またこれによつて地方割拠が再現する可能性がある。しかし、政府内の反対がかかる行動を許さないようになる可能性もある。この反対派の調停に伴う危險は十分に承知しているが、現在の戦闘の継続は結局中共支配下の中国に導くという不安を深めているので、むしろそれよりはかかる調停の方が望ましいと考えているようだ。

「こういう交渉による解決は恐らく蔣介石を含めて、現在の支配的指導層の政界からの引退を必要とするであろう。だが、我々はこういうことを全然起り得ないとすることはできない。現在の途方もなく愚かな、浪費的な戦略は主要な戦略地点の喪失を一時的には延ばすことはできても、いつまでもそうして置くことはできない。政府の軍事的、経済的資源の大部分は滿州と華北に注がれている。それにもかかわらず、これは政府に有利な情勢を生み出さなかつたし、生み出す気配もない。考えられないくらい大規模な米国の経済援助と積極的な米国の軍事援助、有能な中国人の指導と計画、これがない場合には国民党の内部には叛乱が起り、ソ連の調停申入れを承諾することになるかもしれない。この場合にはこういう妥協によつて再編成と強化の時をかせぎ、躍動的な力があらわれて、現在欠けている勝利への意志をふたたび生み出すかもしれないというはかない希望をかけるわけである。中共との連立に伴う危險はこれら反対派の人々もよく知つている。したがつて最も可能性のある和解は、純粋に地域的基礎に基づいて行われ、実際上は長びくことはあつても一時的な休戦にすぎないものになろう。いずれにしても、こういう出来事によつて、共産党以外の分子が現首脳部の死せる傳統的な手から解放された場合には、彼等が米国の援助を中心にして集結し、これによつて政治的・経済的・精神的な力をくみ出す可能性が生れ、やがて華中と華南に共産党を除外した安定せる政府を作り出すことは十分あり得ると我々は考えている。」

国民大会の選擧

一方内戦以外の国内の主な關心の標的は、今後半年間はそうであろうが、国民大会の代表選擧——この大会は初めて憲政を実施するものであつた——と国民党内の勢力争いであつた。この關心は相つぐ政治的危機の中に現われていた。色々の予想や推測を裏切つて、政府はこの選擧を予定通り一九四七年末に行つた。中共と民主同盟がいなかつたから、選擧は国民党、内部の諸分派と、この選擧に参加することに同意した小政党、民主社会党、青年党の間で行われた。種々の理由で選擧の結果の発表は遅れたが、最後的な結果については殆んど疑問の余地がなかつた。結局新らしい国民大会と立法院で多数を占める勢力は国民党の極右であるCC系だということが明らかになつた。そしてこの点で政府は皮肉な局面に直面したのである。政府は小政党に一定の比例代表を認めることを公然と約束していた。だが開票の結果を算定すると、小政党の候補者は殆んど一人も当選しておらず、彼等はCC系か中立の国民党候補者に負けていることが分つた。政府は政府の基礎を拡大するという約束を果すために当選した候補者を說き伏せて辞退させるというむずかしい、困つた必要に直面した。政府は国民党の候補者は、予め党の承認を得ていたものだけを当選とみなすという、あとから溯る布告を発表して、辛うじてこの難局を切抜けた。この決定はその後、春の国民大会で蔣介石の立場を困難にすることになり、この大会は蔣介石の権威に反抗することを決定した。CC系の全面的勝利も、その後全国的な見地から見れば幻想であることが明らかになつた。CC系の本当の力は地方行政を握つていることにあることが分つて來た。

上海の騒擾

二月上旬上海に騒擾が起り、死者と財産の破壊が生じた。この時の不平は特殊のグループに集中していたのではなく、全市に拡がつているように見え、政府の内戦の継続と行政のやりかたに対する不満の反映であるように思われた。しかし米大使館も上海の米総領事館も、これらの騒擾が法と秩序の全面的崩潰の差迫つていることを示すものとは思わなかつた。それは上海市長の断乎とした賢明の処置を見てそう考えたのであるが、これらの騒擾はこれから起ることの前兆であろうと思われた。

五、米国の政策の再確立

中国援助計画作成の基礎に横たわる考慮

一九四七年十月までの数ヵ月にわたつて、国務省は全国諮問委員会と協力して、今後の中国援助計画にどういう影響を及ぼすかという観点から、中国の対外収支の狀態を検討していた。十月の後半に国務省はこの援助計画の作成に着手した。

この問題に關しては、幾つかの根本的な要素を考慮に入れなければならなかつた。中国問題の解決は、主として中国人自身の任務でなければならないということが認められていた。米国の中国援助計画は米国が中国の戦争遂行、あるいは中国経済に対して直接責任を負うものであつてはならない。米国政府が実際上中国政府を接收して、その経済、軍事問題を治めていくことは不可能である。こんなことをすれば米国は引続く約束の沼にはまりこんで、周囲の狀態や中国政府の行動とは無關係にいつまでも手を引くことができなくなるだろう。また米国が中国以外で引受けている対外援助の重い負担や、平時の経済機構のもとで米国の資源を対外援助にふりむける大きさには限度があることも考慮せねばならなかつた。

マーシャル国務長官が一九四八年二月中国援助政策に關する公聴会で、中国経済を引受け、中国政府の軍事的援助を引受

けようとすることは米国経済に重荷を負わせ米国に軍事的責任を負わせるもので、これをすすめることはできないと述べたのはこれらの考慮を反映したものであつた。だが米国は現状のもとでできることはすべきであり、提案されている中国援助計画は大統領が一九四八年二月十八日に議会に対して述べたように、「経済状態の急速な悪化を防ぎ、中国政府に安定した経済状態の確立に必要な措置を講ずる機会を与える。」であろうと思われた。「しかし平和と眞の経済復興を目ざす努力が、実を結び得る骨組を作るための重要な政策を行い得るのは、中国政府自身であることは明らかであつた。」

新しい提案は、ウェデマイヤー中将が進言したような、五年間も続く長期の復興計画を要求してはいなかつた。マーシャル長官が一九四八年二月二十日下院外交委員会で述べたように、「現在の提案は欧州復興計画の場合におけるように、援助の必要の終る期限をはつきりきめることはできないということを念頭におくことが極めて必要である。」中国政府が相当の米国の援助を受けて、今後の建設的努力に対する基礎をおくため最初の手続をとる能力を証明するまでは、長期にわたる援助計画は展開できないことが明らかであつた。従つて国務省の計画は十五ヵ月間にわたる援助を要求し、その期間中に中国政府が、長期援助を目ざして基礎的の手続をとる機会をもつことにしたのである。

ウェデマイヤー中将が進言したような軍事援助の問題に關していえば、国務省の提案する援助計画は五億七千万ドルの経済援助を要求しているから、これによつて中国政府の手持ちの外国為替の大部分を外国の資源から買いたいと思うような軍需物資の買入れに振りむけるに十分な大きさであつたはずである。米国が戦闘地域で、または米国を中国における軍事干渉に引込むような、或いは米国を中国の内紛に巻込むような軍事援助の方法で、米国の軍事顧問の使用を求める軍事援助計画に乗り出すことは望ましくないと思われた。これらの理由によつて、外国から軍需物資を入手したいという中国政府の要求は中国自身の資金、主として提案された経済援助計画によつてこの目的に使えるようになる資金を通じて滿たすべきであり、そして現在中国に駐在している米国軍事顧問団は、上に輪廓を述べた考慮の範囲内で、助言と援助を拡げることができると

いうことが考えられた。

こういう考慮を背景として、国務省の中国援助法案は一九四八年二月国会に提出された。国会は一九四八年四月二日、中国援助を承認する法律を可決したが、この法律は「一九四八年中国援助法」と呼ばれた。国務省の中国援助計畫に關する提案と、これに対する国会の決定は第八章に詳論されている。

マーシャル長官の新聞会見　一九四八年三月十日

その間に、米国の中国政策の問題が再び突然に、しかも偶然のきつかけで提起された。三月上旬米国人記者との会見で米大使が述べた言葉が連合政府に賛成しているかのように誤解された。翌日大使はその眞意を明らかにしたけれども、若干の混乱がその後も残つていた。三月十日、マーシャル長官の定例会見で、一新聞記者が、フルトン議員が下院外交委員会で述べた言葉を引いてマーシャル長官に質問した。フルトン議員は、中共を含む連合政府が中国にできるのに賛成であるという米国の政策はまだ公式に否定されていない、従つてこれが依然として米国の政策だと思われると述べたのだが、そう思つてよいか、と新聞記者はマ長官に質問したのである。マーシャル長官は答えた。「双方の当事者である蔣介石と中共主席毛沢東は一九四五年九月部分的協定に達していた。ついで一九四五年十一月には政治協商会議の開催に関する正式の協定が成立し、十二月十七日には毛沢東と蔣介石の間にはさらに新しい協定ができた。この協定の骨子は中国のすべての政党を討議に参集させて、問題を政治的手段で解決するのに努力するというのであつた。トルーマン大統領は十二月十五日に米国政府の政策を声明している。これは漠然とした言葉で述べてあるが、中国人は政府の基礎を拡大し、広い基礎に立つて政府に代表を送るべきだという意味である。」

これは今でも米国の政策かという質問に対してマーシャル長官はそうだと答え、過去に起つた事柄を基礎にして、これを

中国側に強要する意図はないと指摘した。

新聞記者の参考に資するために、マーシャル長官は、中国の情勢と欧州諸国の情勢の間には、若干の本質的な相違のあることを指摘した。中国では国民党というただ一つの政党と政府が相当の期間事実上一体になつていた。もろもろの既成政党が存在する欧州のような意味の「連立」という問題は、中国情勢では実は起つていないのである。実際に起つている問題というのは、共産党も含めて国民党以外の政党を、少くとも政府の立法部門だけにでも参加させようかどうかという問題であり、これは中国人自身の間で前から討議されて来たことなのだ。共産党は勿論、国民党以外のいかなる政党もこれまで立法部門には何らの代表を送つていなかつた。マーシャル長官は、彼が中国に行つた時、中国国民政府は共産党との紛争を力によつて抑圧するのではなく、交渉を基礎とし政治問題として解決する政策をとつていたと説明した。マーシャル長官はこの討議に調停者として参加したのであつた。

これらの言葉もまた誤解を受けたので、国務省は三月十一日次のような発表を行つた。

「三月十日の新聞会見における国務長官の中国に関する言明について誤解が行われているのにかんがみて、国務長官の言明は一九四五年十二月十五日のトルーマン大統領の声明に言及したものであることを指摘する。この声明は『もしこの政府（中国）の基礎が広げられて、国内の他の政治的要素も含むようになつたならば、中国の和平、統一及び民主主義的改革は促進されるだろう』という米国の信念を表明したものであつた。国務長官はこの声明は今なお生きているといつたのである。そして中国政府の基礎を拡げるとは、中国共産党を含めることに賛成するという意味なのかという具体的な質問に対しては、長官は、中共は今政府に対して公然たる叛乱を行つており、この問題（共産党員を中国政府に含めるかどうかということ）は中国政府の決定すべきことであつて、米国政府が命令すべき問題ではないと答えたのである。」

トルーマン大統領の新聞会見　一九四八年三月十一日

同じ三月十一日、大統領も新聞会見で中国政府に中共を入れるかどうかという問題について質問を受けた。大統領は一九四五年十二月十五日の声明を今でも支持しているかと質問された。大統領はこの声明は今でも生きていると答えた。これに続く質問に答えて、大統領は、中国の国民政府に向つて共産主義者を政府に入れるようにすすめるのが米国の政策ではなく、その後マーシャル将軍が中国使節として行つた米国の政策は、蔣介石政府が当面の問題に対処するのを助けることであつたと説明した。大統領は、中国の自由主義分子が政府に入ることを希望すると述べたが、「中国政府にせよどこにせよ、できれば共産主義者などに入つてもらいたいとは思つていない。」と述べた。

六、中国政府の改造

蔣総統、李宗仁副総統の選挙

第一回国民大会が近づいた。大会は三月二十九日開会され、総統と副総統の選挙をすることになつていた。この大会は中国政府にとつては重大なものになると予想され、米大使館は三月十七日と三月三十一日の報告で楽観を許さないと述べていた。実際このころ政府の有力なメンバーは、すべて、国民大会における椅子の割当をめぐる闘争、従つてまた総統、副総統選挙をめぐる掛引に氣をとられていた。この闘争は非常に激くなり、或る時には国民大会の議席を望みながら希望の適わなかつた者が南京のホテルでハンストをしたほどである。中国政府の歴史上のこういう絶体絶命的な時期にこんな行動が行わ

れたのは、政府、また特に蔣介石に対する不満と批判を増大するだけであつた。この批判に答えて蔣介石は総統の地位を受諾しないと言明した。彼はなにかほかの方面で国に盡したいと申し出たが、彼が行政院長の地位を考えており、総統の地位はフランスの大統領の地位に似たものにしたいと思つていたことはよく知られていた。

四月上旬、蔣介石は国民党に対し、総統には中国の秀れた学者で前駐米大使の胡適博士、副総統には中華民国創設者の息子である孫科博士を投票するよう指示した。これに対しては直ちに反響が起つたが、国民大会のほとんど全員が一致して蔣介石に向い考えを変えて総統の地位を受諾するよう要求した。彼は彼以外にこの地位にふさわしい人はいないという人民の意志に従つてこの地位を受諾した。この結果、彼の名声は大いに上つた。しかし、副総統の選挙に彼の意志を押しつけることはできなかつた。

副総統の地位を争つた三人の主な競争者は、蔣介石が選んだ孫科博士、最も古い最高級の将軍の一人で湖南省主席であつた程潜将軍、及び広西派の一人で多年国民党最高幹部の地位にあつた李宗仁将軍であつた。李宗仁将軍は非常にすぐれた選挙運動を行い、自分のまわりに政府の改革と改造を強く要望している自由主義的分子その他の大部分を引きつけていた。この競争が解決するまでには、何日にもわたつて政治的な欺し合いが行われ、投票も数回くり返されたが、結局蔣介石が国民大会の代表の中の反抗分子にあらゆる圧力を加えたにもかかわらず、李将軍の勝利に帰した。この選挙直後には今こそ本当の改革運動が起つて、国民政府が破局をまぬがれるのに必要な改造が行われるのではないかという希望が広く一般に持たれていた。しかしそういうことは起らないことがやがて明らかになつた。

李宗仁将軍自身もさまざまな説があつたけれども何もせず、蔣介石が今なお国民党機関、政府の財政及び軍を支配しているから、自分にはなにもできないといつた。総統の就任式にあたつて、新しく選ばれた副総統が全然片隅に追いやられ、総統一行が式典の後でドライブに出かけた時にも副総統が無視されたことは、蔣総統が国民党内の反抗を押さえつけるやり方

を示している。こういう状態は、対中共戦の遂行にあたつての團結という点から見てよい前兆ではなかつた。そして李宗仁将軍の選挙が生み出した改革と改造のための民衆運動に対する希望は間もなく打ちくだかれた。

新行政院に對する検討

国民党内部の勢力争いは新首相と行政院をめぐる争いに持ち込まれた。行政院長の候補者として下馬評に最もよく上つていた人々は、何応欽将軍、当時の行政院長張群将軍、宋子文博士、外交部長の王世杰博士であつた。蔣介石は何応欽将軍を支持していたようだが、何応欽が出した條件に応ずることができなかつた。結局妥協の産物として翁文灝博士が選ばれた。翁博士は有名な地理学者で、全国資源委員会委員長であり、人格高潔の士であつたが、政治的には全然部下を持つていなかつた。新しい政府が蔣介石の忠実な子分で構成され、蔣介石があらゆる問題について、最後的な決定権をこれからも持つことは明らかだつた。新政府に対する世論の反響は概して悪く、政府及び立法院の予備報告も大して信頼感を与えなかつた。スチュアート大使は六月二十四日国務省に次のように報告した。

「決定的な問題は依然として蔣総統個人の人柄である。彼は現在情勢が悪くなつていることを十分に認識している。彼は、新しい政策を採用しなければ破局は避けられないという警告や新政策についての意見に、辛抱強く耳をかたむけている。彼は新らしい総統職の理論に従い、立憲的手続に基づいて行動したいと決心しているようである。しかし彼のやり方は実際上はほとんど変つていない。

「何応欽将軍が国防部長に任命されたので、私は軍事作戦が実権を添えて彼に委任され、バー少将が何応欽将軍と緊密に協力できるようになると思つていた。私はこういうやり方を総統にすすめ、ただ総統にたえず情報を送るという條件で同意の保証を総統から得ていたのである。私はまたこの問題を何将軍とも一度ならず話し合つたが、彼はこの計画に心から

共鳴し、最善を盡すと約束していた。ところが、蔣総統はすべての作戰は、総統が参謀総長（あの無能な顧祝同）を通じて出す訓令に基づいて行うという命令を出したのだ。

「白崇禧將軍は国防部長の職を免ぜられたが、これは李宗仁將軍の選挙を援助したためと見られる。白將軍はついで黃河と揚子江との間の五省の軍隊を指揮する大任を与えられ、久しく躊つた後これを受諾したが、後からこの地域の地方軍隊を組織すること——これは彼が前々から強く主張して來たことだ——は許されず、また武漢周辺などの一定の地域は彼の管轄外に置かれることが分つた。そこで彼は受諾を取消し、憤然として上海に去つてしまつた。蔣総統は別に遺憾の意も示さず、大したことではないといつた。総統は廣西派が総統反対の企てを持つているのではないかと疑い、このためにあらゆる点から見て総統に対しても国家の目的に対しても忠実であつた人々を遠ざけている。少くともこれらの人々の協力を失つている。

「こういう最近の出來事は貴下にとつては、不愉快になるくらいおなじみのことに見えるかもしれない。私は蔣総統の考えを動かしたいと努力しているが、今までになくどうにもならないという感じを持つている。私は総統の所にはいつでも行けるし、何でも遠慮なくいうようにともいわれている。中国人は彼と親しい仲のものでさえ、自分の考えを総統に告げる勇気を失つており、彼等は私に涙ぐましいほどの期待をかけている。だが私は現在の下り坂を逆転させることはできないという気がする。

「現在反米的な感情が非常に拡がつており、これが日本を強化しようとする我々の努力に対する抗議となつて固まろうとしている。これは中国の学生に私が送つたメッセージに対して激しい攻撃が行われたことに示されている。この現象を解明することはなかなかむずかしい。これらは專ら共産党或いはソ連がそそのかしたものだとするのは行き過ぎである。これが巧妙な宣傳によつて反米感情を作り上げ、職員と学生のどちらにも入つている運動員を使つて組織化したことはいうまでもない。しかし、かくも廣大な反響を生み出し、本來は親米的な人々をこんなに多くまき込むには、これを受入れやすい気持が存在しているはずである。これは恐らく大部分日本に対する恐怖心によつて生じたものであろう。この恐怖心は前世紀の終り頃に始まつたものだが、本能的になつていると同時に、我々には一寸、想像も及ばないほど深いものである。これをさらに悪化させたのが、日本における我々の活動に関するゆがめられた報道である。これらの中には中国の官辺筋から出たものもあり、誤解や間違つた類推、ドレーパー（日本の工業力と復興に関する報告）その他の報告の公表、米国はソ連との戰争準備にあたつて、中国を簡単に犠牲にすることを躊躇しないだろうというひねくれた假定、さらに勿論、悪意を持つた、故意の、絶間ない宣傳などがある。もう一つの、これこそ本当の要素と思われるものは、いたるところに見られる現政府に対する不満と、現政府の存在や失政を米国と結びつけて考える、理窟には合わないけれども容易に理解できる感情である。学生は国民の中の他の要素よりもはるかに敏感であるが、今や全く元気を失い、その愛国的な衝動のはけ口を持つていない。米国は彼等共通の舊敵国たる日本を再び脅威となり得る地位に復活しようとしているという宣傳は、現在の暗い狀況の下では不思議な魅力を持つている。これらの悪い前兆と、それを共產党やその他の反政府分子が利用していることとは別に、利己的な近視眼的な商工業界のグループが日本との競争を避けようとしていることも事実である。例えば上海の紡績工業は非常に利潤が高く、しかも能率は決して高くはないのだが、これが中国と東南アジアの市場を維持したいと考えている。かくて奇妙なことではあるが、極左と愚かな資本主義的分子とが共同して我々の日本に対する方針を非難している。我々はこれらの方針を実行するに当つては十分に注意を拂い、些かなりとも無理からぬ誤解の種を与えないようにしなければならない。」

学　生　騒　動

スチュアート大使が前にそれらの態度について述べた中国の学生は、その不満を相続ぐ暴動とデモに爆発させ、これらは学生グループのあるところ、全中国に拡がり満州にさえ拡がつた。例によつて騒ぎは試験期日の近づいた五月に始まり、多くの人々は試験期日がすめば騒ぎはおさまるだろうと考えていた。しかし今度の騒ぎにはもつと実があつたのであり、烈しさには増減があつたが夏まで続いた。学生は政府が彼等の活動を弾圧した従來の経験に学び、今度は現在の事態に対する不満を示すために政府を攻撃することを避け、その代りに米国の対日政策を攻撃することによつて間接に政府を攻撃した。この宣傳で学生達は心からであるにせよ、別の理由のためにせよ、この政策に反対している他のグループの指導を受けた。六月上旬には反米デモは非常に烈しく、また度はずれなものになつたので、スチュアート大使は中国の学界との多年の交友関係に訴えなければならないと考えた。そこで大使は大使自身の考えで声明を発表した。この声明は、大使が呼びかけようとした相手の多くを落着かせる効果をあげたが、この運動を他の目的のために支配していた煽動者は、なお騒ぎを何週間も継続させた。何週間かたつうちに関心は、他のもつと差迫つた問題に移つて來た。八月十七日に行政院は敵に援助と慰安を与えることを目的とする騒ぎを禁止する命令を出した。そしてこの運動は急速に崩れ去つた。

米大使館と領事館は七月中に国務省宛に一連の報告を送り、その中で当時の情勢とこれに対する不安をかなりくわしく述べていた。七月三十日に米大使館はその考えを次のように要約した。

「我々がどれだけ軍事上の助言や物資を与えるにしても、民衆の信頼と尊敬を取戻すに足るだけの思い切つた改革が行われない限り、中国に統一と平和がもたらされることは絶対にないだろう。これらの改革を現在政権を握つている者が行うとか、改革が急速かつ根本的に行われて、一般の態度を逆転させるなどということは殆んど期待できない。しかしこの保証がないならば、軍事援助を増大しようとする考えはあらゆる方面から注意深く考察されねばならない。一番よく行つた場合でも、かかる援助がその目的を達成するには、新しい師団を訓練し失つた領土と士気を回復することが根本的に必要

なことを考えれば、明年一月から数えて約二年あるいはそれ以上もかかるであろう。」

經濟改革法　一九四八年八月十九日

経済悪化の潮を食止めようとする必死の企てとして、政府は八月十九日に一連の思い切つた改革法を公布した。この問題は本白書の他の箇所で詳しく扱われている。この処置は中国各地に一時的に士気の昂揚をもたらし、中国の世論は最初の中は、もしこれらの処置が強力に実施されるならば、事態を収拾する望みがあると考えていた。試験の場所となつたのは上海だつた。この上海では蔣介石が息子蔣経国を経済界の独裁者に任命した。

最初のうち蔣経国は蔣介石の命令を容赦なく断行するという意気込みを見せ、特権に対しても何の考慮も拂わないと言明した。だが、何週間もたたないうちに、蔣経国が自分よりも強い利権の所有者に攻撃を加えていることが明らかになつた。八月法令の根本的な缺陥は、眞の通貨改革を行うのに必要で十分な措置がそなわつておらず、また危機を生み出した條件を考慮に入れていないところにあつた。反対に八月法令は、警察手段を強行して情勢の凍結をはかつたのであるが、これは上海その他の都市の経済生活を痲痺させ、結局大投機者には大した影響を与えることなく、中小業者の立場をさらに悪化させた。抑圧は二、三週間は効目があつたが、商売はとまり、通貨の流通は増大し、生産者が食糧のストックを上海に送ることを拒んで非常な食糧不足が起つたために、人爲的な統制が内にこもつていた経済的圧力に屈服し、経済狀態悪化のテンポはこれまでにない速さになつた。そしてまさに始まろうとしていた軍事情勢の破局がこれに拍車を加えた。蔣経国は十一月一日辞職した。

十一月四日に国民党の機関紙である中央日報が政府を強く批判した社説を掲げ、政府は中共から何ものかを学んだ方がよかろうと述べたのは、当時の情勢を象徵するものであつた。

事態は国民政府にとつてますます悪くなつていたが、中共は自信の増大を示すばかりでなく、米国に対する攻撃を耳ざわりなほど高めていつた。彼等は一時協調的と見える態度を取つていたが、再び米国は大敵であるという以前の立場に戻つた。こうして中共の声明はますますクレムリンの宣傳方向に似て來た。

七、米国の政策の岐路

マーシャル長官の政策指令　一九四八年八月十二日、十三日

この暗澹たるみじめな数ヵ月、中国政府は米国の援助の増大を求めようとする努力を、直接交渉を通じてばかりでなく、宣傳を通じても熱心に行つた。米大使館と国務省は米国の政策を再検討し、もし行うとすれば、どういう政策の変化を行うべきかを決定する必要を痛感した。

八月十日大使館は中国情勢の軍事的・経済的・心理的要素を検討した後で、次のことを進言した。㈠米国は共産党を含む連立政府の樹立を防止するのに努力すべきである。これは他の国々におけるかかる連立政府の歴史にかんがみた結果であり、国民政府への支持を今後も継続或いは増大することが、もう手遅れかも知れないが、最善の方法である。㈡今後の成り行きによつて中共との間に和解ができた場合には、米国は地域的に分割した非常にゆるい連邦を基礎にして停戦を取りきめるよう働きかけ、できるだけ広い地域を共産党の参加しない政府に残すようにすべきである。㈢中国が地方割拠主義に戻つた場合には、米国は経済援助を与えて地方政府の強化につとめ、中国国民性の根本である反共的性格が再び強まり、中共に対する同情を弱めるようにすべきである。

国務長官は一九四八年八月十二日米大使館の指針として次のような点を書き送つた。

一、米国政府は直接にせよ間接にせよ、中国に共産党の参加した連合政府ができることを支持し、奨励し、承認するというような意味合いのことを述べてはならない。

二、米国政府は再び中国に調停を申し出る意図を持つていない。

「米国が中国政府と中共との妥協に公然と反対することは（秘密に反対を表明しても恐らく洩れ渡るであろう）現段階では米国は中国の内戦を奨励し、長びかせているという宣傳の材料を中国に与えることになろう。これはまた中国政府を誤解させて、無限の援助を期待させることにもなり、しかもこれは現在の世界情勢では実現しないし、いずれにしても議会の決定が必要なのである。だからこれらの問題に対する米国政府の態度を表明する場合には、非公式に行うにしても、中国の現在の状態では先に述べた二点にとゞめるべきである。勿論貴下は適当な機会があれば見逃すことなく、東欧の連立政府からどういう結果が生じたかを強調すべきである。」

マーシャル長官は八月十三日次のように述べた。

「国務省は現在提出されている問題を積極的に考えてはいるが、現在の情勢では、中国に対する将來の政策の精密な案を作ることは不可能だと思われる。中国の情勢は明らかに非常な流転と混乱の時期に入ろうとしており、こういう時期には、前もつて将來起ることを正確に見抜くことは不可能であり、米国政府が最大限の行動の自由を保持しなければならないことは明らかである。」

一九四八年十月の政策再検討

米大使館は十月末情勢が依然として悪くなつていることを再び指摘し、ワシントンでは何か変更が行われたかと問い合わ

せた。これに対して国務長官は次のように答えた。

「極東における米国の目的はこれまでと同様、友好的な政府のもとに中国に政治的安定が存在することによつて最もよく達せられるであろう、という貴下の考えには大体賛成であり、米国の政策とその実行は一貫してこの目的を目指して來た。しかし最近の中国と我々との関係の底には、米国は中国の内戦に直接巻込まれてはならない、また米国は軍事的、経済的に中国政府を引受ける責任を負うてはならないという根本的な考慮が横たわつていた。中国の国内問題に対する直接的武力干渉は、米国の中国に対する傳統的な政策に反するものであり、明白に表明された議会の意図にも反するであろう。議会は一億二千五百万ドルの贈与による米国の中国援助は、米国の戦闘部隊の使用や、米国人が中国軍隊の指揮にあたることを考えないと述べていた。議会における上院外交委員会の有力者の発言によつて対華援助法の第四〇四節（b）が作られたが、これら議員は一億二千五百ドルの贈与による中国援助は、米国が中国政府の軍事活動を保証するという意味を全然持つていないことを明らかにしなければならない、こういうことは中国のように広い領域では不可能なことだからと述べていた。

「我々の中国援助計画は中国政府に息抜きの時間を与え、経済復興の土台を置く骨組を作るのに必要な、またその存立のためにぜひとも必要な政策に着手させるのが目的であつた。中国問題の解決が主として中国人自身の責任であることは明らかであり、援助は中国政府に自力更生の措置を取る機会を与えることを目的としていた。

「中国問題に対する我々の態度を決定する一般的な基本的考慮は、私が上院外交委員会と下院外交委員会の幹部会で行つた声明に述べてあり、その写しは貴下に送付した。米国政府は、自国の資源を予期できないほど使いつくしてしまうような政策を約束することのないよう、特に注意しなければならない。もしも中国における内戦の指導または中国経済、或いはこの両者に対する直接の責任を負うようなことになれば、以上のようなことになり兼ねないであろう。中国共産党を近

い將來に、中国において全然等閑視できる要素にまで引き落すという目的を達成するには、米国が事実上中国政府を接收して、その経済・軍事・行政の諸問題を管理することが必要であろう。中国の主権の侵害に関する中国人の敏感さ、すべての中国人が持つている強い民族主義の感情、有能な米国人を必要な数だけそろえることができないという事情は、こういう解決法を企てることに対して有力な反対の材料を提供している。

「こういう大規模な行動が、最後にはどれだけの経費を必要とするようになるかは、見積りを立てることができない。これが今後長期にわたる継続事業となることは確かである。これは米国を次から次へと約束を重ねる状態に巻込み、これから手を抜くことが実際上不可能になり、中国を国際的紛争の舞台にすることによつて、恐らくはわが国民に重大な結果を及ぼすであろう。現在の情勢では米国が軍事援助或いは経済援助をどれだけ与えても、現在の中国政府が中国全土に対する支配権を取り戻し、これを維持することはありそうもないことである。中国政府の根本的な弱点が、外国の援助によつて根本から改められるとは思えない。これらの考慮を私は二月に行つた声明に述べており、現在の情勢においてもその正しさが少しも減じていないことを確信するものである。

「対日戦勝日以來、米国は中国援助計画を含めて色々の援助を与えて來たが、事態が悪化を続けて來たのは、貴下の十月廿二日の報告にも述べられている通りであり、現政権は国民の信頼を失い、それは兵隊の戦闘拒否や民衆の経済改革に対する協力拒否に現われている。この報告は従前の大使館報告や十月廿一日の上海からの報告と大体一致しており、上海からの報告によれば、蔣介石の熱心な支持者である政府高官が、国民の九九パーセントは政府に反対していると述べている。また十月廿二日の台北からの報告は、或る高官が近く政府が辞職しないならば、国民自身が政府を追い出すだろうと語つたと述べている。

「貴下は五月廿六日の報告で、現政府は共産主義の拡大を食止める力を持つていない、そしてありそうもないことだが、

国民を結集し、国民軍の戦う意志を回復するのに必要な精神的な指導者を見出さない限り、今後もその力を持ち得ないであろうと述べている。貴下はまた蒋介石がそういう指導者を提供するとは期待できない、なぜなれば蒋介石は、変化の能力が無く現在の悲しむべき事態をもたらした自分一人の個人的支配を続ける意志をありありと見せているから、と述べている。

「さらに六月十四日の報告では、貴下は、蒋介石がバー少将と緊密に協力して、何応欽将軍に軍事作戦の指揮にあたらせるという貴下の勧告に同意することを約束しながら、その後ですべての作戦は「無能な」参謀総長を通じて発する蒋介石の訓令に基づいて行うという反対の指示を出したことを報告した。

「六月廿二日の貴下の報告は、蒋介石は古くから個人的に信頼している仲間を、腐敗や無能が分りきつていても、責任ある地位に任命する傾きが強く、これが今なお良い政治を行おうという意思よりも強いように思われる、と述べている。

「八月十日の貴下の報告は次のように述べている。現政府が根本的な組織変えを行わずに、我慢できる程度の生活水準を回復することは考えられない。蒋介石がいなくなれば崩潰は避けられないように思われるが、長い経験から見れば、彼は改造や改革を行つたり、能率の低い同僚をしりぞけて有能な者を引き立てることはできないように見える。政府は情勢を良くするためには、どんな手段にでも訴えるだろうと人は思うかも知れないが、政府は有益な軍事的助言を無視し、与えられた軍事的機会を活用する事ができないでいる。それは主として蒋介石が人を選ぶに当つて、軍事的能力よりも個人的な信頼を基礎にしているために、政府と軍首脳部がますます腐敗していることに原因している。軍事情勢が絶望的であることには気がついているが、これに対処する意思や能力はまだ現われていない。

「八月二十日の報告では、当面の軍事作戦の指導から生じた特殊の問題について、バー少将が蒋介石に提出した助言が一般に無視されたこと、バー少将が任務達成上直面している大きな困難は、全く中国側の最高司令部がその機能ら果してい

ないことに起因すると貴下は述べている。

「八月十日の報告では貴下は、現在の中国政府或いは反共連合勢力が軍事的な手段によるにせよ、他のいかなる手段によるにせよ、共産主義の脅威を完全に排除することは期待できないことを認めねばならない、と述べている。

「十月十六日の貴下の報告は、現在蒋介石を確信を持つて支持している中国人は、蒋介石の直接の子分と一部の高級軍人以外には沢山はおらず、政府はますます人気が悪くなり、日ましに攻撃を受けている、中でも蒋介石が特に甚だしいと述べている。貴下はまた今になつては、我々がどんなに努力をするにしても、非常に大規模な軍事干渉を行わない限り、軍事的破局が起つて、その結果何らかの形式の連合政府が生れるのを防止できるとは思えない、と述べている。

「十月二十二日の報告では、我々の軍事顧問達は、国民政府軍は既に兵力、物資、士気の点であまりにも大きな損害を受けているから、我々のどんな努力も無駄であろう、国民政府軍には戦争をする意思などは全然残つておらず、情勢を変化させる道は見当らないと感じていることを報告している。貴下はさらに共産党の侵略に抵抗しようという中国人の意思を復活することが必要であるが、それに必要な指導者は見あたらないと述べている。

「以上のような中国の情勢と将来の発展の見通しは、五日から十日までの間に大使館から送られた約十五の報告によつても大体裏書されている。この判断はまた国務省に来ている他の情報、例えば十月十四日の天津からの報告によつても確証されている。

「最近の国府軍の敗北は以上の見通しの正しいことを証明している。十月一日の青島からの報告によれば、済南の政府軍の大多数は戦うことを欲していなかつた、そして戦つたものは、不満分子のためにその立場を悪くされ、また済南の政府軍は弾薬と食糧は十分にあり、包囲が長引いた場合には、さらに補給を与えるとの確約を得ていたということである。十月十九日の瀋陽からの報告も錦州の陥落について同じような情景を傳え、錦州の防衛が早く崩れたのは、政府の第九十三

軍の中二コ師團の離反によると述べている。長春の陥落も同様に政府軍部隊の離反に助けられた。いずれの場合にも、これらの都市の陥落に伴つて政府軍の相当数が離反、降伏を行つたために、大量の軍需資材を失つたといわれている。

「蔣介石総統に無能な連中をやめさせるように要求しても、貴下の十月十九日の報告にもあるように、蔣総統が度々の米国の助言を押し切つて、杜聿明将軍を東北軍の司令官に任命したことなどを見ればあまり効果はないであろう。蔣総統が中国駐在米国軍事顧問團の助言を受け入れ、かつ実行することを、米国の援助増大の代価としてあらかじめ承認したのちで、軍事顧問團の人員、機能、権限の増大に言及したのは、これ迄の中国における米国人顧問の経験に文句をつけるものといわねばならない。米国軍事顧問については、六月十一日に私がロイヤル陸軍長官、ドレーパー次官、ブラッドレー大將、ウェデマイヤー中將その他と会見した際に決定ができており、この時米国の軍事顧問は作戰地域にいる中国軍部隊には配属しないことに意見がまとまつている。

「武器彈薬をできるだけ早く送るという問題については、米国防総省は一億二千五百万ドルの贈与で買入れた軍需品の速かな引渡しに全力をあげている。陸軍省が非公式に発表したところによれば、中国の要請に基づく三千七百八十万ドル分の武器彈薬の積込みは、十一月中旬頃西海岸で完了する予定であり、十二月早々には中国に着くものといわれている。この計画に基づくその他の資材の輸送にもあらゆる努力が拂われている。国防総省はまた、総司令部が前渡しし得る武器彈薬の輸送を取り極るのに努力しており、この資材の引渡しは十一月中に行われる見込である。一億二千五百万ドルの贈与の中、一億三百万ドルの支出権限を求めて來た中国政府の要請は、国務省から財務省に傳達してあり、財務省は中国政府に或いは中国側の指示に從つて、米陸、海、空各省に九千七百万ドルを支拂つており、殘り六百万ドルは十月二十五日に支拂うことになつている。貴下は一億二千五百万ドルの贈与によつて中国政府を援助する以外に、中国に軍事援助を与える手段のないことを了解されるであろう。

「要するに、援助増大の方向を取ることは、米国の中国に対する政策の基礎となつているすべての根本的考慮にそむき、米国を直接中国の内戰に巻込み、米国政府をして中国政府を予想のできない経費をかけて、軍事的・経済的に支持するという約束に導くことになるであろう。しかも現在米国は、その他の対外援助計画の関係で全世界に大きな約束を与えているのであり、中国の米大使館及び領事館が過去数ヵ月にわたつて報告して來た情勢判断に照らして考えるならば、これは所期の目的を達成することにならないであろう。」

スチュアート大使は十月二十三日重ねて質問を寄せ、色々の可能なやり方を示して訓令を求めて來た。

「一、軍事的敗北が続いた結果、国民政府が中国内の他の地点に移転することを余儀なくされた場合、我々はなお国民政府を承認し、支持するのか。

二、我々は李宗仁その他の、共産党を除く共和政府を樹立し、共産党に対する戰争をもつと有効に行う見込みのある指導的政治家を支持して、蔣総統の引退を勧告した方がよいか。

三、我々は国府軍と共産党以外の政党に最も有利な條件で内戰を終らせることのできる中国の指導者を支持して、蔣総統の引退に賛成した方がよいか。

四、後者の場合、我々は内戰の中止によつて生れ、中国統一のために共産党とも協力する連合政府を承認し、支持するか。それとも、

五、こういう政府には事実上の承認だけを与え、ECA（経済協力局）その他の支持はさし控えるか。

「こういう仮定に立つた質問が、長官及び長官の顧問に困難を与えることは私にもよく分つている。しかし蔣総統と国民政府には激しい危機が予想されるので、私は以上の問題について長官が最近考えておられることを聞いておきたいと考える。もしもつと一般的な問題として述べたいと考えられるならば、それでも結構であるから、現在の重大な段階にある中

国との関係に関する米国の見解を御教示願いたい。」

これに対して国務長官は次のように答えた。

「貴下が十二月二十三日に提出した仮定的な質問に関しては、米国政府は蔣総統の引退、或いは他の中国人の中国政府の主席への任命を勧告し得る立場にはない。こういう助言を与えることは、これが受諾された場合に起るその後の事態に責任を負うことであり、從つて米国政府は、後継政権を米国の利害を無視して支持するという約束をすることになる。蔣総統及び国民政府がこういう問題を持ちかけて來る場合、我々の立場が困難になることはよく分るが、これらの極端に單純化された質問に対して、きつちり型にはまつた答えをするのは米国の利益にはならないと思う……。貴下の質問に対していえることは、米国政府は国民政府が中国の重要な要素である限り、必ずこれを支持するであろうということである。国民政府が南京から移動したり、崩潰したり、消滅したり、中共との連合政府に入つたりした場合に、我々がどういうことを行うかはその場になつて、米国の利益とその時の情勢に照して決定すべき問題であろう。

「八月十三日の訓令に述べたように、現在の情勢では中国に対する将來の政策の正確な案を今作ることはできないように思われる。中国の情勢は明らかに非常な流転と混乱の時期に入ろうとしており、将來起ることを前もつて明確に見抜くことは不可能であるから、米国政府は明らかに最大限の行動の自由を保持しなければならない。」

米国が直面している問題を考え続けて來たスチュアート大使は、十月二十八日国務省に対して次のように報告した。

「我々が共産主義に対して本当に反対しているのは、その社会主義的改革ではない。我々が反対するのは、その狭量、第五列その他類似の秘密な方法に頼る陰険さ、自分と一致しないすべての思想、行動に対する容赦ない弾圧、個人の人権の否定、目的を達するためには嘘の宣傳、その他あらゆる非道徳的な手段に頼つて平然としているやり方、暴力革命の必要を信ずるなどの狂信的な独断主義などである。これらの悪弊及びモスクワから指令を受けているという事実は、中国の共

産主義にもすべてあてはまる。我々の問題は、いかにして中国における彼等の影響力を食止め、暴露し、消滅するかである。

「共産主義の害悪は軍事的であるよりも、むしろ道徳的或いは政治的なものである。中國で軍事的な面が支配的になつているのは主として歴史的な偶然である。假令、我々が軍事的な手段によつて蔣政府を助け、一定の地域に戦闘的な共産主義を入れないようにすることができたとしても、——これが我々の望み得る最善の場合であつた——我々はさらに教育その他の仕事を援助して、共産主義でない地域が眞の民主主義の優越性を示すようにしてやらねばならなかつたであろう。そうしないならば、軍事的勝利も自ら崩潰してしまつたであろう。」

中国側の軍事援助要請

十一月のパリにおける国際連合総会の開会中に、中国代表團の團長蔣廷黻博士は、中国外交部長の代理としてマーシャル国務長官に、米軍将校を表面は顧問という形で中国軍部隊の実際の指揮に当らせ、高級将校を特別の使節團の團長に任命することはできないかと問い合わせた。この要請に対する回答で、マーシャル長官は次のことに注意を喚起した。すなわち新しく任命された外人将校が、中国政府にその方針について助言をしようとすることには、假令、その将校が現情勢の無数の困難に精通しているとしてもむずかしいことであり、中国のことをよく知らない外人将校の場合には困難はさらに大きいということである。

博士はまた軍需品の引き渡しを早めることはできないかと質問したが、これに対してはできるだけの努力を行つており、今後も行うと回答した。国際連合に提訴することは望ましいであろうかという質問に対しては、それは中国人自身が決定すべき問題であると答えた。

その後蔣総統はトルーマン大統領に書簡を送り、中国が民主主義の大業から失われる危険に瀕しているという理由で援助の増大を要請した。蔣総統は軍事情勢の全般的悪化をもたらした最も基本的な要素は、ソ連が中ソ友好同盟條約を守っていないことであり、これは「大統領閣下でも御記憶であろうが、米国の好意ある助言の結果として中国政府が調印したものである。」と述べた。蔣総統はまた高級将校を顧問として派遣すること、中国政府が戦っている目的を、米国の政策は支持しているという強い声明を出すことを要請した。

大統領の回答は十一月十二日に手交された。この回答は、物資の輸送を促進するために全力を注いでいると述べ、顧問の問題についてはマーシャル長官が蔣廷黻博士に述べたことをくり返していた。しかし大統領は、中国駐在米国軍事顧問團團長バー少将が現在の情勢に精通しており、蔣総統は何時でもバー少将の助言を聞くことができるという事実に注意を喚起した。大統領は一九四八年三月十一日の声明に言及し、この声明が米国の立場を余す所なく明瞭にしていると述べた。最後に大統領は、米国が中国政府に援助を与えて來たのは、また今後も中国援助計画の実行のためにあらゆる努力を行うのは、全世界を通じて平和と民主主義の大目的を支持したいと思うからであると結んだ。

南京の大使館が十一月六日に国務省に報告した軍事情勢の評價から見て、米国の高級将校を任命しても、情勢を変化させることができるとは思えなかつた。この報告は次のように述べている。

「我々は軍事顧問團と駐在武官のうち古参将校の参集を求めたが、彼等は軍事情勢を検討した結果、実際に米国軍隊を使うところまで行かないならば、どれだけ軍事援助を与えても事態がここまで悪化しては、もう現情勢を救うことはできないということに意見が一致した。米軍を使うことは不可能だということに意見がまとまつたので、この集りの結論は、中国も米国も、現在の軍事情勢を持ち直すに足るだけの軍事的手段を取ることはできないということに落着いた。」

この時から年末まで、中国政府の高官はさまざまの悲観の色を見せながら、スチュアート大使に近づいて助言と援助を求

めた。これに対して大使は、米国が依然として中国に同情を持つているということを確約したけれども、本來中国政府の行うべき決定の責任を、米国政府が負うことはできないということを明らかにした。

こういう状態を背景として、一九四八年十二月孫科博士を新行政院長、すなわち首相とする新内閣が組織されたのである。

八、一九四九年における中国情勢の発展

蔣総統の年頭の辞

蔣介石が引退して、副総統の李宗仁将軍に総統職を譲り渡すだろうという噂がこの年の初めに流布されていた。彼が引退するという噂が一層強くなつたのは、年頭にあたつて彼が国民に送つたメッセージの中で、中国政府は中共と和平交渉を行う用意があること、そして、もし和平が達成されるならば、彼自身の地位については、何ら問題にするものではないことを明らかにしたためであつた。

一月三日、スチュアート大使は、この年頭の辞について、次のように見解を述べた。

「私の最初の印象はよかつた。それは威厳があつたし、妥協的でもあつた。何時もより中共を非難する度合が少かつた。国家の苦悩に対する責任を負うことにおいて、蔣介石は最もよき傳統に従つたし、また新しい民主主義の観念に従つて、現在の地位をそのまま続けるか、或いは引退するか、その何れの用意もあることを示したのである。

「しかし、さらに突つ込んで考察するならば、そこには宿命的な欠陥が姿を現わしているのである。それは余りに文学的

な付文が、ゼスチュアたつぷりに書かれていることであつた。それは、厄介な叛乱者を取扱う権力のある支配者のやさしい調べをもつている。この中には不快な現実、例えば軍事能力の事実上の崩潰とか、最近における通貨措置の失敗とか、殆んど全面的な和平に対する要望とか、また彼がその職に留まる限り、和平の可能性はない、というようなことは全然無視されている。

「他の欠陥は、さらにひどいものであつた。或る意味において、彼は譲歩を行つている。しかし、そうしながらも、十分には行つていないのである。彼の頑な自尊心、彼が第一番目にのつている中共の戰犯リストに対する彼の憤怒、和解し得ない派閥…から來る影響力などが、李副総統に職を譲り、彼に国家の幸福になると思う政策を、自由に行わせるというその週の初めに行つた彼の引退決意を引つ込ませるに至つたものである。しかし圧迫が余りに強かつたし、また彼自身の意志が余りにはつきりしていたので、彼が自ら進んで引退するということをいわざるを得なかつたのである。このことは、彼の軍隊の間に今なお残されている闘志を挫くことであろう。陸軍の将官の間には、直ちに意見の対立が起つた。彼のとつた立場は、国民党内における各派閥間の妥協の結果であるように思われる。蔣介石の提案した五條件の一つ一つは、これら各派が強調するものを代表しているものともとれるであろう。すべての派閥を和解させようと試みながら、彼は内攻的な不和をさらに深めていくことであろう。中共の反応は容易に予想され得る。彼等の態度は、疑いもなく非妥協的であろう。成功を誇り、勝利を目前にしている彼等は、陳立夫及び彼の支持者達が、中共に関してたえず主張し続けて來たその通りに、国民党の悪い勢力を根こそぎに取除く仕事を完成しようとしている。そういつているものの、中共の狙つているものが、国民党の現在の指導者と、その組織だけであるかどうかは、彼等の将來における態度から知るより外はない。しかし、ともかく国民党は、中共のダイナミックな目的の前に屈するに違いないし、しかも、それは、国民党そのものの欠陥によつて、そうなるように見える。一度、中共が反対党の根源を排除したならば、彼等は連立という或る包含的な形態を提案し、辺疆地区にいる政治的な反抗分子と政治的な解決をはかろうとすることであろう。

「ともかく元旦とともに、或る動きが始つたが、それは全国的な規模における軍事衝突が終末を告げる始まりだと見られるようである。」

孫科行政院長の年頭の辞

孫科行政院長も、年頭にあたり、ラジオを通じて、中国民衆にメッセージを送り、中国政府の和平に対する希望を表明した蔣総統の声明を繰返した。一九四六年に中共との和平交渉が行われたが、その時のことに彼がふれていることは興味あることであつた。

「諸君は、対日戰勝日以後間もなく政治協商会議が招集され、各政党及び無党無派の代表が参加したことを想起されたい。政府がこの会議を招集することに決定したのは、復興事業が開始されるために、国家も国民も休養と和平を必要としていることが一般に認められていたからである。三週間にわたつて熱心な努力が続けられた後で、またトルーマン米大統領の対華特別使節たるジョージ・マーシャル将軍の斡旋によつて、あらゆる紛争を解決する計画が作成されたのであつた。

もし、これらの措置が、当時実施されていたならば、我々のすべては、さらに繁栄と幸福のうちに浸つていたことであろう。不幸にして参加党派のすべては、その利己的な目的を、完全に捨て去ることができなかつた。また一般国民も、この和平運動を促進するのに十分な力を盡さなかつたのである。」

中国、外国の調停を要請

一九四九年一月八日、中国政府外交部長は、米、英、佛、ソの四ヵ国政府に対して、和平を回復する見地から、中共との和平交渉を促進せしめる調停者としての役割を務めるよう要請した。

一月十二日、米国は次のような覚書の中で、中国の要求に回答した。

「米国政府は、一九四九年一月八日、中国外交部長から、南京の米国大使に手交された覚書を受領し、これに愼重な検討を加えた。

「中国政府は、中国における国内情勢が世界平和の進展にとつて障害とならないよう最大の憂慮を持つていることが覚書の中に記述されている。また中国政府は、日本降伏後、直ちに自ら進んで、中国共産党との和平交渉を行う諸措置をとられたことも記述されている。

「一九四五年の九月と十月におけるこれら交渉が、無党無派をはじめ各政党の代表者をもつて構成され、あらゆる中国の政党、団体代表者が参加する憲法政府を樹立する目的をもつて、政治協商会議の開催を行う協定に到達したことが想起されるであろう。またこれらの交渉の後で、中国政府軍と中国共産党軍との間の武力衝突が著しく拡大されたことも想起されるであろう。中国政府の覚書の中で示されているのと同じ憂慮によつて動かされた米国政府は、中国の国内情勢から、世界平和が脅かされるという認識と、中国に平和をもたらす上に米国政府のできる範囲内で、あらゆる支持を行うことが望ましかつたので、彼等の相違點の平和的解決は九月と十月に到達した協定の線に沿つて、中国人自身によつて達成され得るとの希望の下に、斡旋を申し出たのである。その中国の協定を促進するために、中国政府と中国共産党との承認を得て、マーシャル将軍は、十二月二十一日に中国に到着してから間もなく、中国人がその見解の相違を平和裡に討議することが可能であるとの希望の上に、中国政府と中国共産党とが紛争を停止する協定に到達することを援助する彼の斡旋を行つたのである。

「政治協商会議の召集、政治的な相違点の解決をはかる決議の同会承認、及び中国における各党各派を含む立憲政府の設立について、マーシャル将軍は、またすべての中国の武装団体を再編して、民主政府に責任を負う国軍に統合することに決まつた協定に従つて、彼の斡旋を行つたのである。

「中国政府と中国共産党との交渉は、しばしば決裂した。そして色々な協定が実施されなかつた。それ故に米国政府は、日本降伏後、直ちに中国政府が中国共産党と交渉を行い、基本的な政治協定を実施することによつて、中国に和平をもたらすよう中国人に援助を行うべく、あらゆる努力を行つた後で、調停者としての地位から引下がるよりほか如何ともしがたいと考慮するに至つたのである。

「以上に照し、中国政府の提案に従つて、米国政府が現情勢下に、調停者としての役割を果す米国政府の試みを行うことによつては、いかなる有益な目的も達せられ得るとは信じられないのである。」

スチュアート大使は、もし質問を受けても、一九四八年二月十八日に、議会に送られたトルーマン大統領のメッセージ及び二月二十日に下院外交委員会に送つたアチソン国務長官の声明（註）の限界を越えない範囲内で、回答すべきであると訓令された。彼はまた米国国民の中国国民に対する同情ある関心と、心からなる友好について、外交部長に保証するよういわれた。同じ日にワシントンの中国大使は、中国の要求が拒絶された場合、米国は中国政府や眞劍に平和的解決を望んでいるということを示す声明を発する考慮を拂つているかどうかを確かめるために、国務長官代理を訪問した。彼は、そのような措置は不適当であろうと通告された。佛、英及びソ連もまた中国の調停要請を拒絶した。

（註）四五一―四五二頁參照

蔣総統の引退

一九四九年の末には、中共軍は南京北方の蚌埠地域で優勢をしめていた。そして政府軍の最優秀部隊は、南京を通過して南方に撤退していた。中国政府の深刻な軍事情勢は、十二月、在華米統合軍事顧問團長バー将軍によつて提出された感想の中に記されているが、その中で彼は、米国軍隊の即時雇傭を含む無制限米国援助政策——彼はこれを勧告するわけではないといつている——のみが、中国政府をして決定的な中共の進撃を阻止し、華南における足場を維持させ得るであろうと述べている。一月の後半頃には、中共軍は南京上海地区の揚子江北岸まで進出し、揚子江渡河を試み得る立場にあつた。

一月二十一日、蒋介石は声明を発し、引退の決意を表明、南京を後に彼の生地奉化に去つた。彼は次のように宣言した。

「紛争に終止符が打たれ、人民の苦悩がいやされる希望をもつて、私は引退することに決定した。一月二十一日から、李宗仁副総統が『総統が何らかの理由で、その機能を行使し得ない場合、その職権は、副総統によつて行使される』という憲法第四十九條の規定に従つて、総統の職権を行使するであろう。」

蒋総統のこの措置は、実際には和平に対する中国民衆の圧倒的な希望を認めたものであつた。彼が述べたように「私が和平の回復を促す年頭のメッセージを発してより、全国民は一致して十分な支持をもつてこれに答えたのである。」

一九四九年一月二十四日、ワシントンの中国大使は、公式に国務省に対し、蒋総統の引退決定と、李副総統によつて事務が引継がれたことを通告した。

李総統代理の地位と政策

一月二十三日、李総統代理の使者がスチュアート大使を訪問して、米国からの支持についての公式声明を要望した。この使者は李将軍は既にソ連大使館と接觸を保ち、中国とソ連間に、次のような三点を含む假協定を結び、ソ連大使は数日前に、それを携えてモスクワに赴いたと語つた。三点とは㈠将來の国際紛争に中国は厳正中立を守ること㈡中国における米国

勢力をできる限り排除する㈢中ソ間に眞の協力關係の基礎を確立する、というのであつた。李将軍は、これら三点について原則的に同意しており、もし彼が米国の支持声明を得るならば、それらについて対ソ交渉する際、彼の立場を強めることになろうと彼は考えていたというのである。国務省は直ちに、「一方において、中国からの米国勢力の排除を要求するソ連との假協定を準備しながら、李宗仁が、その立場を強化せしめるための支持を表明する米国の声明をあえて求めることは到底信じられない」と考える旨回答した。ス大使は、これらの見解を李将軍に知らせるよう訓令された。

この間、李總統代理は、張群将軍、張治中将軍及び陳立夫をして、中国共産党に直接接近するよう命じた。李總統代理は、また公式和平代表が、後に受けいれられるよう準備するため、北平へ飛ぶ非公式和平使節を招集した。彼の勧めによつて、非公式な上海和平代表は北平に飛んで、中共と和平の手筈を打合せた。中国共産党は、中共が正式に発表した次の八ヵ條の和平條項を解決の基礎として堅持し続けた。

一、戦犯の嚴罰
二、憲法の廢止
三、国民党法統の廢止
四、民主的な原則に則る国軍の改編
五、「官僚」資本の沒收
六、土地制度の改革
七、「売国的諸條約」の廢止
八、「反動分子」の参加しない政治協商会議の招集、「国民党反動政府」及びすべてのその階層の権力を引続ぐ連合政府の樹立

これらの條項は、無條件降伏にも等しいものであつた。しかし政府の立場は極めて深刻であつたため、政府は修正をし得るという見地から交渉への努力を行わねばならないと感じていたのである。

二月五日、行政院の決定に従つて、中国政府はその大部分の機關を広東に移した。もつとも李總統代理は南京に留まつていて、数名の部長に南京帰還を要求した。米大使館は同市に移転した中国政府機關と接觸を維持するため、クラーク代理公使を長とする事務所を広東に設けた。

李總統代理がその職について以來、数名の中国政府高官が大使に接近して、蔣介石が行政や軍事問題に干渉しないことを說得してくれるよう要望した。彼等は、蔣介石が李總統代理の和平交渉や種々の改革措置を初め、中共と和平解決をはかろうとの努力が決裂した場合における揚子江の防衛措置を形成することなどを妨害していると考えていた。大使は、これらの訴えに關して、彼は勿論何らの措置をもとらなかつたと述べて、国務省へこれらの提案を報告した。

二月九日、広東の代理公使は次のように報告した。

「陳岱礎は和平会談が失敗した際、潜在的な抗戰分子の士気を高めるために、再び私に接近して來た。彼はもし私が広東の色々なグループと会つて、彼と私との会談の線に沿つて話をしてくれるならば、非常に助かるであろうと述べたが、これらのグループとは、我々が、相つぐ抗戰に興味を持たず、完全に中共政權承認の準備をしているとの印象を受けて苦しんでいる人々だというのである。この段階において、假令、米国政府が公式な声明を出すことができないとしても、私の意見は明らかに新聞にものり、また私の見解としてではあるが、役立つことであろうというのである。私はこの問題について考えてみなくてはならないと彼に告げた。

「陳岱礎との以前の会談で、私が述べた見解や、陳立夫と南京を去る前に会談したとき私が披瀝した見解、また国務省に報告した私の見解が、もしワシントンにおける考えと一致するならば、先に述べたような非公式な会談は、恐らく我々の

利害關係にとつて有益であることが証明されるであろう。そこには、明らかにリベラルな中国人がおり、彼等は中共政權下にはいることを絶望的に好まず、米国からの援助が來ない限り、もはや如何ともし難いと考えているのである。勿論私には議会を動かしてその意向を表明させることはできないが、私としては、米国からの援助が成功を納めるかも知れないというような、何か明白な抵抗の動きが効果を現わすまでは、今後の援助が行われるとは信じ難いと考える旨を主張した。陳岱礎は、彼が述べた見解は潜在的な抗戰分子を大いに勇気づけ、自由中国における抗戰意識を復活させる一指導者または数名の指導者を見出す積極的な措置が講じられるであろうと考えているのである。私は国務省の訓令を切に仰ぐものである。」

国務省は、次のように回答した。

「貴下のメッセージの中にしるされている接近策の件は、最近、数週間に試みられた他の觸手と性質を同じうするものであり、各派によつて利用せられる政治的策略の重要な部分を占めるものであるように思われる。米国の軍隊を直接使用することを含む無制限な米国援助でなければ、中国政府は断乎たる中共の進擊に対して、華南における足場を維持することはできないという貴下も熟知しているバー將軍の予想に照しても、公式な米国政府の声明とか、或いは貴下の責になる声明でさえも、その何れも何んらの有益な目的に役立ち得ると信ずることは実際的でないように思われる。もし中共の進擊に対する抵抗が効果的であるならば、それは明らかに眞面目な中国人の努力を基礎としたものでなければならないのであつて、決して中国外からの諸声明の発出によるものではない。何れにしても、この問題について述べている蔣介石のメッセージに対するト大統領の回答を想起されたい。

「対華援助法が引続き実施されている点から見ても、米国が相つぐ抗戰に関心を持たず、全然中共政權を承認する準備をしているという貴下に傳えられた見解を理解することは困難である。」

一方においては李總統代理と、その追随者か、他方においては蔣介石とその支持者達、及び孫科行政院長に率いられる広東の一派が争い続けていた時、スチュアート大使は一九四九年二月二十日次のように報告した。

「近く大規模な米国の軍事援助が期待されるという、新聞によつて捏造された誤まれる印象を反駁するために、公式と否とを問わず、国務省は何らかの措置を講ずるよう心がけられたい。これらの報道は主として華語及び英字新聞に発表されたものであるが、これらは蔣介石及びその非妥協的一派を刺戟し、彼等をして目下起つている新たな抗戰運動の指導権を再びとらしめようとさせている。私の聞いているところでは、蔣介石は頑固な一小グループから、彼の必要性を強調されることによつて、既に動かされているといわれているが、彼等の動機が全く公平なものであるというわけにはいかない。

「この間にあつて、蔣介石は軍事問題に口ばしを入れ、そのために揚子江の防衛は援助されるどころか、むしろこれの妨害とさえなつている。李宗仁はこれらの一派に存分妨害され、和平努力を早くなげうつて、南方に引退しなければならないと感ずるに至らしめられるかも知れない。中共に対する新たな抗戰に大衆の支持を得る唯一の望みは、寛大な條件では、中国共産党は和平をしようとはしていないということを中国民衆に信じさせることにある。李は現在どうしてもやらなくてはならない試練として、このことをやろうと努力している。私は現段階において米国が最も役立ち得ることは、公的な論議を避けるとともに、來るべき発展を目的的に評価しないことであると考える。アチソン国務長官の最近における対華諸声明は、この点に関し極めて有益であつた。」

国務省は、スチュアート大使の声明を発してはとの示唆に対して、何らの措置もとらなかつた。

二月二十三日のスチュアート大使の報告は、李総統代理が直面していた諸困難を明らかにするのに役立つた。

「李宗仁と、孫科に率られる『広東』の一派との間の争において、李は根本的に弱い立場にある、何故ならば彼は、軍隊の大部分を統御し得ないし、財政力に欠けているし、また蔣介石及びCC系によつて握られている国民党官僚の大部分の

忠節をかち得ていないからである。この根本的な弱点は、素直に認識されていた、いな恐らく、漢口の米総領事館に対し、米国の援助を求訴した白崇禧司令部によつて誇張されてさえいたようである。

「しかしながら、彼は彼の和平計画に対する一般の支持を得るために、最近二、三の手を打つた。その最も重大な現われは、立法院の会議を広東でなく南京で開くという決定である。このことは、勿論孫行政院長が公表した希望と直接背反するものである。立法院会議で、孫科院長が政府の南方移転を主唱したことや、彼が行つたといわれている思惑について、激しい非難があびせかけられることは確実である。多くの立法員のこの感情をはつきりと示したものは、上海残留の立法員達が李総統代理を『見捨てた』ことを理由に、孫科院長を糾弾するだけでなく、行政院の南京帰還を要求する決議を行つたという新聞報道であつた。

「さらに李がうまく進めている明白な動きとしては、当地における監察院の会議であり、同院が彼を支持することの決議を行つたことであり、また行政院との共同辦事処が近く南京で開設されるという声明及び何應欽の首都到着などである。李はまた上海、南京における有力新聞の支持をもつており、これらの新聞は彼の和平および改革の両計画を讃える一方、国民党の愚鈍と腐敗を攻撃し、孫科内閣を『遁走』内閣と非難している。推定され得る限りにおいては、李支持は上海、南京における銀行及び実業界や、また大問題には関心を示さず主として自分の家が戰争の破壊から免れることに気を使つている多くの物いわぬ住民層の間などで高まつて來ている。

「李の現在の立場は、或る点で、副総統に立候補した時、彼が置かれたそれに似ている。当時彼は、蔣介石及びその一党による独裁に対抗する革命のシンボルとなり、彼の選挙のためにすべての異端分子（しばしば互に両立し得ない分子）を彼の背後で一致団結せしむることに成功した。彼は今や再びシンボルとなつた。だが今度は、戰争で弱つているこの国に満ちみちている和平要求のシンボルとなつたのである。彼の和平努力が目立つほどの進展をとげる限り、あるいは中共の

揚子江攻撃を遅らす（或いは遅らすように見せろ）ことにでも成功するならば、彼はこの動員された世論を彼の支柱として、維持し利用することが可能となるであろう。

「李は、彼の立場の根本的な弱点を知つている。しかし彼は抜目なく、彼自身と広東の一派との間にある間隙をなくすために、あるいは少くとも国民党内における有力な指導者達をできるだけ多く彼の陣営に引込むために、彼こそ和平に対する唯一のホープであると考えている人々の支持を利用している。彼はまた米国の援助を要請し、経済的、財政的改革を実施することによつて彼の立場を堅固なものに固めようと努力を重ねている。これらの努力に、彼が成功を収める度合こそ、中共との交渉者として、或いはまたその後において中共が新たな攻撃を開始した場合、抗戦の指導者としての彼の威力を決定することであろう。」

二月二十一日、スチュアート大使は、李総統代理が彼に対し、財政部に米国の顧問と、それから政府全機構を縮小、再編するのを援助する行政専門家の派遣方を要請したことを報告した。中国政府の無秩序な現状及び反目し合う各派間における統一の欠如にかんがみ、米国務省は大使に宛て、李総統代理に米国の顧問を雇傭する適当な路はワシントンの中国大使館を通ずるにあり、特に米国には目下、前中央銀行総裁の貝祖貽が中国技術使節団の団長として滞在しているので、必要な素質と経験をもつた人物を見付けるよい機会を与えるであろうからと伝えるよう訓令を発した。また大使は、中国当局から要請されたような適当な支持と施設を喜んで提供するであろうことを伝えるよう訓令された。

二月二十八日、李宗仁総統代理は、トルーマン大統領にあて、次のようなメッセージを送つた。

「総統代理に就任してより私は、我々両国間の歴史的な友好関係が維持され得るよう希望を表明するとともに、貴下の政府の下で、中国のために行われたすべてに対し、私の心からなる感謝を捧げたいと念願し來たものである。」

大統領は、次のように回答した。

「私は二月二十八日の貴下からの親切なメッセージに対し、私の心からなる感謝の意を表するとともに、我々両国の国民と政府間に存在して來た傳統的な密接な友好関係が、今後も続くようにとの私の心からなる願望を、貴下に捧げるものである。」

非公式上海和平代表は、北平から帰還してステートメントを発表したが、それは極めて楽観的であつたので、和平に飢えた民衆の心を引立てるとともに和平獲得に必死の努力を行つている人々に力をかすことになつた。李総統代理は二月末、立法院会議を南京で開くことに成功した。そして彼の広東旅行について、孫行政院長、呉行政院副院長兼外交部長が南京に帰還した。これらすべてのことは、李総統代理の一時的ではあるが、政治的勝利を意味するものであり、また中共と国民に対する政府側の統一戦線を作るために行われた集中的な努力を意味していた。三月三日、中国政府は孫科博士を長とする和平準備十人委員会を任命したと発表した。

三月六日、スチュアート大使は、呉中国政府外交部長との会談内容を次のように報告した。

「彼は、ラパム（註）は銀借款に関する中国の要請に答えなかつたといつた。私は、経済協力局はこのような問題に何らの権限もないことを指摘するとともに、現情勢に照し、議会は中国に借款を供与し得る立場に置かれているとは考えていないだろうと附け加えた。

「すると呉鉄城は、中国及び中国政府に対する我々の懸念は一体何であるかと尋ねた。私は、それは次の二つであると答えた。すなわちその一は、政府部内の不統一であり、その二は、政府に対する一般の支持がないことであると。私が南京と広東との間の不和にその原因を置いているのかどうかとの彼の質問に対して、私はこの見解は不可避なものであるばかりでなく、同時にまた引退した蔣介石と李総統代理との間の事実上の関係についても、かなり複雑なものがあり、米国大衆には、これら二人の間の実際の関係がどういうものであるかが分らないのだと答えた。何時もの『公人としての』説明

をした後で、具外交部長は、ざつくばらんに、長い間権力をふるつていた人が突如として閑地につくということは困難なことだと告白した。彼はさらに続けて、最近非常な激論が闘わされた結果、政府指導者達は今後『憲法上』の地位が委ねている総統に対して責任を負う行政院に、権限を集中する新しい制度を発足させる決定を行つたと語つた。かくすることによつて蒋総統は、時々相談を受ける程度の『元老的政治家』となり、命令を与えることから遠ざけられるというのである。この動きを余りむき出しにしないために、他の数名の比較的古い国民党の指導者達も同様に、待遇されるという提案も行われている。私はこれらの措置を実行すれば、或る程度の成功をおさめることができるであろうとの希望を表明した。」（註＝米経済協力局の中国総署主任）

三月の第二週は行政院の危機によつて特徴づけられたが、結局は孫科博士が行政院長を辞任するに至つた。和平の努力が行われている間は、行政院会議を南京で開くようにとの立法院の決議は、広東をして、假令同地がなお中国政府の名目的な所在地であつたとはいえ、国家的な舞台では、單なる行政的な重要さをもつにすぎない地位に墮せしめるに至つた。このような情勢の発展は、李総統代理の政治的立場を強化したし、また彼の周囲にある政府諸勢力を統一しようとする彼の努力を一層強化させるに至つた。しかし蒋総統の権力は、李総統代理が蒋総統に会見させるために奉化に使者を派遣したことによつても明らかなように、二、三の国民党指導者が李総統代理の南京への帰還要求を受諾しなかつたことや、蒋総統に忠誠を誓つている軍司令官達の一人から発せられた命令によつて、南京の一中国新聞編集者が、政府の問題に蒋総統が口ばしをいれているということを批判する社説を新聞に掲げたかどで逮捕されたことなどによつて依然として感じられた。

九、追加的米国援助に関する新たな考慮

天津からの進言

一九四九年三月十二日、天津の米総領事は国務省宛に、中国政府にこれ以上援助を与えることに反対する同市商業会議所からの覚書のテキストを送つた。三月十五日、同総領事は、この覚書について次のように説明を加えた。

「満州の政府軍から戦わずして分捕つた米国の武器その他の軍用器材によつて装備された中共軍のために、天津が占領されたのを目撃した、二ヵ月前の苦い経験をもつ天津の米人達は、一億五千万ドルに上る軍事経済援助を、中国政府に拡張するという案が議会に提出されることになろうというラジオ・ニュースが、過去二、三日間にわたつて放送されたのを聞いて驚いている。

「天津にいる米人達は、これまでの米対華援助の大部分が、中共側に渡されてしまうという非効果的なことが証明されているその政府に、これ以上米国の援助を与えても、その結果はただ中共を強化させるだけに終るであろうと感じている。蒋総統の引退は表面だけで、中国政府の性格の上に、殆んど何らの影響も与えていない。特に、中国政府を現在の非境に陥れた中国人の典型と見られている何応欽が、新行政院長として選ばれたと傳えられているのを見ても分ると彼等は感じている。彼等は、共産主義に反対する米国の世界政策が、民衆の支持を失つた、救い難いほど無能力な腐敗した政府を支持することを、我々に押しつけるようなことがあつてはならないと感じている。彼等は、この期に及んでは、手遅れとなつた政府にさらに援助を拡張することは無益であろうと信じている。現状は中国人自身によつて解決されなければならず、我々は靜観主義をとるべきである、と彼等は考えている。」

広東大使館事務所の註釈

広東の大使館事務所は、三月二十二日、当時国務省によって考慮されていた対華援助拡張問題について、次のような註釈を披瀝した。

「私が現在の情勢を分析した通り、我々は中共がその軍隊を揚子江北岸に展開し続けるものと予想している。そして渡河準備ができた時、彼等の規定する和平條項で、和平の交渉を行う意志のあることを声明するものと我々には予想される。しかもこの和平條項なるものは、毛沢東の和平八ヵ條の繰返しであると予想されるのである。彼等から発せられる意志表示は、もしこれらの條項が一定の期間内に受諾されないならば、揚子江を渡河するという脅迫を含む最後通牒の形をとるものと見られる。これらの條項が、假令戦争に倦んだ中国民衆にとっては合理的だと思われようと、それらが、国民党指導者から受諾されることはあり得ないであろう。

「假令中共の士気に欠陥があるという噂に根據があるとしても、中共軍がなおも戦うであろうことは予想され得るであろう。しかしながらこれとは逆に、政府軍の抗戦士気がもり返され得ることは、ほとんどありそうもないようである。張群は彼が主張しているように、西南における諸勢力を、彼等自身を守るために團結させることができるであろう。しかし一度中共が進撃を決意したならば、その防衛は、彼等の進撃を長い間阻止し得るような性格をもつものではあり得ないであろう。和平交渉が決裂するとともに、各地を自ら守ろうとする地方分権化の過程が進められるであろうが、そうなることは、中共の仕事を一層容易にさせることになるであろうというような考え方もある。意見を異にする立法委員達が、広東にとどまっていて、憲法の擁護を要求していることも、この傾向を示すものである。

「私の考えでは、中共はその軍隊の展開を終り、最後通牒を発し、そしてそれが拒絶されたならば、彼等は揚子江を渡河し、殆んど抵抗を受けることなしに揚子江流域にある諸都市を占領することであろう。かくして彼等は彼等が遭遇するかも知れない地域的な抵抗も、殆んどこれといった困難もなく克服しつつ、西南或いは南方へ進撃し続け得る可能性を持つ

こととなろう。中共がこの事業を直ちに実施するか、それとも数ヵ月或いは数年間待った上で行うかは、全く彼等の決意いかんにかかっている。

「この前の電報で、私は李宗仁が効果的な指導を行い得るかも知れないという可能性について暗示した。今はこの見解を殆んど抱いていない。彼はかなり貫祿を増して來たし、また彼に従うものも増加して來た。しかし、自由中国における求心的な力は、彼によって克服されるには余りに強い。深く根ざしている中国人の宗族連帯性は余りに強く、個々人が、先ず自分自身と、その宗族を救うことに実にきゅうきゅうとしており、その次に郷土とか国家のことが問題になるのであるが、それもしかし、主義主張によってそうするというわけでもないということを我々はよく知っている。また一般にいわれているように、巡洋艦重慶号が、中国空軍によって戦闘力を失ったとしても、我々は、なお蔣総統が福州―厦門―台湾の三角地帯に再び姿を現わすのを見ることができるであろう。

「私は最近、行政院副院長から外交部長にいたる多くの中国高官から、彼等のいうわが対華『静観』政策について叱言をうけた。……私は国務省がコナリー上院議員に宛てた書簡の中で述べてある論旨を説明し、米国をして中国により以上の投資を行わしめるよう期待する前に、中共の膨張に対する効果的な抵抗を行うことができるという可能性を示すことが、中国にとっては必要であると强調した。いかなる場合も、私は、援助なしで現情勢をきりもりする能力が中国にはないという印象を受けている。別言すれば、中国における潮流を変える唯一の方法は、国務省が暗示しているように『我々の傳統的な政策と我々の国家的利害とに反し、大規模な戦闘部隊』の使用を必要としているということである。」

李総統代理の直面せる諸困難

孫科博士の辞任に伴い、何応欽将軍が首相、いな行政院長に指名された。この指名は、李総統代理に自ら選んだ行政院長

を与えることとなり、政府の統一を強化するのに役立つた。新行政院は直ちに作られ、中国政府和平代表を任命するとともに、中共との和平交渉の早期開催を申込む措置などがとられた。

中国政府の立場が、いよいよ深刻になつて來たことは、一月十五日には天津が陥落し、二月三日には北平の完全占領が行われ、また徐州地区における政府側の敗北からして、南京、上海を脅威する揚子江北岸に、中共軍を進駐せしむるに至つたという軍事情勢に反映されている。三月二十四日、李総統代理は和平の原案と、政府側の公式な和平代表の名簿を行政院に提出、その承認を求めた。三月二十六日、中国共産党は和平交渉の中共側代表の氏名を発表するとともに、交渉の場所として北平を指定した。中国政府の和平代表は、四月二日北平に到着した。そして二、三の非公式討議が行われた後で、政府和平代表は、中共の條件を受諾するよう四月十二日を期限とする最後通牒をつきつけられたが、その際、中共は武力渡河と和平渡河との何れによるも、中共軍は揚子江を渡河するであろうと述べている。この最後通牒は、李総統代理と毛沢東の間にメッセージの交換が行われた時に、その結果として引つ込められた。

四月六日、ス大使は、次のように報告した。

「私は米国の銀讓渡に関する中国政府の要求に関連して、それと同様な、米国から武器を送る問題について言及した。それは白崇禧か張発奎の部隊を装備するために、最後の積荷を乗せた船の行先を変更して香港か、または廣東に向けるようとの提案があつたからである。私は、その手続には技術的な困難があることを指摘するとともに、基隆の倉庫には沢山の武器の貯蔵があるので、そんなことをする必要はないように思われると述べた。問題は何れの場合も、勿論、蔣総統が台湾に貯蔵されているといわれている政府資産の大部分を支配するとともに、彼の任命した台湾省主席を通じて、同地にある武器で満たされている倉庫を支配していることであつた。過去三年間の経歴から見て、私は彼の指導の下では中共に対する効果的な抵抗は、殆んど望まれないとつけ加えた。私はさらに続けて、もし李総統代理と行政院長とが、政府の責任

をもつているならば、彼等は利用し得る政府資産のすべてを活用する権限を持つべきであるといつた。このことは、彼等にとつては困難かつ面倒なことであり、また今蔣総統とこの問題の解決を強行することによつて、和平交渉が危機に瀕することも私には分つていたにもかかわらず、このことは早晩直面しなければならない問題であつた。私はこのことは中国の問題であつて、彼等のための解決を我々に期待すべきではないとつけ加えた。使者は私の見解は総統代理と、行政院長の耳にのみいれたいものであることを理解し、また私は、彼がそれらの言葉の重要性を理解したと信じている。」（註＝銀援助に関する中国の要請については第八章を参照せよ。そこには、この期間における米国の経済、財政援助に関するより完全な記録が含まれている。）

四月四日付の上海総領事からの報告は、李総統代理が直面していた或る困難な事情を明らかにするのに役立つものである。

「李の威厳と人気は、堅実に高まりつつあるにもかかわらず、彼の実際の力を過大評価してはならない。彼が何らかの新しい抗戦意識を政府軍に注入し得た形跡もほとんどなく、あるいはまた、結局そうした結果に導くであろう何らかの本質的な改革を導入し得たという節もほとんどない。軍事面において彼が主として力をいれたのは、恐らく中共軍兵士の士気を減じ、一方において政府軍の力を増加させる点にあつたようである。しかしながら、政府軍の中に、眞の闘士が残されているかどうかについての具体的な証明を我々が得るまでは、軍事面で何か大きな改善が行われたとはいえないのである。

「李が直面しなければならなかつた第二の弱点は、彼の命令を強行することと、国民党の指導者達の間にある求心的な力をチェックし得る力とに限界があつたことである。表面的には協力的であるとはいえ、蔣総統は、事実上、誰にも左右されない政治的・軍事的権力を維持している。廣東の国民党指導者達は、他の地域の指導者達がそうであるように、彼等自身のゲームをやつている。假令李が奇蹟を成就して、次第に拡がり続けてゆく扇形戦区に対しては、彼の権威を主張することができたとしても、彼はなお政府治下の全中国の上に、統一された権威をもつわけにはいかないのである。このこと

を認識することと、彼が実際には何一つとして政府資産――政治的なまた経済的な資産――を持たずして現在の責任が与えられてから、それらをどの程度利用したかを現実に知ることとは、何れも重要なことである。」

四月十五日、スチュアート大使は次のように報告した、

「李総統代理は、私にもう一つの援助の要請を行つた。彼は中共の揚子江渡河を阻止する何か声明のようなものを出すことが、米国にとつて可能であるかどうかと尋ねた。彼が考えていることは、恐らく大統領か国務長官による声明で、中共の揚子江渡河は、米国の安全を脅かすものと見做されること、また万一かくの如き軍事行動が企てられる場合には、米国は適当な措置をとるべく考慮を余儀なくされるであろう、という趣旨のものであることは明らかである。新聞会見において、適当な質問に対して答える声明が、最も適当なものであるかも知れない。あるいは、コナリーのような上院議員が、中共の江南進出に関連して、彼の見解を発表することもよいかも知れない。

「私は、揚子江北部の中共を牽制しようとする李総統代理に、大いに同情を寄せるものである。彼の要請は、中共に対する中国政府の絶望的な立場を示すもう一つの証拠であり、また彼が、北平の和平交渉に殆んど信用をおいていない証拠でもある。この時期に、米国から同情ある声明を出すならば、どんなものでも彼を大いに勇気づけることであろう。しかしながら、米国が、そのような声明を、何らかの効果的な援助によつて裏付ける準備をしていない限り、私には李の要請を支持することはできないのである。李総統代理の要請は、回答を必要としているので、国務省の訓令を仰ぐ次第である。」

一〇、政府、南京から撤退

一九四九年四月十五日の中共要求

四月十五日、南京の中国政府は、中国共産党から和平條項を突きつけられた。それは四月二十日までに、政府が中共提出の和平協定を受諾するか拒絶するかしなければならないものであつた。スチュアート大使は、政府官吏から、この案は中国共産党によつて早くから用意されたものであり、和平交渉の早期段階にあたつて、北平に乗り込んでいる政府和平代表団に提示されていたものであることを知らされた。数日協議の後、政府代表は和平案を、ほんの僅かばかり変えることに成功したが、しかしそれは本質にふれるものではなかつた。そして中共は、南京の政府に対して、この案は何らの変更を加えることなしに受諾すべきことであると強調したが、この案は、さる一月、中共が八ヵ條の和平提案を行つたものに、全面的な基礎をもつものであり、無條件降伏にも等しいものであつた。中国共産党は、もしその條項が、期限を切つた時までに受諾されなかつたならば、それは和平交渉を決裂させるであろうと述べた。李総統代理は、四月十七日、前述した情況を大使及び大使の外人同僚に対して説明した。その翌日大使は次のように報告した。

「白崇禧将軍は、今朝私を訪問して次のように語つた。すなわち最近の中共の要求にかんがみ、李総統代理は蔣総統に対して、もし和平が不可能なら、蔣総統が総統の職を再びとるか、それとも海外に去つて、あらゆる権力と国家の資産とを李宗仁に任すかの何れかをとるよう提案するであろうと。この措置をとることによつて、李総統代理は、蔣総統に断乎たる決意をもつて彼自身がひき起した現在の混乱状態に、はつきりと終止符を打つことを強く主張しようとしている。」

四月二十日、大使は、さらに次のよう報告した。

「教育部長が、財政部長からのもう一つのメッセージをもつて訪ねて來た。この財政部長は、政府治下の混乱せる財政状態にすつかり悲観し、その職を辞そうとしているのである。抗立武教育部長は、今すぐに財政援助を出してくれるようにとの劉財政部長の要請については、改めてふれることをしないで、もし政府軍が揚子江の防衛を勇敢に行い、中共軍の渡河を阻止し、またその際、一般民衆の支持を再獲得して、中共の南下進撃に引続き抵抗を行う場合、米国の態度はどうで

あろうかと尋ねた。こうした情勢下に国内通貨を安定させる米国の財政援助の可能性があるかどうか、或いは、政府地区を防衛する兵隊に支拂う実際価値ある銀借款を與える可能性があるかどうかを彼は尋ねた。私は、前に報告した線に沿つて答え、相当の金、銀、外貨資産があるのであるから、これらすべてを現政府の支配下に置くことは、中国の国内問題であると答えた。」

揚子江の渡河

四月二十日の最後期限が切れる前に、中国政府は、中国共産党の和平協定案を検討し得るよう期限を四月二十五日まで延ばすよう要求した。そして四月二十日になつて、中共にメッセージを送り、和平協定案は受けいれられないが、しかしなお交渉が行われ得るよう停戦命令の発出方を要求した。その間、中共は北平の政府和平代表に対して、もし彼等の提案に対する政府の回答が否定的であるか、または四月二十日までに何らの回答にも接しない場合には、中共は和平交渉は終つたと考慮し、揚子江の渡河を開始するであろうと通告していた。四月二十日の眞夜中、中共軍は數ヵ所の作戦地点から揚子江を渡つた。渡河の様子は四月二十三日、南京の大使館から次のよう報告された。

「おかしいくらい簡單な中共軍の揚子江渡河は、數ヵ所の重要地点における寢返りや、最高司令部内の意見不一致、及び空軍が効果的な援助を與えなかつたことによつて可能となつた。」

これらの事件が起つている時、広東の代理公使は四月二十一日に次のように報告した。

「陳立夫は昨夜広東で行われた国民党中央執行委員会の決定と、中共の條件を拒絶するという南京における政府の決定が一致したと述べている。彼は国民党諸派間の軋轢がなくなり、党は一致して新たな抵抗を行うことになるであろうと樂観している。彼は南京に司令部をもつ総司令だけを現地に残し、政府は完全に広東へ移転すると考えている。彼は空軍と海

軍が地上部隊と協力するであろうから、大規模な渡河は、假令避けられないとしても、數ヵ月遅らせることができると信じている。彼の知つている限りにおいては、蔣総統は、現在のところ彼自身再び総統職をとるような意志はなく、李宗仁に完全な支持を送ろうとし続けるであろうといつている。

「陳立夫は、国民党内の陣列を密集させれば、中共の進撃に対して効果的な抵抗ができると樂観しているものの、米国がさらに援助の保証をしてくれることを心から欲している。中国援助に対する我々の過去の努力の不幸な結果と我々の失敗が、大部分は中国が自身で自らを助けるということをしなかつたためであることを述べた後で、私は、中国政府が先ず、今なおその支配下にある地域で支持を獲得し、最後には攻撃を再開するような有効な抵抗を大規模に行う能力のあることを示すのでなければ、また示すまでは、米国のこれ以上の援助を当てにしないよう注意した。私は『神は自ら助くるものを助く』という我々の原理は、中国にも当てはまるものであると述べ、また国民党政権が、共産主義に対する効果的な防壁になるという約束を與えるまでは、米国民が国民党政権にこれ以上投資することは期待され得ないであろうと述べた。陳は効果的な抵抗について、私を説得することができなかつた。明らかに彼の背後には壁があり、彼も、彼と同じ立場にある人々と同様に、ほとんど必然的ともいうべき中共の全国支配を阻止するために、死に物狂いな手を打とうと決意しているのである。今や、和平が可能であると考えていた人々も迷夢からさまされているのだが、彼は各層が一致団結すれば、国民党は米国をもう一度中国の内戦に口を出すよう説得することのできるまで、抗戦を長びかすくらいの支持は、十分得られるであろうと樂観している。その時期が來れば、我々は我々のカードをざつくばらんにテーブルの上に置いて、我々が提供し得るものと引換えに、一定の代償物を要求することになるであろうと期待している。それが我々の望んでいる目的遂行を確実にする唯一の道であると彼は語つた。」

四月二十一日、国務省は南京のス大使に宛て次のようなメッセージを送つたが、これは、中共の揚子江渡河を思いとどま

らすために、米国政府がステートメントを出すようにとの李総統代理からの訴願を傳える四月十五日付の大使の報告に答えたものである。

「総統代理の要請は、四月十七日における貴下及び貴下の外人同僚と彼との会談内容と重複しているように思われる。また事態の方が進展してしまつているように思われる……。

「貴下も知つている通り、中国政府援助に対する現存の唯一の議会の権限は、対華援助法による資金残額の利用を延長する立法だけである。この問題に対する国務省の見解は、マッカラン提案に関し、三月十五日、国務長官からコナリー上院議員に宛てた書簡で明らかにされている。貴下の参考のために申し送るがコナリー上院議員宛の書簡のテキストは国務省から発表されなかつた。それは中国政府及び中共と和平交渉を行つている李総統代理の立場に悪い影響を与えるかも知れないのを避けようとしたためである。」

四月二十三日、総統代理、行政院長及び国防部の官吏は、南京を後に広東へ向う途中上海に寄つた。中共軍は、この時までに、大部隊で揚子江を渡河していた。そして揚子江防衛のために展開していた政府軍は、南方に後退するよう命令されていた。中共軍は四月二十四日に南京を占領し、上海に向つて進撃する態勢にあつた。引続き中共軍は五月十六―十七日に漢口を、五月二十五日には上海を、そして六月二日には靑島を占領した。

これらの発展が中国政府の立場に与えた一般的な影響は、五月一日の南京大使館の報告の中で、次のように記されていた。

「政府必死の努力、及び中共に対して抗戦を続けていかなくてはならないというすべての指導者間の意見の一致にもかかわらず、李総統代理と蔣介石との間には、権力に対する根本的な争いがあつた。蔣総統は公式声明を発表、戦争はなお三年間續くであろうが、最後には勝利を得るであろうとの信念を述べ、李総統代理支持を誓つた。しかしながら彼は、眞に権力を放棄しようとはしていない。従つて李宗仁、白崇禧の立場はますます辛いものとなつている。この争いは、恐らく

政府の抗戦力を弱め続けることであろう。」

一一、台湾

中国政府内部の改革を促進しようとした米国の努力の記録の中に、台湾の場合が含まれていることは当を得たものである。一九四三年十二月一日のカイロ宣言の規定によつて、米華両国は、台湾が中国に返還さるべきものであるとの意向を宣言した。一九四五年九月、同島の行政は、日本から中国政府軍によつて接収された。接収にあたつて、日本の降伏機関と、一九四五年九月二日の連合国最高指揮官の指示の下に、日本政府から発せられた一般命令第一号に従つて、米国の小部隊が中国政府軍を援助した。

中国は台湾がよい環境に置かれているのを発見した。というのは、日本が同島の豊富な天然資源を建設面に役立てていたし、また住民の生活水準が本国の何処よりも高くなつていたからである。同島は良い工業施設を持つていたし、食糧においても自給自足以上のものを持つていた。原住民は五十年の間、外国侵略者の支配下に置かれていた。従つて中国政府軍を解放者として迎えたものである。日本占領中、住民の主たる希望は、本国と合体することであつた。このように非常によい状態をうまく利用する代りに、中国政府は、蔣介石の長い間の同僚である陳儀将軍を行政長官に任命した。彼はそれより数年前、妙な具合に福建省の主席をやめた人であつた。新長官は傲慢な随員を引き連れて同島に到着したが、随員達は、巧に台湾を搾取し続けた。加うるに、前から同島に住んでいた人々は、公生活における重要な地位から、つぎつぎと締め出されたので、征服者の支配が再び始まつたと感ぜしむるに至つた。

同島の経済的悪化と、本国から來た官吏の行政が非常に悪かつたので、一九四七年二月二十八日には、住民の間の怨恨が

爆発して大きな暴動となつた。数日間政府は軍隊を使つてこの暴動を鎮圧したが、数千の生命が失われた。かくして秩序は回復されたが、本国人に対する憎悪の念は増加した。

暴動のあとで、南京の米大使は、蒋介石に対して、中国政府のやり方では、結局成功しないであろう。政府の今の政策は、現在最も必要とされている富の源泉を破壊するものであることを説明しようとした。大使から報告されるような情勢については、全く知らなかつたことを蒋介石は告白したが、彼は中国から派遣された調査団の調査に信頼を置いていたのである。その調査の大部分は発表され、陳儀には責任はないとなつている。だから蒋介石は、米国の官吏が見た通りの詳細な情勢を知ることのできるような覚書を、彼のために用意してくれるよう要望せざるを得なかつたのである。これはその通り実行された。

ここに持ち出された諸事実はかくの如きものであるが、結局、陳儀将軍が行政長官の地位から辞めさせられ、一九四七年五月に以前駐米大使をやつたことのある軍人でない魏道明が後任として選ばれた。その後約一年半、魏長官は、高潔かつ熱心に、情勢の回復に努力した。軍隊は目のつかないところに移されたし、幾人かの台湾人が政府官吏に登用され、また地方経済の開発が奨励された。そして長官自身は本土のインフレ化された破壊的な諸力から同島を弧立させようと試みた。もつとも高級官吏の多くは、長官の権威を重んじなかつた。経済情勢が改善されたということはできないとしても、情勢が著しく悪化しはしなかつたとはいい得る。

中国への使節として行つていた当時、ウェデマイヤー将軍は、一九四七年八月十七日、国務長官に対して次のように報告した。

「台湾における我々の経験は最も啓蒙的なものである。陳儀前行政長官の行政は、島民を中国政府から引離してしまつた。多くのものは、自治下の状態の方がより好ましいと感ずるよう余儀なくされた。清廉かつ卓越せる行政を行う能力の

あることを、中国民のみならず広く世界に示す好機を中央政府は失つたのである。彼等がその失敗を、中共の活動とか、或いは異分子の活動に帰することはできない。住民達は、日本の束縛から救われることを真面目に、かつ熱心に期待していた。しかしながら陳儀と彼の随員達は、無情、腐敗、貪慾の限りをつくして、幸福な、そして柔和な住民の上に彼等の支配権をふるつた。軍隊は征服者の如くふるまつた。秘密警察は、大つぴらに脅かしたり、また中央政府の官吏が搾取するのを容易にした。……

「同島は、石炭、米、砂糖、セメント、果実及び茶の生産に富んでいる。水力、火力発電も十分にある。日本人は、遠く離れた地でさえも効果的に電力化し、また優秀な鉄道や公路を作つた。住民の八十パーセントは読み書きができるし、それは中国本土における状態とよき對照をなしている。台湾人達は、米国の保護と国連の信託統治を受けいれようとしているようである。彼等は中央政府が、よぼよぼな腐敗した南京機関を支持するために、彼等の島を搾り取ろうとしていることを恐れている。事実、私は彼等の心配は十分理由のあることだと考える。」

中共が揚子江を渡ろうとしていた一九四九年の正月、魏省主席はあつさり転任させられ、陳誠将軍が彼に代つた。そして彼は軍政の復活に着手した。最近数ヵ月に台湾の人口は、本国からの約四十万の市民と、三十万を超える避難軍隊の数だけ増加した。彼等は本国のインフレーションを一緒に持つて來たが、また同島だけでは支え切れないほどに人口を増加させた。経済の悪化状態を調査した米国官吏は、一九四九年三月「高まる経済紊乱は経済上の摩擦を強化し、治療措置が講ぜられない限り、それは政治的な緊張度を一層強めることになろう。」と報告した。

これを要するに、中国本土の諸発展が、簡單に台湾に移されるべきものでないならば、同島をして可能な最善の努力がなさるべきだのに、そうした時にあたつて、同島が不手際に、非効果的に動いているというのが、米国官吏の見解だつたのである。

第七章　一九四五—四九年の軍事絵巻

中国における内戦の軍事的局面については、前五章の全体にわたつて述べているが、対日戦勝日からこの方、米国が中国政府に与えた各種の軍事援助を説明する背景として、一九四五年以来の軍事絵巻をここに要約して見せるのが便利であろう。この援助武器ならびにその他の資材の供給や軍需品買入れのためのクレジット、中国軍隊の輸送、軍事上の勧告などを含んでいる。しかし、国共両軍の戦闘行動に、米国人員を使用したこと、または彼等が戦闘地域に姿を見せたことは、慎重に除外せられている。

一、軍事行動

一九四五年における行動

一九四五年九月における日本軍の正式降伏と共に、国共両党は日本占領地域の支配をめぐつて争いを始めた。日本の突撃の矢面に立つた国民政府軍は、華中、華南の既に日本の進軍が徹底していた地域に集中した。一方これに対して、中共軍はゲリラ隊を組織し、華中、華北や海岸地帯のいたるところに広く分散し、日本軍の交通線が走つていた農村方面で活動していた。だから中共は日本軍の占領していたこれらの地域を支配するための競争では、国民党に比べて、或る程度地理的に有

利であつた。しかしその当時における政府は戦闘軍隊と小銃はおよそ五対一の優位を保つており、重装備と輸送力及び柔順な空軍を実際上独占していたのである。

日本軍の占領していた地域を接收し、交通線を開こうとする政府を援助するために、米国は対日戦勝日後直ちに、上海、南京、北平などを含む華東と華北の重要地点に、政府軍三コ師團を空輸した。同様に、米国はその後数ヵ月の間、国防省の数字によると、四十万から五十万に上る政府の大部隊が新しい場所に移動してしまうまで輸送船を供給した。こういう作戦行動と移動を実行する飛行機や船舶は、中国戦域米軍参謀本部を通じて供給された。華北の重要な地域を保持し、日本人を復員させる政府をさらに支援するため、国民政府の要求に基づいて、五万余の米陸戦隊が華北に上陸し、北平、天津と天津地方の炭礦とその地方の重要鉄道とを占領した。このような米国の援助があつたればこそ、連合軍總司令官から在華日本派遣軍の降伏を受理する唯一の代理人と指名された蔣介石の軍隊が、百二十万の日本軍の大部分に、その装備を軍需品のストックをもつたまま、降伏を勵行させることができたのであつた。（註＝これは連合軍總司令官マックアーサー元帥によつて発せられた總司令部一般命令第一号に基づくものである。）

米政府は対日戦勝日前に、中国政府の要求にぴつたり合うような空軍と三十九コ師の陸軍の装備をする計画にとりかかつていた。対日戦勝日後もひき続いて、八ヵ三分一の飛行隊（註＝重爆一、中型爆撃一、單発戦闘四、輸送機二の各飛行隊及び偵察一コ中隊）を編成するために譲渡が継続されたし、また接收部隊の装備を援助する委任を受けた。陸軍省の記録によると、一九四五年十二月末まで、地上部隊に対する軍需物資の引渡しが続けられた。そして三十九コ師計画の要求を完成するために、十分な装備が引渡されたのである。このほか、武器貸與法によつて供給されたものには、多量の交通器具と色々な給與品があつた。これらは国民党軍に機動力を与えたり、また華北、滿州で作戦行動をする際の装備に大変役立つたのである。

さて中共の方であるが、国民政府側が中国にいる日本人はすべて蔣介石にのみ降伏すべきであるという命令を実行しよう

としたにもかかわらず、中共は華中、華北にいた多数の日本人に対して降伏を無理強いすることができた。しかし中共にとつて一番大きな援助はその後満州から來た。ソ連は満州を占領し、そこの諸工業の機械類を取り外し、日本人の降伏を受理したのである。一九四六年になつて、ソ連軍が満州から撤退したので、今まで占領をさまたげられていた政府軍が到着してみると、そこには既に中共軍が組織されており、しかも彼等は旧関東軍の武器を持つていた次第であつた。

一九四五年末までの作戦で、政府は隴海鉄路（連運港、寶鶏間）とそれ以南の大部分を粛清することができた。ここから北に上つては、政府は北平、天津と満州境までの鉄道線、太原、大同と平綏鉄路（北平、包頭間）の西の部分を維持していた。しかし政府は南北に走る鉄道の大部分を確保していなかつたので、華北の政府軍の補給が華中に依存していた関係上、これは政府にとつては大きなハンディキャップであつた。

政府は、満州を回復する企図を延期するか、或いは戦線を過度に延ばしても、これを決行するか、いづれかに決めねばならない羽目になつた。これはそうたやすく決められる問題ではなかつた。米軍の顧問團は、一方で中国本部を平定しようと作戦している時に、満州を占領しようとすることは、補給の困難という点から見て、危険であると指摘した。ところが、政府は一千マイルの補給線の端つこにある満州に最優秀部隊を注ぎこんで、これを占領するために大きな努力をすることを決めたので、結局大規模の作戦にはまりこんで、支えきれないことになつた。その上、中共の広く分散した軍隊のために、しよつちゆう破壊されるきつかけを作つてしまつたのである。

一九四六年における行動

マーシャル将軍使節團が中国にいた間は、政府はかなり軍事的な勢力範囲を改良していた。一九四六年の半ば頃は、政府軍隊は約三百万で、百万余りの中共軍と対峙していたが、そのうち四十万は正規兵ではなかつた。同年の初めには政府は重要

な交通線、例えば華中の隴海鉄路、南北の交通を結ぶ北平―漢口（平漢）鉄道の大部分と南北連絡交通線ならびに長春までの延びている満州の諸鉄道を清掃することに成功した。満州の四平街に向けて進撃命令を受けていた中共軍は、松花江を渡つて急退却を行うことにより、やつとあやうく全滅を免がれたほどであつた。この年の上半期中に、中共はその支配地域を西の方の甘粛、寧夏省方面にひろめ、また山西省と平綏鉄路に沿つた地方でも、少し勢力範囲を増した。しかしながら内戦の大部分は満州に限られていた。満州では、さきにも記したように、中共の利得はソ連軍の撤退の結果としてなされ、たやすくこの統治地域と、そこにあつた日本の諸設備とを手に入るような方法で扱われたのである。一九四六年の下半期には、国民党は印象的な勝利を得て、陝西、甘粛の大部分、北部山西、チャハルの南部、河北の北部と熱河及び江蘇省のほとんど全部を掃討した。政府は張家口、大同、承徳を回復し、平綏鉄路を全部支配した。

山東省でも国民軍は大進攻作戦を行い、津浦鉄路（天津、浦口間）の大半を清掃した。この期間に中共側の成功したところといえば、河南、湖北両省で少し進出し、満州で政府軍の周辺でちよつかいをかけた程度であつた。一九四六年末まで、政府軍の優越した地歩は、大体においてまだ揺がなかつた。

対日戦勝日から一九四六年末まで、地域の占領と交通線の掃討という点のみから見れば、政府の成功は大したものであつた。重工業地帯としての満州を占領しようとする政府の希望はよく理解できる。しかしそのためには、どうしても満州に通ずる鉄道と満州内部の交通線を確保せねばならなかつた。というのはゲリラ作戦を展開し、農村に本拠を置く中共と違つて政府軍は華中の根拠地から補給を受けていたからである。満州を占領して伸び切つた交通線とその沿線の都市を守備するために、政府は軍事的にも政治的にも手をひろげ過ぎた。その結果、守備兵力も行政人員も不足した。根拠地から十分の補給を得る力もなくて、こういう地域を占領することは、得るところよりも失うところが多い。気のついた時には、政府は戦争中日本が中国ではまりこんだと同じような状態になつていた。そして、交通線を確保してはいるものの、中共との戦いを有

利な結論に導くことは不可能であることを覚つた。これに反して、中共は大した努力もせずに独特の地歩を固め、政府軍が攻める前に退却しては部隊を無傷のままうまく持ち続けた。そして時々機動性を発揮して兵力を集中し、好きな地点で政府軍に攻撃をあびせて、固定した位置を守るために、それをクギづけにさせた。

陸軍省の数字によると、一九四六年末に、政府は二百六十万の地上部隊を持つていた。当時中共の兵力は百十万を超え、滿州で日本側のストックを手に入れたので、ますます强力にすることができた。けれども、政府は銃火器では計算によつて違うが、三倍から四倍という著しい優勢をほしいままにした。兵数でも、装備でも、このように優勢であつた政府が、はやくも守勢に立たされた原因は、中共が物資に応じて巧みに作戦計画を樹てたということよりも、政府自身が能力を過大に計算した結果、現実の事態に適応することができなかつたという軍事的な不合理によることが多いのであつた。

一九四七年における行動

一九四七年には戦略的な主導性は政府側から中共側に移つた。そして中共は戦線を、滿州と華北から政府が掃討し盡したと思つていた地区へ拡大していつた。戦局を転換させた軍事行動は、滿州で中共が小反攻をくり返えして盛り上つて來たこと、山東省で中共が政府軍の攻撃の鋒先きをうまく鈍らせることができたことであつた。滿州での中共第一次反攻は一九四七年の春最高潮に達し、僅か二、三週間続いただけであつたが、この反攻とその後三面にわたる反攻が成功したため、重要據点を守備している政府軍をかなりに痛めつけた。第五次中共反攻は、五月全滿にわたつて開始された。中共はこの総反攻で二万以上の小銃を奪つた。政府軍の士気低下に反比例して中共軍の士気は大いに上り、政府軍は吉林、長春、四平街に孤立してしまつた。中共が勝つた理由は、中共が積極的にかち得たというよりも、政府側が失敗したという点にこそ求めねばならない。この年の夏、観測者達は中共は政府軍の抵抗を受けなかつたこと、そのため中共は完全に主導権を握ることができたと記録している。政府軍が抵抗する意思を欠いたのには、色々な理由があつた。中国にある米国の軍事、外交観測者達の報告によれば、滿州の国民党高級司令官の間に軋轢があつて、指揮に決断力を欠いたこと、一年を通じて、軍隊が守備だけの訓練を受けたので攻撃精神がなかつたこと、華中、華南方面から派遣された政府軍職員と滿州の一般人民の間に、摩擦が大きくなつて來たことなどがその理由である。

一九四七年五月三十日付で瀋陽駐在の米総領事は国務省にあてて、次のような報告を送つている。

「過去二ヵ月の間に、政府軍の士気は加速度的に低下した。士氣沮喪の憂慮すべき現状は、多くの方面（各方面の中国人との接觸、アンラの事務員、吉林から到着したばかりの米人、間接ではあるが東北軍司令部などを含む）からの情報で我我に確認されており、またひろく一般の常識となり、話題となつている。このことは守備隊がビク〳〵もので、神経質になつていることや、誰もが徴兵を避けようとあがいていることにも反映している。国民党地区の色々な方面（現在戦闘の行われているところから遠くはなれた地方も含む）からの信頼すべき報告は、『恐慌状態にある政府側は(マジノ防衛線)を持ちたいという心理から、いたるところで熱狂的に塹壕を構築している』と傳えている。国民党の各階層の間に無感覚、憤慨、敗北主義が急速にひろがつており、それが明らかに降伏や逃亡の原因となつている。こうなつた主な理由は、中共軍が数的に優勢になりつつあること（地方農村からの補充兵を多く得ていることと、地下組織と朝鮮人からの支持を得ているので）、中共軍が増强され、よりよい連帯性と戦闘精神を持つているのに対して、国民党軍ががつかりしていること、国民党軍の損害と疲労の多いこと、將校と下級兵士との間の待遇の不均衡について不満がひろがつていること、『外国』の非友好的な人民の間に交つて、家を遠く離れて戦争をすることに興味がなくなつたこと（一方、中共軍は大抵その地方出身のものであり、自分の郷里のために戦う立場にある）などである。

「これは滿州の崩潰が必ずしも差し迫つていることを意味するものではない。しかし、中共軍が占領しようとさえ思え

ば、国民党軍は何時でも中共に対して、全満州を明渡し、突然崩潰する可能性があるという限界にまで、士気が低下しているという意味である。そういう場合には、中共は直ちに包囲して政府軍を全滅させるか、或いは心理的な方法を用いて、まだ軍事情勢の上には完全に反映するまでにはなつていない士気の崩れを待つ方法をとるかするであろう。」

主導性を握つた中共は、優勢な兵力を政府軍の最も力の伸び切つた地点に注ぎこみ、孤立した軍隊を全滅させ、交通を絶ち、武器を獲得した。この時に当つて政府のとるべき途は二つあつたように思われる。一つは敵に向つて進攻作戦をなし、敵に接近して、もしできれば敵をやつつけ得るだけの十分な兵力を増強すること、他は不断の消耗のために悲惨な事態が起らない前に撤退することである。どんなに妥協的な方法をとつても、満州を失うことと、満州防備の兵力を失うという二重の報いを受けねばならなかつた。とどのつまり、やむなく難きをしのんで、他の方面からの増援部隊が満州へ輸送された。しかしこの部隊は、春季反攻で蒙つた損失を補給するには十分ではなかつた。満州で補充兵を募集しようとした政府の計画はまんまと失敗した。これは地方人民の支持を得ることに失敗したことを明らかに示すものであつた。中共の兵力はまだ政府軍をその主要根據地から駆逐するほど強くはなかつたにもかかわらず、政府軍は孤立し、交通線を脅されながら、来る当てのない増援部隊を待つて、包囲された守備隊形をとつていた。

満州に輸送されていた米式訓練、米式装備の軍隊は、どんな中共軍よりもはるかに優秀であつたが、政府がその運用を誤つたことは、満州のような特殊な地方では武器よりも指揮の失敗が重大であつたこと、装備の優秀性よりも士気が大切であることを物語つていた。

中国の他の地域では、政府軍は大体において機先を制しながら一九四七年を迎えた。山東省の大部分を占領し、十月には政府はチーフーを獲得した。西部戦線では、政府はおよそ七万五千の兵力を使つて、中共の首都延安を攻撃して遂にこれを陥落させた。延安占領は大勝利として大々的に祝われたけれど、実際は費用のかかつたしかも空虚な勝利であつた。という

のは中共は政府のやり方とは反対に、表徴的ではあるが軍事的な意義のない延安のような一都市の争奪に、大軍を打ちこんで最重要な軍事上の方針を破ることを喜ばなかつたからであつた。中共は一戦も交えずに延安から撤退し、政府軍を陝西省の荒廃したぬかるみの中に残して、軍隊の維持に当らせた。

夏の真盛りになつて、中共は隴海鉄路を越えて南下し、揚子江方面に向つて行動を起した。この行動は、最初のほどは全般的な動きではなく、浸透作戦のように見えたのだが、政府は隴海鉄路沿いの地方を救援するため、やむを得ず山東省の占領地帯の一部を放棄した。政府が満州と山東に大軍を集中している間に、中共がこの南下作戦を開始したことは、中共は政府の企図や能力を的確に評価していたように見える。すなわち現実には政府側が拡大された陣地戦に没頭し、政府は威信上から撤退もならず、陣地を強化もせず、こうして機動性と主導性を中共の手に握られたのである。一九四七年の終りまでに中共は華中に非常な大部隊を集中した。政府の大部隊の反攻がなければ驅逐することができないほどであつた。だが広い地域の維持にクギづけされて、政府はこんな作戦を起す持駒がなかつた。当時或るもつとも有能な米陸軍軍人の計算では、百十五万の中共軍に対して、政府は二百七十万の軍隊を保有していたといわれたのであるが…。

一九四七年の暮には、中共の有力部隊が華北から満州への鉄道に沿つて配置され、鉄道輸送は常に杜絶の憂目に会わされた。中共はまた山東省の済南—青島鉄道の各所を占領し、さらに地域を平漢線沿いに押し拡げた。そして数ヵ月後には隴海鉄路の輸送を止めるような作戦を準備していた。中共はまた満州で、瀋陽以北の鉄道を押えていたが、年の暮に行動を開始して、瀋陽以南の鉄道も永久に切断してしまつた。地方の資源開発に失敗した政府軍にとつて、補給と交替の問題は重大であつた。交通線の切断によつて、有効に区切られた政府軍は、翌年には個々別々に取扱われるようになつた。

一九四八年及び四九年における行動

一九四七年の十二月末頂点に達した中共の反攻は、瀋陽につらなる鉄道をみんな分断し、そして全満の政府守備隊を孤立させた。政府は吉林と長春から大部分の部隊を引揚げて、瀋陽の守備を強化した。瀋陽地区にいる十五万から二十万の軍隊に補給するため、政府は費用のかかる空輸手段に訴えた。瀋陽守備軍は最も優秀な新一、新六軍をもつていたのであるが、政府はこの軍隊が農村で作戦すると欠点を暴露しやせぬかと、またもし消耗したり敗けたりすると、満州における政府の地位を危くしやせぬかなどと心配して、反攻作戦に使用するのをためらつた。中共はこの包囲した政府軍に対し、高価な犠牲を拂つてまで攻撃するようなことはしなかつた。

中共はいたるところで、有利な点を押しひろげた。陝西では四月半ばに延安を取り返した。この延安攻撃と引き続く作戦で、中共は前年延安を占領した部隊と、その後補強された部隊を、殆んど何らの抵抗なく打破つたり捕虜にしたりした。重ねて失敗することを恐れた政府は、作戦計画を樹てることに控え目になつてしまい、軍隊を守勢の地位に一そう縛りつけるようになりがちであつた。

華中の中共軍は比較的におとなしかつたが、春とともに動き出し、洛陽、開封など隴海鉄路にそつた数都市を占領した。政府軍はほんの形式的な抵抗をしたのみであつて、中共は驚くべき多量の物資を獲得した。山東では中共は反攻作戦に出てその最初の一大テストとして濰縣（済南――青島鉄道の都市）を占領した。在華米陸軍顧問團の先任官であるデヴィッド・バー少將は報告書のなかで、この作戦について若干の観測を述べているが、その要旨は次の通りである。

「この戦争で国民党軍の司令官は、その部隊を敵に接觸させずに保存するため、戦争の主要地点から部隊を東部の都市に退却させた。次にその部隊を撤退させようとしている時、彼は捕えられ、部隊は破られた。濰縣攻防戦の最中、済南と青

島の両市から政府軍を移動させて、濰縣を救援するよう合同命令が発せられた。済南からの三ヶ師團の兵は、途中中共の小部隊と遭遇したが、これを撃破して濰縣に到達しようとする何らの計画もしなかつた。青島からの一隊は、敵と一戦も交えずに同市に引返した。濰縣における政府の敗北は、政府軍が忠実でなく、士気が低下し、戦う意思に欠けていることを証明するものである。」

中国の現状を研究した経済協力局の一員が、一九四八年七月二十三日付報告で、次のような意見を述べている。

「使節團は中国の軍事情勢の悪化に驚いているが、また使節團が想像していたことと、現実の事態との間に、余りに大きなへだたりがあるのに本当にびつくりしている。駐華大使によつて支持されている在華米軍事顧問團の総合された見解と南京の中国政府の軍事及びそれに関連する政策との間に、広い相違のあるのに我々は驚かされた。これは中国政府にその戦略戦術を変更させようとする軍事顧問團の支持によつて、大使がくり返えし、継続した努力に対する侮辱であつた。」それでも政府は防衛戦略に依存していたため、済南で中共に大勝利を得させてしまつた。済南戦では八万五千ないし十万の政府軍が、堅固な城壁のかげにかくれていた。きわめて簡單な戦闘の後で、政府軍第八十四師が投降し、中共軍は同市を十月二十三日――二十四日に占領した。この勝利で中共は約五万の小銃と莫大な軍需品を得ることができた。

青島駐在総領事は政府敗戦の原因を次のように批判していた。

「済南を早く失つた主な原因は、物質的または軍事的なものよりも、むしろ心理的なものである。政府守備軍は二ヶ月の間孤立し、地上部隊よりの救援が望めなかつた。国民党軍が敗けた色々の話が、済南の守備隊にも街の人々にも傳えられていた。国民党が失敗した従來の記録、済南攻撃に最優秀な部隊を使用した中共の連続的な勝利の記録から見て、中共が済南で勝つことは自明のように感ぜられた。山東の国民党軍や民衆は内戦、人命の損失、経済的混乱の中で、国民政府が、引き続いて支持されるに価するとはもはや誰も考えていない。このような條件はそれ自体が、中共に対する寝返り、

降伏、敗戦を示しているのである。戦意のある兵隊も、他の部隊からの援助を期待することはできなかつた。正規軍と地方の自衛軍との間に、感情の交流というものは微塵もなかつた。政府の正規軍は大半は華中や華南から駆り出されて來ており、よその土地や人民を守備する興味などはほとんど持ち合わせなかつた。中共は疑いもなく、済南市の内側から組織的な支援を受けていた。守備隊は城壁の外側に出て、周辺を守備しようという計画など全然なく、『城壁に帰つて守る』という古來の習慣に、早くから馴染んでいたのである。他の軍事的な原因としては、貧弱な情報と、中共軍が攻撃のため兵力を集中した際、先制攻勢に出て両軍のバランスを破ることに失敗した点及び空軍の救援が時期遅れで、不十分かつ不適当であつた点などがあげられる。これを要するに、済南にいた部隊の大部分は戦意がなかつたのであり、極めて少数の戦つた人々は、不満ながら戦わざるを得ない場所にいたものであつた。呉化文将軍の謀反は、一般的な現象がたまたま表われたものであつて、呉の寝返りは、それ自体敗戦の原因ではない。済南の政府軍は豊富な武器と食糧を持ち、包囲が長引いた場合には、さらに供給される見通しがあつたのである。」

済南の大勝で気をよくした中共軍は、満州にいる政府軍の補給基地である錦州へ急速に移動して行つた。同地の政府軍は七万を超え、最も有能な将軍である范漢傑司令官の下には、その直前第八軍が移動して來ていた。中共はこれに対してすぐれた機動性を発揮して、数量的にも有力な軍隊を集中した。百二十マイル離れた瀋陽の政府軍は十五万から二十万に上り、中には最も強い部隊がいた。政府は海上線を完全に握つており、また増強ができ、事実この大事な一戦にしばしば増援隊を送りこんだ葫蘆島の港を保持していた。もし錦州が陥落すれば、約三十万に上る在満兵力に対する補給がいよいよ困難になることや、やがては全満州を失うにいたるであろうことは明白であつた。

瀋陽にあつた在満政府軍司令官衛立煌将軍は、錦州救援のために行動を起すべきことを九月二十五日に命令された。衛司令官は瀋陽出発を十月九日まで延ばし、ようやく腰を上げたが、部下を完全に引きつれたのではなかつた。葫蘆島に強力な

増援部隊が揚陸された。だが、そのホンの一部分が錦州に向つて進撃したに止つた。しかも彼等が反撃に会うと、バラバラになり、目的地には到着しなかつたのであつた。陸軍省報告によれば、錦州防衛の第九十三師は中共に降伏し、十月十五日錦州は陥落した。中共はこの勝利で、銃火器や防備軍の装備のほか、在満政府軍用として貯蔵されていたおびただしい物資を獲得した。

蔣大元帥もこんどは北平に飛び親しく野戦軍の指揮をとつた。このことは、実際の指揮官を戦いの現場から遠く離れ、敵味方の軍隊について何ら的確な情報も得られぬところに置いたことになつた。命令は正規の参謀の型を破り、部隊の司令官に直接発出された。軍事観測家によると、発令された軍行動についての一般的計画は欠点のないものであつたが、統合の手続を欠いていたため、実際の作戦の面では、いたずらに混乱をまき起した。時期は既に遅すぎたけれど、在満軍隊にも撤退命令が発せられた。

続く数日間の出來事は、まだ明らかに建直しができていなかつた。部隊が行軍している間に、参謀部は中共軍に襲われて捕虜になつたり殺されたりした。総合的な命令が出ていないため、日本軍に対して輝かしい勝利の記録を持つていた米式訓練、米式装備の部隊も崩潰してしまつた。二、三の落伍部隊が瀋陽に帰り着いたが、瀋陽は既に一戦も交えずして中共に降つていた。二、三千のものが営口に逃れて船で引揚げた。政府軍の圧倒的大部分は戦わずに降伏してしまつた。

満州を占領しようとして、政府は有能な米陸軍観測者達の勧告とは反対の方法をとつた。観測者達は、政府は満州を回復することはできないし、同時に中国の他の部分をも鎮定することができなくなるだろうと注意したのであつた。前にも指摘したように、在満政府軍は中国本部の基地から補給を受けていた。補給上の困難を加重した要素は、ソ連が大連を占領していたことで、政府はその満州最大の能率的な港とこれに結ぶ鉄道を使用することができなかつた。(葫蘆島と営口の港は利用できた)最初の進攻作戦が鈍つてからは、政府は後退して防衛に当る方針に出た。政府の役人や軍隊は、地元民衆の支持を

得ることができなかつた。満州を失つたことは、政府にとつて悲劇であつた。何となれば、それは中国の最も高度に発達した工業地帯を失うことを意味したからである。さらに重大な意味は、軍隊と資源を失つたことで、これがなければ華北で政府が有効に戦うことができなかつたことである。満州の喪失は、政府の能力過信に対して一番衝撃を与えた例であつた。

これらの戦闘の間、政府軍の救援に何ら有効な役割を果さなかつた中国空軍は、瀋陽陥落後になつて姿を現わし、軍事観測家から見れば全くムダな作戦と思われる爆撃に従事した。

瀋陽陥落後は、内戦の進み方が急速度になつていつた。中共軍は直ちに徐州に向つて進撃した。政府は徐州を中心として隴海鉄路沿線に二十余ヶ師団を配置していた。徐州会戦では、軍隊を節約するために、撤退命令が発せられた。しかしその撤退行動が決定的に行われず、また時期を失したので、撤退が完全に行われないうちに、政府軍は中共軍のために包囲された。十一月初めバー将軍は次のような報告を陸軍省に寄せている。

「徐州地区の軍情勢の悪化は先に報告した通りであるが、政府軍二ヶ師が中共軍に投降し、さらに二ヶ師の投降も予想されるので、情勢は一段と険悪となつた。この投降が他の政府軍にも知れ渡ると、それは徐州地区ばかりでなく、他のどこの地方にでも拡つていくことと予想される。

「徐州防備軍と救援に赴いた部隊とは孤立し、小ぜり合いののち全滅された。

「天津は一九四九年一月十五日、簡単な包囲ののち陥落し、北平は一月末に戦わずして降つた。」

一九四八年一月一日から四九年一月までの軍事情勢の発展を批判して、国防省の情報局は次のようにいつた。

「政府軍は概略二百七十二萬三千の兵力をかかえて一九四八年を迎えた。戦場の損害に対する補充と交替により、九月半ばまでこの数字は変化なく維持された。しかし一九四九年二月一日までには、政府兵力は甚大な損害を受けて百五十万に減少した。うち約五十万は訓練中の現役兵である。このことは四ヵ月半の間に、政府の総兵力の四十五パーセント減少し

たことを表わす。

「一年前に百十五万と推定されていた中共兵力は、事実上の有効部隊を合せると、百六十二万二千に増加した。この約四十パーセントに上る兵力増加は、特に満州と華中の東部地方において新しい部隊を作り上げたことを意味する。一九四八年初頭には、政府軍は数において三対一で優勢であつたが、中共軍は今や政府軍の全兵力に対して数において優り、戦場の有効部隊では、一・五対一の割合で優ることになつた。軍隊の膨張とともに、統一と正統な方法による軍隊の再編成が行われた。昨年中の出来事、特に最後の四ヵ月及び一九四九年の一ヵ月半の変化は、国民政府に圧倒的な損失を与え、そのため軍事的な地位は回復の余地のないまでに傾いた。他方、これらの同じ事件は中共軍の地位と力量を高め、中共軍は今や政府軍に対して完全な軍事的勝利を得ることが可能となつた。中共がこの力量を使つて、勝利を得ようとする場合、他の條件、特に政治的な性格を持つ條件が、その速度に影響するであろう。」

南京駐在武官はこの四ヵ月半の間に、政府軍は十四万挺以上の米国製小銃を失つたと計算している。米国製小銃以外の損失は、右の数倍に上つたと計算された――実際にはそのすべては壊されないまま、中共側に渡された。陸軍の計算によると、この同じ期間中に、中共側は戦闘員として使える政府軍およそ二十万を自軍に編入し、また恐らく四十萬に上る政府軍捕虜を中共軍訓練現役部隊に編入した。

一九四九年四月二十日、中共軍は政府陸空軍のどちらからも、ひどい抵抗を受けることなく揚子江を渡河したが、南京を占領した後、上海に向け急進撃を開始し、五月二十五日同地を占領した。上海の西方地区で揚子江を渡つた中共部隊は、退却中の政府軍から何の反撃も受けず、急速に前進した。中共は五月第二週までに、揚子江南方百二十マイルにわたつて、二十ヶ師を進撃させ、無抵抗のうちになお前進を続けた。それから漢口が陥落し、西北へ進撃する際の門である西安も落ちた。

陸軍省の計算によれば、南京、上海の陥落前に保有していた政府軍は、南京、上海方面三十一万五千、西安には政府筋の不確実な計算として十七万五千、漢口地区に白崇禧将軍麾下に十二万、装備がなく、また装備を作る工業能力のない西北方面に十二万、中国全体を通じ、孤立した守備隊として各地にバラまかれている軍隊がおそらく十二万から十五万に達する。

二、中国に対する米国の作戦的助言

顧問団活動に関するバー将軍への指令

一九四六年米国の対華政策の或る部分の遂行を援助するため、駐華米軍事顧問團が設けられた。この顧問團は一九四八年の末までずつと存続された。顧問團の後半はデヴィッド・バー少將の指揮下にあつた。その機能と組織は本章の次の項に説明される。米政府は中国政府の戰略と作戰計画について、責任をとることは好まなかつたけれど、一九四七年秋陸軍顧問團長の蔣大元帥に対する非公式かつ秘密の助言を合法化することを決定した。この見地に立つて、マーシャル国務長官より駐華大使に宛てた訓令が一九四七年十一月二十八日に発せられた。その要旨は次の通り。

「貴下の意見すなわち現在の規模の内戰における軍事支出は、インフレ抑制の先決條件たる政府予算の均衡とは両立せぬということは、完全に受け入れたから御安心願う。今から二年も前に米政府が中国の内戰を防止しようと試みたのは、かかる状態の中国に対して最後の結論が來るのを憂慮したからであるということは貴下も想起せられるであろう。さらにこの内戰の時期において仮に現在の兵力が縮小せられるとしても、残つた軍隊には適当な手当と装備を施す場合、内戰の期間を通じて軍事支出を事実上削減することができるかどうかは論議の余地ある疑問である。進歩的な精神を鼓吹せられた

師團にとつては、よく指導せられ、よく訓練せられ、手当を十分にされることによつてのみ、中国軍に対して主導的立場を確保し保持できるものであることは明々白々のように思われる。

「余はバー將軍が蔣大元帥に役に立つ助言を非公式かつ内密に与えるであろうこと、また陸軍顧問團が希望されるならば中国陸軍補給部の再組織についても助言を与えるであろうことを喜んでいる。しかし、私は我々が中国の戰略計画や作戰に対して責任を引受けることは好まない。かかる責任を引受けることに卷込まれることは、甚だしく深入りすることであり、かつそれは重大であること、またかかる責任はそれを実行する権力と論理上、不可分のものであるということに、貴下も同意されることと思う。いかに蔣大元帥が必要な権力を喜んで米国人に委任する氣になつているとしても、私は私自身の体験からして、助言というものはいつもまことに鄭重に耳を傾けられるが、それがいやなものとなると、往々無視されることを知つているのである。」

バー將軍は後に駐華米統合軍事顧問團の團長に任命されることに決まつていたのだが、米国を出発するに先立つて、国務長官からこの助言を個人的かつ内密な立場で与える権限を認めるという口頭の付加的訓令を受けた。蔣介石との協議の結果申合せができ、それによつて中国政府の国防部は、バー將軍に中国の作戰に関する情報を提供することになり、バー將軍はその勧告を中国側に知らせる道がつくられた。

バー將軍の報告

この項ではバー將軍がなした勧告と中国側がその勧告をどう受取つたか、またそれに從つてどう動いたかに触れることとする。これは一九四九年の初めバー將軍がなした報告の引用と、国務省がつけ加えた時々の説明的な材料から成つている。

〔バー少將より蔣大元帥、国防部長、参謀総長に與えた作戰に関する勧告の報告〕

第一回の米華連合小委員会の正式会合に先立ち、私は情勢を急ぎ検討したが、民需的及び軍需的な補給をすべて空輸に依存している満州の孤立した諸都市を保持し続けることは無益であるという確信を得た。莫大な要求に対して、民間と軍部と協同の空中輸送力は遥かに不足していた。航空機の交替と維持と燃料の費用は、金のクレジットの不足している中国においては、経済的な不幸をもたらし、ひいては補給の努力に悪影響を及ぼすだけであつた。

右のような事情から三月の初め、ちょうど中共が冬季反攻を行つた後で、その主力を長春、瀋陽から撤退した時、私は蔣介石に向い、この機会を利用して満州から撤兵すべきことを強く主張した。彼はこの提案にびつくりし、どんな事情が起つても、そんな計画を考えることはできないと言明した。妥協案として、私は長春、吉林、四平街の守備隊を瀋陽に撤収することを進言した。蔣介石はこれに対して、満州の古都である長春を放棄することは政治的に考えてできないが、吉林守備隊を長春に引揚げることを考慮しようと答えた。これで吉林守備隊は少し後に撤退したのである。

蔣介石とその次会見した時、彼は満州よりの撤退は思いもよらぬことだと繰り返えしたので、私は錦州、瀋陽間の鉄道交通を回復するために、反攻作戦を急がねばならぬことを申出た。彼は熱心に賛成し、参謀部に命じ、わが補佐官と協議して計画を樹てさせた。

一九四八年三月八日国防部の作戦会議で、羅将軍は満州回廊の打通についての一般的作戦計画ができ、大元帥に承認されたことを説明した……。五月五日には瀋陽と錦州からする同時攻撃が最高潮に達し、両市間の鉄道に沿つた回廊が開かれることになつていた。

そのような計画があるとすれば、その作戦に必要な広い戦略的計画が欠けていることは極めて明白なので、私は一体そんな計画があつたのかどうか質問した。すると、中国陸軍は「六ヵ月計画」の下に既に作動中であり、さらに「二ヵ年計画」案ができているが、この方は大元帥の承認を得ていないと説明された。

ところが、右の会見の日と三月十七日との間に、次のようなことが起つた。

政府軍第六十九師は三月十二日吉林を引揚げて長春に撤退した。

四平街は三月十二日夜中共軍に占領された。

開封、洛陽地区から政府軍二万三千名を西安へ空輸することが開始された。この空輸のために、あらゆる可能な輸送機が動員され、しかもそれが六週間も続いたので、私は他のもつと重要な作戦に支障を来すと考えた。蔣介石の古い友人である胡宗南将軍が、蔣介石に対し胡の西安防衛軍を増強すべきことを主張したのであつた。しかもその結果は後になつて華中、華東の政府軍にとつて損失となつた。軍隊を西方に移動させた結果はてきめんで、開封、鄭州、洛陽地方が中共軍に占領されたのである。西安の戦略的な価値を過大に評価しすぎていることを私は終始論難したのであつた。どこにでももつと有効に使えたであろうに、今日まで西安に大部隊を残していたのである。

よく偵察もせず、進軍の安全も考えなかつたため、政府軍二コ師の大部分は西安東北方の山中で全滅した。

一九四八年三月十七日国防部作戦室で会議が開かれた。その席で、瀋陽への回廊打通の作戦計画を検討中、中国側は錦州新民屯間の鉄道を修理するのに六ヵ月を要するだろうといつた。

「吉林を撤退する前に、政府軍はどの程度を破壊したか。」と質問したが、返事はあいまいだつた。私は「中共の持つている武器と軍需品の大部分は、捕獲された政府軍の装備である。またこのような資材を中共の手に渡すことを許しておけば、戦争を長びかすばかりだ。」と指摘した。この点については、私はその後も何回となく主張したが、全く馬の耳に念仏だつた。中国人というものは、値打があればどんなものでも壊すことができない性分とみえる……。

三月二十四日私は蔣介石と会見して、次の諸問題について研究した。

㈠瀋陽における食糧事情と日本で使用される二十機のうち、十二機のC—46を中国に振替え、即時引渡すことによつてす

る我々の能力。

(二) 太平洋地域から瀋陽向けの米国軍需品が、上海に到着していたが、まだ瀋陽に発送されていなかつたこと。

(三) 瀋陽にいたる交通線の打通についての明確にして詳細な計画、これに関連して蔣介石はどんなに犠牲を拂つても、瀋陽は維持する決心だと再び私に確言した。

(四) 蔣介石は政府軍が使つている大量の機関銃用〇・四五ミリロ径の弾薬の必要を強調した。

上記の(一)と(四)については、三月二十九日付大元帥に覚書を提出して次のように通知した。〇・四五ミリロ径弾薬百万発を大元帥に提供するし、また十六機ないし二十機のC―46の引渡しも承認されたと。

四月十六日国防部作戦室に会議が開かれた……。この会議の後、私は兪大維交通部長を訪問したが、彼は錦州―新民屯間鐵道の再建について何らの訓令を受けていないことを知つた。しかし、兪部長は計画は知らされ、準備は進行中である旨語つた。

四月二十九日顧問團の一人が参謀本部第三廳長と会見した時、彼は瀋陽よりの攻撃は五月五日に開始されるであろうこと、總統はおそくとも五月五日には攻撃をおっぱじめろと命令を発したとも語つた。

四月三十日私の部下は瀋陽で就任した合同補給部隊の一將校と会見した。彼は瀋陽の司令部に四日滯在したのみで、衞立煌から南京に派遣され、国防部に対して食糧とガソリン及びそれを運ぶ空輸機の追加を訴えに來たのであつた。彼は軍隊が三週間の食糧をもつこと、並びに三百万ガロンのガソリンを必要としたことを語つた。彼は参謀本部の参謀とも会つたこと、中国空軍からは協力を得られなかつたが、民間航空会社との間にさらに数カ月間食糧供給の契約を結んだと語つた。

(註＝衞立煌將軍は、提案された五月五日の攻撃をやる意志がないという私の所信を固めるような新しい事実が毎日もち寄られた。)

五月一日に顧問團員が参謀部と会見した時、西安の西北方で第二、第四、第六中共部隊を、第八十二師團と馬將軍の部下

とがほとんど全滅したと報告された。瀋陽に飛んだ参謀本部の第三廳次長李將軍から電報で衞立煌は攻撃を開始する前に華北からの兵力增強を希望しているといつて來た。参謀本部第三廳長の羅沢闓將軍は攻撃が開かれるとは信じていなかつた。彼は衞立煌が蔣介石と協議のため南京に來ることになつていると語つた。(註＝私は攻撃が計画通り開始されなかつたならば、蔣介石に対して瀋陽と長春は、空中からの補給ではどうしても保てないから、中共の春季攻勢の前に、速やかに瀋陽撤退を行うべきであると勧告しようと決心した。)

瀋陽司令部の参謀副長蔣將軍が南京に來たとの通告を受けたので、私は五月四日国防部で彼と会う約束をした。蔣將軍は中共軍が、最近北から瀋陽に向つて南下しつつあることを長々と説明し、中共軍の訓練と補給の行き届いていること、ソ連から援助を得ていることを強調した。彼は明らかに、政府の提案した錦州への回廊打通作戦はやられないであろうというニュースに引きずられていたのであつた。

彼は、瀋陽部隊の士気は高揚しており中共撃滅のために戰おうと決意していることを語つた。「ではなぜ時期をのがさず戰わないのか。」と質問すると、蔣將軍は華北からの後援が必要なことを答えるのだつた。そしてその時こそ、瀋陽―錦州地区の強力な防備がなされるのであつて、回廊打通の共同攻撃はその後でなされるだろう、と言い、さらに彼は中共の意図がはつきりするまでどつかりと腰を落つけ、しかる後に行動に移るべきだ、と勧めた。これこそ、蔣大元帥と参謀本部からのあらゆる命令にもかかわらず、衞立煌がとろうとしている政策に違いなかつた。中共軍から先手を奪い返そうという機会は失われてしまつた。後になつて回廊を打通しようと試みても、成功の望みは全く疑わしいものだつた。

私は五月五日の午後大元帥官邸の会議に出席した。出席者は蔣介石と宋美齢夫人、前に述べた三名の瀋陽から來た將軍、参謀本部員五、六名であつた。瀋陽將軍連が待望された滿州作戰がどうして開始できなかつたかという理由について長談義をやつた後、蔣介石は私の見解を求めた。私は総統に向い、私は攻撃が開始できない理由は今まで聞かされていなかつた。私

は後になつてからもその間に発展するだろう事件につけ加えて、同じような弁解が行われるだろうと確信させられた。攻撃は直ちに開始さるべきであり、もしそれができないようならば、機会のまだ残つているうちに満州を引揚げるべきである、と進言した。満州の中共軍は次第に強力になつているから、今成功を収めなければ、後日になつては絶對に不可能であると指摘した。またさらに長春と瀋陽は空輸補給で支えることは到底できないと指摘した。蒋介石は錦州の防備を増すべき時にあたつて、傅作義の二ヨ師を華北からさくことができないし、作戦を成功さすために必要な増強方法を考慮中であるから、作戦は一九四八年八月一日に延期することに決定したといつた。蒋介石はさらに言葉を続けて、満州で使用し得る軍隊は、瀋陽の司令部が信頼でき、その命令に服する部隊で、しかも間に合うように猛訓練を施し得るようなものでなければならないといつた。（私は蒋介石が今年早々に、五月初めを期して回廊作戦を開始する計画を樹立し、その準備をすすめるよう衛立煌に命令したことことをとり上げたいと思う。参謀本部第三廳長とその部員はこの準備を進捗させるために、それぞれ六回も瀋陽に行つた。私と私の部下も二月初旬以來、努力して中国側を督促した。衛立煌はかかる命令を全く履行しなかつたにもかかわらず、処罰も受けなければ、非難もされず、いたつてノホホンとしていられたという一事は、国民党がなぜ内戦に敗れたかを示す理由であると指摘したい。）

一九四八年五月六日に参謀本部第三廳長は滞在中の三人の「瀋陽将軍」との打合せ会を開いた。趙将軍は中共軍が政府側の回廊打通の作戦計画を探知して、この攻撃を防害するため移動を行つていることを報告し、もつと沢山の軍隊を訓練し、編成するためには、さらに時日が必要であると主張した。彼の主目的は、瀋陽と錦州を防衛し、中共の大軍を満州に引きつけておいて、華北の危機を救うということであつた。第三廳長はこの主張を容れず、中共から先手を奪つて、彼等を打破るような好機会は二度と再び來ないだろうと指摘した。

五月二十九日の会議で、満州から撤退する計画があるかと尋ねたが、否定的な回答を得た。そこで私は、瀋陽が不活動の

ため、錦州が陥落するようなことがあれば、瀋陽は必ず落ち、衛立煌は目に物見せられるであろうと説いた。総参謀長はもし衛立煌が錦州守備隊救援に失敗すれば、衛を厳重に処罰することに総司令部の打合せはできていると報告した。

一九四八年五月中には興味ある政治的、軍事的な発展があつた。国民大会は五月一日蒋介石と李宗仁をそれぞれ正副大統領に選挙したのち休会となつた。五月十日行政院は総辞職をなし、政府は難関にぶつかつて、その打開は困難であつた。新内閣は正副総統就任式の二十日になつてもまだ任命されなかつた。陸軍総司令の顧祝同将軍が五月十四日参謀総長に任命され、後任には余漢謀将軍が就任した。軍の非常に重要なポストにこの二将軍を据えたことに私は失望した。彼等の軍事的背景には遺憾な点が多かつた。彼等は蒋介石の忠実な支持者であり、能力よりも政治的な都合によつて任命されたことは明らかであつた。私は二人とも以前に会つているが、個性に缺けているという印象を受けていた。

〔中国政府が満州は放棄しないと決定したので、米将校が満州を視察した結果に基づいて、バー将軍は六月二日満州の進攻作戦に関する新提案を行つた」

六月二十日から三十日にかけて、顧問團の人々は第二廳、第三廳の参謀と私的会談を行つたが、次の諸事実を知らされた。

華中、華東方面の情勢が緊迫したため、蒋介石は開封西方の鄭州に飛び、親しく作戦を指導し、六月二十四日には西安で重要軍司令官会議を開いた。それやこれやについて、国防部長何応欽将軍は私に向つて、蒋介石は国防部長や参謀部にも知らせずに、自ら時々作戦命令を発すると、苦々しげに不平をもらした。これは周知の通り蒋介石の欠点である。空軍は開封防衛軍を掩護するために、大した努力もせずに、二千フィートの高度で中共軍を猛撃したと顧問團に報告があつた。この空軍の失敗は色々の機会に述べられたが、効果はなかつた。彼等は、効果のありつこない高度で攻撃をやらかすばかりでなく、バカバカしい高空から爆弾を投下したりした。中共が開封を占領している際、空軍は猛爆撃を加えたと傳えられたが、後になつてそれは噓であつたか、少くとも結果は全く無効果であつたとも報告された。

蔣介石は中共の重囲に陥つて孤立した済南を最後まで守り抜く決定をした。（このような決定は政府にとり軍隊と補給の点で高くつくことであつた。）私は再び蔣介石と参謀に対し、防禦的な方法のみに頼つて圧倒的な敵兵力によつて包囲された都市を持ちこたえようとすることは、無謀なことであると強調した。この時済南は既に、兗州と泰安にある中共軍のために徐州との連絡が断たれていたのである。この地区の中共軍は相当有力ではあつたが、主力部隊はまだ開封南方の河南平原にあつた。機会は二つの方法のうち、いずれかを選ぶことであつた。済南から北へ、済南から南へ反撃に出れば、政府軍は中共軍を破つて、両都市の連絡を再開することができるのであつた。また政府軍は今ならば済南から撤退して、徐州に合流することもできるのであつた。濰縣を回復しようとして失敗した後でもあり、済南守備軍の戦闘精神に確信が持てなかつたことや、下級部隊のうちに動揺しているのもあると伝えられていたので、私は、済南を捨てて徐州に引揚げるのがよいと勧告した。だがまた長春の時と同じように、済南は山東省の首都であるから、政治的な理由で防衛せねばならないという返事であつた。

六月二日米陸軍武官ロバート・H・ソール中将の誘いに応じ、私は激戦中といわれた開封とその東南部地方の上空に飛んだが、中国空軍の爆撃で開封が破壊されたとか、炎上しているとかの報道は嘘であると判つた。城壁の外側に、爆撃による大孔が二つ三つあつたほかには、効果はどこにも認められなかつた。われわれは低空飛行で市の東南部の戦場地帯を旋回した。しかし、散在した村に二、三軒の家が燃えており、臼砲の弾が二、三炸裂していたのと、行軍している部隊と、我々より高空に戦闘機二機が飛んでいたほかには、傳えられるように五十万の大軍が衝突している様子は何ら見られなかつた。

九月十四日国防部作戦室会議で、中国側は次のような観測を報告した。

参謀本部第三廳長は済南は完全に包囲され孤立しているけれど、食糧は近郊からまだ来ていると説明した。そして彼は済

南の防備を強化するために、一コ師團を同市に空輸することができると信じていた。私は彼のこのような確信に反対して、同市は既に失われたもので、一コ師の救援部隊を送りこむことはそれだけ政府軍の損失を意味するにすぎないと勧告した。一部の軍隊は既に青島から空輸されていた。私は部隊を救援に送ることよりも、済南防備軍を徐州に空輸すべきであると説得した。

九月二十四日に済南は中共の手に落ちたことを知つた。済南が予想以上に早く陥落したのは、同市の西部方面の守備を担当していた政府軍の一コ師が全部中共に寝返つたからであつた。この寝返り部隊は、戦争中の南京傀儡軍であつて、前からその態度が怪しく当然前以て処置しておくべきものであつた。

九月二十九日蔣介石と会見、各種の問題中ことに次の点を研究した。

彼は済南攻防戦の失敗にがつかりしたことを言い、こんなに早く陥落するとは予想もしなかつたとも言つた。そして済南の失敗を二度とくり返さないように、野戦軍の戦略、戦術、訓練と再編成について研究することが肝要である。重要地点と重要都市を保持するという今までの戦略は、どんなに犠牲を拂つてもやつてゆかねばならない、と言つた。

彼はさらに私の勧告と主張は頗るもつともであると言い、毎週水曜日に国防部作戦室で開いている作戦会議に、私が出席するようにと希望した。彼は私が作戦将校に対し、私の経験と助言を与えてくれるよう要請した。私は彼の要求に喜んで応ずる旨を回答した。

〔錦州を中共が包囲したので、蔣総統は瀋陽の衞将軍に対し、南方からの圧迫を除くため、積極的な反攻作戦をとるよう命令した。バー将軍は十月一日国防部作戦室会議で次に述べるような批判を行つた。〕

私は錦州の事態はまことに重大であることを力説し、衞立煌将軍が出撃命令を受けてから既に五日間を経過したが、その攻撃が行われているしるしは何一つないではないかと図星をさした。私は瀋陽部隊は直ちに西に向つて包囲網を打破るべき

であると勧告し、その用意は一体あるのか、ないのかと質問した。

十月七日の昼食会で、次の事項を検討し勧告を行つた。

何応欽将軍は「軍は二十八コの戦略予備師團（一コ師は三コ連隊）を編成し、訓練と装備を施すことを決定した。このうち九コ師團以上は現在編成され訓練中である。」と説明した。これに対して私は九コ師團を新設するという最初の案でさえほとんど進捗していないことを指摘し、二十八コ師もそもそもどうして作るつもりかと尋ねた。何将軍は敗残部隊が華南、華西方面に沢山おり、彼等は半装備を持つている、これらに対し米援助物資と中国の生産品を補充すれば、強力な部隊に装備できると答えた。彼は代理を近く陸軍顧問のローレンス・カイザー旅團長のところにやり、この計画について相談する、といつた。これは実行の可能性については考えても見ないか、さして関心も持たない例の中国式な仰々しい計画の好い見本である。何応欽将軍は蔣大元帥は目下北平に滞在中であることを報告した。（蔣介石は瀋陽と錦州が陥落するまで南京に帰還しなかつた。彼は北平で参謀本部の援助なしに自ら作戦を指導した。参謀本部は事態の進行状態について何も知らされなかつた。この型破りの手順にもかかわらず、立てられた計画や下された命令は健全なものであり、もしもそれが命令通りに守られていたならば、結果は恐らくもつとよかつたであろう。）

十月十三日の国防部作戦室会議において、議論せられた題目は次の通りである。

衛立煌将軍は西方への突破作戦に際し、十五コ師使用の命令を受けたが、十一コ師しか使わなかつた。彼はこの作戦に第五十二兵團を投入する命令を受けていた。攻撃は十月九日開始された。――これは即時開始せよとの命令を受けてから十三日目のことであつた。進行状況はまことに「慢々的（マンマンデ）」であつた。

長春の状況を調べたところ、私は次のことが判つた。長春軍令官鄭洞国将軍は、衛立煌から衛部隊が出撃する直前か、出撃と同時か、または直後に共同して出撃するよう命令を受けていた。こういうこんがらがつた、曖昧な命令を受けた鄭洞国

は、共同作戦の時に当つて部下に何の命令も出そうともしなかつた。そして長春の状況は全く判らなかつた。

十月二十日の作戦室会議では次の通り検討された。長春防衛隊が二十日中共軍に寝返つたことと鄭洞国の自殺について、第二廳長、第三廳長から簡単に報告した。この自殺の報道は後になつて誤報であつたことが判つた。錦州攻略に成功した中共の四コ縦隊は既に南方葫蘆島に向つて進撃中であるとの報告もあつた。瀋陽から南下する手筈になつていた衛立煌部隊の進撃は、牛の歩みのようにのろく、失望のほかなかつたので、錦西―葫蘆島地方から北上しようという政府軍の努力は全く失敗した。私は錦西―葫蘆島地方からの撤退についての計画が準備されているかと質問したところ、その準備がないとのことだつたので、重装備と軍需品を引揚げるために必要な船舶を含めての計画を樹て、一方部隊は回廊を戦いつつ南下すべきであると勧告した。

私は錦州陥落に処する衛立煌部隊の方針が判つているかと尋ね、彼は完全に瀋陽を退却して華北の政府軍に合流する目的をもつて、西南に向つて戦つて来なければならないと勧告し、もし彼が瀋陽に帰るようならば、政府はもはやこれ以上空輸補給を行うことができないし、結局長春の二の舞を演ずることになるだろうと指摘した。何将軍は私の意見に同意し、早速本問題を北平滞在中の大元帥に傳えると約したが、その後何の回答も得られなかつた。

十月二十八日朝我が顧問團の一人が第三廳を訪ねて、衛立煌軍が二十七日瀋陽西方で敗北したことを知つた。そこで私は、當時錦西―葫蘆島地区にあつた十一コ師を直ちに海路撤退させるか、または中共軍主力が引き返して退路を遮断せぬうちに、血路を切開いて華北に入るよう決死的な戦いをしなければならないと勧告した。私はまた、營口にある部隊と瀋陽から營口にたどりつき得るすべての兵力を即刻海路撤収すべきことも勧告した。もし衛立煌が命令を受領した九月二十五日以後、十月九日までぐずぐずしていることなく、迅速に西南に向け移動を起して、攻勢に転じていたならば、彼は錦州を救い、さらに全兵力を華北に転戦し得たであろうと私は指摘せずにはいられないのである。何将軍は私の主張が正しかつたこ

とを認めたが、いかんせん彼の手は縛られており、大元帥が北平にあつて、何将軍にも参謀部にも相談することなく一人で全作戦を命令したのだと辯明した。勿論、これについては蒋介石が悪かつたが、蒋介石が満州の作戦行動について衛立煌に発した命令は正当なものであつた。それが決意と速度とをもつて実行されたならば、成功の機会はいくらもあつた。錦州は中共の重圧下にあつたけれど、瀋陽と葫蘆島—錦西部隊が敏速に行動し、間に会うように目的地に到達するという堅固な決心をもつて戦いさえしたならば、救援軍が集中するまで十分ゆとりがあつて持ちこたえたはずであつた。満州にあつた国民軍は政府の持つていた最優秀の部隊であつた。部隊の大部分は米式装備を持ち、兵隊と若い将校の大部分は対日戦中に米国の訓練を受けたものであつた。これらの部隊が初めから適当な指導者を有していたならば、中共軍に甚大な損害を与えたことは私の確信する所である。蒋介石は無能な杜聿明将軍に第一線指揮の責任をとらせ、最高指揮権は衛立煌将軍が瀋陽からとるようにした。しかし杜聿明も瀋陽から攻撃に参加して、野戦における実際の指揮は第九兵團司令官廖耀湘にとらせた。廖は有能な将軍であつたが、早く戦死した。最高の指導者を失い続く混乱のうちに、中共軍は国民軍を分裂させ、こなごなに全滅さすことができた。衛と杜は部下を見捨て、最後には安全に葫蘆島に逃れた。錦州を救おうとする錦西—葫蘆島部隊の努力もまた無駄であつた。全兵力をもつて勇敢に攻勢に出れば、衛軍の撤退を追撃して疲労し切つていた中共軍を追拂うことができたであろうに、そうはしないで実際の攻撃はバラバラになつた部隊で緩慢に行つただけであつた。攻撃は兵隊の戦意が一層喪失したので、直ぐに泥沼におち込んだ。満州を失い、三十万の最優秀部隊を全滅させたことは政府にとつて致命的な痛手であつた。私にとつては軍隊の損失こそ最も重大な関心事であつた。それは断末魔のはじまりを語るものであつた。三十六万の中共増援部隊が華北の戦線に自由に移動できるようになつては、もはや華北には何の希望も持てなかつた。

〔在満部隊の喪失から戦局の中心は徐州に移つた。〕

十一月二十五日の国防部作戦会議で検討された点は次の通りである。

第二、第三廳長から現戦局について簡單な説明があり、徐州防備兵力は二十七万と報告された。補給については、武器は十分であるが食糧が不足しているといわれた。私は徐州は直ちに撤退して、宿縣南方の中共軍の背後に移動するよう強く勧告した。第二廳長の報告によると瀋陽—錦州鉄道は既に回復した。中共軍はこの鉄道修理に二十五日間を要したわけであるが、国民軍が固執した計画、すなわち一度も実現せず、單に計画せられたに止まる国民党の五月五日攻撃について論議した際には、修理に六ヵ月を要するということであつた。

一九四八年十二月一日の作戦会議の主題は次の通りである。

恒例の通り第二、第三廳長から説明があつて、徐州の九コ師のうち、四コ師は南方への出撃に参加していないことが判つた。私は攻撃は全兵力を投入すべきこと、徐州から完全に撤退するという見地からされなければならないと勧告した。そして私は敏速に行動することが何より大切だと口をすつぱくして主張した。何将軍はそういう狙いで発出ずみであると答えた。

〔徐州地区の政府軍は防備し易い地点に撤退しようと遅ればせながら努力したが、結局中共軍に包囲され、救援軍に向つて行軍中を撃滅された。政府側の残存部隊は中共軍を食止めるには無力であり、その敗戦は今やはつきりして来たので、駐華米統合軍事顧問團の規模を縮小することになつた。というのは顧問團の米軍人は大使館付武官のような外交上の免疫性を有しなかつたからである。南京が近い将来陥落するであろうことは確実であるし、政府軍は混乱の状態にあるので、顧問團の活動が効果ある時期はもはや過ぎ去つた。かくて顧問團を中国から引揚げる命令が発せられた。バー将軍は十二月十八日陸軍省にあてて打つた電報の中に『政府軍が中国からすなわち揚子江以北から撤退を余儀なくされた結果として、敗戦の汚名を受け面子を失つたので、中国政府はこの地域(華南方面)で十分な人力を動員するために、よし時間が許したとしても、必要な人気の支持をほしいままにできるかどうか全く疑問である。中共の南進を阻止するため、米国の兵力を即刻雇入れるこ

とをも含めての、無制限な米対華援助（私はかかる勧告をしないことを特に強調しておく）のみが、中共の既定方針である華南進撃に対して、中国政府をしてその足場を維持させることができるであろう……。国民軍が完全に敗れ去ることは……今や不可避である。」と述べている。」

〔バー将軍は政府軍の敗因をつぎのように要約している。〕

政府軍の敗因については、いくらも書くことができよう。私の信ずるところによれば、政府の犯した最初の政治的・軍事的な失敗は対日戦勝日以後、日本軍占領地域の純粋な軍事的接収のみに努力を集中したことであつて、民族的な感情を長い目で培うような考慮や、解放地区で広く民衆の支持を得るように地方行政の効果をあげることをほとんど考えなかつたことである。その上、国民政府軍は政治的な影響から考えた不健全な戦略と、軍事的に見てバカらしい高級指揮官のため重荷を負わされていた。華北を固めることに満足せず、陸軍は同時に満州の支配を確立する使命をもひき受けた。しかもそれは理論的に見て、能力を超えたことであつた。政府は望みばかり大きくして何もできなかつた。政府軍は華中の地盤から補給を受けるという点からして、鉄道を保持することが必要であつたが、そのために軍隊を何千マイルという鉄道に沿つてバラまいた。鉄道を維持するために、その鉄道の通過している大都市をまたどうしても保持しなければならなかつた。時が経つにつれて軍隊は攻撃能力を持つ野戦軍から、必然的に攻撃精神を欠いた防衛軍と護路軍へと堕落して行つた。中共の軍事力、民衆の支持、技術的な巧妙さについては、最初からひどく見くびつていた。鉄道の走つている農村は、大部分中共の有力な地盤だつたので、政府がそれをうまく維持することは、時とともに困難になつて来た。国民政府軍は中共に比べて、農村を維持する資格を欠いていたことは、逆に中共を次第に強くした。限られた資源しか持たぬ国民党は、中共が人的物的な資源を利用して戦略を形成し、かつ政府の戦略戦術の失敗と経済的脆弱性に乗じてそれを巧みに資本化するのに反比例して、いよいよ地盤を失つていつた。

最初中共はその活動目標を交通線と物資貯蔵所の襲撃に限定し、ゲリラ戦をすることで満足していた。このような攻撃的な作戦が成功するにつれて、中共軍の中に戦争に勝つために最も必要な攻撃的態度というものがしみ込んでいつた。一方、国民軍の地域防備戦略は、次第に城壁の中で守る心理に発展し、彼等の軍隊にとつては非常な災厄となつた。中共軍が強くなり、自信を持てば持つほど、国民党野戦軍や国民軍の抑えている都市をますます包囲し、攻撃し、そして打破ることができるようになつた。国民党軍が一の地域や一の都市を守る時の典型的なやり方は、塹壕を掘つて隠れるか、城壁の内部に退き、どこからも兵力を割いてくる当てのない救援を待ち望んで、おしまいになるというのが落ちであつた。近代的な攻撃から地点や都市を防衛するには、城壁から外に出て陣地を築くことが必要で、そうしてこそ砲撃も行動もできるのだと忠告しても、政府は聞き入れなかつた。その上彼等は、強力な敵にぶつかり、包囲され、全滅に瀕している場合には、機会がまだ残されているうちに、都市を捨てることが必要であると信ずることができなかつた。撤退の失敗や兵力の節約は、或る場合には政治的な理由によることもあつたが、大抵の場合は、防禦行動だけで、外に何もせず少くとも消耗によつて敵を破ることができると確信していたのであつた。この間違つた考えにとらわれていたことのために、そして「慎重ということは通例よい意味の勇気である」ということを体得する能力を欠いていたために、国民軍の大部分は政府から失われたのである。

国民政府の機構と組織のあらゆる面にわたつて、中国人に独特な家族的、経済的、政治的な利害関係がつながり合つていることを理解せねばならない。誰でも、どんなに優秀な人でも、最も適任だという理由だけで、権力のある地位に就くことは望めない――。彼はただ外の背景を持たねばダメなのだ。ほとんど大抵の場合、この背景は古くからの軍隊の同志であるという理由のために、蒋介石の支持と、忠誠とを得ていることから生れた。そしてこの背景さえあれば、その能力の如何を問わず、責任ある高い地位に就いていることができたのである。こういう事実がある結果、対中共戦で明らかに無茶な戦略や誤つた作戦が行われたのである。

戰鬪部隊間の協力や統一作戰がもつと実行されねばならなかつた。大部分の高級軍人は古い傳統を持つている有力な基本部隊の司令官に任命された。蔣介石と昔からの友人で、忠実な同年配であるこれらの将軍達は、新しい武器、空軍や海軍について、ほんの少しばかり知つているか、または全然無知であつた。八ヵ三分の一飛行隊から成つている中国空軍は、中国のように金のクレジットに不足している国にとつては、到底維持できるものではなかつた。米国の訓練を受けたパイロットは五千人以上にのぼつたが、やつたことといえば、軍隊の空輸と自分の儲けのために物を運ぶことぐらいであつた。彼等には装備を破壊したり、人を殺したりする場面に臨むことを嫌う気風があつた。だから彼等は高空から作戰すること以外はいつも拒んだ。中国空軍のなかには、空軍を持つてない中共軍を殺傷することを憤慨する根強い気風があつた。このような性格は重要であり、また不幸でもあつた。というのは、反対にもし空軍の機能を十分に使えたならば、地上作戰にはかり知れない援護をすることができたからであつた。海軍の場合は軍事的な立場から見れば、そう重大ではなかつた。海軍は勝敗に大した影響がなかつたからだ。すべての作戰は陸上で行われた。経済的な点からいえば、海軍が香港―廣東の水域で密輸防止を自ら進んでやろうとし、密輸の片棒をかつぐようなことをしなかつたならば、密輸防止には相当効果をあげ得たであろう。海軍のこの役割と、数百万ドルに上るといわれる関税収入が政府から逃げていることについては、一九四八年三月、私は十分批判しておいた。

中共も中国人であるから、彼等もこのような欠点だらけの国民党の特質や性格に悩んだであろう。また或る程度悩んでいると期待されたかも知れない。しかし彼等は巧みにそれを克服して、共産主義の思想をほとんど迷信にした。その統治地域では総動員と宣傳により、また軍隊内では政治委員を使つて、既に作りあげた秩序を忠実に維持し続けている。中共の指導者達は、国民党の司令官達に常に勝ち続けた試験ずみの有能者である。中共軍の道義と士気は、彼等が勝つているという理由で、非常に高揚されている。（註＝この勝つということは、バー将軍の報告書の引用された部分を結論している。）

三、駐華米顧問団

法規と協定

対日戰勝日における在華米軍は約六万であつた。米本国への再展開は対日戰勝日後すぐ開始されたが、在華米軍司令部とその傘下部隊は引続き中国政府を援助することになり、国府軍の再展開の立案と実行、中国政府へ振替える軍事援助物資の管理、日本軍の送還の実行と援助を続けた。同時に華北にあつた米陸戰隊は日本人を送還して、同地方の交通線を政府のために管理していた。これは軍事的にいつて重大な意義のあることであつた。というのは、あらゆる中米両方の便宜を利用して、政府は他の重要地点を占領し得るように努力していたので、もしも政府が華北地方を早く占領すれば、行軍上の困難に直面し、また華北の国府軍は鉄道連絡もまだ開かれていない華中方面に補給を仰がねばならなかつたからである。

この援助と並行して、国民政府の要求により軍事顧問團の計画が立案された。附属文書第百七十号に、一九四五年九月十四日トルーマン大統領と宋子文博士との間の会談の覚書（註＝一九四五年九月十四日対華援助に関しトルーマン大統領より宋博士に対して口頭で声明された。）があるが、その中で米国の対華軍事援助が検討されている。中国の各種の軍隊の再編成と統一を国民政府と中共によつて既に協定された條件の下に行うことを援助するために、軍事援助をするというのが一九四五年における米国の最初の意図であつた。この考え方のすべてが、マーシャル元帥の使節團の中に暗々裡に含まれていた。内戰は回避できるし、それだからトルーマン大統領も言明したように、米国の軍事援助は兄弟が殺し合うような戰争や、非民主的な政治を支持するようなものではないというのが当時の希望であつた。

右のような見地に立つて、南京司令部司令官は一九四六年二十日活動を開始した。同年二月二十五日大統領は国務省及び国防總省長官に次のような訓令を発している。

「陸軍長官と海軍長官は合同して、米軍事顧問團を中国に設置する権限を与えられ、かつ命令される。顧問團の構成は、將來の政治的、軍事的発展に応じて、私から権限を与えられる場合を除き、一千名の將校と兵を超えてはならない。

「国務長官は国民政府と必要な交渉を行うであろう。

「本顧問團の目的は国際連合組織を含む中国の国際的協定に基づき、満州及び台湾を含む中国の解放されたる地域に関する適当なる支配の確立と国内平和と安全の保持につき、中国に移譲せらるべき責任を遂行するため、近代的武装兵力の発展について中国政府を援助し、かつ助言するにある。」

この訓令を受けたので、軍部は顧問團の身分を、顧問として、また特定の使命を割当てるように形式化した。初め二つの顧問團——陸軍、空軍及び補給顧問を含む陸軍顧問團と海軍顧問團——があつた。顧問團は初め大統領の戦時非常大権に基づいて作られたが、この非常大権の廃止後、顧問團活動を合法化するために、立法化することが要求された。中華民国に関する助言と援助に関する法律案が、一九四六年六月十三日第七十九議会の第二会期に議事錄第二三三七号議案として上院に提出された。同様な法案が同年六月十四日議事錄第六七九五号議案として下院に提出された。下院外交委員会は通過したが、これらの法案に関する他の手続は第七十九議会中は採られず、同議会の第二会期中に握りつぶされた。外国に派遣する使節の細目を定める陸海軍使節法案（下院議事錄第二三一三号及び上院議事錄第七五九号、第八十議会）が次の議会に提出され、下院を通過したが、上院の軍事委員会では通過しなかつた。海軍は第七十九議会の公法五一二号によつて、海軍顧問團の設置に関する法律的な権限を得た。この法律により、二百七十一隻の小艦艇を中国に譲渡すること、海軍事項について中国を援助するため三百名の海軍人員を選定することができた。顧問團の他の組織についての法律的権限が得られ、また合同

または個別の顧問團設置の勧告が決定されるまで、中華民国政府と正式な協定を交渉しないよう決定された。しかしながら非公式な検討の結果、顧問團の存在期間中、これについての米華関係を規定する協定案ができた。一九四八年九月十七日中国にある顧問がJUSMAGとして知られる統合軍事顧問團——陸海空軍部隊と統合補給部及び統合顧問團よりなつている——の設置を委任された。統合軍事顧問團は、一九四八年十一月一日正式に活動を開始した。軍事情勢の悪化により、年末までにその中国からの引揚げが命令された。

統合顧問団

中国政府の色々な機関と折衝する統合軍事顧問団の各構成分子の活動を統合するため、統合顧問団が設けられた。このグループは中国の国防部に渡す勧告書の検討の責任と、国防部員と参謀部將校にあてる助言を準備する責任とを委任された。旧式な軍事委員会の二重の機構の下に、権限が矛盾した点があつたので、国防部長は明確に定められた作戦手順を決めるのに困難していた。統合顧問団によつて取上げられた計画の中には、参謀の作戦と機能についての勧告や、各種の人員、情報訓練、補給活動に関する勧告で、全中国軍隊のあらゆる方面を見渡した上での勧告もあつた。

海軍顧問部

海軍顧問団は、後に統合軍事顧問団の海軍顧問部と改められたが、最初は海軍の事項について中国政府を援助し、公法五一二号によつて中国に譲渡された船舶（当時百三十一隻が引渡されていた。）の中国乗組員を訓練し、またそれら船舶の運航、維持について技術的な援助をした。顧問団の活動は中国水域において海運の安全を保護、増進するために政府を指導し、同地域で政府が海運の責任、特に日本人の送還と政府軍の移動について責任をとり得るようにすることに限定された。これ

らの目的を遂行するため南京に海軍の顧問が置かれ、統合顧問組織が作られ、これを通じて中国海軍部に対して助言が与えられた。この顧問部の先任部員は純粋に海軍の事項について中国政府の上級将校に助言したが、同様な顧問の助言関係が組織の各級を通じて存在した。訓練部は青島に設けられて、中国海軍に譲渡された船舶を運航する中国船員の組織と訓練に当つた。この部隊は艦上のみならず、海浜学校でも訓練を行つた。部隊はまた中国海軍の作戦部隊に対して、保存、修理、部品の獲得を支援し、あらゆる方法で中国海軍の教授、訓練に敏速かつ直接的の影響を与えた。この部隊の一部は上海に置かれて、江湾ドックの仕事を援助し、また一部は広東に置かれて海賊退治と密輸防止を助けた。海軍顧問部の最終報告は、同部がなした事業のうち、最も重要なものを次のようにあげている。

中国海軍の初歩的復興と、それに伴う海軍司令部の再編成と、各級海軍階層に対する近代的海軍思想の導入、基本的な作戦組織、作戦部隊及び作戦部隊の将校訓練課程の紹介、組織的な人員手続の組立についての援助、近代的な海軍訓練所の設置、この訓練所における三百名以上の将校と、三千名の乗組員に対する根本的訓練。

中国海軍は中共側に海軍がなかつたため実戦を経験しなかつた。しかし顧問部は、顧問部がなければ決して達成されなかつた作戦的標準にまで、海軍を育てあげさせた。中国海軍は偉大な功績もあげなかつたし、山東で中共がやつた補給と増強のためのジャンク輸送を、完全に防止することも実行しなかつた。また直隷湾の作戦において、葫蘆島地区で中共軍を砲撃すれば、陸上の政府部隊を有効に援護できたのに、それをも十分にはやらなかつた。

一九四八年の末から一九四九年の初めには、海軍軍人の道義は低下し、士気も振わなくなつたのは明らかで、海軍司令部は艦隊が中共側に逃亡するのを恐れて、艦艇に作戦の自由を許すことを躊うようになつた。

空軍顧問部

統合軍事顧問団の前身である陸軍顧問団の空軍部は中国空軍の近代化を援助し、その維持と作戦について技術的な助言を行うために設置された。戦時中、米華両国の空軍部隊は、第十四航空隊の米華連合航空隊に統合されていた。そしてこの連合航空隊の作戦で中国人はあつぱれ活躍した。この部隊所属の中国人員や戦後の中国空軍は大多数が米国の訓練を受けた。米空軍省によれば、米国の管理した訓練課程の下に、徹底的な指導を受けた中国人は戦時中と戦後を通じて五千名以上に達した。

戦時中に中国政府に適当な空軍を保有させるために、航空機と航空機材の譲渡が始められた。対日戦勝日後は中国に八ヵ三分の一飛行隊、総計九百三十六機が常時使用できるまで整備するという計画の下に、航空機とその装備の譲渡が行われた。米華両空軍人員は戦時密接な協力を行つたので、顧問団が空軍を建設するということは、戦争中の援助の継続を意味した。米華連合航空隊が活動を開始した後、米陸軍航空隊の本部は第十三中国飛行隊とともに置かれた。そして大統領によつて権限を与えられた陸軍顧問部が一九四六年二月二十六日設置された時には、右の航空顧問部隊は既に活動していたのである。

空軍顧問部の最終目的は近代的空軍の発展を援助することであつたが、初期の仕事の大部分は莫大な量に上る米空軍余剰装備を中国空軍が受領し、貯蔵し、保持することを援助することであつた。同時に中国の必要と能力に合つた空軍組織のための基礎を作る手段がとられた。この仕事は空軍顧問の存続中続けられ、経験の指示に従つて、組織上の変更も勧告された。

一九四六年八月対中共戦に活躍中の中国戦闘機隊を援助していた空軍顧問部隊は、内戦に巻込まれることを避けようとするマーシャル元帥の命令により撤退した。しかしながら中国空軍に対する適当な訓練組織の立案、適当な人員管理組織と統一的補給手段の設置、中国空軍に適する組織と装備目録や、作戦段取りの作成問題などについての勧告指導は、従來通り続けられた。

空軍顧問部隊は北平、成都、漢口のような空軍根拠地に置かれ、また杭州飛行学校や上海空軍技術司令部のようなところ

に対する適当な援助人員も選任された。

顧問団の援助はあつたが、中国空軍はどうしても満足な作戦標準に達しなかつた。爆撃は、いつも標的に対する正確な爆撃が不可能のような高空からやるし、敵部隊攻撃は千五百から二千フィートの高空からやるし、包囲された守備隊や部隊への物資投下も高空からやるので、補給物資の大半は中共軍の手に落ちるというていたらくであつた。

空軍顧問部は最終報告で次のように批判している。

「中国の荒廃した経済では、現在の過剰人員を半減しても、戰略的な八ヵ三分の一飛行隊に基礎を置く設備を維持することは明らかにできない。或る程度経済的に回復しなければ、どんな規模の空軍でも支辨できない。彼等の空軍計画は国家経済を認識せず、また国内経済に関する空軍の比重についても感覚を持つていないように見える。面子をたもつという目的のために尨大な組織を作るということが、彼等の考えている最上のものである。安価な供給か、豊富に譲渡するような援助が、こんな浪費を奨励することになる。

「中国空軍は、行政的・戦略的機能を満足に果す能力がないという主な理由から、軍事的同盟者としての価値は疑問である。この欠点を直すためには、何年にもわたる基礎的な特別教育が必要であろう。よい成績をあげるには、飛行中隊の各部門の段階にまで、米国人員による直接監督が必要であろう。内戦で示した彼等の戦闘技術は、極端に低いものであつた。しかしながら、彼等が自ら信ずる理由のあつた対日戦においては、米国の戦闘指揮者に従つて、あつぱれな成績をあげたのであつた。

「顧問団の計畫は対華援助計画に複雑に結びついている。顧問達は常に援助計画が彼等の使命を達成するに役立つことを知つている。顧問団は受入側からは意識的にも無意識的にも、必要な援助を増加したり、獲得するに都合のよい活動をする強力な手段として待遇されがちである。もしも受入側がただ援助する手段として助言を求めるだけならば、顧問的關係

は根底のないものであつて、これを設置すべきではなかつた。中國は現在このような部類に陥つていると信ぜられる。

「『軍事的に強い中国』は假令望ましいにしても、将來に達成されるとは信じられない。従つて、ただ観念上この目的に基礎を置く援助の計画は、実行し得るものとは考えられないのである。」

合同補給顧問部

後に統合軍事顧問團の合同補給顧問部に改編された陸軍顧問團の合同補給部は、中華民国の合同補給部を援助して、能率的な補給技術と手続を発展させるために設置された。

対日戦の最終年の間、中国戦域米軍司令部の努力で、合同米華参謀部の指示の下に、米華両軍は密接に協力して、能率的な補給組織を発達させて來た。中国の司令官達は、人命や銃器が戦場で損耗されると、補充されない習慣だつたし、部下のない司令官というものはそれだけ序列がさがるので、部下と装備を戦闘に注ぎこむことを傳統的に躊つていた。このような特殊な事情からして、補給と交替の手続を発達させることは、司令官達が喜んで部下を戦場に送るようにさせるために必要なことであつた。戦争中米国人はこのような補給組織を発達させるために、補給のあらゆる部門にわたつて中国人と事をともにした。それ故、対日戦勝日後合同補給部を設けたのは戦争中の援助の継続であつた。この顧問部は色々な貢献のうちでも、次のような援助を行つた。

中国の補給組織のために一つの組織的な型を発達させるような助言を準備したこと。すべての補給訓練所のために、訓練課程の組織と実行について勧告と援助をしたこと。中国に売却され、行政院補給局が取扱つていた米余剰物資の商品目錄、請求書、撤回、処分などに関して勧告と援助をしたこと。医療、財政、兵器、信号、輸送、機関などのような重要な活動について助言と指導をしたこと。

統合軍事顧問團の色々な機構のうちで最も重要であり、一番先にできた組織は陸軍顧問部であつた。陸軍顧問部は中国陸軍に助言を与え、援助する組織として設けられた陸軍顧問團の後身である。これに関連して、対日戦勝日当時中国戦域米軍司令部の指示の下に行われていたこの方面についての活動を簡單に述べるのが適当であると思う。中国陸軍が対日戦で有効に作戦できるように、スティルウェル将軍は、マグルーダー使節團が最初考察したところの制限された範囲で、陸軍三十九ヶ師團の訓練と装備に着手した。スティルウェル将軍の命令により、九ヶ師團がビルマで訓練を受けて装備された。これは目覚しい手柄を樹てたので、ビルマで同じような活動をさせる組織が中国で設置された。しかしビルマでは、その山岳地帯に空中輸送できる物資が制限されていたために沢山はできなかつた。ウェデマイヤー将軍の下で、三十九ヶ師計画は進められた。大勢の人と多量の物資が中国に着いたので、敏速に実行することができた。これがうまく進捗して成功したもう一つの最も重要な原因は、中国戦域米軍司令部の命令によつて、米華両国人があらゆる部門で緊密に協力したことであつた。この両者の協力が非常に意味があつたのは、ウェデマイヤー在華米軍司令官は中国の人的・物的資源を米国の装備に結びつけ、陸軍を訓練して、日本軍と戦い得るようにするという重大問題に直面していたからであつた。

中国軍と在華米軍との間に統一された計画を発展させるようにするため、両軍の指揮はそれぞれ両国軍司令官のみに保留されてはいたが、合同米華参謀部会議が重慶その他この目的にかなう都会で開催された。地上作戦に伴う色々の分野に必要な中国軍人を養成する学校がいくつも設立された。あらゆる部面で、実戦を含むあらゆる條件の下で、作戦的援助をなすために、米国の将校が陸軍部隊に選任された。中国の師團を訓練し、装備するというこの計画は好都合に運んだので、一九四五年八月半ばまでには対日一大反攻作戦を起すため中国軍を華南に集結した。——作戦開始に先立つて対日戦勝日を迎えたけれど、このようにして、対日戦勝日当時には、陸軍のあらゆる部面に米華間の有効な協力があつた。

対日戦勝日後も在華米軍は中国政府に確実な援助を継続し、ことに中国陸軍の再展開、日本人の送還、余剰軍需物資の輸送についての効果的な取極めなどを助けた。南京司令部の陸軍部は、在華米軍司令部が廃止されたのちに、助言と援助を継続するために初めて設けられた代理機関であつた。この陸軍部は、一九四六年四月組織された陸軍顧問團に引継がれた。最初顧問團のなし得る助言と援助は、中国參謀本部の組織と機能及び学校の建設と運営に限られていた。顧問團は陸軍部隊の組織と装備について勧告をしたり、部隊の訓練について、直接的に顧問役的な活動をする権限が与えられていなかつた。こういう機能は軍事三人委員会の協定に基づいて、国共両軍兵力を縮小する努力と関連して、北平調処執行部の責任であつた。北平調処執行部が不活発になるにつれて、政府軍の組織と装備についての助言の制限が解かれた。政府軍の訓練と訓練処の運営に関する直接的な顧問活動の禁止は、後になつて各種の陸軍訓練処に陸軍顧問が関与することを許す形式で緩和された。揚子江以北（天水の歩兵学校と徐州の陸軍学校を除く）の訓練活動の関与禁止は解かれなかつた。顧問團活動を制限する規定を緩和しないという決定をした裏面の政治目的については、後で考究するであろう。

統合軍事顧問團の陸軍顧問部が廃止になる直前出された報告のなかに、顧問部が完成し、または実行しなかつた目標を分析して次のように述べている。

「中国陸軍にこの期間中に与えられた助言と援助の明確な結果は大体において、㈠陸軍司令部を組織して、どうにかこうにか満足できる状態で作戦できるように進歩させたこと。㈡陸軍学校組織と歩兵及び砲兵学校と陸軍大学の経営を確立して、大体能率的な状態にしたこと。㈢訓練本部の組織を設けたこと。㈣台湾で第二〇四、第二〇五師團を訓練したこと。㈤成都の軍官学校と台湾と漢口にある分校の士官訓練教室の経営と台湾、南京、広東にある幹部学校の経営に決定的な進歩をもたらしたことである。」

「「この期間中に、陸軍顧問部がなし遂げた主なものは、数千の中国将校に、米式組織の原則、米国参謀部の方法や手続、訓令の仕方などを教えたことである。この教訓の結果というものは、多数の中国将校と米陸軍士官との緊密な協同から得られる利益と相俟つて、測ることのできない効果があつたであろう。このような効果は、來るべき二、三年の間にますます明らかになるであろう。

「陸軍顧問部は一九四八年末までに完成しようと望んだ事項を完遂できなかつた。中国陸軍の進歩は全体として見た場合満足すべきものではなかつた。次のことは一九四六年夏の予想よりも遙かに大きな程度において、予定した中国陸軍の進歩に逆な影響を及ぼした。㈠ 内戰遂行に関する要求。㈡ 購買力の低下を伴つた中国通貨の不断の低落。㈢ 資金の欠乏とその結果に基づく裝備、補給、住宅の不足。㈣ 積極的な統率迫力に欠けていたこと。㈤ 関係のある個人の権力や威信を減ずるような改革に対する受動的の、また時としては能動的な反抗。㈥ 何かを決定する場合、根本的に軍事的な考慮のみに基づかず、相当程度『政治的』や『個人的』な考慮、ならびに下級司令官の希望（時にはほとんど要求）に影響されたという事実。㈦ 重要地位を占める個人の無能力と、一九四八年初めまで陸軍参謀総長が留守であつたこと。㈧ すべての梯團の司令官が、その参謀や下級指揮官に権限と責任を委任することに失敗したこと。

内戰で政府を援助することに最も直接的な関係のあつた顧問部の活動は、訓練本部に関与する顧問部の仕事と関連していた。一九四七年七月国防部長は訓令を発して、台湾に陸軍訓練本部を設置し、同年十一月にはさらに本部を追加設置した。一九四七年十月国務省は陸軍省に「台湾の陸軍訓練本部の訓練活動に、陸軍顧問部が関与する協定ができた」旨を通知した。

国務省が陸軍省に出した覚書は次の通りである。

「国務省は高雄にある訓練本部に次のような條件で、駐華陸軍顧問部を通じて関与することに賛成しようと準備している。

㈠ 陸軍顧問部は国務省の事前の同意なくして、他のいかなる同様な訓練本部にも関与しない。㈡ 米国より供給される資

材の形による援助は訓練援助に限定される。㈢ この行動は內戰に米国が直接関与することになるという宣傳を最小限にするために、あらゆる努力がなされること。㈣ 関係米国将校に対して、陸軍顧問部と訓練本部が、島民と中央政府の行政官との間に発展した紛争に卷込まれることを避けるよう、彼等自身が行動するように、大使館から台湾の情勢について簡單に説明する処置がとらるべきこと」

第二〇五師がこの本部で訓練される最初の部隊として選ばれたが、中国側がこれに関する手筈を完了したのは十一月の半ばであつた。最初の米顧問の一團が、十一月に長い任務に就くため台湾に到着した。一九四八年三月、南京訓練本部の訓練活動に陸軍顧問部が関与する権限が許された。さらに七月には廣東、漢口、成都の陸軍本部の訓練活動に関与する権限が与えられた。徐州本部では同様に制限付の関与が許された。

陸軍顧問部の最終報告のなかに、これらの訓練本部の事業の評価が含まれているが、それの要旨は次のような節の中に見えている。

これらの訓練本部のうち、台湾にあつたものだけが滿足な効果を生んだ。この訓練所では第二〇四、第二〇五の二ｺ師團が中国の標準としては高度に訓練された。そして追加された第二〇一、第二〇六の二ｺ師は普通標準の訓練を受けた。廣東では一五四師が中国の標準では平均と判断される訓練を受けたが、米国の標準からすれば不滿足なものであつた。南京の本部では他の訓練本部のための幹部訓練に、随分と費用をかけたけれども、前に述べたものが唯一の意義ある結果であつた。南京の本部の経営は資金と技術的な機具の不足、訓練に参加すべき揚子江以南の部隊の救出に失敗したこと、蔣介石が近代的な訓練と交替制度が運営されねばならぬという訓令を出したにもかかわらず、中国側がこの計画を効果的に遂行することに失敗した点などから効果は割引された。南京の本部は最初師團のために個人的な交替訓練をすることを狙つたのであるが、そういう人々を前線から訓練を与えるために引抜くことができなかつた。そして中国人はその必要を無視し、かかる訓練課程を始めた蔣介石

の命令を遂行することを喜ばなかつたので、やはり効果は割引されたのであつた。中国側が適当な期間、彼等を訓練本部のなかにとどめておくことを喜ばなかつたので、南京本部では訓練終了の意義ある資格を受けるものはなかつた。この例は蔣介石の命令を軍が実行しなかつた場合の典型的なものであつた。顧問團員と相談して、上級司令官が命令を出しても、下級将校がうまく避けてしまうのは、いつもあることだつた。

漢口の本部は個人の交替訓練をする使命を果すはずであつたが、南京と同様な困難にぶつかつた。廣東本部は初め幹部を訓練する目的で一九四七年十一月設立された。次の二、三ヵ月の間は幹部が受訓に選ばれた。しかし五月末までに何も完成されなかつた。そして顧問團の将校が視察を許されて行つた時には、本部は目的とした活動には全く適しないようになつていた。その本部は六月廣東に移転されたもので、米顧問團はそこで事務をとるため七月一日出発した。一九四八年八月の初めに始められた幹部訓練課程は、十九名の熟練した米人教官がいたので大成功だつた。しかしこの学校は十一月の初旬まで正式課程を始めなかつた。というのは、これに関係した三ヵ師がその時まで幹部を受訓に出さなかつたからで、またどの幹部も同時に十分な効果的な訓練を受けるに適していなかつた。

この不満足な結果は、交替と訓練に対する中国人の態度から來たものと言えるであろう。補充はいつもメチャ〳〵に混乱した。司令官達は、めいめい「補充兵」を徴集に或る地方へ行く権限を持つていた。大抵兵籍に登録されたものや、青年が強制的に徴発された。自分自身が何時交替させられるかわからないような問題を持つている地方官は、政府の徴兵に殆んど関心を持たなかつた。登録されたものは、しばしば有無を言わさず地方の司令官に引張られた。本部に着いた者は、何らの訓練をも受けずに、そのまま部隊に入れられた。この組織を近代化しようとする企ては廣範囲の反対に遭つた。野戦軍の司令官達は、中国の制度に激しい変化をさすべきではないと要求したこともあると報ぜられた。陸軍顧問部は色々な企画をしたが、積極的な統率の迫力が欠けているため、成功するはずの作戦を不可能ではないまでも困難にする場合が多かつた。有

効な改革手段をとろうとする場合、それに関係する個人の威信を落すので、その人の反抗に会うことがあるが、統率能力に欠けているため、多くの計画を不完全なものにしてしまうのであつた。作戦は多くの場合、軍事的な必要よりも、政治的、個人的な條件、国家の基本的な軍事的必要よりも、個人の希望によつて左右されるのであつた。

政府が個人的利害関係のからんだ場合、有効な処理をとることができないのは、司令官クラスで高い地位を占めている人人が、無能であることを見てもよく分る。陸軍総司令顧祝同将軍が本部におらず、戦線に残つて軍隊を指揮していたことによつて、顧問部の活動はさらに複雑となり、妨害された。事前に彼と相談せずには、彼の上級将校達は何一つ決めることができなかつた。

顧問部は一九四八年五月中国側を督励して、揚子江以南に戦闘に巻込まれない数ヵ師團で、三十八戦略予備隊を編成し、将來のために高水準の訓練を施そうと努力したが、これも同様に不満足な結果に終つた。中国側の参謀部に人員と輸送についての適切な計画がなく、また前述の訓練本部を守り立て損つたため、この計畫を有効に実施することができなかつた。一九四八年十月、軍事情勢が危機に瀕した際、政府はこのような戦略予備隊の必要を認めて、顧問部の援助を求めて來たが、この計画を実行に移そうと企てても、急速に進展する軍事情勢に追越されてしまつた。顧問部報告は、結論としてつぎのように記している。「権力を分散することに同意しないこと、司令官級に責任を負わすことを喜ばないこと、すべての仕事を集めようとする傾向などの中国人の特質から、多数の顧問はそのような計画は後日に繰り越すように要求された」と。この報告の出している結論は、このような状態で顧問活動の効果をあげるには、少くとも連隊級まで下つて援助をなし、間接に支配せねば駄目であろう、ということであつた。

対華援助と対ギリシヤ援助との比較

米国の援助、顧問団の派遣、装備の譲渡、供與の形式による国民政府への補助にもかかわらず、中共が内戰に勝つているということが、すべての観測家に明白になつたので、顧問団の任務が批判された。しばしば起される提議は、顧問団の規模を大きくせよ、そしてそれを通じて中国に譲渡される軍事装備の量をうんと増加せよ。顧問団の活動を規定する訓令を緩和して、中国軍の訓練と作戦に米国が直接介入することを許すべきであるというようなことであつた。最もしばしば提起される質問は、軍事援助の受領と顧問の援助については、中国をギリシャの場合と同じ範疇に置くべきであるということであつた。

これに関連して、そのようなことをやつたならばどうなるか、を簡單に比較することが適当である。五万一千平方マイルのギリシャは、大上海とその周囲の人口とほぼ同じ七百四十万の人口を有している。中国はおよそ四億五千万の人口を持つている。ギリシャでは十五万ないし二十万の武装部隊が、その相手として都市と人口の集中地帯を保有せず、国境の山岳地帯に閉じ込められているおよそ二万の兵員をもつゲリラ部隊と対峙している。しかし、ギリシャのゲリラ部隊は、北方の共産主義国家から補給を受けていると認められている。一九四七年末には、二百五十万ないし三百万の国府軍は、当時中国の土地と人口の四分の一を保有する中共軍百万ないし百五十万と対峙し、国民党は中共に対し一対二・五の割合で優勢であつた。中国政府に対する軍事援助をギリシャに対するそれと同じ程度にしようとするならば、数千の顧問団と未曾有の大量の装備を必要とし、米国が近代的な大規模の戰争の方向に卷込まれることと、はかり知れないというよりも、むしろわかり切つた危險を冒すことを必要とするであろう。そのような計画をやり始めたとすれば、米政府は軍事作戰における中国政府の從來の記錄よりも、更に成功の可能性がもつと確実であるということを、正当に感じていなければならなかつたはずと見るべきであろう。軍事援助をもつと増加すれば、中国の軍事的発展の様相を本質的に変えるであろうと想像することは、多数の米国人が恐らく実際の戰鬪に参加し、米政府が中国政府の軍事作戰の成功を引受ける準備をしない限り、何ら理由のないこと

である。米国の経済援助を拡大すれば、中国政府をして経済的・政治的情勢の急速な悪化を一時的というよりも長く遅らせる方法を発見させるであろうという証拠は何もない。しかし米国がこんな性質のものに、さらに介入するということは、中国政府にとつては最も喜ばしいことであつたであろう。

以上に関連して、一九四八年対華援助問題を議会で審議中に、下院は援助法案で、軍事援助に関しては、中国を軍事援助を受けるギリシャと同じ立場に置いたことを記さねばならない。しかしながら、上院外交委員会は軍事援助に関して、中国をギリシャと同じ立場に置くことを避けるために、同法案に特に贈與によつて援助を強化することに言及している部分を修正した。

一九四八年三月二十九日上院における対華援助法についての討論において、上院外交委員長アーサー・H・ヴァンデンバーグ氏は次の声明をなした。

「外交委員会は、他の援助法案の場合と同様に、この法案においても米国の援助は、議会が通過させようとしていた明確な本規定以上に、何らの義務の継続をも含んでいないということを間違いなく明らかにしたいと思う。我々は将來を引受けないし、引受けることはできない。中国の場合はこの保留をつけることは義務である。何となれば、理解し難いほど中国の安定を破壞し、また中国の眞の友人達が望ましいことと考えるばかりでなく、中国人民や国民党政府にとつて不可欠の国内改革を邪魔したり、延期せしめたりした軍事的・経的済・社会的な圧力の結果として、我々は多くの測り知れざるものを発見するからである。

「我々は中国の経済を、対欧援助問題でなしたように、全体にわたる基盤の上にとり扱うことはできない。中国は大きすぎる、問題は複雑すぎる……。ギリシャとトルコの場合のように、委員会は経済援助を効果的にするために、軍事援助が必要であることは認める。この法律は軍事的な供給は、中国の選択に任せるよう提起している。このために、もしくは他の

目的のために、中国の自由選択において、法案は一億ドルの贈与費をふくんでいる…。委員会は細心の注意をもつて、我々は国民党政府の軍事行動を保証するということを含んでいるかどうかを、明らかにせねばならないと信ずる。我々の希望は何であろうとも、中国のような広大な地域では、そんな意味を含めることは不可能であろう。それ故、明白に我々はこれらの特別な基金については国民党政府の手に、主導性を任せようと望むものである。他の法律によつて、中国が要求するならば、中国政府に軍事顧問を送ることを続けるであろう。この権限は顧問役だけである。懸案中の法案も、この制限を変更しはしない。我々は我々の責任において、軍事的な協力をなすことを、我々に少しも委さないという形において、この新しい規定を法律にしようと試みたのである。」

同じ討論において、上院議員コナリー氏はいつた。

「ここに特殊の用途を定められている、一億ドルの問題がある。それは中国に、どんな重大な緊急な必要が起ろうとも、中国の責任において使用に任せる全く贈与の性質のものである。法案には軍事的な供給または軍事援助については一言もない。勿論、一億ドルの贈与はもし危急の場合が起れば、中国の中央政府において、軍需物資、装備、武器を購入するために使用することは全く可能である。この方法は弊害を伴わず、我々が賢明であつたと感じないような固い約束をすることなく、中国への援助を拡大するには、最もよい計画または方法であると委員会は考えたのである。」

ギリシヤ・トルコに対する附帯的な條項は援助法案の通過前に、議会で削除された。援助法案を通過させる時、下院は一九四八年六月四日通過させた支出法案の中に「中国に拡大される援助は、ギリシヤとトルコに拡大されるものと同じ特別な考え方のなかに置かるべきである」との附帯條項を書き入れた。同年六月十五日上院は、一九四九年度対外援助費支出法案に或る種の修正をなしたが、それにより下院の法案に含まれていたギリシヤ・トルコに対する附帯條項は取り除かれた。六月十九日対外援助費支出法案は両院協議会に回附された。両院協議会の報告によると、対華援助額は四億六千三百万ドルか

ら四億ドルに減額され、ギリシヤ・トルコの附帯條項は取り除かれた。そして一億二千五百万ドルの贈与は、こうして「一九四八年対華援助法」の第四〇四節(b)の規定により中国に与えられることになつた。一九四九年度対外援助支出法は同じ日議会を通過した。(註=各項の数字については第八章参照のこと)

四、対日戦勝日以後中国政府に供せられた軍事上の物資ならびにサーヴィス

概要

対日戦勝日以後に、米国が中国政府に供与した軍事援助に関する評価は、三つの最も重大な形式の援助について、ドル価格を以てする算定ができないという事実を勘定に入れておかなければならない。それは中国軍隊の再展開と日本人の送還とを計画する上に、司令部すなわち中国地域における米国軍によつて与えられたる援助、華北の重要地域を占領し、そして主要交通線の管理を国府のために可能ならしめる点で華北の米陸戦隊から与えられる援助ならびに軍事顧問團から供与せられたる援助の三つである。

これら色々の形式の援助の外に、米国政府は対日戦勝日以來、約十億ドルに達する贈与と借款の形式における対華軍事援助を承認した。同期間中にさらに十億ドルの対華経済援助が承認された。この経済援助が間接の軍事的価値を有していることとは、勿論当然のことであつた。

この米国の援助については、各種の種類に関する表を付した詳細な内容が、附録一七二(訳註=対日戦勝日以後の軍事的援助

について種類、金額を明らかにしたもの）に示されている。これらの諸援助の最も重要なものとしては、戦時中の中国軍三十九ヶ師に対する装備計画の残り半分を完成するに十分な軍需品を含む対日戦勝日後における七億八千百万ドルの武器貸与、三百機以上の飛行機と、極めて大量の弾薬類とを含む軍事的余剰装備の一億百万ドル、及び一九四八―四九年間に、主として軍事上の装備に供与された、一九四八年の対華援助法に基づく一億二千五百万ドルなどがある。これらの軍事的装備の譲渡から見ても、対日戦勝日以後の中国政府に対する物資ならびにサーヴィスの形式による米国の援助が、大規模なものであつたことは明らかである。そして米国の対華援助は、マーシャル将軍が国共調停に努力していた当時、米国及び太平洋諸基地からの軍需品輸出が一時禁止された期間を除いては、同様に継続されて來たのである。

一九四六年の輸出禁止に関するマーシャル国務長官の陳述

米国から中国への軍需品の輸出禁止は、中国政府軍と中共軍との間の停戦が破れ、戦闘が広範な規模に拡大した時に行われた。この点について一九四八年二月二十日、下院外交委員会において行われたマーシャル長官の陳述は興味あるもので、陳述の一部を次にかかげる。

ヴォーリス氏　私の了解するところでは、我々は十ヵ月に亙つて中国に対する武器の積出しを禁止した。その後中国側が購入し、我々が積出しを承認した弾薬類はいまだに中国軍隊に届いていない。これはいかなる理由によるものか？

マーシャル長官　貴下は輸出禁止そのものと、さらにその後の発展について質問されているものと思う。輸出禁止は一九四六年の八月であり、一九四七年五月に解除された。

ヴォーリス氏　それは約十ヵ月になる。

マーシャル長官　然り。

ヴォーリス氏　私の了解するところによると、既に積出しを承認されたいわゆる蔣介石向け弾薬類は、いまだにその軍隊に届いていない。この一部は米国から送り出されていないと聞いている。これはいかなる理由によるものか？　彼等は弾薬なしには戦闘はできない。

マーシャル長官　それは極めてはつきりしたことである。この特殊な問題は船の輸送計画に関する問題である。私はこれに関して即座に若干の説明ができるが、外にバターワース氏もこの詳細について、貴下に若干の説明ができるだろう。

（註＝詳細は一九四八年二月二十四日、マーシャル長官からチャールス・A・イートン下院議員に宛てた次の書簡に示されている。）「貴下は一九四八年二月二十日、対華援助法案に関する下院外交委員会における公聴会の席上、ヴォーリス氏が、一九四七年六月二十五日付の契約に基づいて、在外資産清算委員会が中國政府に賣却した、いわゆる蔣介石向け弾薬類を、中國政府が受取っているかどうかについて質問されたことを想起されるだろう。中國政府がこの弾薬類を一九四七年の七月十四日と八月十一日に、シアトルから中國に向けて積出したことは、陸軍省について確められている。第一船はこの軍需品の三分の一よりやや多く、第二船は殘りを積んでいる。貴下よりこの情報をヴォーリス氏に傳え、かつこれを公聴会の記錄に挿入するよう御取計い下されたし。」

最初輸出禁止は一九四六年の八月に行われた。これは当時、中国の情勢が全面的破局に臨んでいたからである。一九四六年一月十日の諸協定以來、満州を除いて、華北においては、戦闘はかなり広く停止されていたが、満州に新たな戦闘の焦点が拡大した。これを調停し、戦局が全華北に波及することを防止する努力において、我々は一方においては調停者として、他方においては軍需品の積出しを行うような立場に置かれた。当時中国政府は、その軍隊に対して十分な軍需品を有し、彼等にとつての何らの困難もなかつた。上海における軍需品集積所の爆発というような多くの事件があり、さらに特別のものとしては、中国政府軍の野戦における敗北によつて、おびただしい軍需品を中共軍に奪われたという報道もあつた。輸出許可に対する拒絶の撤回によつて発効する輸出禁止の解除期日が発表された時……

ヴォーリス氏　（途中から発言して）私の輸出禁止という言葉は不適当だつたかも知れない。
マーシャル長官　それは事実上軍需品に対する輸出禁止であつた。但し飛行機の予備品に対する関係においてその種類に関する諸項目に修正が行われた。

もちろん余剰物資に関する協定について折衝を続けて來た中国当局との協定妥結に至るまでには、その取扱いについて多くの議論が交わされた。かくて我々は五月に結論に達し、輸出許可の停止を解除した。それ以後においては、中国政府によつてなされた重要な商業的契約のみが存在するものと考える。——

米国または太平洋諸基地から中国に対する軍需品の輸出禁止は、米国においては一九四六年七月二十九日、太平洋地域においては同年八月中旬から有効となつた。この禁止は一九四六年十月二十二日、中国空軍に対する八ヵ三分の一飛行隊計画の下に、中国人に対して民需物資の購入を許すよう修正され、同年十月三十一日、在外資産清算委員会の極東事務所は中国政府に対して、民需用物資の売却について協議する準備があることを通告することを認められた。これに対して中国側は、民需用物資は輸送機ならびに航空設備の維持運営上、価値あるものではあるが、この計画に対する諸物資についての終極的供給も、同様に保証される限りにおいて、これらの物資の獲得に関心を有する旨、在外資産清算委員会に通告した。中国側は一年以上も後の一九四七年十一月六日まで、これらの物資に関する契約を締結していない。

一九四七年の四月と五月に、武器ならびに軍需品の輸出禁止撤廃に先立つて、米国陸戦隊は、華北における中国政府軍に対して、かなりの量の小型武器と砲弾類を引渡（放棄）した。これらならびに同様の譲渡は、九月初旬まで夏の数ヵ月の間継続され、約六千五百トンの軍需品が無償で中国側に譲渡された。一九四七年五月二十六日、国務長官は武器ならびに弾薬類の積出に対する輸出許可の発行禁止撤廃を指令した。軍事的余剰装備に対する主要な契約ならびに輸出禁止撤廃の後、中國政府の締結した商業的諸契約についての説明は、附錄一七三（訳註＝一九四七—四八年間に中國政府に譲渡、賣却された弾藥資

材に関して述べたもの）に述べられているが、これらの諸契約にはかなり大量の武器、弾薬類、戦闘機が含まれている。

中共軍に捕獲された米国製武器

対日戦勝日前ならびにそれ以後に、米国が中国に対して提供した装備の多くが中共軍の手に落ちた。最大の喪失は一九四八年九月半ばに始まつたものだが、実質上の喪失はそれ以前から起つている。一九四八年十一月初旬の報告において、在華米国大使は済南—遼寧回廊、長春と瀋陽などにおける戦闘で、中国政府軍は、八十五パーセントの米式装備を有する八コ師を含む三十三コ師三十二万人以上を失つた、と述べている。装備の喪失は大量の軍需資材とともに、米国製小銃約十万挺、他国製の小銃十三万挺を含んでいる。これらの期間中、敗北に先立つて中国政府軍によつて行われた装備の破壊は、実際にはなかつたことが明らかにされている。一九四八年十二月の初め、南京の大使館付武官は、「米式装備の十七コ師が全滅し、中共軍は政府軍が十一月二日までに米式装備軍の七十パーセントを失つたと主張している。満州を失つた後、中国政府軍の統合補給部の一高官は、一米軍将校に対して、米国製装備の八十パーセントが捕獲と破損によつて失われたと語つた。米式装備の喪失に関する八十パーセントという数字は、喪失量を決定するについては確実な基礎をなすもので、弾薬類は別として、この数量の少くとも七十五パーセントは、中共軍によつて捕獲されたものと信ぜられる。」と報告している。現在、九月の済南陥落から一月下旬の北平の陥落までの四ヵ月半に、中国政府は約百万の人員と四十万挺の小銃を失つたものと推定される。一月下旬以來の喪失には、四、五月の南京上海地域における喪失が含まれる。さほど重大ではないが、空軍装備の喪失も起つた。そして現在中共軍は多くの米国製飛行機を、政府軍の背反によつて獲得していることが知られている。海軍装備の最も重大な喪失は、英国によつて中国政府に譲渡された巡洋艦重慶号のそれであり、小規模な海軍部隊の背反もまた発生している。

ソ連が中共軍に対して、ソ連製装備を供給しているかどうかについては、若干の問題がある。しかし大量の日本製装備のストックが、中共軍の獲得し得るような方法で滿州に放棄されたことは確かである。新聞はこれまで、ソ連が中共軍に対する日本式装備を製造するために、滿州で得た日本の設備を利用したことを非難している。先に指摘した通り、対日戦勝日当時の日本の中国におけるストックについては、中国政府ははるかに大きな部分を得ている。装備の問題に関するものに、中国政府と中共が運営していた兵器工場の能力の比較がある。一九四八年秋の政府軍の崩潰までは、中国本土ならびに滿州における主なる兵器工場は、中国政府が所有していた。十五の主要兵器工場と五つの補助工場は、中国軍隊の正規の行動を支えるだけの小型武器、ならびに小型武器資材を生産していた。中国政府は米国以外の諸外国でも武器を購入する途を有しており、対日戦勝日以後にも、この径路によってかなりの軍需品を購入した。

十分な中国政府の軍需補給

一九四八年末の敗北に先立ち、中国政府はあらゆる種類の装備において、中共軍よりもまさっていた。この事実は、バー将軍を含む軍事観察者達が、中国政府軍の蒙つた敗北は、装備の欠乏によるものではない、としている言明を裏書きするものである。バー将軍は十一月十六日、陸軍省に対して次のように報告している。

「中国の軍事情勢は、米国軍隊の積極的参加のみが、これを救い得るというところまで悪化したと、私は信ずる。対日戦勝日に貴下が利用し得た権威と便宜――その中には米国が補給し、運営した送油管線を含んでいた――とを兼備した米國の組織が不足した場合、他の何物も情勢を救治し得ないということは、その当時私にとつては明瞭なことであつた。中国の救済について、軍需品や経済援助は、その他の要素に比べて重大ではないというのが私の見解である。私の到着以來、弾薬類あるいは装備の欠乏によつて失われた戦闘は一度もない。私の見るところでは、彼等の軍事的崩潰はすべて世界最

悪の指揮と、戦意の完全喪失を來たした他の多くの士気沮喪的要素に帰因せしむべきものである。高級将領が完全に適性を欠いていること、軍隊内に廣く拡まつている腐敗と不正直は、もし上述の権威と便宜が与えられていたならば、或る程度これを制御し指導することができた。中国の指導者は、人気のない決定を発令し、強行するだけの道徳的勇気を全然欠いている。

「私は米国がいかなる方法においても、中共の支配する軍隊を持つような『連立』政府の樹立を勧告し、あるいは援助するだろうとは信じない。そしてこのような場合、私は統合軍事顧問團は十一月三日の計画に従つて、中国から撤退することを勧告する……。」

「蔣介石総統は彼に対する政治的、民衆的支持の多くを失つた。蔣総統が、新措置によつて現政府を継続しようと試みていることに対して、国民がどの程度までこれを支持するかは不明である。かかる試みは戦争の終結を遅らせ、中共軍は中国政府の所在如何にかかわらず、終局においてこれを圧倒するだろうということが信ぜられている。これは中国政府が、假令米国の援助があつたとしても、この流れを食止めるために十分の軍隊を訓練し、装備し、戦場に投入し得る前に起る可能性がある。この理由に基づいて、私は決してこれを勧告するものではないが、米国軍隊の使用を含む全面的な米国の軍事援助がその新所在地における中国政府に与えられるのでなければ、統合軍事顧問團は、現在の計画に従つて撤退せしめるよう勧告するものである。」

統合軍事顧問團の最後の報告中、一億二千五百万ドルの贈与に関する部分には、次のような陳述が含まれている。――一般に戦闘部隊は武器と弾薬類については適当な補給を受けていた。そして彼等の敗北は、装備の欠乏以外の他の諸原因に帰せられるべきものである。

第八章　米国の経済援助計画　一九四七―四九年

一九四一年の武器貸与援助を以て始まる、第二次大戦中における米国の対華経済・金融援助は、第一章において概略が述べられている。追加的援助の問題は、中間の各章、特に第六章において記述されている。中国政府の軍事的努力を支援するために与えられた、資金ならびに軍需品による援助は、第七章において述べられている。本章では一九四七年、四八年及び一九四九年の最初の数ヵ月間に与えられた経済・金融援助の内容を明らかにする。この援助について述べる前に、一九四七年の中国における経済情勢を概観することは理解を助けるであろう。

一、一九四七年の経済情勢

国内の経済的諸要素

米国政府をして廣範な諸改革を促さしめるに至つた情勢下の根本問題は、一九四七年の前半における経済危機の増大である。インフレーションの加速度的な歩度については前述したが、これは基本的には、通貨増発を伴う中国政府の巨大な歳入不足から生じたものである。中国の国内物価水準は対日戦争中を通じて間断なく上昇した。この過程は、一九四六年中にも何ら本格的に阻止されることなく継続した。事実、物価の上昇率は、通貨発行の速度をはるかに超えて増大したが、これこ

そ通貨に対する一般の信頼を失墜した重大な信号であつた。

この中国通貨の継続的下落は、勿論中国政府当局者に関する問題であつた。一九四六年から一九四七年にかけて、中国政府は政府準備の中から金を公開市販することによつて、インフレーションの進行に対する統制を企てた。これは消息通の官吏と投機家達の共謀に好機会を与え、しばしば利用されたといわれる。金の売却による中国政府の通貨吸収策は、疑いもなく物価の上昇率を幾分緩和したが、この政策は基本的なインフレーションの諸要素には何ら効果がなく、他方補填的な物資の流入を伴わずして、中国政府の外国爲替資産を消費せしめる結果となつた。一九四六年にはその後の数年におけるような貨幣価値の鋭い、危機的な下落はなかつたが、同年中の物価は、一月平均約十二パーセントの率で間断なく上昇した。爆発的な物価騰貴がなかつたことは、対日戦勝日直後におけるアンラ物資を含む大量の輸入消費物資の流入があつたからである。

一九四七年一月、上海の物価水準は一九四六年の平均を上廻る率で上昇し、一月初めには上海金融市場に大混乱を発生、法幣に対する米ドルのめざましい騰貴を記録し、およそ一ドル七千七百元から一万八千元にはね上つた。この「危機」は何らかの新しい重要な要素の導入よりは、むしろ上海における投機活動の波によつて引起されたことは明らかである。しかしこれは中国政府に対する激しい衝撃となり、三月に宋子文行政院長が辞職する原因となつた。中国政府が直ちにとつた措置は過激なものであり、当初は効果的であつた。この措置によつて金及び外国爲替に対する投機活動を禁止し、金売却政策を放棄した。そして米ドル対法幣の公定交換比率を一ドル対一万二千元に決定した。外国爲替及び金の投機家達に対する警察的手段は、一時的に成功したにすぎなかつた。これはそれ以後における同様な経過でも眞実であつたが、しかし当面の危機は事実上克服された。

中国の米国援助要請

中国政府は、このインフレーションの混乱期に際して、米国に対し再び援助要請を行つた。二月四日、宋子文行政院長は米国大使を訪問して、悪化する経済情勢に対する心配と警告を表明した。宋院長は同月六日、米国の金融援助の必要に関して、米国大使に次のような覚書を提出した。

「私はあえて杞憂家たらんとするものではない。昨年の夏、国民が経済的崩潰はもはや日時の問題であると自由に推測していた当時、私はマーシャル将軍ならびに貴下に対して、不測の災厄に直面させられるのは、今後数ヵ月の問題であることを告げた。

「マーシャル将軍は帰国しつつあつた。しかし私は、中国の経済情勢は推測することが特に難しく、一九四九年は恐るべき困難の年ではあろうが、当時、改善の諸兆候は、輸出ならびに農業生産の増大の見通しについて特に顕著であつたので、これを超克することは可能であるとの希望を表明した。貴下に提出した数字によつても明らかな通り、過去数週間における急速な悪化傾向は、この形勢を急激に変更した。

「我々は国府委員会及び行政院を改組した後、米国政府に対して金融援助を申出ることを希望していた。しかし現下の経済情勢は、我々に改組前にその行動をとることを余儀なくさせた。

「事実、経済情勢は、少数派諸党をして形勢観望の態度をとらしめるに至つた。彼等は崩潰するかも知れぬ政府と同一視されることを、当然好まないからである。のみならず、このような情勢は、疑いもなく中共を刺戟して、政府の弱化と妥協的態度の拒絶とに一段と大きな努力を拂わしめた。

「私はただ一つのことが経済情勢を安定し、政治的見込を改善することを確信する。そしてそれは、具体的な形式による米国の援助と支持とである。恐らく最も簡単にして、最も効果ある援助形式は、十年を期間とする、棉麦に対する一億五千万ドルの借款を早急に与えられることであり、これは直ちに政府支出の均衡に好影響を及ぼし、生産物の売却につれて

法幣の下落を防ぎ、国民に具体的な米国の援助を保証することになるであろう。これは政治的には少数派諸党派内の動揺分子を鼓舞して政府に参加せしめ、政府内の進歩的分子をして、急速な改組に向わしめることになるであろう。右の金額より少額な援助は目前の危機に必要な効果は持たない。

「他方この借款の性質は、軍事的使用のための直接援助のいかなる負担からも、できる限り遠ざかるものである。

「以上に加えて、中国政府が信頼をかけ、あらゆる経済情報を開放しているブランドフォード氏の如き人物が、マーシャル将軍のモスクワ訪問の直前に米国を訪問できるならば、同氏は米国の財政的、勧告的援助がさらに与えられるかどうか、そしていかなる状態の下にこの援助が与えられるかについて調査を行うことができるであろうと思う。

「私は、はつきりした行動計画を以て継続せられるこの援助は、中国と米国との双方にとつて、特に重要であると考えている。」

この点については、中国経済問題の目前に迫つた危機的様相は、中国の国内的世論、及び一般の信頼の状態と密接な関係があつた。既に述べた通り、この情勢下にひそむ諸要素は、例外なしに極めて好ましからぬものであつた——甚だしく均衡を失つた政府予算、政府支出に対する大きな歳入不足、国内輸送施設の広範な破壊、国内生産と交易の減少などがそれである。一方中国は、金ならびに米ドルの公式の準備としてまだ四億ドル以上を持つていた。個人的の中国市民による外国為替の所有高も多分、少くも同額位はあつたろう。中国政府による国内金売却の停止は、かなりの期間にわたり公の準備金を最少限に動く均衡点以下に減らすことなくして、この公的準備金のうちから重要輸入を賄い得るであろうということを意味したのである。個人所有の外国為替の動員は明白に種々の困難な問題を呈したが、かかる資力を通して、若干の附加的財源が得られるであろうことが期待できた。中国政府はなお日本から接收した重要な産業的財産、特に紡績工業の大部分を所有していた。もしこれを買受人の食指を誘うような條件で公売するならば、これらの財産はインフレーションに対抗する重要な

財源を提供したであろうし、他方、絶望的なまでに不適当な予算、徴税機構の改革にも着手されていた。
さらに中国に対する国外からの援助についての実質的計画は、実施の最高潮にあるか、あるいは中国経済に重大な貢献をなし得る可能性を示していた。中国に対するアンラ計画は徐々に進行していた。これは大部分、中国の受入能力が制限されていたこと、特に上海における配分機構の不適当と、部分的ではあるが、一九四六年秋の米国西海岸における船舶ストライキなどによるものである。計画実施の遅れた結果として、対華アンラ計画は、世界の各地域におけるアンラ事業の停止からかなり遅れて、一九四七年中を通じて実行されるだろうということは明らかであつた。一九四七年中の中国に対するアンラ物資の引渡しについての計画高は、中国諸港において総額三億ドルに達するものであつた。

五千百七十万ドルの米国の貸与法による「送油管」借款（訳註＝一九四五年八月十八日以前に契約され、一九四五年九月二日以前に引渡されなかつた平時的な貸与法による物資を、対日戦勝日後引続き供給するための借款）とカナダの六千万ドル借款は、一九四七年一月までには一部分支出されたに過ぎなかつた。一九四六年の一括売却の協定に基づく余剰資産は、丁度中国に到着し始めていた。承認済みの輸出入銀行の中国に対する諸借款のうち、五千四百六十万ドルがまだ支出されずにいた。一九四七年四月、米国海事委員会は、中国に対して千六百五十万ドルの借款付で、戦争中に建造された余剰商船を売却することを承認した。これらの諸計画は、中国の経済上有益かつ他に売却し得る財源を、継続的に流入させることに利用し得た。

この期間において中国の利用し得る外部的な財源は、中国及び外国からのそれを合せて多額の量に上つていたにもかかわらず、国務省としては、中国に対する援助をさらに追加することが或る程度まで、国民政府に対する中国国民の信頼を強め、政府の少数派諸党派の支持獲得を助けることに役立ち得るだろうと考えていた。

輸出入銀行借款についての考察

一つの可能性は一九四六年にマーシャル将軍が勧告し、当時輸出入銀行が中国に対してイヤマーク（特殊の使途を明記）していた五億ドルの借款の供与であつた。中国に対する借款に関しての、同銀行当局者との協議は、当初否定的な回答に接した。同銀行の見解は、主として中国における諸情勢が、さらに借款を供与するためには、国民政府の能力に重大な疑問を投じていた事実に基づくものであつた。一九四七年四月、マーシャル長官は、特に粤漢鉄路の再建、塘沽新港の開発、若干の炭坑の復興などに対する借款について、国務省と同銀行間に協議を再開するよう指令した。輸出入銀行は追加借款の支拂について、中国の能力に引続き疑惑を持つていること、輸出入銀行の資金を復興の目的に使用することの妥当性に疑問があることを明らかにした。しかし同銀行としては、借款の特別な使途を考慮していることが言明された。

当時中国政府は個々の計画についてではなく、大規模な包括的計画に対する金融援助要請の詳細について準備しつつあつた。このことは四月十二日、南京の米国大使に対して明らかにされた。そして五月八日、顧維鈞大使はマーシャル長官との会見において十億ドルの借款供与を求めた中国政府の指令に基づく要請を行つた。五月十三日、顧大使は国務長官に対して彼の先の言明を総括した非公式覚書を送り、借款を要請している計画についての詳細は、この要請が米国政府にとつて、原則的に受諾され得ることが明瞭になつた時に提出すると附け加えた。

中国の借款要請を原則的に受諾するということは、この要請の詳細に関する情報なくしては不可能なことであると感ぜられた。五月二十二日、中国大使にこの旨が通告された。同時に国務省は中国の要講についてさらに詳細な説明があれば、十分にこれを検討するだろうとの旨を明らかにした。

その後五月二十七日、中国大使はさらに覚書を提出し、中国のために輸出入銀行によつてイヤマークされている五億ドルを一連の復興計画に対する設備、資材の購入用に支出すること、及び棉花、小麥、石油などのような物資の購入用として、さらに三年間以上の間利用し得る五億ドルを議会に要求するよう要請、これを中国内で売却することにより、復興計画の国内

経費に必要な中国通貨が獲得されるだろうと述べた。国務省は中国の外国からの金融援助の必要性については、若干のヨーロッパ諸国のそれとはっきり區別しており、米国政府はこれらの諸国に対しては、援助の提供を積極的に考慮していた。これらヨーロッパ諸国は、その保有する外国爲替資産を事実上完全に消費し盡していたので、重要必需品の輸入を継続し得るとすれば、援助を緊急に與えることが絶対必要であつた。ところがこれに対して、一九四七年半ばにおける中国の外国爲替資産は、中国の最小限度の輸入不足額との関係においては、なお十分なものがあつた。かくて重要商品の輸入継続を可能ならしめる緊急手段として、中国に対する広範な援助計画についての資金支出を、当時において議会に要請し得る正当な理由がなかつたことは明らかである。これは五月二十日、マーシャル長官が議会に対して「本会期中に外国援助資金を要請することは考慮していない」と述べた声明に反映した諸考慮の中にはいつている。議会の承認を求めるよう要請した五億ドルについて、中国大使は右の声明を通告された。

輸出入銀行による五億ドルのイヤマークの更新問題は、すでに考慮されていたが、これは中国大使のこの輸出入銀行借款提供に対する要請とは全く別であつた。輸出入銀行は、中国が明会計年度内にその復興計画に対して、五億ドルを受領し或いは有効に使用し得るとの現実の見通しはなく、イヤマークは六月三十日の期限を越えて、そのまま継続さるべきではないとの結論に達した。国務省はこの決定に同意するとともに、イヤマークの喪失は、中国に対する特別な借款要請についての考慮を排除するものではないとの立場を明らかにしていた。イヤマークの喪失に関連して、輸出入銀行は六月二十七日、次のような声明を発表した。――

「中国政府機関或いは個人的企業に対する借款のために、一九四六年四月に行われた弊行資金五億ドルについてのイヤマークは、六月三十日期限満了となるが、弊行は中国における特別な計画に対する借款の供与については、これを考慮する準備を有するものである。

「弊行はこれまで、巨額な緊急復興借款についての計画を終了すべき方法を講じ、かつ特別な米国の輸出入に対する金融と助成とに関する本來の目的に復しつつある。この中には、一般に外国貿易の拡大に貢献し得るような海外生産企業に対する米国の施設、ならびに技術的奉仕についての金融措置も含まれる。

「いかなる申込みについての考慮においても、弊行は世界の全地域における貸付行爲を規定する基本的諸原則を遵守する。議会によつて定められた政策に従い、弊行は米国の輸出入促進に役立ち、個人的資本と競合せずして、むしろこれを補足かつ奨励し、特殊の目的に対するものであつて、重役会が返済について合理的な保証を有すると判断した貸付のみを行うものである。原則として弊行は、米国内で生産ないし製造された物資、或いは設備の購入と、米国の会社或いは個人の技術的奉仕に対する金融措置に対してのみ借款を供与するもので、借入国における物資、或いは勞働に対する経費とは区別さるべきものである。」

この声明に先立ち、国務省は六月十七日、中国大使に対して、イヤマークの期限満了を認めた決定を通告した。しかし国務省としては、個別的な復興計画について、中国に対する借款を速かに、かつ有利に考慮することを支持する準備があつたことは明らかである。

六月十七日の国務省代表との会談に続いて、中国大使は六月二十七日、輸出入銀行に対し、復興計画についての総額二億六千八百万ドルに達する一連の借款申込みを行つた。これらは優先的に実行されるべきことを示す何らの指示もなく、かつ一般に輸出入銀行の最後的考慮に適当な基礎を提供するに足るだけの金融的・経済的分析の裏付もなかつた。七月三十一日、中国大使は一九四七―四八年間における棉花購入用として、輸出入銀行に二億ドルの借款を要請した。この申入れは一九四八年までは中国の利用し得る棉花供給は、その工場の需要に対して十分であるとの見地の下に、輸出入銀行から拒絶された。しかし同銀行は一九四八年春には、棉花借款の適用について考慮する用意があることを明らかにした。

輸出入銀行が棉花借款の提案について考慮していた当時、重役会における国務省代表は、以上に述べた決定に同意するとともに、五億ドルのイヤマーク喪失が承認された当時の新聞発表が、中国に対する個別的借款に対しては、これを考慮するという輸出入銀行の意向を傳えていたことを想起した。彼はそこで次のような概括的声明を行い、輸出入銀行の記錄に留めることを要請した。

「米国の対外政策上の見地から、国務省は輸出入銀行が、その貸付行爲を規定する諸規則に従い、中国に対する個別的借款について、速かに有利な考慮を拂うよう主張する。国務省は、中国における情勢の緊迫の故にこれに関心を抱いており、米国の対外政策上の見地から、中国に対する経済援助について、至急何らかの声明を行うことは極めて望ましいことであると考える。国務省としては、輸出入銀行重役会が、中国政府或いは個人的企業から提出された個別的借款申入れについて、速かにその考慮を終り、併せて、このような諸計画がどの程度まで輸出入銀行の金融を受け得るのか、その範囲についての決定を行うよう要望するものである。」

昨年の冬と今春初頭にかけて、議会は米国の海外救済計画の提案について考慮していた。これはアンラ事業終了後における各国に対する緊急援助の必要に應ずるために計画されたものである。中国の場合は——若干のヨーロッパ諸国は、これらに対する緊急援助がなければ、重要な輸入品を獲得できなかつたという意味で——ヨーロッパの或る国々とは同一に見られなかつた。しかし国務省としては、目前の消費に必要とされる商品以外の購入に対しても、減少しつつある外国爲替資産を保有し得るよう中国を援助することは望ましいとの見地から、中国をこの計画に含めることの正しさを信じていた。議会が支出を承認した三億二千二百万ドルの中、二千七百七十万ドルは中国に対する計画のため、イヤマークされた。そしてこの援助の提供について、一九四七年十月二十七日、中国政府と協定が結ばれた。この金融に加えて、十二月の補足的支出のうちから中国に割当てられた千八百万ドルは、中国の沿岸諸都市において配給する米、小麥、小麥粉、医薬品の購入に支出さ

れ、これらの諸都市では、国務省の示唆によつて配給制度が実施された。

銀借款に対する諸提案

中国の輸出入銀行ならびに議会借款についての要請に対する考慮と同時に、米国政府は、中国における通貨安定のための最後的手段として、大規模な米国の援助を要請する中国側の試案に当面した。中国政府の急速に増大する歳入不足は、通貨の発行と諸物価を天文学的数字にまで高めた。この救済策として、中国政府は南京の米国大使に対し、米国からの巨額の銀借款の可能性について周到な打診を行つた。これは、借款によつて得た銀を鑄造して流通させ、これを部分的に法幣に代用するとともに法幣に対する安定力たらしめようとする提案であつた。一九四七年六月の第二週に、中央銀行総裁はこの線に沿つた提案について、大使館当局者と交渉を行つた。彼はこの提案が、純然たる試案であり、かつ非公式なものであること、これに関する具体案はまだ作られていないこと、専門的な計画の作成前に、ワシントンからの非公式な返答を望んでいることなどを強調した。同時に彼は、日付も署名もない「中国の通貨に関する覚書」をワシントンに傳達するよう提出した。米国大使はこの覚書の傳達に当り、大使自身が既になしたような「技術的解説の或るものを何となくぞんざいに片づけた一夜漬けのやつつけ仕事」であると記していたが、しかし、大使は中国の通貨事情の悪化にかんがみ、銀の使用に関して、中央銀行総裁から提出されたいかなる推論的提案に対しても、十分な考慮を與えられるよう示唆した。

四日の後、国務長官は、中国に対する銀借款が可能であるかどうか、中国民衆の間に銀貨に対する以前のような信頼感を植えつけ、紙幣に対する不信を取除くことができるかどうかについて、専門家の立場からするスナイダー財務長官の意見を求めた。彼は中国に対する銀借款が、本会期中に議会で好意的に考慮されるとは信じないこと、議会に対してこのような借款を提案する意思はないこと、これらの考慮とは別に、種々の可能性について彼自身の見解を明瞭にしておきたいことなど

を強調した。

マーシャル長官の質問に応じて、財務、国務両省の当局者は、中国の銀借款提案に共同の検討を加えた。彼等は結論を得たのち、一九四七年七月九日付の次のようなメッセージを中国政府に傳達するよう、米国大使に発送した。

「中国通貨安定のための借款は、現段階においては可能でないと考えられる。ワシントンでは銀貨の再流通が終局的にも通貨安定の手段となり得るかも知れないことを認めている。しかし、(一)いかなる貨幣制度も、歳入不足における巨額の支出に対しては認むべき効果は擧げ得ないこと。(二)中央銀行總裁の覚書に示された提案の示すように、もしこの提案が採用されるならば、法幣からの逃避は一層甚だしく顯著となる可能性があることが考えられる。」

この見解はその後、財務省によつて確認されかつ詳述されたが、これはマーシャル長官の質問に答えるものであり、次のように述べている。

「財務省としては、現在のような状態の下に、中国で銀貨を流通させようとする提案には、ほとんど價値がないという見解をとつている。この提案には、一九四二年の金売却計画の際のような不正利得と情実に対する機会を伴うであろう。紙幣價値の下落は政府の銀貨のストックを涸渇させ、その大部分は直ちに死藏されることになるだろう。このような情勢下に銀貨を紙幣に代用する計画の完成には、不可能なほど巨額の銀貨を必要とすると我々は考えている。中国政府の提案のように、部分的に銀貨を流通せしめることはまた、銀貨の流通前より一層急速に紙幣價値の下落するような形勢を実際にもたらし、政府の財政状態悪化を促す可能性が存在する。いかなる形にせよ米国政府が、銀貨についての最初のストックの提供に関係することは、新通貨の発展につれて必要となつて來る銀を、さらに大量に供給する道義的責任を負う結果となるであろう。

「目下の貧弱な世界銀市場においては、中国における銀貨再発行についてのいかなる計画も、必然的に銀價格の騰貴を招

き、おそらく五億ドルに達する銀調達に対する支出を招くであろう。假令、現在流通している紙幣が完全に銀貨によつて置きかえられたとしても、中国政府の予算が均衡を得、中国政府はその歳入不足を賄うために、再び紙幣発行の手段はとらないだろう、というような兆候も現在のところ全然見られない。

「中国の基本的困難さは増大する通貨の不安定の結果であるというよりは、むしろその原因をなすのである。私はこの問題について詳しく説明する必要を感じない――紙幣の継続的増発によつて賄われている巨大な政府の赤字と、国内に平和を欠くことが、中国の諸問題の根源である。我々の見解では、広範な国内の改革計画が実施された時こそ、中国の幣制改革の好機なのである。この際銀貨を再発行することは、利益と不利益とを伴うもので、これは現存する諸情勢と、他にとられるべき金融的、通貨的措置に照らして檢討される必要がある。」

増大する中国の経済危機

この間中国の経済情勢は悪化し続けた。一月の緊急措置によつて、インフレーションに対する最初のブレーキがかけられた後で、諸物價は再び上昇し始めた。八月までに上海の卸売物價指数は、二月の平均指数の三倍以上となつた。そして一米ドルの公開市場價格は四万五千元となつた。九月から十月にかけてこの上昇傾向は何ら抑制されなかつた。政府の予算及び会計上の手続について、インフレーションの原因となつている諸條件を改めるに必要な最小限度の改善についてすら、何ら眞剣な努力が拂われなかつた。

同様にして、中国の保有する外国爲替資産の浪費も続いた。十月までに政府の金ならびに米ドル準備は約三億ドルにまで低下したと推定され、これらの完全消耗を避け得る見通しはなかつた。個人所有の外国爲替は引出されなかつた。輸出入問題に対するより現実的な方法として、融通に富んだ比率公定政策をとるために、八月には、米ドル交換比率釘付けの原則を

放棄した。しかしこれは当初輸出に対する彈力性を與えただけで、交換に關する政策は、多少窮屈な公定比率についての以前のやり方に還つた。

中国経済の或る部分では発展が見られた。食糧生産は増加し、紡績工業は一九四六年よりも高い生産を示し、船舶工業も完全に回復した。これらの發展は不幸にも内戰の拡大、国内輸送設備の拡大し続ける破壊、国内交易の遁減などによつてより大きく相殺された。

この段階においては、中国経済の漸進的悪化の過程におけると同様、以上のような傾向を食止めることのできるのは中国政府側における積極的な行動のみであつた。この時までに内戰は取返しのつかぬ拘束となつていた。戰争を効果的に遂行するためには、政府の経済機構に思切つた検討を加える必要があつた。特に緊急に必要とされたことは、軍事費支出の統制、インフレーションを伴わない歳入源の発見、これまでの外国の援助計画によつて流込む資材の浪費に終止符をうつ措置などであり、就中、大規模な軍事行動の要請としつくり合う国家的経済計画の展開であつた。

これらの方向を指す措置は明らかにただ中国政府だけの責任に属するものであつた。同時に国務省としては、假令あらゆる実行可能な手段が中国政府によつてとられたとしても、重要な結果を期待し得るまでには、なお合間があるだろうということを認めていた。このように悪化しつつあつた経済情勢こそは、全般にわたる概観のうちで最も重大な意味をもつ部分であり、マーシャル長官を驅つて七月に、トルーマン大統領に進言して、ウェデマイヤー将軍の手による包括的な調査を求めさせるような結果を生んだのである。

二、中国援助計画に関する米国側の準備

序言

一九四七年半ばの数ヵ月間、国務省は「国際通貨金融問題に対する」国家顧問委員会とともに中国の貸借決済尻に関する調査を行つていたが、これは中国援助計画に関連して使用される可能性があつたからである。一九四七年の九月までに中国政府の外国爲替資産は、一九四八年初頭までには、経済活動の最低水準を維持するに必要な輸入を賄い、沿岸諸都市の治安を維持するためには不十分な程に減少するだろうということが明らかになつた。この観察は当時中国政府の利用し得る外国爲替資産（中国政府の報告によると、一九四八年一月一日現在における金ならびに米ドルは、ほぼ二億三千四百万ドルであつた。）は軍需品の輸入と、現在の貿易尻の維持に必要とする最低額を示しているという信念に基づいたものである。控え目に推定して、中国人の個人的な金銀その他の外国爲替資産は少くとも五億ドルに増加したと見られていたが、これらの資産を、中国の外国爲替に関する地位を支持するために動員するということはとてもあり得ないように見えた。

議会に対するマーシャル長官の進言

急速に減少しつつある中国政府の外国爲替資金に代るべき中国の必要とする資金を考慮して国務省は一九四七年十月に、翌一九四八年前半の会期中に議会に提出するため、中国に対する経済援助計画の立案に着手した。これは外国からの援助追加が中国の経済問題を救い、或いは救い得るだろうという前提に基づいたものではなかつた。むしろこれは中国政府を援助し、これによつて中国政府がその地位の根本的改善に向つて措置を講ずるよう、さらに重ねて機会を与えることが必要であるという見解を反映したものである。十一月十日、上下両院の合同外交委員会における言明で、マーシャル国務長官は、議会に向つて、中国に対する援助計画を提案しようとする国務省の意向を次のように表明した。

「中国における情勢はますます、我々に深い懸念を起させる。内戦は拡大し、激しさを増している。中国共産党は武力をもつて中国の廣範な地域を支配しようとしている。

「米国及びその他の世界の国々は、国民政府を中国の唯一の合法的政府と認めている。中国の政府と国民だけが彼等の基本的諸問題を解決することができ、かつ中国のために極東における主要な安定勢力としての正当な役割を回復することができるのである。それにもかかわらず、我々は、これを援助することもできる。我々は中国との友好ならびに国際的協力についての長い不断の記録にかんがみて、中国政府とその国民に或る経済的援助と支持を與えるべきである。」

翌日上院外交委員会における説明で、マーシャル長官は中国援助計画に伴う資金に関する質問に答え、「目下はつきりした推計は極めて困難であるが、暫定的にいつて一ヵ月二千五百万ドル、総額三億ドル前後であろう。」と述べた。翌日の下院外交委員会における説明で、マーシャル長官は中国情勢について次のように述べた。

「それは極めて決定的なものであり、その際我々は、どうすれば、投資が與えられた状態で七〇パーセント有効に使用せられる可能性を以て、利用せられる――私はそうするつもりだが――ようにする一つの方途を勘考しようと試みることに、最大の困難が見出されたといつた風なものである。

「いま我々が実施しようとしているのはこの方策である。我々は、輸出入銀行のような通常の機関を通じては、我々が援助となり得ると考えるような或る種の事業を、中国で進捗させる何らの基礎も見出すことはできない。私はこれを、私が今朝申し述べたことに附加するものである。かくして、議会がその持分にふさわしい行動に出ることが必要となりつつある。極めて簡單に言うならば、我々は、中国の海外からの輸入計画に関連して、中国の通貨事情の悪化を食止めるためになし得るところを見ようと考えているのであつて、これは中国側が金融情勢の回復に或る種の方策を講ずるだけの合理的な行爲を自分の方で、また、甚だ精力的な行爲を自分の方でする機会を彼等に與えるようにしたいと思つている。」

一九四七年十一月十七日付張群行政院長の要請

十一月十七日、中国行政院長張群氏は次のような書簡を国務長官に送つた。

「貴下がヨーロッパならびに中国に対する援助に関する原案作成の重責を担われているが、この時に当り、私は貴下の考慮に供するため次の書簡を送る必要を感ずるものである。私は六ヵ月以上にわたり行政院長の職に任じて來た。私は蔣介石主席ならびに私の同僚達が遂行している戦争の終局に関して決して絶望してはいないが、今日の軍事経済情勢が、私の就任当時よりさらに重大化していることは率直に認めなければならない。政府軍は山東半島を奪回し、これによつて中共軍から一つの根拠地と供給基地を奪つたが、撃退され分散した中共軍部隊は、以前よりもさらに廣大な地域で行動している。この事実はさらに大なる軍事的努力を要求するのみならず、新しく、かつ緊急の経済的措置を必要としている。さらに満州における政府の地位は、もし余りにも長期にわたつて守勢に止るならば、軍事的にも政治的にも支配の外におかれる可能性がある。これは何故に中国側に緊急支援と長期の援助計画を求める声が起きているかを説明するものである。私はこの要望がいかなる形式、或いは言葉によつて表明されるにせよ、貴下はこれを理解と同情とをもつて受取られることを確信する。貴下に対してこの書簡を送るに当り、貴下が過去において極めて寛大に、かつ現在も引続き拂われている努力を、中国が賞美するよう盡力すべき私の職責を十分に痛感している。」

この書簡に対して、国務長官は次のように返答した。

「中国の現状に関する貴下の見解を明らかにした十一月十七日付の書簡を感謝する。王世杰博士が確かに貴下に語つた通り、我々は八ヵ三分の一飛行隊計画を完了する手段をとりつつあり、装備に関する限り、なおこれを利用し得るものであ

る。また我々は中国が太平洋諸島における弾薬類を、米国内における製造家からすると同様に購入し得るような取極めを行いつつある。

「中国に対する経済的金融的援助計画は、議会に提出するよう準備をしている。

「貴下の直面する特別の困難と中国の求める必要の大きさにかかわらず、我々が中国及び米国その他における諸條件によつて課せられた制約内で、あらゆる可能な援助について努力していることを了承されるものと確信する。

「私は貴下に対する挨拶とともに、私の力の及ぶ限りの援助に努力することを保証するものである。」

一九四七年十一月二十一日、二十四日付中国政府の要請

十一月二十四日、ワシントンの中国大使は、米国の援助要請に関して三日前に南京の米国大使に提出された非公式の覚書を引用して、次のような覚書を国務省に提出した。

「(一) 中国政府は、米国政府が中国に対して経済的金融的援助を与えようとしていること、速かに実施に移すために具体案を考究中であることについて述べられたマーシャル国務長官の言明を歓迎する。中国が財政的経済的崩潰を避けるためには、かかる援助は極めて必要である。

(二) マーシャル国務長官は、米国の援助形式は三億ドル訓令のうち六千萬ドルが一九四八年六月三十日以前に利用されるべきこと、そして決定的な提案は明年一月に議会が開会された時、用意されるよう希望していること、を暫定的に明らかにした。このような援助の見通しについては満足すべきだが、極めて最近の資料によると、金融情勢の重大な悪化によつて緊急援助が直ちに必要とされ、明年春まで待つことはできない情勢にある。これらの資料は十一月十八日、南京の米国大使を通じて、非公式に米国政府に提出されている。よつて中国政府は、以下に示す総括的計画についての立案が完了す

るまで、米国政府が中国政府の国際貿易尻決済上の不足を補うための議会暫定緊急援助の供与を可能ならしめることを至急要望するものであり、この不足額は明年一月以降少くとも一ヵ月二千五百万ドルの割合に達するであろうと思われる。

(三) 中国における現在ならびに將來の情勢に対処するためには、広範かつ愼重に用意された計画を必要とし、この計画において国外からの援助と、自助についての国内措置が密接に一体化されるべきことを中国政府は十分に認識している。直ぐにも必要なのは緊急援助とインフレーションを抑制し、破局を防止するための行動とである。しかし中国にとつて国内改革の根本的計画に着手すべき時期が來たこともまた明らかである。この計画には通貨ならびに銀行、政府の歳入歳出、軍隊、外国貿易、土地政策ならびに農村の狀態、重要産業と交通ならびに行政方法などについての改革が含まれるべきである。八年間の戦争中の災難と損害及びその後の中共の反乱の結果、中国は援助されることなくしては、かかる計画を実行できないことになつている。よつて中国政府は、米華協力の長い歴史にふさわしく、この計画の実行について米国の物質的技術的援助に頼り得ることを希望している。

(四) 暫定的緊急援助に関する協議と、前述の方針に関するより以上の行動についての計画を立案するために、中国政府はワシントンに小技術代表團を送るか、或いは米国政府から同様の代表團を南京に迎える準備を有つている。

「以上に述べた見解に関して米国政府が至急に回答を寄せられるならば、中国政府の感謝にたえぬところである。」

国務省は中国の要請に対して次のように回答した。

「国務省は一九四七年十一月二十四日付の中国大使からの覚書に対して、同情的考慮を拂つている。そして経済回復に対する有効な計画に貢献するために、米国の援助が国内的自助計画と一体となり得るような諸方策を支持すべく希望している。

「一月十三日の国務長官と中国大使との会見に際して行われた言明に従つて、国務省は一月の議会に提出する具体案の作

成を積極的に進めている。この提案の各部門について、両国政府が早期に協議を行うべきことも考慮している。この際もし中国政府が希望するならば、米国は小技術代表團がワシントンに來ることを歓迎するであろう。」

スチュアート大使の評釋

中国援助計画の作成中に、スチュアート大使は一九四七年十一月二十四日、次のような適切な一般的評釈を国務省に送つた。

「私は内戰における精神的・人的諸要素の若干についてさらに評釈を加えることを光榮とするもので、これらの諸要素は急速に悪化する軍事上・財政上の諸傾向の中にその姿を一段とはつきり現わしつつある。中共の組織者達は、その主義に対して熱狂的信念を持ち、勞働者と、広い範囲の軍隊と地方人民とを鼓舞して、その正当と実際上の利益と、終局の勝利とを信じさせることができる。これに反して中国政府の使用人達は、愈々益々士気沮喪し、敗北主義者化し、その結果として、無頓着となるか、或いは無節操な利己主義者となりつつある。これが中国政府の主なる據りどころとなるべき自由主義分子を、さらに益々遠ざけつつあることはいうまでもない。政府の高官達さえ希望を失いつつある。軍隊の士気に対する影響も多大である。彼等は悲劇的終局に向つて漂いながら、避くべからざる結末を少くともひき延ばし得るものとして、米国の援助にすがりついている。そのような金錢的援助が爲し得るところはそれ位のものである。もつともそれと同時にもしも国民党指導者達の間に支配的な目的、神聖な使命、国民の救済などに関する一つの新しい観念が生れ出て、それが挑戰的なスローガン（口号）のうちに自らを表現し、彼等を新鮮な熱情に喚び覚まし、彼等を導いてその個人的な恐怖や野心や嫉妬を忘れ、より大なる、より多く沒我的に打込む甲斐のある大義のためにそうさせるからいいようなものの、それがなければただ外部からの金錢的援助のみの爲し得るところは知るべきのみである。私から見れば、この理想は二つの点

を強調することにより、彼等に勧説することができるように思われる。

一、自由　共産党の支配下には思想または行動の自由は絶対に存在し得ない。経済的安全の方策から生ずる滿足は党の指令を默つて受取ることを條件としている。その熱意は大部分いつわりと悪意に充ちた示教から生れたものである。もし国民党がこれを暴露する宣傳者の価値を認め、表面的な破壊活動の危険を冒しても、言論、出版、集会の自由を保証する政策をとつて極端な反対の立場に立つならば、国民党は他の何者も及ばぬ位に知識階級の忠誠をかち得るだろう。新聞社、学校或いは政府機関内においてすら存在する共産党の出店の眞に有害な煽動も、当該各單位内の建設的分子にとつては、これを放任しておいても安全である。国民党のこの問題に対する攻勢的思想的、戰いは大きな効果を生むであろう。しかし中国政府としてはこのために、冒険的な飛躍を行わねばならないし、またその秘密機関とその他の彈圧的機関に頼ることを止めなければならない。

二、民生　有名な三民主義の第三項目にある民生は、言論或いは出版物において常に尊重されている。中共はこの実現についてはるかに進んでおり、これと比較して中国政府は悲しむべき狀態を示している。中国政府は絶えざる外国との或いは国内の確執をくりかえしたことは事実である。しかしその諸困難を十分に參酌しても、今日までの記録は極端に不名譽なものである。しかし中国の共産化を欲しないあらゆる人々を、よりよい地方政治を実行するように中国政府を支援する運動に参加させることができれば、革命運動を再興させることができ、これは直ちに政府官吏の間の不正と無能を攻撃し、共産党の無茶な破壊的政策を攻撃するであろう。この二つはともに反逆的、非愛国的活動の現れということができるもので、中国を愛するすべての人々によつて外敵として反抗され、驅逐さるべきものである。

「米国の援助は、民主主義に不可欠な自由についての双生兒的の利益と、中共の侵入に対する唯一の楯である經済的幸福を得させるよう、政府地区の民衆を援助するという希望に基礎を置くことができるだろう。もし米国の援助が中国政府が

その国民のために、これら二つの目的を獲得しようと心から決意することを條件として與えられるならば、これは何よりもまず新しい希望を與えるもので、政府の指導者達はこの希望なくしては、その精神的沈滯から殆んど回復することはできない。これはまた我々にとつては、それぞれの段階で進められて來た極度に必要とされる援助を提供するか、或いは反動ないし破壞的勢力が頭をもたげた時には、いつでもこれを停止する上に強力な挺子の作用を與えるであろう。——」

米国の対華援助に関する若干の根本的考察

一九四七年十二月二十二日、中国政府はスチュアート大使に対して、「米国の対華援助に関する若干の根本的考察」と題する次のような覚書を手交した。

一、米国の中国援助計画は四年間の長期計画たるべきで、その目的は、通貨改革を含めて、政治的経済的安定を得るよう中国を援助することである。この目的を達成するために、米国からの救済復興資金は、第一年度に五億ドル、第二年度に同額、第三年度に三億ドル、第四年度に二億ドル、総額十五億ドルを必要とする。

二、この計画に基づいて得られた救済資金に関しては、中国政府は米国によつて供給された救済物資の価格と同額の資金を中国通貨で支出する。この資金は生産に利益し、インフレーションを抑制する用途に支出される。この資金の支出計画を立案するために、米華両国間で協議と協定を行うべきこと。そして米国政府には現実の支出に関する十分な情報が提供される。

三、中国はその意思に基づいて、財政、通貨、その他行政上の諸改革の立案を援助せしめるために、経験ある米国人を雇うであろう。中国はまた若干の建設的事業の遂行に参加せしめるために、米国の技術的専門家を雇うであろう。中国政府は適當な機会に前述の意向を米国政府に表明するとともに、かかる人物の選定を援助されるよう要請する。但し、これ

らの人物の雇入れは、中国の主権と行政上の実権の侵害を避けるために、中国政府に国際的法律義務を生ずるようなものではないこと。

四、米国の中国援助計画は、ヨーロッパ援助計画に規定される條件以外に何ら政治的條件を含まぬこと。他方ヨーロッパ援助計画に規定される條項は、実行可能なものについては中国にもこれを適用すること。

五、軍事的装備ならびに彈藥類の供給に関しては、借款の形式で米国政府から余剰物資その他の軍需品を購入することを中国に認めること。かかる借款総額は、一九四八年に対して暫定的に一億ドルと推計される。この種の物資購入表の提出に先立ち、中國政府は駐華米国軍事顧問團と協議するであろう。」

ワシントンにおける中国代表との協議

一九四七年の最後の四半期に、中国援助計画についての準備と並行して、国務省当局者と、援助計画の起草に技術的援助を行うためにワシントンに來た二人の中国政府代表との間に、しばしば協議が行われた。この二人は、二十余年間にわたつて中国政府財政部顧問をつとめた米国人アーサー・ヤング博士と外交部特別代表李幹博士である。彼等との間に行われた米国の中国援助に対する中国側の計画の協議に際して、国務省は、中国政府による金融・経済・行政的改革に関する「拙速的措置」の実行を重視していることを強調した。米国の援助の効果を最大限に発揮するために、予想される米国の援助の供與に先立ち、またこれと並行して、速やかに実施する見通しの下に、これらの措置を直ちに準備することを中国政府に説くよう、ヤング、李両博士に勧告された。

一九四八年一月、中国政府は国務省の招きに應じて、ワシントンに小技術代表團を派遣した。この代表團は前中国中央銀行総裁貝祖詒氏を團長とするもので、中国援助計畫の作成に関して、国務省その他の機関の代表としばしば会見した。同代

表團は、中国経済の困難と中国政府によつて実施されようとしている対策に関する説明を提出して、国務省代表の検討を求めた。

一九四八年一月二十八日付の張群行政院長の声明

一九四八年一月二十八日、中国行政院長張群将軍は、行政、財政、経済の各分野において、徹底的な改革に着手すべき中国政府の決意を表明する声明を廣く公表した。その声明は次の通りである。

「八年以上にわたる戦争の災難と損害及びその後の中共の反乱の結果、中国は前例のない経済的困難に直面している。これらの諸困難を克服するために、中国政府は米華友好の長い歴史にかんがみ米国に対して経済的技術的援助を要請した。中国政府は暫定援助法案に中国を含めたこと、中国に実質的援助を与えるために、今期議会の開会中に速やかに措置をとることについて明らかにされた米国政府の意向を満足をもつて注目している。中国政府は、外部からの援助から最大限の利益を確保するためには、自助に関する国内措置について、適切かつ実行可能な計画が必要であることを十分に認識している。この計画は当初は目前の重要性を持つ財政的、経済的方策に重点を置き、その後或いはこれと並行して、一般行政ならびに軍事的再組織の分野における他の諸改革が行われるであろう。中国政府の着手せんとしている財政経済上の措置は、次の通りである。

一、政府の支出を中国法幣ならびに外国通貨の両方を含めて統制し調整し、以てあらゆる実用上の節約の効果をあげる。

二、国家、省及び地方の税制と行政との改良、それにより生産を増加すること、ならびに租税負担を最もよく拂う能力ある経済團体にかけることの二重の目的を達する。

三、職務遂行上、より大なる効率を保証するという見地から文官ならびに将卒の待遇を漸次向上せしめる。同時に政府人員を漸減する計画も実行される。

四、投機と物価の異常な上昇を抑制する目的をもつて、重要な日用必需品の供給に対する統制を強化拡大する。

五、外部からの援助の最大限の効果を保証するために、より安定せる貨幣制度の基礎を作ることにあらゆる努力を行う。

六、中国中央銀行に対する統制の集中と、反インフレーション政策の維持を通じて、銀行、信用制度を改革する。

七、輸出工作に対する障害を排除して輸出を促進する。

八、輸入統制の改善、但し事情が許すや否や直ちに緊急統制策を改正する。

九、農業生産と農村狀態の改善、或いは中米華農業委員会の勸告の如き、速やかに実行し得る勸告の適用によつて、土地改革に関する改善を行う。

一〇、生産の増加、ならびに変態的な輸入に対する依存度の減少を行うために、情勢の許す限り徹底的に交通と重要産業との復興を計る。

議会に対する中国援助計画の提出

関係各省との協議の下に国務省によつて行われた或る期間にわたる詳細な立案及び国家顧問委員会による検討を経た後、中国に対する経済援助計画は、一九四八年二月十八日、トルーマン大統領によつて議会に提出された。計画の提出についで大統領の特別教書が発表され、国務長官は二月二十日、下院外交委員会でこの計画を支持する言明を行つた。同時に米国大使は米国の援助に関して提案された計画の目的を明らかにするために、中国において声明を発表した。この計画は一九四九年六月三十日までに支出さるべき五億七千万ドルの計上を要求したもので、およそ十五ヵ月にわたる期間は、議会の手続に必要な時間を考慮したものである。この計画は、総額のうち五億一千万ドルが、主として食糧や工業製品のような重要民間

用物資の最少限の輸入を賄うために使用され、残り六千万ドルは一九四九年六月三十日以前に着手さるべき、或る選定された産業・交通復興計画用に向けられるものであることを示していた。

中国援助計画を議会に提案した後、国務長官は両院外交委員会に対して次のような声明を行つた。

「私は諸君が、この問題に関する最初の説明に際して、私が提出した中国側の計画の大要を熟知されているものと思う。この問題には直接関連を有する多くの事柄があるが、これを公けの記録に止めるために述べることとは、米国として特に中国政府の利益ではない。軍事ならびに経済部門において、中国政府を失敗に導いた多くの要素について公けに述べることは、假令それが正確なものであつても、中国政府とその軍隊の士気にとつて破壊的なものとなるであろう。のみならずそれは、現実に中国共産党、特に中共軍の士気を助長し、鼓舞さえもするであろう。従つてこの問題に関して公けに率直な説明を行うことは極めて困難なことであつた。

「この問題に関する軍事的方面を考察するに、一九四五年の対日戦勝日以來中国政府は、実際いずれの米国当局者の見解によつて見ても、武力によつて中共軍を征服することはできないような軍事情勢に直面していたことは明らかであつた。地理的にも政府側には全く勝目がなかつた。――ゲリラ部隊に容易に退路を与える、山脈に接した、数千マイルの交通線、容易に破壊される数多くの弱い渡河点とトンネル、政府軍の最大弱点を狙つて任意の場所にゲリラ部隊を集結するゲリラ戦法の戦略的戦術的特徴、かくて、すべての地点をカバーする政府軍の軍事的必要は、却つてすべての地点を奇襲に対して弱くかつ脆いものにしたのである。

「蔣介石とその高級軍政幕僚は、問題を解決し得る唯一の手段は武力であることをたえず主張した。私は努めて、武力によつて事態を解決することは彼等の能くし得ることではないことをしばしば彼等に説いた。この勝負は彼等にとつて全く勝目がなかつた。のみならず政府の高級指導者の間には、明らかな不適任と広く拡まつた腐敗があつた。その結果として

の政府軍の士気の低下は、軍事情勢上の極めて重要な要素の一つであつた。

「これまで我々は、中国政府の軍事的受取つた計画を支持すべきであるとする米国政府に対する多くの提案を受取つた。しかしこれは、言うは易しく実行は極めて困難かつ危険なことである。これは米国政府に種々の義務と責任を伴うもので、私は米国国民は事情を知つて、決してこれが受入れないだろうと確信していた。我々は米国が中国における武装的努力に故意に加わることは、或る可能な結果を生むこと、そしてたとい巨額な財政的支出であつても、この結果に必然的に伴う他の責任と比較しては、むしろ意とするに足らぬものであろうという事実を見逃すことはできない。

「これまで私は政府軍について述べて來た。他方中共軍は恐るべき破壊をもたらし、事実上中国の経済を破滅せしめた。経済破壊を強いることは、彼等の公然たる目的であつた。軍事の発展については一九四六年の夏と秋に、私がしばしば率直かつ余儀なく中国政府に予言したところである。中国政府の失敗は私の予想した以上に悪かつた。

「我々は対日戦勝日以來、中国に重要な援助を提供した。軍事的援助の中には、米国の施設をもつて中国政府軍を中国西部から華中華北の主要都市へ、或いは日本軍地域の再占領のために、沿岸地点から満州への門戸港に輸送したことが含まれている。対日戦勝日当時、米国は中国軍三十九コ師を大部分装備し、その一部の訓練を行つた。これらの師団を完成し消耗した装備と取換えるために、追加装備が中国側に譲渡された。中国政府に対する武器貸與援助は七億ドル以上に上つた。中国政府は中国本土（長城以南）と台湾において、約百二十三万五千名の投降日本軍の武器と装備を得た。中共はソ連の直接間接の默認の下に、満州において大量の日本軍の武器を獲得した。満州における投降日本軍の数は七十万名と推定されている。

「国民政府はそれ自身の兵器工場を所有しており、これは米国の標準からいつては小さいものであつたが、その軍事的潜勢力に有効な追加となることを示していた。日本が武装した中国の傀儡軍は、七十八万名と推定される大量をもつて、そ

の装備とともに中国政府に引渡された。

「公法五一二号に基づいて、米国は九十七隻の艦艇を贈與として中国海軍に提供し、これらの艦艇を操縦する中国海軍要員を訓練した。米国軍事顧問團は、南京において組織と訓練との事項に関して幕僚並びに中国政府に勧告と援助を行つたが、今は台湾で師團並びに中国軍隊の訓練に参加している。

「米国陸戦隊は対日戦勝日以後、約五万五千名を華北に上陸せしめた。日本軍の武装解除に加えて、陸戦隊は華北、華中における重要産業地域に対する適当な石炭の供給を確保するため、一九四六年九月まで華北における鉄道と炭坑の警備に当つた。一九四七年春と夏の撤退に際して、陸戦隊は軍需品を含む若干の軍事的資材を中国政府軍のために『放棄』した。米国陸軍ならびに陸戦隊は約三百万に達する日本の軍人及び文民を、中国から送還することに大きな責任を有していた。

「我々は余剰資産に関する取極めの下に軍需品を供給し、中国は商業的にも若干の軍需品を購入した。最近の数ヵ月、中国はその需要に適した米国の軍事的余剰物資の大部分に対して、在外資産清算委員会と契約を結んだが、これには弾薬、輸送機、その他の軍需物資が含まれている。余剰資産に関する取極めに従つて、ハワイと太平洋地域に残存する利用可能な弾薬類を中国に売却する取極めが目下完成されつつある。

「必要な契約の完成が著しく遅延したのは、主として、中国側関係官が時を稼ぐ計略を用いて、米国側当局者が同意しようと思つていたよりも、さらに大きな値引きをさせようと頑張つたことから來ていた。

「民間方面については、多くの商船が中国政府に譲渡され、中国経済に価値のある大量の民需物資が、余剰資産についての取極めによつて、これを得るに必要な経費の僅かな部分にしか当らない価格で、中国政府に売却された。輸出入銀行は復興の目的と棉花の購入に対して中国に借款を與えた。米国は中国に対するアンラ計画の主な割前に寄與している。対日戦勝日から今日に至るまでの承認された米国の援助は、余剰物資の売却を除いて總額十四億三千二百万ドルに達し、少く

ともこの半ばは軍事的援助であつた。

「中国政府は他の諸外国からも援助を受けている。アンラ計畫の米国以外の国の割前と、若干の外国借款は總額約二億五千万ドルに達する。中国政府は、一九四五年当時の価格でおよそ財産三十六億ドルと推定される中国における日本の工業その他の財産を得た。(この数字は滿州における日本の所有財産については、ソ連による撤去、内戰及びこれに伴う損害、戰後の一般的管理不良などに基づいて、五十パーセントの価値の減額があつたものと見ている。)

「前述したすべてのことは、少くとも私にとつては、もし中国政府にして、中共軍及び農業上の諸政策に対処しようとするならば、多くのことを中国政府自身がなすべきである——他の何人もこれを彼等のためになし得ない——ことを意味しているのである。それはまた同時にわが政府としては、一度び中国における内戰の遂行に対し、或いは中国経済に対し、ないしは、その双方に対して直接的な責任をとるような義務を引受けるならば、不測の範囲にまで米国の資源を喪失するような結果となるから、そんな政策に深入りしないよう、十分注意すべきことを意味している。

「この問題の考慮に際して私の指摘したいもう一つのことがある。共産主義者の影響が何処に集中されようとも、我々はいわば眞正面から直ちにこれに対処すべきであるとする傾向があることである。私はこれも最も賢明ならざる手段であろうと思う。それは我々が事実上共産主義者に主導権を渡すことになるからである。彼等は、かくして、我々の影響力に水を混ぜて極めて薄弱なものにしてしまい、いかなる点においても、我々の影響力が何ら特殊の効果をもたないものにさせることもできるわけだろう。

「我々は現在の中国政府が、中共軍に対しても、或いは国内に発生するかも知れぬ他の反対派に対しても、自己を維持することに成功しないという可能性に直面する覚悟が必要である。しかも上述したところから唯一つ結論し得ることは、中国の現政府は、中国共産党を、中国において完全に無視し得る要素にまで弱化させることは明らかにできないという事実

である。極めて近い將來にこの目的を達成するためには、米国にとつては広くかつ恐らくたえず増大する規模において、中国政府の軍事的努力と中国経済とをともに保証することが必要となつて來るのであろう。米国は実質上中国政府を引受け、その経済・軍事・行政事項を管理する準備をしなければならない結果となるだろう。

「中国の主権侵害に対する中国人の強い感受性、すべての中国人の間の民族主義に対するはげしい感情、必要な有能な米国人を大量には得られない事実は、右のいかなる解決策にも強く反駁している。このように重大な行動をとることについての最後の費用を見積ることも不可能であろう。これは長い將來にわたる継続的行爲となるだろう。これは米国政府に、実際的に見て手を引くことの不可能なような継続的行動に深入りさせることになるだろう。そしてこれは中国を国際的紛争の舞台とすることによつて、米国に重大な結果をもたらすだろうことは、極めてあり得ることである。中国の経済ならびに中国政府の軍事的努力を裏書せんとする試みは、米国経済に対する負担を意味し、また米国政府のとるべき行動の方向として、私の進言できないような軍事的責任を意味するものである。

「一方我々政府の行政部当局にあるものとしては、中国に対する援助を強く望んでいる。実際私は帰国以來、中国情勢についてはたえず苦慮し、かつ迷つた。我々の苦勞は感情的見地に立たずに、議会に対して合理的にその正当さを示し得るような一つの方策を発見することにあつた。一つの経済的計画を立案し、国家顧問委員会のような種々の政府の出先機関或いはまた当然に予算局などを納得させるためには、長い間の苦闘がなされた。これらの各機関においては、彼等は当然に十分事実に即して行動するものでなければならなかつた。

「我々は既に過去の行動と一般的国民感情とによつて、中国における災難を緩和するために、我々のなし得ることをなし、中国政府ならびに国民に対して、彼等自らの方法で中国の問題を解決する可能性を与えて來た。中国政府に対する信頼が完全に欠けていることを明らかにし、その援助要請を唐突に拒否して、中国政府の困難さを増すことは、米国の利益

に反するものであろう。中国の士気に及ぼす心理的影響も極めて有害なものであろう。

「我々は、我々の議会に提案している計画が、経済悪化の加速度的傾向を抑えることに役立ち、事態安定の基礎を築く一層の機会を中国政府に与えるだろうことを希望している。このような情勢の下において、現存するあらゆる不利な要素を十分に認識しつつ提案されたこの経済援助計画は、米国の利害関係によつて正当とされるものと考える。

「米国の中国に対する援助計画は單に上述の諸点のみならず、他の重要な諸要素との関連において考慮されなければならない。

「中国は予想され得る將來において、第一級の軍事的国家たらしめるような原料及び工業資源をそれ自身としては持つていない。中国は現在社会的政治的革命のさ中にある。この革命が完成されるまでは――それは長い時を必要とするであろう――中国に速かに強国に発展することを許す十分な安定と秩序が樹立され得る何らの見通しもない。さらに米国の利害の側に立つていうならば、我々は経済的にも軍事的にも、現中国政府の打ち続く失敗を引受けることはできないのであつて、寧ろ我々が今や共産主義者の脅威に対処し、或いはこれを防止することに成功し得る合理的な機会を握つていような、もつと重要な他の地域、即ち自由な制度の傳統をもつた西歐の重要産業地域に我々の力を傾倒すべきである。

「中国における問題は極めて複雑である。中共は彼等の行動を、現勢に変化を求める民衆の要望に関連せしめることにかなりの程度成功している。これに反して、現在の中国政府がその傳統と方法とをもつて、この一般的要望を充たすとか、或いは中国大衆を滿足させて、より以上の暴力と民衆の反抗とを防ぐような諸條件を作り出し得る兆候は何一つとしてない。

「私は自身の個人的経驗から、多くの中国青年や大学卒業生が中共に投じたのは、中共の思想に賛成したためでなく、中国政府の官吏の間の腐敗に完全に嫌気がさしたためであることを知つている。これらの青年の見解によると、中国共産党

は一般国民のために何かをしようとしている、そして何人も中共の指導者或いは役員の個人的不正について非難していない。このような理由からいえば、中共軍の場合はかならずしも全部同様には考えられないものがある。私は最近満州その他の場所の我々の代表から報告を受けたが、それによると、かなりの集團が中共軍の列に投じているのは、彼等が政権を握つている政党、すなわち国民党の不正、そして、それが一般大衆のために何ら建設的なことを実行しなかつた失敗とに反抗するためであつて、決して、共産主義のイデオロギーに何らかの信念を持つているからではないということが極めて明らかであるとせられている。

「現在中国政府は弱体であるばかりでなく、規律と感激とを欠いている。これらの諸條件が外国の援助によつて根本的に改められ得るという証據は殆んどない。このような情勢の下においては、中国政府を助けて中共に対抗させようとすれば、恐らくかなり大きい兵力と資源とを無限の期間にわたつて寄託することまでを含めた米国の直接的企業と責任とに墮してしまう危険が甚だ多いのである。かかる米国資源の浪費は必然的にソ連の術中に陥るか或いは恐らく、むしろ十中八九までスペイン式の革命の再版か、或いは一般的敵対行為を導き出すような反作用を刺戟することになりそうである。

このような事情の下にあつて、中国において中共軍が抵抗を受け撃破されるのを見るための、或る全力をあげた努力に要する費用は、既に指摘した通りこれを評価することは不可能なほど高いものになるであろう。しかし、その仕事の重大さと、これに要すべき費用とが、それによつて得られる結果に比べて全く釣合いがとれぬほど大きなものになるであろうということは明らかである。」

米国の援助を中国の外国為替不足の総額と等しくすべしというようなことは、考えていられなかつた。まず第一に来るべき十五ヵ月間にわたる中国の外国為替使用総額について、信頼すべき何らの推計がなかつた。かかる推計には民需向け輸入とともに軍事上の目的に対する支出も含まるべきであつた。中国政府は、戦争以來、軍事的装備ならびに軍需品の輸入に対

しては殆んど支出しておらず、軍事的方策に関する計画も樹てていなかつた。必要な軍事的支出は、中国政府の判断に従つてその外国為替準備から賄われ、この場合臨時費に対しては正当な承認が與えられたと信ぜられている。さらに中国政府の輸出ならびに海外送金によつて得られる外国為替は極めて不定であつたため、現在の所得から重要民需品の輸入に向けられる中国政府の支拂能力を定めることは極端に困難であつた。

しかし計画の立案に利用された若干の基準があつた。中国の紡績工場の能力は判つており、これに対する原棉の需要量もちようど選ばれた生産業と輸送との便を充たす石油の需要量と同様に、推定し得た。かくて中国の重要な需要のうち、この二つの主要部門の天井（最高）と床（最低）とは何れも利用できた。過去の援助計画における経験によると、食糧や肥料のような他の商品の中国のもつ有効的な国内的分配能力は、インフレーションに伴う高い経費と中国各機関の面倒かつ非能率的な管理機構のために極度に限定されたものであつた。従つて、石油と棉花以外の商品輸入援助は、過去の輸入実績を基とし、これに中国政府が最少限の輸入必要量と見積つた量によつて修正したものに立案されることに決定した。

中国の産業、交通の広範な再建には、巨額の外国資本を要することが認められていた。しかし現存する混乱と超インフレーションのさ中にあつて、大規模な再建計画を実行しても成功できないことは明らかであつた。めいめいの再建計画に対する費用の大きな部分は、労働と資材とに対する国内支出を賄うために、中国の通貨で支拂われなければならない。かくして野心的な再建計画に伴うインフレーション的結果は極めて大きく、計画自体を不具にし、経済全般にわたる悪化の速度を増大するに相違なかつた。このため中国経済情勢の恒久的改善に障害となる二、三の最も重大なものに計画を集中することに決定した。これらの障害とは電力、石炭ならびに肥料の欠乏、ひどく荒廃したままに放置されている鉄道施設であつた。

要請された援助の正確な量については、特定の商品が入手できるかどうか、米国資源に対する需要がぶつかりはしないか、といつた考慮も勿論拂われた。しかしながら、計画された総額は、將來の輸入と海外送金の内輪な見積りに基づき、限

定された期間内に中国側が効果的に吸収し得る商品の最大限に近いものとして計算されたものであつて、この総額は、中国が目下の所得をもつてしては賄い得ないものと信ぜられていた。中国が輸出と海外送金とに関して実行できた改善は、中国政府がより以上の輸入、或いは外国爲替の蓄積にあつて得る外国爲替の量をさらに増加したことであろう。

国務長官は下院外交委員会における援助計画についての最初の陳述で「米国の金融専門家の意見によれば、通貨安定基金の準備は巨額を必要とし、それは大部分、戦争財政と民間破壊との現状のもとにおいて、浪費されるわけであろう。」と述べた。それにもかかわらず、委員会における説明の過程においては、中国内に流通させるための銀に対する米国の借款、或いは贈与という手段によつて、中国の通貨に安定性を與える可能性について著ろしい関心が向けられた。下院外交委員会の要請に應じて国務省は三月末、中国に関連する銀問題を分析した報告書をイートン委員長に提出した。この報告書は財務省ならびに連邦準備局との協力の下に作られたもので、「中国援助計画に関連し、中国における通貨安定のために銀を使用することの可能性」と題するものである。この写しは上院外交委員会にも提出された。この報告書の分析は次のような否定的結論を出しているが、これはこの報告書に関する最初の摘要の項に簡単に述べられている。

「中国援助計画は、中国に通貨の安定をもたらすための銀の使用を約束するものではない。それは次の三つの主要な理由によるものである。㈠中国における現在の諸條件は、永続的通貨安定に対する何らの基礎も與えていないこと。㈡假令現在の基礎的諸條件が通貨の物價水準の安定に有利であるとしても、中国に銀本位制度を復活することは実際的でないこと。㈢この際、銀を緊急手段として使用することは技術的な困難を伴い、高價かつ不確実な冒險となること。」

提案された援助計画がそれ自身、急速に悪化しつつある中国経済情勢の改善に決定的な変化をもたらし得ないことは明瞭であつた。その他の諸要素には何らの変化を與えないとしても、この提案は援助がなければ確実に見通し得るインフレーションの加速度を阻止する役には立つだろうということが信ぜられた。消費財は沿岸都市における飢餓を防止し紡績工場にお

ける雇用を維持し、或いは産業及び輸送施設を破滅から救う助けとなり、さらに資本財は中国経済の重要部門における若干の恒久的改善を可能にするであろう。のみならず、中国政府がこれらの物資を中国内で売却することによつて得られる収入は、それだけでもかつて中国政府の得ていた歳入水準を或る程度まで維持することを助けるであろう。中国政府が通貨発行によつて対処していた巨額の歳入不足はなお殘るだろう。また米国の物質的援助の拡大は、経済の有効な組織と政府の軍事計画遂行の根本的妨害物をなす中国の民事的・軍事的行政の他の重要問題には影響を及ぼさないだろう。

かくしてこの援助計画が議会に提出された当時、いかなる外部からの物質的援助ないし勧告も、中国政府が存続するために中国政府自身が実行すべきよりよき手段に代り得べきものではないことが明らかであつた。これは多くの中国人、或いは張群行政院長を含む中国政府官吏によつて広く認識されていたところで、張群院長は既に述べた通り、一九四八年一月二十八日、国内改革の諸方策に着手する意向について声明書を発表した。中国政府の発表したこの声明は、米国政府ならびに議会に若干の刺激を與え、米国の援助計画は中国人自身によつて十分に増大され、その結果経済の改善と政治の安定に対する基礎を築くことができるかも知れないという希望をもたせた。

このような諸情勢は、米国の中国に対する援助計画は、ウェデマイヤー将軍の勧告した五年間、或いは中国政府の要請した四年間を認めるよりは、むしろおよそ一年の期間に限定されるべきことを命じた。中国援助計画は、この点において、同時に議会によつて考慮されていたヨーロッパ復興計画とは全く異つていた。

西ヨーロッパと中国との両方の場合において、何れも、米国の援助の効果は、援助を與えられる政府の実行如何に根本的にかかつていた。しかしヨーロッパの場合では、経済的・政治的諸條件と関係各政府の行政機構は、長期の経済復興計画の実施を可能ならしめていた。しかるに中国の場合ではこのような計画は明らかに不可能であり、恒久的な経済改善に必要な徹底的措置を実行すべき中国政府の能力は、極めて不確実な要素であつた。中国に対する長期援助計画の承認は、米国政府によ

つて実行さるべき一つの約束を示すもので、將來の発展如何にかかわらず、米国政府がこれから手を引くことは、假令、不可能ではないとしても、極めて困難であつたろう。中国援助計画は、より大きく、より建設的な諸努力の第一段階となるかそれとも中国政府に対する大規模な米国の援助の終末の何れかになるだろうと国務省では考えていた。これらの岐路に立つ可能性及びその決定がひとえに中国政府の行動いかんにかけられるであろうという事実は、議会における国務長官の証言の中で指摘されており、その後米国大使もこれを中国政府首脳部に指摘したところである。

三、一九四八年の対華援助法

大統領は中国に対し、五億七千万ドルに及ぶ経済援助を与えるよう議会に要請、この問題は三月中、上院外交委員会及び下院外交委員会で審議された。下院はまず対華援助法案を可決したが、これは全世界にまたがる対外援助法案と一括して可決されたものであつた。この下院における法案は、対華援助を二種のものとし、その合計五億七千万ドルを十五ヵ月にわたつて、与えようとするもので、その一は経済援助として四億二千万ドル、他はギリシャ援助法の修正による対華軍事援助一億五千万ドルである。但し軍事援助はギリシャに対する軍事援助と同様、米国の軍事使節團による管理を條件とした。すなわち中国政府に対する軍事物資の補給について、その計画、実施、引渡し、またその中国における使用狀況、前線の中国軍に対する作戰指導など、あげて米国政府の責任に待たうとするものであつた。

上院は下院と違つて、対華援助を別個の独立した法案とし、一年間にわたる四億六千三百万ドルの援助を可決した。このうち、三億六千三百万ドルを経済援助とし、残額一億ドルは供与の基金とし、その條件は大統領の決定にゆだねることとした。この特殊な基金は、立法の経過から見ると、その使用については中国政府の自由意思に任かせる、とのことが明らかで

あつた。とはいえ、当時、中国政府としては恐らくその大部分を軍事物資の購入に充てるだらう、とは考えられていたことである。しかし上院における法案は、この特殊基金による贈与をするに関連し、一言も軍事援助にはふれなかつた。上院外交委員会の報告は次のように述べている。

「……中国が軍事物資を必要とする実情にかんがみ、中国政府はその判断と責任によつて、右の基金を軍事物資の補給にふり充てることになるだらうが、賢明な計画を立て、愼重に保持しつつ、効果的にこれを利用することによつてのみ、中国政府はこの基金の目的を達することができる……。他の援助費三億六千三百万ドルと異り、この基金は何らの條件もなく、また管理も受けずに、中援政府はこれを使用することができるし、また増額もされ得る。從つて、中国政府が希望するならば、この基金一億ドルは軍事物資の補給に充てられるであらう。しかし、本法案の第三節(f)は、中国における戰鬪に、いかなる米国の兵力をも使用し得るものと解すべきでないことに委員会の意見は一致していた。」

かくて、上院の法案と下院の法案とは、中国政府の軍事計画と作戰に対し、どの程度米国政府がこれが監督の責任を負うか、という点で重大な食違いを見せた。この食違いは結局、両院協議会の結果、上院案に近い形で妥協が計られ、両院協議会案は一九四八年四月二日、下院を通過した。その内容は、実質的には上院案の形をとり、ただその金額が変つて、一年間の経済援助三億三千八百万ドル、中国政府の自由意志によつて使用され得る特殊贈与一億二千五百万ドルとなつた。この両院協議会案が一九四八年対華援助法として成立（註＝これは一九四八年四月三日、大統領によつて署名された）一九四八年対外援助法といわれる法律第四百七十二号の第四編をなすものである。（註＝第一編「一九四八年経済協力法」は対欧経済援助を規定し、第二編は国際児童緊急援助資金、第三編はギリシャ、トルコ援助に関するものである。）

この法律に基づき、下院は、中国政府に対する特殊贈与一億二千五百万ドルの支出を承認した。しかし大統領が議会に要請した五億七千万ドルは経済援助のために必要である、との国務省の証言にもかかわらず、下院は経済援助費として二億七

千五百万ドルの支出を承認したのみであつた。大統領の要請にかかる十五ヵ月に五億七千万ドルという案は、期間を十二ヵ月とすれば約四億六千三百万ドルとなるわけであるから、実際には下院は、この大統領の経済援助案を一億八千八百万ドル削減したことになつた。

一九四八年対華援助法の前文によれば、中華民国及び国民に、その国内の平和と経済安定の確立に邁進し、かつ中国の眞の独立と保全を確保し、さらにこの援助計画を通じ、中国において個人の自由と、自由なる制度の原則を、自助と協力を基に強化するよう、力を与えるのが米国及び米国々民の方針である旨が明記されている。さらに、この前文は最後に本法により与えられる援助は、「…中華民国が行うところの政策ないしは行動に対し、またはいかなる時に起るかも知れない中国の事態について、米国が責任を負うものである、ことを表明するものでもなく、そういう仮定に立つものでもない」旨を強調している。

本法第四百五節は「…中国と米国との間に、協定が締結されなければならない。右協定には、国務長官が経済協力局長官と協議の上、本法の目的を実現し、中国との通商関係を促進するため、必要と認める中国側の措置をも含むものとする」と規定している。

一般消費材、ならびに大統領によつて要請された復興計画のための生産財を供給するのみならず、本法第四百七節によつて、議会は中国における農村の再建を具体化することとした。第四百七節は、国務長官に、二名の米国人及び三名の中国人より成る中農農村再建合同委員会設立につき、中国と協定を結ぶ権限を与えた。このような計画はその性質上、明らかに主として教育的なものであるから、それに要する費用は、大部分中国の通貨によつて支払わるべきものである。従つて本節は、この農村再建の資金が「対華経済援助」に使用され得る「資金の一〇パーセントを超えないと同様の金額」とし、「右金額はドル貨または対華援助により中国が供与される商品の売却代金たる中国通貨か、或いはその両者であり得る」と規定

した。

四、対華経済援助計画の履行

計画の具体化

議会が対華援助の審議を始めるに先立つて、経済協力局は、復興金融会社の協力により対華援助の具体化にとりかかつていた。一九四八年対華援助法の成立に伴い、復興金融会社は五千万ドルを融資、大統領はこれを経済援助と特殊贈与とに分割することを決定した。この場合の割合は、もともと対華援助合計に占める経済援助額と特殊供与額との割合によつた。従つて五千万ドルのうち、三千六百五十万ドルが予算局によつて、経済協力局にふり向けられ、千三百五十万ドルが大蔵省にふり向けられ、中国政府の要求拂いに充てられた。かくて経済協力局は、一九四八年四月三十日、国務長官とワシントン駐在中国大使との間に交換された覚書の主旨に基づき、対華援助を進めたのである。この覚書というのは経済援助に関する双務協定が締結されるまで、米国の対華援助の範囲は米国海外救済計画に関する一九四七年十月二十七日の協定によつて管理される、但し、その変更ある場合は両国政府の合意による、ことを明かにしたものであつた。

経済援助に関する中国と米国との双務協定の交渉は、一九四八年五月、南京の米国大使館と中国外交部との間で開始された。対華援助法によれば、対華援助は同法（第四編）の「目的と一致するところの一九四八年経済協力法（第一編）の適用し得る條項」により行わるべきである、と規定されているので、国務省としては、経済協力局と協議の結果、ヨーロッパにおける経済協力組織に参加する各国に対する援助のための前記第一編にできるだけ即した協定を中国との間に締結せねばなら

なかつた。同時に、西欧の事態と根本的に相違する中国情勢の局面に対し、適当な比較考慮が拂われねばならなかつた。特に欧州各国政府に要請した、経済自助に関する各種方策を列記している前記第一編の各條項については変更が必要であつた。

例えば中国政府に対し、内戦と激しいインフレのさ中また行政組織も完全でないのに、西欧諸国が約束した前記第一編に列記されたようなことを工業の再建或いは財政の安定というような問題で、そのまま強く実施を望むのは無駄なことであつたからである。

中国との交渉は七月初めに妥結し、一九四八年七月三日、スチュアート駐華大使と中国外交部長王世杰とが協定に調印した。この協定中、或る條項の用語は、前記第一編中の措置に関するものと全く同じものがある。つまり原則的には欧州の情勢に対してのみでなく、中国の情勢にも適用され得るようなものについてはそうである。しかし事情が実質的に相違した場合の條項については、米華双務協定では相当の修正が行われ、また新しい條項が附加されたのであつた。

中国政府の措置

双務協定は、中国政府が直面する基本的問題に関連し、或いはその問題の特殊な性質からいつて、非常に重要なものであるが、この協定によつて中国政府がとらねばならぬ措置は大体次のようなものであつた。

一、米国の援助を活用して、経済状態をできるだけ改善するため、中国政府は次の諸点を協定する。

(イ) 中国資源の効果的また実務的な利用、さらに米国からの援助物資の有効な使用、米国における中国人資産の適切な活用を保証するよう必要な対策を講ずること

(ロ) 工業及び農業を健全な経済的基礎に置いて、これが発展を促進すること

(ハ) 通貨の安定を期するため、財政、金融、予算その他行政上の措置をとること

(ニ) 国際通商を増加し、外国貿易に関する公私の障害を減ずるために各国と協力すること

二、中国政府は他国との通商関係を促進するため、特に中国における私企業の活動が外国貿易に与えている影響に関連して、一切の必要な努力を傾けることを協定する。この措置は米華双務協定の特異な点で、対華援助法第四百五節にも基づくものである。双務協定中、右の措置を含む條項は、その措置の性質を一般的に掲げているが、これは中国政府を刺激しないようにすることと、中国政府が既に、外国との通商関係の原則を具体化した税則及び通商に関する協定を、一九四八年五月二十二日付で実施に移していたことによるのである。

三、米国からの援助物資については、中国政府は米華両政府が協定する條件と価格によつてこれを処置し、分配することに同意する。また中国政府は、米国からの援助物資分配については、中国の諸都市において、できるだけ配給制度により、また価格を統制して、その公正を期する。この点もまた双務協定の一つの特色であるが、米国の援助物資の中国における配給を米華両国政府の共同の監督下に置こうというのは、既に無秩序となつた事態に対して、援助物資の浪費を極力避けねばならなかつたからである。

右の協定において、中国政府が経済の自助の問題につき取極めたものは、大きな目的に向つての主たる措置に関するものであつた。絶対的な條件というよりも、むしろ比較的な條件であり、かつ一般的な性質を帯びるものであつた。中国政府の当面する困難が大なるものであることを、米国政府は十分に理解できたからである。米国政府は必ずしも中国政府の満点の或いは満点に近いやり方を期待していなかつた。それにしても、中国政府と国民とがそれ自身、経済的な政治的な諸種の困難を積極的に解決する基礎を固めるため進んで各種の措置を講ずる限り、米国の援助は、経済的なものであれ、軍事的なものであれ、恒久的な効果を、ほとんどもたらし得ないことは明白であつた。対華援助法は特に中国政府をして、最も必要と

される自助の機会を摑ましめるように計画されたものに外ならない。従つて、中国政府に対し、自助のためにする諸々の措置こそ、中国の復興にとつて不可欠のものたる所以を強調することは米国政府の義務であつた。

この米華双務協定において、中国政府が表明した自助の方策は非常に一般的なものであつたために、具体的な措置についての指針となり得ず、このため中国が実際に対策を講ずる上に、かなりの余地を残したことは認めざるを得ない。もともと根本的な改革を企図する一般的な措置は、過去において既に中国政府によつて講ぜられたことが、見るべきものは殆んどなかつたのであるとはいえ、当時の状況から見て、真に要求されたものは有効適切な対策を樹て、これを遂行し、かつ綜合的に強く具体化することであつた。前にふれたように、中国の行政院長張群は、すでに一九四八年一月、根本的改革を断行するとの一般的声明を発表した。米国政府はこの声明が発表された際、直ちに、声明にいうところの改革を即刻断行[illegible]したのであるが、その後三ヵ月経つても、右声明が契機となつて根本的改革が着手されたような跡はなかつた。それ故、対華援助に関する協定の交渉に当つて、米国政府としては、中国政府が必要な措置を具体化するよう強調し、あわせて援助の期間を通じて、中国政府がこのような対策を継続的に実施するよう要請すべきである、と確信したのである。

初め国務省は、双務協定に中国側のもつと具体的な取極めを含めるか、或いは中国政府から別個の覚書をとりつけるか、について考慮したが、こういう方式による具体的な取極めは、もしできたとしても、実効が伴わない、ということになつた。ということは、同時に次の事実を確認[illegible]ことでもある。米国援助計画を増大するに当つて、中国政府に対しては、その自助の方策につき、一般的な公式の協定を要求するのが妥当である反面、このような協定の実施は、公式にもまた真の意味でも、実に中国政府のみの責任とする、ということである。米国の援助の前提として、その運営に関し、詳細に中国政府をして書面で約束させるとすれば、それは米国政府に、約束の実施についての責任と、約束が果たされなかつた場合の援助中止

或いは撤回の義務を負わすことになる。またそれは行きがかり上、米国政府をして、多数の米人監督官を恐らく派遣させねばおかなくなるであろう。そうなれば、中国の主権侵害であると、中国では勿論、他の国から見られても仕方がない。さらに中国政府自身のみが企図し、結局は中国政府自身が政治的に改革し得るような内政問題を、米国政府が中国政府に強制せざるを得ないようにする。

このような考慮の末、国務省は、協定にもらるべき一般的対策の実施につき、早急に具体的措置を講ずる必要のあることを非公式に極力、中国政府に対して説くべきである、との結論に達した。この結果、南京の大使館に対し、協定締結の交渉と並行して、中国政府首脳部と非公式に特殊会談を行うこと、この会談は実質的には協定締結に関連するものであるが、公式の交渉とは別個に開かるべきことを訓令した。このような会談において、中国側の適切な措置について口頭の保証を得るよう、国務省は示唆したのであつた。

経済の特別措置に関する対華勧告

一九四八年五月十五日、国務省は南京大使館に対し、中国政府首脳部との会談用に、特別措置の原則を誌した文書を送達した。これに基づき中国政府に具体案を樹立させるものである。この文書は必ずしも包括的なものではなかつたが、さりとて、またとらるべき行政的措置を、詳細ならしめようとするものでもなかつた。ただ必要な場合、南京大使館の判断の材料ともなるものであつた。いずれにせよ、大使館に対しては、一般的方策ないし具体的措置について、中国政府が自ら提案するように仕向け、もし重要な点を中国側が無視するような時は、大使館がそれを指摘し、または附け加えるようにすべきことが注意された。南京大使館宛の国務省訓令には次のような諸対策が含まれた。

一、政府の支出

(イ) 短期間に、予算の統制と政府会計の標準化を行うこと、しかもそれは、すべての歳出についての割当権限と、不要の歳出を拒否するだけの政治力をもつて中央財政当局の手で行うべきこと。

(ロ) 行政上或いは戦争遂行上に不要な非生産的支出を削減すること、例えば名目的な軍隊とか、非戦闘地区の軍隊とか、国民党の活動などに対する支出を含むものとする。

二、政府の収入

(イ) 徴税機構を改善すること。

(ロ) 税收が通貨の下落に左右されないような措置を強化すること、例えば従価税、源泉課税を利用すること。

(ハ) 民営を適当とするような政府資産を速やかに売却すること。

三、行政及び軍政

(イ) 官吏及び軍隊に対する賃金を公正にするため、これが基準として、実際に則した生産指数を採用し、或いは持続すること。

(ロ) 非能率な、または腐敗したような官吏、或いは軍人を徹底的かつ厳正に粛清すること。

(ハ) 不必要な使用人を整理して、良心的に、軍政両面の人員を縮減すること。

(ニ) 軍政双方にまたがる重複を避け、かつこの間を調整すること。

四、主要物資の配給

生産増強のため、また都会地の消費と輸出に充てる農産物の出廻りをよくするため、農村地帯に向つては、消費物資の流入を促進、ないし確保するよう、配給統制を改善し、或いは拡大すること。

五、銀行及び信用

次の目的のために銀行制度を改善すること。

(イ) 投機を抑制し、主要な生産活動に一層の金融を確保するため、中央銀行に金融信用政策につき一切を統制させる。

(ロ) 政府銀行と市中銀行との区別を明らかにし、政府銀行偏重に陥らぬようにする。

(ハ) 中央合作金庫の如き非経済的な銀行を排除する。

六、農業の改善

米華共同農業視察團の勧告を実施すること、殊に地代及び利息の低減即行を勧告した点については、特別の考慮が拂わるべきこと。

七、外国貿易とその管理

(イ) 輸入及び為替管理について、行政上の改善を行うこと、またその管理は全中国について調整すること。

(ロ) 為替政策をさらに実際に則するようにすること。

(ハ) 生産及び輸出市場確保のため、十分の信用を供与すること。

(ニ) 輸出商品の品質と規格を改良すること。

八、民間企業の振興

(イ) 民間企業の分野は、これを政府が侵さぬということを声明し、また事実の上でこれを明らかにすること。

(ロ) 外国貿易及び国内での企業活動におけるいかなる特権も認めないこと。

右のような中国の自助に関する方策の外に、国務省はさらに次のことを大使館に訓令した。それは中国政府に対し、中国の内河港向け米国援助物資を積載した外国船が、当該港で荷卸しを行うことにつき、許可を与えるよう、要求することであつた。この許可は、米国の援助を中国の内地まで及ぼすため、必要と見做されたからである。しかし中国政府は長い間考慮

したあげく、かかる許可はその場合々々に応じてこれを与える旨を回答した。もつとも中国政府がそういう決定を行つた時には、既に外国の船会社は、揚子江を遡航する危險を敢てしようというものがなく、実際の効果はさしたるものではなかつたのである。

この航行問題に関する中国当局との協議の際、大使館は特に次の点を指摘した。その一は、外国商船が国際商品を積載して中国の内河を航行するのを許可することは、明らかに中国の経済的利益に合致するものである点、その二は、各国とも自国の内海航行権を完全に保持してはいるが、経済的理由によつて、外国船舶が内海を航行しその全ての港に、或いは一部の港に寄港することを許している国が多いという点であつた。

国務省の訓令に対する大使館側の意見は、自助の諸方策については、これまで既に中国の首脳部としばしば協議されたところのものであるが、今後とも、直ちに改革を要する当面の件につきその重要性を極力主張するということであつた。一九四八年五月二十二日、スチュアート大使は蒋介石総統と会見、その際、中国における内政改革の諸問題に関する覚書を手交した。この覚書は、公文の形とせず、具体的な諸措置についての大使の見解として提示されたが、その内容は五月十五日付国務省訓令にある諸問題を含み、また一九四八年一月二十八日の張群行政院長声明に示された十項目の改革案に対応するものであつた。従つて、この大使の覚書は、爾來大使館員が中国政府首脳部と数次にわたつて行つた非公式討議の基礎となつた。この覚書の主旨に沿い、速やかに確固たる緊急措置を講ずる必要がある旨が、中国政府首脳部に対し一層具体的に強調されるに至つたのである。

この「並行的討議」と同様な非公式な折衝が、経済援助の期間を通じて、米国大使館員、ならびに中国における経済協力局代表部員と中国政府の各当局との間で續けられた。こういう方式をとつたのは、中国政府の各部の顧問として米国の官吏を送りこむよりも、一層適切に中国政府に対し、援助勧告を与え得ると考えられたからである。過去において、しばしば中

国政府に外人顧問が任命されたが、その経験によつても判るように、外人顧問の効果は大したものではなかつた。のみならず米国政府としても、顧問の派遣によつて、中国政府自身の行爲また失敗についても、責任を負わねばならなくなるようなことは得策とは見られなかつた。その一方、もし中国の指導者が勧告を受けるのを必要と考えるならば、その勧告が公式に行われようとも、また非公式に行われようとも、これを受容れるべきであるのは自明の理であつたし、さらに中国政府が米国の援助に関連し、米国がどういう形でまたどの程度に指導するか、について神経質であることが判つていたからである。この点については、一九四七年十二月二十二日の中国政府覚書中に述べられていることが想起される。すなわち中国政府は、財政、金融ならびに行政上の諸改革を計画するため、自発的に米国人を招聘しようとしたが、右の覚書によると、「かかる任命は、中国の主権と独立が侵されないようにするため、中国政府に国際法上の義務を負わさざるもの」といつている。

一九四八年八月五日、米華両国政府間に、中国農業再建共同委員会の設置、及び同委員会の行うべき計画の範囲、ならびに條件を規定した公文が交換された。その結果、同委員会は、特に農村地帯における農業技術の改善のための教育などを含めた広範な計画を樹て、またこれを実施する権限を与えられた。直ちに三名の中国人委員が任命され、次いで一九四八年九月十六日に、二名の米国人委員が任命され、同委員会は十月一日、第一回会合を開き、交換公文の規定に基づき中国人委員一名を委員長に選んだ。

経済援助計画の進捗

経済援助計画の成果については「一九四八年対華援助法に基づく経済援助」と題し、一九四九年二月、経済協力局が詳細に発表したが、それによると大要は次のようなものである。

「食糧は、配給制によつて、七大都市の市民約千三百万人に供給された。中国最大の産業たる紡績業は、援助計画に基づ

く棉花の供給により操業を続けた。生産された衣料は直接消費に充てられたばかりでなく、農村地帯へ送られ、その見返りとして、その土地から出る食糧の都会地帯への出荷を促進した。また輸出に向けられたものは、為替の獲得によつて、輸入を増進させた。基礎産業も石油の供給に伴い、生産を続け、農産物との交換物資たる農家必需物資はこれにより確保された。一九一九年、春の収穫に備えての肥料の輸入も計画にとりいれられた。農業建設共同委員会が設立され、中国の農民層を貧困と不安に陥らしている禍根を一掃する原則と計画が樹てられた。機械設備の補修と再建を計る工業再建計画が、米国の民間機械会社の参加によつてはじめられた。もつとも主として、内戰に伴う不安のため、実際には補修と再建は進まなかつたが、それでも機械に関しては有益な調査を終えた。中国政府との協定により設けられた『見返り資金』を米華人共同の管理の下に使用し、各地方において、多くの病院の経営、厚生施設の維持が行われ、また堤防工事が行われた。

「情勢は日増しに混乱の度を加えたけれども、以上の活動は概して注意深く進められ、それぞれの意図するものに成功した。殊に物資に関する計畫については、計畫に基づく供給があつたればこそ、国民政府の支配する沿海地帯の各主要都市は、混乱を最少限に食止め得たのである。従つてこの狭義の、しかし重要な意味において、中国における経済協力局の努力は建設的であつたし、また有益であつた。米国によつて金融され、供給された物資は、これを受けようと欲した中国国民の間に、有効に分配されたのであつた。」

対華経済援助費予算二億七千五百万ドルについて、経済協力局はそのうち二億三百八十万ドルを物資に、六千七百五十万ドルを工業及び運輸の復興と補修に、二百五十万ドルを農業改革共同委員会の支出費に、百二十万ドルを経済協力局の費用に指定した。しかし一九四九年四月三日、一九四八年対華援助法の期限までに、実際に物資のため支出された金額は二億一千五百万ドルで、このうち約一億三千九百二十万ドルに及ぶ物資が、現実に中国に供給された。

米国がこれらの支出を行つている間、国民政府の中国の経済は、速度に崩潰の度を進めて行つた。財政の赤字は一九四八年には前年来に比し問題なく深刻化した。中共軍の進出による領土の喪失、運輸及び生産施設の解体、密輸の増大などが相重なつたため、税収、政府企業の収入、海関収入は激減した。これに反し、内戰の広大と熾烈化につれて軍費は増大した。

一九四八年八月における物価は、上海の卸売物価指数によると、戰前の半ヵ年、一九三七年一月より七月に至る間のそれに比し、三百万倍となつた。一九四八年の最初の七ヵ月間に、物価は四十五倍以上に騰り、ドル貨の闇相場は五十倍以上となつた。さらに同期間における物価の上昇率は、通貨発行率の増大を遙かに上廻わり、通貨に対する信用はますます減少し、従つてまた購買力としての通貨の価値は激減して行つた。通貨の増発に伴う通貨の購買力の減少については、他国における通貨インフレの末期においても見られたものである。

民間の資金は、殆んどすべてが投機とか、囤積とかの非生産的方面に投ぜられ、銀行は産業に対する長期の投資をいよいよ好まなくなつた。国民政府の支配する地域を通じて、経済資源の最大の喪失となつたものは、一九四八年十二月、天津近くの開灤炭鉱が放棄されたことであつた。開灤炭鉱はこれまで、国民政府支配下の全中国における石炭需要の実に過半を供給していたのである。

一九四八年の眞夏、通貨流通高は恐るべき速度で激増し、物価は天文学的数字にはね上つた。中国政府は、物価上昇に應ずる高額紙幣の印刷を進んで行おうとしなかつたが、といつて低額紙幣を十分に印刷することも不可能であつた。当時この低額紙幣はそのやりとりにバスケットが必要なほど、巨額に使わねばならなかつたものである。通貨は既に、交換の媒介としては殆んど無價値なものとなつていた。

一九四八年八月十九日、中国政府は旧法幣に代つて、新金円券を発行する、その交換比率は旧法幣三百万元に対し、新紙

幣一金円とする旨を発表した。米国ドルとの法定相場は一ドルに対し四金円と定められた。中国政府はこの新金円券の発行は同時に、歳出の削減と歳入の増加を計る根本的財政改革を伴うものであることを強調した。このような改革によつて財政の赤字を軽減し、あわせて新通貨に、国内の購買力と対外価値をつけようとするのが、中国政府のねらいであつた。

国内における物価及び対外為替相場は一定され、闇相場の取引は厳禁された。さらに金、銀及び中国における外国通貨を、一定の交換率で政府に売却すること、また海外に有するあらゆる為替を政府に登録することが国民に命ぜられた。これらの措置に対する国民の協力を仰ぐために、中国政府は、新通貨は交換を禁ずるが、通貨発行準備としては金及び銀と、二億ドルに達する政府手持の外国為替、及び政府が所有する企業の有価証券三億ドルなどを充てる旨を発表した。さらに新通貨の発行限度は、二十億金円とすることが声明された。

厳重な警察的措置を講じたことと、初めの間一般の信頼を得たこととは、中国の経済をして、改革後最初の数週間、八月十九日の改革に示された凍結物価ならびに外国為替の水準で機能を続けしめることに役立つた。政府の報告によれば、外国為替では一億五千万ドル以上が政府の手に集められ、これに対し、政府は新金円券を支拂つた、ということである。

しかし間もなく、歳出の削減と歳入の増加に対する有効な措置とを怠つた中国政府が、この財政の赤字を埋めるため、以前と同様、巨額に新通貨を発行し続けたことが明かになつて來た。そればかりではなく、多額の金円券が、外貨及び金と交換されたが、この時既に外資も金も高騰していたので、これが一層通貨量を、実際の物の動き以上に増大させたのであつた。八月十九日から十月一日に至る間に、通貨の発行高は殆んど五倍に激増した。

引き続くインフレの圧力は、警察力が比較的に弱い華北及び華西にまず現われて來た。しかし上海においては、総統の子息、蔣経国が苛酷なほどに対抗措置を強行した。沿海諸都市とその背後地との間の物価が不均衡なことや、為替相場の維持がますます人為的になつたことなどのために、都会地の消費と、輸出に向けらるべき食糧と原料の出廻りとが極度に阻害さ

れた。このため八月十九日物価水準の維持を主張するのは、上海では熱狂的といえるものさえあつたが、結果としては、各都市における食糧その他の商品のストック涸渇を招き、経済活動を全く沈滞させてしまつた。諸規則は遂に形ばかりのものとなり、経済活動を瓦解させてしまつたので、これらは金円の下落に直面して廃棄された。金円の下落はその後いよいよ急速度に進行、米貨一ドルに対する交換比率四金円と規定されたのが、一九四九年の四月下旬から五月上旬にかけては、米貨一ドルに対する公の相場は五百万ないし千万金円というほどに暴落したのであつた。

経済協力局は、食糧危機緩和のため援助を与えたが、この食糧危機は、中国政府が八月十九日付の緊急改革措置の実行によつて打開しようとした、その窮境によつてもたらされたものである。経済協力局の穀物引渡を取り急ぐ措置が講ぜられ、これが主要諸都市における不安緩和のため決定的に重要なものとなつた。しかしこの一方、改革的措置が廃止された後も、中国政府は都市における配給計画に応ずるだけの食糧準備を深刻に欠き続けたので、この配給必要量の大部分は爾後、経済協力局によつて供給されたのであつた。

一九四八年秋の間、華北及び満州における戦局が重大化するに至り、経済協力局としては、同方面に予定した工業再建と補修に関する準備的な仕事を中止せねばならなくなつた。その後間もなく、中国政府の立つ軍事的な事態は急速に崩潰的なものとなつたので、一九四八年十二月二十一日、経済協力局当局は、すべての工業再建の仕事を大部分中止する旨を発表した。この発表当時、工業再建計画の実施は、まだ準備的な段階にすぎず、実際には、資金は計画実施のために支出されてはいなかつた。

さらに経済協力局としては、北平及び天津が中共の支配下に置かれるのは必至となつたので、このような際に、一体華北におけるその活動をいかにすべきかという問題に当面した。従つて、経済協力局はこの問題を国務省に請訓したが、国務省の見解は、中共の支配下に入る地域に対しては経済協力局の援助を行うべきではない、というのであつた。一九四八年十二

月三十日、大統領は国務長官に対し、右の国務省の見解を確認する旨を口頭でもつて傳達した。国務省の記録によるとそれは次のようなものである。

「一、米国政府は、対華援助法の実施によつて、現在の中国政府、もしくは合法的なその後継政府に対する援助を続行する。但し、或る政府が、中国共産党と妥協して権力を握るような場合、共産党が優勢であると否とを問わず、一切の援助を中止する。

二、中国共産党が或る政府と連合して、直接的或いは間接的に、或る地域を支配した場合、既に荷揚げされたか、或いはなお荷揚げ中の、すべての経済協力局供給物資は、現行規定と同様の條件をもつて分配することを認める。しかしなお航行中のものは他に轉用する。

三、対華援助法に基づく軍事物資の供給については、できるだけ中国における米国の軍事当局の指示を待つて、これを分配する。」

この第一の第二段に記されたことの主旨は、中国共産党が参加する地方政府の支配下に入つた地域に対しては援助を中止する、とのことである。この大統領の決定は、一九四九年一月十四日、経済協力局当局者をも交えた閣議において検討の上、再確認された。

中共軍の攻勢によつて、一九四九年一月十五日、天津が陥落、北平は同一月下旬に、中共軍によつて平和裡に接収された。両都市における経済協力局物資のストックは少かつたが、経済協力局代表者は、事前に協定しておいた筋を通じ、また適当な監督を行いつつ、大統領決定の線に沿つて該ストックを分配しようとした。しかし中国共産党は、両都市にあつた、経済協力局物資たる小麦と小麦粉のストックを抑え、これを一般市民に分配せず、特定の労働者に分配した。天津にあつた綿糸及び衣料のストックについては、中国共産党が直ちにこれを封印、経済協力局局員は、一九四九年三月二十一日、同地

を去るまでには、何ら処理の手を下すことができなかつた。

この間に、蔣介石は一月二十一日、南京の舞台から引退し、新内閣は総統代理李宗仁の指導で、中国共産党との和平交渉の基礎を見出そうと努力しつつあつたのである。（これらの情勢は第六章に詳述されている。）

当時、中国政府の外国爲替準備は主として中国における金塊及び銀塊であつた。一九四九年第一四半期末、中央銀行が発表したところによると、金銀保有高は約一億六千万ドルとなつているが、他の信ずべき筋の見積りでは二億五千万ドルといわれた。そしてこの金銀塊の大部分は、蔣介石の引退前に早くも台湾と厦門に持ち去られていたのである。総統代理李宗仁はこれら金銀塊の返還について、その後、蔣介石の下に特使を派遣、また南京の監察院は四月十五日、同様政府返還を要求することを決議した。この結果、蔣介石は南京の政府に対し、厦門にあるもののうち千七百万の銀貨使用方を認めたが、厦門にある残部及び台湾にあるものを、緊急支出のために使用しようとした南京の努力は実を結ばなかつた。

南京の政府は、揚子江下流地域一帯にますます増大して來た行政上、財政上の大混乱の事態に対し、秩序に似たものを回復する手段を求めて、冬の終りから一九四九年の春にかけ、たびたび米国政府に折衝をもちかけて來た。南京の政府が求めたのは、軍事及び行政上の支出に応ずるための銀の獲得で、時によつてその提案内容は変つたけれど、米国政府による銀保証により、中国政府の財政赤字を引受けてもらうという骨子であつた。これらの中国の提案に対しては、しかし、国務省も大蔵省も一顧だに与えなかつた。

この銀援助に関する中国政府の提案に対し、三日二十三日、大使館は次のような意見を加えている。

「財政状況が危険に瀕して來たことは認めるにしても、通貨安定借款を与えようとするいかなる経済上の理由も、これを支持するわけにはいかない。通貨の危機が深刻化しているのは、根本的には財政の赤字から生じているものであつて、外国爲替の不足から生じたものではないのである。この問題の後期の局面に対しては、経済協力局物資の輸入計画が実質的

回答を与えたはずである。

「この時期においては、いかなる『安定借款』も、単に財政の赤字を援助するにすぎないであらう。赤字は純然たる中国内政上の問題であり、しかも政府は、政府収入の増加と支出の節減をこれまで常になし得なかつた。或いは結果的には、なそうともしなかつたともいえる。赤字という事実が根本ではなくて、それは、政府の軍事機構、行政の無力と腐敗などから起る巨大な需要が、ますます逼迫する物資及びサーヴィスに対し、全く均衡を失したことが如実に反映されたに外ならない点である。過去において『財政改革』として幾度か単に繰返されたにすぎないと同じような、大量の通貨の操作を含めた財政計画では、到底右のような不均衡をいかんともし難い。

「この通貨上の困難に確かに有効適切と思われる如き財政計画を、中国政府が提案したことを知らないし、また提案しようとしているとも見られない。」

四月六日付大使の報告は次のように述べている。

「総統代理と行政院長とは再び米国の財政的、経済的援助問題をそれぞれとりあげて來た。行政院長は依然、米国からの銀借款を希望し、その抵当として台湾島或いはその産物に対する質権を提案した。総統代理はその特使を通じ、財政問題から政府が崩潰の危機に瀕していることを強調、このような狀態で米国は果して、中国政府が和平交渉の間だけでも持ちこたえ得るように、十分の援助を与えるものかどうか、について意見を求めた。これに対しては、率直に私の見解を述べざるを得なかつた。米国の立場からいつて、財政援助の困難なことを指摘するとともに、次のような周知の事実について注意を喚起しておいた。すなわち中国政府は、金銀塊及び外国爲替として約三億ドルを保有していると傳えられること、またこの準備金の大部分は、これまで米国の援助が行われた点にかんがみ、現存しているか、もしくは利用し得べきものであること、従つて現在の緊急事態に対しては、この基金を充当すべきは当然と考えられること、などである。ワシントン当局もまた、この準備金については熟知している事柄でもあるので、もし平和が確立されるならば、新政府が和平という雰囲気の中でかつ生産が興るにつれて新しい準備金を積立てるのはさして難事ではないこと、仮りに戦闘が再び始まるとすれば、前述の準備金は共産党の支配下に落ちるか、さもなくば今後の抗戦のため短期間に費消されるに違いないことをさらに述べておいた。」

一九四九年四月三日以降まで経済援助の継続

三月三十一日、中国大使は国務省に対し、経済協力局援助を暫定的に、一九四九年四月三日から六月三十日まで延期する件、ならびに一九五〇会計年度における四億二千万ドルの新経済援助計画の件につき提案を手交した。この提案は受領されたが一方、議会は当時既に、経済協力局及び国務省からの対華経済援助計画の延期に関する勧告について、考慮を拂つていたのである。これに先立ち、国務省及び経済協力局は、一九四九年四月三日をもつて満期となる一九四八年対華援助法に基づく経済援助を継続すべきか、それとも中止すべきかについての議会に対する勧告に関し、一九四九年初頭以來、愼重に検討を加えたのであつた。この問題の決定には、次のような事実と狀態分析がその基礎となつたのである。

対日戦勝日から、中国政府に認容された外国の援助は約二十二億五千四百万ドルに達し、このうち米国が与えたものは約九〇パーセント、二十億ドル以上で、それは贈与ないしはクレジットの形をとつたものである。そしてこの米国による援助は大体、軍事的目的のものと、経済的目的のものとが相半ばした。対日戦勝日以降における米国の贈与及びクレジットの総計は、その価値からいうと、中国政府の通貨による支出の五〇パーセント以上に相当し、また中国政府の予算の関係から見ると、戦争終結以來、西ヨーロッパのいかなる国に与えられた援助よりも遙かに大きな割合となつている。贈与ないしクレジットの形をとつた援助のみではなく、米国はさらに中国政府に対し、多量の軍関係及び一般関係の余剰資産を殆んど名ばかり

の値段で売却した。実效価格総計十億ドル以上に達する余剰資産が、米国との協定価格二億三千二百万ドルで中国に売却されたのである。さらに米国は軍事顧問團を派遣して中国政府を援助し、また中国における軍事物資を「放棄」ないし轉用した。そのドル評価は判然としない。これらの外に、中国政府は対日戰勝日から一九四七年末まで、物資輸入の金融と中国内に金を売却するために約七億ドルを、その保有する準備金の最大のものたる金及びドル貨で引き出した。

次に掲げる概表は、対日戰勝日以來、中国に与えられた外国の経済的ならびに軍事的援助の各種措置を列擧するものである。そのうちの米国政府による措置の詳細は附錄一八五に示されている。（訳註＝附錄は本訳書では省かれている）

一、米国政府の贈与とクレジット

	(單位百万米ドル)
贈与	
武器貸与	五一三・七
中米共力組織協定による軍事援助	一七・七
アンラの対華計画に対する米国の寄与	四七四・〇
BOTRAに対するアンラの寄与・米国負担分	三・六
華北の米陸戰隊により放棄・転用された彈薬（六千五百トン以上）	（評価額不明）
米海軍艦艇（P・L・五一二）の引渡し（実效価格による）	一四一・三
米国の対外救済計画	四六・四
経済協力局計画	二七五・〇
一九四八年対華援助に基づく一億二千五百万ドル贈与	一二五・〇
贈与合計	一、五九六・七

	(單位百万米ドル)
クレジット	
武器貸与	一八一・〇
武器貸与「パイプライン」クレジット	五一・七
輸出入銀行クレジット	八二・八
余剰資産のクレジットによる売却	
西方中国における米軍の余剰物資売却	二〇・〇
在外資産清算委員会による造船所設備の売却	四・一
一般余剰資産の引渡し（一九四六年八月三〇日の大量売却協定）	五五・〇
海事委員会による船舶の売却	一六・四
クレジット合計	四一一・〇
贈与及びクレジット総計	二、〇〇七・七

二、他の外国による贈与及びクレジット

アンラの対華計画残額	一八四・四
アンラのBOTRAに対する寄与残額	一・四
カナダのクレジット	六〇・〇
他の外国による援助合計	二四五・八
対日戰勝日以降における外国の贈与及びクレジット総計	二、二五三・五

三、米国政府余剰資産の売却

（単位百万米ドル）

	実效価格	協定価格
西方中国における米軍余剰物資の売却	不明	二〇・〇
海事委員会による在外資産清算委員会造船所設備の売却	不明	四・一
一般余剰資産の引渡し（一九四六年八月三十日協定）	九〇〇	一七五・〇
海軍委員会による船舶の売却	七七・三	二六・二
軍事余剰物資の引渡し	一〇〇・八	六・七
余剰物資売却合計	一、〇七八・一	*二三二・〇

*上記第一表、クレジットの部に示す如く、クレジットにより支拂わるべき九千五百五十万ドルを含む

このような外国の援助にもかかわらず、中国政府の地位は軍事的にも経済的にも逐次、下降の一路を辿つた。中国政府は、中国において働きつつある巨大にして複雑な力に対し既に無力であつた。経済政策において、民政或いは軍事行政において、中国政府は、中国経済の根本的不調と行政の悪弊を正す方向に向つて、進んで有効な措置をとつたことはなかつた。政府の支出と不換紙幣の発行は、無統制にまた加速度に増加して行つた。この反面、収入の増加を計る対策が行われたわけではなく、また行政と軍事の官僚性につつまれる悪政が排除されるわけでもなかつた。政府が試みた財政改革の措置は貧弱な企画であつたし、事実、これは経済の悪化を食止めるものではなく、むしろこれを増大させる結果となつた。

一九四九年三月には、中国政府の軍事的地位は、中国共産党が、満州以南揚子江流域にかけての主要都市と鉄道を支配し、

さらに比較的短期間に、南京、上海、漢口を軍事的にあるいは政治的に、いずれにしても自由にこれを接收し得る立場に立つほどに崩潰していた。この中国政府の軍事的崩潰は、軍需品供給が不十分だつたことによるのでなく、むしろ主として馬鹿気た統率と軍隊の戦意喪失によるものであつた。中国政府による軍需品の損失ないし放棄が、実に中国共産党の大きな軍需品供給源となつたのである。国民政府の行政と軍事に、また軍隊の戦意に、予期しない未曾有の進歩が出てこない限り、中共軍が、仮りに北を固めるや直ちに南進するものとすれば、容易に華南と華西をその支配下に置き得ることが明らかであつた。ただ米国の無制限の経済的・軍事的援助のみが、華南における国民政府の足場を固めさせ、中国共産軍の強力な南進に対抗し得る、というのが中国における責任ある米国政府当局の慎重な判断であつた。この場合の援助には勿論、米国人の行政ならびに軍事顧問による中国政府の活動に対する広範な支配、中国共産軍の南進を阻止するための米軍の急速な動員を含んでいる。しかし現在の情勢で、このようにして米国が中国の内戦に巻込まれるのは、明らかに米国の利益に反するものである、と信ぜられたのである。

以上のような考慮から国務省は、上院に提案された百五十万ドル対華軍事ならびに経済援助法案（上院議事録第一〇六三号）に対し不賛成との結論を下した。アチソン国務長官は、上院外交委員会から該法案に関する意見を求められた時、先に同委員会委員長、上院議員トム・コナリーあての一九四九年三月十五日付書簡に示された国務省の見解を述べたのである。

中国政府と中国共産党との軍事力比較はもはや明白なものがあつたが、政局は非常に不安定であつた。総統代理李宗仁は、いかなる犠牲を拂つても和平を求めようとする中国民衆の希求に応じて、中国共産党との和平交渉に入つていた。しかし中国共産党の意図は全く不明であつた。この中国の動きに対し米国政府としては、これを左右するようなことはもとよりできなかつたけれど、中国国民が逆境に立つさ中に、現に承認している国民政府に対する経済援助を、一九四九年四月三日

限り突然に中止することは、米国にとつては、従來の米華関係の傳統に反することになる。従つて、なお中国共産党に支配されない地域における次の收穫まで、米国はその経済援助を継続すべきであると信ぜられたのである。

かくて国務省は、一九四八年対華援助法を修正して、一九四九年十二月三十一日まで現行法による支出を続行する、との経済協力局の議会提案を支持したのであつた。四月三日までに約五千四百万ドルの残額が見込まれていたので、この残額をもつてすれば、夏の收穫時まで、華中、華南、台湾に対し現状通り物資援助を続け得る計算であつた。またもしこの間、南京と上海が中国共産党の支配下に入れば、右の資金によつて、華南、台湾に対するさらに長期の物資援助が可能であつた。これとともに、資金が利用される限り、中国の沿海地域及び内部地域で、その方面の情勢が許す間、農業改革計画を継続すべきであるとも考えられた。

一九四九年四月十四日、議会は法案を成立させたが、これは実際には経済協力局及び国務省の進言に基づいたものであつた。議会は一九四八年対華援助法を修正するということにせず、新法案を提出、通過させたが、これによれば一九四九年四月三日残額となる未支出分をそのまま打ち切らず、大統領にこれが利用を任せようとするものであつた。すなわち、中国の情勢が極度に不安定であるため、この資金の利用についてはこれを大統領の権限とし、かつ大統領は、中国共産党が支配する以外の地域に対する援助となるように、諸種の條件を考慮して支出を決定すべきものとする、というのであつた。さらにこの資金は、次期議会において打切られないために、一九五〇年二月十五日まで利用され得ることとした。

李總統代理の判断

中国に対する米国の意図と中国の現在の窮境については、総統代理李宗仁自身がこれを最も適切に、かつ悲劇的に要約している。李宗仁の一九四九年五月五日付トルーマン大統領あて書簡の最初の三節は、本白書に関係ある期間の出來事を取扱

つているが、それは次のように述べている。

「日本の侵略に対する抗戰の全期間を通じ、米国はたえず精神的ならびに物資的援助を与えた。これによつてわが国はよく八年間の奮戰に耐え、遂に最後の勝利を獲得したのである。このように、米国によつて示された眞の友情は、我々両国の傳統的な関係を一層深めたのみならず、中国国民の深い感謝と測り知れない親善の念をかち得たものであつた。

「この友好的援助の政策は爾後も続けられ、数年前、貴下の訓令により、ジョージ・C・マーシャル将軍が、我々と中国共産党との調停という困難な仕事をとりあげた。将軍の努力は献身的なものであつたが、その全ては、当時の政府及び中国共産党双方の無誠意によつて水泡に帰した。

「然るにもかかわらず、貴国は我々の政府に対し援助を継続した。当時の我々の政府がこの援助を賢明に使用し、適宜なる政治的・経済的・軍事的改革を実行することに失敗したため、貴下の援助が予期された効果を産まなかつたことは遺憾である。この失敗にこそ、我々の国が今当面している困難の原因がある。」

米華関係に影響をもたらした主要事項の年表

一八四四年
七月三日 望厦條約、最初の米華條約（カッシング條約）
一八五八年
六月十八日 天津条約（リード條約）
一八六八年
七月廿八日 ワシントン條約（バーリンゲーム條約）
一八九九年
九月――三月（一九〇〇）ヘイ国務長官の門戸開放に関する覚書
一九〇〇年
七月三日 中国の領土並びに行政上の主権保全に関する米国政策の闡明
一九〇三年
十月八日 米華通商條約上海で調印さる
一九〇五年
九月五日 日露戦争終結に関するポーツマス條約
一九〇八年
十一月三十日 ルート―高平協定

一九〇九年
十一月―十二月 満鉄の中立化に関するノックスの提案
一九一一年
十月十日 中国革命の発生
一九一二年
二月十二日 清帝の退位と中華民国成立
一九一五年
三月十三日 日本の対華二十一ヵ條要求に反対するブライアン国務長官の声明
五月十一日 中国における米国の條約上の諸権利を不平等化する日華諸協定の不承認に関するブライアン国務長官の声明
一九一七年
八月十四日 中国、ドイツに対し宣戦を布告
十一月二日 ランシング――石井協定
一九二一年
五月 中国共産党、上海で設立準備会を開く

一九二二年
二月六日 九ヵ国條約、ワシントン会議で調印さる
一九二七年
一月廿七日 中国の民族主義に同情を寄せるとともに、中国の内政に干渉しないという米国政策を表明したケロッグ国務長官の声明
一九二八年
四月――七月 国共紛争展開さる
六月八日 閻錫山指揮下の国民党軍によって北京占領さる
七月六日 国民党の下に中国統一さると蔣介石闡明す
七月廿五日 米、中華民国の国民政府を承認す
一九三一年
九月十八日 日本の満州征服開始さる
一九三二年
一月七日 武力によって齎らされた領土上の変更を認めないという米国の政策がスチムソン国務長官によって闡明さる
一九三四年
四月廿九日 米、対日覚書において、中国における米国の條約上の諸権利を再主張す

七月七日 満州における石油の独占制設置に関し米、日本に抗議す
一九三六年
五月五日 中国の憲法草案発布さる
十二月十二日 蔣介石軍事委員会委員長、陝西省西安で張学良によって逮捕さる
十二月廿五日 蔣委員長、西安の「監禁」から釈放さる
一九三七年
七月七日 宣戦の布告なき日華事変勃発す
九月廿二日 中国共産党中央委員会、国民党と「統一戦線」結成に関し宣言を発す
九月廿三日 右宣言を歓迎する蔣委員長の声明発表さる
十月五日 ルーズヴェルト米大統領、シカゴで「隔離」演説を行う
十一月三日―廿四日 一九二二年の九ヵ国條約第七條に関し、ブラッセル会議開かる
一九三八年
十月六日 米、中国における門戸開放政策を日本が遵守しないことに関し抗議す
一九三九年

七月廿六日　米、一九一一年二月二十一日の日米通商條約の廢止に関し注意を喚起す

一九四〇年

三月三十日　米、南京における汪精衞政府の設置を非難す

一九四一年

五月六日　中国が武器貸与法の援助を受ける資格のある旨ルーズヴェルト大統領によつて宣言さる

七月廿六日　米、米国内にある日本資産を凍結す

十二月七日　日本、眞珠湾を攻撃す

十二月八日　米、対日宣戰を布告す

一九四二年

一月廿九日―三十日　スティルウェル將軍を蔣介石大元帥の合同參謀本部の參謀長として任命する件ならびに中国における米陸軍代表として任命する件について、宋子文スチムソン間に覚書交換さる

二月二日　スティルウェル將軍が重慶に行つて、蔣大元帥の最高司令部の下で任務につくよう命令したマーシャル將軍による文書の発出さる

二月七日　米の対華五億ドル借款承認さる

三月六日　スティルウェル將軍、蔣大元帥に報告す

一九四三年

一月十一日　米国の対華治外法権撤廃に関する中米條約ワシントンで調印さる

十月三十日　一般保証に関する四ヵ国の宣言、モスクワにおいて英、米、ソ、華によつて調印さる

十一月廿二日―廿六日　ルーズヴェルト、チャーチル及び蔣介石によるカイロ会談開かる

十一月廿八日―十二月一日　ルーズヴェルト、チャーチル及びスターリンによるテヘラン会談開かる

十二月一日　カイロ宣言、米、英および中国によつて発表さる

十二月十七日　米議会、中国人の移民及び帰化に関する差別待遇法を廃止す

一九四四年

六月　ヘンリー・A・ウォーレス副大統領、中国使節として派遣さる

八月十八日　パトリック・J・ハーレイ將軍、ルーズヴェルト大統領の個人的対華使節に任命さる

八月卅一日　ハーレイ將軍、モスクワにおいてモロトフと会談す

十月廿四日　スティルウェル將軍、中国から召還と発表さる

一九四五年

一月八日　ハーレイ將軍、駐華米大使として蔣石介主席に信任狀を捧呈す

二月四日―十一日　ルーズヴェルト、チャーチル及びスターリンによるヤルタ会談開かる

二月十一日　ルーズヴェルト、チャーチル及びスターリンによつてヤルタ協定調印さる

四月十五日　ハーレイ大使国共問題の解決に関し、モスクワにおいてスターリン及びモロトフと会談す

五月八日　対欧戰勝日

七月十七日―八月一日　米、英及びソ連によるベルリン会談開かる

七月廿六日　日本の無條件降伏を要求するポツダム宣言、米、英及び中国によつて発表さる

八月九日　ソ連、対日戰に參加す

八月十四日　日本の降伏

八月十四日　中ソ友好同盟條約及び附属議定書、モスクワで調印さる

十月十一日　国共会談紀要発表さる

十一月廿七日　ハーレイ大使の辞任発表さる

十一月廿七日　トルーマン大統領の対華派遣特使としてジョージ・C・マーシャル將軍が任命された旨発表さる

十二月十五日　米対華政策に関する声明、トルーマン大統領によつて発表さる

十二月十六日―二十七日　米英及びソ連の外相によるモスクワ会議開かる

一九四六年

一月七日　三人委員会の初会合

一月十日　停戰に関する三人委員会の協定

一月十日―三十一日　政治協商会議の開催

一月十三日　停戰協定の效力発生の日

一月十四日　北平の軍事調処執行部、任務を開始す

一月卅一日　政治協商会議で諸決議採択さる

二月廿五日　中共軍を国軍に再編統合する整軍の根本計画について協定に到達

三月一日―十七日　国民党中央執行委員会の開催

三月十一日　大統領への報告のためマーシャル將軍、米国に向け中国を出発す

四月十八日　マーシャル将軍、中国に帰還す
四月十八日　中共軍、長春を占領
五月五日　国民政府、重慶から南京へ遷都す
五月十九日　国府軍、四平街を占領
五月廿三日　国府軍、長春を占領
六月七日　満州における停戦期日始まる
六月廿七日　米華農業使節団、任務を開始す
六月三十日　停戦の期日満了、交渉は明らかに停頓の形
七月十一日　米上院、駐華大使としてJ・レートン・スチュアートを承認
七月廿九日　中共、北平近くで米陸戦隊を襲撃
八月十日　マーシャル将軍とスチュアート大使の中国情勢に関する共同声明発表さる
八月三十日　米華余剰資産売却協定締結さる
十月十一日　国府軍、張家口を占領
十一月二日　米華友好通商航海条約、南京で調印さる
十一月十五日—十二月廿五日　憲法採択国民大会開かる
十二月十八日　米対華政策に関するトルーマン大統領の声明

一九四七年

一月六日　マーシャル将軍の召還発表さる
一月七日　マーシャル将軍の国務長官任命発表さる
一月廿九日　米、三人委員会及び軍事調処執行部との関係を断つ旨発表す
二月十一日　国府、南京の中共代表に対し、中共代表の南京駐在はもはや望ましからぬものとなつた旨通告す
二月廿八日　台湾に暴動発生
三月一日　立法院及び監察院の改組発表さる
三月十九日　国府軍、延安を占領
四月十七日　行政院及び国府委員会の改組発表さる
六月三十日　国民党中央執行委員会常駐委員会の特別会合開かる
七月九日　トルーマン大統領、ウェデマイヤー将軍に対し調査使節として中国に赴くよう訓令す
八月廿四日　中国を去るにあたつてウェデマイヤー将軍声明を発す
九月九日　国民党中央執行委員会第四次会議開かる
九月十九日　ウェデマイヤー将軍、大統領に対し、報告書を提出す
十月廿八日　民主同盟、非合法組織と宣言さる

一九四八年

三月十二日　中共軍、四平街を占領
三月廿九日　国民大会召集さる
四月三日　一九四八年の対華援助法案、トルーマン大統領によつて承認さる
七月三日　米対華経済援助の細目に関する協定調印さる
八月五日　中国における農村再建のため米華合同委員会を設置する件について覚書交換さる
八月十九日　経済改革措置、中国政府によつて発表さる
九月廿三日—廿四日　中共軍、済南を占領
十月十五日　中共軍、錦州を占領
十月廿日　中共軍、長春を占領
十一月一日　中共軍、瀋陽を占領
十二月一日　中共軍、徐州を占領
十二月卅一日　孫科内閣成立

一九四九年

一月一日　蔣介石総統及び孫科行政院長、年頭のメッセージを発す
一月八日　中国、四大国の調停を要請
一月十二日　米、調停者としての役割を果たすことを辞退す
一月十五日　中共軍、天津を占領
一月廿一日　蔣介石、引退の決意を表明す、李宗仁、総統代理となる
一月卅一日　中共軍、北平を占領
二月五日　大部分の中国政府機関、広東に移転す
三月十二日　何応欽、広東で行政院長となる
三月廿四日　中共軍、太原を占領
四月十四日　一九四八年の対華援助法案延長さる
四月二十日　中共軍、揚子江を渡河
五月十六日—十七日　中共軍、漢口を占領
五月廿五日　中共軍、上海を占領
六月二日　中共軍、青島を占領
六月三日　閻錫山、広東で行政院長となる

あとがき

中国白書は、米国国務省が大統領の要請に応じて、去る八月五日に発表した極めて重要な外交文書である。扱うところは、過去半世紀にわたる米国の対華政策一般であるが、特に力点の置かれているのは、一九四五年二月のヤルタ会談の前後から最近に至る凡そ五年間の経緯である。白書が政府の公報であり、そして現トルーマン政権が民主党を背景とするものである事實は、決して無視できないにしても、公平に考えて、今日、中国をめぐる世界情勢を分析しようとする者にとつて、これは確かに必読の書たるを失わない。ただそれが必読の書たるのみに止まらず、興味津々たる内容をもつものであることは、試みに本書の随処を繙読すれば、立ちどころに明らかとなるであろう。私は今の日本人が一人でも多く本書を味読せんことを切願して止まないものである。

原書がナナ通信社のレイ・フォーク氏の好意によつて我が社に傳わつたのが去る八月廿二日、飜訳許可が得られたのが同廿六日であつた。それ以來、本社の調査研究室、並に欧米、東亜、政経の各部に勤務する有志が熱心に協力した結果、茲に邦訳の公刊を見るに至つたわけである。原書は全文千百十頁に及ぶ堂々たる大著であるが、都合により附録の部分を割愛し、本文四百卅余頁のみを訳出するに止めた。この機会にフォーク氏の好意と、印刷工程の短縮に献身的努力を惜しまなかつた共同印刷の人々の労とを多としたい。

因みに本書の訳出を分担した人々は、島田巽、森恭三、宮崎世龍、田中愼次郎、堀江忠男、木村忠雄、到津十三男、宮地健次郎、篠原武英、和田斉、山田友二、中村正吾の十二名（執筆順）である。私自身は卷頭の国務長官による「傳達書」の部分を邦訳するとともに、当出版局図書編集部岡崎俊夫その他の部員の助力を得て、原書と対照しながら全文に眼を通し訳文と訳語の統一に当るの僭縦を敢てした。記して以て責任の所在を明らかにしておく次第である。

一九四九年九月十七日（柳條溝事件滿十八年の前夜）

朝日新聞出版局にて

嘉治隆一識

中国白書

昭和二十四年十月五日印刷
昭和二十四年十月十日發行

定価四百円

訳者　朝日新聞社

発行者　東京都千代田区有楽町二の三 朝日新聞社　杉山胤太郎

印刷者　東京都文京区久堅町一〇八 共同印刷株式会社　大橋芳雄

発行所　東京都丸の内・大阪市中之島　朝日新聞社
（電話丸の内一三一・北濱一三一）